

調査研究報告資料  
第 41 号  
2023 年 12 月 22 日

ISSN 1347-9024  
Survey Series No.41  
December 22, 2023

2022 年社会保障・人口問題基本調査  
生活と支え合いに関する調査  
報告書

The National Survey on Social Security and People's Life

2022

国立社会保障・人口問題研究所

National Institute of Population and  
Social Security Research  
Tokyo, Japan







## 序 文

本研究所は、人々の生活、家族関係と社会経済状態および相対的剥奪の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会ネットワークなどの私的な支援とが果たしている機能を把握することを目的として、令和4年7月に「生活と支え合いに関する調査」を実施した。本報告書はその結果の概要と関連資料等を取りまとめたものである。

日本社会においては、少子高齢化と家族構造の変化が進展し、社会保障制度がそれに対応する必要性が指摘されてきた。加えて、子どもの貧困や孤独・孤立、居住の確保なども社会の課題として近年注目を集めるようになってきた。今後は、地域共生社会の構築や高齢化の帰結としての死亡数の急増などについても社会的な対応策の検討が必要となるであろう。本調査及び本調査の結果がこれらの社会の課題への対応や社会の持続可能性にかかる議論や今後の社会保障制度改革に資する重要な資料として活用されるものと期待する。

本調査は、今回からオンライン・郵送回答を導入した。調査対象者や自治体調査員の調査負荷軽減を意図した措置である。これらを導入したことの影響の有無については今後調査担当部において詳細な検討が行われるものであるが、調査の集計結果をご利用いただく際に念頭に置いていただきたい。

本調査の実施にあたっては、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）、同（統計・情報システム管理、労使関係担当）、都道府県、特別区、保健所政令市（政令指定都市、中核市、その他保健所設置市）、保健所ならびに調査員の方々の数多くの御協力を得た。とりわけコロナ禍であっても丁寧に回答をいただいた全国の調査対象者のご協力がなければ、本調査は成り立たなかった。ここに深く感謝の意を表す次第である。

なお、本調査は本研究所のプロジェクト調査研究として、泉田信行（社会保障応用分析研究部長）、黒田有志弥（同部第1室長）、榊原賢二郎（同部第3室長）、盖若琰（同部第4室長）、佐々木織恵（同部研究員）、河西奈緒（同部研究員）、毛塚和宏（同部研究員）、西村幸満（社会保障基礎理論研究部長）によって実施された。

令和5年12月

国立社会保障・人口問題研究所長  
田辺 国昭



# 目次

## 調査の概要及び調査結果

I	調査の概要	1
1	2022 年生活と支え合いに関する調査について	1
2	調査手続き	1
3	調査票回収状況	2
4	用語の解説等	3
II	世帯の経済的な生活の状況	5
1	概況	5
2	所得階級別の食料・衣料の困窮経験	9
3	世帯タイプ別の食料・衣料の困窮経験	11
4	家計簿記載の状況	14
III	人と人とのつながり・支え合いの状況	16
1	会話頻度とコミュニケーションの手段	16
2	孤独感	25
3	日常生活で頼れる人	29
IV	近所に手助けや支援を必要とする人の認知	43
1	近所に手助けや支援を必要とする人がいるかを知っている人は少ない	43
2	近所に手助けや支援を必要とする人が住んでいると回答した人の対応①	48
3	近所に手助けや支援を必要とする人が住んでいると回答した人の対応②	51
V	生活費用の担い手	52
1	現在の生活費用の担い手	52
2	家族の関係と生活費用の担い手	58
3	キャリアと生活費用の担い手	62
VI	就業状況とテレワーク	67
1	就業状況	67
2	テレワークの状況	72
VII	就労時間帯と生活	78
1	性・年齢階級別の離宅・帰宅時刻	78
2	婚姻状況別の離宅・帰宅時刻	81
3	世帯構造別の離宅・帰宅時刻	82
4	離宅・帰宅時刻と頼れる人の無い者の割合	84
VIII	18 歳未満の子どもがいる者の状況	86

1	18歳未満の子どものいる者の割合と特徴	86
2	18歳未満の子どものいる者の生活の状況	87
3	18歳未満の子どものいる者の生活への評価	88
4	18歳未満の子どものいる者の子ども食堂・地域食堂の認知状況と利用状況	91
5	18歳未満の子どものいる者の子育てへの主観的評価	93
IX	住まいと世帯の暮らし	96
1	住宅の所有形態	96
2	住まいの質	97
3	住まいの耐久消費財	100
4	世帯の暮らしの状況	103
5	世帯と住宅費	106
6	住まいに係る公共料金等の未払い・滞納経験	109
X	障害者手帳保有者の生活状況	116
1	性別・年齢	117
2	暮らし向き	118
3	経済状況	119
4	教育	121
5	家族	122
6	健康	124
7	外出	126
XI	心の問題についての公的な相談機関の認知と相談経験	130
1	性・年齢階級別の状況	130
2	婚姻状況別の状況	133
3	就業状況別の状況	134
4	介護経験の有無別の状況	135
5	会話頻度別の状況	137
6	最終学歴別の状況	138
XII	長生きに対する評価	140
XIII	介護の状況と希望介護場所	146
1	介護の状況	146
2	希望介護場所	148
XIV	看取った経験と自分の死や死後の準備とその共有	152
1	看取った経験の状況	152
2	自分の死や死後の準備	156
3	自分の死や死後の準備について家族や友人などとの共有状況	159
4	会話頻度と自分の死や死後の準備、及びその家族や友人などとの共有状況	162



XV	健康行動と健康状態 .....	165
1	過去 1 年間の医療機関の未受診 .....	165
2	過去 1 年間の健康診断の未受診 .....	169
3	幾つかの指標に見る健康状態 .....	171
XVI	生活満足度、暮らし向き、余暇時間の状況 .....	177
1	生活満足度の状況 .....	177
2	現在の暮らし向きの状況 .....	179
3	余暇時間の状況 .....	181

## 調査関係資料

・実施要綱 .....	185
・調査事務要領 .....	187
・調査の手引き .....	257
・単位区世帯名簿 .....	313
・調査票（世帯票、個人票） .....	315
・調査票記入例（世帯票、個人票） .....	339
・ログインID等用紙 .....	363
・調査票の回答・提出方法のご案内 .....	364
・調査ご協力のお願い（被調査者） .....	366
・調査ご協力のお願い（自治体・町内会・マンション管理人等への周知用） .....	367

## 主要結果表リスト

1	単純集計結果表 .....	369
2	クロス集計結果表 .....	372



# 調査の概要及び調査結果

## I 調査の概要

### 1 2022 年生活と支え合いに関する調査について

生活と支え合いに関する調査は、世帯内外での支え合いと多様な個人の自助・自立の実態を主要な題材とした調査である。具体的には、人々の生活、家族関係と社会経済状態及び相対的剥奪<sup>1</sup>の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会ネットワークなどの私的な支援とが果たしている機能を精査する。それにより、年金、医療、介護などの社会保障制度の喫緊の課題のみならず、その長期的なあり方と、社会保障制度の利用と密接に関わる個人の社会参加のあり方を検討するための基礎的資料を得ることを目的として実施される。

本調査は、2007（平成 19）年に「社会保障実態調査」として行われて以降、5 年ごとに実施しているが、2012（平成 24）年に名称を「生活と支え合いに関する調査」に変更して今回に至っている。

2022 年生活と支え合いに関する調査は、2022（令和 4）年 7 月 1 日を調査の基準日として、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省大臣官房統計情報部、都道府県、保健所を設置する市・特別区及び保健所の協力を得て実施した。

本結果の概要は 2022 年生活と支え合いに関する調査の集計結果についてとりまとめたものである。

### 2 調査手続き

本調査は、全国標本調査であり、2022（令和 4）年 7 月 1 日現在の事実について調べたものである。調査対象地区は、令和 4 年国民生活基礎調査（厚生労働省実施）の調査地区 5,530 地区（令和 2 年国勢調査区から層化無作為抽出）の中から選ばれた 300 地区である。この地区内の全ての世帯の世帯主及び 18 歳以上の世帯員（世帯主を含む）が本調査の客体である。

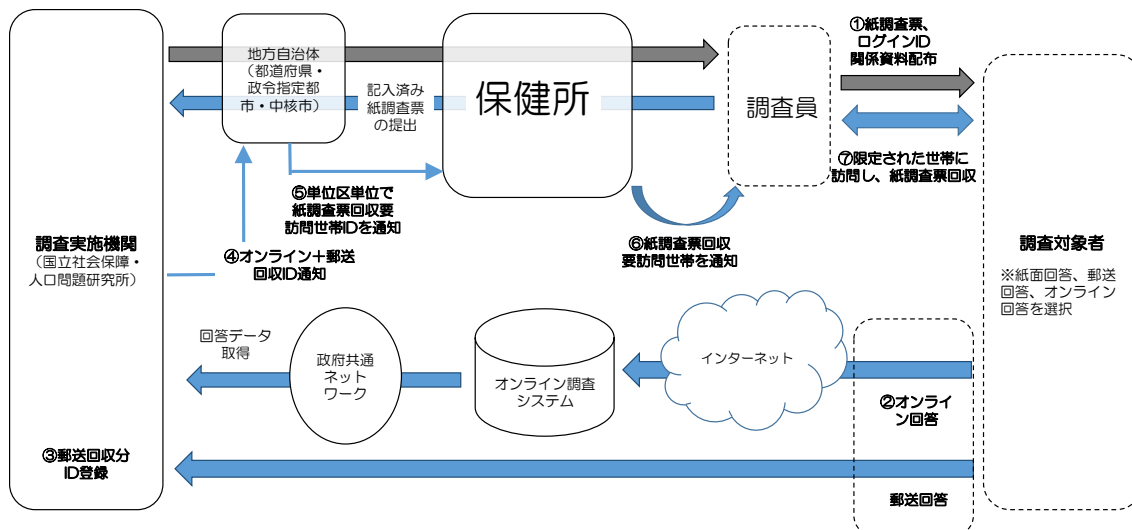
本調査は世帯票と個人票から構成されるが、世帯票は世帯主を対象とし、個人票は 18 歳以上の世帯員（世帯主を含む）を対象としている。

調査の回答方法は、従来の紙に印刷された調査票に回答する方法に加えて、インターネットで回答する方法を導入した。インターネットでの回答は、政府の統計調査にインターネットを使ってオンラインで回答できるように開発された汎用システムである「政府統計調査オンライン総合窓口」で行うこととし、本調査専用の ID 等を調査票に貼付した。紙に印刷された調査票については自計回答、密封回収方式であるが、回収方法についても従来の調査

<sup>1</sup> 「相対的剥奪」とは、主として社会学上の用語であり、人々が社会で通常手にいれることのできると考えられる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な要素を欠いていたり、一般に経験すると考えられる雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できないことをいう。

員による回収に加え、郵送することによって回収する方法も導入した（調査の流れにつき図参照）。

図 調査系統



### 3 調査票回収状況

世帯票については、調査対象世帯数（調査客体数）16,719 票に対して、回収数は 8,514 票であり、回収率は 50.9%であった（前回調査 67.1%）。ただし、重要な情報が欠如している 41 票を無効票として集計対象から除外し、有効票数は 8,473 票、有効回収率は 50.7%となった（同 63.5%）。

個人票については、調査票配布数（調査客体数）27,233 票に対して、回収数は 16,163 票であり、回収率は 59.4%であった（前回調査 86.4%）。ただし、重要な情報が欠如している 234 票を無効票として集計対象から除外し、有効票数は 15,929 票、有効回収率は 58.5%となった（同 75.0%）。

前述のとおり、本調査では従来の調査員による調査票回収に加え、郵送回収及びオンライン回答の方法を導入した。世帯票及び個人票の有効回収票につき、回収系統別の比率は表 1 のとおりである。

表 1 有効回収票の回収系統別状況（%）

	調査員回収	郵送回収	オンライン回答	計
世帯票（8,473 票）	7.2	78.2	14.6	100.0
個人票（15,929 票）	12.1	76.1	11.7	100.0

## 4 用語の解説等

本結果の概要における用語等は、以下の定義を用いている。

### ① 世帯タイプ

「世帯タイプ」は、次の分類による。なお、高齢者は65歳以上、非高齢者とは0歳から64歳の世帯員をいう。また、ここでの「子どもがある世帯」に使われる子どもの定義は、20歳未満の世帯員で、「世帯主との関係」が「世帯主（本人）」、「世帯主の配偶者」、「子の配偶者」、「孫の配偶者」でなく、かつ、世帯内に配偶者がいない者をいう。

#### 1. 子どもがない世帯

##### 1.1 単独世帯

- 単独高齢男性世帯
- 単独高齢女性世帯
- 単独非高齢男性世帯
- 単独非高齢女性世帯

##### 1.2 夫婦のみ世帯

- 夫婦ともに高齢者世帯
- 夫婦の一方が高齢者世帯
- 夫婦ともに非高齢者世帯

##### 1.3 子どもがないその他世帯

- 高齢者のみ世帯
- 高齢者以外も含む世帯

#### 2. 子どもがある世帯

##### 2.1 二親世帯

- 二親世帯（三世代）
- 二親世帯（二世代）

##### 2.2 ひとり親世帯

- ひとり親世帯（三世代）
- ひとり親世帯（二世代）

※ただし、世帯総数には上記のタイプに該当しない世帯も含む。

### ② 地域ブロック

「地域ブロック」は「地域別表章に関するガイドライン（平成31年（2019年）3月28日総務省政策統括官（統計制度担当）決定（令和5年（2023年）3月29日改正）」の類型Iの区分による。

③ 等価可処分所得の算出方法

本結果の概要における等価可処分所得は、個人票の所得情報を世帯単位で集計したものを世帯所得とし、これを世帯人員数の平方根で割って調整したものをいう。

④ 等価可処分所得階級（十分位）の各階級の範囲について

本調査の集計結果において、等価可処分所得（十分位）の各階級の範囲は表2のとおりとなっている。

表2 等価可処分所得階級（十分位）の各階級の範囲（万円）

第I十分位	～13
第II十分位	14～110
第III十分位	111～166
第IV十分位	167～201
第V十分位	202～244
第VI十分位	245～288
第VII十分位	289～345
第VIII十分位	346～410
第IX十分位	411～542
第X十分位	544～

⑤ 余暇時間（1日の自由な時間）階級（五分位）の各階級の範囲について

本調査の集計結果において、余暇時間（1日の自由な時間）階級（五分位）の各階級の範囲は表3のとおりとなっている。

表3 余暇時間（1日の自由な時間）階級（五分位）の各階級の範囲（時間）

第I五分位	～2
第II五分位	3～3
第III五分位	4～4
第IV五分位	5～5
第V五分位	6～

⑥ 図表の数値について

図表中の比率の数値（%）は、小数点第二位を四捨五入しているため、各項目の加算値はちょうど100.0%にはならない場合がある。また、本文において図表中の2以上の項目をまとめ1つの項目として比率の数値（%）を記載していることがあるが、四捨五入の影響により、当該2以上の項目の各比率の数値（%）の加算値とは一致しない場合がある。

## II 世帯の経済的な生活の状況

世帯票においては世帯の経済的な状況についての質問が多くなされている。本章においては、世帯票問4：食料の困窮経験、問5：衣料の困窮経験、問6：未払い滞納経験、問11(1)：世帯の生活状況、問11(2)：耐久消費財の所有状況の概況について触れた後に、問4：食料の困窮経験、問5：衣料の困窮経験の所得階級別及び世帯タイプ別の概要、問3(2)による家計簿記載状況の概要をまとめる。問6：未払い滞納経験、問11(1)：世帯の生活状況、問11(2)：耐久消費財の所有状況の所得階級別及び世帯タイプ別の概要についてはIX章 住まいと世帯の暮らしに概要がまとめられている。

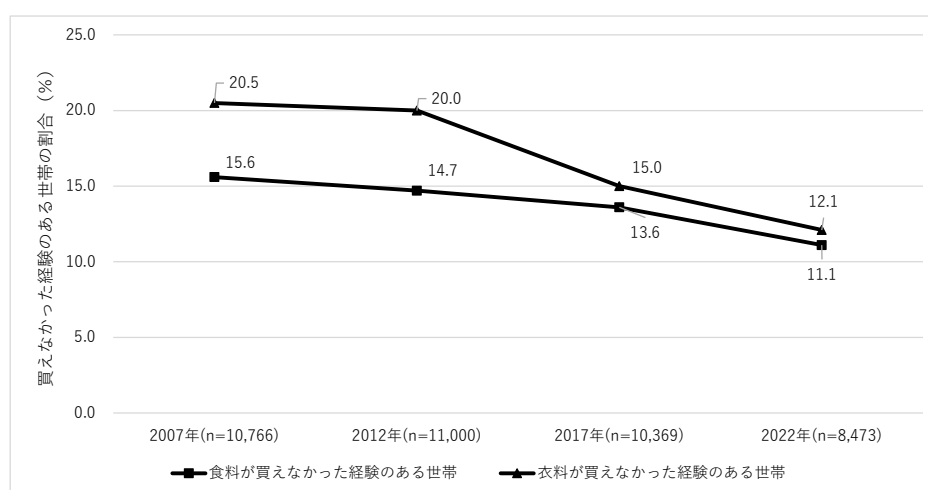
### 1 概況

#### (1) 食料・衣料の困窮経験

世帯票問4において、「あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません（○は1つ）。」として食料の困窮経験を質問している。選択肢は、1よくあった、2ときどきあった、3まれにあった、4まったくなかった、である。世帯票問5においては「あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣料が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません（○は1つ）。」として衣料の困窮経験を質問している。選択肢は食料の困窮経験と同じ4選択肢である。

食料・衣料の困窮経験について、それぞれ、よくあった、ときどきあった、まれにあったの合計の全世帯に対する割合の時系列推移を示したのが図表II-1である。

図表II-1 食料・衣料の困窮経験のある世帯の割合（2007年～2022年）

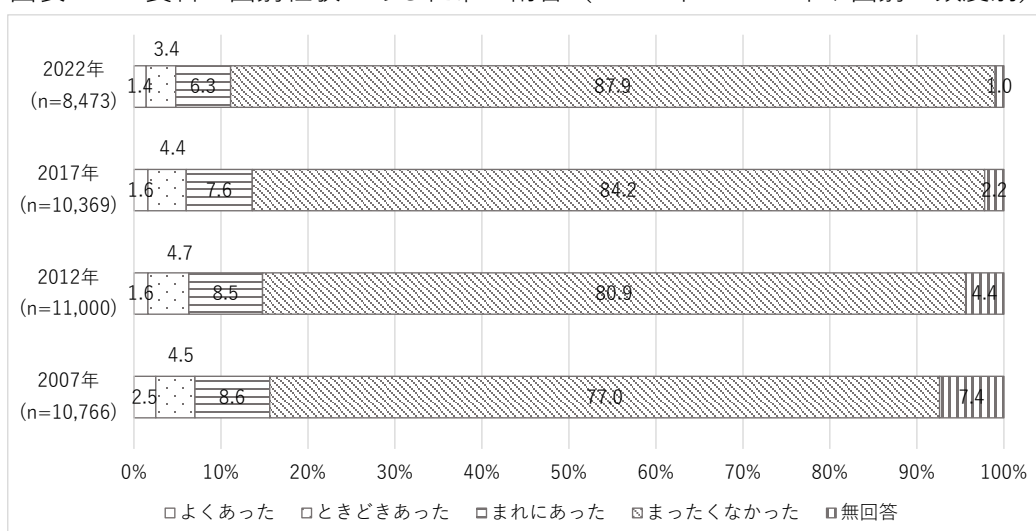


注) 世帯票により集計している。合計に無回答を含む。

食料の困窮経験があった世帯は今回調査（2022年）では11.1%であった。前回調査の13.6%よりも低く、引き続き低下してきている。衣料の困窮経験があった世帯は今回調査（2022年）では12.1%であった。前回調査時点の15.0%よりも低く、こちらも全体として一貫して低下してきている。

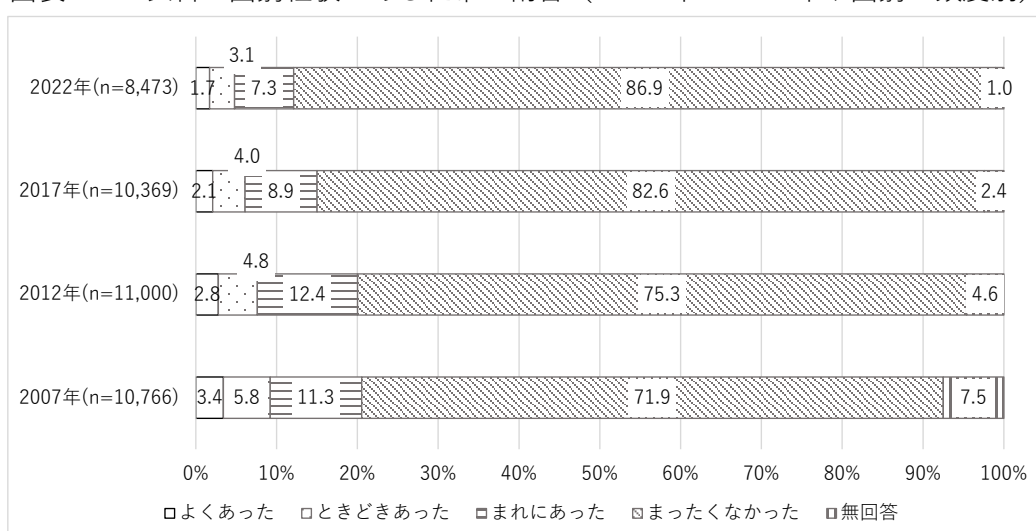
食料・衣料の困窮経験について、よくあった、ときどきあった、まれにあった、に分けて経験した比率を示すとそれぞれ図表II-2、図表II-3のとおりとなる。なお、端数処理の関係で、図表II-1で示した、よくあった、ときどきあった、まれにあったの合計とその内訳は必ずしも一致しない。

図表II-2 食料の困窮経験のある世帯の割合（2007年～2022年；困窮の頻度別）



注) 世帯票により集計している。

図表II-3 衣料の困窮経験のある世帯の割合（2007年～2022年；困窮の頻度別）



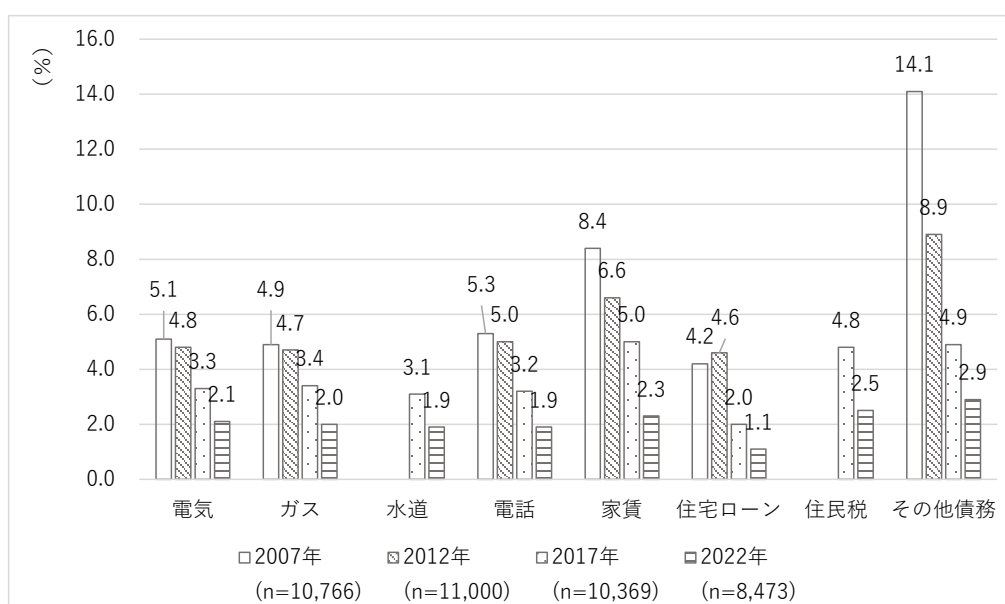
注) 世帯票により集計している。



## (2) 未払い・滞納経験

世帯票問6において、過去1年間に、経済的な理由で電気、ガス、水道、電話料金が未払いとなった経験、賃貸住宅費、住宅ローン、住民税の滞納およびその他債務の返済ができないことがあったかを聞いている。これらの支払いを行う必要が無い世帯もあり得るため、「あった」、「なかった」、「該当しない」の3つの選択肢から回答を選ぶ形で質問した。「該当しない」と「無回答」を除外して「あった」と回答した世帯の割合を示したのが図表II-4である。いずれの項目についても2022年調査においては前回調査の数値と比較して低下している。

図表II-4 過去1年間に料金の未払い・債務の滞納があった世帯の割合



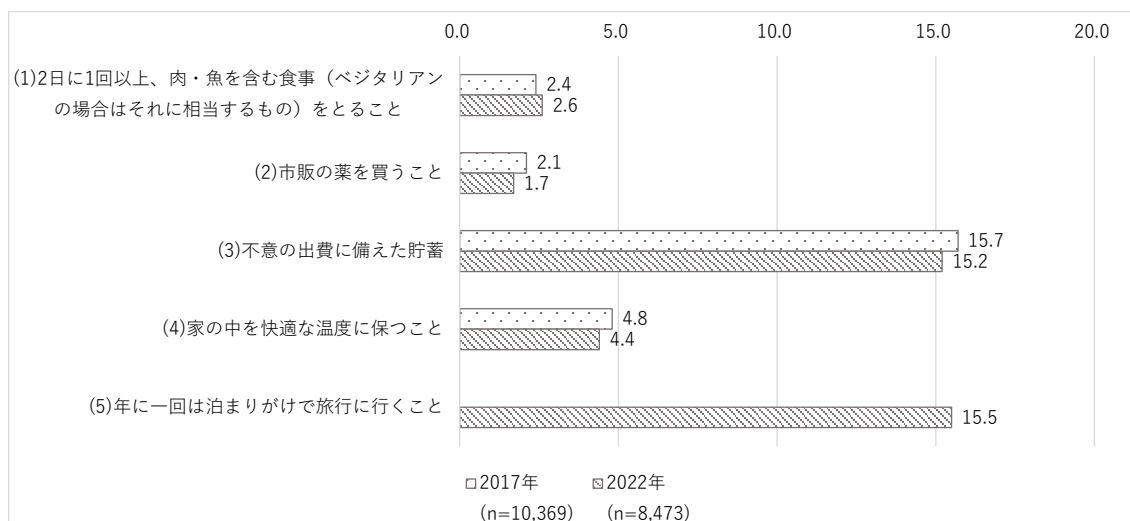
注) 世帯票により集計している。「あった」とした世帯数 / (「該当しない」と無回答を除く世帯数)。サンプルサイズは無回答と「該当しない」を除外する前の数値である。

## (3) 生活の状況

世帯票問11(1)において、日常生活を営む上で必要なことができているかを、「あてはまる(できている)」、「金銭的な理由であてはまらない」、「その他の理由であてはまらない」の3つの選択肢で質問した。「無回答」を除外した上で「金銭的な理由であてはまらない」と回答した世帯の割合を図表II-5に示した。

前回調査と比較可能な項目については大きな変動はなかった。(5)年に一回は泊まりがけで旅行に行くことは2017年調査では個人票で質問していたものを今回調査から世帯票で質問することとしたため、前回調査結果と比較はできない。

図表 II-5 生活の状況各項目について金銭的理由でできないと答えた世帯の割合 (%)

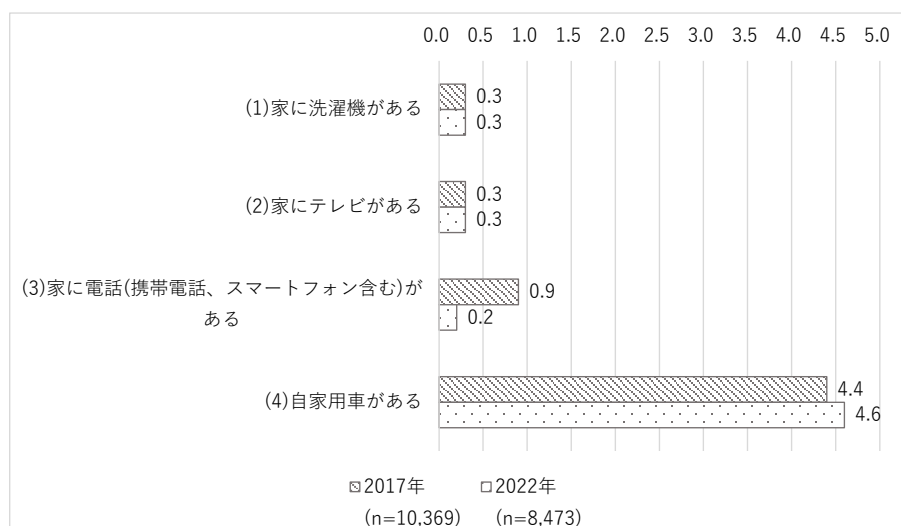


注) 世帯票により集計している。算出に当たっては無回答の世帯を合計から除外して算出している。サンプルサイズは無回答を除外する前の数値である。

#### (4) 耐久消費財の状況

耐久消費財の購入が金銭的な理由で出来ない状態にあるかを世帯票問 11 (2) にて質問している。「ある」、「買えない」、「必要ない」の3つの選択肢から回答を選ぶ形で質問した。「必要ない」と「無回答」を除外した上で「買えない」と回答した世帯の割合について前回調査と比較して示したものが図表 II-6 である。

図表 II-6 耐久消費財について買えないと答えた世帯の割合 (%)



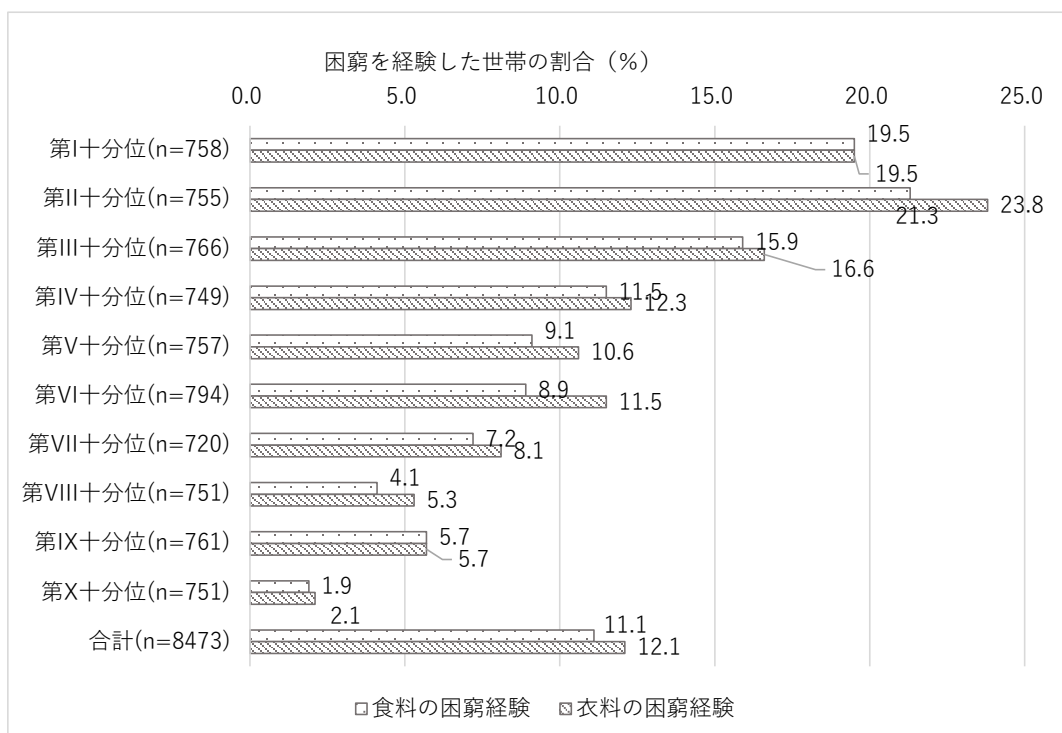
注) 世帯票により集計している。算出に当たっては、「必要ない」と回答した世帯、無回答の世帯を分母から除外して算出している。サンプルサイズは無回答を除外する前の数値である。

(3)を除いて、前回調査とほとんど変化がなかった。(3)家に電話(携帯電話、スマートフォン含む)がある、についての設問は、前回調査では「家に固定電話がある」という設問であったのを今回調査では携帯電話、スマートフォンを含める設問と変更している。このため、前回調査と今回調査で買えないと回答した世帯の割合についての厳密な比較はできないことに留意する必要がある。

## 2 所得階級別の食料・衣料の困窮経験

世帯の等価可処分所得階級別に食料と衣料それぞれの困窮経験をした世帯割合（1よくあった、2ときどきあった、3まれにあった、と回答した世帯の割合の和）を示したものが図表 II-7 である。世帯所得の最も低い 10%層である第 I 十分位では、食料・衣料について困窮を経験した世帯の割合はそれぞれ 19.5%、その次の所得階級である第 II 十分位では食料の困窮経験が 21.3%、衣料の困窮経験が 23.8%と非常に高くなっていて、所得階級が高くなるほど困窮経験は低くなり、第 X 十分位では食料の困窮経験が 1.9%、衣料の困窮経験が 2.1%であった。

図表 II-7 世帯の所得階級別食料・衣料の困窮を経験した世帯の割合（2022 年；%）

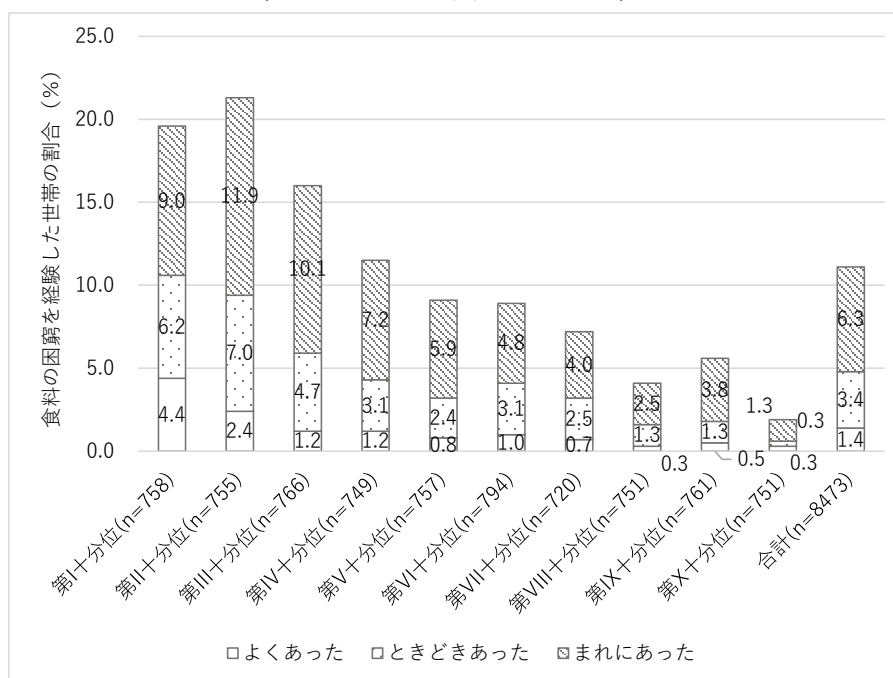


注) 世帯票から集計している。食料と衣料の困窮経験についてそれぞれ、1よくあった、2ときどきあった、3まれにあった、と回答した世帯の割合を示している。分母に無回答を含み、合計には等価可処分所得不明の世帯を含む。

困窮経験の頻度（よくあった、ときどきあった、まれにあった）ごとに分けた上で、世帯の等価可処分所得階級別に食料の困窮を経験した世帯の割合を示したのが図表 II-8 である。

全世帯では、よくあった：1.4%、ときどきあった：3.4%、まれにあった：6.3%であった。第 I 十分位ではよくあった：4.4%、ときどきあった：6.2%、まれにあった：9.0%であった。第 II 十分位では、よくあった：2.4%と第 I 十分位の値よりは小さい割合であったが、ときどきあった：7.0%、まれにあった：11.9%とそれぞれ第 I 十分位の値より大きくなっていった。第 III 十分位以上の所得階級では、困窮の経験頻度：よくあった、ときどきあった、まれにあった、いずれについても、経験する世帯の割合は所得階級が高くなるほど基本的には小さくなっていく。

図表 II-8 世帯の所得階級別食料困窮を経験した世帯の割合  
(2022 年；%；困窮の頻度別)

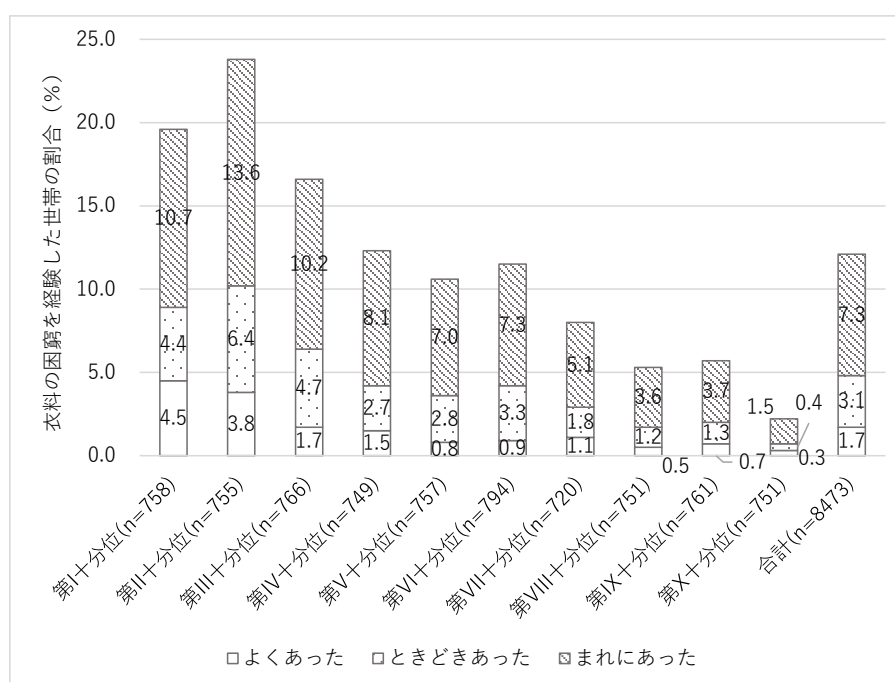


注) 世帯票から集計している。分母に無回答を含み、合計には等価可処分所得不明の世帯を含む。

同様に困窮経験の頻度（よくあった、ときどきあった、まれにあった）ごとに分けた上で、世帯の等価可処分所得階級別に衣料の困窮を経験した世帯の割合を示したのが図 II-9 である。全世帯では、よくあった：1.7%、ときどきあった：3.1%、まれにあった：7.3%であった。第 I 十分位ではよくあった：4.5%、ときどきあった：4.4%、まれにあった：10.7%であった。第 II 十分位では、よくあったは 3.8%と第 I 十分位の値よりは小さい割合であったが、ときどきあったは 6.4%、まれにあったは 13.6%とそれぞれ第 I 十分位の値より大きくなっていった。第 III 十分位以上の所得階級では、困窮の経験頻度：よくあ

た、ときどきあった、まれにあった、いずれについても、経験した世帯の割合は所得階級が高くなるほど基本的には小さくなっていく。

図表 II-9 世帯の所得階級別衣料困窮を経験した世帯の割合  
(2022年；%；困窮の頻度別)



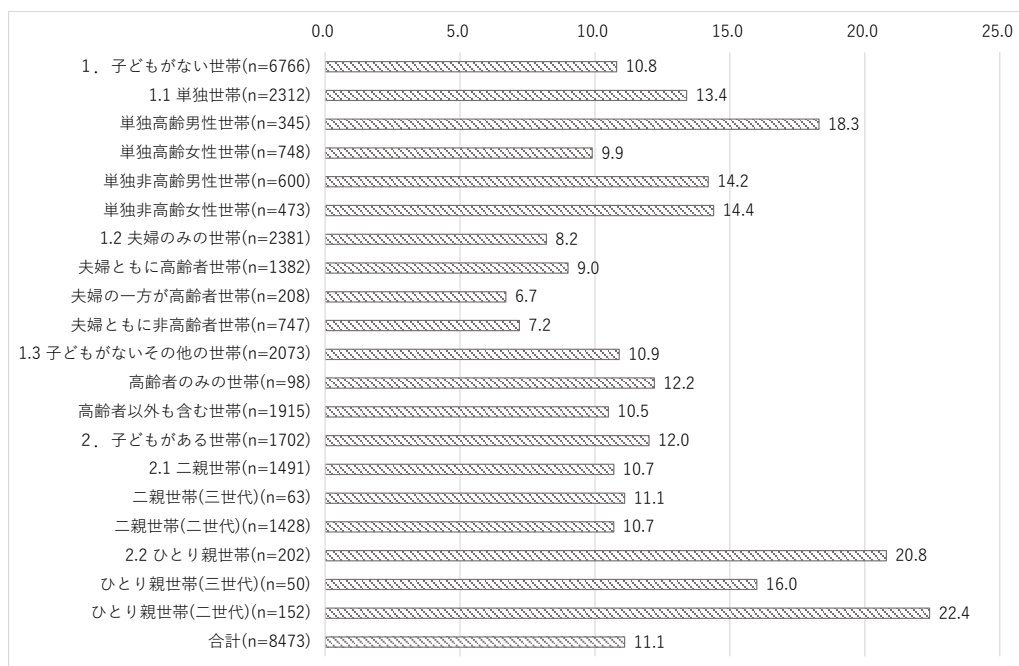
注) 世帯票から集計している。分母に無回答を含み、合計には等価可処分所得不明の世帯を含む。

### 3 世帯タイプ別の食料・衣料の困窮経験

世帯タイプ別に食料が買えない経験（よくあった、ときどきあった、まれにあった）をした世帯の割合を示したのが図表 II-10 である。全世帯平均の 11.1% に対して、単独高齢男性世帯 (18.3%)、単独非高齢男性世帯 (14.2%)、単独非高齢女性世帯 (14.4%)、高齢者のみの世帯 (12.2%) と相対的に経験した割合の高い世帯タイプがあった。ひとり親世帯 (20.8%) は特に該当する割合が高かった。

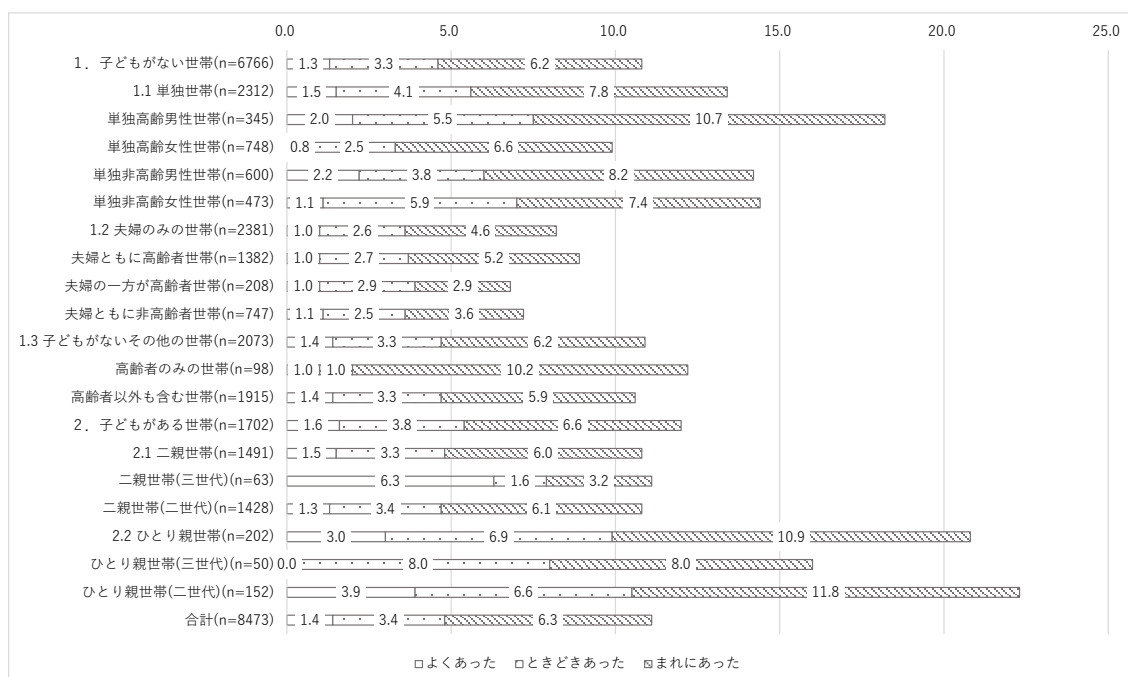
食料が買えない経験の頻度（よくあった、ときどきあった、まれにあった）の内訳を示した上で世帯タイプ別に食料の困窮経験を示したのが図表 II-11 である。単独高齢男性世帯、単独非高齢男性世帯、ひとり親世帯については、よくあった、ときどきあった、まれにあったのそれぞれについて全体平均よりも高くなっていった。単独非高齢女性世帯、高齢者のみの世帯では、よくあったとする世帯の割合は全体平均よりも低くなっていった。高齢者のみの世帯ではまれにあったとする世帯の割合が相対的に高くなっていった。

図表 II-10 世帯タイプ別食料困窮を経験した世帯の割合 (2022年; %)



注) 世帯票から集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯タイプ不詳の世帯を含む。なお、その他に表示していない世帯タイプがある。

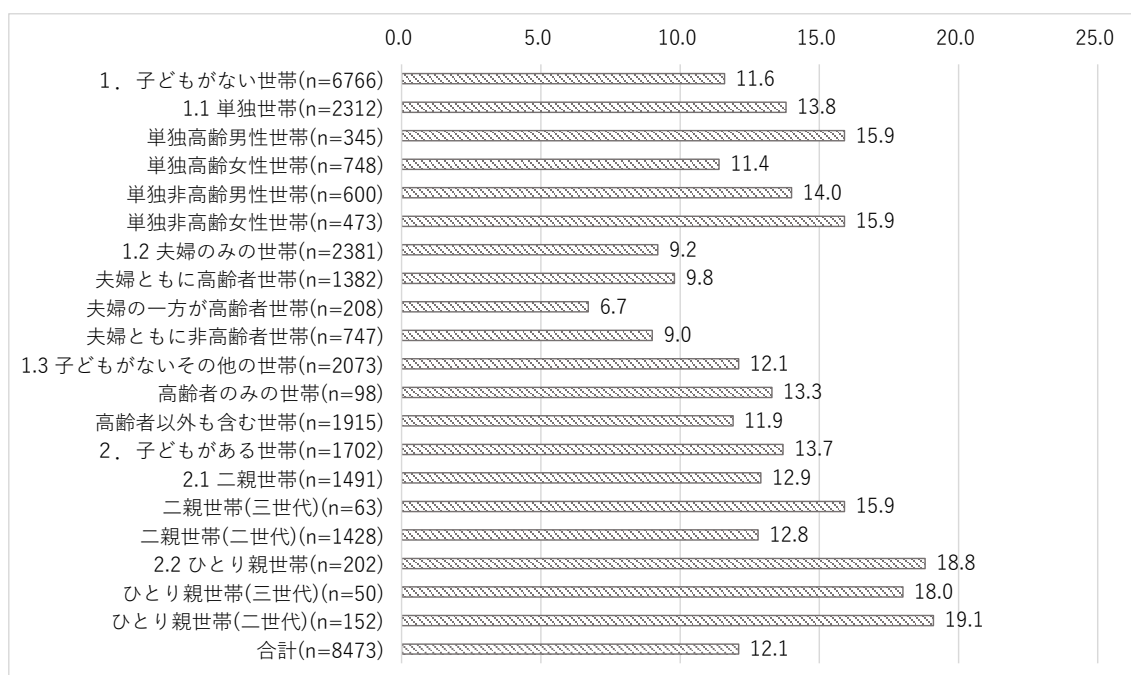
図表 II-11 世帯タイプ別食料困窮を経験した世帯の割合 (2022年; %; 困窮の頻度別)



注) 世帯票から集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯タイプ不詳の世帯を含む。なお、その他に表示していない世帯タイプがある。

世帯タイプ別に衣料が買えない経験（よくあった、ときどきあった、まれにあった）をした世帯の割合を示したのが図表 II-12 である。全世帯平均の 12.1% に対して、単独高齢男性世帯（15.9%）、単独非高齢男性世帯（14.0%）、単独非高齢女性世帯（15.9%）、高齢者のみの世帯（13.3%）、二親世帯（12.9%）、ひとり親世帯（18.8%）と該当する割合の相対的に高い世帯タイプがあった。

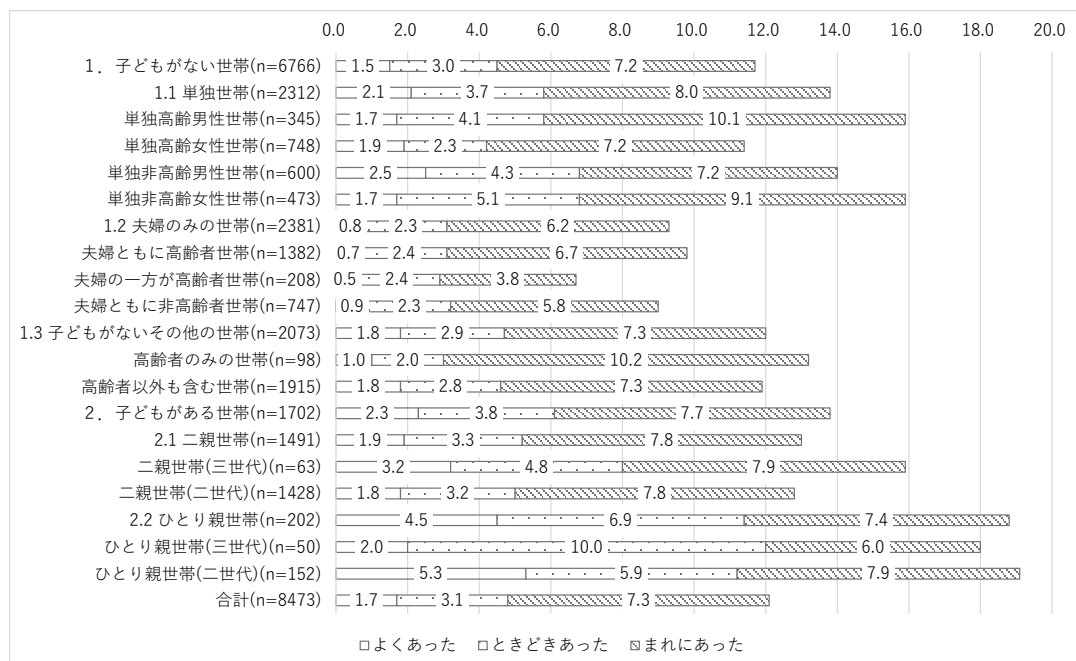
図表 II-12 世帯のタイプ別衣料の困窮を経験した世帯の割合（2022 年；%）



注) 世帯票から集計している。衣料の困窮経験についてそれぞれ、1 よくあった、2 ときどきあった、3 まれにあった、と回答した世帯計の割合を示している。分母に無回答を含む。合計に世帯タイプ不詳の世帯を含む。なお、その他に表示していない世帯タイプがある。

衣料が買えない経験の頻度（よくあった、ときどきあった、まれにあった）の内訳を示した上で世帯タイプ別に衣料の困窮経験を示したのが図表 II-13 である。二親世帯、ひとり親世帯については、よくあった、ときどきあった、まれにあった、それぞれについて全体平均よりも高くなっていた。単独高齢男性世帯、単独非高齢女性世帯、高齢者のみの世帯ではまれにあったとする世帯の割合が相対的に高くなっていた。

図表 II-13 世帯タイプ別衣料困窮を経験した世帯の割合（2022年；％；困窮の頻度別）

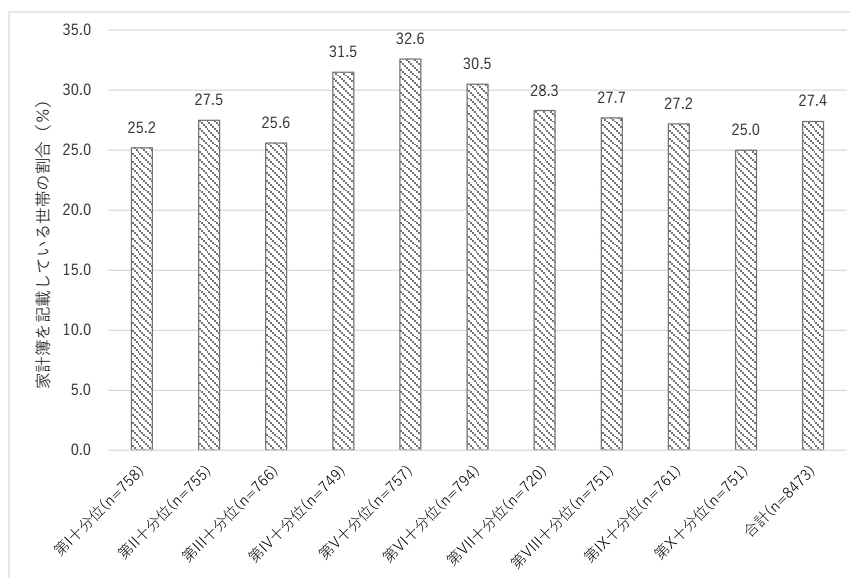


注) 世帯票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯タイプ不詳の世帯を含む。なお、その他に表示していない世帯タイプがある。

#### 4 家計簿記載の状況

世帯票問3(2)「先月、家計簿をつけていましたか。」に対して「1はい」と回答した家計簿を記載している世帯の割合は全体で27.4%であった(図表II-14)。

図表 II-14 世帯の所得階級別家計簿を記載している世帯の割合（2022年；％）



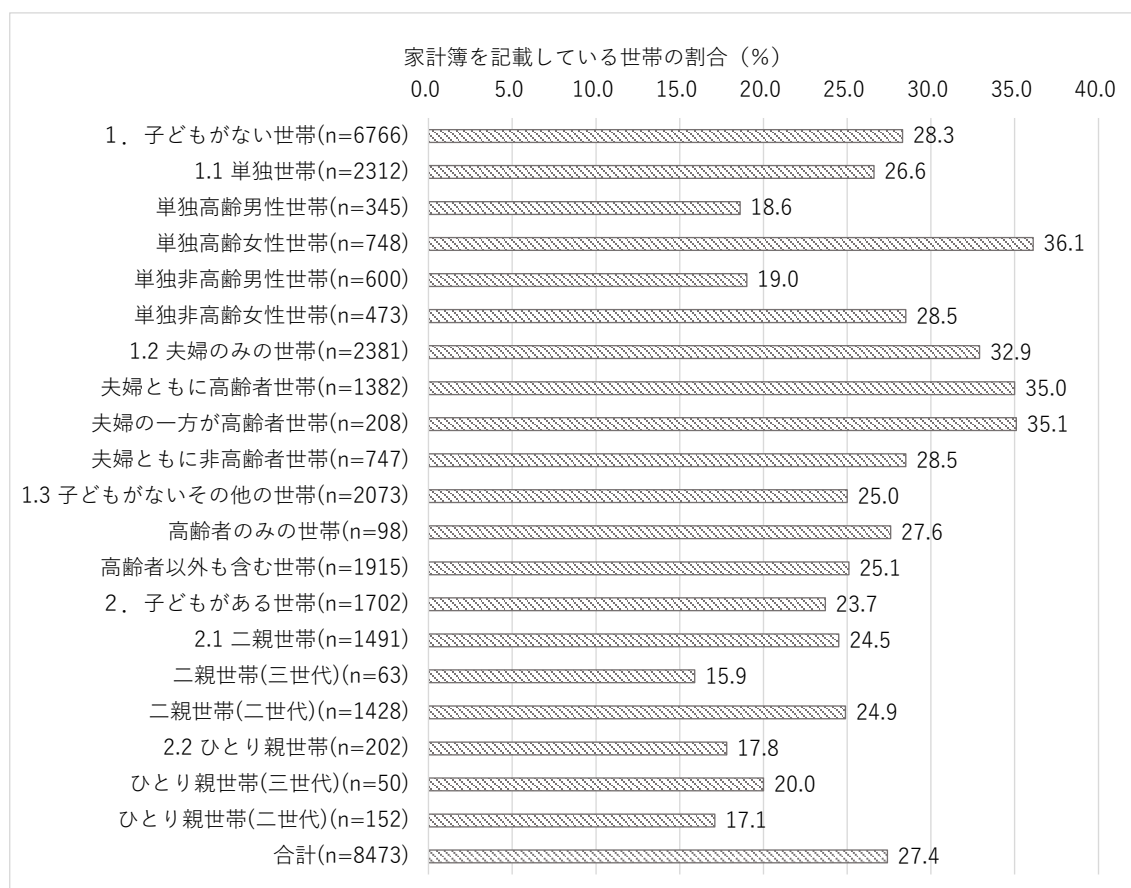
注) 世帯票により集計している。分母に無回答を含む、合計には等価可処分所得不明の世帯を含む。



世帯の等価可処分所得階級別に家計簿を記載している世帯の割合を見ると、第V十分位が32.6%で最も高く、それより低い所得階級でも高い階級でも記載している割合は低くなっていた。

世帯タイプ別に家計簿を記載している世帯の割合を見たのが図表 II-15 である。夫婦のみ世帯では32.9%と、全体の平均より高くなっていた。単独世帯は26.6%、二親世帯は24.5%、ひとり親世帯は17.8%となっていた。これらの世帯をより詳細に見ると、家計簿を記入している割合が高いものと低いものに分かれる。単独高齢男性世帯(18.6%)、単独非高齢男性世帯(19.0%)に対して、単独高齢女性世帯は36.1%、単独非高齢女性世帯は28.5%と相対的に高くなっていた。二親世帯(三世代)は15.9%であったが、二親世帯(二世帯)は24.9%であった。ひとり親世帯はひとり親世帯(三世代)が20.0%、ひとり親世帯(二世帯)が17.1%とばらつきが小さかった。

図表 II-15 世帯タイプ別家計簿を記載している世帯の割合 (2022年；%)



注) 世帯票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯タイプ不詳の世帯を含む。なお、その他に表示していない世帯タイプがある。

### Ⅲ 人と人とのつながり・支え合いの状況

#### 1 会話頻度とコミュニケーションの手段

18歳以上の世帯員に対して、普段どの程度、人とあいさつ程度の会話や世間話をするかという質問で会話頻度を尋ねているが、その回答の集計結果が図表 III-1 である。選択肢は、「毎日」「2～3日に1回」「4～7日（1週間）に1回」「2週間に1回」「1か月に1回」「ほとんど話をしない」であるが、本章では、「2週間に1回」「1か月に1回」「ほとんど話をしない」を「2週間に1回以下」としてまとめている。

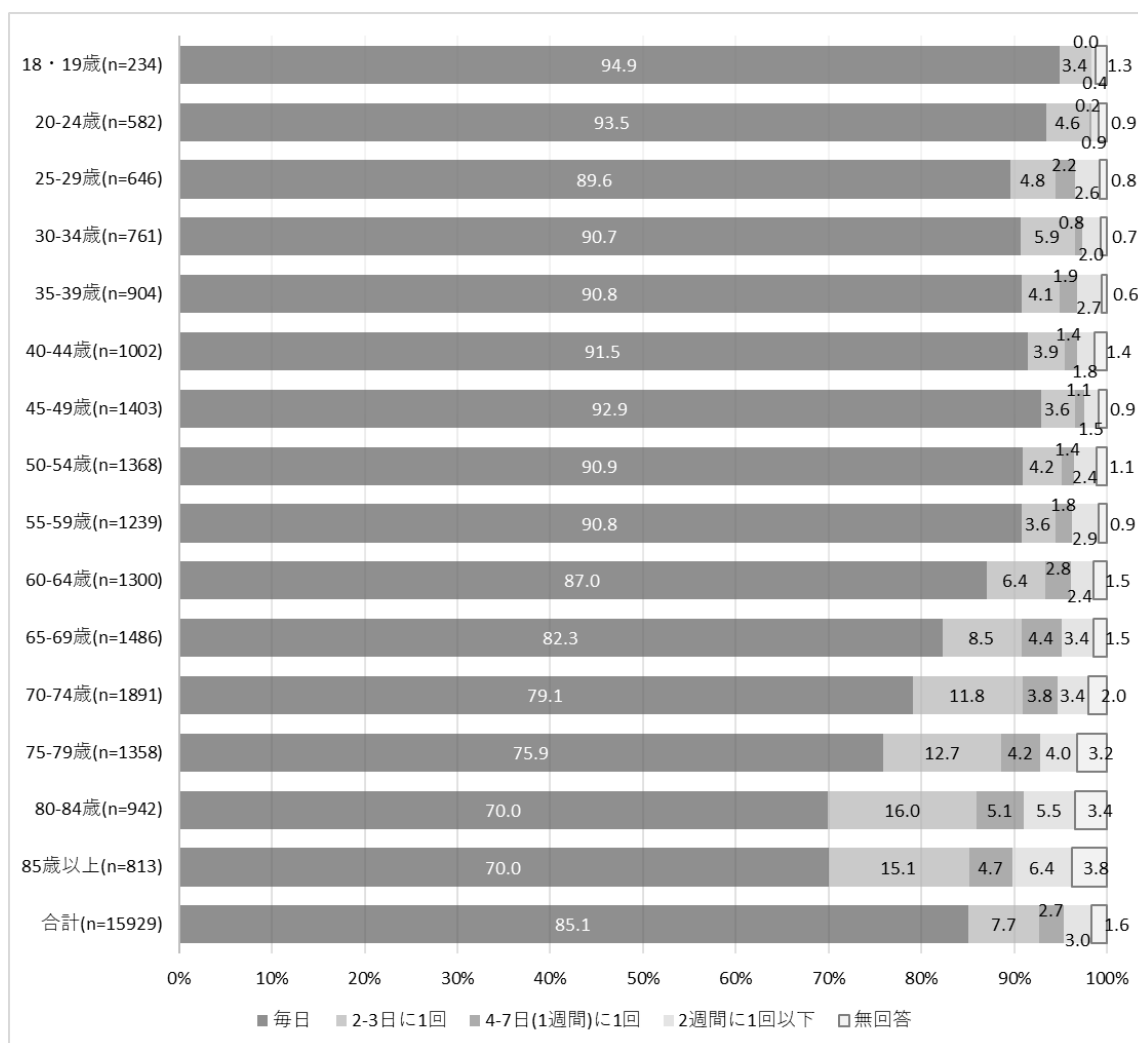
毎日会話する者の割合は全体で85.1%（前回調査では91.2%）、2週間に1回以下の者の割合は3.0%（前回調査では2.2%）である。前回調査よりも全般的に毎日会話する者の割合が低くなり、2週間に1回以下の者の割合は増加している。

性・年齢階級別に見ると、60歳未満に関して、毎日会話する者の割合は、男性ではいずれの年齢階級でも90%前後、女性では25～29歳以外の年齢階級で90%以上となっている。

他方で60歳以上では、男女ともに年齢階級が高い層で毎日会話する者の割合が低くなっている。特に80歳以上の女性については、80～84歳で68.9%、85歳以上で69.1%と大きく低下し、同年代の男性よりも低くなっている。ただし、2～3日に1回まで含めると80～84歳の女性で88.7%、85歳以上の女性は85.5%であり、他の年齢階級と比較してそれほど低下していない。

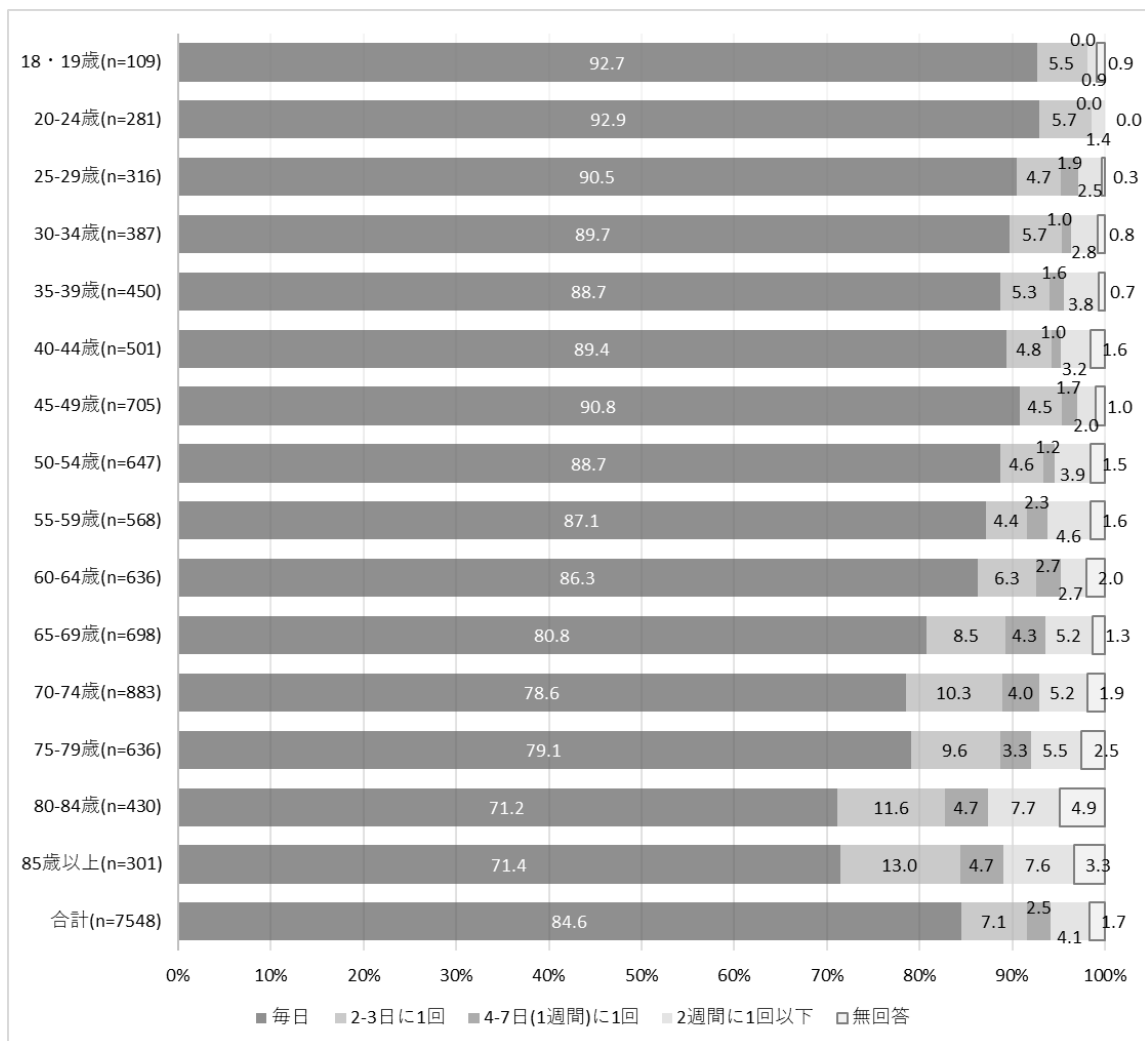
図表 III-1 性・年齢階級別 普段の会話頻度別 個人の割合 (%)

①男女計



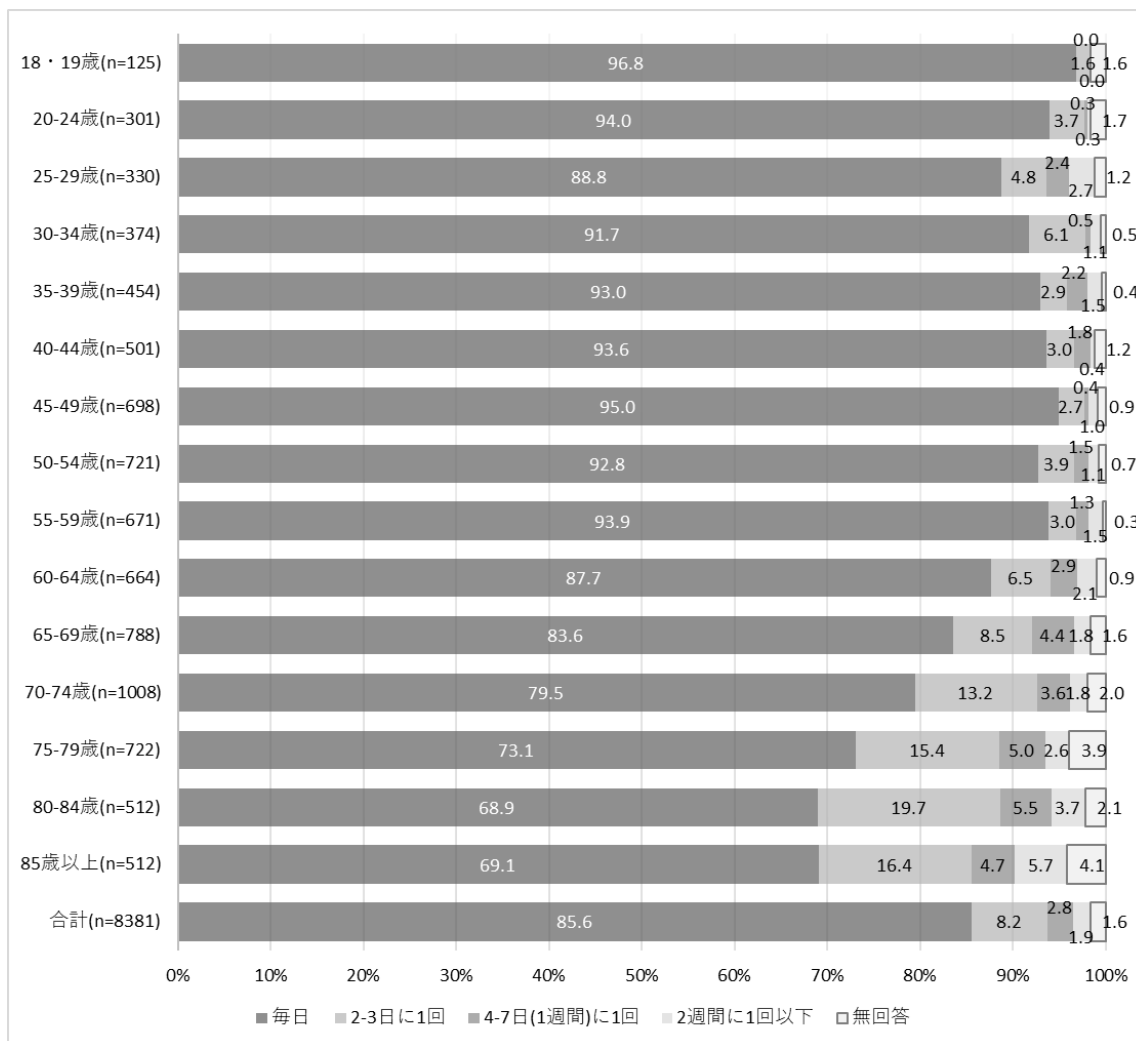
注) 個人票により集計している。

②男性



注) 個人票により集計している。

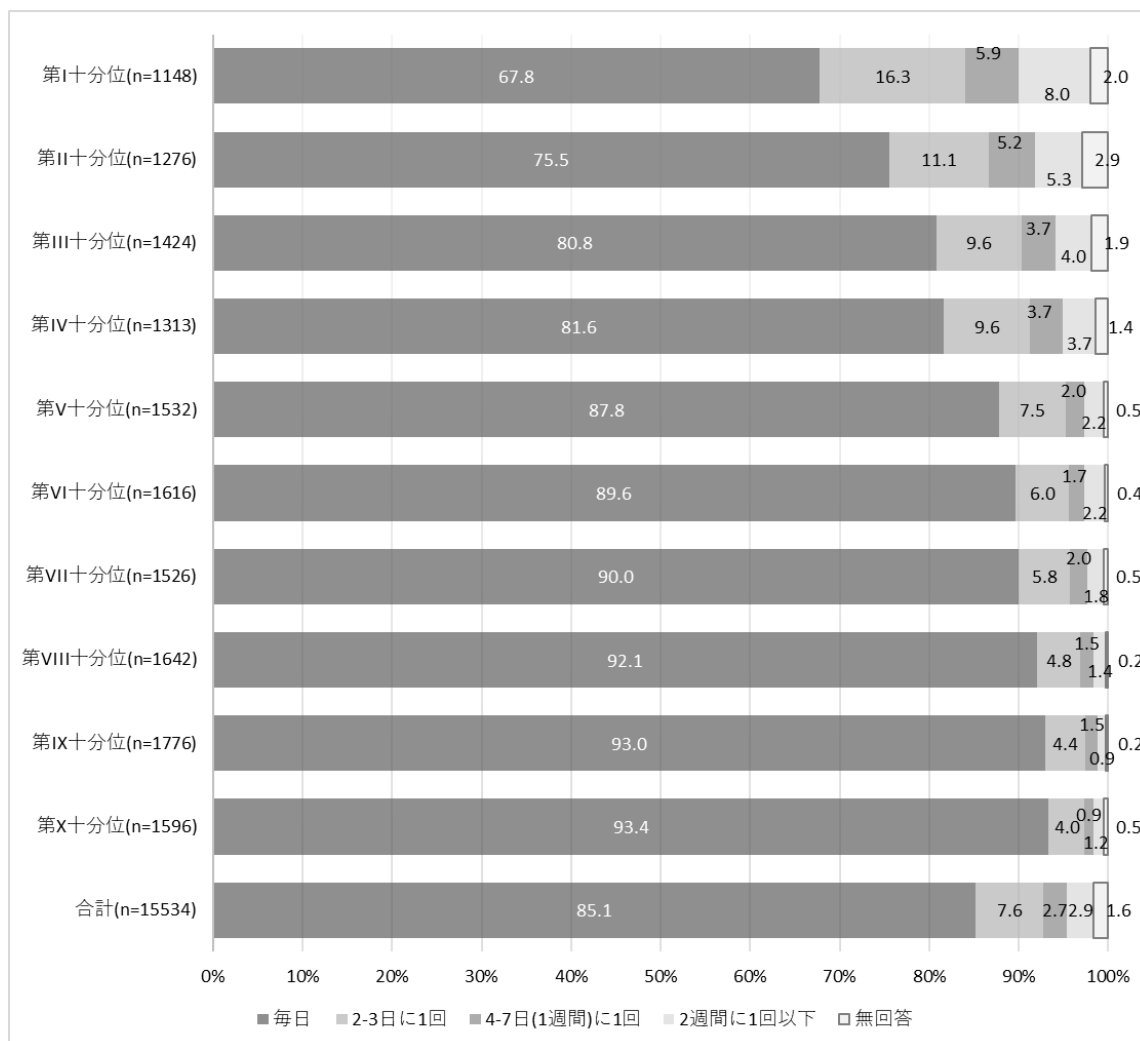
③女性



注) 個人票により集計している。

等価可処分所得階級別に会話頻度を見ると（図表 III-2）、所得階級が高い層で、毎日会話する者の割合が高くなっている。逆に会話頻度が2週間に1回以下の人は、所得階級が低い層で多くなっている。

図表 III-2 等価可処分所得階級別 普段の会話頻度別 個人の割合（％）

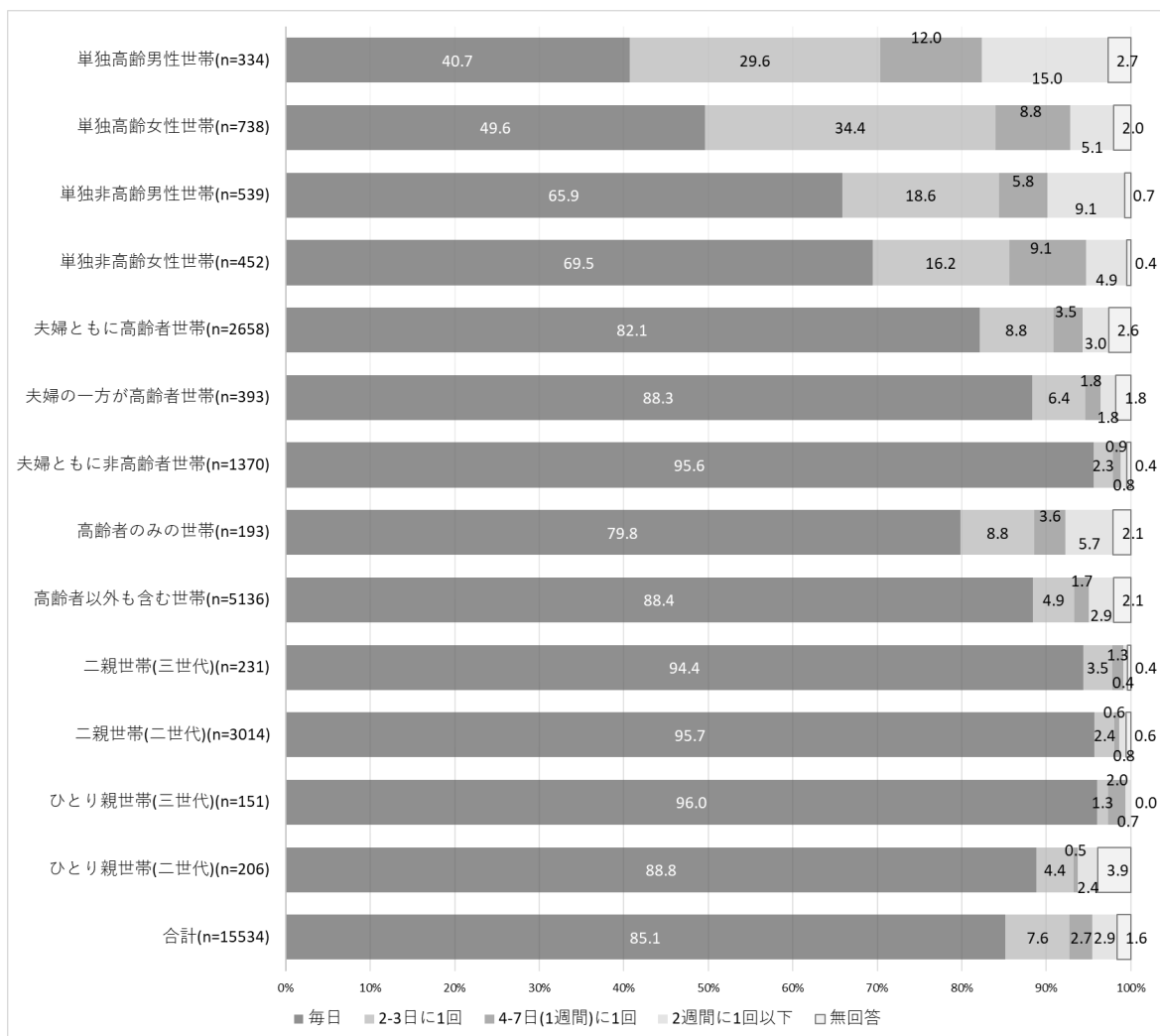


注) 世帯票及び個人票より集計している。合計には、世帯票に回答がない世帯に属する個人は含まないが、収入額が無回答のため等価可処分所得が不明の世帯に属する個人を含む。

世帯タイプ別に会話頻度を見ると、単独世帯において毎日会話する者の割合が低いことが分かる（図表 III-3）。その中でも、単独高齢男性の会話頻度が低く、2週間に1回以下の者の割合が15.0%となっている。これは前回調査（14.8%）とほぼ同じである。他方で、単独高齢女性については、2週間に1回以下の者の割合は5.1%で前回調査（5.4%）

とほぼ同じであるが、毎日会話する者の割合が 49.6%と前回調査（61.1%）と比較して低下している。

図表 III-3 世帯タイプ別 普段の会話頻度別 個人の割合（%）

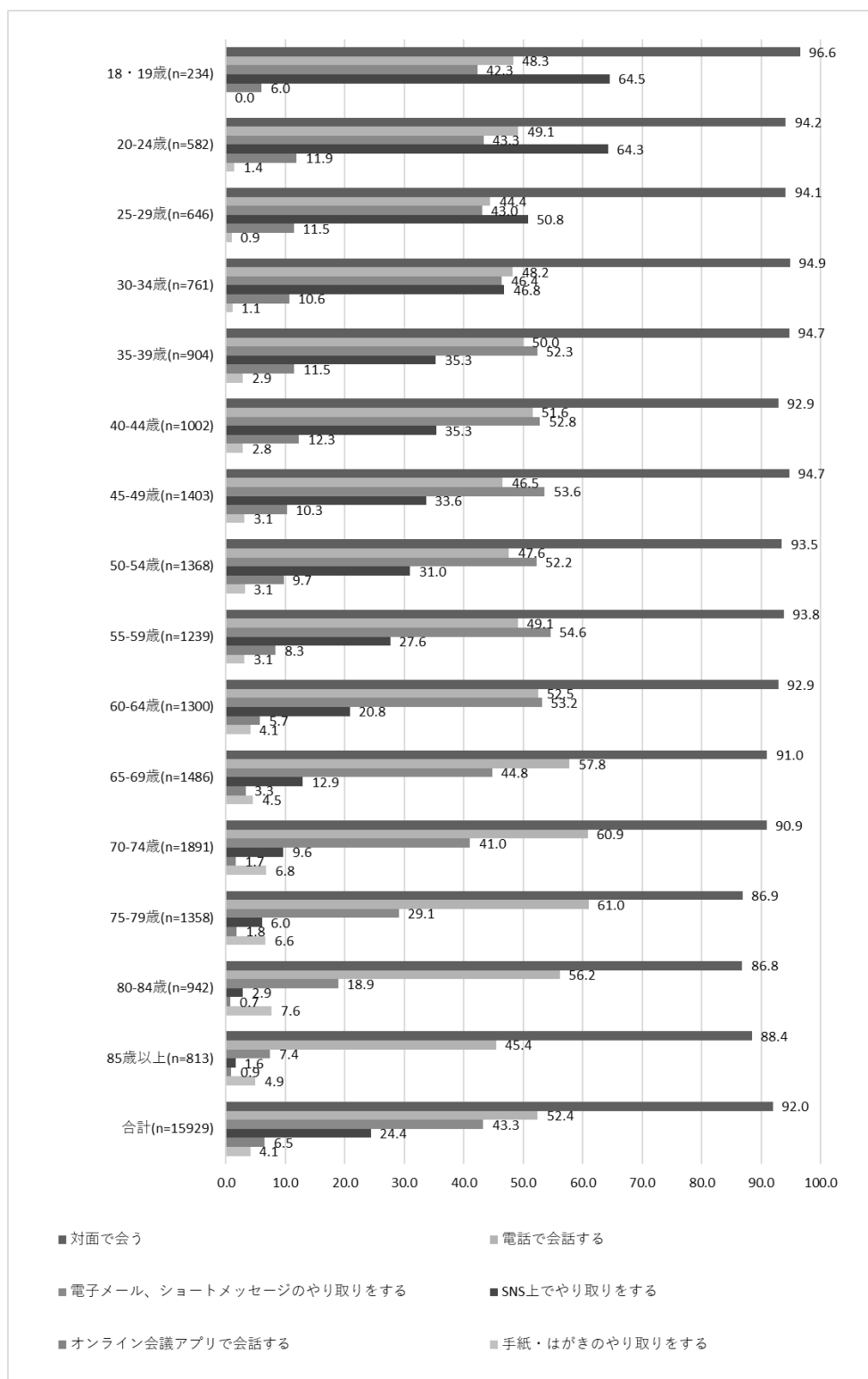


注) 世帯票及び個人票により集計している。合計には各世帯タイプに分類できない世帯に属する個人を含むが、世帯票に回答がない世帯に属する個人は含まない。

普段の会話やコミュニケーションの方法・手段について複数回答で尋ねた質問の集計結果が図表 III-4 である。若年層で SNS を活用したコミュニケーションを行う者の割合が高くなっている。手紙やはがきのやり取りはどの性・年齢階級でも 10%未満であるが、その中でも年齢階級が上がるほど割合が高くなっている。

図表 III-4 性・年齢階級別 コミュニケーション方法別 個人の割合 (%) (複数回答)

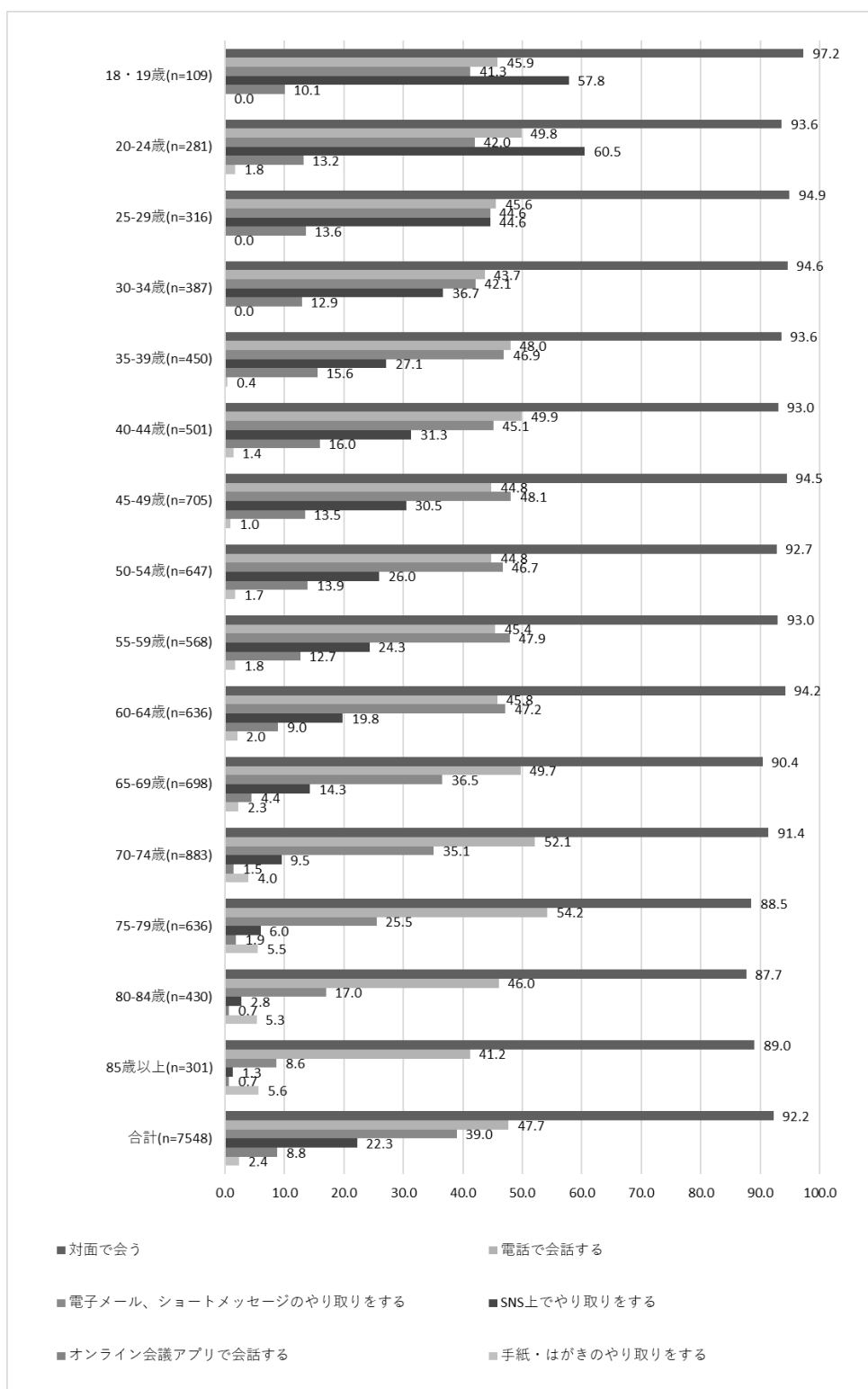
①男女計



注) 個人票により集計している。分母には無回答を含む。

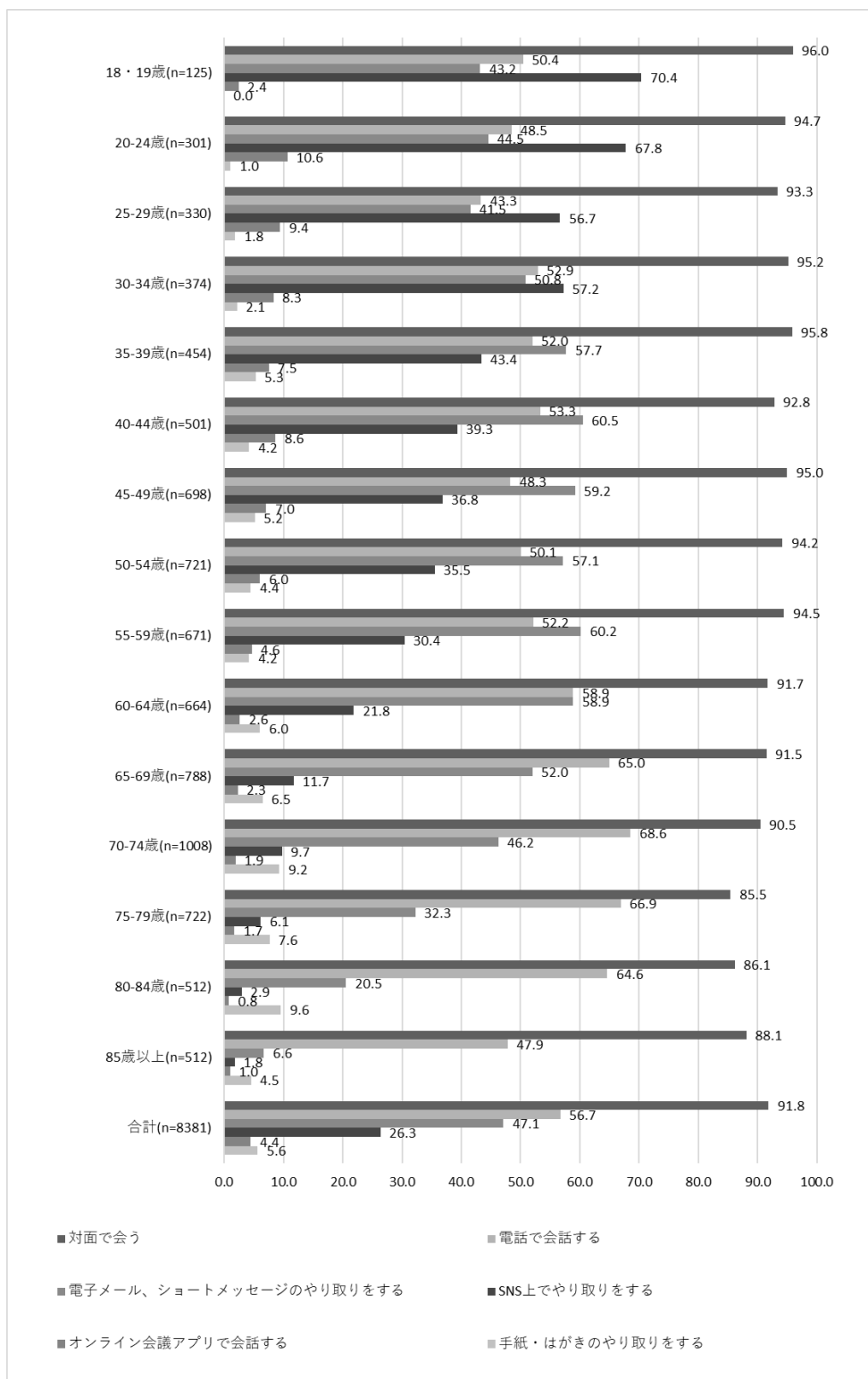


## ②男性



注) 個人票により集計している。分母には無回答を含む。

### ③女性



注) 個人票により集計している。分母には無回答を含む。

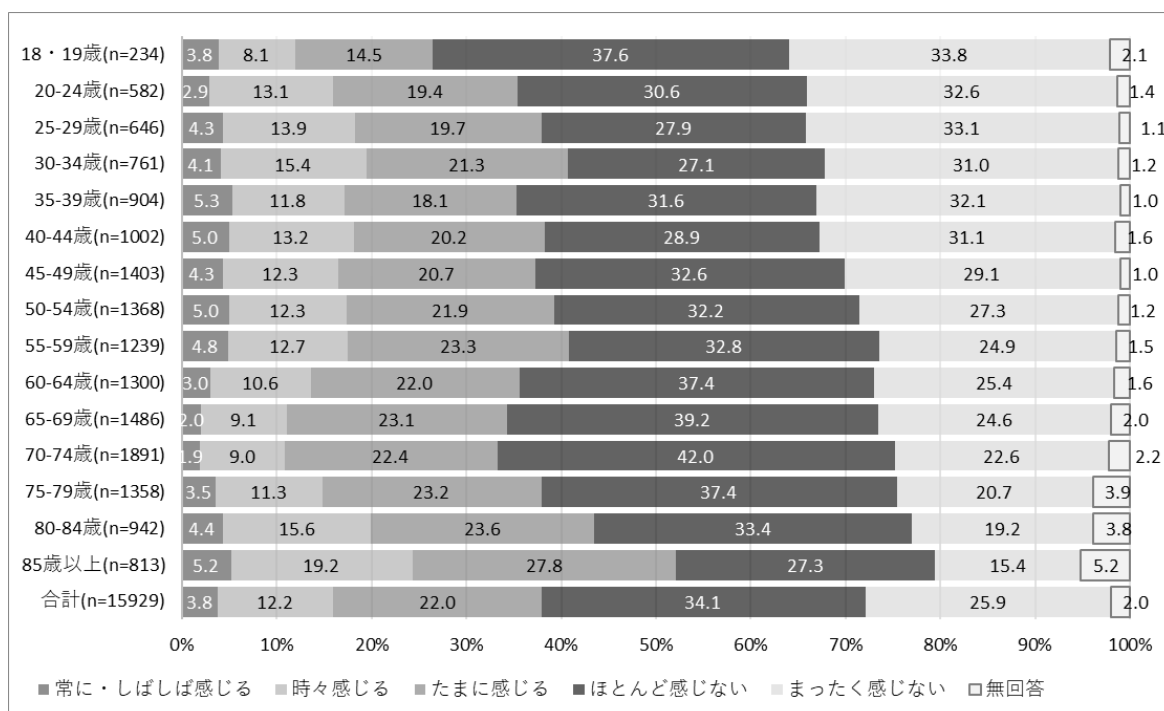
## 2 孤独感

孤独感を感じる可能性があるかという質問に対する回答を性・年齢階級別にみたものが図表 III-5 である。孤独感を「常に・しばしば感じる」及び「時々感じる」人の割合は全体では 16.0% となっている。年齢別にみると最も高いのは 85 歳以上の年齢階級であるが、それ以外では、20 代後半から 30 代前半、40 代前半、50 代で比較的高くなっており、他方で 60 代後半から 70 代前半で若干低くなっている。

孤独感を「常に・しばしば感じる」及び「時々感じる」人の割合を男女別にみると、男性は 85 歳以上の階級以外では、20 代前半と 40 代から 50 代で高くなっている。女性は 30～34 歳で、孤独感を「常に・しばしば感じる」者の割合が 3.5% であるが、「時々感じる」が 20.9% と比較的高い割合になっている。また、80 歳以上の年齢階級で孤独感を「常に・しばしば感じる」及び「時々感じる」人の割合が高くなっている。

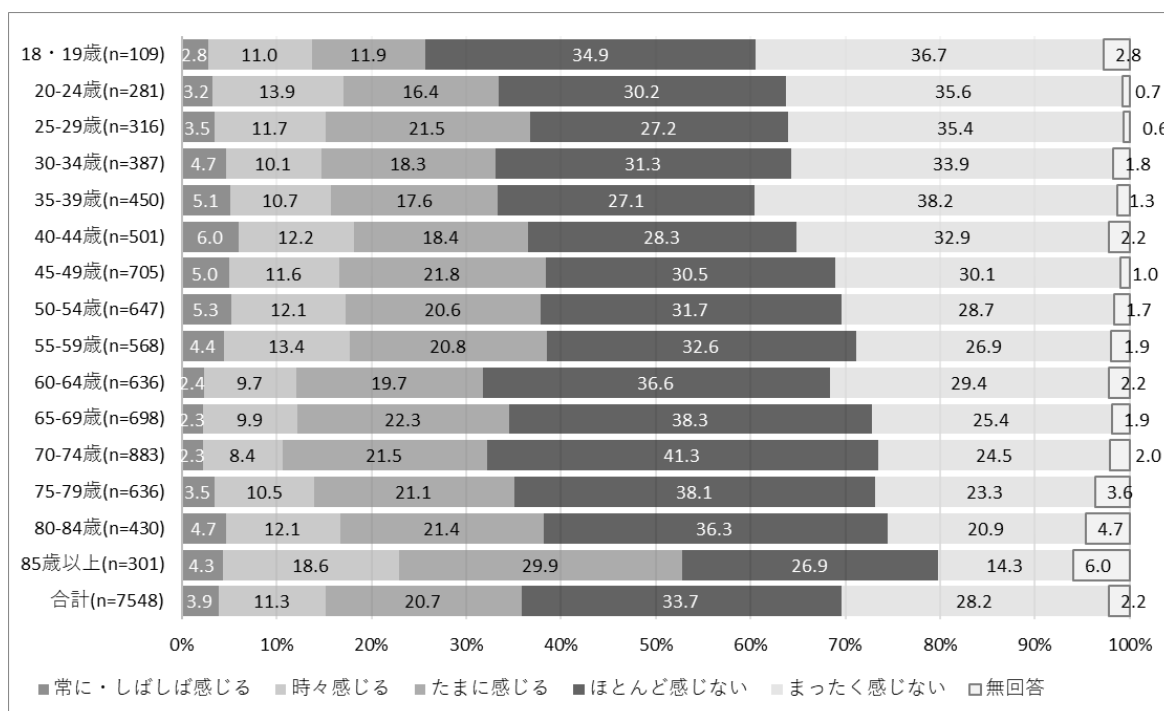
図表 III-5 性・年齢階級別 孤独感別 個人の割合 (%)

### ①男女計



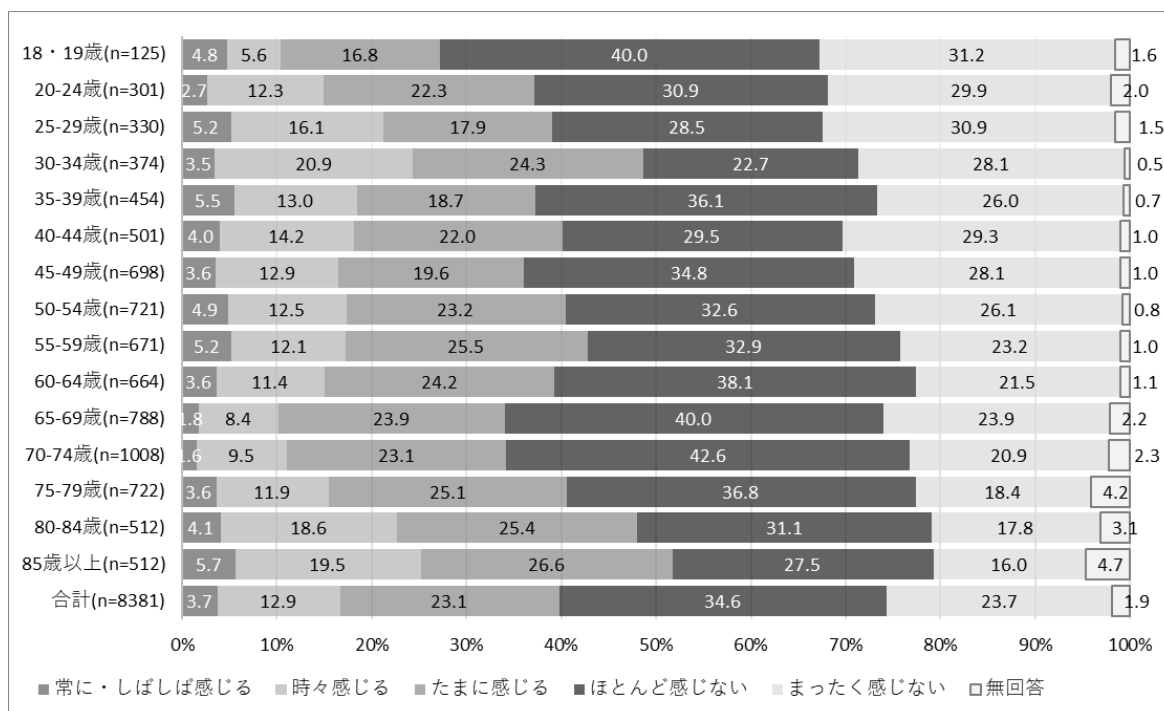
注) 個人票により集計している。

## ②男性



注) 個人票により集計している。

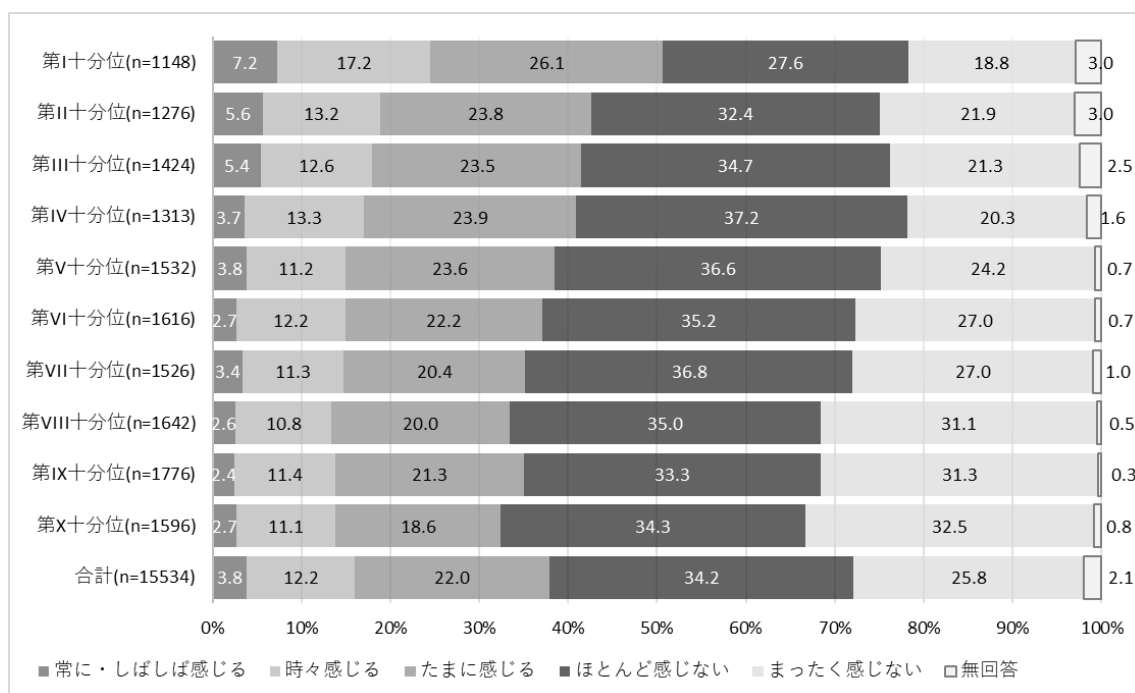
## ③女性



注) 個人票により集計している。

孤独感を感じるかどうかという質問に対する回答を等価可処分所得階級別にみたものが図表 III-6 である。所得階級が低いほど孤独感を感じる者が多い傾向にあり、孤独感を「常に・しばしば感じる」及び「時々感じる」者の割合は、第 I 十分位でそれぞれ 7.2%、17.2%であるのに対し、第 X 十分位でそれぞれ 2.7%、11.1%となっている。

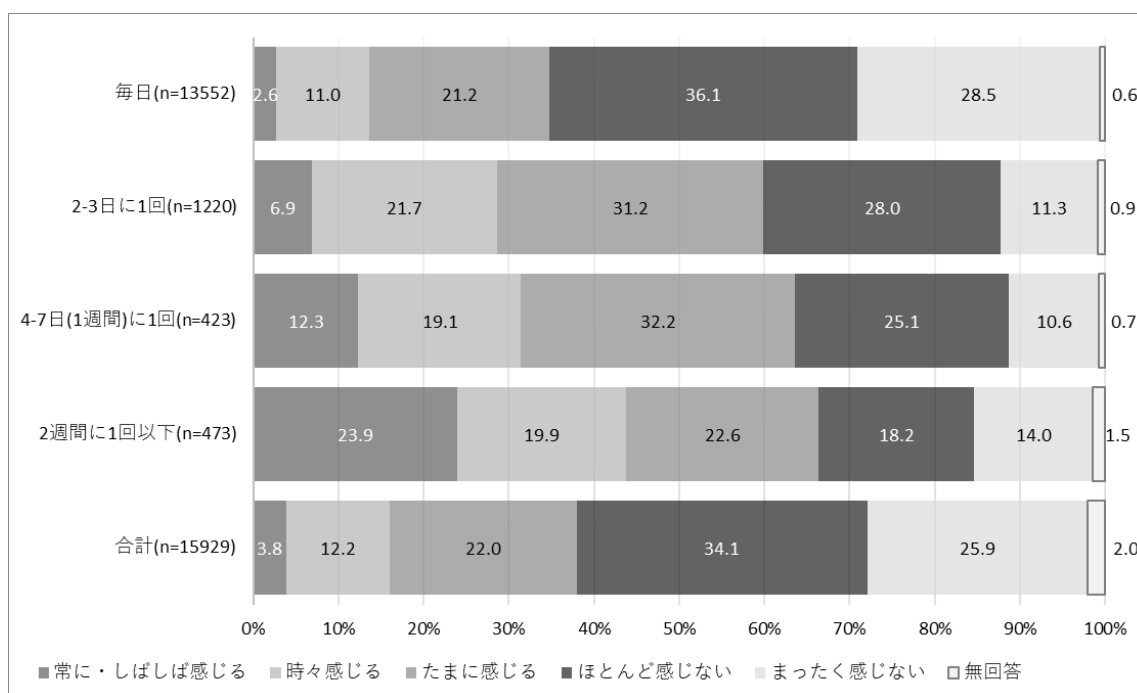
図表 III-6 等価可処分所得階級別 孤独感の程度別 個人の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。全体の合計には所得額が無回答のため等価可処分所得が不明の世帯を含む。

また、会話頻度別に孤独感の程度をみたものが図表 III-7 である。会話頻度が低い者の方が孤独感を「常に・しばしば感じる」、「時々感じる」の合計の割合が高い。他方で、2 週間に 1 回以下の会話頻度の者の方が、2-3 日に 1 回及び 4-7（1 週間）に 1 回の会話頻度の者よりも孤独感をまったく感じない者の割合が高くなっている。

図表 III-7 普段の会話頻度別 孤独感の程度別 個人の割合（％）



注) 個人票により集計している。

### 3 日常生活で頼れる人

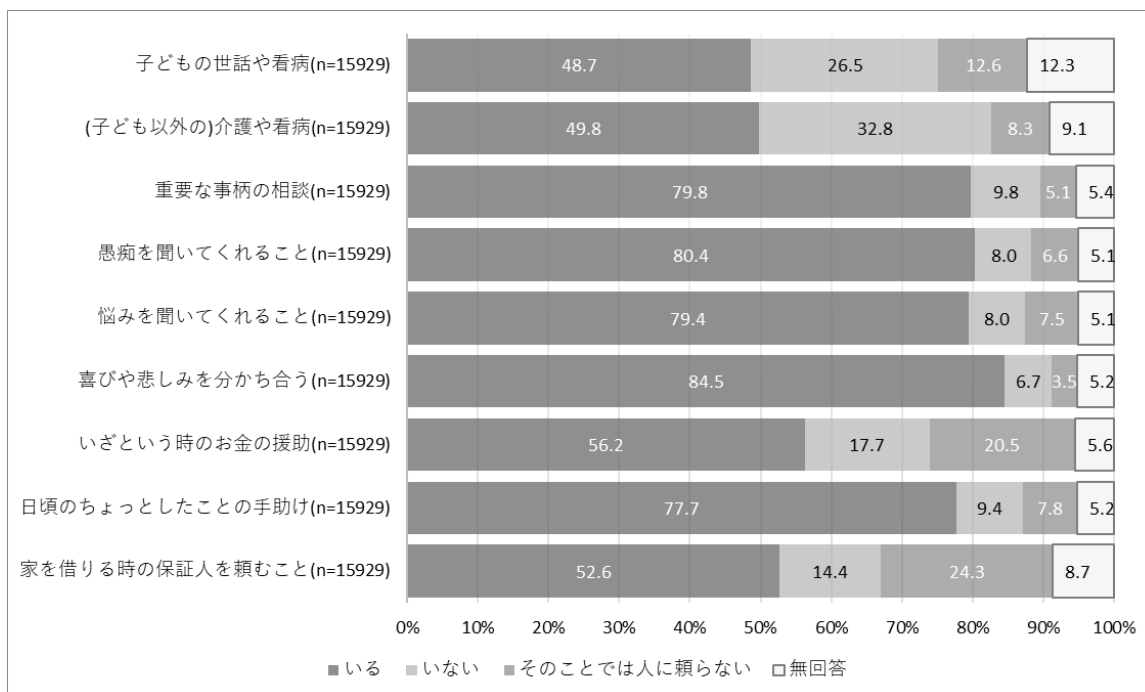
本調査では、18歳以上の世帯員に対して、9種類の事柄（サポート種類）ごとに、頼れる人（サポート提供者）の有無とその相手を尋ねている（頼れる相手は複数回答）。

サポート種類別に頼れる人の有無をみると（図表 III-8）、子どもの世話や看病、（子ども以外の）介護や看病で頼れる人がいないと回答する者の割合が高い。ただし、子どもの世話や看病については、回答者の子どもの有無を限定していないことに留意が必要である。

頼れる人がいると回答した者について、サポート種類別に頼れる相手の割合を見ると（図表 III-9）、いずれのサポートについても「家族・親族」が最も高い。「家族・親族」に次いで割合が高いのは「友人・知人」であるが、いずれのサポート種類においても「家族・親族」に比べて大幅に低くなる。「友人・知人」を頼れる人とする者の割合は、「愚痴を聞いてくれること」（53.7%）、「悩みを聞いてくれること」（52.4%）、「喜びや悲しみを分かち合うこと」（47.3%）、「日頃のちょっとしたことの手助け」（32.2%）、「重要な事柄の相談」（25.8%）において比較的高い。

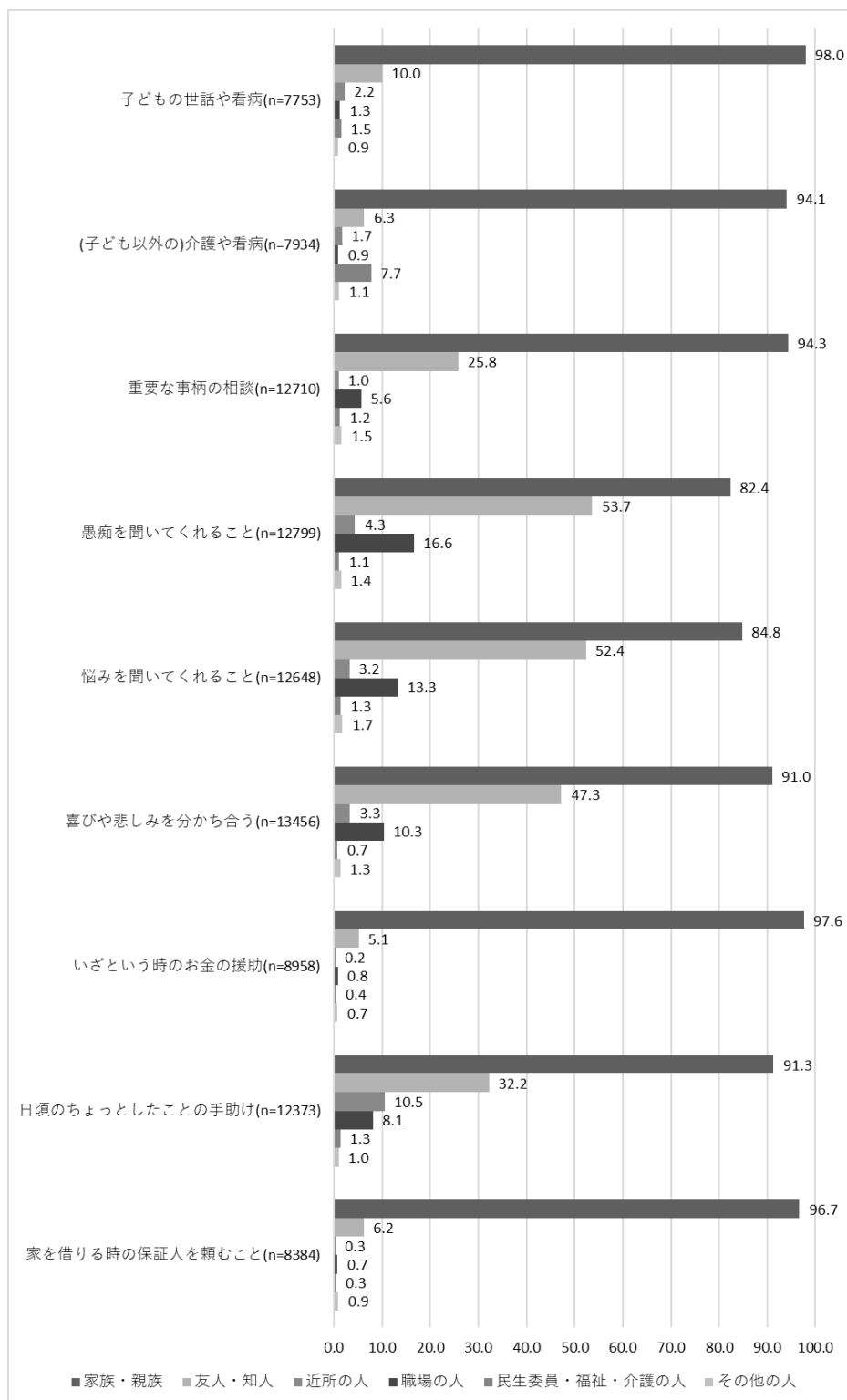
また、「近所の人」は「日頃のちょっとしたことの手助け」、「職場の人」は「愚痴を聞いてくれること」、「悩みを聞いてくれること」、「喜びや悲しみを分かち合うこと」に関して、頼れる人として挙げる者の割合が10%を上回り、相対的に高くなっている。

図表 III-8 頼れる人の有無別 個人の割合（%）



注) 個人票により集計している。

図表 III-9 頼れる相手別 個人の割合 (%) (複数回答)



注) 個人票により集計している。各合計はその事柄で頼れる人がいると回答した人数であり、頼れる相手を尋ねる質問に対する無回答を含む。

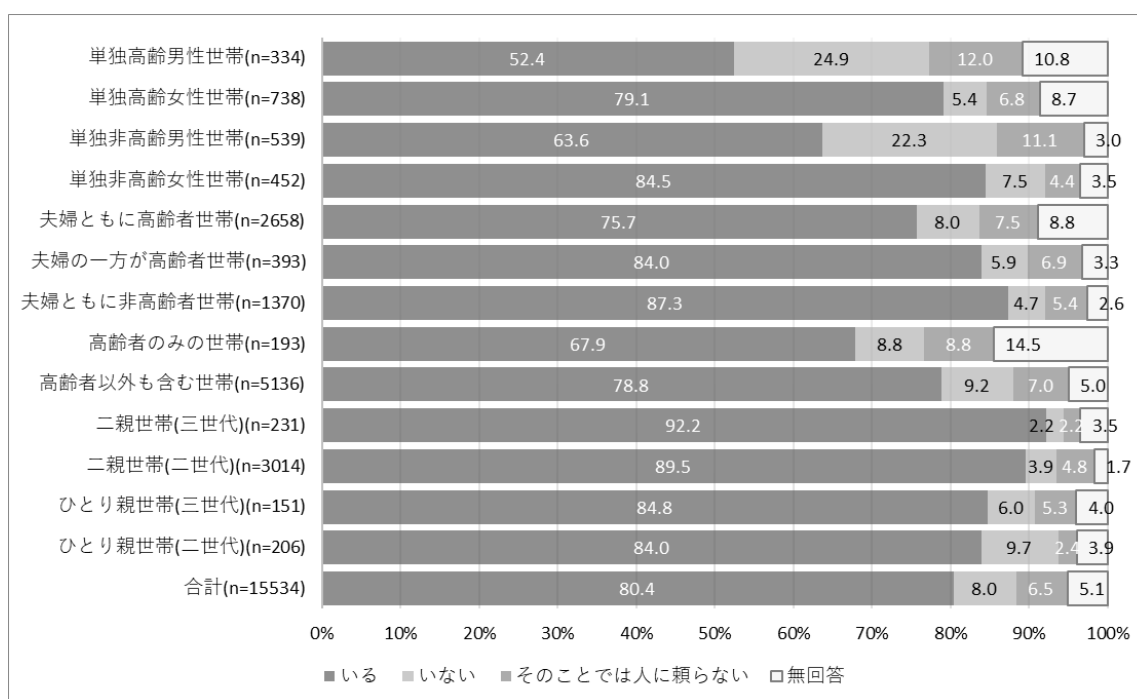


サポート種類のうち、「愚痴を聞いてくれること」について頼れる人がいる者の割合、及び頼れる人がいる場合のその相手について、世帯タイプ別に見た(図表 III-10、図表 III-11)。

単独世帯で頼れる人がいる者の割合は、それ以外の世帯タイプに比べて全体として低い  
が、とりわけ単独世帯の男性は頼れる人が「いない」(高齢 24.9%、非高齢 22.3%)、「その  
ことでは人に頼らない」(高齢 12.0%、非高齢 11.1%)と回答した割合が他の世帯タイプと  
比較して高い。他方で、女性は比較的頼れる人がいる割合が高く、単独高齢女性世帯で頼れ  
る人がいない者の割合は 5.4%にとどまる。

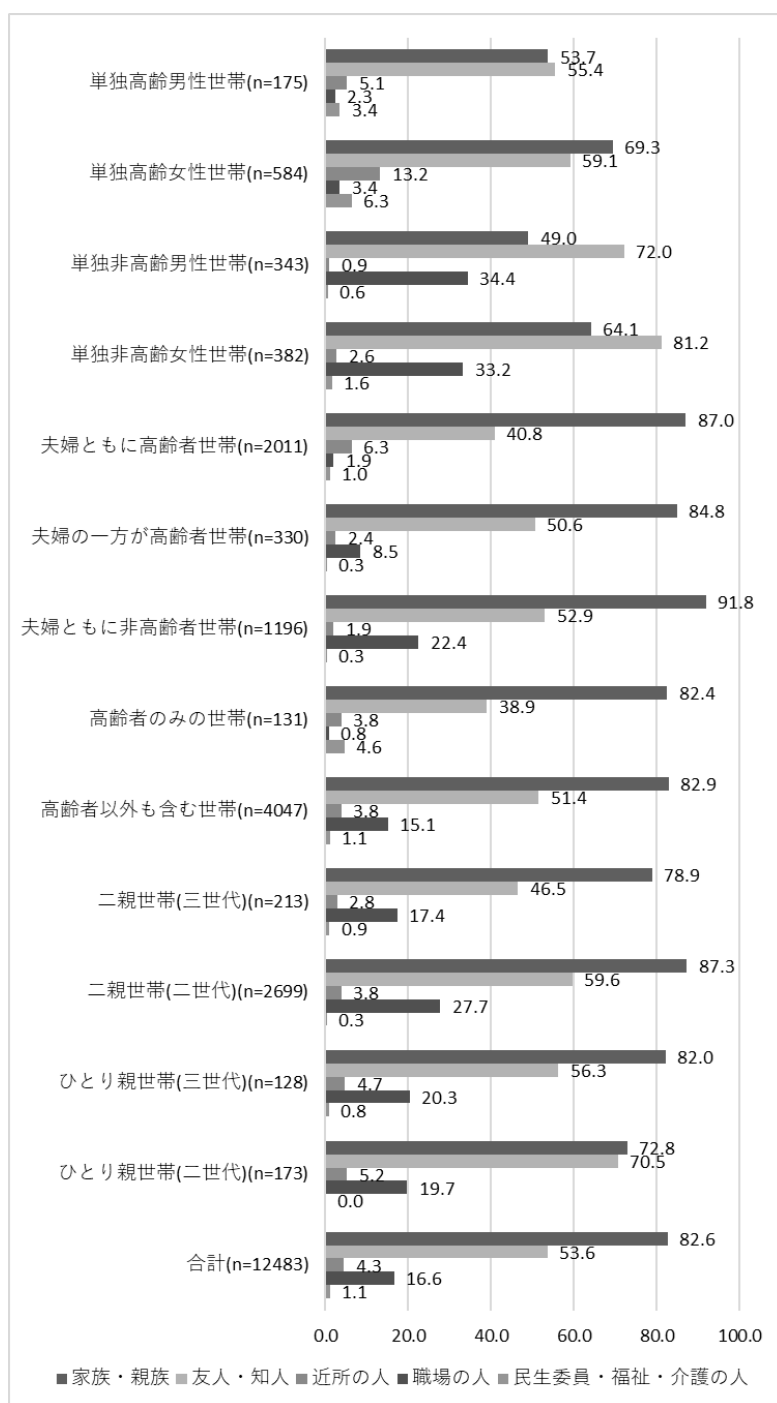
頼れる相手については、基本的に世帯タイプにかかわらず、「家族・親族」を挙げる者が  
最も多い。また、「友人・知人」を頼れる人として挙げる者の割合も相対的に高くなってい  
る。とりわけ、単独非高齢世帯では、「家族・親族」よりも「友人・知人」を頼れる人とし  
て挙げる者の割合が高くなっている。

図表 III-10 世帯タイプ別 頼れる人の有無(愚痴を聞いてくれること)別 個人の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。合計には上記の各世帯タイプに分類できない世帯に属する個人も含む。

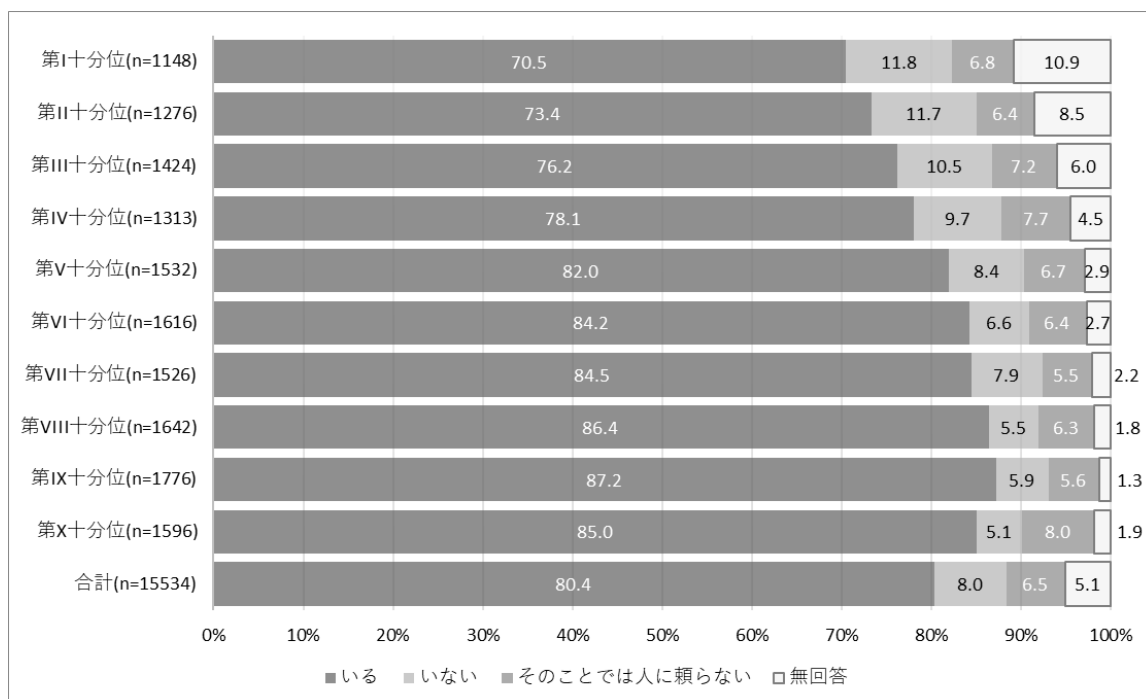
図表 III-11 世帯タイプ別 頼れる相手（愚痴を聞いてくれること）別 個人の割合（％）  
（複数回答）



注) 世帯票及び個人票により集計している。合計には各世帯タイプに分類できない世帯に属する個人も含む。各合計は、愚痴を聞いてくれることで頼れる人がいると回答した人数である。頼れる人の選択肢のうち「その他の人」は省略している。

同様に「愚痴を聞いてくれること」について頼れる人がいる者の割合を、等価可処分所得階級別に見た（図表 III-12）。所得階級が低い方が「愚痴を聞いてくれること」について頼れる人がいない割合が高い。また、人に頼らない者の割合は等価可処分所得階級別では大きな差異はない。

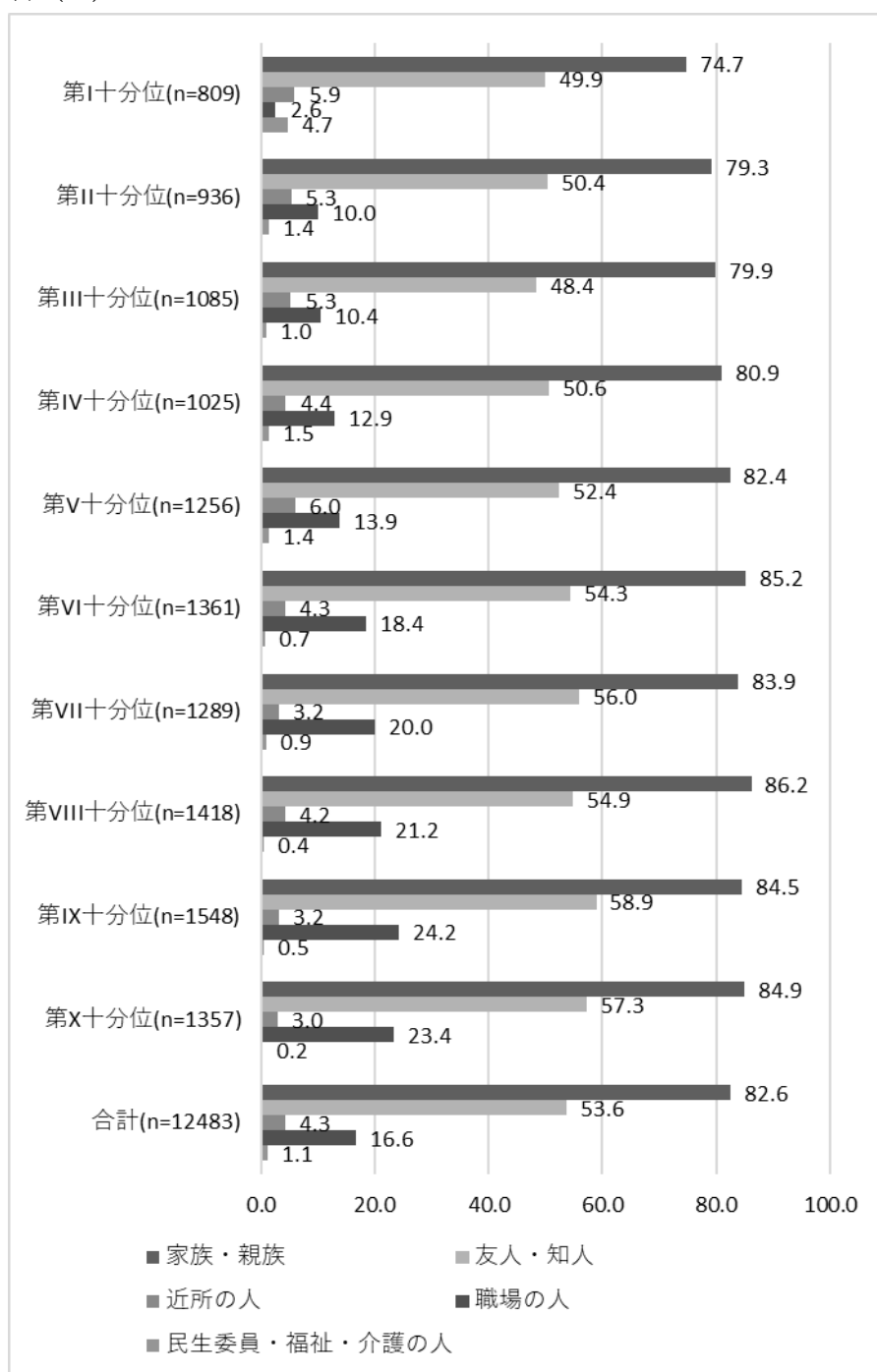
図表 III-12 等価可処分所得階級別 頼れる人の有無（愚痴を聞いてくれること）別 個人の割合（％）



注) 世帯票及び個人票により集計している。全体の合計には所得額が無回答のため等価可処分所得が不明の世帯に属する個人を含む。

図表 III-13 は、「愚痴を聞いてくれること」で頼れる人がいる場合に、その相手について等価可処分所得階級別に集計している。「家族・親族」を頼れる相手として挙げている者は、いずれの所得階級でも 7 割を超えるが、その中でも所得の低い階級ほど割合は低くなっている。また、「職場の人」を挙げている者の割合は、所得階級が高い方が多い傾向にある。

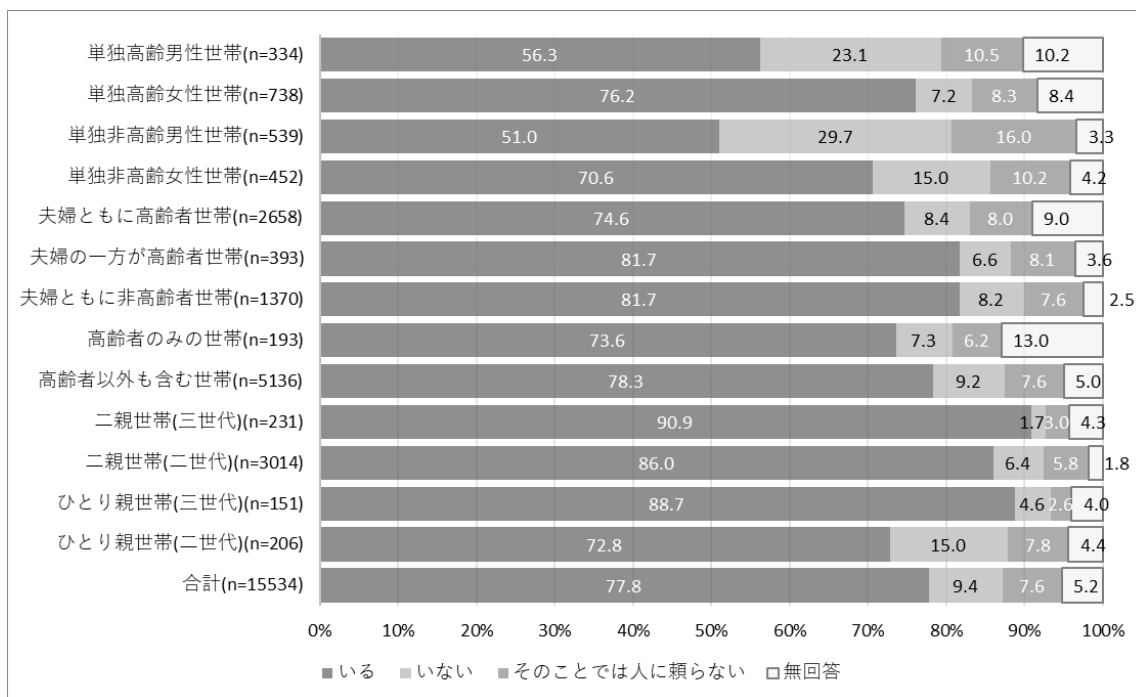
図表 III-13 等価可処分所得階級別 頼れる相手（愚痴を聞いてくれること）別 個人の割合（％）



注) 世帯票及び個人票により集計している。全体の合計には所得額が無回答のため等価可処分所得が不明の世帯に属する個人を含む。各合計は、愚痴を聞いてくれることで頼れる人がいると回答した人数である。頼れる人の選択肢のうち「その他の人」は省略している。

図表 III -14 は、世帯タイプ別に「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人の有無を集計している。単身男性世帯（高齢・非高齢）、単身非高齢女性世帯、ひとり親世帯（二世帯）で、日頃のちょっとした手助けで頼れる人がいない者の割合が高くなっている。

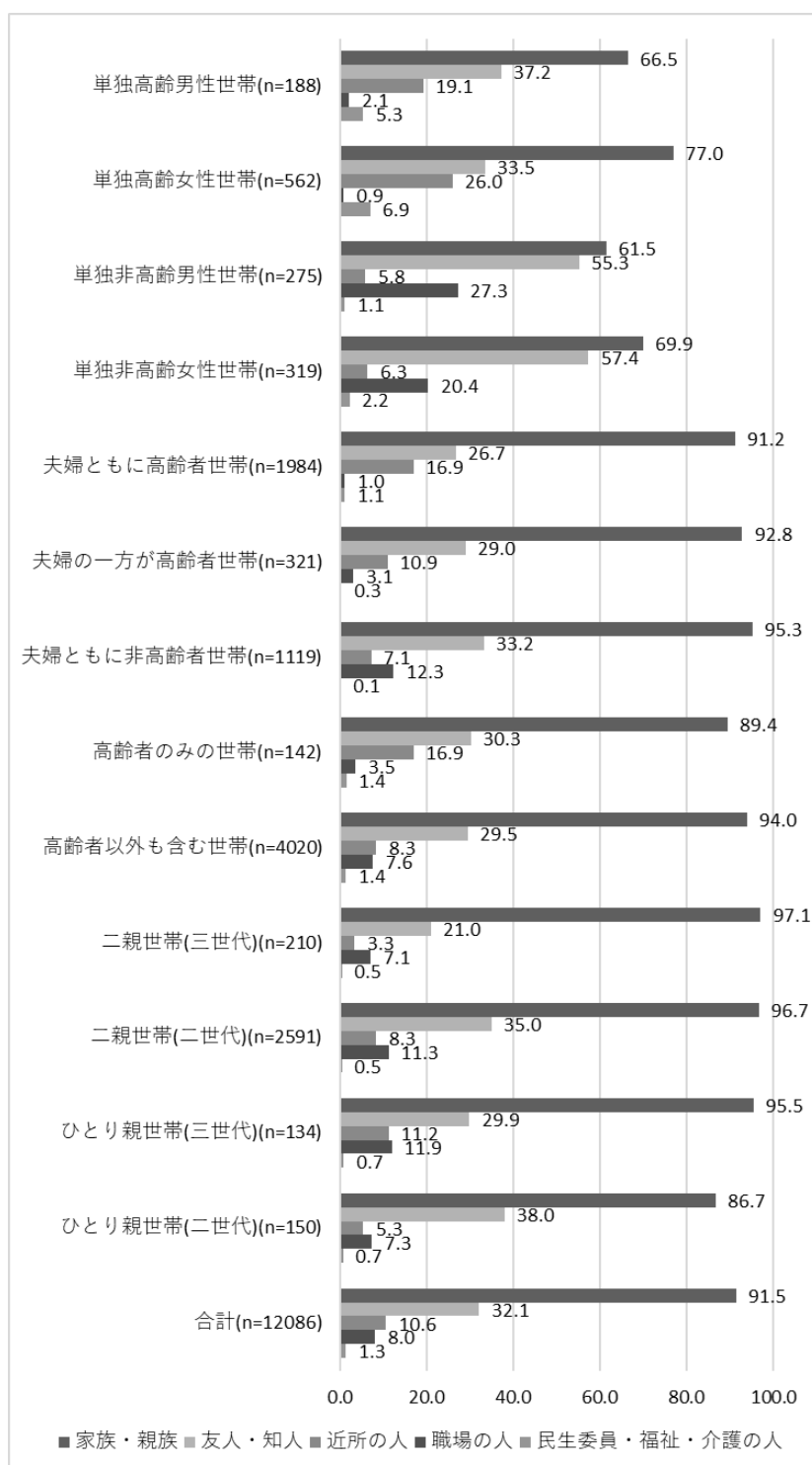
図表 III-14 世帯タイプ別 頼れる人の有無（日頃のちょっとした手助け）別 個人の割合（%）



注) 世帯票及び個人票により集計している。合計には各タイプに分類できない世帯に属する個人を含む。

図表 III-15 は、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいる場合に、その相手について世帯タイプ別に集計している。単独世帯では、その他の世帯タイプと比較して、「家族・親族」の割合が低くなっている。他方で、単独高齢世帯では、「近所の人」を挙げている者の割合が相対的に高い。日頃のちょっとした手助けで頼れる人がいる者のうち、単独高齢女性世帯では 26.0%、単独高齢男性世帯では 19.1%の者が近所の人を頼ることができている。

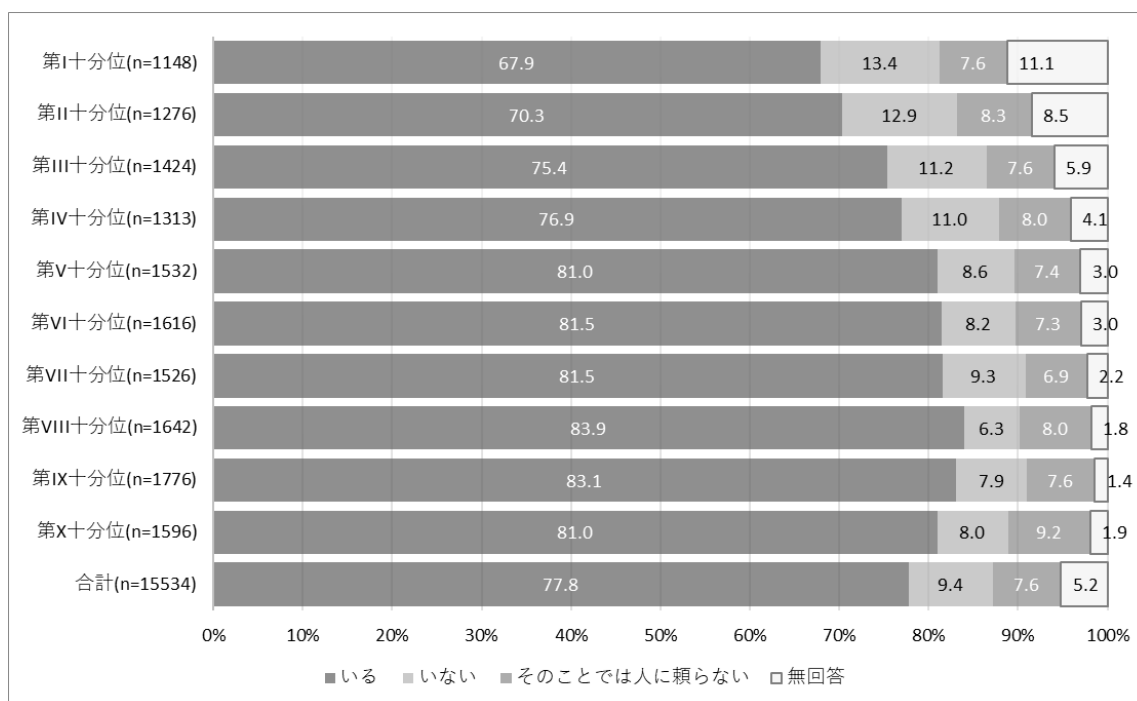
図表 III-15 世帯タイプ別 頼れる相手(日頃のちょっとした手助け)別 個人の割合(%)  
(複数回答)



注) 世帯票及び個人票により集計している。全体の合計には各タイプに分類できない世帯に属する個人を含む。各合計は、日頃のちょっとしたことの手助けで頼れる人がいると回答した人数であり、頼れる相手について無回答を含む。頼れる人の選択肢のうち「その他の人」は省略している。

図表 III-16 は、等価可処分所得階級別に「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人の有無を集計している。所得階級の低い者の方が「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいない割合が高くなっている。

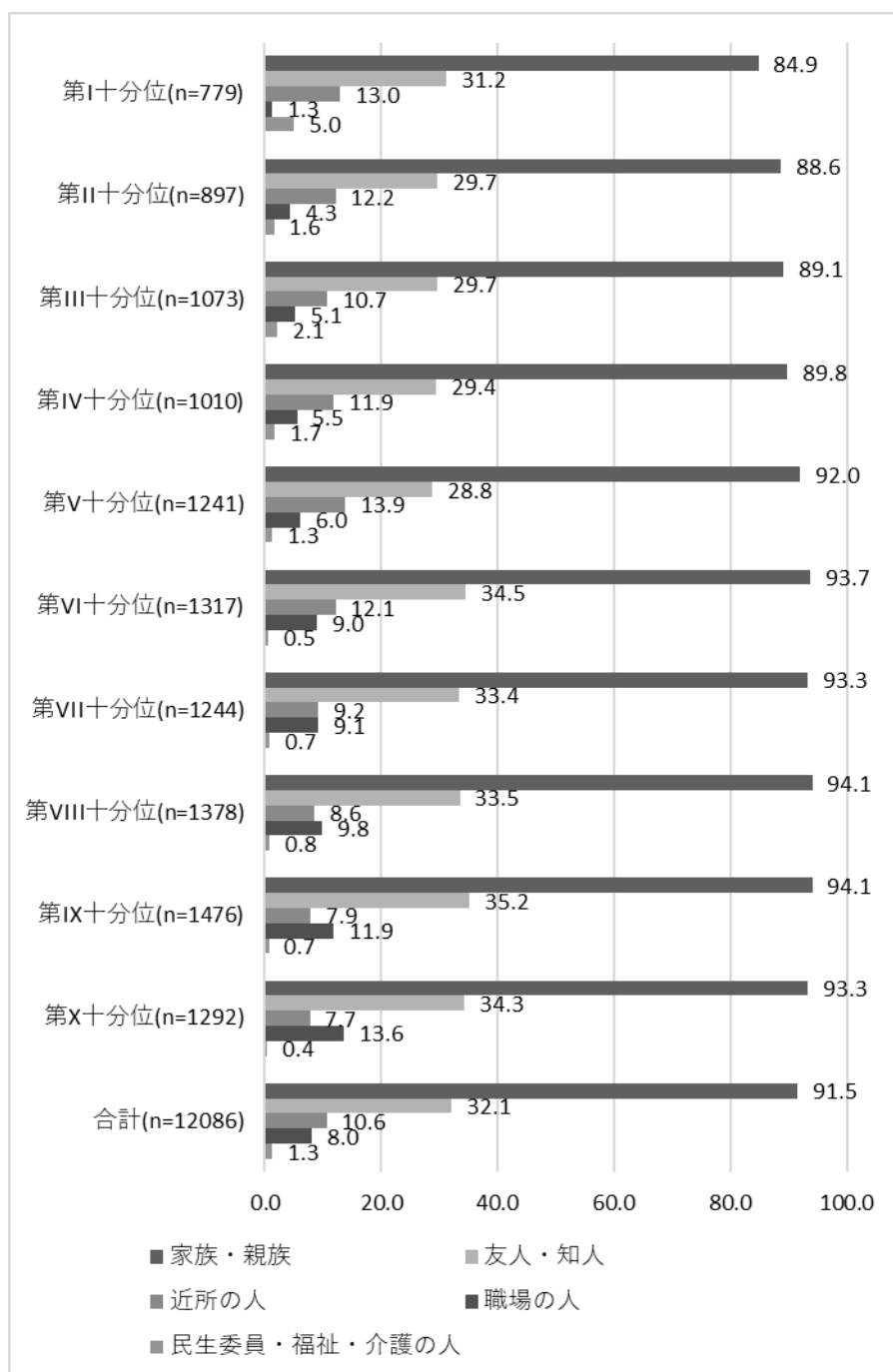
図表 III-16 等価可処分所得階級別 頼れる人の有無（日頃のちょっとした手助け）別 個人の割合（％）



注) 世帯票及び個人票により集計している。全体の合計には所得額が無回答のため等価可処分所得が不明の世帯に属する個人を含む。

図表 III-17 は、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいる場合に、その相手について等価可処分所得階級別に集計している。「家族・親族」を頼れる相手として挙げている者は、いずれの所得階級でも 8 割を超えるが、その中でも所得の低い階級ほど割合は低くなっている。また、「近所の人」を挙げている者は第 I～VI 十分位で 10% を超えており、所得の低い層でも中程度の所得の者と同じ程度に近所の人頼れるとしている。

図表 III-17 等価可処分所得階級別 頼れる相手（日頃のちょっとした手助け）別 個人の割合（%）



注) 世帯票及び個人票により集計している。全体の合計には所得額が無回答のため等価可処分所得が不明の世帯に属する個人を含む。各合計は、日頃のちょっとした手助けで頼れる人がいると回答した人数であり、頼れる相手について無回答を含む。頼れる人の選択肢のうち「その他の人」は省略している。

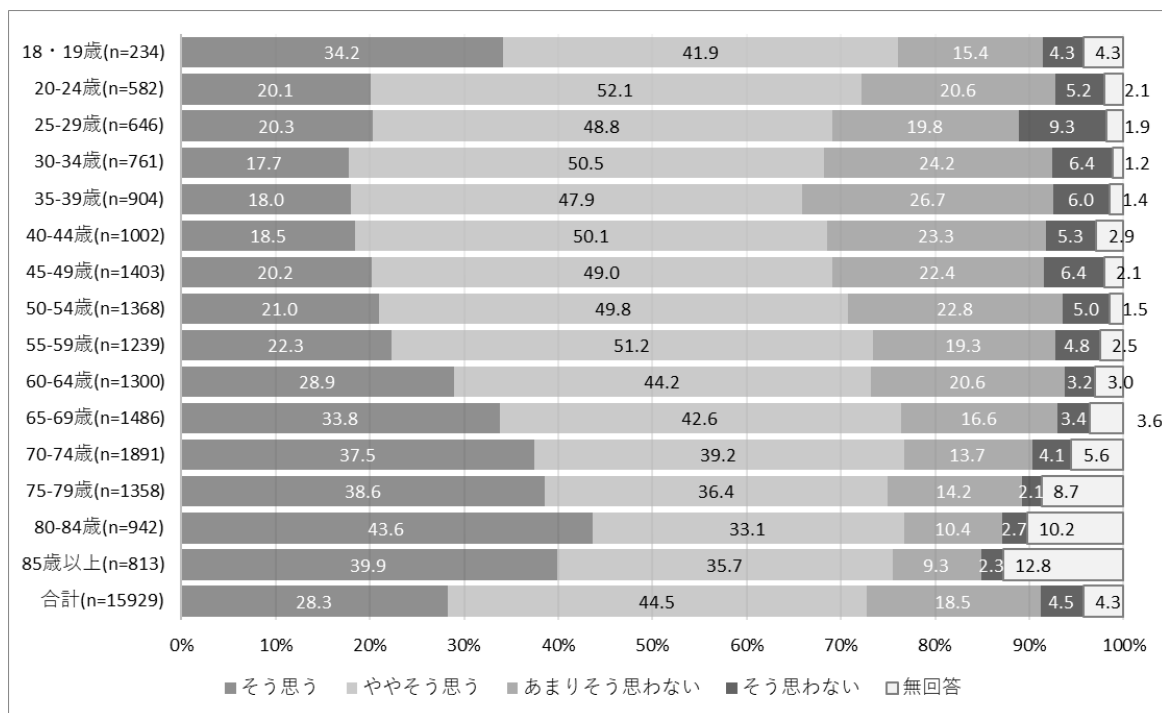


図表 III-18 は、「生活上の困難を解決するために、地域の人々はお互いに協力すべきである」という質問において「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者の割合を、性・年齢階級別に集計したものである。30代以上では年齢階級が上がるほど地域の人々が互いに協力すべきと思う人が多いが、他方で、30歳未満の年齢階級でもそのように思う人の割合が高くなっている。

男女別では、60歳未満の年齢階級において、全般的に女性よりも男性の方が、地域の人々が互いに協力すべきと思う者の割合が高くなっている。

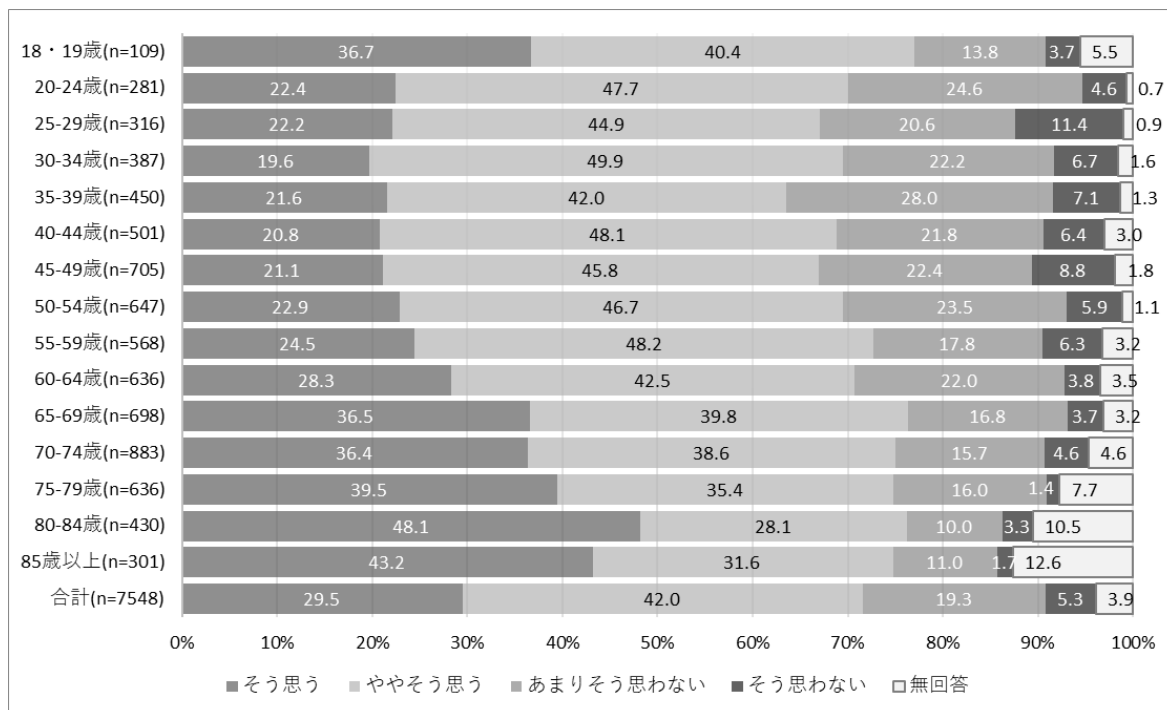
図表 III-18 性・年齢階級別 生活上の困難の解決方法についての考え方（地域の人々はお互いに協力すべき）別 個人の割合（%）

①男女計



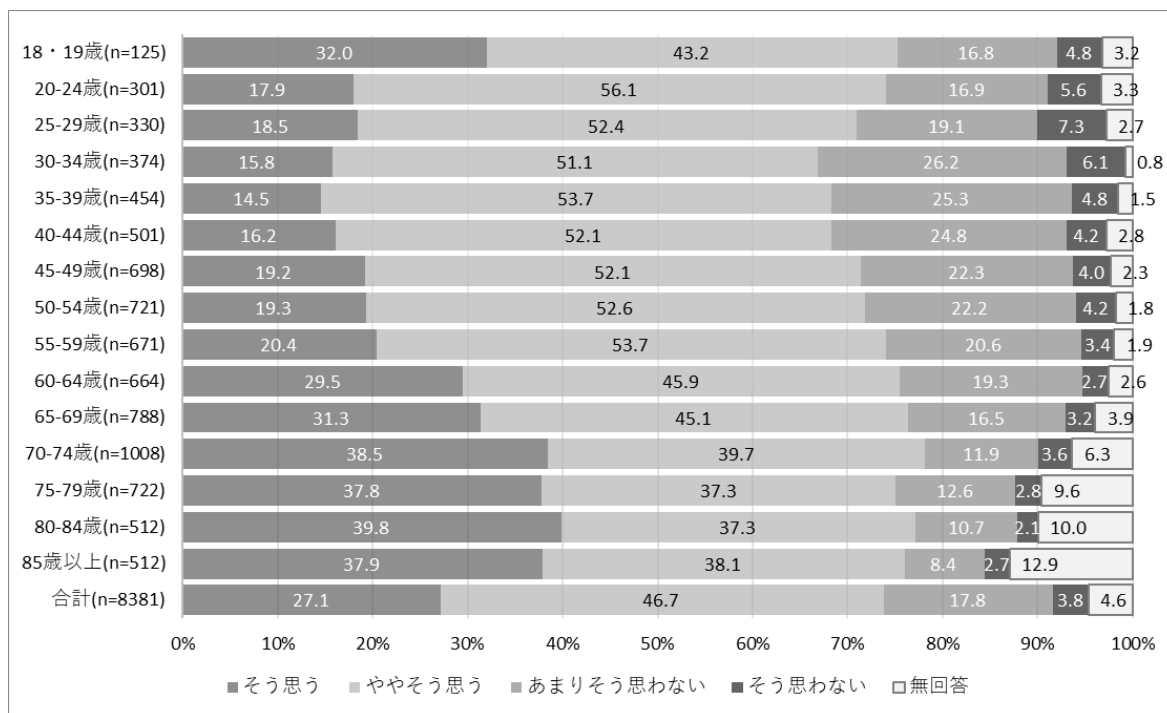
注) 個人票により集計している。

## ②男性



注) 個人票により集計している。

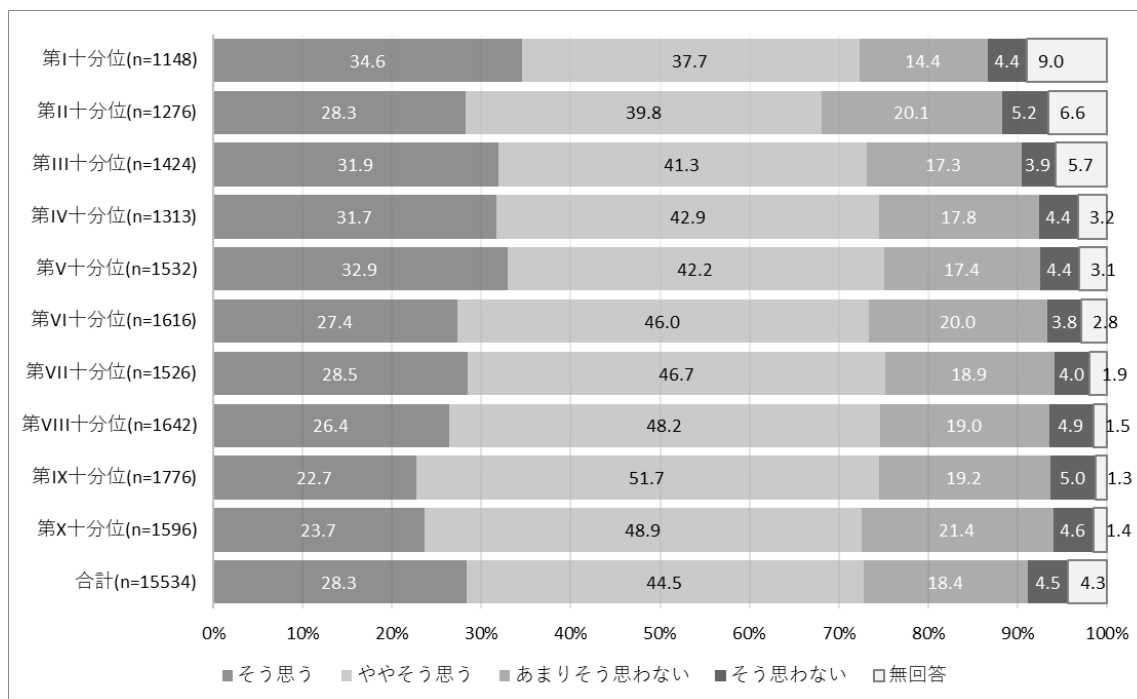
## ③女性



注) 個人票により集計している。

図表 III-19 は、生活上の困難の解決のため地域の人々はお互いに協力すべきかという質問について等価可処分所得階級別に集計している。所得階級が低い方が、地域の人々が互いに協力すべきと思う者の割合が高い傾向にある。

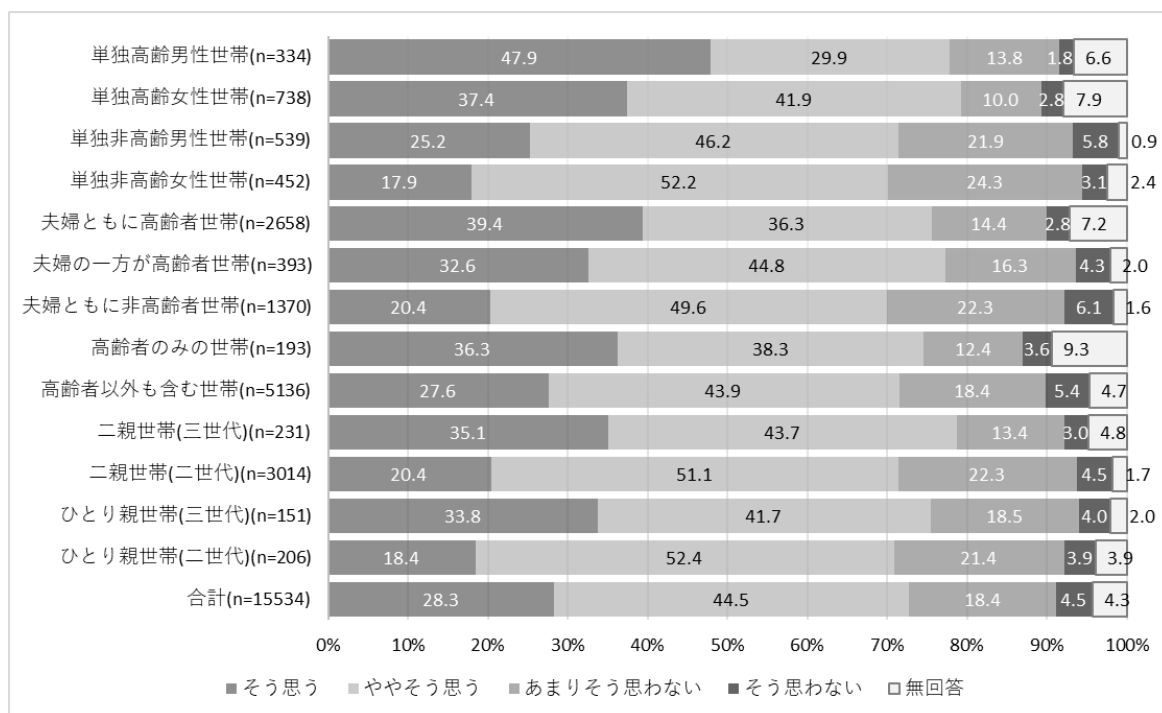
図表 III-19 等価可処分所得階級別 生活上の困難の解決方法についての考え方（地域の人々はお互いに協力すべき）別 個人の割合（％）



注) 世帯票及び個人票により集計している。合計には所得額が無回答のため等価可処分所得が不明の世帯に属する個人を含む。

図表 III-20 は、生活上の困難の解決のため地域の人々はお互いに協力すべきかという質問について世帯タイプ別に集計している。単身非高齢女性世帯では、地域の人々が互いに協力すべきと思う者の割合が相対的に少ない。

図表 III-20 世帯タイプ別 生活上の困難の解決方法についての考え方（地域の人々はお互いに協力すべき）別 個人の割合（％）



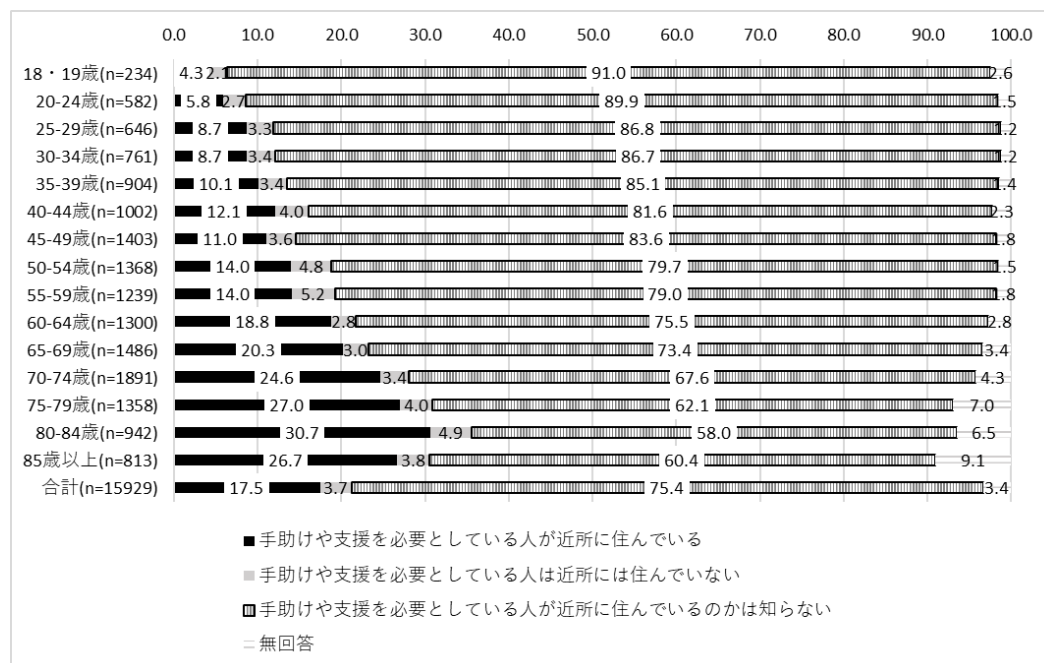
注) 世帯票及び個人票により集計している。合計には各タイプに分類できない世帯に属する個人を含む。

## IV 近所に手助けや支援を必要とする人の認知

### 1 近所に手助けや支援を必要とする人がいるかを知っている人は少ない

高度経済成長期以降、日本では近所づきあいの低下が指摘されて続けてきた。本調査の個人票では、近年の高齢化や社会関係の希薄化、さらに健康問題に対する注目の高まりから、「あなたが現在お住まいのご近所には、日常生活において手助けや支援を必要とする人がいらっしゃるかどうか。」という質問をしている。調査回答者全体 15,929 人中の 75.4% (12,017 人) が「手助けや支援を必要としている人が近所に住んでいるのかは知らない」と回答している (図表IV-1 最上段の合計)。

図表IV-1 近所に手助けや支援を必要とする人の認知 (年齢階級別：%)



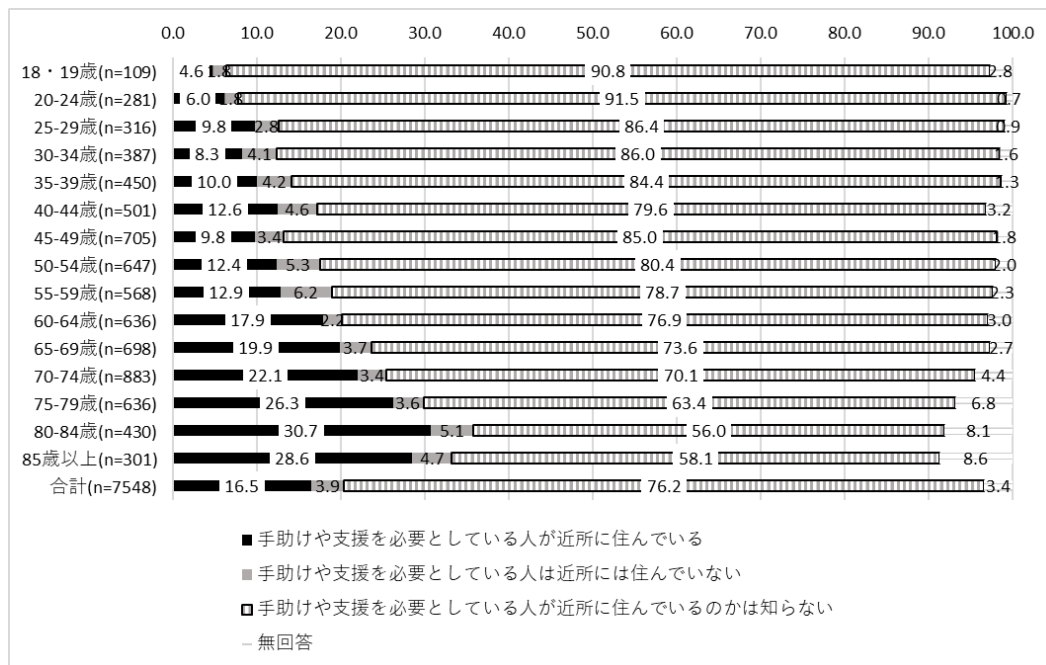
注) 個人票により集計している。

これに対して「手助けや支援を必要としている人が近所に住んでいる」(以下、「近所のニーズ認知」とする)と回答した人は調査回答者全体 15,929 人中の 17.5% (2,783 人)、「手助けや支援を必要としている人は近所には住んでいない」と回答した人は 3.7% (595 人)にとどまっている (図表IV-1)。

「手助けや支援を必要としている人が近所に住んでいるのかは知らない」割合を 5 歳刻みの各年齢層で見ると、80-84 歳で 58.0% (546 人) ともっとも少なく、年齢が若い層ほど「知らない」割合は高くなり、20-24 歳で 89.9% (523 人) に達する (図表IV-1)。35 歳未満では、「近所のニーズ認知」を回答した割合は 10%以下になっている (図表IV-1)。各年齢層の「手助けや支援を必要としている人が近所に住んでいるのかは知らない」割合の男性と女性

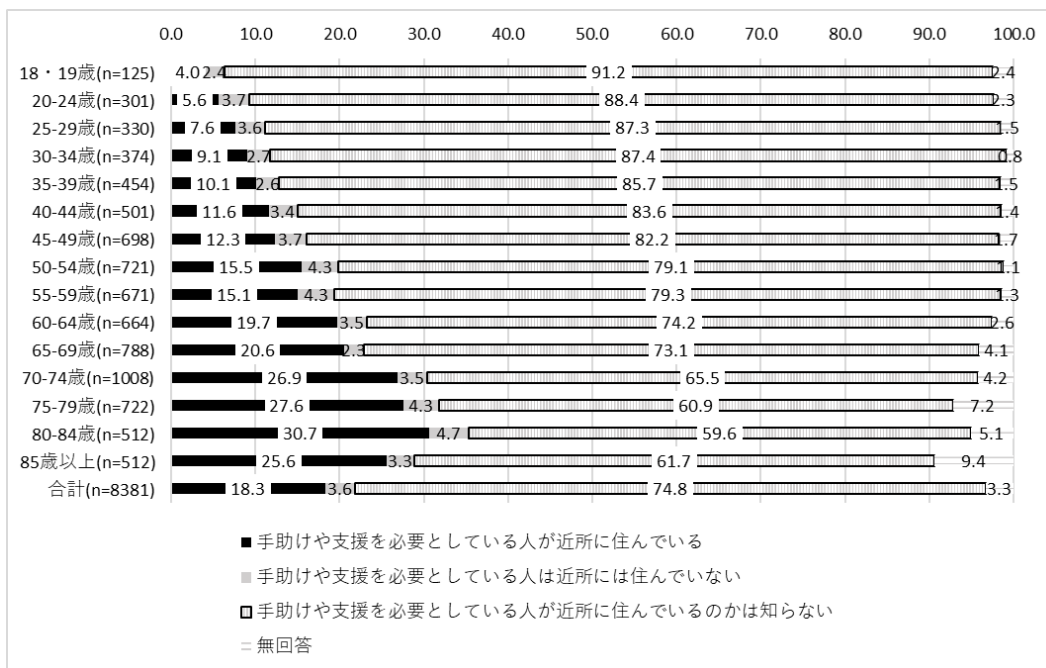
の傾向は似通っており、男女間の違いは非常に小さくなっている（図表IV-2、図表IV-3）。

図表IV-2 近所に手助けや支援を必要とする人の認知（男性年齢階級別：％）



注) 個人票により集計している。

図表IV-3 近所に手助けや支援を必要とする人の認知（女性年齢階級別：％）



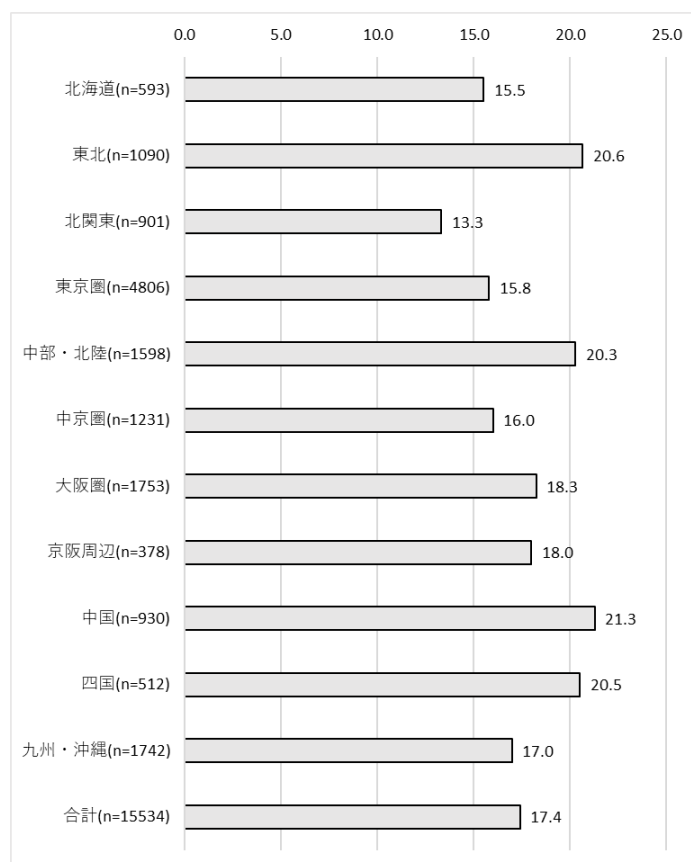
注) 個人票により集計している。

ここでは、「近所のニーズ認知」が高い回答者を、調査回答者全体の中に位置づけて確認を行った。内容は、地域ブロック、回答者本人の婚姻状況、離死別からの経過年数、本人の学歴との関係である。

地域ブロックごとに、「近所のニーズ認知」を回答した調査回答者をみると、「東北」では20.6%（1,090人中の225人）、「中部・北陸」では20.3%（1,598人中の324人）、「中国」では21.3%（930人中の198人）、「四国」では20.5%（512人中の105人）が近所でニーズをもつ人を認知していると回答している。他方で、「北海道」では15.5%（593人中の92人）、「北関東」では13.3%（901人中の120人）、「東京圏」では15.8%（4,806人中の759人）、「中京圏」では16.0%（1,231人中の197人）、「大阪圏」では18.3%（1,753人中の320人）、「京阪周辺」では18.0%（378人中の68人）、「九州・沖縄」では17.0%（1,742人中の296人）が「近所のニーズ認知」を回答している（図表IV-4）。

人口が集中する3大都市圏を形成している首都圏・近畿圏・中京圏に、北海道と九州・沖縄を加えた地域で「近所のニーズ認知」の割合がやや低く、それ以外の地域で「近所のニーズ認知」を回答する割合がやや高くなっている。人口集中しやすい地域よりは、それ以外の地域で「近所のニーズ認知」を回答している。

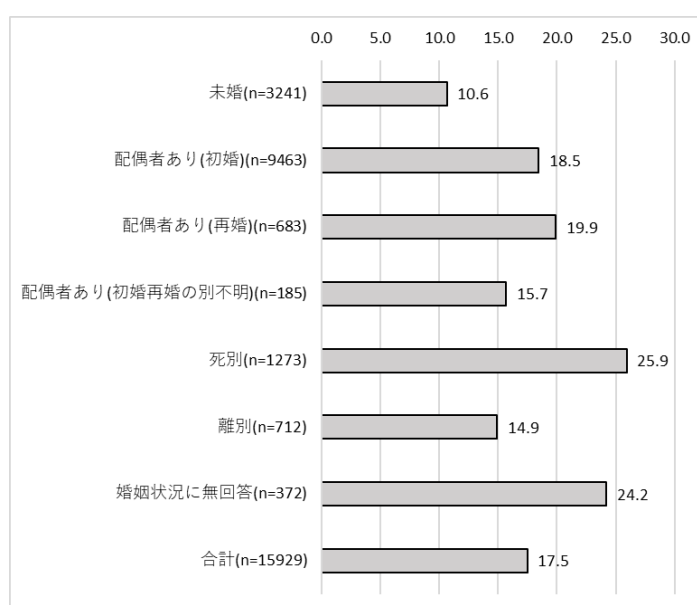
図表IV-4 近所に手助けや支援を必要とする人の認知（地域ブロック別：％）



注) 個人票により集計している。世帯票無回答を除いている。

回答者本人の婚姻状況ごとに「近所のニーズ認知」をみると、現在配偶者のいない「未婚」が10.6%（3,241人中の345人）でもっとも割合が低く、「離別」では14.9%（712人中の106人）がそれに続いて低い割合になっている。婚姻経験がある者のなかでは、「死別」において25.9%（1,273人中の330人）がもっとも高い近所のニーズ認知を回答している。つづいて現在配偶者をもつ「配偶者あり（初婚）」では18.5%（9,463人中1,747人）、「配偶者あり（再婚）」では19.9%（683人中136人）が「近所のニーズ認知」を回答している（図表IV-5）。配偶者がいることで「近所のニーズ認知」がわずかに高くなり、配偶者のいない未婚や離別は「近所のニーズ認知」が低くなっている。

図表IV-5 近所に手助けや支援を必要とする人の認知（婚姻状況別：％）

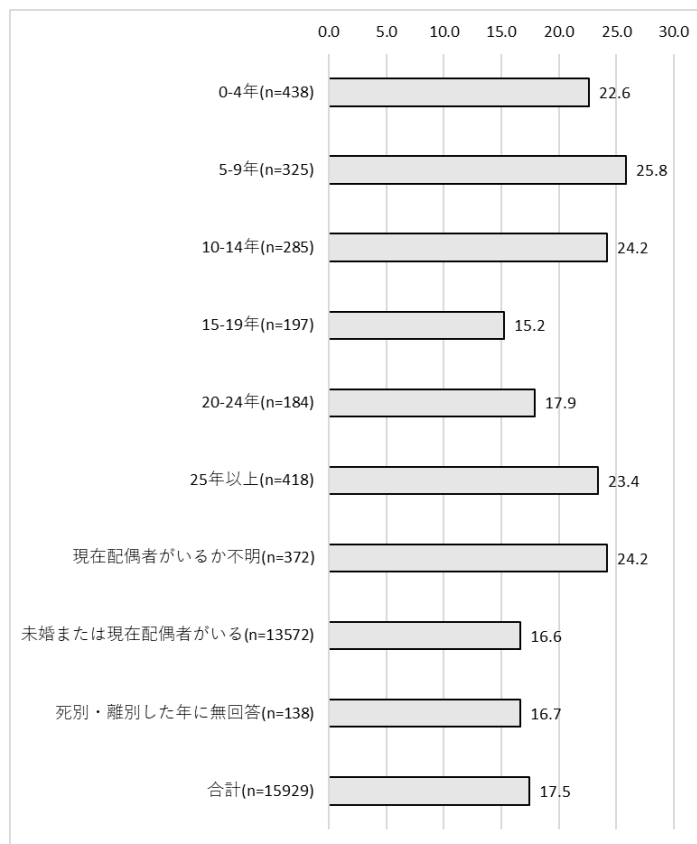


注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

死別・離別からの経過年数ごとに「近所のニーズ認知」を回答した調査回答者を確認した。「0-4年」は22.6%（438人中99人）、「5-9年」は25.8%（325人中84人）、「10-14年」は24.2%（285人中69人）、そして「15-19年」は15.2%（197人中30人）、「20-24年」は17.9%（184人中33人）、「25年以上」は23.4%（418人中98人）が「近所のニーズ認知」を回答している（図表IV-6）。死別・離別となってから14年ほどまで近所のニーズ認知は高まるものの、15年を過ぎると近所のニーズ認知は低下する。そしてその後再び近所の認知は高まるというふうに増減を繰り返している。手助けや支援を必要とする人や本人たちの置かれた状況が社会移動によって変化し、近所との関係も移り変わっている可能性がある。

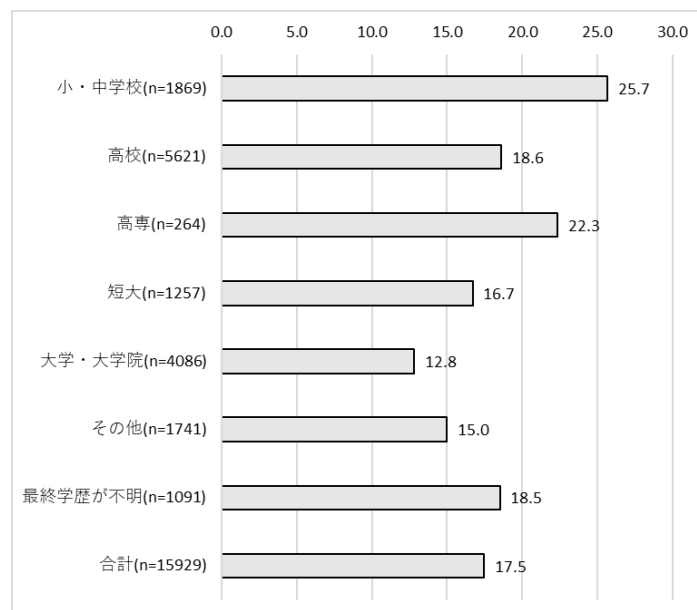


図表IV-6 近所に手助けや支援を必要とする人の認知（離死別からの経過年別：％）



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

図表IV-7 近所に手助けや支援を必要とする人の認知（本人の学歴別：％）



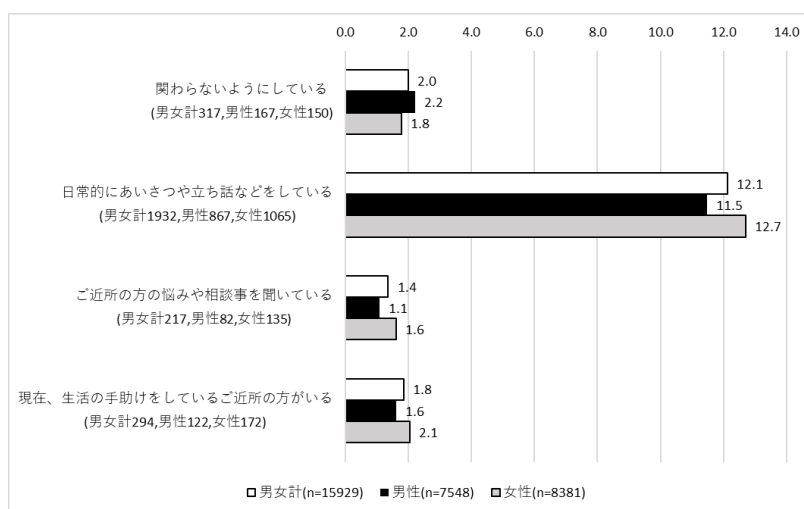
注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

本人の学歴別に「近所のニーズ認知」を回答した調査回答者を確認した。「小・中学校」の25.7%（1,869人中480人）、「高校」の18.6%（5,621人中1,047人）、「高専」の22.3%（264人中59人）、「短大」の16.7%（1,257人中210人）、「大学・大学院」の12.8%（4,086人中524人）が「近所のニーズ認知」を回答している（図表IV-7）。標本数の小さい「高専」を除いて結果をみると、学歴が高くなるほど「近所のニーズ認知」を回答する割合が低くなっている。近所の認知は、進学により移動を伴う機会の多い高い学歴ほど低下すると考えられる。

## 2 近所に手助けや支援を必要とする人が住んでいると回答した人の対応①

「近所に手助けや支援を必要とする人が住んでいる」（「近所のニーズ認知」）と回答する17.5%（15,929人中の2,783人）の人は、そのような近所の認知に対してどう対応するのか確認した。もっとも多い対応は、「日常的にあいさつや立ち話などをしている」とする回答で調査回答者全体の12.1%（15,929人中の1,932人）となっている（図表IV-1、図表IV-8）。

図表IV-8 近所に手助けや支援を必要とする人がいることを知っている人の対応（性別：%）



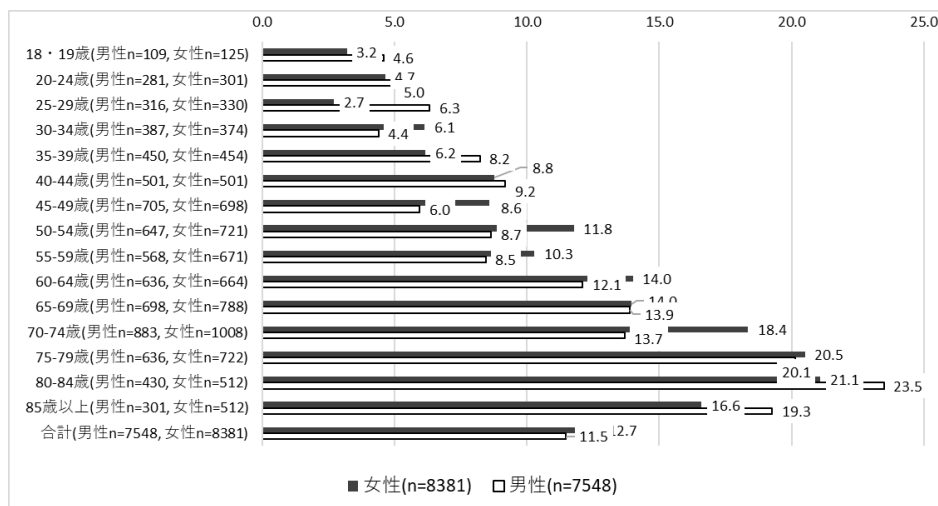
注) 個人票により集計している。非該当（問26本問に対して2、3と回答した者）、不詳（問26本問に対して無回答）を含む。

性別を分けてこの結果を確認すると、「日常的にあいさつや立ち話などをしている」の回答が占める割合は、男性の調査回答者全体の11.5%（7,548人中の867人）、女性の調査回答者全体の12.7%（8,381人中の1,065人）となっており、男性と女性との回答には大きな違いあるとはいえない。

「日常的にあいさつや立ち話などをしている」を性年齢層に分けてみると、30-34歳層以外の、18・19歳から35-39歳までの男性と、80代以上の男性においては、「日常的にあい

さつや立ち話などをしている」の回答が女性よりも高くなっている。これに対して、45-49歳から75-79歳までは、男性よりも女性の方が「日常的にあいさつや立ち話などをしている」と回答する割合が高く、総じて年齢が高いほど日常的にあいさつや立ち話などをしている」と回答している（図表IV-9）。

図表IV-9 日常的にあいさつや立ち話などをしている（性・年齢階級別：％）



注) 個人票により集計している。非該当（問26本問に対して2、3と回答した者）、不詳（問26本問に対して無回答）を含む。

手助けや支援を必要とする人とより親密な関わりをもっている「ご近所の方の悩みや相談事を聞いている」と「現在、生活の手助けをしているご近所の方がいる」は、調査回答者全体（男女計）でそれぞれ1.4%（15,929人中の217人）と1.8%（15,929人中の294人）となっている（図表IV-8）。

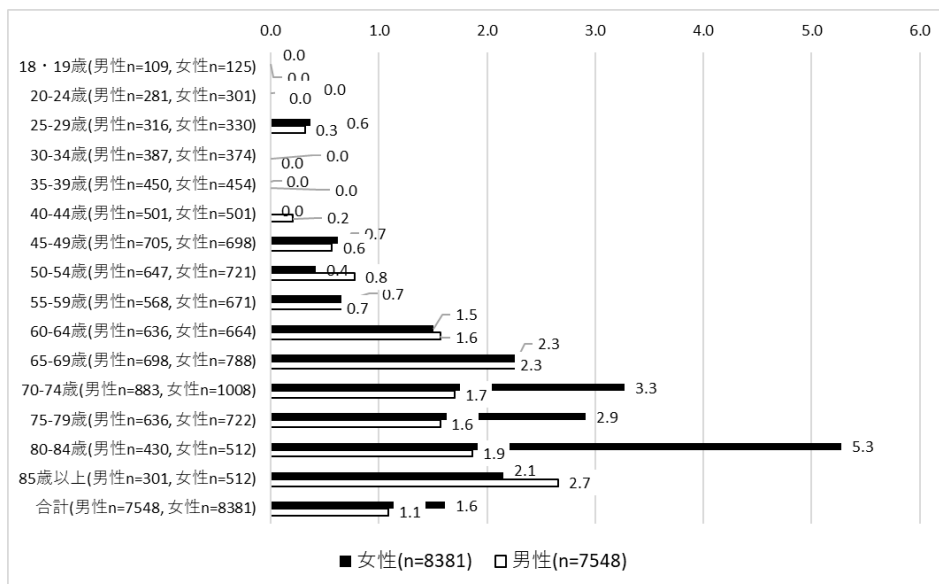
「ご近所の方の悩みや相談事を聞いている」についての回答をみると、この項目に回答した割合は全体の1%前後しかない。数値の読み方には注意が必要である。

性・年齢別にみると、男女ともに55-59歳までは調査回答者全体に占める割合は、1%に満たず若い世代が近所のニーズに対してほとんど関わっていない（図表IV-10）。高齢層では、60-64歳（男性1.6%、女性1.5%）、65-69歳（男性2.3%、女性2.3%）、70-74歳（男性1.7%、女性3.3%）、75-79歳（男性1.6%、女性2.9%）、80-84歳（男性1.9%、女性5.3%）では年齢が高くなるほど回答割合は高まり、また女性の割合が高くなるなど、一定の傾向は確認できる。しかし調査回答者全体からみると「ご近所の方の悩みや相談事を聞いている」は非常に規模が少ない（図表IV-10）。

同様に、非常に規模が少ない「現在、生活の手助けをしているご近所の方がいる」について性・年齢別に回答をみると、非常に少ないものの20代から回答するものは2%程度いる。70-74歳（男性3.9%、女性4.5%）をピークとしており、75-79歳（男性2.7%、女性1.7%）

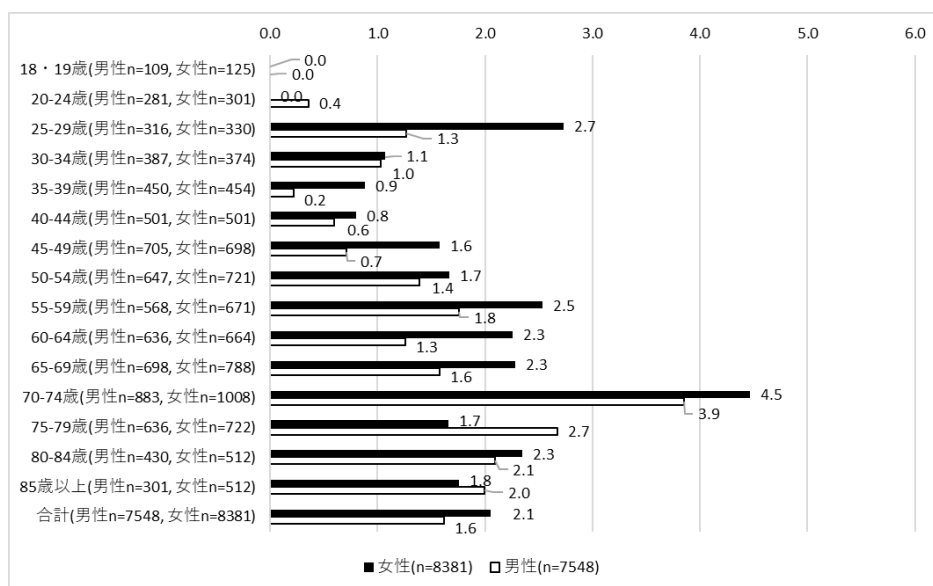
と 85 歳以上（男性 2.0%、女性 1.8%）を除くと、「現在、生活の手助けをしているご近所の方がいる」では女性の割合が高い傾向にある（図表IV-11）。

図表IV-10 ご近所の悩みや相談事を聞いている割合（性・年齢階級別：％）



注) 個人票により集計している。非該当（問 26 本問に対して 2, 3 と回答した者）、不詳（問 26 本問に対して無回答）を含む。

図表IV-11 年齢階層別に見た現在、生活の手助けをしている（性・年齢階級別：％）



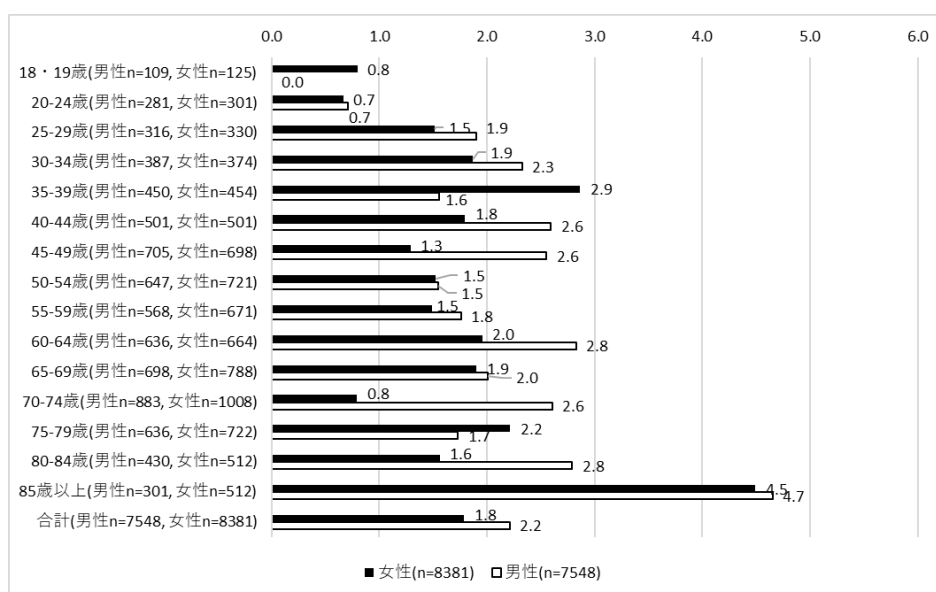
注) 個人票により集計している。非該当（問 26 本問に対して 1 と回答した者）、不詳（問 26 本問に対して無回答）を含む。

### 3 近所に手助けや支援を必要とする人が住んでいると回答した人の対応②

近所にニーズの認知があってももっとも消極的な態度を示している層がある。「近所に手助けや支援を必要とする人が住んでいる」ことを知っていても、「関わらないようにしている」層である。その回答割合は、男性の調査回答者の2.2%（7,548人の中で167人）、女性の調査回答者1.8%（8,381人の中で150人）となっており、近所のニーズに関わることは女性のほうが高い傾向が確認できるが（本章1と2を参照）、そもそもニーズ認知があっても近所と関わろうとする規模は小さい（図表IV-8）。

性・年齢別に「関わらないようにしている」という回答をみると、18・19歳（男性なし、女性0.8%）、35-39歳（男性1.6%、女性2.9%）、75-79歳（男性1.7%、女性2.2%）を除いたすべての年齢層で男性の方が女性よりも高くなっている。ニーズ認知があっても関わらないようにするのは男性により高いということが出来る（図表IV-12）。近所との関わりにおいては、男性の消極的な姿勢を確認している。

図表IV-12 年齢階層別にみた、関わらないようにしている（性・年齢階級別：%）



注) 個人票により集計している。非該当（問26本問に対して2, 3と回答した者）、不詳（問26本問に対して無回答）を含む。

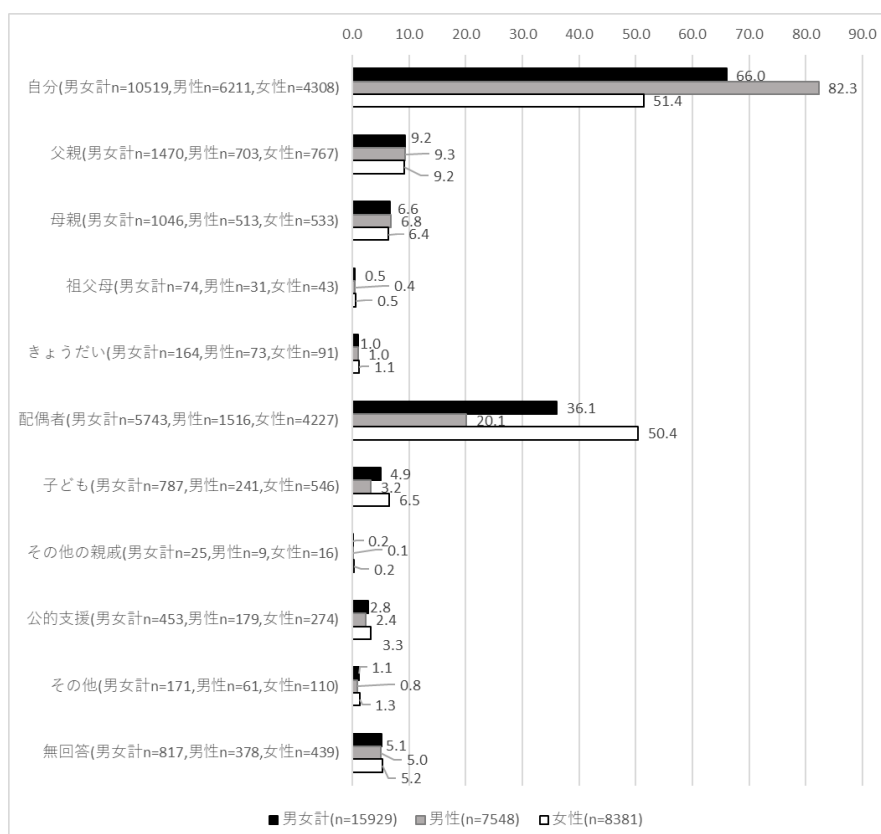
## V 生活費用の担い手

誰が生活費用を担っているかについて、15歳の頃、学校卒業後の最初の仕事に就いたとき（以下、初職時）、親と離れて別の世帯で暮らしたとき（以下、最初の別居時）、現在という4つの時点で、「そのときの生活費用の担い手」を質問している。調査回答者全体では、全ての人を対象とする15歳時と現在に加えて、初職時点では仕事経験がある人と最初の別居時では経験のある人を対象としている。

### 1 現在の生活費用の担い手

現在の生活費用の担い手は、調査回答者全体15,929人中、「自分」66.0%（10,519人）、「父親」9.2%（1,470人）、「母親」6.6%（1,046人）、「祖父母」0.5%（74人）、「きょうだい」1.0%（164人）、「配偶者」36.1%（5,743人）、「子ども」4.9%（787人）、「その他の親戚」0.2%（25人）、「公的支援」2.8%（453人）、「その他」1.1%（171人）と回答している（図表V-1）。

図表V-1 現在の生活費用の担い手（複数回答：％）

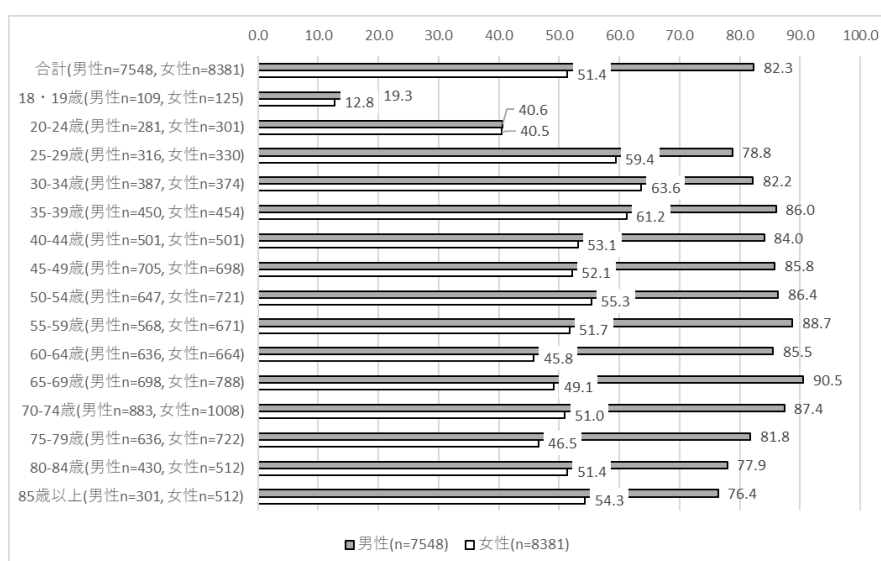


注) 個人票により集計している。

生活費用の担い手を「自分」と回答する割合は、男性が高く、男性調査回答者全体 7,548 人中の 82.3% (6,211 人)、女性は 8,381 人中の 51.4% (4,308 人) となっている (図表 V-1)。「配偶者」と回答する割合は、男性が 20.1% (7,548 人中の 1,516 人)、女性が 50.4% (8,381 人中の 4,227 人) と高くなっている。現在の生活において個人で生活費用を担っているか、それとも配偶者等との関係で担う生活費用の基本構造が明らかになっている (図表 V-1)。

この生活費用の基本構造は、本人の属性やライフコースに応じて変化する。年齢層との関係を見ると、男性は 20-24 歳層と 25-29 歳層の間で、生活費用の担い手を「自分」と回答する割合が 40.6% (281 人中の 114 人) から 78.8% (316 人中の 249 人) へと急拡大し、その後は 65-69 歳層の 90.5% (698 人中の 632 人) をピークに下降する。女性も 20-24 歳層から 25-29 歳層で 40.5% (301 人中の 122 人) から 59.4% (330 人中の 196 人) へ急拡大するが、30-34 歳層の 63.6% (374 人中の 238 人) をピークに低下し、40-44 歳層より年配の層では 50%前後で推移する (図表 V-2)。

図表 V-2 現在「自分」が生活費用の担い手 (性年齢別：%)

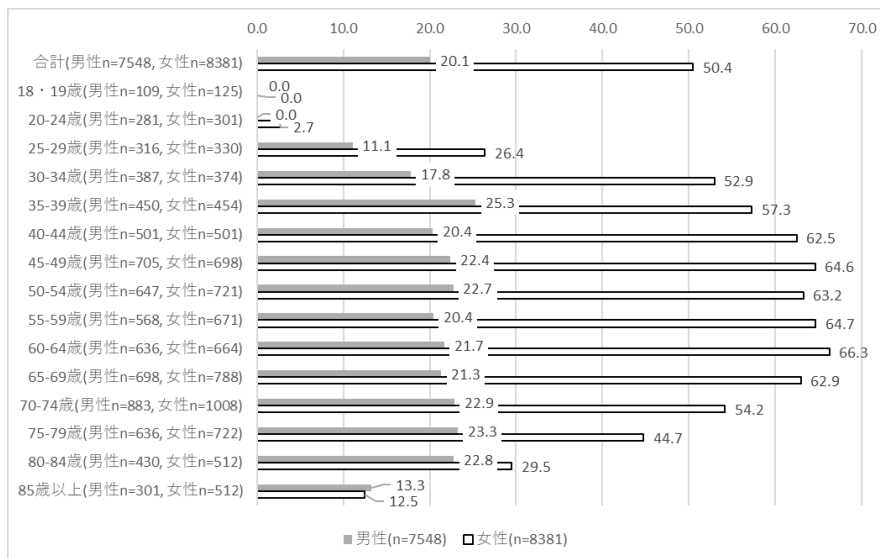


注) 個人票により集計している。

生活費用の担い手を「配偶者」と回答する女性の割合は、20-24 歳層の 2.7% (301 人中の 8 人) から 25-29 歳層の 26.4% (330 人中の 87 人)、25-29 歳層から 30-34 歳層で 52.9% (374 人中の 198 人) まで急拡大し、60-64 歳層の 66.3% (664 人中の 440 人) でピークを迎える。男性の場合は、生活費用の担い手を「配偶者」と回答する割合は 35-39 歳層の 25.3% (450 人中の 114 人) まで拡大するが、40 歳代以降の年齢の高い層では 20%程度で推移する (図表 V-3)。男性では生活費用の担い手は本人によるところが大きく、若い層では女性も男性並みであるが、年齢が高い層では女性との差異は大きい。その代わりに、女性では生

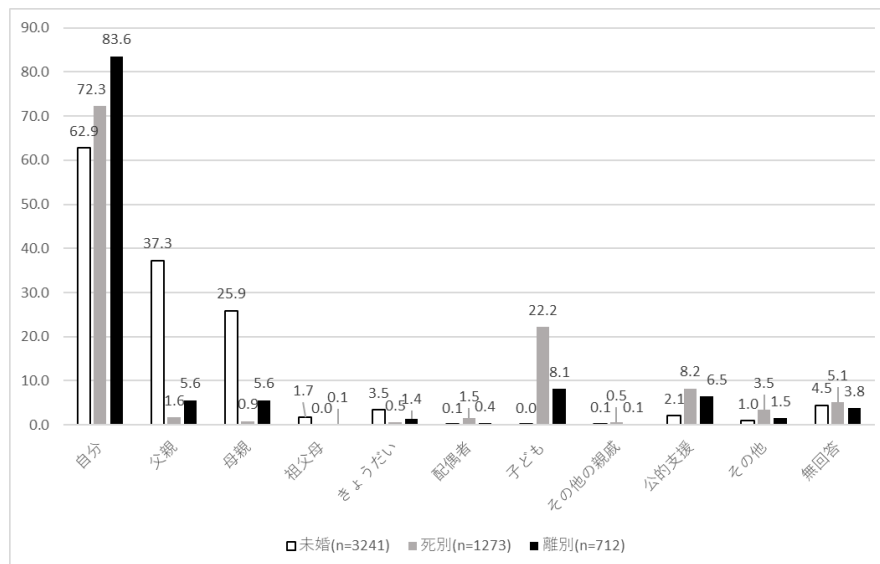
活費用の担い手が配偶者によるところが大きくなっている。

図表 V-3 現在「配偶者」が生活費用の担い手（性年齢別：％）



注) 個人票により集計している。

図表 V-4 現在の生活費用の担い手（複数回答：未婚・離別・死別：％）



注) 個人票により集計している。

そこで現在の生活費用の担い手について婚姻状況との関係を見ると、未婚者と回答した3,241人中、高い方から「自分」は62.9% (2,037人)、「父親」は37.3% (1,209人)、母親は25.9% (839人)と回答している (図表V-4)。

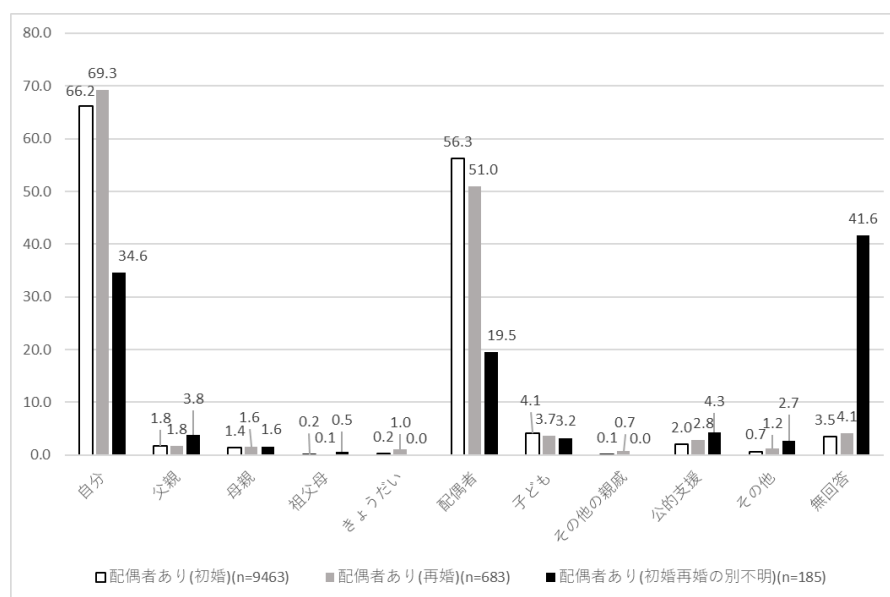
死別と回答した1,273人中、「自分」は72.3% (920人)、「子ども」は22.2% (283人)、



離別と回答した 712 人中、「自分」は 83.6% (595 人)、「子ども」は 8.1% (58 人) と回答している (図表V-4)。

未婚のときは、回答者本人と両親が主要な生活費用の担い手であり、結婚すると回答者本人と配偶者が主な生活費用の担い手となり、離死別となると、回答者本人が主に生活費用を担うことになる。

図表 V-5 現在の生活費用の担い手 (複数回答：配偶者ありの世帯：%)



注) 個人票により集計している。

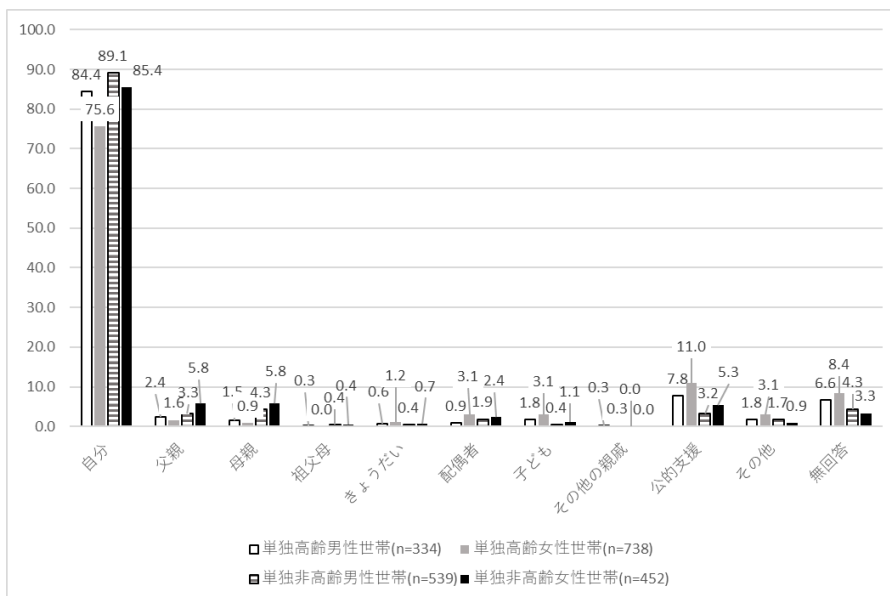
配偶者あり (初婚) と回答した 9,463 人中、「自分」は 66.2% (6,262 人)、「配偶者」は 56.3% (5,326 人)、配偶者あり (再婚) と回答した 683 人中、「自分」は 69.3% (473 人)、「配偶者」は 51.0% (348 人) と回答している (図表V-5)。

世帯タイプ別に現在の生活費用の担い手についてみると、現在 18 歳未満の子どもと世帯を同じにしていない、単独高齢男性世帯では「自分」と回答する割合が 84.4% (334 人中の 282 人)、単独高齢女性世帯では 75.6% (738 人中の 558 人)、単独非高齢男性世帯では 89.1% (539 人中の 480 人)、単独非高齢女性世帯では 85.4% (452 人中の 386 人) と回答している (図表V-6)。単独世帯の 4 つのカテゴリーは「自分」と回答する割合が高く、同じ性別で見ると高齢世帯よりも非高齢世帯で高くなっている。他方で、単独高齢世帯では、男性では 7.8% (334 人中の 26 人)、女性では 11.0% (738 人中の 81 人) が「公的支援」と回答していた (図表V-6)。

夫婦ともに高齢者世帯では 61.6% (2,658 人中 1,636 人)、夫婦の一方が高齢者世帯では 60.8% (393 人中の 239 人)、夫婦ともに非高齢者世帯では 69.1% (1,370 人中の 946 人) が「自分」と回答している。これら 3 つの世帯では、それぞれ 51.7% (2,658 人中の 1,373

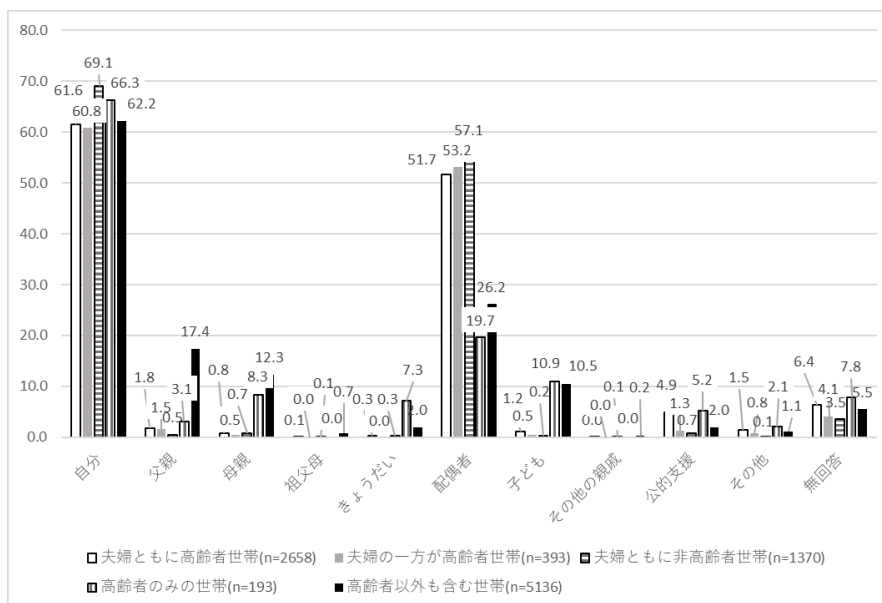
人)、53.2% (393 人中の 209 人)、57.1% (1,370 人中の 782 人) が「配偶者」と回答している (図表 V-7)。夫婦世帯の 3 つのカテゴリーでは、「配偶者」という回答が半数を超えており、この傾向は高齢者であっても非高齢者であっても同様の傾向にある。

図表 V-6 現在の生活費用の担い手 (複数回答：単独世帯のみ：%)



注) 個人票により集計している。

図表 V-7 現在の生活費用の担い手 (複数回答：非単独世帯：%)

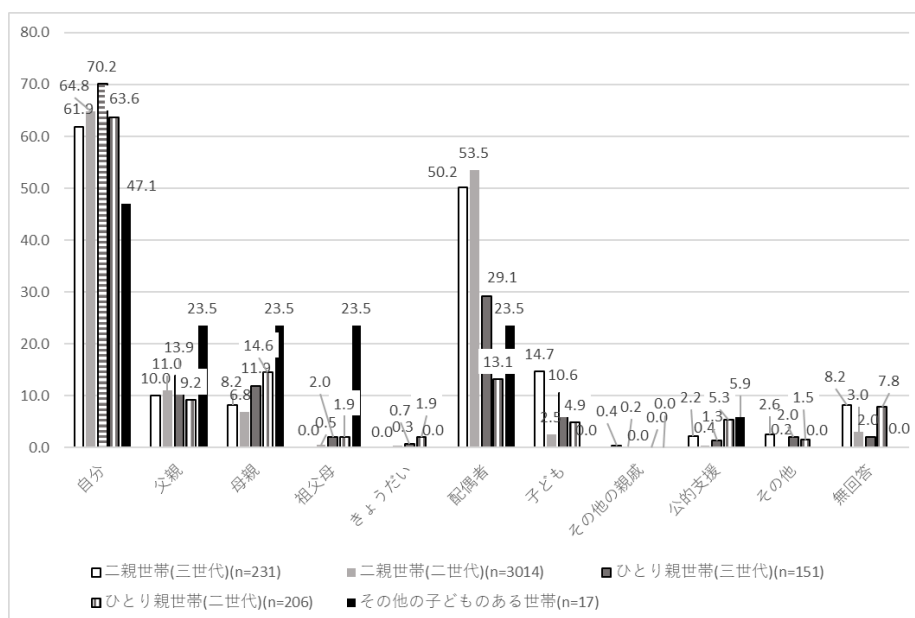


注) 個人票により集計している。

高齢者のみの世帯と高齢者以外も含む世帯では、それぞれ 66.3% (193 人中の 128 人) と 62.2% (5,136 人中の 3,196 人) が生活費用の担い手を「自分」と回答し、19.7% (193 人中の 38 人) と 26.2% (5,136 人中の 1,345 人) が「配偶者」と回答している (図表 V-7)。これらの担い手に加えて、高齢者のみの世帯では、同居していない「子ども」に 10.9% (193 人中の 21 人)、「母親」に 8.3% (193 人中の 16 人)、「きょうだい」に 7.3% (193 人中の 14 人) という回答があり、また「公的支援」に 5.2% (193 人中の 10 人) と回答している (図表 V-7)。高齢者以外も含む世帯では、「自分」と「配偶者」に加えて、「父親」に 17.4% (5,136 人中の 894 人)、「母親」に 12.3% (5,136 人中の 633 人)、「子ども」に 10.5% (5,136 人中の 537 人) と回答している (図表 V-7)。18 歳未満の子どもと世帯を同じにせず、年齢層の高いもので生活する世帯では、多様な担い手が確認できる。

他方、現在 18 歳未満の子どもと世帯を同じにする、二親世帯 (三世代と二世帯) とひとり親世帯 (三世代と二世帯) の 4 つの世帯をみると、二親世帯 (三世代) では生活費用の担い手を「自分」61.9% (231 人中の 143 人)、「配偶者」50.2% (231 人中の 116 人)、「子ども」14.7% (231 人中の 34 人)、「父親」10.0% (231 人中の 23 人)、「母親」8.2% (231 人中の 19 人) と回答している。二親世帯 (二世帯) では、「自分」64.8% (3,014 人中の 1,952 人)、「配偶者」53.5% (3,014 人中の 1,611 人)、「父親」11.0% (3,014 人中の 332 人)、「母親」6.8% (3,014 人中の 205 人) となり、三世代の「子ども」を回答する割合 14.7% と比べて二世帯が「子ども」と回答する割合は 2.5% (3,014 人中の 75 人) と低い (図表 V-8)。

図表 V-8 現在の生活費用の担い手 (複数回答：二親世帯、ひとり親世帯：%)



注) 個人票により集計している。

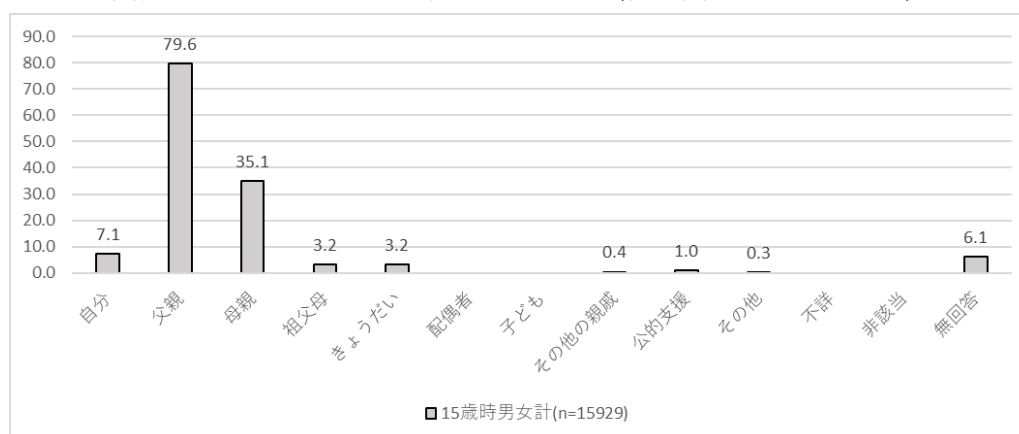
ひとり親世帯（三世代）では生活費用の担い手を「自分」70.2%（151人中の106人）、「配偶者」29.1%（151人中の44人）、「父親」13.9%（151人中の21人）、「母親」11.9%（151人中の18人）、「子ども」10.6%（151人中の16人）と回答している。ひとり親世帯（二世代）では「自分」63.6%（206人中の131人）、「配偶者」13.1%（206人中の27人）、「父親」9.2%（206人中の19人）、「母親」14.6%（206人中の30人）と回答している。二親親世帯とひとり親世帯の二世代では、ともに「子ども」と回答する割合が三世代よりも低く、ひとり親世帯では「配偶者」と回答する割合も二親世帯より低い。その代わりに「父親」と「母親」と回答する割合が高くなっている（図表V-8）。

## 2 家族の関係と生活費用の担い手

回答者本人の年齢が15歳の時、生活費用の担い手は調査回答者15,929人中、それぞれ「自分」には7.1%（1,130人）、「父親」には79.6%（1,2676人）、「母親」には35.1%（5,586人）、「祖父母」には3.2%（512人）、「きょうだい」には3.2%（513人）、「その他親戚」に0.4%（58人）、「公的支援」に1.0%（162人）、「その他」に0.3%（51人）、「無回答」に6.1%（978人）と回答している（図表V-9）。

回答者は、15歳時点では、親の庇護のもとにあり、回答者本人が生活費用を担っていることは少ない。また「祖父母」や「きょうだい」による関与も小さい。

図表V-9 15歳時の生活費用の担い手（複数回答：男女計：％）



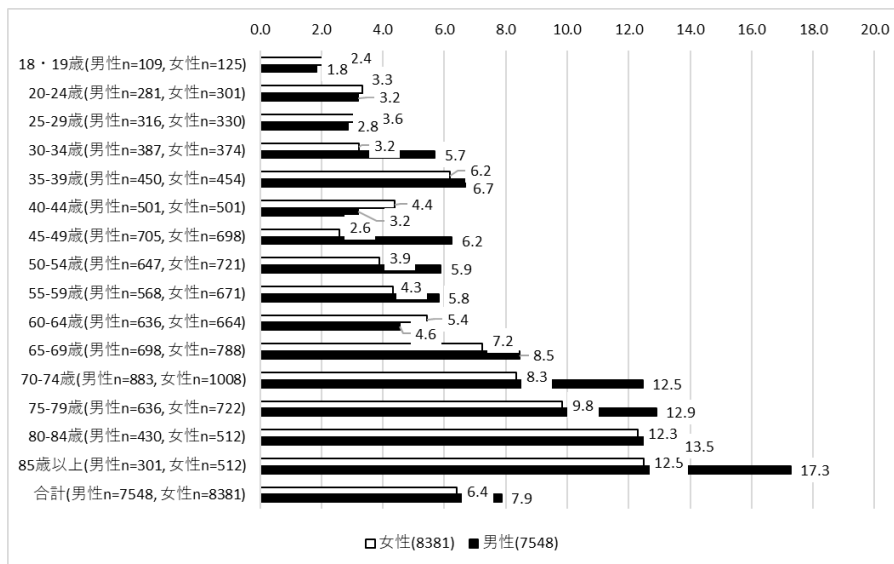
注) 個人票により集計している。

15歳時点の主な生活費用の担い手である、「自分」、「父親」、そして「母親」の3つを性別・年齢階層別にみた（図表V-10～12）。15歳時点で生活費用の担い手を「自分」とする回答は、男女ともに年齢層が高いほど割合が高まっている。若い年齢層になるほど、15歳時点で回答者本人が生活費用を担う機会がなくなっている（図表V-10）。

15歳時点の生活費用の担い手を「父親」と回答するものは、男女ともに18・19歳層から50-54歳層まで80%前後で安定的に推移し、その後55-59歳層（男性82.7%（568人中の

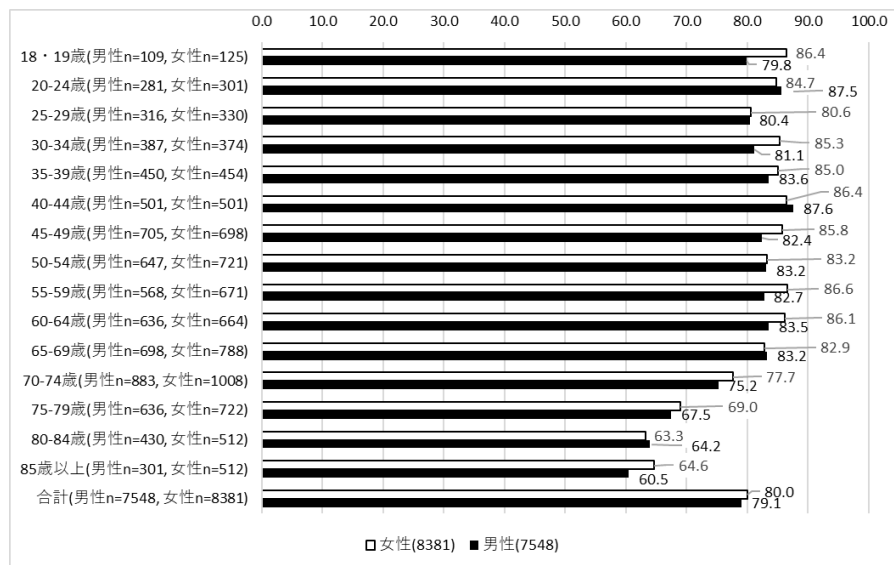
470 人))、女性 86.6% (671 人中 581 人)) と 60-64 歳層 (男性 83.5% (636 人中の 531 人))、女性 86.1% (664 人中の 572 人)) でピークとなり、その後低下して 85 歳以上層では男性 60.5% (301 人中の 182 人)、女性 64.6% (512 人中の 331 人) と回答している (図表 V-11)。

図表 V-10 15 歳時に「自分」が生活費用の担い手 (性・年齢別：%)



注) 個人票により集計している。

図表 V-11 15 歳時に「父親」が生活費用の担い手 (性・年齢別：%)

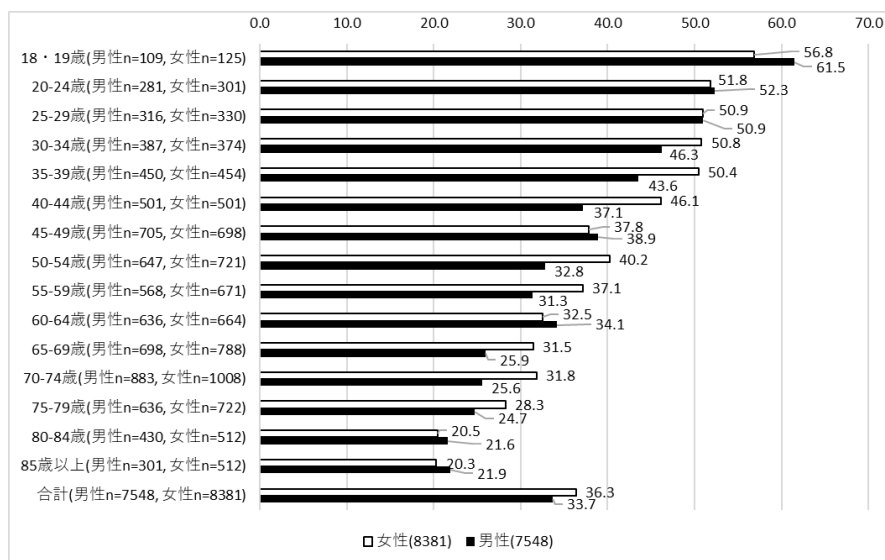


注) 個人票により集計している。

他方で「母親」は、男女ともに年齢の若い層ほど割合は高くなっている。18・19 歳層のピークでは、男性の 61.5% (109 人中の 67 人)、女性の 56.8% (125 人中の 71 人) が「母

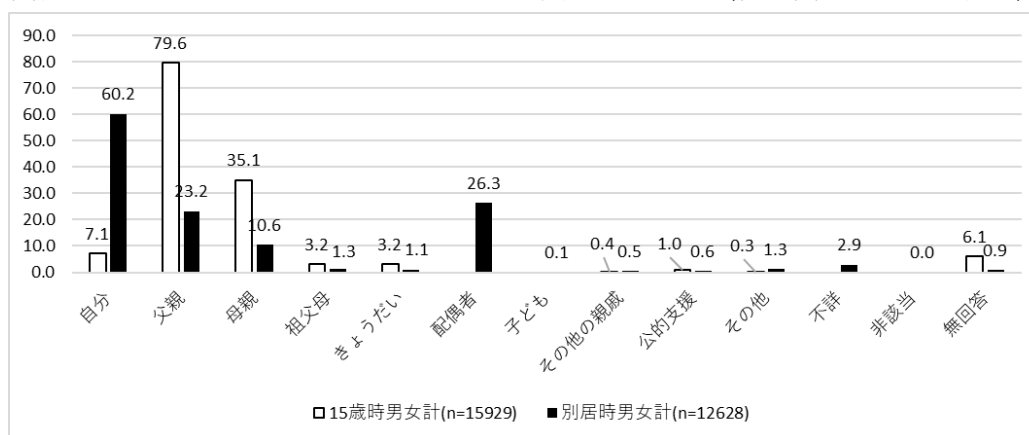
親」と回答している。現在の若い層ほど、生活費用の担い手としての「母親」の役割は重要になっていると考えられる（図表V-12）。生活費用の担い手という観点から見ると、15歳時点では、「父親」の庇護は一貫して強く、時代を遡るほど「自分」の割合は高い傾向にあった。近年は生活費用の担い手において「母親」の割合が高まるのに対して、「自分」の割合は低下するようになっている。

図表 V-12 15歳時に「母親」が生活費用の担い手（性・年齢別：％）



注) 個人票により集計している。

図表 V-13 15歳時と最初の別居時の生活費用の担い手（複数回答：男女計、％）



注) 個人票により集計している。

親との最初の別居時の生活費用の担い手をみると、調査回答者 12,628 人中、「自分」に 60.2% (7,607 人)、「父親」に 23.2% (2,933 人)、「母親」に 10.6% (1,337 人)、「祖父母」に 1.3% (169 人)、「きょうだい」に 1.1% (135 人)、「配偶者」に 26.3% (3,322 人)、「子ども」に 0.1% (15 人)、「その他の親戚」に 0.5% (69 人)、「公的支援」に 0.6% (80 人)、「

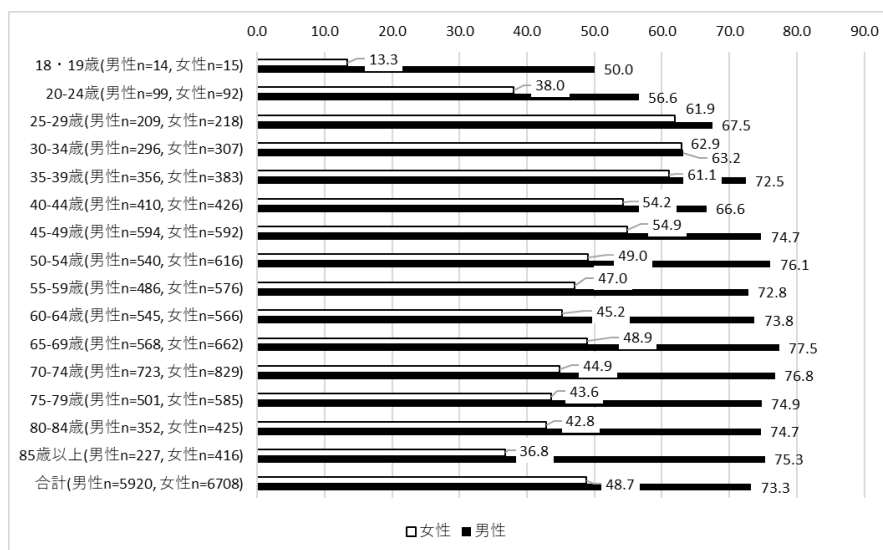
「その他」に 1.3% (164 人)、「不詳」に 2.9% (370 人)、「無回答」に 0.9% (119 人) と回答している (図表V-13)。

15 歳時点から最初の別居時になると、生活費用の担い手を「自分」と回答する割合は 7.1% から 60.2% となり、大幅に高くなっており (図表V-13)、親との別居には回答者本人が生活費用を担えるようになる一つの契機となっていることを示唆している。

年齢別に親との最初の別居時の生活費用の担い手をみると、18・19 歳層で親との最初の別居を経験すると、非常に規模の小さい結果ではあるが、男性は「自分」50.0% (14 人中の 7 人) に対して、女性は「自分」13.3% (15 人中 2 人)、20-24 歳層では男性「自分」56.6% (99 人中の 56 人) に対して、女性「自分」38.0% (92 人中の 35 人) と、20 代前半までに生活費用の担い手を「自分」とするのは、男性に多い傾向がある (図表V-14)。

25-29 歳層と 30-34 歳層では、親との最初の別居を経験すると、生活費用の担い手を「自分」と回答する割合が、それぞれ男性 67.5% (209 人中の 141 人) と 63.2% (296 人中の 187 人)、女性 61.9% (218 人中の 135 人) と 62.9% (307 人中の 193 人) と男女の違いは小さくなっている。

図表V-14 最初の別居時に「自分」が生活費用の担い手 (性・年齢別：%)



注) 個人票により集計している。

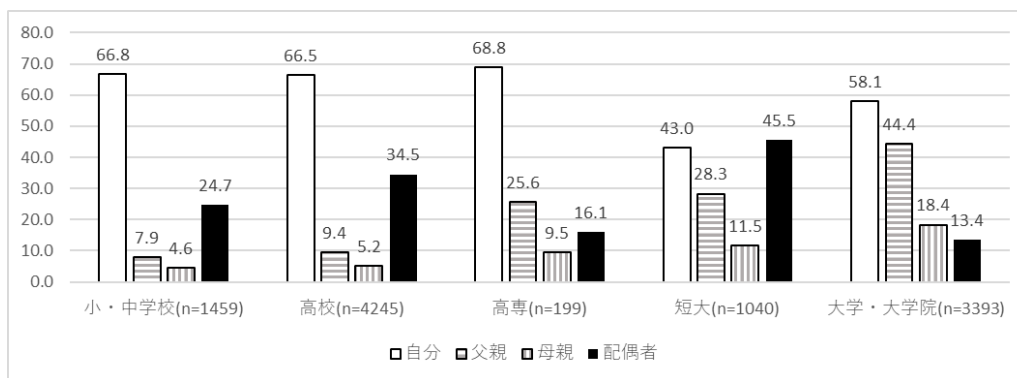
40 歳層以降では、親との最初の別居の生活費用を「自分」と回答する割合は、男性と女性の間で拡大していく。女性の場合、年齢の高い層ほど、親との最初の別居を経験したときに生活費用の担い手を「自分」と回答する割合は低下しているのである。年齢の高い層ほど別居してもなお、女性の親は子どもの生活に関わっていたということになる。

配偶者をもつことにより、生活費用の担い手は両親から配偶者への代替が緩やかに進行する一方で、未婚者と離死別者においては、両親から本人への代替と集中が進行する。両親

の担う役割が大きい親との最初の別居時期と学歴達成にはどのような関係がみられるのだろうか。

調査回答者の卒業した学歴別に、親との最初の別居をしたときの生活費用の担い手をみると、小・中学校と高校では、それぞれ「自分」と回答したのは66.8%（1,459人中の975人）と66.5%（4,245人中の2,824人）、「父親」と回答したのは7.9%（1,459人中の115人）と9.4%（4,245人中の401人）、「母親」と回答したのは4.6%（1,459人中の67人）と5.2%（4,245人中の219人）と回答している。「配偶者」と回答するのはそれぞれ24.7%（1,459人中の361人）と34.5%（4,245人中の1,465人）である（図表V-15）。

図表V-15 最初の別居時の生活費用の担い手（複数回答、学歴別、自分、父親、母親、配偶者：%）



注) 個人票により集計している。

### 3 キャリアと生活費用の担い手

仕事に就き始めると、生活費用の担い手は、「自分」と回答する割合が高くなる。初職時の回答者15,174人中、54.4%（15,174人中の8,251人）が「自分」と回答し、男性は65.2%（7,230人中の4,715人）、女性は44.5%（7,944人中の3,536人）となっている（図表V-16）。キャリアの開始時期には、女性の生活費用の担い手には男性よりも両親の影響が大きくなっており、男性の「父親」は35.4%（7,230人中の2,556人）、「母親」は15.4%（7,230人中の1,112人）なのに対して、女性の「父親」は51.8%（7,944人中の4,118人）、「母親」は22.3%（7,944人中の1,775人）となっている（図表V-16）。

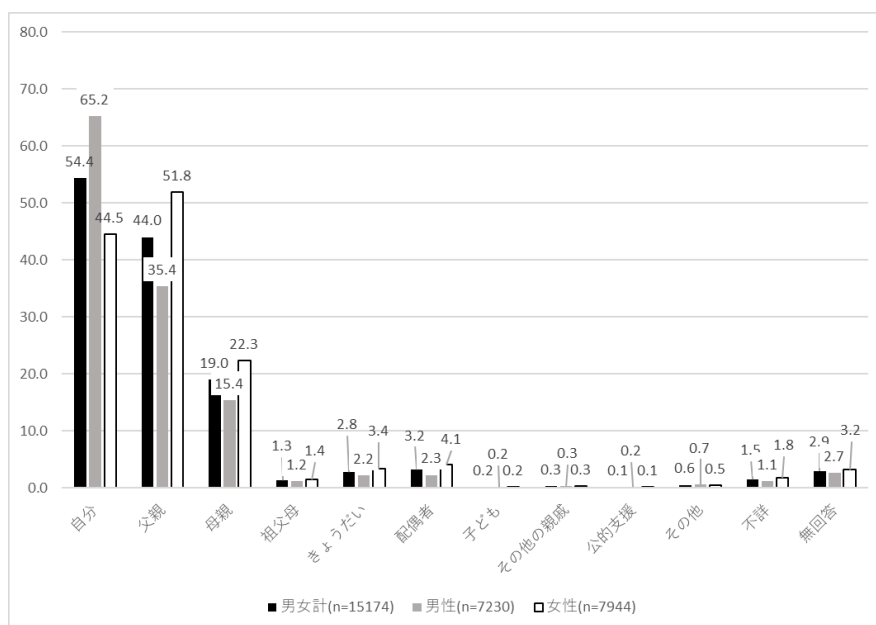
キャリアが進み現在の生活費用の担い手では、両親の影響はさらに小さい（図表V-1、本章1を参照）。仕事に就き始めてから徐々に両親は生活費用の担い手の役割を降りるようになる。親との最初の別居と最初の仕事に就いたところに、親の役割が低下するようになっており、就業と婚姻に加えて別居というイベントが親の役割を低下させていることがわかる（図表V-16、図表V-13、本章1を参照）。

最初に就いた時には、調査回答者全体では、「祖父母」1.3%（15,174人中の198人）、「きょうだい」2.8%（同428人）、「配偶者」3.2%（同491人）、「子ども」0.2%（同29人）、



「その他親戚」0.3%（同 47 人）、「公的支援」0.1%（同 21 人）と回答する割合は低い（図表 V-16）。

図表 V-16 初職時の生活費用の担い手（複数回答：％）



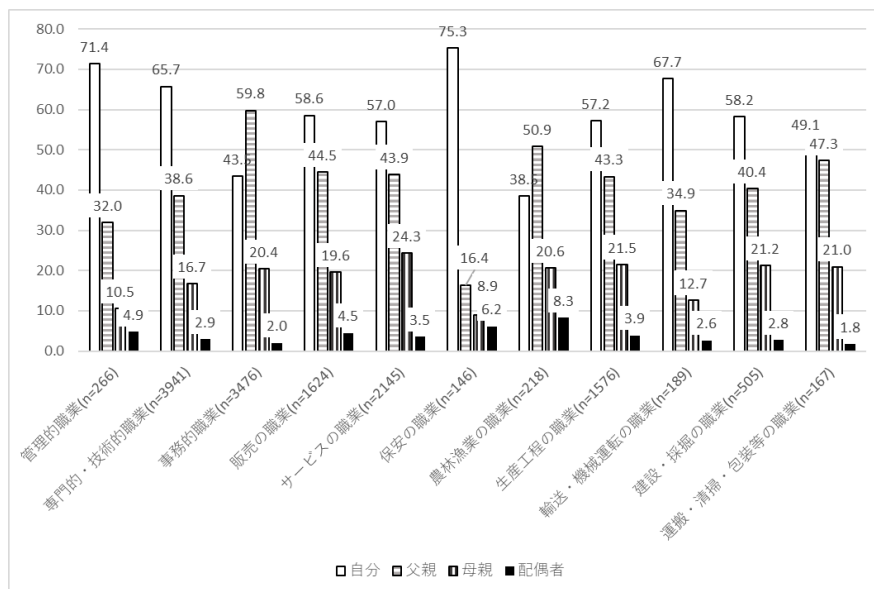
注) 個人票により集計している。

つづいて最初に就いた職の仕事内容ごとに生活費用の担い手を確認した（図表 V-17）。最初についた職の仕事内容で生活費用の担い手を「自分」と回答するは、調査回答者全体では 54.4%（15,174 人中の 8,251 人）であった（図表 V-16）。管理的職業になるとその割合は、71.4%（266 人中の 190 人）、専門的・技術的職業になると 65.7%（3,941 人中の 2,591 人）、保安の職業では 75.3%（146 人中の 110 人）と回答している。両親については、管理的職業では「父親」32.0%（266 人中 85 人）、「母親」10.5%（266 人中の 28 人）、専門的・技術的職業では「父親」38.6%（3,941 人中の 1,522 人）、「母親」16.7%（3,941 人中の 658 人）であるのに対して、保安の職業では、「父親」16.4%（146 人中の 24 人）と「母親」8.9%（146 人中の 13 人）と両親を回答する割合は低く、「配偶者」はやや高い（保安の職業 6.2%、管理的職業 4.9%、専門的・技術的職業 2.9%）。「自分」「父親」「母親」の回答割合は、輸送・機械運転の職業で似た傾向を示しており、「自分」は 67.7%（189 人中の 128 人）、「父親」が 34.9%（189 人中の 66 人）、「母親」が 12.7%（189 人中の 24 人）と回答している（図表 V-17）。

ついで生産にかかわる建設・採掘の職業で 58.2%（505 人中の 294 人）、運搬・清掃・包装等の職業で 49.1%（167 人中の 82 人）が生活費用の担い手を「自分」と回答している。オフィスや店舗での仕事である事務的職業では 43.5%（3,476 人中の 1,511 人）、販売の職業では 58.6%（1,624 人中の 951 人）、サービスの職業では 57.0%（2,145 人中の 1,222 人）

が「自分」と回答している（図表V-17）。

図表V-17 初職時の仕事内容と生活費用の担い手（複数回答：％）



注) 個人票により集計している。

生産に関わる職では、両親と回答する割合は、建設・採掘の職業では「父親」が 40.4% (505 人中の 204 人)、「母親」が 21.2% (505 人中の 107 人)、運搬・清掃・包装等の職業が「父親」が 47.3% (167 人中の 79 人)、「母親」が 21.0% (167 人中の 35 人) と回答している（図表V-17）。

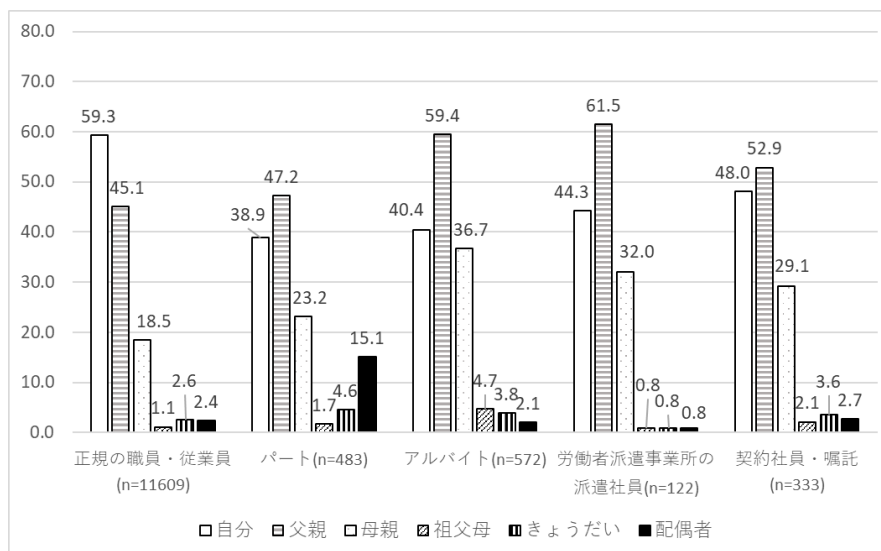
最初についた職が生産に関わる職と事務系の職とでは、「自分」との回答に大きな違いがなく、事務的職業でとくに「父親」と回答する割合が高いことを除くと、両親の回答割合も大きな違いはみられない。農林漁業の職業では、「自分」と回答するのは 38.5% (218 人中の 84 人)、「父親」は 50.9% (218 人中の 111 人)、「母親」は 20.6% (218 人中の 45 人) に加え、「配偶者」が 8.3% (218 人中の 18 人) と回答しており、多様な担い手によって生活が支えられている（図表V-17）。

近年、雇用における二極化（正規雇用と非正規雇用）の動向に社会的関心が高まっている。最初に就いた職の従業上の地位別に生活費用の担い手を確認した。正規の職業・従業員では、「自分」と回答する割合が 59.3% (11,609 人中の 6,881 人) となり、「父親」は 45.1% (11,609 人中の 5,235 人)、「母親」は 18.5% (11,609 人中の 2,146 人)、「きょうだい」は 2.6% (11,609 人中の 307 人)、「配偶者」は 2.4% (11,609 人中の 278 人) となっている（図表V-18）。

他のパート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託と比較して、正規の職業・従業員は明らかに「自分」を生活費用の担い手とする割合が高い。パートは「自分」が 38.9% (483 人中の 188 人)、「父親」が 47.2% (483 人中の 228 人)、「母親」が 23.2%

(483 人中の 112 人)に加えて、「配偶者」と回答する割合も 15.1% (483 人中の 73 人)と高いことが特徴である (図表V-18)。

図表 V-18 初職時の従業上の地位と生活費用の担い手 (複数回答：%)



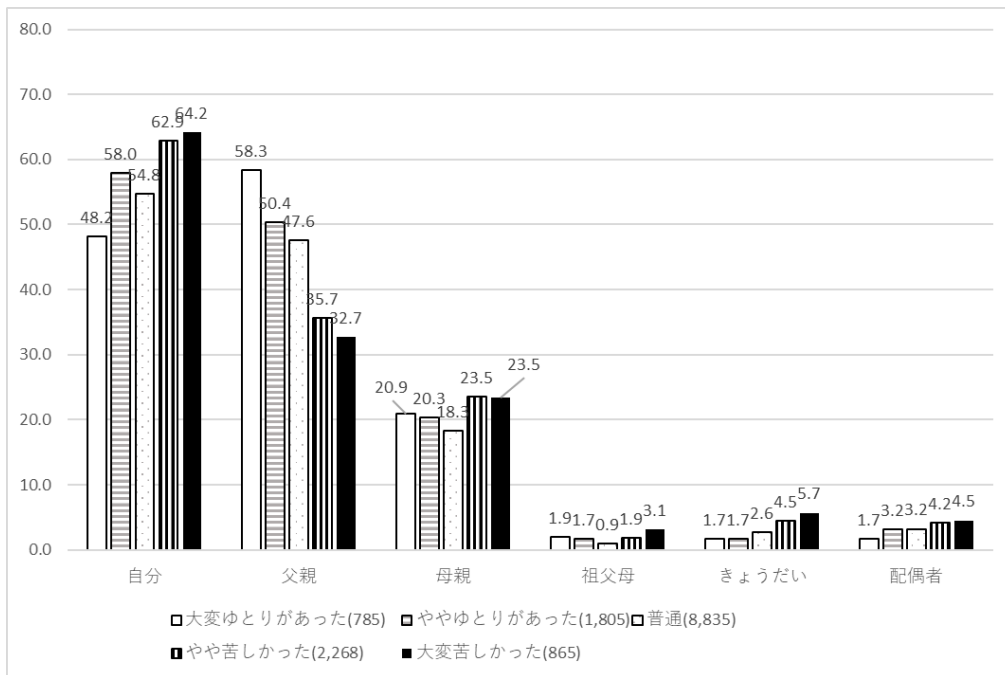
注) 個人票により集計している。

アルバイトと労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託の生活費用の担い手は、「自分」、「父親」と「母親」であり、とくに「父親」と回答する割合が高くなっている。アルバイトは「自分」が 40.4% (572 人中の 231 人)、「父親」が 59.4% (572 人中の 340 人)、「母親」が 36.7% (572 人中の 210 人) であり、労働者派遣事業所の派遣社員は「自分」が 44.3% (122 人中の 54 人)、「父親」が 61.5% (122 人中の 75 人)、「母親」が 32.0% (122 人中の 39 人) であり、契約社員・嘱託は「自分」が 48.0% (333 人中の 160 人)、「父親」が 52.9% (333 人中の 176 人)、「母親」が 29.1% (333 人中の 97 人) であった (図表V-18)。

初職に就いた時期の生活のゆとりと同時期の生活費用の担い手について確認した。大変ゆとりがあった層では、「自分」と回答する割合は、48.2% (785 人中の 378 人) であり、ややゆとりがあった層では 58.0% (1,805 人中の 1,046 人)、普通の層では 54.8% (8,835 人中の 4,838 人)、やや苦しかった層では 62.9% (2,268 人中の 1,427 人)、大変苦しかった層では 64.2% (865 人中の 555 人) という回答割合を示し、ゆとりがないほど自分以外の担い手を回答している (図表V-19)。

最初の職に就いたときにゆとりを増すのは、「父親」の担い手が高いことで、大変ゆとりがあったでは 58.3% (785 人中の 458 人)、ややゆとりがあったでは 50.4% (1,805 人中の 909 人)、普通では 47.6% (8,835 人中の 4,205 人)、やや苦しかったでは 35.7% (2,268 人中の 809 人)、大変苦しかったでは 32.7% (865 人中の 283 人) であった (図表V-19)。「母親」と回答する割合は、生活のゆとり層では 20%前後で大きな違いはなかった。

図表 V-19 初職時の生活と生活費用の担い手（複数回答：％）



注) 個人票により集計している。

## VI 就業状況とテレワーク

### 1 就業状況

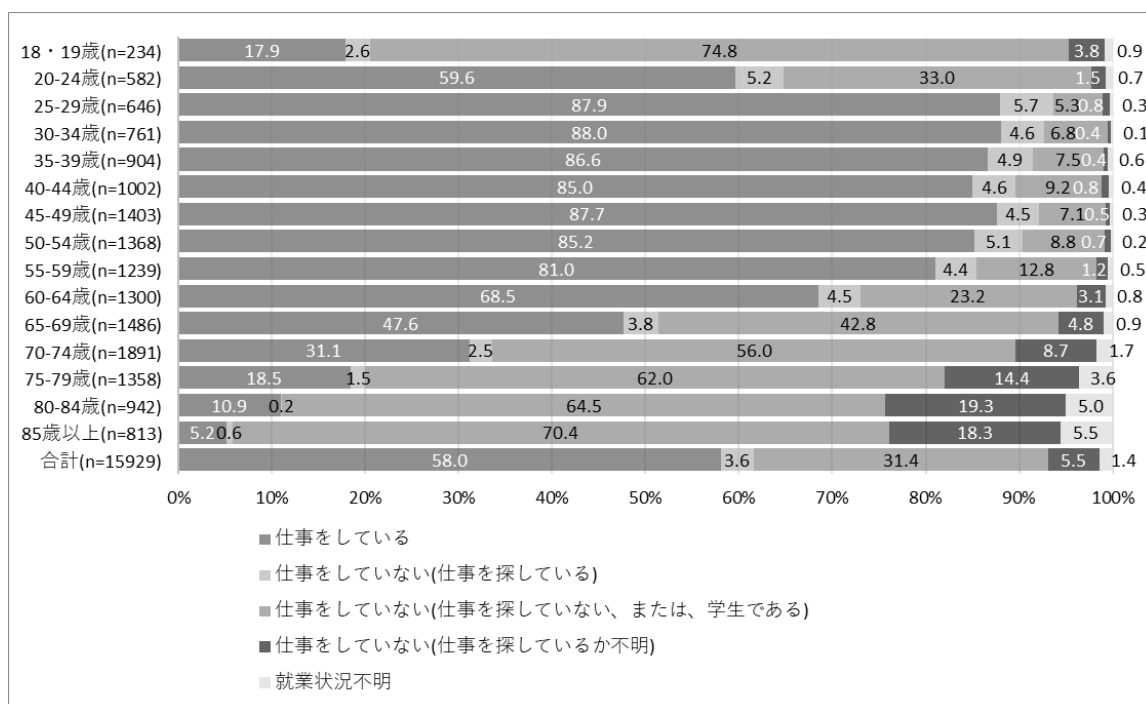
本章では、新型コロナウイルス感染症の流行の影響等により、それまでと働き方が変わり、テレワークの利用が拡大したことが一般的に指摘されていることに鑑み、2022年7月の本調査の調査時における、就業状況とテレワークの状況を確認する。

本調査において、現在（調査時）の就業状況については、まず「仕事をしている」か、「仕事をしていない」かを尋ね、「仕事をしていない」場合には、さらに求職状況について「仕事を探している」または「仕事を探していない、または、学生である」の選択肢で尋ねている（なお、本調査においては、学生によるアルバイトは就労には含まれないこととしている）。これを性・年齢階級別に集計したのが図表 VI-1 である。

20代後半から50代後半まででは80%を超える人が就業し、男女別では男性の方が多く就業している。

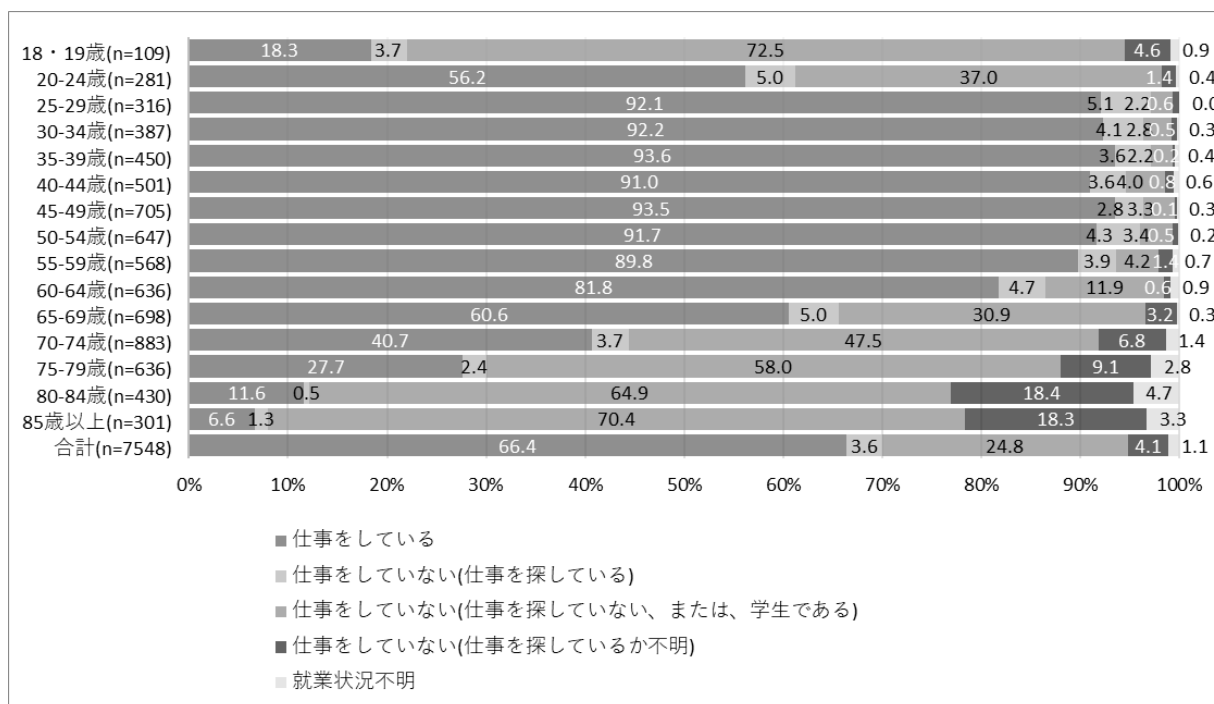
図表 VI-1 性・年齢階級別 現在の就業状況別 個人の割合（%）

#### ①男女計



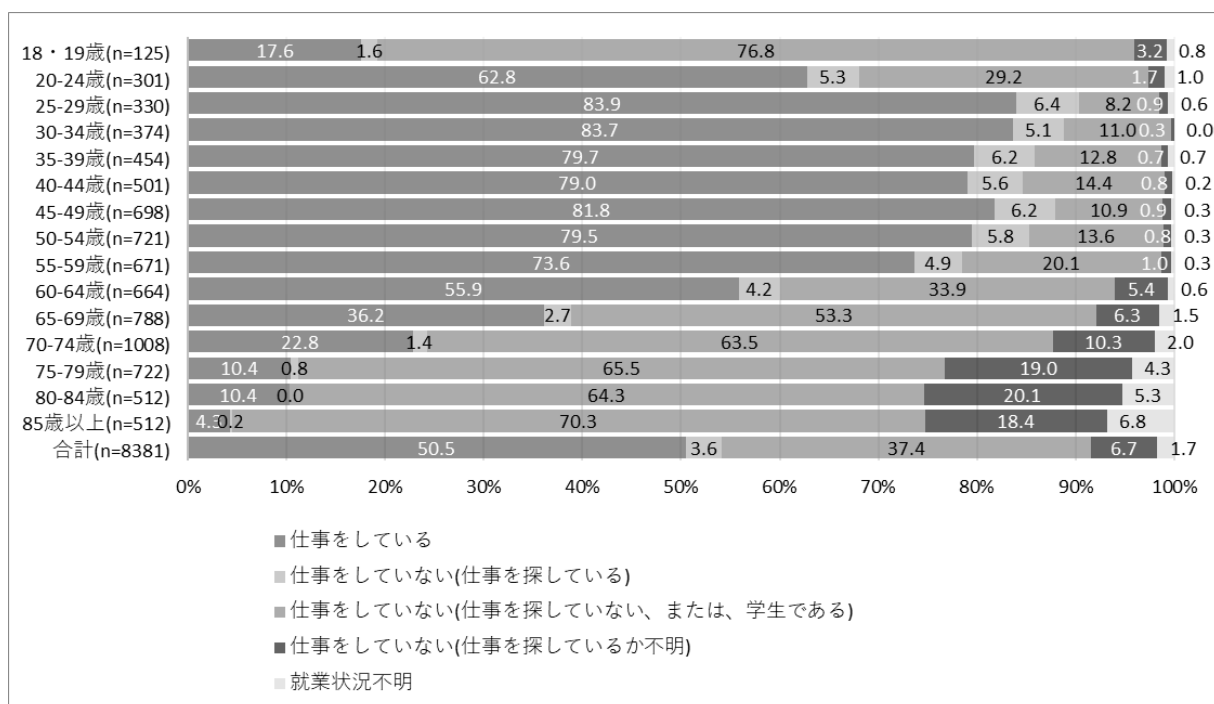
注) 個人票により集計している。

## ②男性



注) 個人票により集計している。

## ③女性



注) 個人票により集計している。

調査票では就業していると回答した者に対して、仕事の内容について尋ねているが、これを性・年齢階級別に集計したのが図表 VI-2 である。ここでいう仕事の内容は、日本標準職業分類（平成 21[2009]年 12 月統計基準設定）によるものである。

全体的にみれば、専門的・技術的職業（25.7%）、事務的職業（17.0%）、サービスの職業（15.7%）の順が多い。

男女別にみると、専門的・技術的職業の割合はそれほど違いがないが（男性 26.8%、女性 24.4%）、男性は 40 代以降で管理的職業の割合が高くなるのに対し、女性では管理的職業の割合は 40 代から 60 代でも 5%に満たない。他方で、女性は事務的職業の割合が高くなっており、20 代後半から 50 代にかけて 30%前後であるのに対し、男性は同じ年代で 10%前後である。

図表 VI-2 性・年齢階級別 仕事の内容別 個人の割合（%）

①男女計

	管理的職業	専門的・技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械運転の職業	建設・探掘の職業	運搬・清掃・包装等の職業	その他	無回答	合計
18・19歳(n=42)	2.4	11.9	7.1	4.8	28.6	0.0	0.0	19.0	0.0	9.5	7.1	0.0	9.5	100.0
20-24歳(n=347)	1.4	33.7	13.0	8.4	19.9	0.9	0.6	13.5	1.2	3.7	1.2	0.6	2.0	100.0
25-29歳(n=568)	2.8	33.8	21.3	9.2	14.6	0.4	0.5	8.6	1.1	2.1	3.2	1.6	0.9	100.0
30-34歳(n=670)	3.0	32.4	20.3	9.3	15.7	0.7	0.7	7.9	2.7	3.0	2.2	1.2	0.9	100.0
35-39歳(n=783)	5.2	30.0	18.1	8.4	16.0	2.0	0.8	9.6	1.4	2.4	3.3	1.3	1.4	100.0
40-44歳(n=852)	8.5	29.7	20.1	8.0	14.3	0.6	0.9	8.6	2.1	2.5	2.3	1.2	1.3	100.0
45-49歳(n=1230)	9.4	25.3	20.4	7.0	15.3	1.5	1.1	8.5	2.3	4.4	3.6	0.4	0.7	100.0
50-54歳(n=1166)	11.5	26.2	19.8	8.2	12.0	1.0	0.8	7.9	3.0	3.4	3.9	1.0	1.1	100.0
55-59歳(n=1004)	12.5	24.4	18.2	6.3	14.9	0.8	1.1	9.0	3.6	3.2	4.0	1.1	1.0	100.0
60-64歳(n=891)	10.5	24.9	15.7	7.3	15.5	2.2	2.4	7.5	3.9	3.5	4.8	0.8	0.9	100.0
65-69歳(n=708)	7.9	18.4	10.3	8.2	20.1	1.8	6.1	6.6	3.0	5.5	9.0	0.8	2.3	100.0
70-74歳(n=589)	9.2	13.9	7.1	8.3	21.2	3.2	8.5	4.4	2.2	3.9	9.3	2.7	5.9	100.0
75-79歳(n=251)	12.7	15.9	9.2	6.0	11.6	3.6	10.0	2.0	2.4	4.0	10.4	2.4	10.0	100.0
80-84歳(n=103)	7.8	15.5	8.7	9.7	13.6	0.0	11.7	1.0	2.9	1.0	9.7	3.9	14.6	100.0
85歳以上(n=42)	9.5	9.5	11.9	9.5	21.4	0.0	9.5	2.4	2.4	0.0	2.4	4.8	16.7	100.0
合計(n=9246)	8.4	25.7	17.0	7.8	15.7	1.4	2.3	8.0	2.5	3.5	4.5	1.2	2.0	100.0

注) 個人票により集計している。分母は仕事をしていると回答した人数。

②男性

	管理的職業	専門的・技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械運転の職業	建設・探掘の職業	運搬・清掃・包装等の職業	その他	無回答	合計
18・19歳(n=20)	5.0	15.0	5.0	0.0	10.0	0.0	0.0	15.0	0.0	20.0	15.0	0.0	15.0	100.0
20-24歳(n=158)	3.2	29.7	3.2	8.2	19.0	0.6	1.3	20.9	1.9	7.6	1.3	0.6	2.5	100.0
25-29歳(n=291)	2.7	38.1	12.0	10.0	10.7	0.7	1.0	12.7	1.7	3.4	5.2	0.7	1.0	100.0
30-34歳(n=357)	3.9	35.3	12.0	7.0	12.0	1.4	1.4	11.2	4.8	5.6	2.8	1.7	0.8	100.0
35-39歳(n=421)	7.6	32.3	9.5	9.5	12.6	3.8	0.7	11.6	2.6	4.3	3.3	1.0	1.2	100.0
40-44歳(n=456)	12.9	30.7	11.6	7.9	13.6	0.9	0.9	10.3	3.5	4.6	1.3	0.9	0.9	100.0
45-49歳(n=659)	15.2	26.3	9.9	8.3	10.2	2.4	1.1	10.8	4.2	7.7	3.2	0.2	0.6	100.0
50-54歳(n=593)	18.5	27.2	11.0	8.6	6.6	1.9	1.3	8.1	5.2	6.6	3.9	0.3	0.8	100.0
55-59歳(n=510)	22.0	24.7	10.0	6.1	8.4	1.6	1.0	8.4	6.7	5.9	4.5	0.4	0.4	100.0
60-64歳(n=520)	15.4	24.6	10.8	5.8	11.9	3.8	1.7	8.1	6.5	5.8	4.2	0.6	0.8	100.0
65-69歳(n=423)	10.4	20.3	6.9	7.1	16.1	2.8	5.4	4.5	4.5	9.2	9.0	1.4	2.4	100.0
70-74歳(n=359)	12.8	16.2	5.3	7.0	15.3	5.3	9.7	3.6	3.6	6.4	7.5	3.3	3.9	100.0
75-79歳(n=176)	14.8	20.5	5.1	4.5	9.1	5.1	10.8	1.7	3.4	5.1	9.1	1.1	9.7	100.0
80-84歳(n=50)	12.0	20.0	2.0	12.0	8.0	0.0	16.0	0.0	6.0	0.0	10.0	2.0	12.0	100.0
85歳以上(n=20)	20.0	0.0	0.0	10.0	30.0	0.0	15.0	0.0	5.0	0.0	0.0	5.0	15.0	100.0
合計(n=5013)	12.9	26.8	9.4	7.6	11.6	2.5	2.7	8.9	4.4	6.1	4.5	0.9	1.7	100.0

注) 個人票により集計している。分母は仕事をしていると回答した人数。

### ③女性

	管理的職業	専門的・技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械運転の職業	建設・採掘の職業	運搬・清掃・包装等の職業	その他	無回答	合計
18・19歳(n=22)	0.0	9.1	9.1	9.1	45.5	0.0	0.0	22.7	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	100.0
20-24歳(n=189)	0.0	37.0	21.2	8.5	20.6	1.1	0.0	7.4	0.5	0.5	1.1	0.5	1.6	100.0
25-29歳(n=277)	2.9	29.2	31.0	8.3	18.8	0.0	0.0	4.3	0.4	0.7	1.1	2.5	0.7	100.0
30-34歳(n=313)	1.9	29.1	29.7	11.8	19.8	0.0	0.0	4.2	0.3	0.0	1.6	0.6	1.0	100.0
35-39歳(n=362)	2.5	27.3	28.2	7.2	19.9	0.0	0.8	7.2	0.0	0.3	3.3	1.7	1.7	100.0
40-44歳(n=396)	3.3	28.5	29.8	8.1	15.2	0.3	1.0	6.6	0.5	0.0	3.5	1.5	1.8	100.0
45-49歳(n=571)	2.8	24.2	32.6	5.4	21.2	0.5	1.2	6.0	0.0	0.5	4.0	0.7	0.9	100.0
50-54歳(n=573)	4.2	25.3	29.0	7.9	17.6	0.2	0.2	7.7	0.7	0.2	4.0	1.7	1.4	100.0
55-59歳(n=494)	2.6	24.1	26.7	6.5	21.7	0.0	1.2	9.5	0.4	0.4	3.4	1.8	1.6	100.0
60-64歳(n=371)	3.8	25.3	22.6	9.4	20.5	0.0	3.2	6.7	0.3	0.3	5.7	1.1	1.1	100.0
65-69歳(n=285)	4.2	15.4	15.4	9.8	26.0	0.4	7.0	9.8	0.7	0.0	9.1	0.0	2.1	100.0
70-74歳(n=230)	3.5	10.4	10.0	10.4	30.4	0.0	6.5	5.7	0.0	0.0	12.2	1.7	9.1	100.0
75-79歳(n=75)	8.0	5.3	18.7	9.3	17.3	0.0	8.0	2.7	0.0	1.3	13.3	5.3	10.7	100.0
80-84歳(n=53)	3.8	11.3	15.1	7.5	18.9	0.0	7.5	1.9	0.0	1.9	9.4	5.7	17.0	100.0
85歳以上(n=22)	0.0	18.2	22.7	9.1	13.6	0.0	4.5	4.5	0.0	0.0	4.5	4.5	18.2	100.0
合計(n=4233)	3.1	24.4	26.1	8.1	20.6	0.2	1.9	6.9	0.3	0.3	4.5	1.4	2.2	100.0

注) 個人票により集計している。分母は仕事をしていると回答した人数。

本調査では、就労状況に関して仕事の内容に続いて「勤め」か「自営」かの別を尋ねている。この設問の選択肢は「会社・団体の役員」「一般常雇者」「1月以上1年未満の契約の雇用者」「日々又は1月未満の契約の雇用者」「自営業(雇人あり)」、「自営業(雇人なし)」「家族従業者」「内職」「その他」であるが、「日々又は1月未満の契約の雇用者」までが「勤め」、「自営業(雇人あり)」以降を「自営」としている。

さらに「勤め」と回答した者に対して、勤め先での呼称を尋ねているが、これを性・年齢階級別に集計したのが図表 VI-3 である。

20代から50代の男性では正規の職員・従業員が概ね8割半ばを超える。他方で女性では、20代で正規の職員は73.9%であるが、30代で58.1%、40代で45.9%、50代で43.6%と徐々にその割合が下がり、反対にパートの割合が上がっている。



図表 VI-3 性・年齢階級別 勤め先での呼称別 個人の割合 (%)

①男女計

	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	利用者(障害者就労継続支援)	その他	無回答	合計
18・19歳(n=40)	60.0	10.0	15.0	2.5	0.0	2.5	5.0	5.0	100.0
20-24歳(n=341)	78.3	4.4	7.0	2.3	3.8	1.8	0.6	1.8	100.0
25-29歳(n=546)	77.7	7.9	4.6	3.3	4.6	0.0	0.7	1.3	100.0
30-34歳(n=628)	73.4	10.5	3.7	4.9	4.6	0.6	1.1	1.1	100.0
35-39歳(n=735)	73.9	13.5	2.4	2.2	5.0	0.7	0.5	1.8	100.0
40-44歳(n=774)	69.4	17.4	2.3	3.1	4.7	0.4	0.6	2.1	100.0
45-49歳(n=1125)	67.2	19.6	3.1	2.5	3.8	0.4	1.5	1.8	100.0
50-54歳(n=1060)	66.1	20.8	1.1	2.8	3.7	0.4	1.4	3.6	100.0
55-59歳(n=900)	64.1	21.6	3.0	1.9	5.8	0.1	1.8	1.8	100.0
60-64歳(n=773)	41.3	24.2	4.1	1.3	21.9	0.6	2.6	4.0	100.0
65-69歳(n=555)	22.9	35.9	10.3	1.6	19.8	0.4	3.2	5.9	100.0
70-74歳(n=411)	19.2	36.5	13.4	3.4	11.9	0.0	5.1	10.5	100.0
75-79歳(n=154)	19.5	20.8	9.7	6.5	9.7	0.6	6.5	26.6	100.0
80-84歳(n=57)	17.5	22.8	7.0	5.3	1.8	0.0	10.5	35.1	100.0
85歳以上(n=24)	37.5	8.3	0.0	0.0	0.0	4.2	8.3	41.7	100.0
合計(n=8123)	59.9	19.5	4.3	2.7	7.6	0.5	1.8	3.7	100.0

注) 個人票により集計している。分母は就業している者のうち「勤め」と回答した者の人数。

②男性

	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	利用者(障害者就労継続支援)	その他	無回答	合計
18・19歳(n=20)	65.0	10.0	5.0	5.0	0.0	0.0	5.0	10.0	100.0
20-24歳(n=153)	81.7	2.0	5.9	2.0	2.6	2.6	0.7	2.6	100.0
25-29歳(n=275)	84.7	3.3	3.6	2.5	4.0	0.0	0.7	1.1	100.0
30-34歳(n=337)	85.2	1.8	2.7	2.4	4.5	1.2	0.9	1.5	100.0
35-39歳(n=400)	89.0	2.3	1.3	2.0	3.0	0.5	0.5	1.5	100.0
40-44歳(n=412)	87.1	1.9	1.2	2.2	4.4	0.5	0.5	2.2	100.0
45-49歳(n=594)	89.2	1.9	1.5	1.5	1.7	0.5	1.5	2.2	100.0
50-54歳(n=528)	87.7	0.9	0.9	0.9	2.7	0.2	1.7	4.9	100.0
55-59歳(n=453)	87.4	2.9	1.8	0.7	4.2	0.0	1.1	2.0	100.0
60-64歳(n=451)	53.9	6.4	3.8	0.9	28.4	0.4	2.4	3.8	100.0
65-69歳(n=329)	29.2	19.8	11.9	2.4	25.5	0.6	3.6	7.0	100.0
70-74歳(n=242)	25.2	19.8	16.1	3.7	16.9	0.0	7.4	10.7	100.0
75-79歳(n=104)	24.0	9.6	11.5	8.7	13.5	1.0	6.7	25.0	100.0
80-84歳(n=22)	27.3	4.5	9.1	4.5	4.5	0.0	9.1	40.9	100.0
85歳以上(n=13)	30.8	7.7	0.0	0.0	0.0	7.7	7.7	46.2	100.0
合計(n=4333)	73.8	5.1	3.9	1.9	8.6	0.5	2.0	4.2	100.0

注) 個人票により集計している。分母は就業している者のうち「勤め」と回答した者の人数。

### ③女性

	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	利用者(障害者就労継続支援)	その他	無回答	合計
18・19歳(n=20)	55.0	10.0	25.0	0.0	0.0	5.0	5.0	0.0	100.0
20-24歳(n=188)	75.5	6.4	8.0	2.7	4.8	1.1	0.5	1.1	100.0
25-29歳(n=271)	70.5	12.5	5.5	4.1	5.2	0.0	0.7	1.5	100.0
30-34歳(n=291)	59.8	20.6	4.8	7.9	4.8	0.0	1.4	0.7	100.0
35-39歳(n=335)	55.8	26.9	3.9	2.4	7.5	0.9	0.6	2.1	100.0
40-44歳(n=362)	49.2	35.1	3.6	4.1	5.0	0.3	0.8	1.9	100.0
45-49歳(n=531)	42.6	39.5	4.9	3.6	6.2	0.4	1.5	1.3	100.0
50-54歳(n=532)	44.7	40.6	1.3	4.7	4.7	0.6	1.1	2.3	100.0
55-59歳(n=447)	40.5	40.5	4.3	3.1	7.4	0.2	2.5	1.6	100.0
60-64歳(n=322)	23.6	49.1	4.7	1.9	12.7	0.9	2.8	4.3	100.0
65-69歳(n=226)	13.7	59.3	8.0	0.4	11.5	0.0	2.7	4.4	100.0
70-74歳(n=169)	10.7	60.4	9.5	3.0	4.7	0.0	1.8	10.1	100.0
75-79歳(n=50)	10.0	44.0	6.0	2.0	2.0	0.0	6.0	30.0	100.0
80-84歳(n=35)	11.4	34.3	5.7	5.7	0.0	0.0	11.4	31.4	100.0
85歳以上(n=11)	45.5	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	36.4	100.0
合計(n=3790)	44.0	35.9	4.8	3.6	6.5	0.4	1.7	3.1	100.0

注) 個人票により集計している。分母は就業している者のうち「勤め」と回答した者の人数。

## 2 テレワークの状況

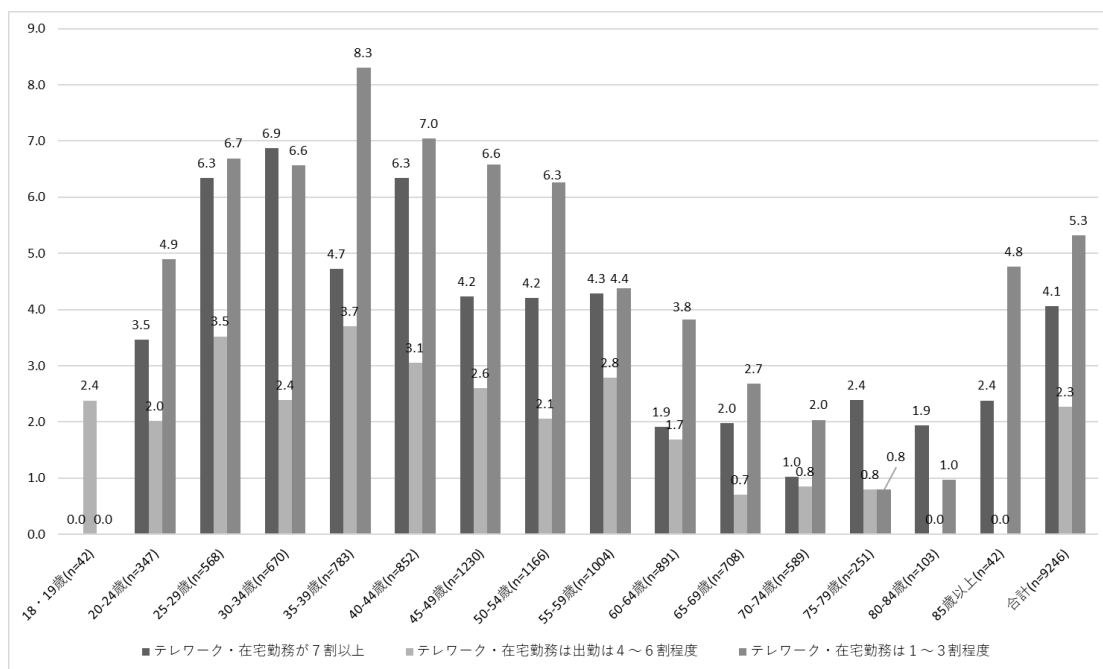
本調査では、調査時に就業している者に対して、テレワークの状況について尋ねている。本調査におけるテレワークとは、情報通信技術を利用し、在宅または在宅以外(サテライトオフィス勤務・モバイル勤務)で行う事業場外勤務を言うものとし、調査票にもその旨の説明を付している。

テレワークの状況を性・年齢階級別に集計したのが図表 VI-4 である。テレワークの状況に関する選択肢は、「テレワークが7割以上」、「テレワークは4~6割程度」、「テレワークは1~3割程度」、「テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない」であるが、本章の図では「テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない」については省略している。

テレワークをしているものの割合は全体的には30代~40代で高くなっており、また、テレワークを行っている者の中では、7割以上がテレワークの者と1~3割程度がテレワークの者の割合の方が4~6割がテレワークの者の割合よりも高くなっている。

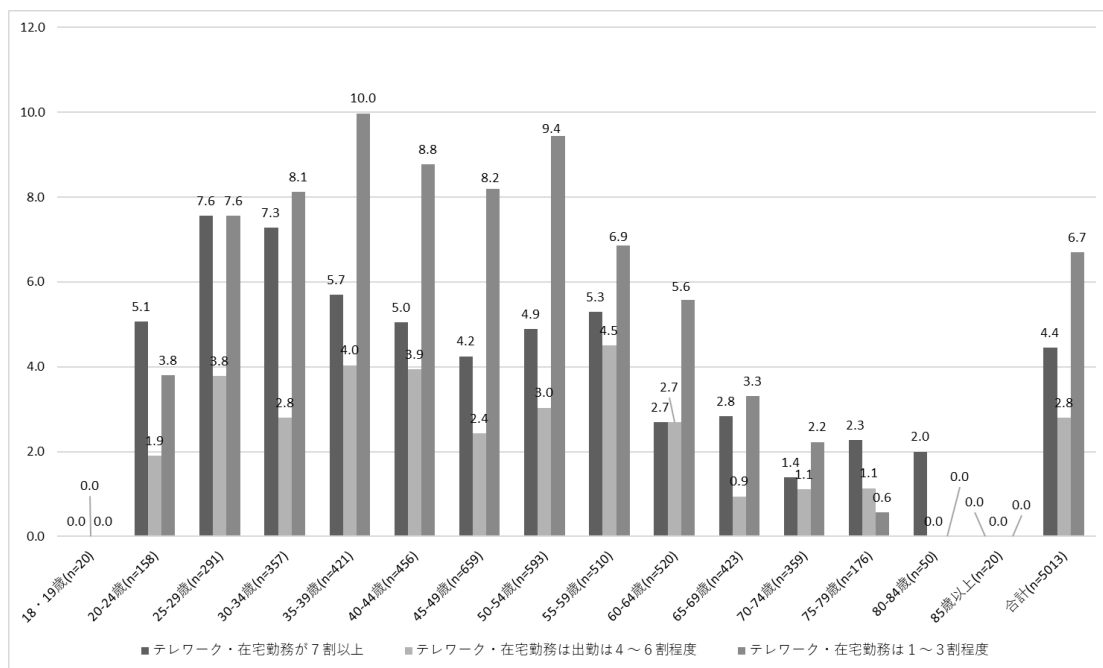
図表 VI-4 性・年齢階級別 テレワークの状況別 個人の割合 (%)

①男女計



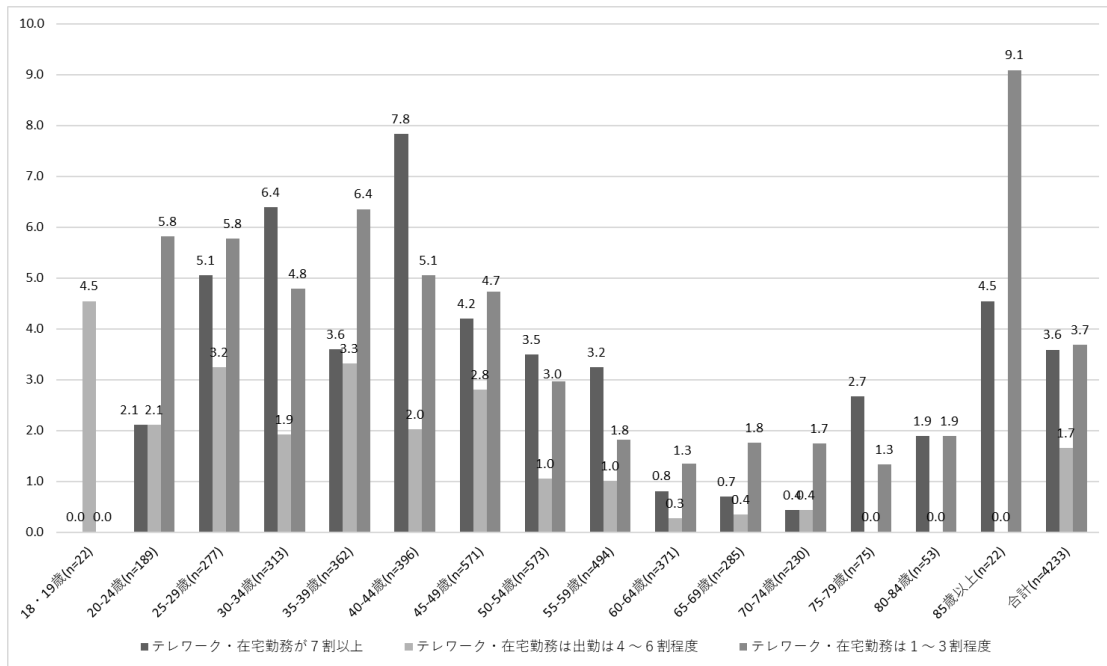
注) 個人票により集計している。各合計は就業している者の人数で本設問に無回答を含む。「テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない」は省略している。

②男性



注) 個人票により集計している。各合計は就業している者の人数で本設問に無回答を含む。「テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない」は省略している。

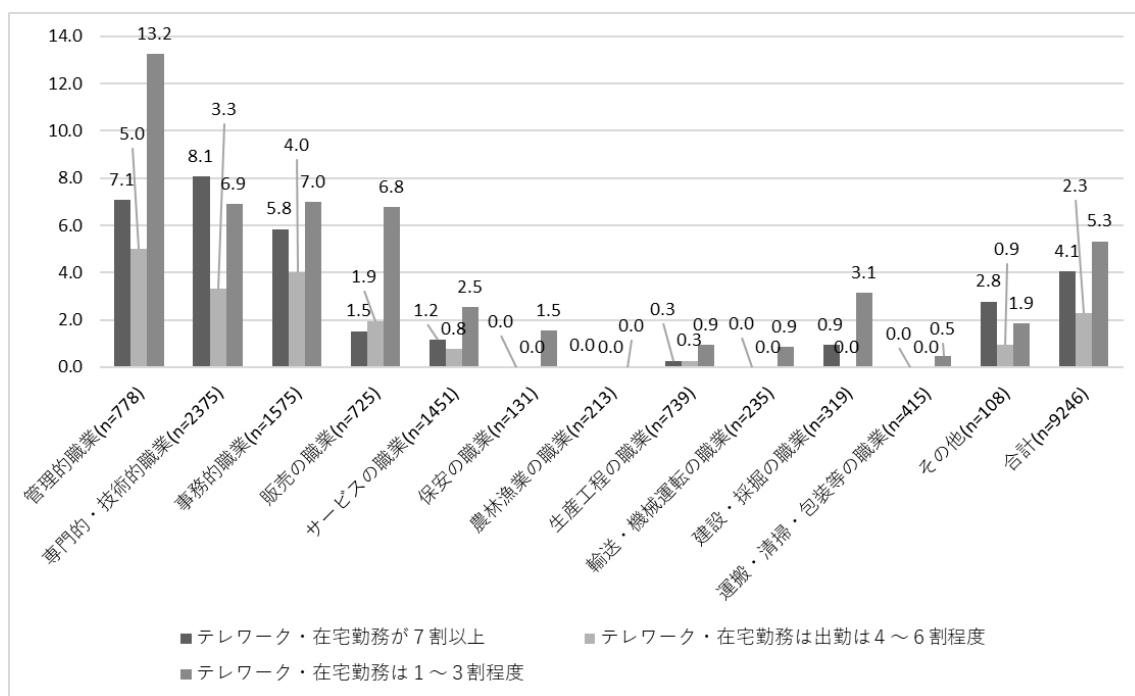
### ③女性



注) 個人票により集計している。各合計は就業している者の人数で本設問に無回答を含む。「テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない」は省略している。

仕事の内容別にテレワークの状況をみたのが図表 VI-5 である。管理的職業、専門的・技術的職業、事務的職業でテレワークの割合が比較的高くなっている。また、販売の職業やサービスの職業でもテレワークが行われているが、1～3割程度のテレワークの割合が高くなっている。それ以外の職業では4割以上のテレワークはほぼ行われていないが、これらは基本的にテレワークを実施しにくい職種であることを反映している結果と考えられる。

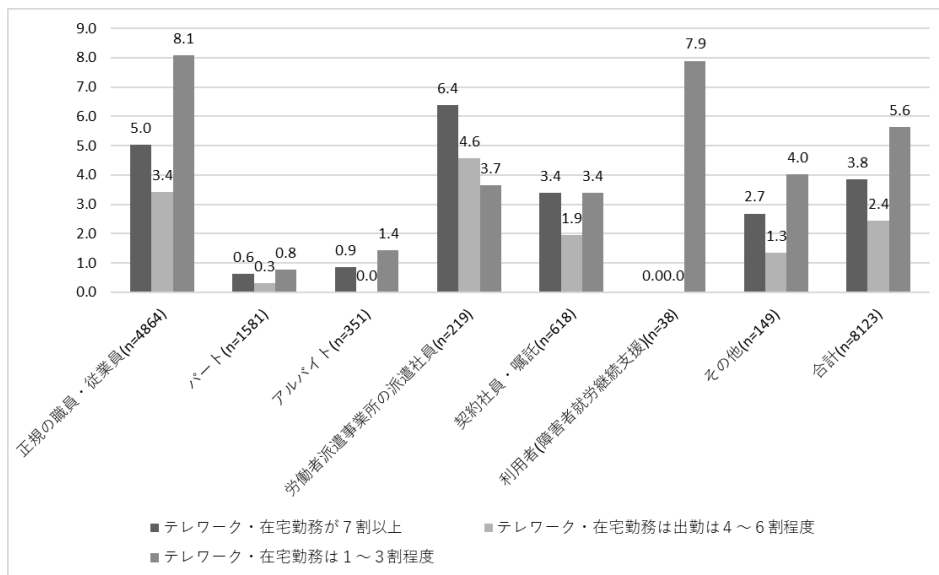
図表 VI-5 仕事の内容別 テレワークの状況別 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。各合計は就業している者の人数で無回答を含む。「テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない」は省略している。

職場での呼称別にテレワークの状況をみたのが図表 VI-6 である。正規の職員・従業員、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託でテレワークが実施されているが、パートやアルバイトではテレワークはほとんど実施されていない。

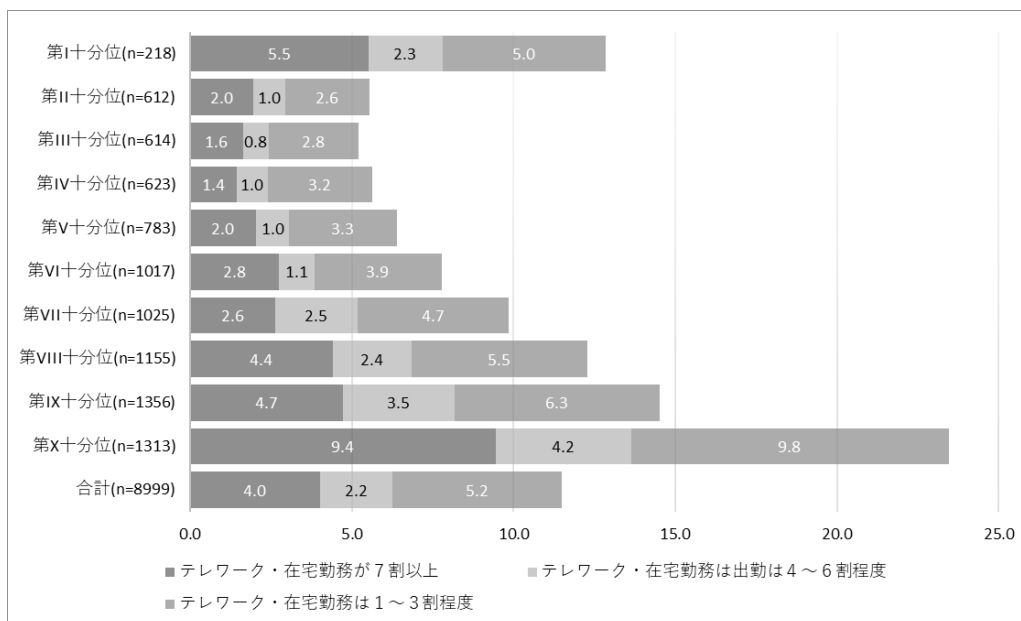
図表 VI-6 勤め先での呼称別 テレワークの状況別 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。各合計は就業している者のうち「勤め」の人数で無回答を含む。「テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない」は省略している。

図表 VI-7 は、等価可処分所得階級別にテレワークの状況を集計している。第I十分位は総数が少ないため評価が難しいが、第II十分位以上では、階級が高くなるほどテレワークの実施している者の割合が高くなっている。

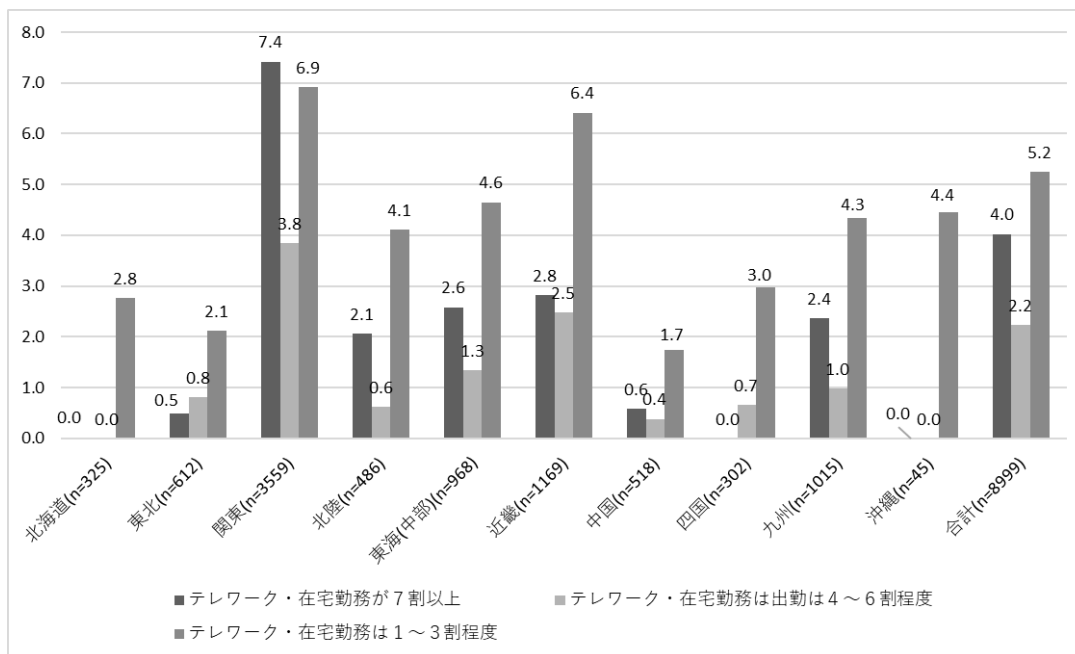
図表 VI-7 等価可処分所得階級別 テレワークの状況別 個人の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母には無回答を含む。「テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない」は省略している。

図表 VI-8 は、地域ブロック（類型 I）別にテレワークの状況を集計している。テレワークの実施の割合が高いのは順に関東、近畿、東海（中部）となっている。

図表 VI-8 地域ブロック（類型 I）別 テレワークの状況別 個人の割合（％）



注) 世帯票及び個人票により集計している。各合計は就業している者の人数で無回答を含む。「テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない」は省略している。

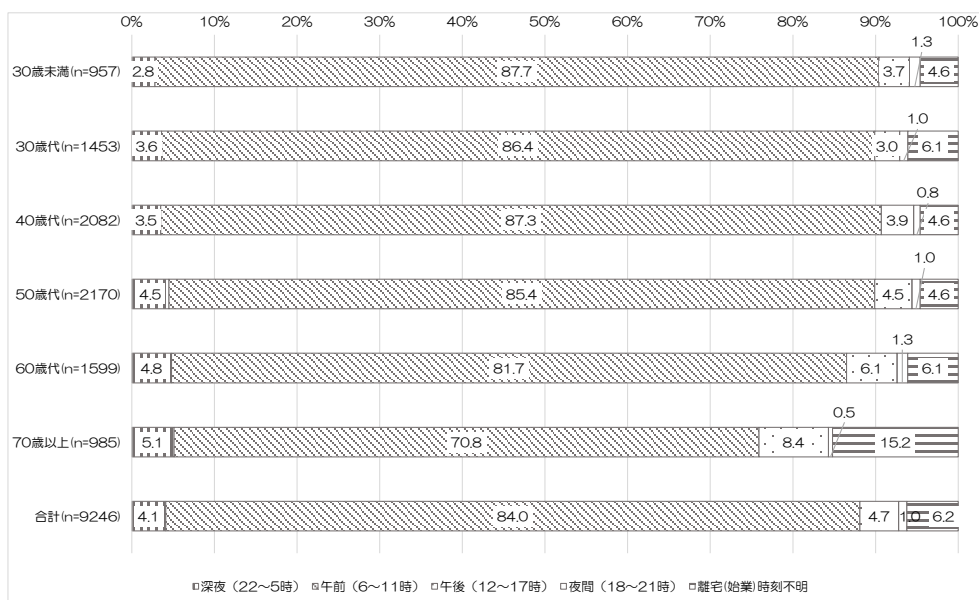
## VII 就労時間帯と生活

個人票問 12 において、「あなたの、先週の仕事時間についておたずねします。」として、(1) あなたは、仕事に行くために何時ごろに家を出ましたか。(2) あなたは、仕事から帰ってくると何時ごろに家に着きましたか。という質問をしている。これにより、仕事のために家を出た時間「離宅時刻」、仕事から家に帰ってきた時間「帰宅時刻」の情報を得ている。なお、交代制勤務など就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについて回答することとしている。離宅時刻と帰宅時刻の間には通勤時間が含まれ、子どもの保育園等への送り迎えがある場合にはそのための時間も含まれる。それゆえ、以下では離宅時刻と帰宅時刻の差分は労働時間ではなく仕事のために家を離れている離宅時間として取り扱っている。なお、在宅で働いている場合は仕事のために家を離れることはないが、仕事を始めた時刻を離宅時刻、仕事を終えた時刻を帰宅時刻として回答することとしている。このようにして働くために費やす時間とその時間帯を把握することを試みている。

### 1 性・年齢階級別の離宅・帰宅時刻

図表 VII -1 は働いている男性について年齢階級別の仕事に出る離宅時刻別の人数割合を示している。全体では離宅時刻は 6～11 時の午前である者の割合は 83.4%であった。

図表 VII-1 年齢階級別仕事に出る離宅時刻別の人数割合（男性；%）



注) 個人票により集計している。分母に離宅（始業）時刻不明を含むが、就業状況不明、就業していない者を含まない。

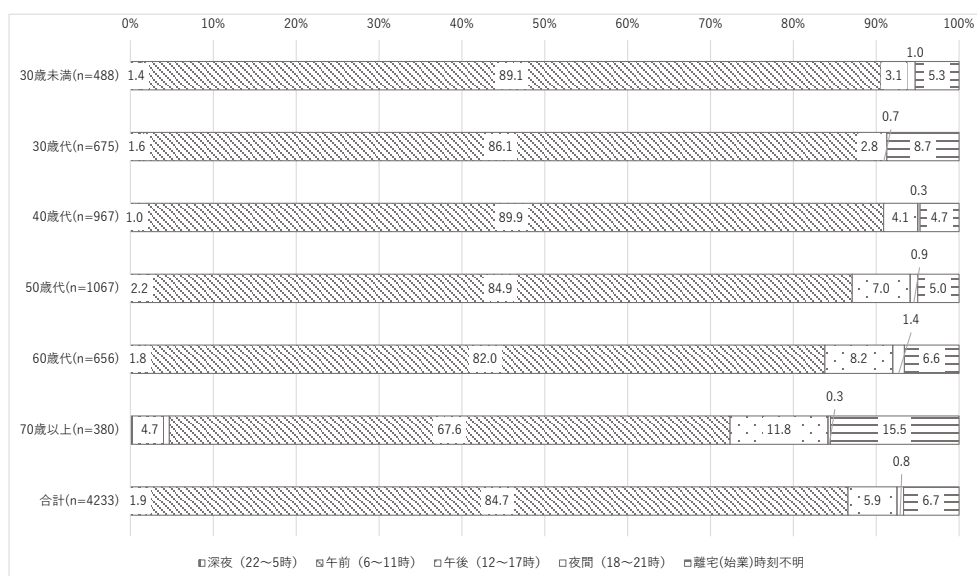
年齢階級別では 30 歳代において 6～11 時の午前中である者の割合が 86.6%と最も大きか



った。70歳以上では72.7%と最も小さかった。22時～5時の深夜に離宅する者の割合は全体では5.9%であったが、50歳代(6.7%)、60歳代(6.9%)においてその割合が大きくなっていた。午後(12時～17時)に離宅する者の割合は70歳以上(6.3%)、60歳代(4.6%)、30歳未満(4.3%)において相対的に大きくなっていた。夜間(18時～21時)に離宅する者の割合は全ての年齢階層で小さかった。

同様に女性について見たのが図表VII-2である。全体では離宅時刻は6～11時の午前中である者の割合は84.7%と最も大きかった。年齢階級別では40歳代において6～11時の午前中である者の割合が89.9%と最も大きかった。男性と同様に70歳以上では67.6%と最も小さかった。22時～5時の深夜に離宅する者の割合は全体では1.9%であったが、70歳以上(4.7%)において最も大きかった。午後(12時～17時)に離宅する者の割合も70歳以上(11.8%)にて最も大きく、60歳以上(8.2%)、50歳以上(7.0%)も相対的に大きくなっていた。夜間(18時～21時)に離宅する者の割合は全ての年齢階層で小さかった。

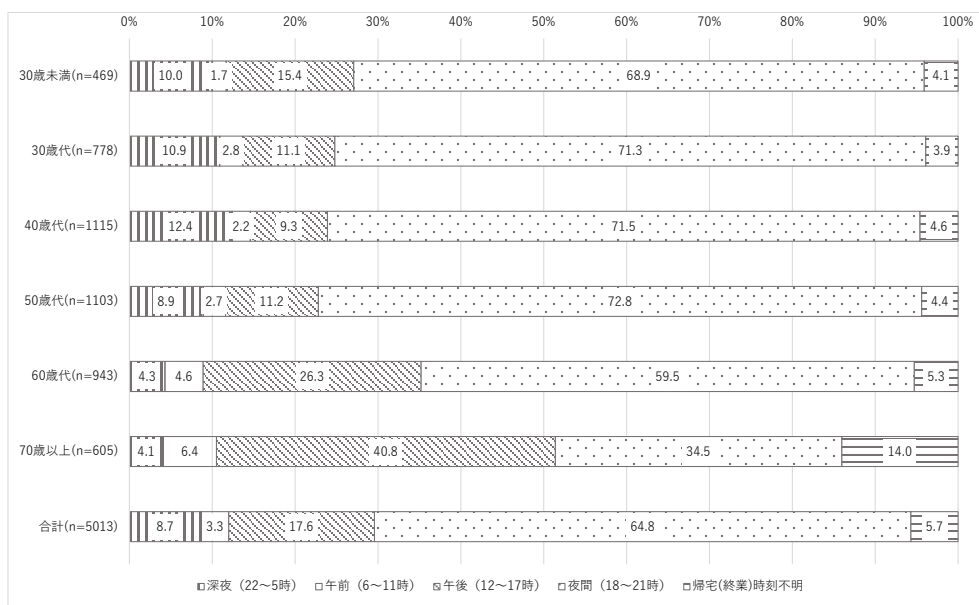
図表 VII-2 年齢階級別仕事に出る離宅時刻別の人数割合(女性; %)



注) 個人票により集計している。分母に離宅(始業)時刻不明を含み、就業状況不明、就業していない者を含まない。

働いている男性について、年齢階級別の仕事から戻る帰宅時刻別の人数割合を調べたものが図表VII-3である。全体では帰宅時刻は18～21時の夜間である者の割合が64.8%と最も大きくなっていた。年齢階級別に見ると、帰宅時刻が18～21時の夜間帯である者の割合が最も大きかったのは50歳代の72.8%であった。22時から5時の深夜に帰宅する者の割合が最も大きいのは40歳代(12.4%)、次いで30歳代(10.9%)であった。午前(6～11時)に帰宅する者の割合が大きいのは70歳以上(6.4%)であった。午後(12～17時)に帰宅する者の割合も70歳以上(40.8%)が最も大きく、次に60歳代(26.3%)であった。

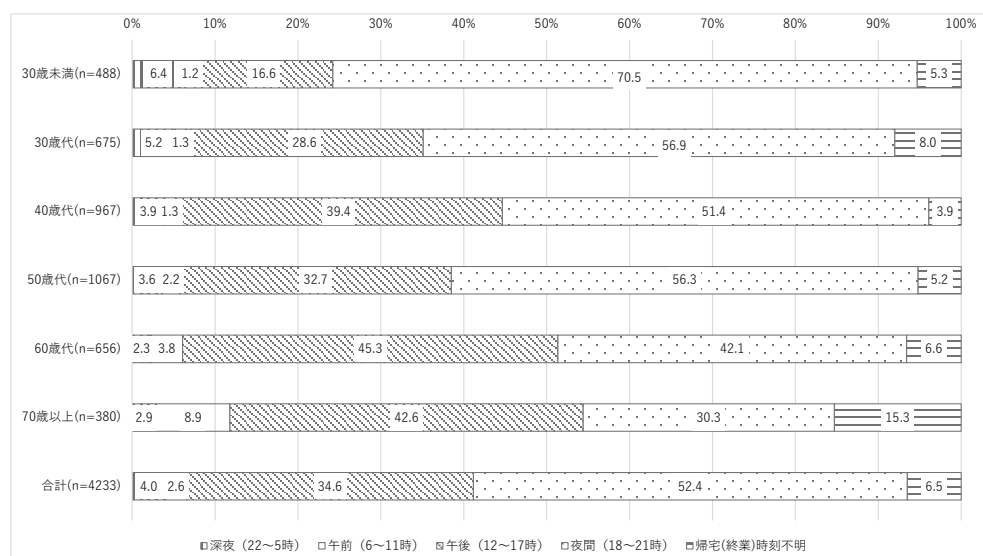
図表 VII-3 年齢階級別仕事から戻る帰宅時刻別の人数割合（男性；％）



注) 個人票により集計している。分母に帰宅（終業）時刻不明を含むが、合計に就業状況不明、就業していない者を含まない。

同様にして女性について年齢階級別の仕事から戻る帰宅時刻別の人数割合を調べたものが図表 VII-4 である。全体では帰宅時刻は 18~21 時の夜間である者の割合が 52.4%と最も大きかった。

図表 VII-4 年齢階級別仕事から戻る帰宅時刻別の人数割合（女性；％）



注) 個人票により集計している。分母に帰宅（終業）時刻不明を含むが、合計に就業状況不明、就業していない者を含まない。

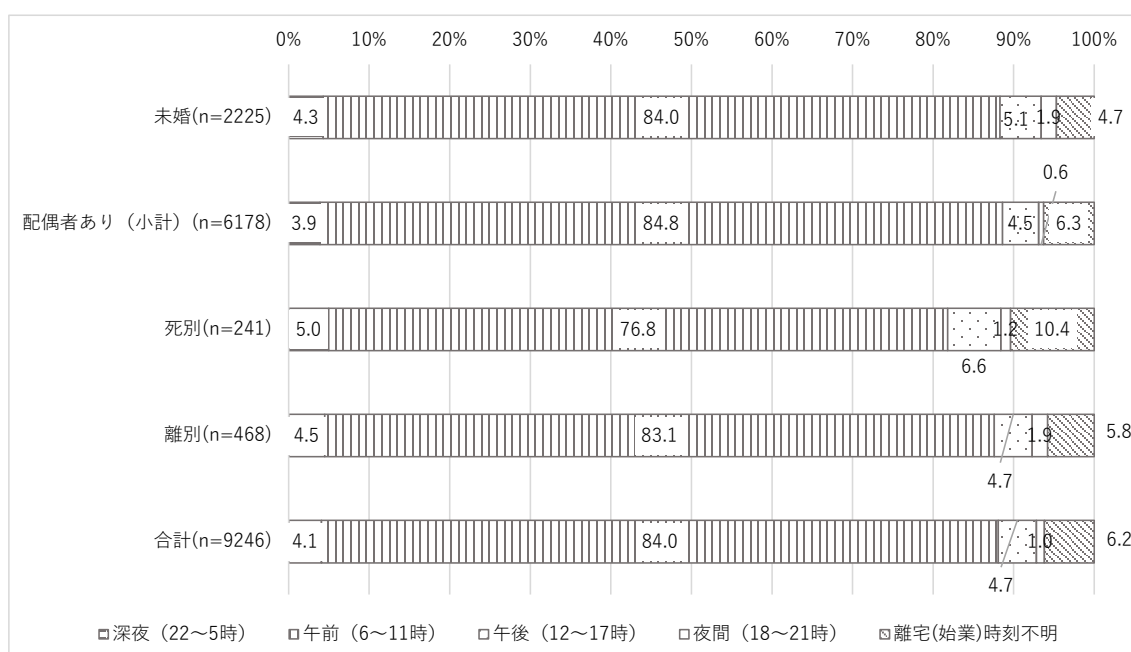
年齢階級別に見ると、帰宅時刻が18～21時の夜間である者の割合が最も大きかったのは30歳未満の70.5%であった。22時から午前5時の深夜に帰宅する者の割合が最も大きいのも30歳未満(6.4%)であった。午前(6～11時)に帰宅する者の割合が大きいのは男性同様に70歳以上(8.9%)であった。午後(12～17時)に帰宅する者の割合は60歳代(45.3%)が最も大きく、次いで70歳以上(42.6%)であった。

これらの結果をまとめると、次のとおりとなる。働いている男女はともに午前中(6～11時)に仕事に出て、夜間(18～21時)に帰宅するのが働き方の大宗を占めていた。男性の50歳代、60歳代、女性の70歳代において深夜(22時～5時)に働きに出る者の割合がそれぞれ若干増加する。午後(12～17時)に仕事から帰宅する者の割合は、女性は60歳代において最も高く、男性は60歳代から増大する。深夜に帰宅する割合は、女性は30歳未満で、男性では40歳代で最も大きかった。

## 2 婚姻状況別の離宅・帰宅時刻

婚姻状況別に仕事に出る離宅時刻別の人数割合を見たのが図表VII-5である。婚姻状況がいずれであっても、午前に離宅する者の割合が最も大きくなっているが、死別の者についてはやや小さく、76.8%であった。死別の者は、深夜(22時～5時)に離宅する者(5.0%)と午後(12～17時)に離宅する者の割合が6.6%とやや大きくなっていた。

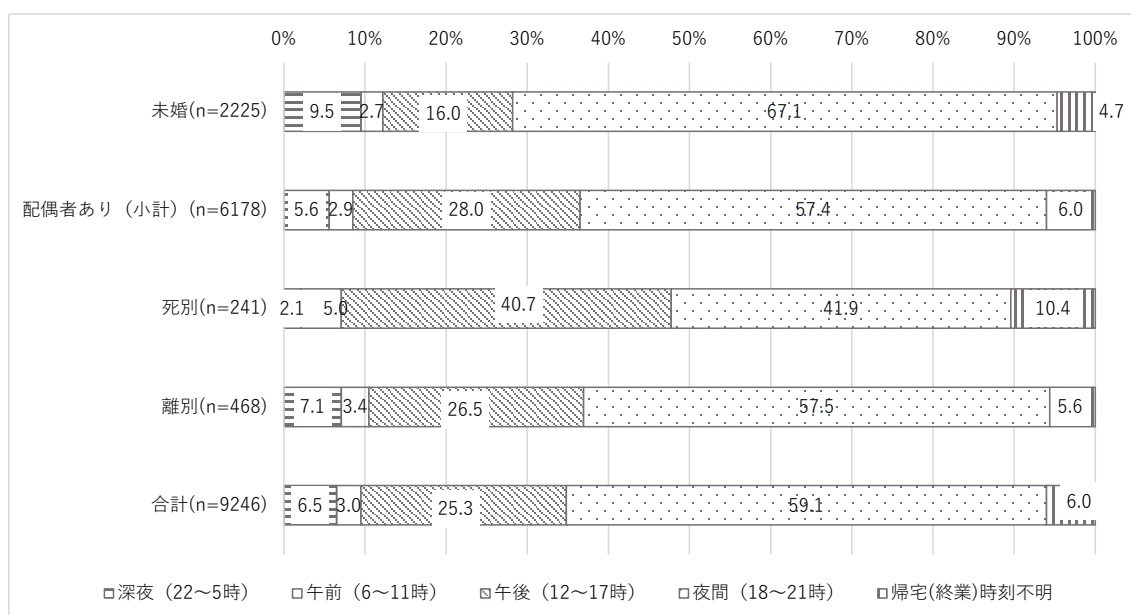
図表 VII-5 婚姻状況別仕事に出る離宅時刻別の人数割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に離宅(始業)時刻不明を含むが、合計には就業状況不明、就業していない者を含まず、婚姻状況に無回答を含む。

婚姻状況別に仕事から戻る帰宅時刻別の人数割合を見たのが図表 VII-6 である。未婚者においては夜間（18～21 時）に帰宅する者の割合が 67.1%と相対的に大きくなっていった。他方で、午後（12～17 時）に帰宅する者の割合がやや小さく 16.0%となっており、深夜（22～5 時）に帰宅する者の割合が 9.5%とやや大きくなっていった。死別の者は午前（6～11 時）に帰宅する者の割合が 5.0%とやや大きく、午後（12～17 時）に帰宅する者の割合が 40.7%と大きくなっていった。

図表 VII-6 婚姻状況別仕事から戻る帰宅時刻別の人数割合（%）



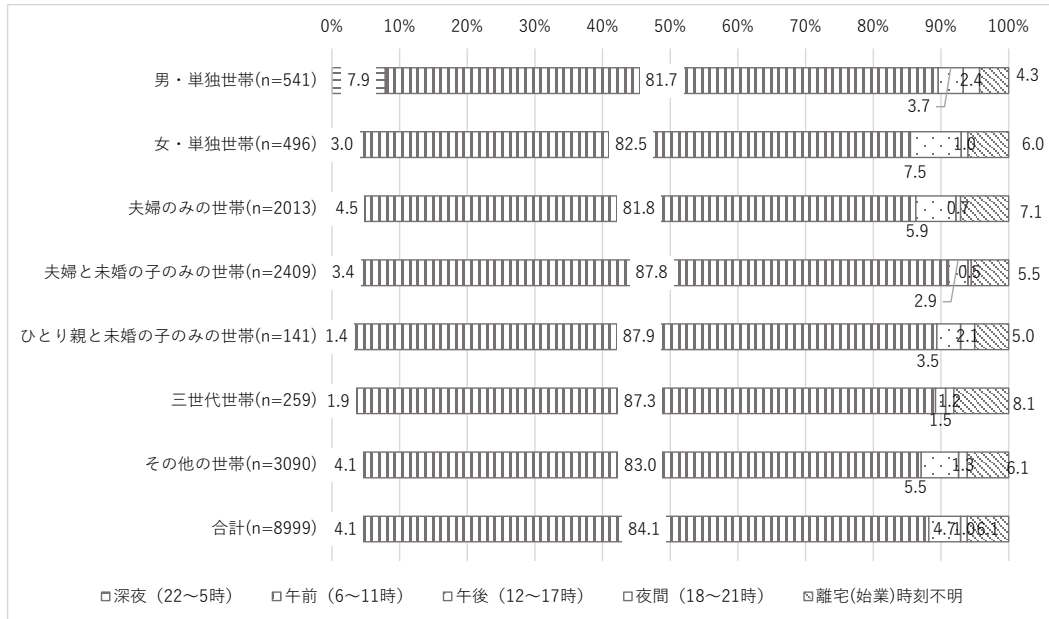
注) 個人票により集計している。分母に帰宅（終業）時刻不明を含むが、合計には就業状況不明、就業していない者を含まず、婚姻状況に無回答を含む。

### 3 世帯構造別の離宅・帰宅時刻

世帯構造別に仕事に出る離宅時刻別の人数割合を見たのが図表 VII-7 である。午前に離宅する者の割合が最も大きくなっているが、男・単独世帯では深夜（22～5 時）に離宅する者の割合がやや大きく、7.9%となっていた。また、午後（12～17 時）に離宅する割合は女・単独世帯（7.5%）、夫婦のみの世帯（5.9%）においてやや大きくなっていった。

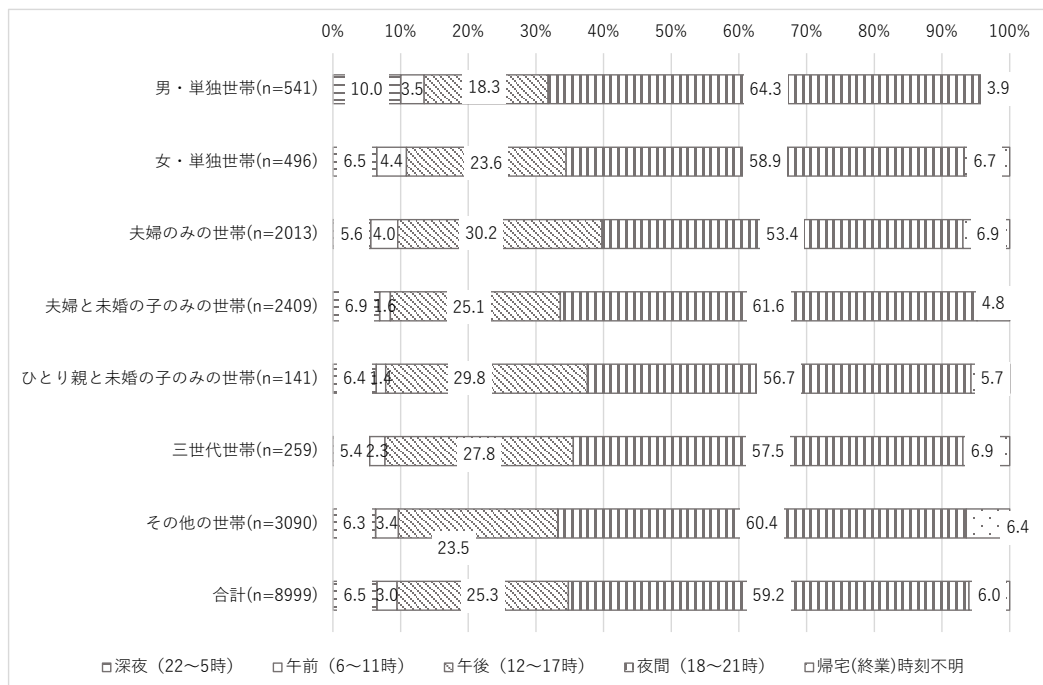
世帯構造別に仕事から戻る帰宅時刻別の人数割合を見たのが図表 VII-8 である。男・単独世帯において、深夜（22 時～5 時）に帰宅する者の割合がやや大きく、10.0%となっていた。また、午後（12～17 時）に帰宅する者の割合がやや小さく 18.3%となっていた。夜間（18～21 時）に帰宅する者の割合が 64.3%とやや大きくなっていった。

図表 VII-7 世帯構造別仕事に出る離宅時刻別の人数割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に離宅(始業)時刻不明を含むが、合計には就業状況不明、就業していない者を含まず、世帯構造の不詳の世帯、世帯構造の情報が利用できない者を含む。

図表 VII-8 世帯構造別仕事から戻る帰宅時刻別の人数割合 (%)



注) 個人票により集計している。合計に帰宅(終業)時刻不明を含むが、合計には就業状況不明、就業していない者を含まず、世帯構造の不詳の世帯、世帯構造の情報が利用できない者を含む。

#### 4 離宅・帰宅時刻と頼れる人の無い者の割合

仕事のために離宅・帰宅する時間によっては他者との交流が制限される可能性があり、結果として頼れる人の有無に影響する可能性がある。この点を検討するために、まず離宅時刻別の頼れる人の無い者の割合を確認したのが図表 VII-9 である。図の左上が働いている者全体について見たものである。これを基準とすると、就業していない者（図 VII-9 右上）は、「重要な事柄の相談」、「日頃のちょっとした手助け」以外について、働いている者よりも頼れる人の無い割合がやや高くなっていることがわかる。

図表 VII-9 離宅時刻別の頼れる人の無い者の割合（％）



注：個人票から集計している。分母に「そのことでは人に頼らない」者を含まない。働いている者小計に離宅（始業）時刻が不明を含み、就業状況不明を含まない。

働いている者の中では、午前（6～11時）に離宅する者（図表 VII-9 右中）はいずれの項目についても、頼れる者のいない者の割合が働いている者全体よりも低い。他方で、深夜（22

時～5時)に離宅する者(図表VII-9左中)や夜間(18～21時)に離宅する者(図表VII-9右下)は全ての項目について頼れる者のいない者の割合が全体平均よりも高くなっていました。

同様に、帰宅時刻別の頼れる人の無い者の割合を確認したのが図表VII-10である。図の左上で示される、働いている者全体を基準とすると、深夜(22時～5時)に帰宅する者(図表VII-10左中)や午前(6～11時)に帰宅する者(図VII-10右中)はいずれの項目についても、頼れる者のいない者の割合が働いている者全体よりもやや高くなっていることがわかる。

図表VII-10 帰宅時刻別の頼れる人の無い者の割合(%)



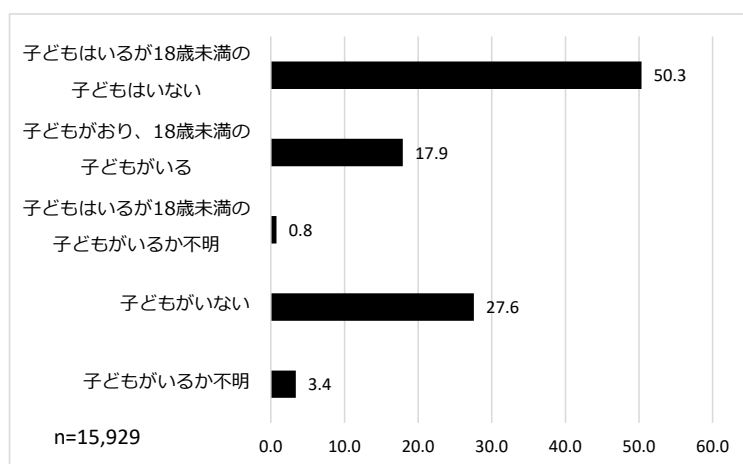
注：個人票から集計している。分母に「そのことでは人に頼らない」者を含まない。働いている者小計に帰宅(終業)時刻が不明を含み、就業状況不明を含まない。

## VIII 18歳未満の子どもがいる者の状況

### 1 18歳未満の子どものいる者の割合と特徴

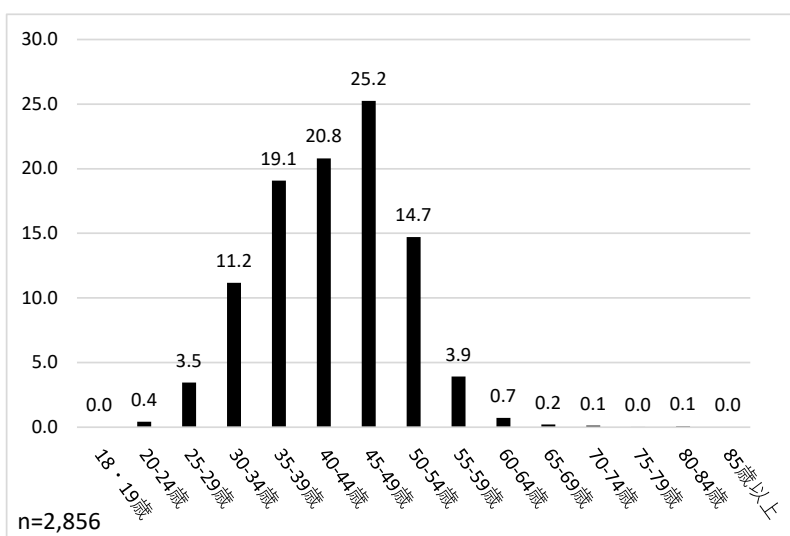
18歳未満の子どもがいる者の割合と特徴はどのようなであろうか。本調査の調査回答者15,929人のうち、18歳未満の子どもがいる者は17.9%（2,856人）である（図表VIII-1）。また、年齢階級別に18歳未満の子どものいる者の割合をみたものが図表VIII-2であるが、45～49歳で最も高く（25.2%）、次に40～44歳（20.8%）、35～39歳（19.1%）となっている。

図表VIII-1 18歳未満の子どもの有無（%）



注) 個人票により集計している。

図表VIII-2 18歳未満の子どもがいる者の年齢階級別割合（%）



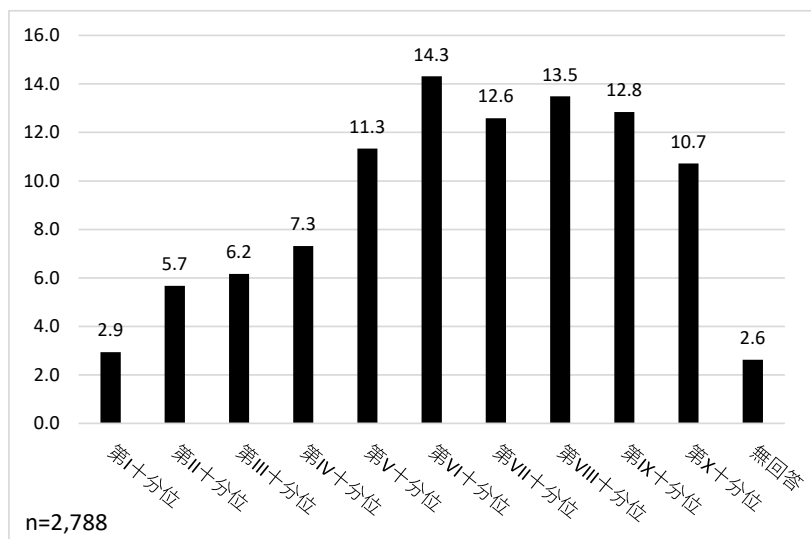
注) 個人票により集計している。



## 2 18歳未満の子どものいる者の生活の状況

等価可処分所得階級別に18歳未満の子どもがいる者の割合をみると、第VI十分位で最も高く(14.3%)、次に第VIII十分位(13.5%)、第IX十分位(12.8%)となっている(図表VIII-3)。

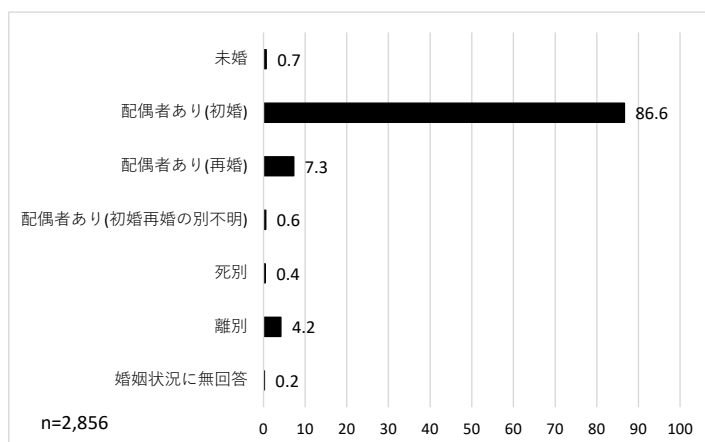
図表 VIII-3 18歳未満の子どもがいる者の等価可処分所得階級別割合(%)



注) 個人票と世帯票により集計している。分母には世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

18歳未満の子どもがいる者について婚姻状況別の割合をみると、配偶者あり(初婚)の者の割合が最も高く(86.6%)、次に配偶者あり(再婚)(7.3%)、離別(4.2%)となっている(図表VIII-4)。

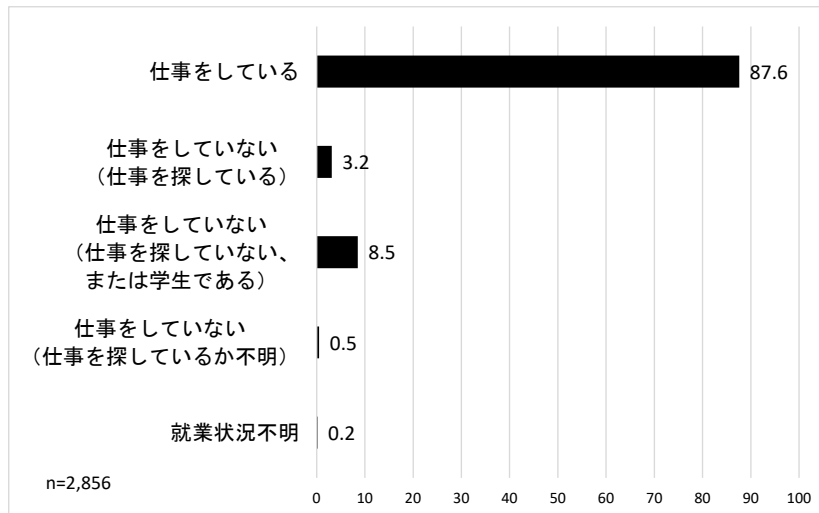
図表 VIII-4 18歳未満の子どもがいる者の婚姻状況別割合(%)



注) 個人票により集計している。

18歳未満の子どもがいる者について就業状況別の割合をみると、仕事をしている者の割合が最も高く（87.6%）、次に仕事をしていない（仕事を探していない、または学生である）（8.5%）、仕事をしていない（仕事を探している）（3.2%）となっている（図表 VIII-5）。

図表 VIII-5 18歳未満の子どもがいる者の就業状況別割合（%）

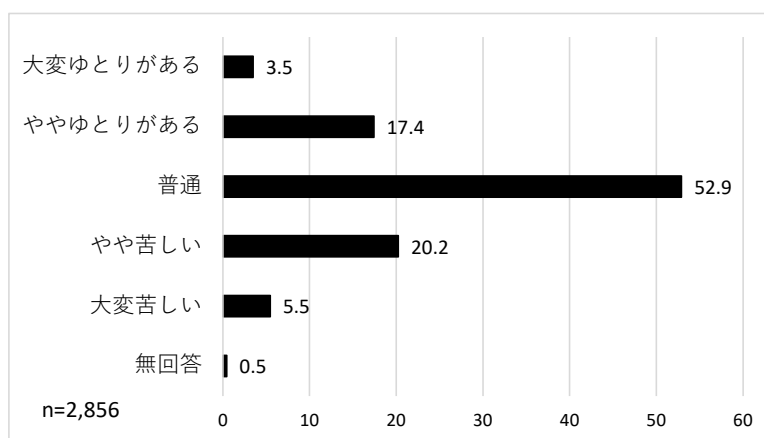


注) 個人票により集計している。

### 3 18歳未満の子どものいる者の生活への評価

図表 VIII-6 は、18歳未満の子どものいる者の生活の状況への評価（暮らし向き）を示している。「大変ゆとりがある」、「ややゆとりがある」と回答した者は全体の 20.9%であり、「大変苦しい」、「やや苦しい」と回答した者は全体の 25.7%であった。

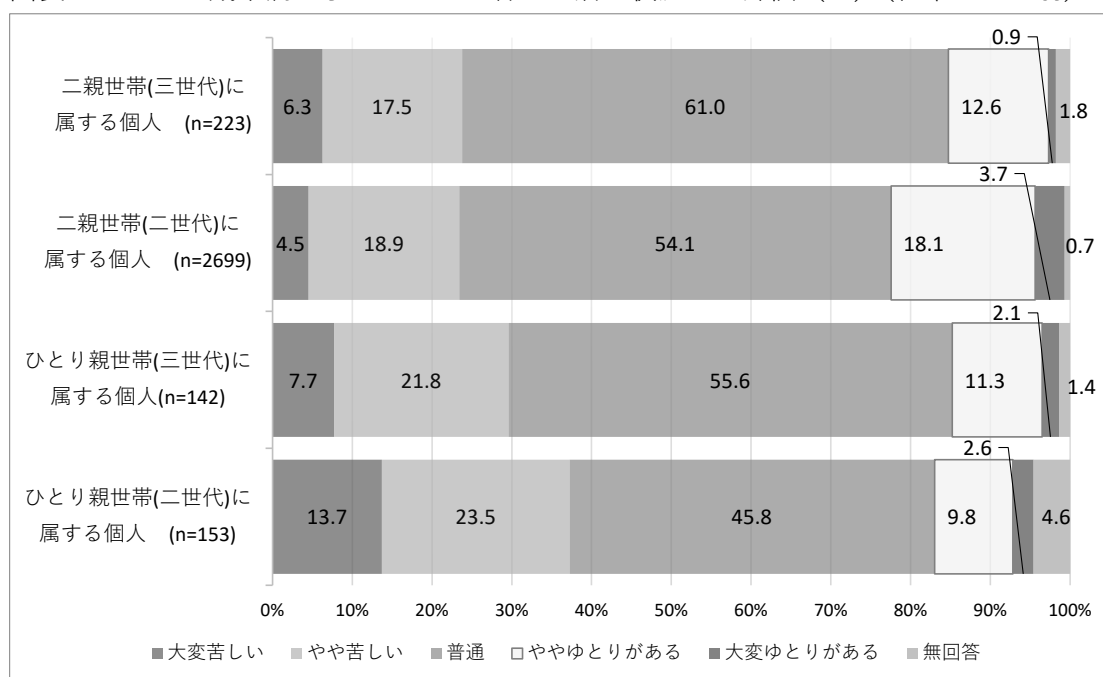
図表 VIII-6 18歳未満の子どもがいる者の生活の状況への評価（%）



注) 個人票により集計している。

図表 VIII-7 は、18 歳未満の子どもがいる世帯に属する個人（18 歳未満の子どもがいる個人ではないことに留意）について、生活の状況への評価（暮らし向き）を世帯タイプ別に見たものである。生活の状況が「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した者の割合は、二親世帯（三世代）に属する個人で 23.8%、二親世帯（二世代）に属する個人で 23.4%、ひとり親世帯（三世代）に属する個人で 29.6%、ひとり親世帯（二世代）に属する個人で 37.3%であった。18 歳未満の子どものある世帯に属する個人の中では、二世帯のひとり親世帯に属する個人が、それ以外の世帯タイプに属する個人に比べ、生活の状況をより苦しいと感じている。

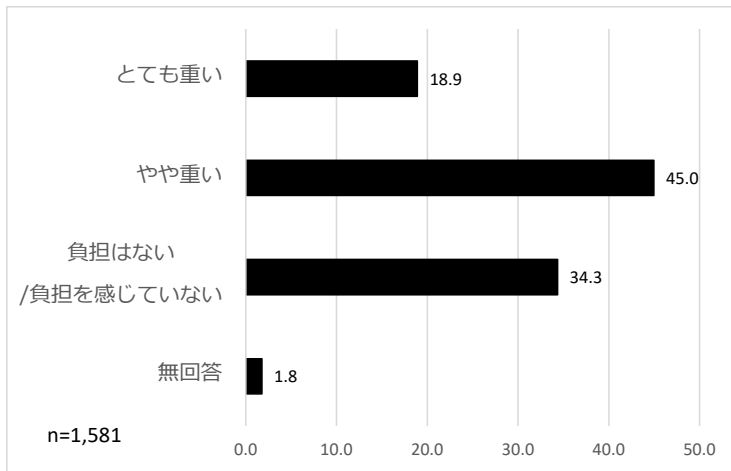
図表 VIII-7 18 歳未満の子どもがいる者の生活の状況への評価（%）（世帯タイプ別）



注) 世帯票及び個人票により集計している。18 歳未満の子どものいる世帯で上記の世帯タイプに分類できない世帯は除いている。

本調査の世帯票では、調査対象世帯に 18 歳未満の子どもがいる場合に、その子どもの教育費にかかる支出の負担感を「とても重い」、「やや重い」、「負担はない/負担を感じてない」の選択肢により尋ねている。これを 18 歳未満の世帯員がいる世帯（1,581 世帯）で集計したものが図表 VIII-8 である。教育費の支出の負担感について、「とても重い」と回答した世帯は全体の 18.9%、「やや重い」と回答した世帯は全体の 45.0%、「負担はない/負担を感じていない」と回答した世帯は全体の 34.3%であった。

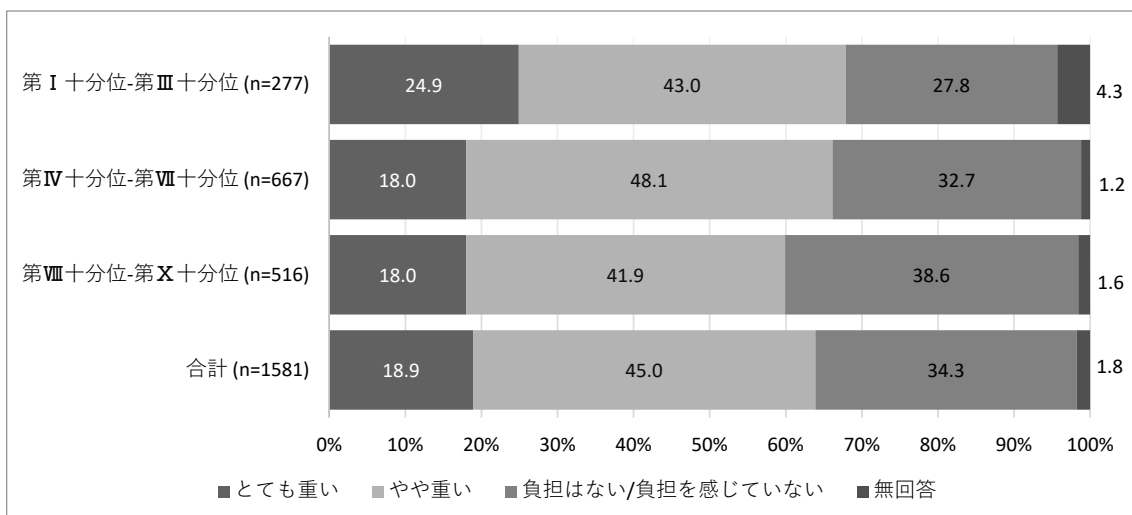
図表 VIII-8 18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの教育にかかる支出の負担感 (%)



注) 世帯票により集計している。分母には18歳未満の世帯員がいない世帯及び18歳未満の世帯員がいるが不明な世帯を含まない。

18歳未満の子どもがいる世帯について、等価可処分所得階級別に、子どもの教育費の支出の負担感を見たものが図表 VIII-9 である。「とても重い」と回答した世帯は、第I十分位-第III十分位では24.9%、第IV十分位-第VII十分位では18.0%、第VIII十分位-第X十分位では18.0%となっている。第I十分位-第III十分位の世帯は第IV十分位-第X十分位の世帯と比較して教育の支出の負担を「とても重い」と感じる傾向があることが分かる。

図表 VIII-9 18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの教育にかかる支出の負担感 (%) (等価可処分所得階級別)

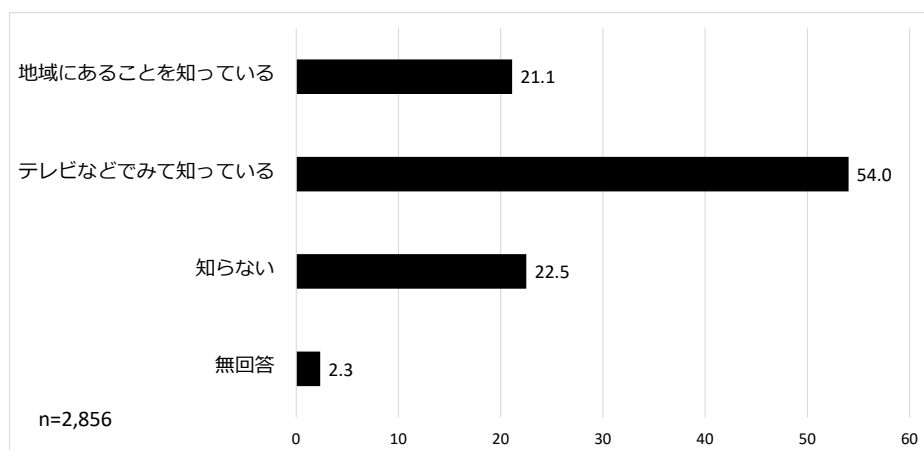


注) 世帯票により集計している。分母には18歳未満の世帯員がいない世帯及び18歳未満の世帯員がいるが不明な世帯を含まない。全体の合計 (n=1,581) には等価可処分所得が不明の世帯を含む。

#### 4 18歳未満の子どものいる者の子ども食堂・地域食堂の認知状況と利用状況

本調査の個人票では、18歳未満の子どもがいる個人に対して、子ども食堂・地域食堂を知っているかどうか（認知状況）について尋ねている。子ども食堂・地域食堂について、21.1%が「地域にあることを知っている」、54.0%が「テレビなどで見て知っている」と回答し、「知らない」と回答した者は22.5%であった（図表 VIII-10）。

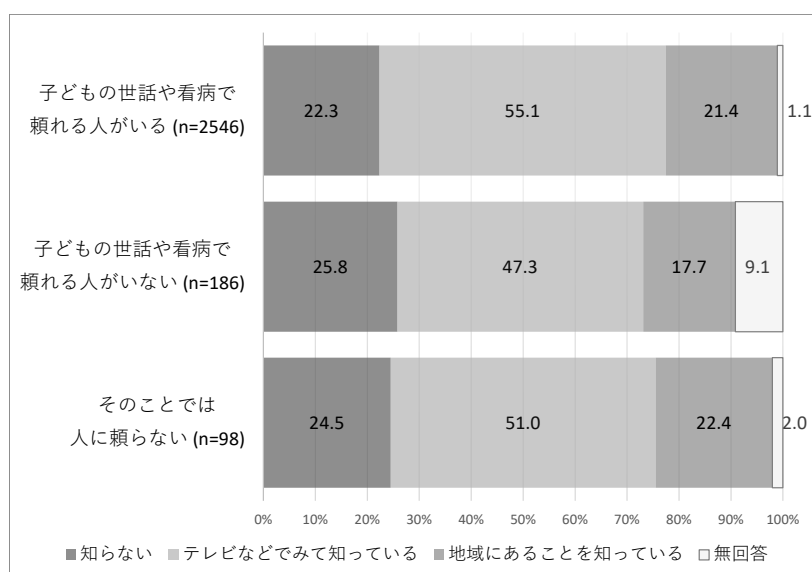
図表 VIII-10 18歳未満の子どもがいる者の子ども食堂・地域食堂の認知状況（%）



注) 個人票により集計している。分母には18歳未満の子どもがいない個人、18歳未満の子どもがいるか不明の個人を含まない。

18歳未満の子どものいる個人について、子どもの世話や看病について頼れる人の有無別に、子ども食堂・地域食堂の認知状況を見たものが図表 VIII-11 である。子どもの世話や看病について頼れる人がいると回答した者のうち、子ども食堂・地域食堂を「知らない」と回答した者は22.3%なのに対し、頼れる人がいないと回答した者のうち同様の回答をした者は25.8%であった。子どもの世話や看病について頼れる人がいない人ほど子ども食堂の存在を知らない傾向にあることが分かる。

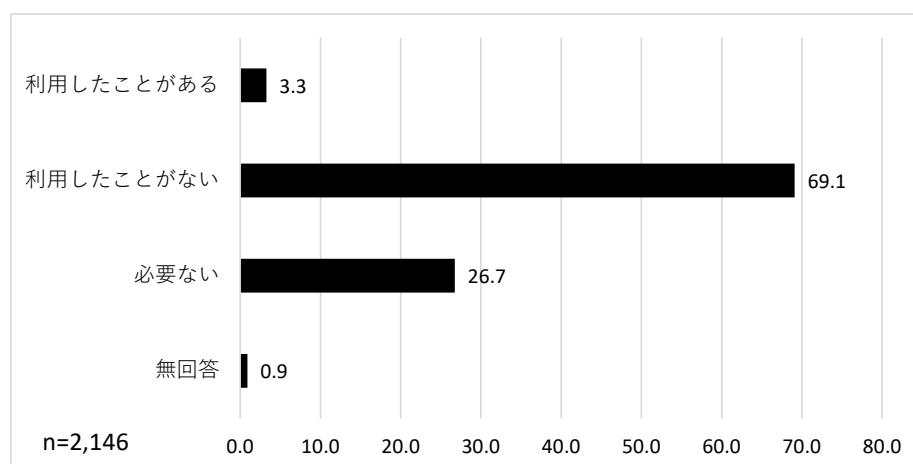
図表 VIII-11 18歳未満の子どもがいる者の子ども食堂・地域食堂の認知状況（％）（子どもの世話や看病について頼れる人の有無別）



注) 個人票により集計している。分母に18歳未満の子どもがいない個人、18歳未満の子どもがいるか不明の個人を含まない。

18歳未満の子どものいる個人のうち、子ども食堂・地域食堂の認知状況に関する設問で、「地域にあることを知っている」または「テレビなどで見て知っている」と回答した者について、子ども食堂・地域食堂の利用状況を見たものが図表 VIII-12 である。子ども食堂・地域食堂を知っている者のうち、「利用したことがある」と回答した者の割合は3.3%であり、69.1%が「利用したことがない」、26.7%が「利用の必要がない」と回答している。

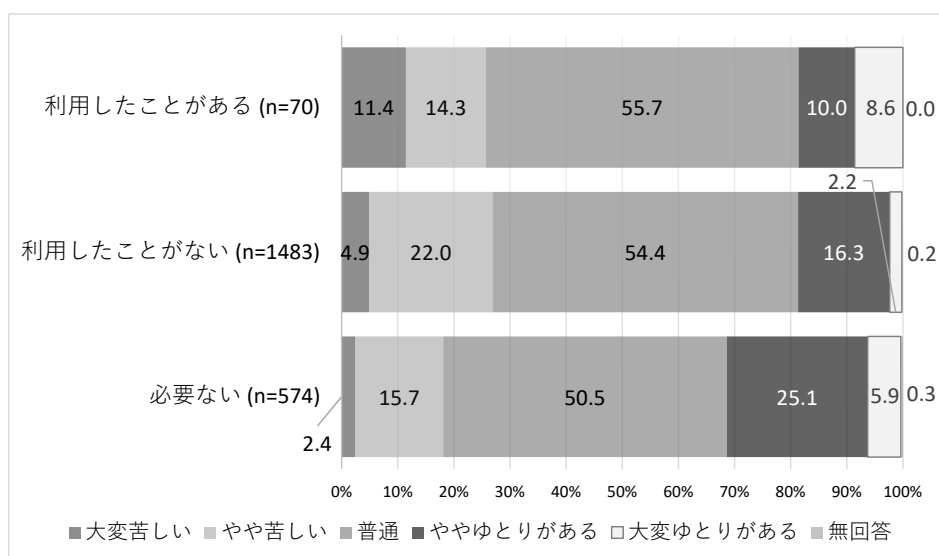
図表 VIII-12 18歳未満の子どもがいる者の子ども食堂・地域食堂の利用状況（％）



注) 個人票により集計している。分母には18歳未満の子どもがいない個人、18歳未満の子どもがいるか不明の個人、子ども食堂・地域食堂の認知状況に関する設問で「知らない」と回答した個人を含まない。

また、18歳未満の子どものいる個人について、子ども食堂・地域食堂の利用の有無別に、現在の暮らし向きを見たものが図表 VIII-13 である。利用したことがあると回答した者のうち、現在の暮らし向きが「大変苦しい」と回答した者の割合は 11.4%であり、利用したことがないと回答した者のうち、同様の回答をした者の割合は 4.9%であった。一方、利用したことがあると回答した者のうち、現在の暮らし向きが「やや苦しい」と回答した者の割合は 14.3%であり、利用したことがないと回答した者のうち、同様の回答をした者の割合は 22.0%であった。子ども食堂を利用したことがある者は、子ども食堂を利用したことがない者と比較して、現在の暮らし向きが「大変苦しい」と回答する者が多い傾向がある。

図表 VIII-13 18歳未満の子どものいる者の現在の暮らし向き (%) (子ども食堂・地域食堂の利用状況別)



注) 個人票により集計している。全体の合計 (n=2,127) には 18歳未満の子どものいない個人、18歳未満の子どものいるか不明の個人、子ども食堂・地域食堂の認知状況に関する設問で「知らない」と回答した個人、及び無回答を含まない。

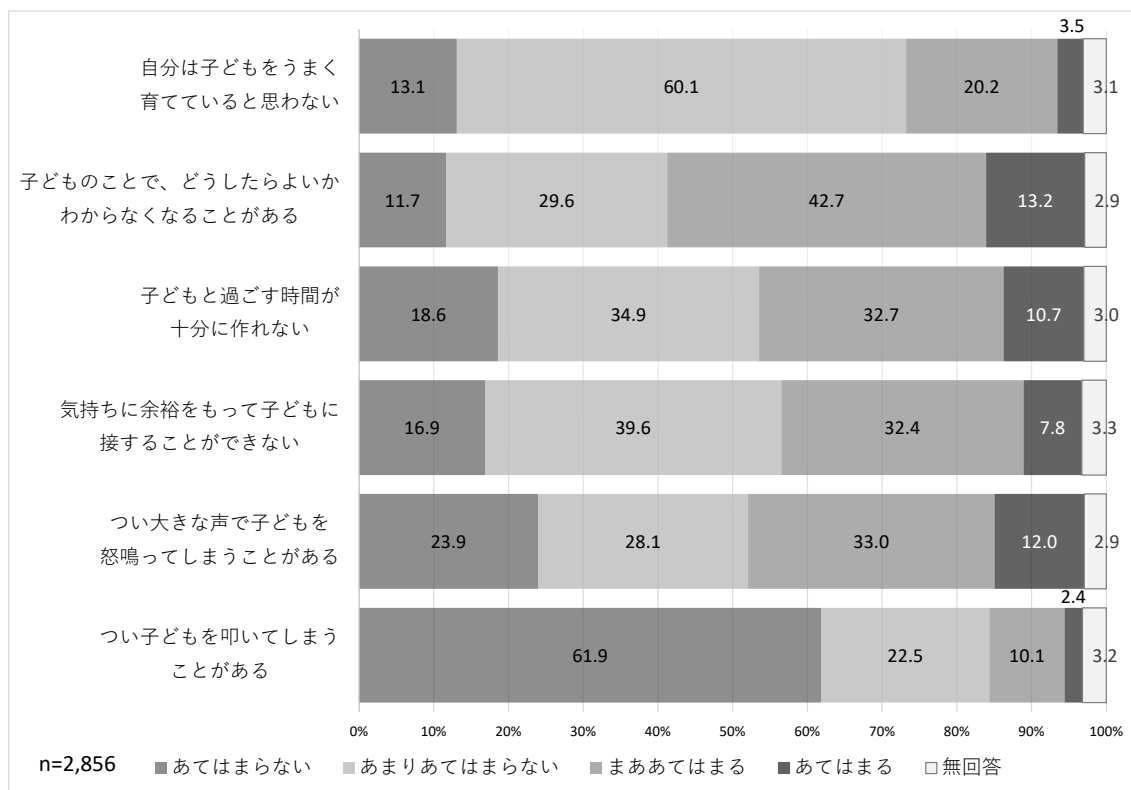
## 5 18歳未満の子どものいる者の子育てへの主観的評価

図表 VIII-14 は、18歳未満の子どものいる者に尋ねた、子育ての状況に関する 6 項目の設問 (子育てへの主観的評価) に対する結果を示している。「自分は子どもをうまく育てていると思わない」については、23.7%が「あてはまる」「まあ当てはまる」と回答した一方、73.2%が「あてはまらない」「あまり当てはまらない」と回答した。「子どものことでどうしたらよいかわからなくなることがある」については、55.8%が、「あてはまる」「まあ当てはまる」と回答した。

「子どもと過ごす時間が十分に取れない」については 43.5%が「あてはまる」「まあ当てはまる」と回答した。「気持ちに余裕をもって子どもと接することができない」につい

ては40.2%が「あてはまる」「まああてはまる」と回答した。「つい大きな声で子どもを怒鳴ってしまうことがある」については、45.0%が「あてはまる」「まああてはまる」と回答した。「つい子どもを叩いてしまうことがある」については、12.5%が「あてはまる」「まああてはまる」と回答した。

図表 VIII-14 18歳未満の子どものいる者の子育てへの主観的評価 (%)



注) 個人票により集計している。分母に18歳未満の子どもがいない個人、18歳未満の子どもがいるか不明の個人を含まない。「自分は子どもをうまく育てていると思う」のみ逆転項目にし、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」への回答を用いた。

等価可処分所得階級別に子育てへの主観的評価を見たものが図表 VIII-15 である。「自分は子どもをうまく育てていると思わない」については、第I十分位-第III十分位の者の26.5%が「あてはまる」または「まああてはまる」と回答しており、第IV十分位-第VII十分位(25.1%)、第VIII十分位-第X十分位(21.2%)の者と比較して高くなっている。

「子どものことでどうしたらよいかわからなくなることがある」については、第IV十分位-第VII十分位の者の59.8%が「あてはまる」または「まああてはまる」と回答しており、第I十分位-第III十分位(53.2%)、第VIII十分位-第X十分位(53.1%)の者と比較して高い。

「子どもと過ごす時間が十分に作れない」については、第VIII十分位-第X十分位の者の46.0%が「あてはまる」または「まああてはまる」と回答しており、第I十分位-第III十分位



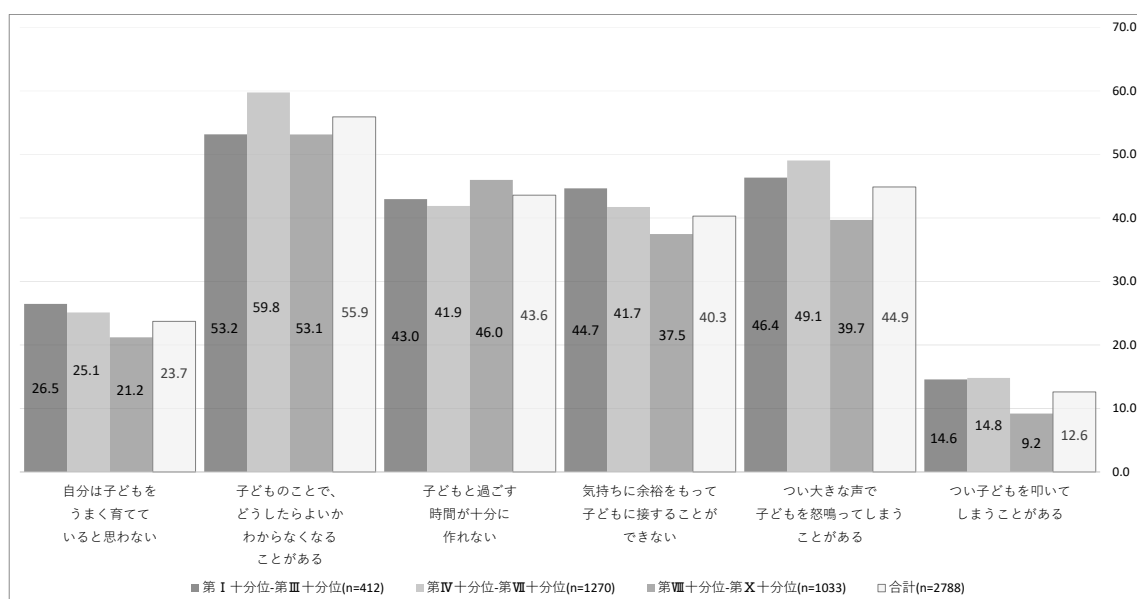
(43.0%)、第IV十分位-第VII十分位 (41.9%) の者と比較して高くなっている。

「気持ちに余裕をもって子どもと接することができない」については、第I十分位-第III十分位の者の44.7%が「あてはまる」または「まああてはまる」と回答しており、第IV十分位-第VII十分位 (41.7%)、第VIII十分位-第X十分位 (37.5%) の者と比較して高くなっている。

「つい大きな声で子どもを怒鳴ってしまうことがある」については、第IV十分位-第VII十分位の者の49.1%が「あてはまる」または「まああてはまる」と回答しており、第I十分位-第III十分位 (46.4%)、第VIII十分位-第X十分位 (39.7%) の者と比較して高い。

「つい子どもを叩いてしまうことがある」については、第IV十分位-第VII十分位の者の14.8%が「あてはまる」または「まああてはまる」と回答しており、第I十分位-第III十分位 (14.6%)、第VIII十分位-第X十分位 (9.2%) の者と比較して高い。

図表 VIII-15 18歳未満の子どものいる者の子育てへの主観的評価が「あてはまる」「まああてはまる」者の割合 (%) (等価可処分所得階級別)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含み、18歳未満の子どもがいない個人、18歳未満の子どもがいるか不明の個人を含まない。合計に等価可処分所得が不明の世帯に属する個人を含む。

「自分は子どもをうまく育てていると思う」のみ逆転項目にし、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」への回答を用いた。

## IX 住まいと世帯の暮らし

### 1 住宅の所有形態

本章では住まいと世帯の暮らしの関係に着目し、住宅や住環境、世帯の暮らし、住宅に係る費用負担に関する集計を世帯単位で行っている。

図表 IX-1 は、世帯全体を住宅所有形態別に集計した結果と、等価可処分所得別の住宅所有形態の集計結果を示している。ここでは住宅所有形態の質問の選択肢を「持ち家」「民営の賃貸住宅」「公的賃貸住宅」「それ以外」の4項目に分類しているが、その内訳は以下のとおりである。

持ち家：「持ち家（一戸建て）」「持ち家（マンション・アパートなどの共同住宅）」

民営の賃貸住宅：「民営の賃貸住宅」

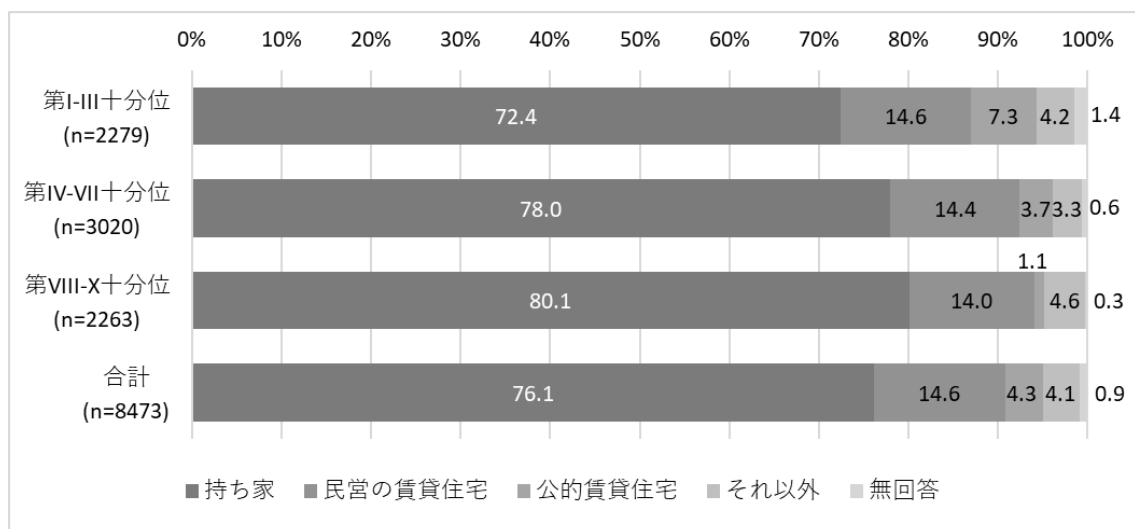
公的賃貸住宅：「公営住宅（都道府県・市町村営の賃貸住宅）」「都市再生機構（UR）・公社等の賃貸住宅」

それ以外：「給与住宅（社宅・公務員住宅など）」「住宅に間借り」「医療機関・介護保険施設や公的な施設など」「その他」

世帯全体を住宅所有形態別にみると、持ち家が76.1%（前回72.0%）、民営の賃貸住宅が14.6%（前回15.0%）、公的賃貸住宅が4.3%（前回7.6%）、それ以外が4.1%であった。

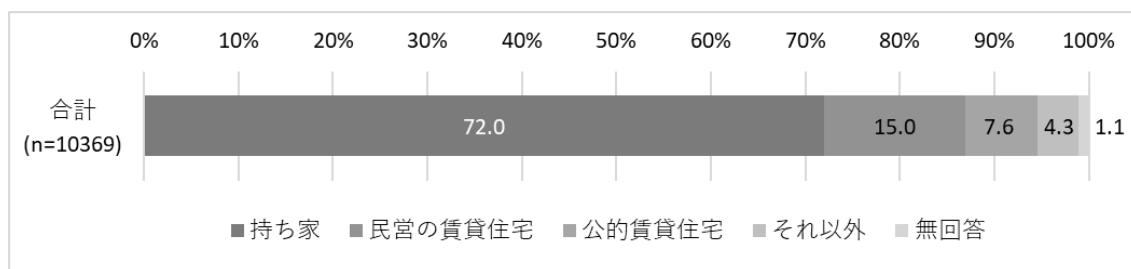
等価可処分所得階級別に世帯の住宅所有形態をみると、第I～III十分位では持ち家の割合が他の所得階級に比べてやや低く、公的賃貸住宅の割合が7.3%と高くなっている。

図表 IX-1 住宅所有形態別の世帯の割合（%）（等価可処分所得階級別）



注) 世帯票により集計している。所得不詳の世帯は表示していないが、合計には含まれている。

参考 前回調査（2017年）における住宅所有形態別の世帯の割合（％）



注) 前回調査の公表資料より作成。

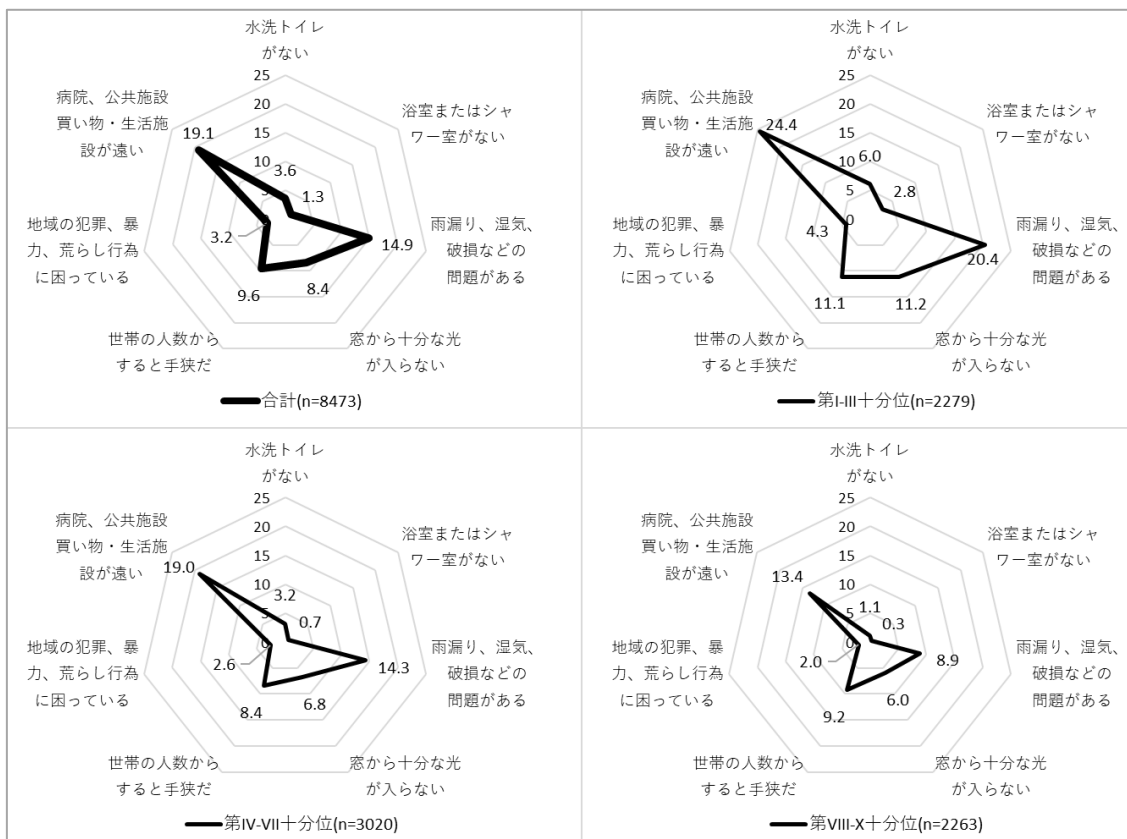
## 2 住まいの質

図表 IX-2 は住まいの質に関する 7 項目について集計したものである。「住まいの質に課題がある」とは、「水洗トイレがある」「浴室またはシャワー室がある」という質問に対して「あてはまらない」と回答した場合を、その他の質問については「あてはまる」と回答した場合を指す。

まず全世帯合計における各項目の値をみると、課題のある世帯の割合が高いものは「病院、公共施設、買い物・生活施設へのアクセス」19.1%（前回 22.6%）、「雨漏り、湿気、破損」14.9%（前回 18.4%）であり、課題のある世帯の割合が相対的に低いものは「浴室・シャワー室」1.3%（前回 2.0%）、「地域の犯罪、暴力、荒らし行為」3.2%（前回 3.2%）、「水洗トイレ」3.6%（前回 4.3%）であった。7 項目中 6 項目において、前回調査よりも課題のある世帯の割合が低かった。

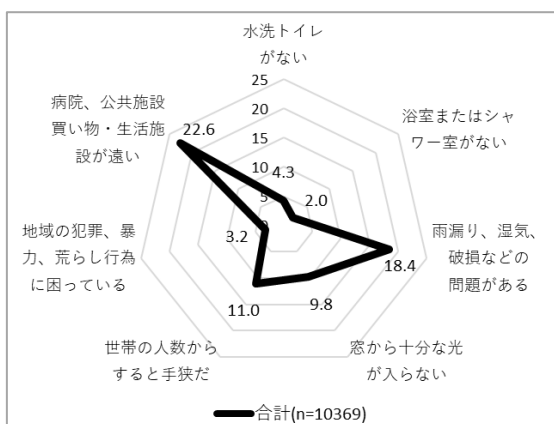
これを世帯の等価可処分所得階級別にみると、すべての項目において第 I～III 十分位の世帯の方が他の所得階級の世帯よりも課題があると回答した割合が高くなっている。とりわけ「病院、公共施設、買い物・生活施設へのアクセス」「雨漏り、湿気、破損」の項目では、第 I～III 十分位世帯の 2 割以上が、課題があると回答している。

図表 IX-2 住まいの質に課題がある世帯の割合（％）（等価可処分所得階級別）



注) 世帯票により集計している。分母は無回答を含む。所得不詳の世帯は表示していないが、合計には含まれている。

参考 前回調査（2017年）における住まいの質に課題がある世帯の割合（％）



注) 前回調査の公表資料より作成。算出方法は図表 IX-2 と同じ。

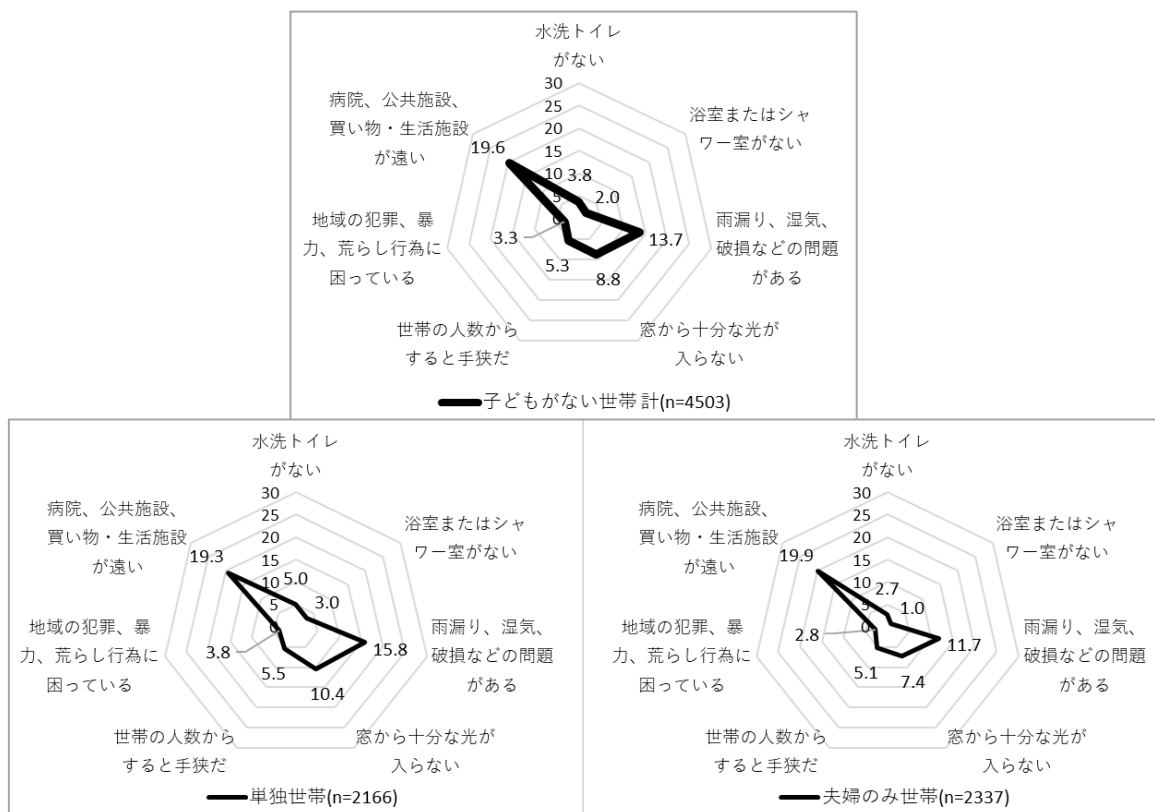
図表 IX-3 は、住まいの質に課題がある世帯の割合を世帯構造別にまとめたものである。ここでは、世帯構造の小分類である「単独世帯」「夫婦のみ世帯」「夫婦の未婚の子のみの世帯

帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」「三世帯世帯」と、それらの合計から算出される「子どもがない世帯計」「子どもがある世帯計」について集計している。なお、世帯構造の「その他の世帯」「世帯構造が不詳の世帯」については、子の有無や世帯人数の異なる世帯が混在していると考えられるため、図表 IX-3 には含まれていない。

世帯構造別では、子どもがない世帯と子どもがある世帯とで傾向の差が見られた。子どもがない世帯は「病院、公共施設、買い物・生活施設へのアクセス」「雨漏り、湿気、破損」「窓から十分な光」の 3 項目において課題のある世帯の割合が相対的に高い。単独世帯と夫婦のみ世帯の比較では、単独世帯において全体的に割合が高くなっている。一方、子どもがある世帯では、「病院、公共施設、買い物・生活施設へのアクセス」「雨漏り、湿気、破損」に加え「世帯の人数からすると手狭」の割合が高い。子どものない世帯全体では「世帯の人数からすると手狭」と回答した割合が 5.3%であるのに対し、子どもがある世帯全体では 21.7%になっている。また、子どもがある世帯の中で比較すると、ひとり親と未婚の子のみの世帯や、三世帯世帯において課題のある世帯の割合が高い。

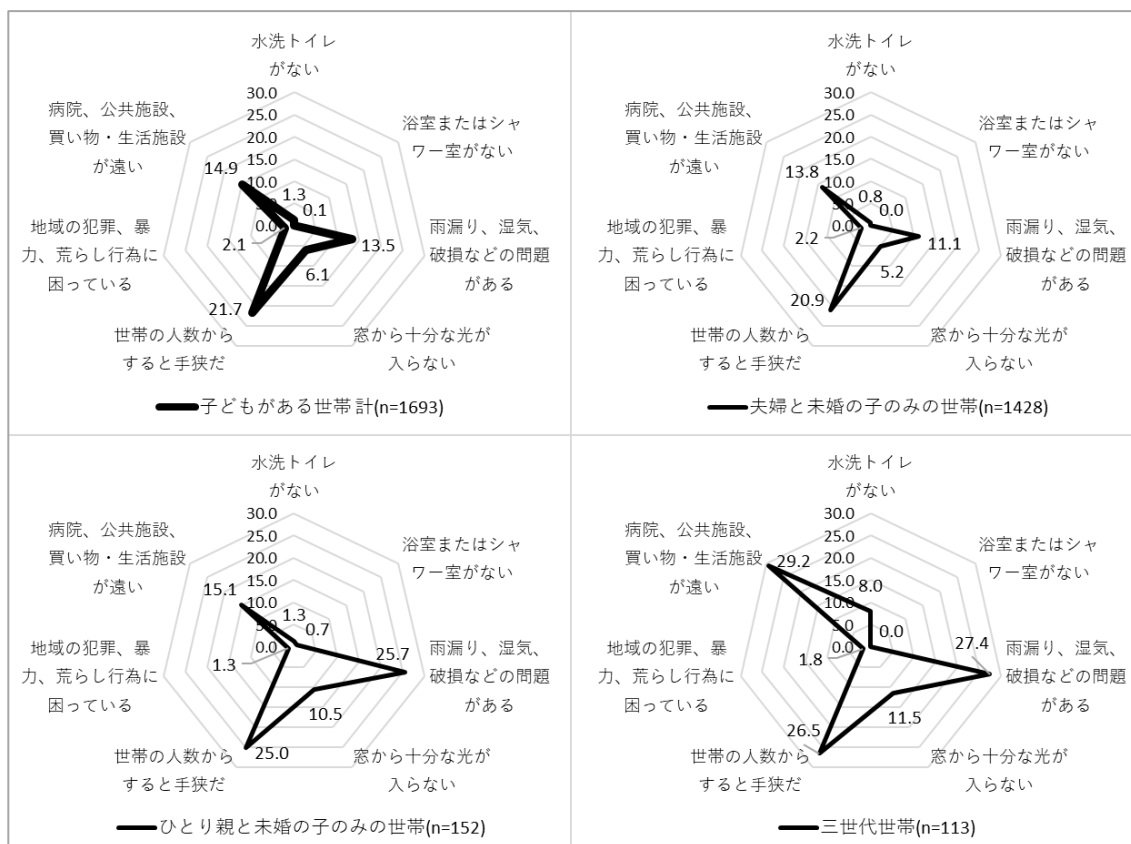
図表 IX-3 住まいの質に課題がある世帯の割合 (%) (世帯構造別)

①子どもがない世帯



注) 世帯票により集計している。単独世帯は「男・単独世帯」と「女・単独世帯」から構成される。分母は無回答を含む。

## ②子どもがある世帯

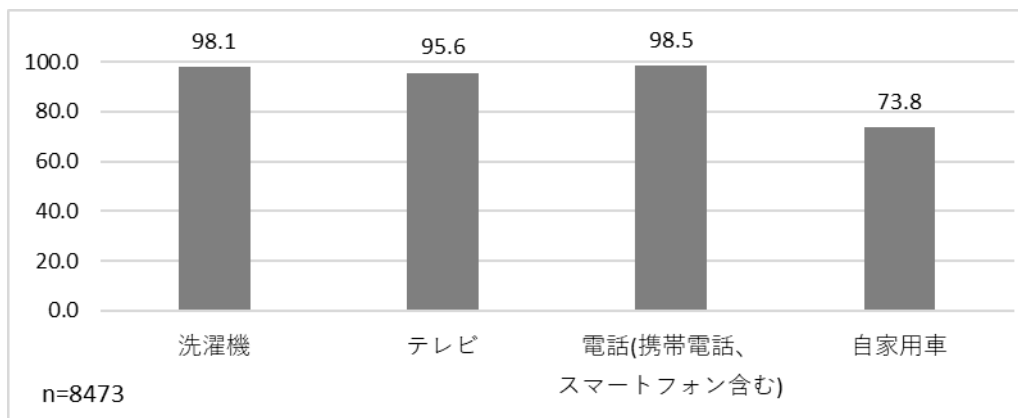


注) 世帯票により集計している。分母は無回答を含む。

## 3 住まいの耐久消費財

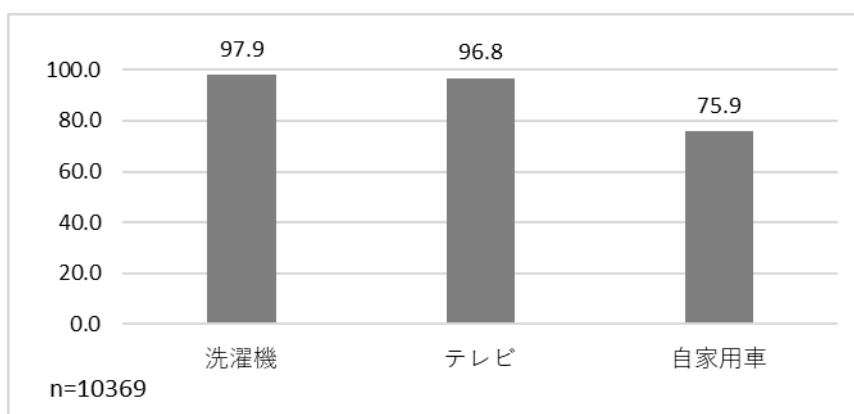
図表 IX-4 は、世帯の洗濯機、テレビ、電話（携帯電話、スマートフォン含む）、自家用車の所有状況を示したものである。各耐久消費財を所有している世帯の割合は、洗濯機が 98.1%（前回 97.9%）、テレビが 95.6%（前回 96.8%）、電話が 98.5%、自家用車が 73.8%（前回 75.9%）であり、自家用車以外の 3 項目については 95%以上の世帯が所有していた。なお、電話については、前回調査では固定電話のみの所有状況を聞いているため、今回調査との厳密な比較はできないことに留意する必要がある。

図表 IX-4 住まいの耐久消費財を所有している世帯の割合 (%)



注) 世帯票により集計している。分母は無回答を含む。

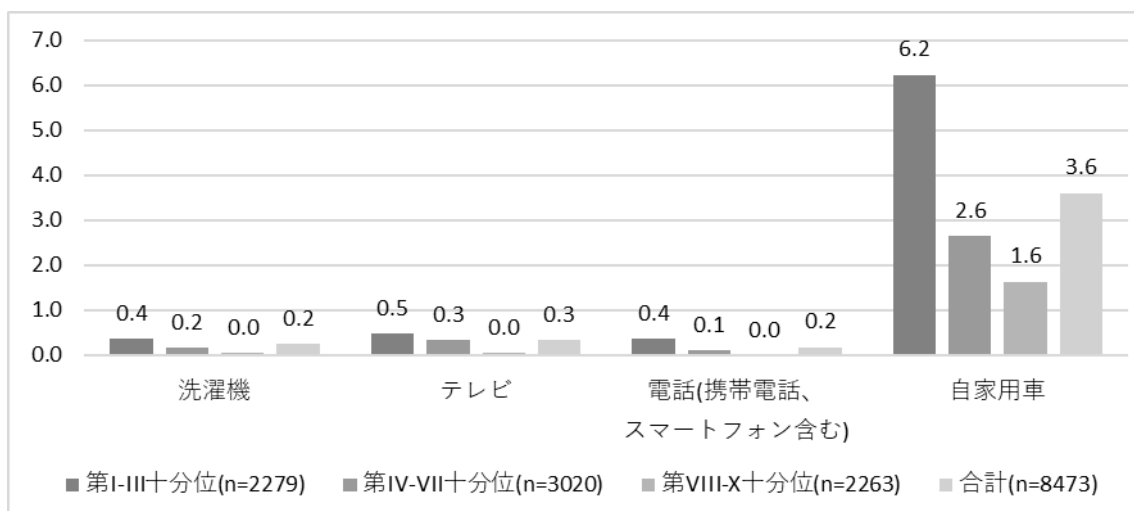
参考 前回調査 (2017 年) における住まいの耐久消費財を所有している世帯の割合 (%)



注) 前回調査の公表資料より作成。算出方法は図表 IX-4 と同じ。

耐久消費財の所有状況を尋ねる質問では、「(その耐久消費財が) ある」「買えない」「必要ない」という選択肢を設けているが、図表 IX-5 は、買えないと回答した世帯の割合、及びそれを等価可処分所得階級別に集計したものである。全世帯では、自家用車を買えない世帯の割合が 3.6%、それ以外の 3 項目を買えない世帯の割合は 0.3%以下となっている。所得階級別では、所得階級が低いほど耐久消費財を買えない世帯の割合が高い傾向にあり、自家用車を買えない第 I~III 十分位世帯の割合は 6.2%であった。

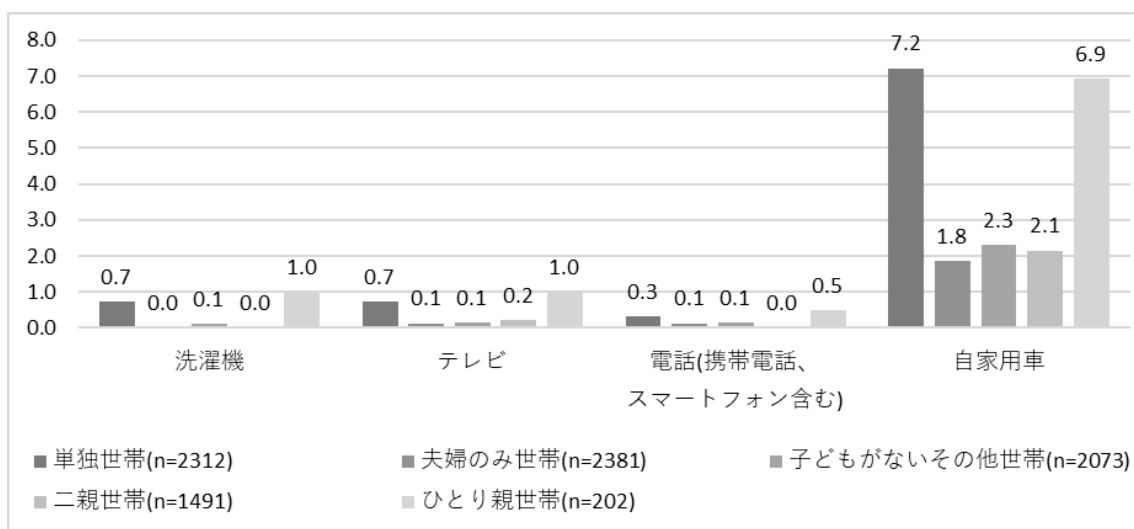
図表 IX-5 住まいの耐久消費財を買えない世帯の割合 (%) (等価可処分所得階級別)



注) 世帯票および個人票から算定された世帯所得により集計している。分母は無回答を含む。所得不詳の世帯は表示していないが、合計には含まれている。

耐久消費財を買えないと回答した世帯の割合を世帯タイプ別にみると(図表 IX-6)、単独世帯とひとり親世帯において、買えない世帯の割合が高い傾向にある。特に自家用車では単独世帯の7.2%、ひとり親世帯の6.9%が買えないと回答している。

図表 IX-6 住まいの耐久消費財を買えない世帯の割合 (%) (世帯タイプ別)



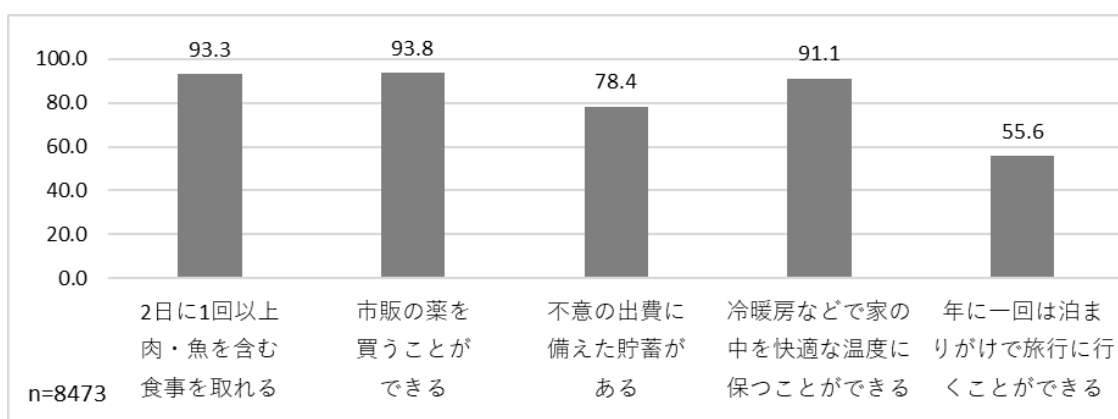
注) 世帯票により集計している。二親世帯は「二親世帯(三世代)」と「二親世帯(二世帯)」から、ひとり親世帯は「ひとり親世帯(三世代)」と「ひとり親世帯(二世帯)」から、それぞれ構成される。各世帯タイプに分類できない世帯は表示していない。分母は無回答を含む。



#### 4 世帯の暮らしの状況

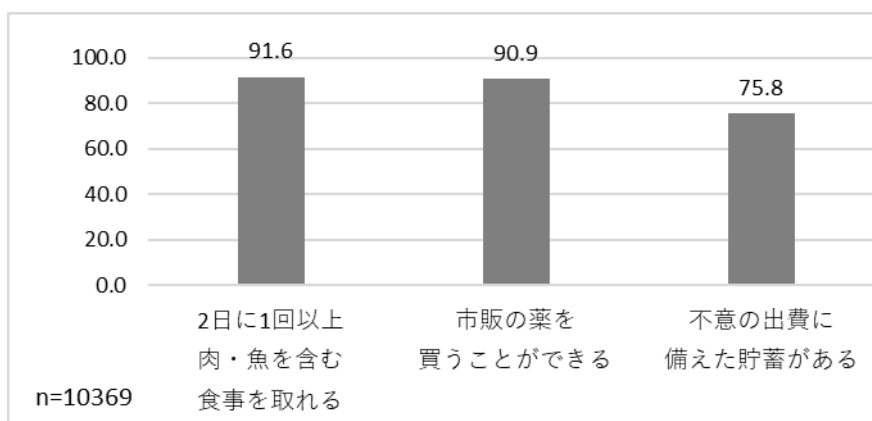
図表 IX-7 は、世帯の生活の状況に関する各項目の内容に「あてはまる」と回答した世帯の割合を示したものである。「2日に1回以上、肉・魚を含む食事を取れる」世帯は93.3%（前回91.6%）、「市販の薬を買うことができる」世帯は93.8%（前回90.9%）、「不意の出費に備えた貯蓄がある」世帯は78.4%（前回75.8%）、「冷暖房などで家の中を快適な温度に保つことができる」世帯は91.1%、「年に一回は泊まりがけで旅行に行くことができる」世帯は55.6%であった。全体では9割以上の項目が多いが、出費に備えた貯蓄や泊まりがけの旅行は、できるとした世帯の割合が相対的に低かった。

図表 IX-7 生活の状況についてできると答えた世帯の割合（%）



注) 世帯票により集計している。分母は無回答を含む。

参考 前回調査（2017年）における生活の状況についてできると答えた世帯の割合（%）

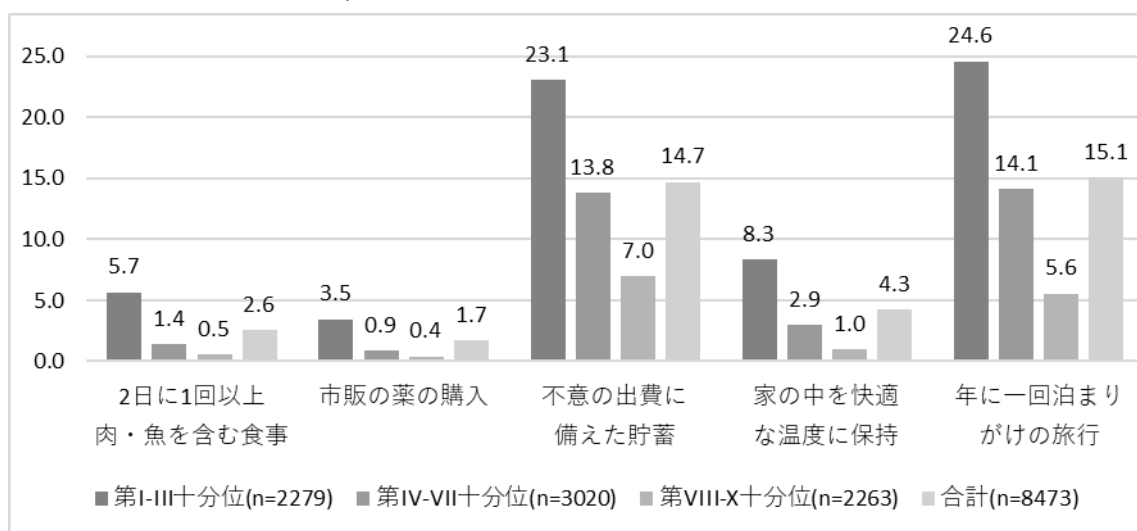


注) 前回調査の公表資料より作成。算出方法は図表 IX-7 と同じ。

世帯の生活状況に関する同様の質問では、「あてはまる」「あてはまらない－金銭的理由」「あてはまらない－その他の理由」という選択肢を設けているが、図表 IX-8 は、金銭的理由であてはまらないと回答した世帯の割合、及びそれを等価可処分所得階級別に集計した

ものである。全世帯では、金銭的理由で泊まりがけの旅行ができない割合が 15.1%、不意の出費に備えた貯蓄がない割合が 14.7%で、他の項目よりも高かった。所得階級別では、全項目において所得階級が低いほど金銭的理由でできない世帯の割合が高く、第 I~III 十分位では、金銭的理由で泊まりがけの旅行ができない世帯の割合が 24.6%、不意の出費に備えた貯蓄がない世帯の割合が 23.1%となっている。

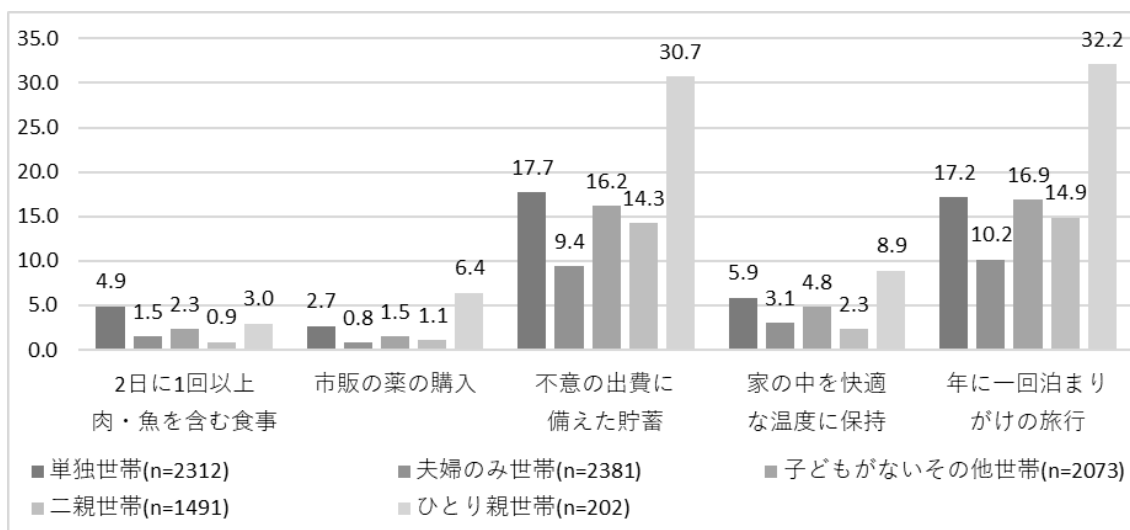
図表 IX-8 生活の状況について金銭的理由でできないと答えた世帯の割合 (%) (等価可処分所得階級別)



注) 世帯票により集計している。分母は無回答を含む。所得不詳の世帯は表示していないが、合計には含まれている。

図表 IX-9 は、生活の状況について金銭的理由でできないと答えた世帯の割合を世帯タイプ別に集計したものである。「2日に1回以上肉・魚を含む食事」以外の4項目において、ひとり親世帯の金銭的理由でできない割合が他の世帯タイプのそれよりも高かった。ひとり親世帯では、金銭的な理由で泊まりがけの旅行ができない世帯の割合が 32.2%、不意の出費に備えた貯蓄がない世帯の割合が 30.7%となっている。

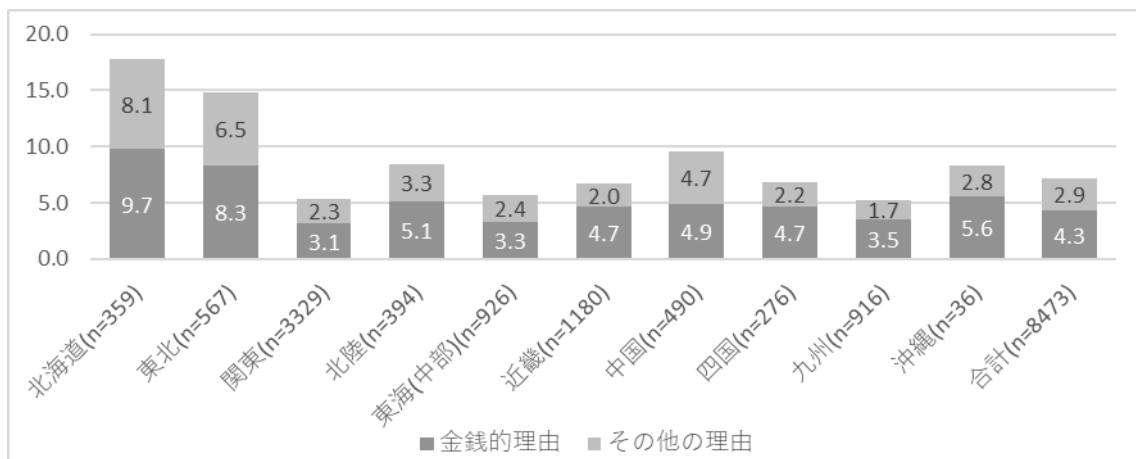
図表 IX-9 生活の状況について金銭的理由でできないと答えた世帯の割合 (%) (世帯タイプ別)



注) 世帯票により集計している。二親世帯は「二親世帯(三世代)」と「二親世帯(二世代)」から、ひとり親世帯は「ひとり親世帯(三世代)」と「ひとり親世帯(二世代)」から、それぞれ構成される。各世帯タイプに分類できない世帯は表示していない。分母は無回答を含む。

世帯の生活状況に関する質問のうち、「冷暖房などで家の中を快適な温度に保つことができる」という項目に「あてはまらないー金銭的理由」または「あてはまらないーその他の理由」と回答した世帯の割合を、地域ブロック(類型I)別に示したものが図表 IX-10 である。北海道、東北において家の中の温度を快適に保てない割合が高く、金銭的理由によるものとのその他の理由によるものの、いずれの割合も高かった。一方、関東、東海(中部)、九州では家の中の温度を快適に保てない割合が相対的に低かった。

図表 IX-10 冷暖房などで家の中を快適な温度に保つことができない世帯の割合 (%) (地域ブロック(類型I)別)



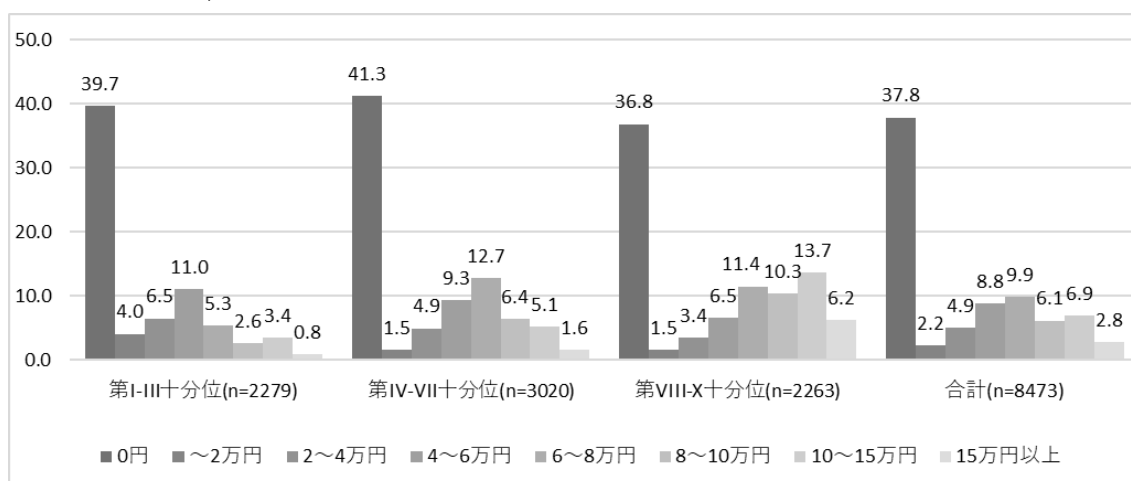
注) 世帯票により集計している。分母は無回答を含む。

## 5 世帯と住宅費

世帯への調査票では、先月の家賃・住宅ローン返済額を記述式で尋ねている。その額を8項目に分類し、世帯全体及び等価可処分所得階級別に集計したものが図表 IX-11 である。なお、「0円」は0円、「～2万円」は1円以上2万円未満を指している。

全世帯では、家賃・住宅ローン返済額が0円の世帯が37.8%を占めており、所得階級別にみても、すべての階級で0円の割合が最も高くなっている。0円以外に着目すると、最も大きい割合を占める金額帯は、第I～III十分位では4～6万円、第IV～VII十分位では6～8万円、第VIII～X十分位では10～15万円であった。

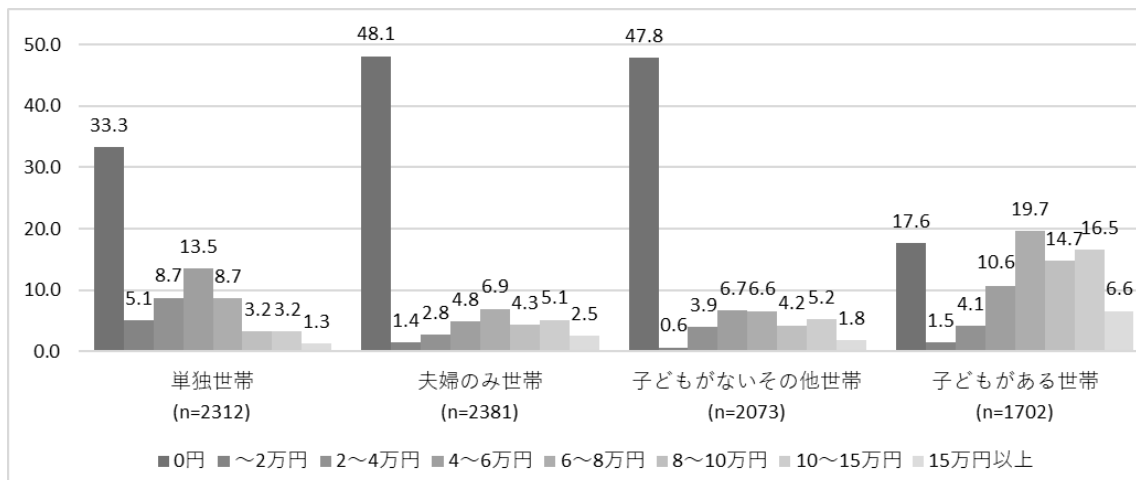
図表 IX-11 先月の家賃・住宅ローン返済額別の世帯の割合（%）（等価可処分所得階級別）



注) 世帯票および個人票から算定された世帯所得により集計している。所得不詳の世帯は表示していないが、合計には含まれている。分母は無回答を含む。

次に家賃・住宅ローン返済額を世帯タイプ別にみると（図表 IX-12）、子どもがある世帯では0円の割合が2割以下と、他の世帯タイプよりもかなり低水準になっており、最も割合の高い金額帯は6～8万円であった。子どもがない世帯の中では、単独世帯における家賃・住宅ローン返済額0円の割合が、他の世帯タイプよりも相対的に低かった。

図表 IX-12 先月の家賃・住宅ローン返済額別の世帯の割合（％）（世帯タイプ別）

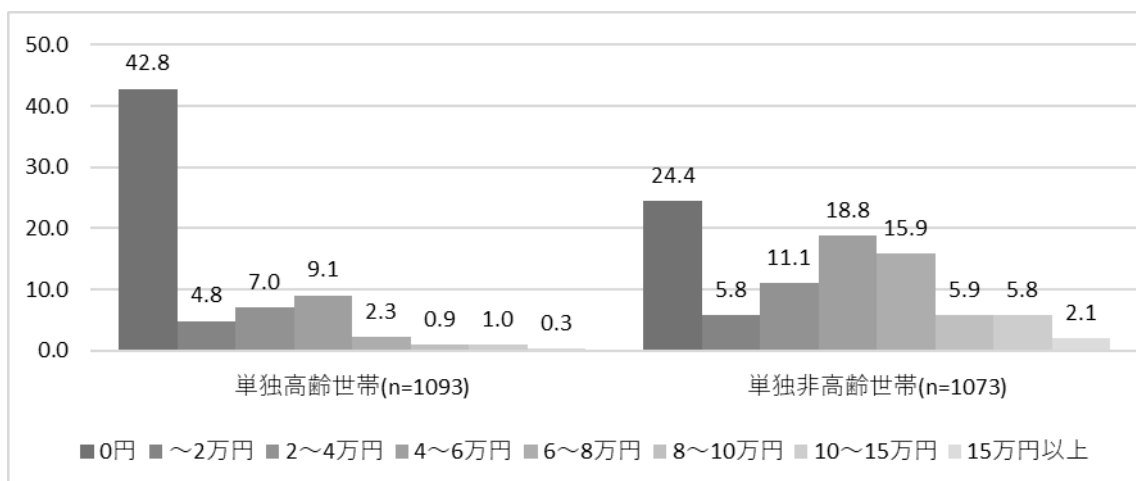


注) 世帯票により集計している。各世帯タイプに分類できない世帯は表示していない。分母は無回答を含む。

これら 4 つの各世帯タイプについて、より詳細な世帯タイプごとに家賃・住宅ローン返済額を示したものが図表 IX-13 である。子どもがない世帯 (①～③) では、高齢者のみの世帯や高齢者を含む世帯のほうが、非高齢世帯よりも家賃・住宅ローン返済額 0 円の割合が高い傾向にあった。子どもがある世帯 (④) では、三世帯世帯のほうが二世帯世帯よりも家賃・住宅ローン返済額 0 円の割合が高い。

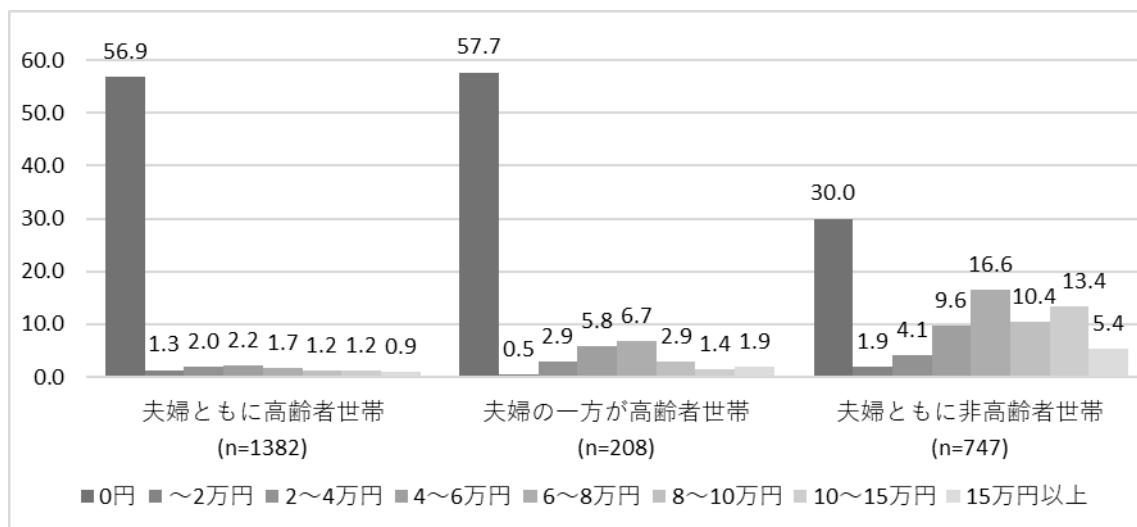
図表 IX-13 先月の家賃・住宅ローン返済額別の世帯の割合（％）（世帯タイプ（細区分）別）

①単独世帯



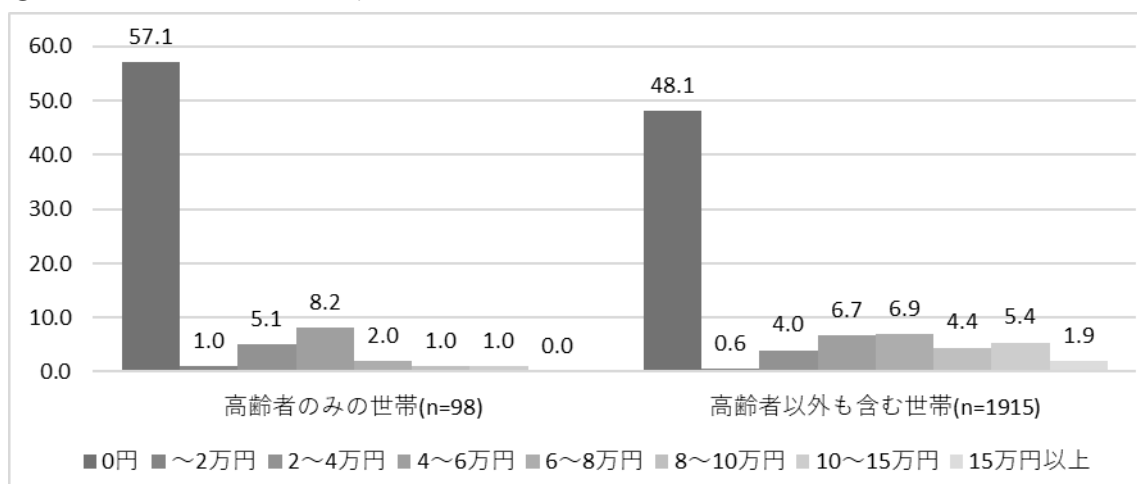
注) 世帯票により集計している。単独高齢世帯は「単独高齢男性世帯」と「単独高齢女性世帯」から、単独非高齢世帯は「単独非高齢男性世帯」と「単独非高齢女性世帯」から、それぞれ構成される。上記タイプに分類できない単独世帯は表示していない。分母は無回答を含む。

②夫婦のみ世帯



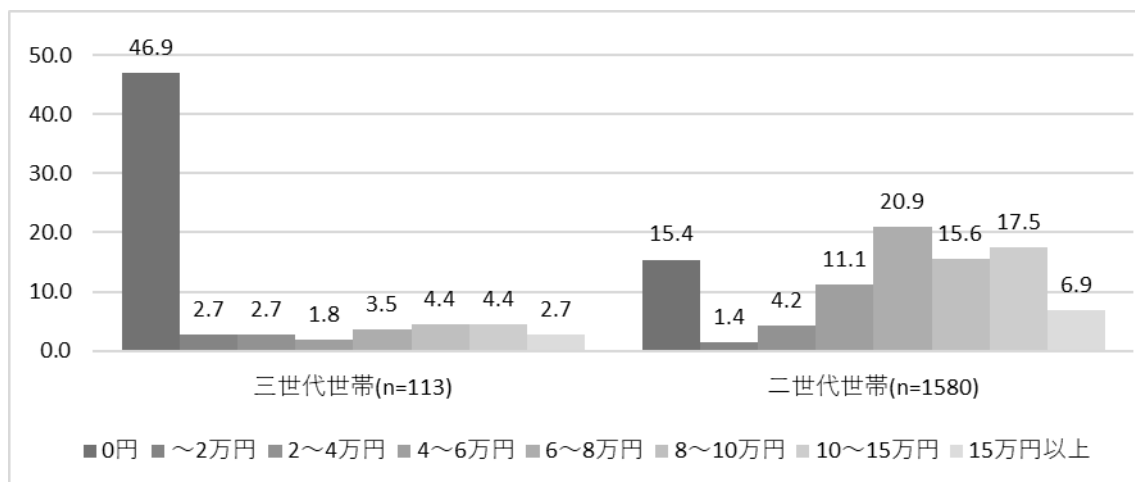
注) 世帯票により集計している。上記タイプに分類できない夫婦のみ世帯は表示していない。分母は無回答を含む。

③子どもがないその他の世帯



注) 世帯票により集計している。子どもがないその他世帯のうち、上記タイプに分類できない世帯は表示していない。分母は無回答を含む。

#### ④子どもがある世帯



注) 世帯票により集計している。三代世帯は「二親世帯(三代)」と「ひとり親世帯(三代)」から、二世世帯は「二親世帯(二世)」と「ひとり親世帯(二世)」から、それぞれ構成される。子どもがいる世帯のうち、上記タイプに分類できない世帯は表示していない。分母は無回答を含む。

全体を通じ、家賃・住宅ローン返済額0円の割合が最も低いのは二世世帯(15.4%)である。二世世帯全体の5割以上が、6～15万円の金額帯に含まれている。

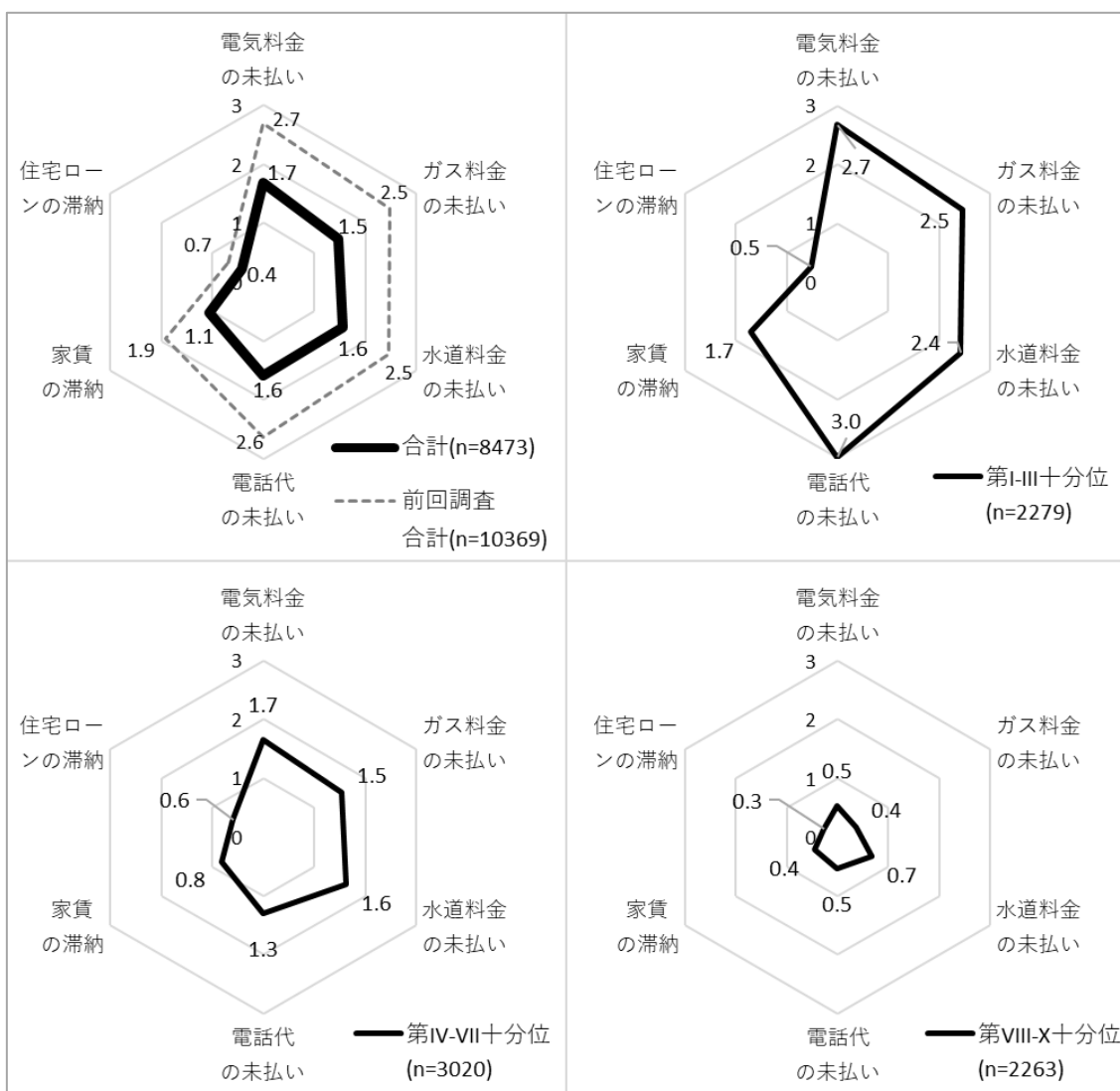
## 6 住まいに係る公共料金等の未払い・滞納経験

図表 IX-14 は、過去1年間に公共料金の未払いや家賃・住宅ローンの滞納経験があった世帯の割合、及びそれを等価可処分所得階級別に集計したものである。全世帯については、参考として前回調査における同割合を図表中に重ねて示している。

全世帯では、電気・ガス・水道・電話のライフライン4項目について過去1年間に未払い経験があった世帯の割合は1.5%程度であり、それぞれ電気1.7%(前回2.7%)、ガス1.5%(前回2.5%)、水道1.6%(前回2.5%)、電話1.6%(前回2.6%)となっている。家賃や住宅ローンの滞納があった世帯の割合はそれよりも低く、それぞれ1.1%(前回1.9%)、0.4%(前回0.7%)という結果となった。

等価可処分所得階級別では、電気・ガス・水道・電話のライフライン4項目および家賃の項目において、所得階級が低いほど未払い・滞納経験のある世帯の割合が高くなっていた。

図表 IX-14 過去1年間に公共料金等の未払い・滞納経験があった世帯の割合(%) (等価可処分所得階級別)

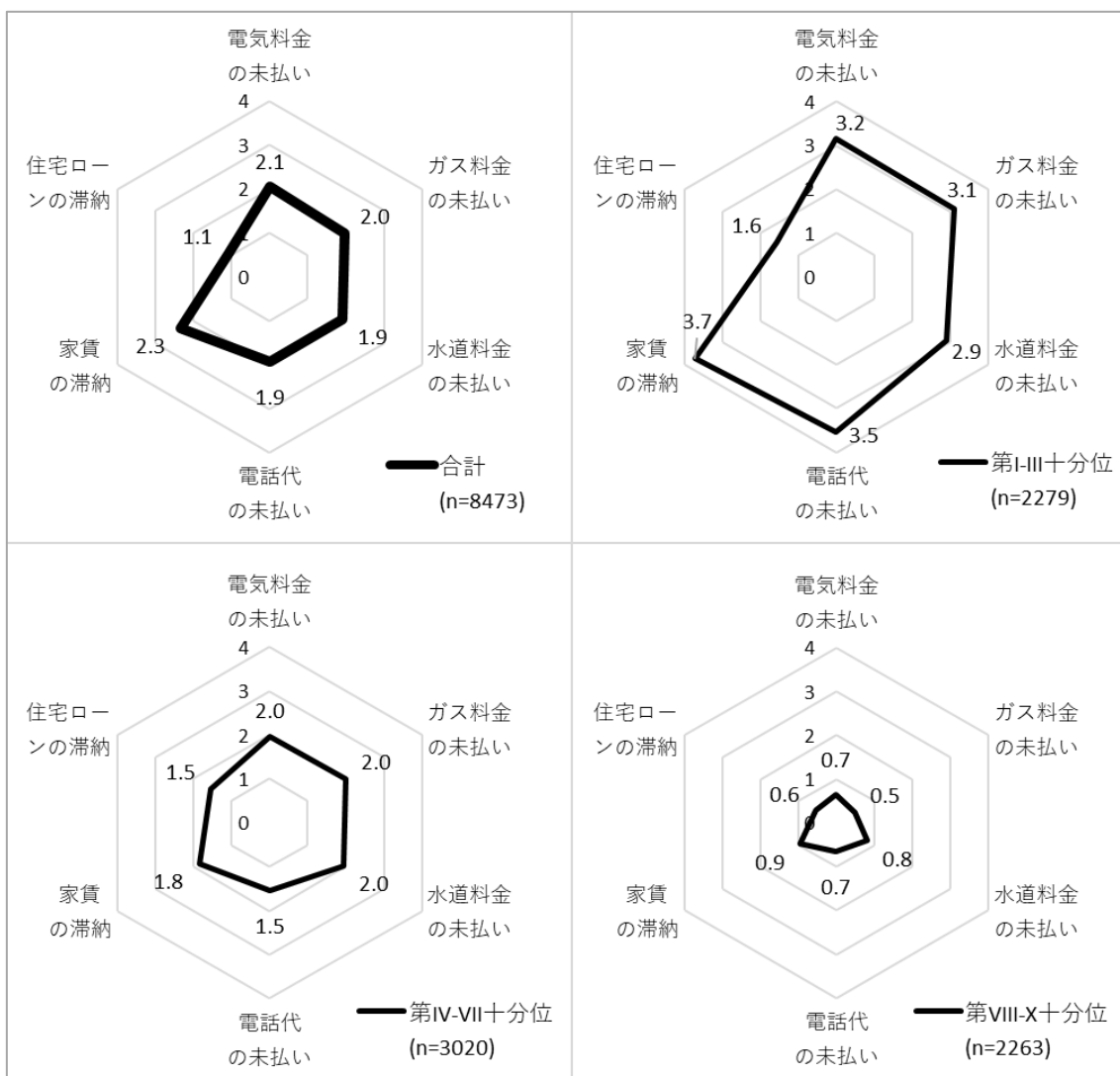


注) 世帯票により集計している。分母は「該当しない」と無回答を含む。所得不詳の世帯は表示していないが、合計には含まれている。前回調査については公表資料より作成。

ここで図表 IX-14 について、分母から「該当しない」と無回答を除外して未払い・滞納経験があった世帯の割合を算出すると、以下の参考図表のようになる。全世帯及び第 I~III 十分位では、家賃の滞納が他の項目よりも高い割合となっている。



参考 「該当しない」と無回答を除いた世帯に占める、過去1年間に公共料金等の未払い・滞納経験があった世帯の割合(%) (等価可処分所得階級別)

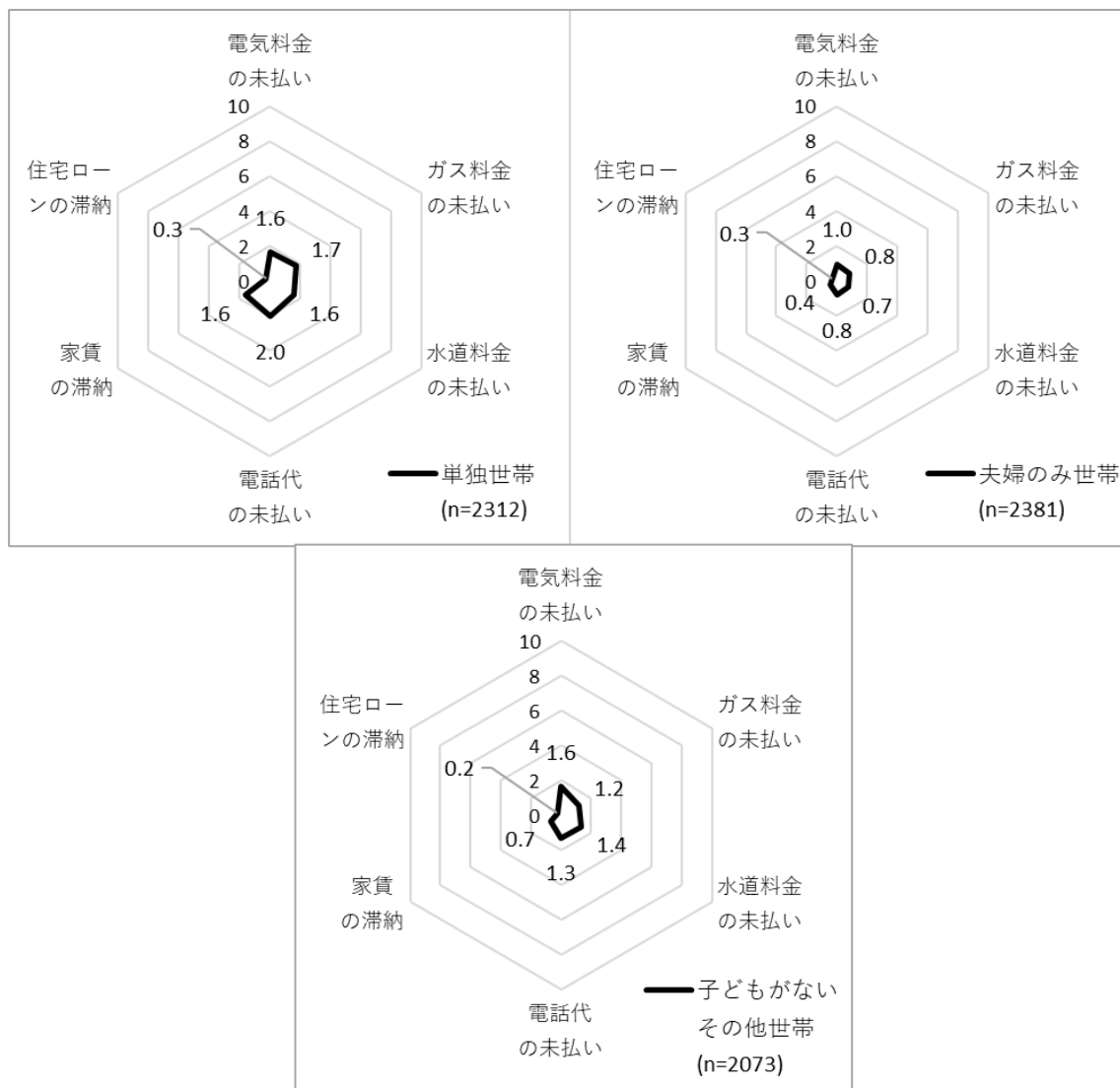


注) 世帯票により集計している。「あった」とした世帯数 / (「該当しない」と無回答を除く世帯数)。ただし、図表中の n は除外前の世帯数を示す。所得不詳の世帯は表示していないが、合計には含まれている。

次に、未払い・滞納経験を世帯タイプ別にみると(図表 IX-15)、電気・ガス・水道・電話のライフライン 4 項目および家賃の項目において、ひとり親世帯の未払い・滞納経験の割合が他の世帯タイプのそれよりも高かった。ひとり親世帯では、過去1年間に電気料金の未払いを経験した割合が 6.9% (全世帯 1.7%)、ガス料金が 6.4% (全世帯 1.5%)、水道料金が 8.4% (全世帯 1.6%)、電話代が 6.4% (全世帯 1.6%)、家賃の滞納が 5.9% (全世帯 1.1%) となっている。

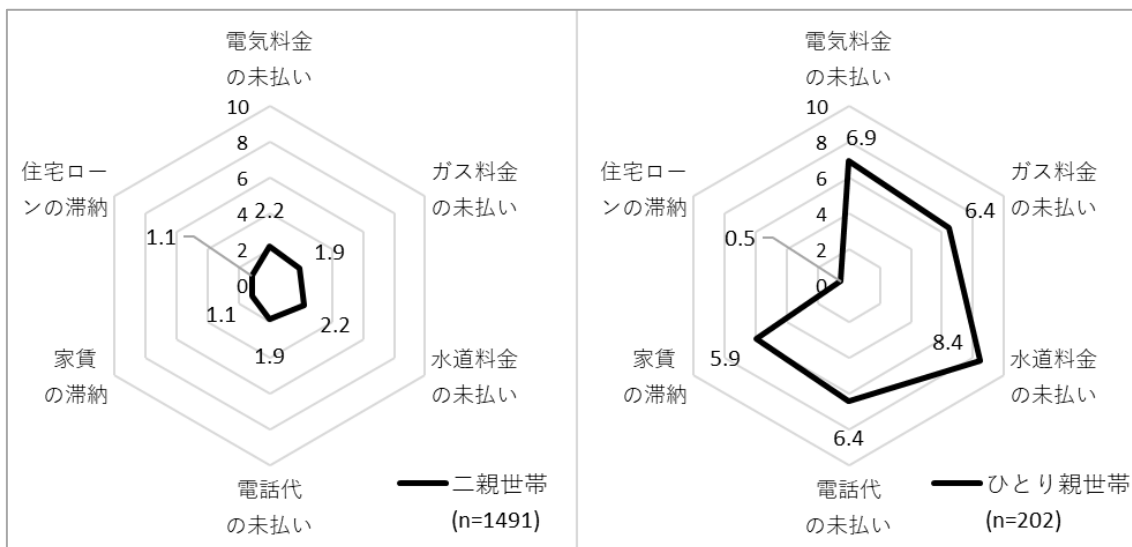
図表 IX-15 過去1年間に公共料金等の未払い・滞納経験があった世帯の割合(%) (世帯タイプ別)

①子どもがない世帯



注) 世帯票により集計している。分母は「該当しない」と無回答を含む。

②子どもがある世帯

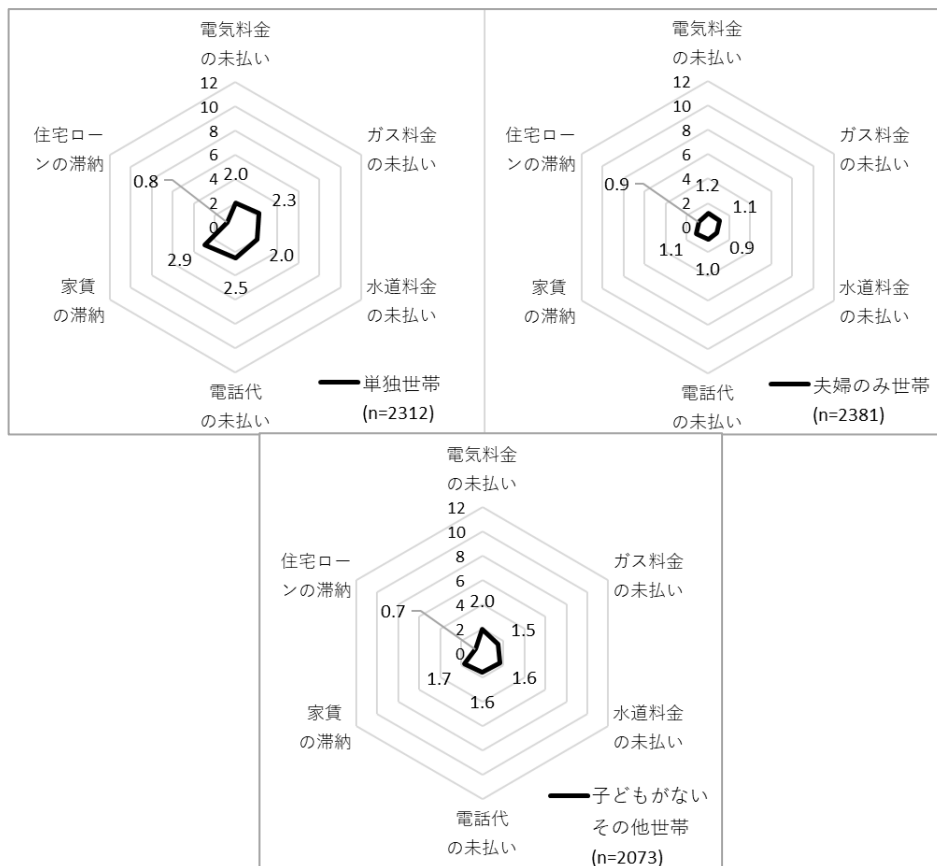


注) 世帯票により集計している。二親世帯は「二親世帯(三世代)」と「二親世帯(二世帯)」から、ひとり親世帯は「ひとり親世帯(三世代)」と「ひとり親世帯(二世帯)」から、それぞれ構成される。子どもがいる世帯のうち、上記タイプに分類できない世帯は表示していない。分母は「該当しない」と無回答を含む。

ここで図表 IX-15 について、分母から「該当しない」と無回答を除外して未払い・滞納経験があった世帯の割合を算出すると、以下の参考図表のようになる。ひとり親世帯の未払い・滞納経験の割合が他の世帯タイプのそれよりも高い傾向にあることに変わりなく、家賃の滞納 (11.5%) や水道料金 (10.4%) は1割を超えている。

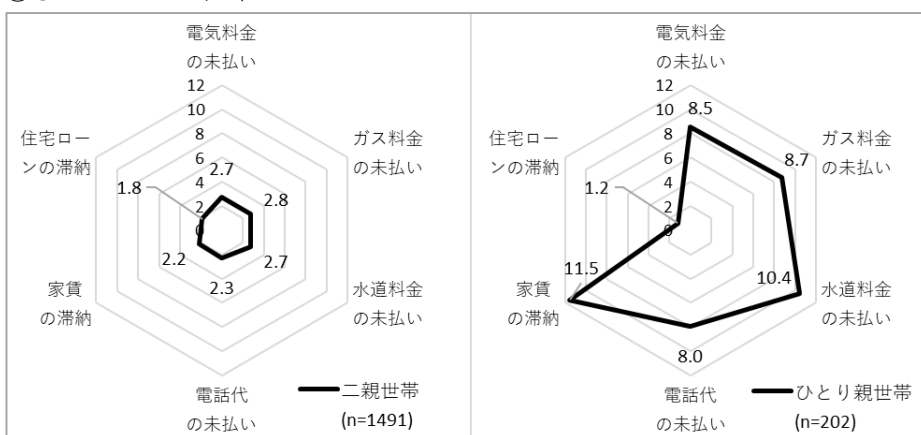
参考 「該当しない」と無回答を除いた世帯に占める、過去1年間に公共料金等の未払い・滞納経験があった世帯の割合(%) (世帯タイプ別)

①子どもがない世帯



注) 世帯票により集計している。「あった」とした世帯数 / (「該当しない」と無回答を除く世帯数)。ただし、図表中の n は除外前の世帯数を示す。

②子どもがある世帯



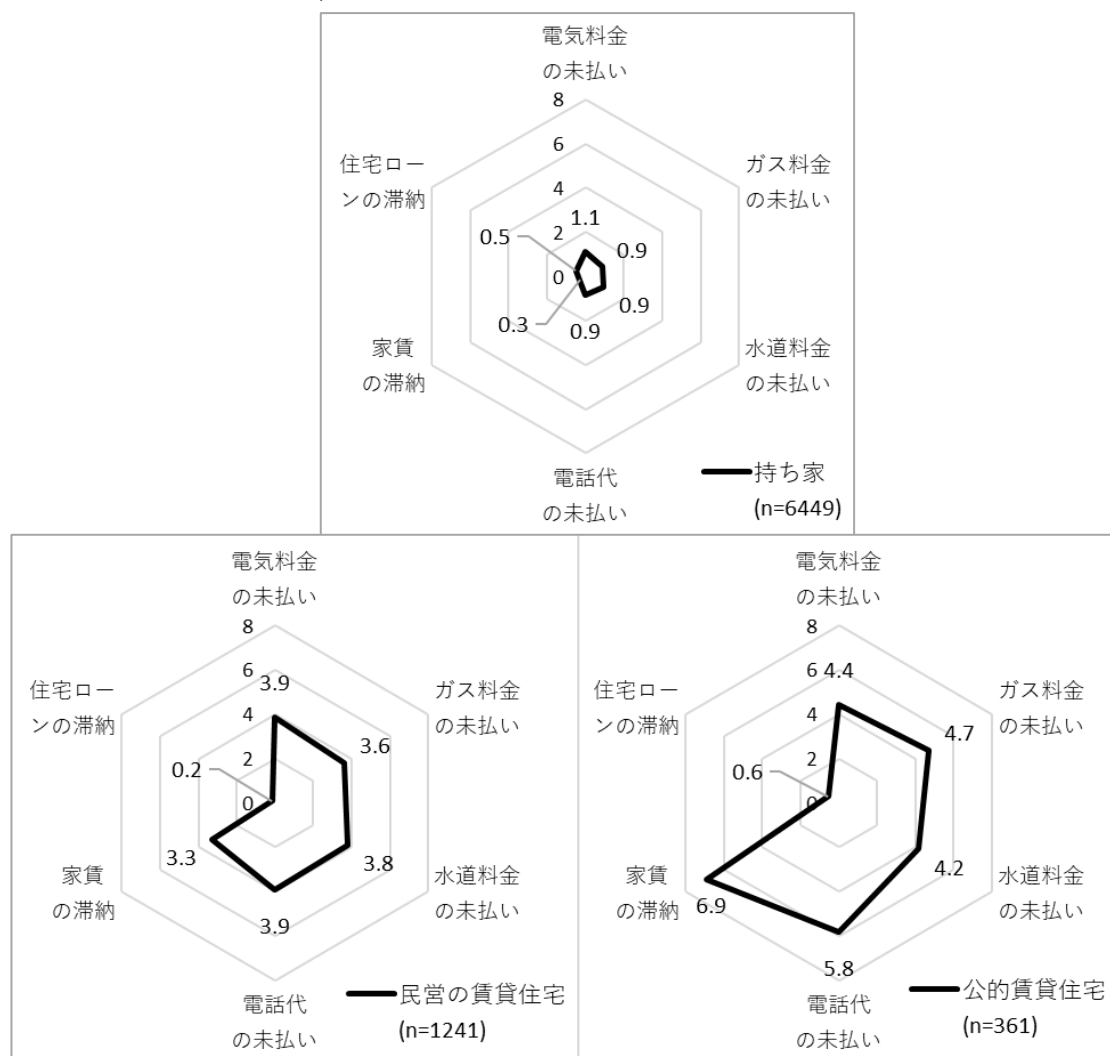
注) 世帯票により集計している。「あった」とした世帯数 / (「該当しない」と無回答を除く世帯数)。ただし、図表中の n は除外前の世帯数を示す。

未払い・滞納経験のあった世帯の割合を、住宅所有形態別に示したのが図表 IX-16 である。ここでは主要な住宅所有形態である「持ち家」「民営の賃貸住宅」「公的賃貸住宅」の3項目について示している。

電気・ガス・水道・電話のライフライン4項目については、公的賃貸、民間賃貸の順に未払い・滞納経験の割合が高く、持ち家が最も低い結果となった。

主に賃貸住宅に住む世帯に関連のある「家賃の滞納」の項目をみると、公的賃貸は民間賃貸の倍以上にあたる6.9%の世帯が過去1年間に家賃滞納を経験しており、ライフライン4項目よりも家賃滞納の割合が高いという点でも、民間賃貸と異なる傾向を示していた。

図表 IX-16 過去1年間に公共料金等の未払い・滞納経験があった世帯の割合(%) (住宅所有形態別)



注) 世帯票により集計している。持ち家は「持ち家(一戸建て)」と「持ち家(マンション・アパートなどの共同住宅)」から、公的賃貸住宅は「公営住宅(都道府県・市町村営の賃貸住宅)」と「都市再生機構(UR)・公社等の賃貸住宅」から構成される。分母は「該当しない」と無回答を含む。

## X 障害者手帳保有者の生活状況

本章では、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を持つ18歳以上の人の生活状況を、障害者手帳を持たない人と比較しながら概観する。障害に関する質問の仕方には様々なものがあり、それにより障害者とされる人の範囲も変わってくるが、本章では、日本の障害者施策の主な対象者層である障害者手帳保有者の生活状況を見ていく。

本調査では、18歳以上の世帯内の個人を対象とする個人票の問10において、障害者手帳の有無に関する質問を設けた。選択肢は、「どれも持っていない」「身体障害者手帳1・2級」「身体障害者手帳3～6級」「療育手帳重度（A、A1・A2・A3、1度・2度など）」「療育手帳その他（B・C、B1・B2、3度・4度など）」「精神障害者保健福祉手帳（1級）」「精神障害者保健福祉手帳（2・3級）」であり、複数選択とした。集計上は、いずれかの障害者手帳を保有している場合に障害者手帳ありとし、「どれも持っていない」を含め、いずれの選択肢も選択していない場合に、障害者手帳の有無を無回答とした。

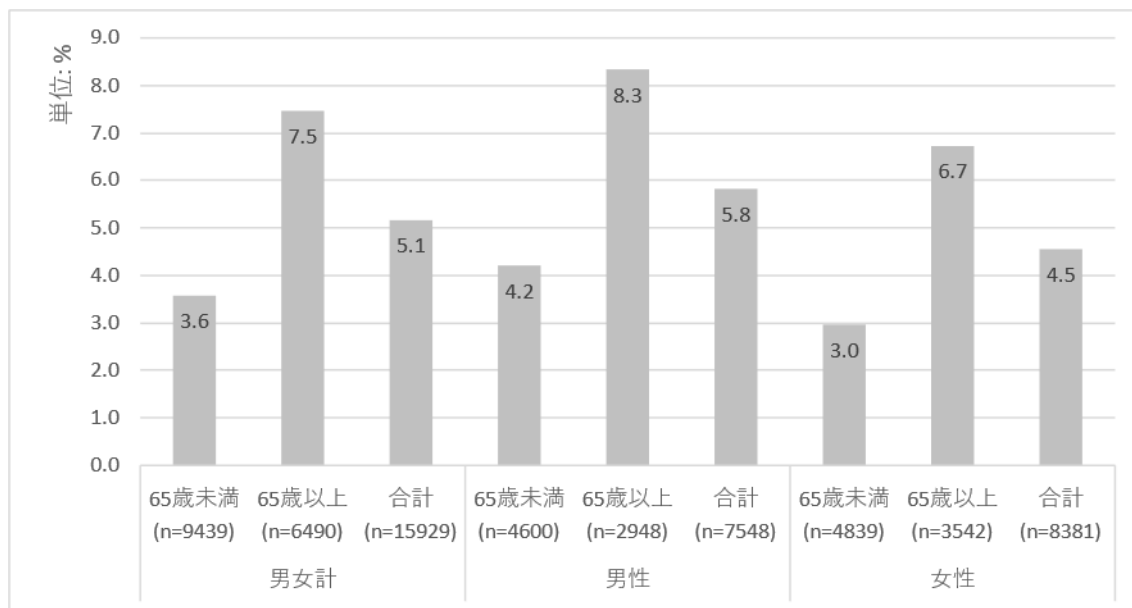
また本調査では、障害者手帳保有者を対象として、次のような質問で、障害を有するに至った年齢（以下、受障年齢と表記）を聞いた。「いつごろから障害をお持ちですか ※障害者手帳の取得前も含みます。障害がだんだん始まった方は、生活に影響し始めた時を、障害を複数お持ちの方は、一番早い時点をお答えください」という質問文を用いた。選択肢は、「生まれつき」「17歳以前」「18歳～39歳」「40歳～64歳」「65歳以降」「わからない」であり、単一選択とした。先天性障害の場合の回答しやすさを考慮して、「生まれつき」と「17歳以前」は分かれているが、児童期の受障という観点から、本章の集計では、両者を統合して「17歳以前」としている。本章では、受障年齢との関連が予想された教育、親との別居経験、子どもの有無について、受障年齢区分ごとの集計を示している。

以下では、障害者手帳有無（手帳の種別・等級を統合した）と受障年齢区分に即して、障害者手帳保有者（ここでは所持という言葉は使わず、障害者手帳保有者・障害者手帳非保有者という言葉で統一する）の生活状況を見ていく。

## 1 性別・年齢

図表 X-1 は、性別・年齢区分ごとに見た障害者手帳保有割合である。18 歳以上の障害者手帳保有者割合は、無回答を分母に入れて、5.1%であった。65 歳未満では 3.6%、65 歳以上では 7.5%と、高齢者で障害者手帳保有割合が高かった。性別に関しては、男性で 5.8%、女性で 4.5%となり、男性の方が高い割合となった。

図表 X-1 性・年齢大区分別 障害者手帳の有無

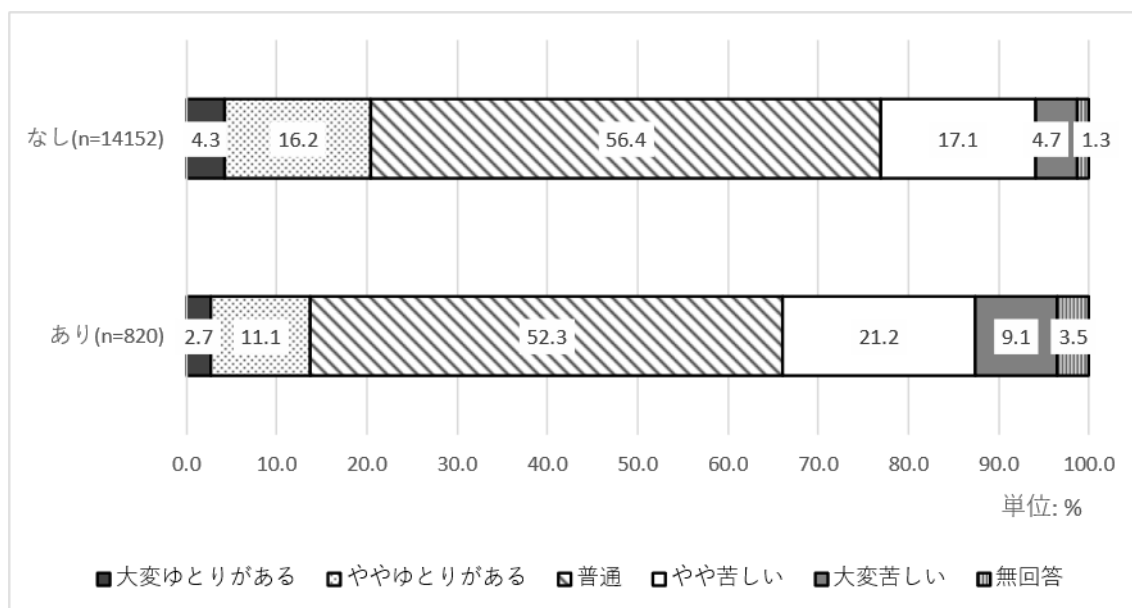


注) 個人票により集計している。割合は分母に無回答を含む。

## 2 暮らし向き

障害者手帳保有者と非保有者が現在の暮らし向きをどう評価しているかを示したのが図表 X-2 である(障害者手帳の有無が無回答の人を除く)。現在の暮らし向きが「大変苦しい」または「やや苦しい」と答えた者の割合は、障害者手帳保有者で 30.4%、非保有者では 21.8%であり、障害者手帳保有者で高かった。他方、「大変ゆとりがある」または「ややゆとりがある」と答えた者の割合は、障害者手帳保有者で 13.8%、非保有者では 20.5%であり、障害者手帳保有者で低かった。

図表 X-2 障害者手帳の有無別 現在の暮らし向き



注:) 個人票により集計している。障害者手帳有無が無回答の人は示していない。

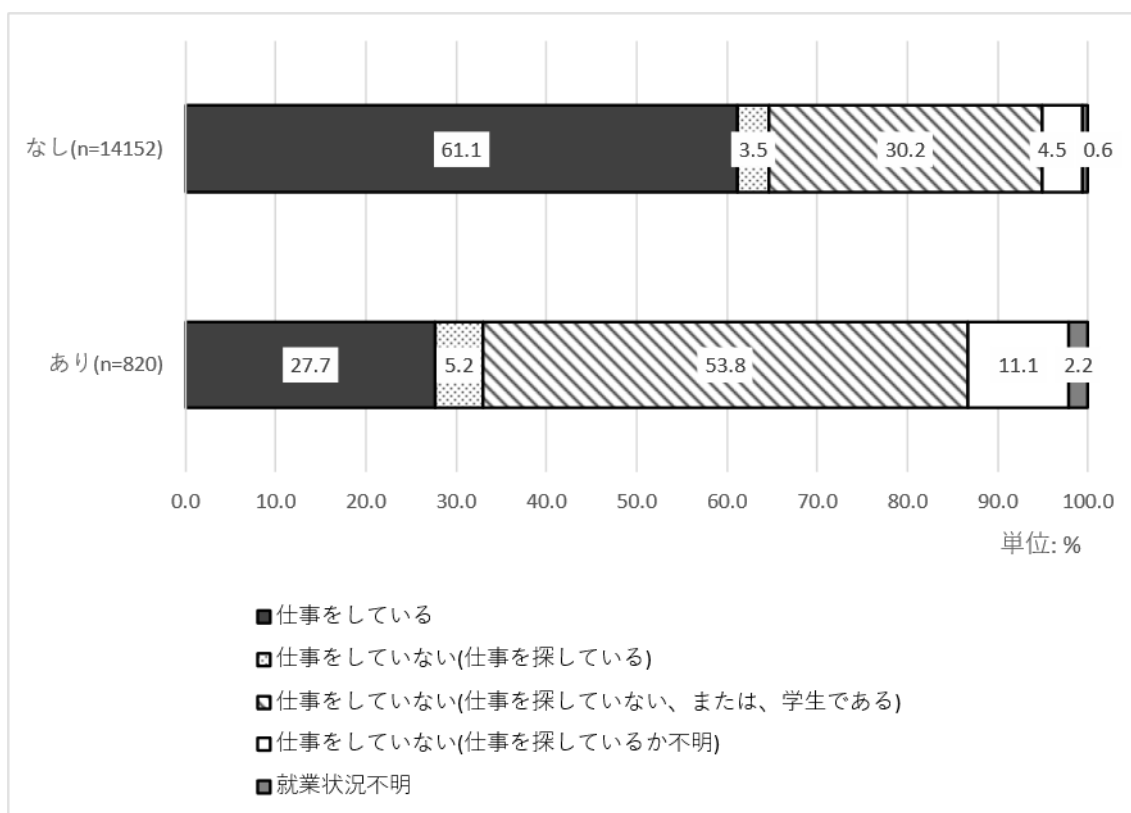


### 3 経済状況

#### (1) 就業状況

障害者手帳保有者と非保有者の就業状況を示したのが図表 X-3 である(障害者手帳の有無が無回答の人を除く。以下、障害者手帳保有者と非保有者の全体的な年齢差に留意が必要である)。仕事を探している者の割合は、障害者手帳保有者で 5.2%、非保有者で 3.5%であり、障害者手帳保有者で高くなっていた。仕事をしている者の割合は、障害者手帳保有者では 27.7%、非保有者では 61.1%であり、障害者手帳保有者で低い割合となっていた。

図表 X-3 障害者手帳の有無別 現在の就業状況

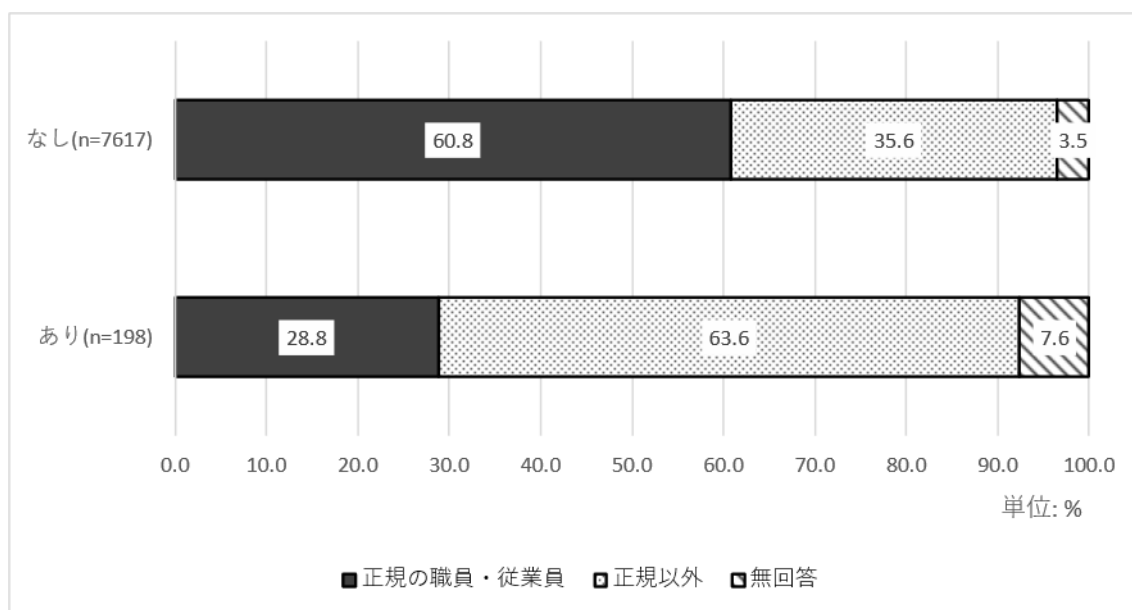


注) 個人票により集計している。障害者手帳有無が無回答の人は示していない。

(2) 勤め先での呼称（正規かそれ以外か）

仕事をしている者について、勤め先での呼称に基づき、正規・パート・契約社員などの雇用形態を集計したのが図表 X-4 である（非該当すなわち仕事をしていない者、勤めか自営かの別が自営業・家族従業者・内職の者、不詳および障害者手帳有無の無回答を除く）。正規の職員・従業員である者は、障害者手帳保有者では 28.8%、非保有者では 60.8%であり、障害者手帳保有者で割合が低くなっていた。

図表 X-4 障害者手帳の有無別 現在の仕事の状況



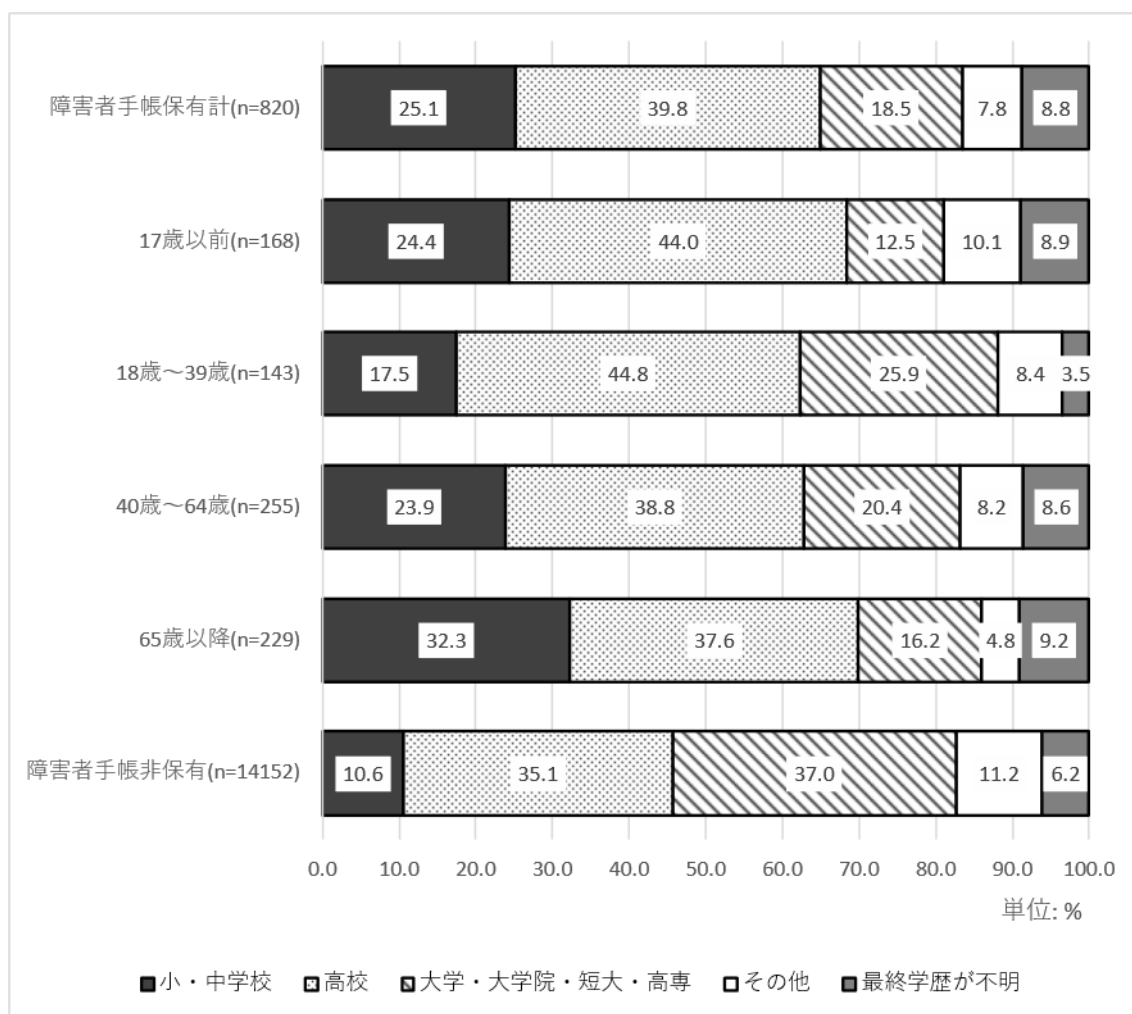
注) 個人票により集計している。障害者手帳有無が無回答の人は示していない。仕事をしていない、または仕事をしているか不明の回答、および勤めか自営かの別が自営業、家族従業者、内職の者は除外している。

#### 4 教育

受障年齢の区分ごとに、最後に卒業した学校を表したのが図表 X-5 である（受障年齢が無回答・不詳、「わからない」とした者を除く）。なお、受障年齢が高い層は、現在の年齢も高い世代である点に留意が必要である。

高等教育（高専・短大・大学・大学院）卒業者の割合は、障害者手帳保有者全体で 18.5%であった。受障年齢別に見ると、「17 歳以前」（生まれつきを含む）の者で 12.5%、「18 歳～39 歳」で 25.9%、「40 歳～64 歳」で 20.4%、「65 歳以降」で 16.2%であり、障害者手帳非保有者の 37.0%に対して低くなっていた。

図表 X-5 受障年齢階級別 最後に卒業した学校



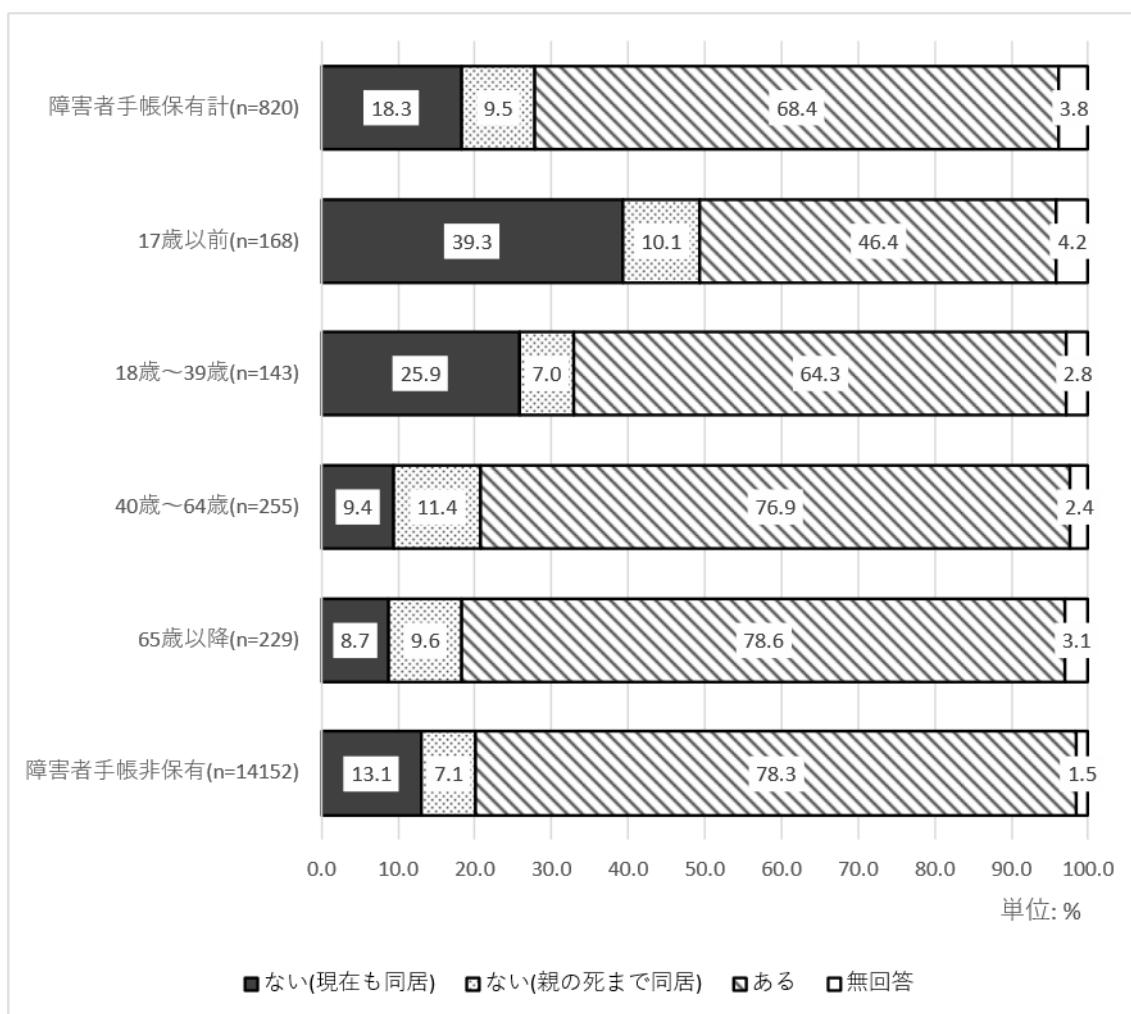
注) 個人票により集計している。受障年齢が無回答・不詳ないし「わからない」とした人は示していない。

## 5 家族

### (1) 親から離れて暮らした経験

図表 X-6 は、親から離れて暮らした経験の有無を受障年齢の区分ごとに集計したものである（受障年齢が無回答・不詳、「わからない」とした者を除く）。親から離れて暮らした経験がある割合は、障害者手帳保有者全体で 68.4%であった。受障年齢別に見ると、「17歳以前」（生まれつきを含む）で 46.4%、「18歳～39歳」で 64.3%であり、障害者手帳非保有者の 78.3%に比べ低くなっていた。受障年齢が「40歳～64歳」では 76.9%、「65歳以降」では 78.6%であり、障害者手帳非保有者とほぼ同水準であった。

図表 X-6 受障年齢階級別 親との別居経験

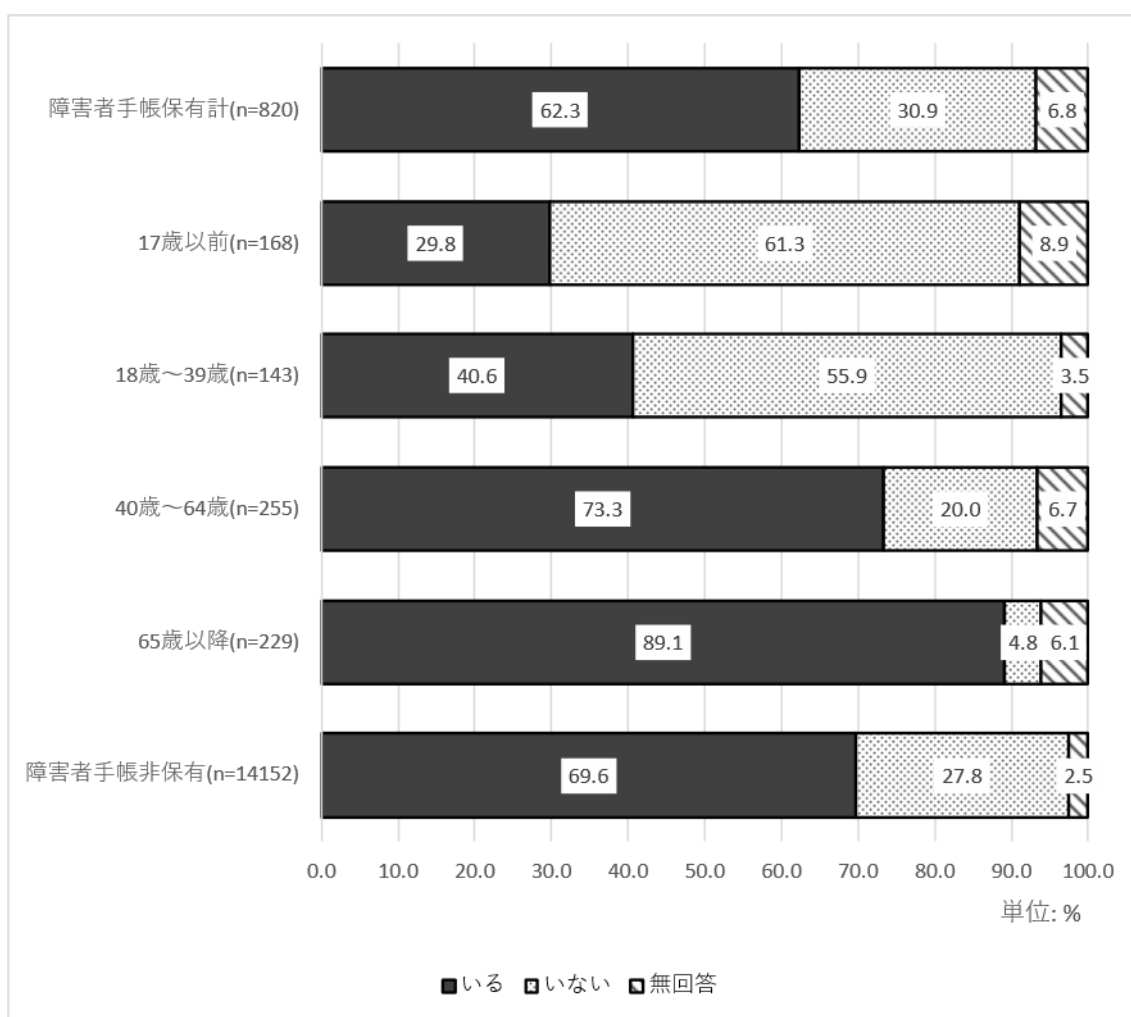


注) 個人票により集計している。受障年齢が無回答・不詳ないし「わからない」とした人は示していない。

(2) 子どもの有無

図表 X-7 は、子どもの有無（同別居を問わない）を、受障年齢の区分ごとに見たものである（受障年齢が無回答・不詳、「わからない」とした者を除く）。子どもがいる割合は、障害者手帳保有者全体では 62.3%であった。受障年齢が「17 歳以前」（生まれつきを含む）で 29.8%、「18 歳～39 歳」で 40.6%であり、障害者手帳非保有者の 69.6%に比べ低くなっていた。受障年齢が「40 歳～64 歳」では 73.3%、「65 歳以降」では 89.1%であり、障害者手帳非保有者全体の平均(69.6%)以上の水準であった。

図表 X-7 受障年齢階級別 子どもの有無



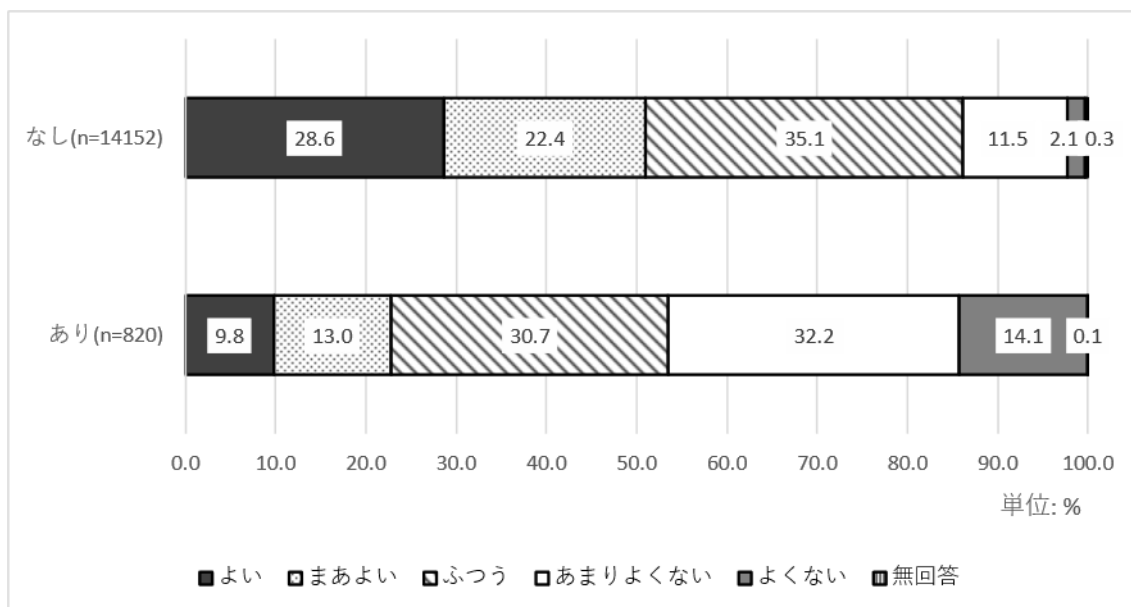
注) 個人票により集計している。受障年齢が無回答・不詳ないし「わからない」とした人は示していない。

## 6 健康

### (1) 主観的健康感

健康について、回答者の主観的評価により、「よい」「まあよい」「ふつう」「あまりよくない」「よくない」のいずれかを選択してもらった。障害者手帳保有者と非保有者の健康感を示したのが図表 X-8 である（障害者手帳の有無の無回答を除く）。健康状態が「よい」「まあよい」という回答の割合は、障害者手帳保有者で 22.8%、非保有者で 51.0% であり、障害者手帳保有者で低くなっていた。反対に、「あまりよくない」「よくない」という回答の割合は、障害者手帳保有者で 46.3%、非保有者で 13.5% であり、障害者手帳保有者で高くなっていた。

図表 X-8 障害者手帳の有無別 主観的健康感

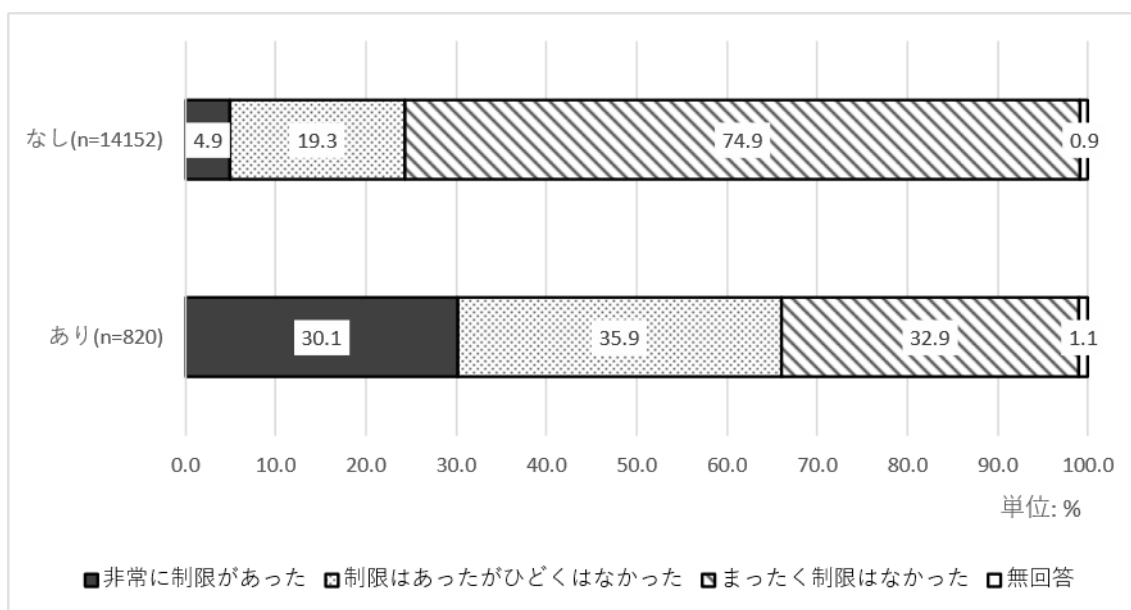


注) 個人票により集計している。障害者手帳有無が無回答の人は示していない。

## (2) 健康上の問題による活動制限

周りの人が通常行っているような活動について、健康上の問題による制限が過去6か月以上あったかどうかを質問した。選択肢は「非常に制限があった」「制限はあったがひどくはなかった」「まったく制限はなかった」であった。図表 X-9 は、障害者手帳保有者と非保有者の回答状況である（障害者手帳有無の無回答を除く）。「非常に制限があった」「制限はあったがひどくはなかった」という回答の割合は、障害者手帳保有者で66.0%、非保有者で24.3%であり、障害者手帳保有者で高くなっていた。他方で、障害者手帳保有者においても、「まったく制限はなかった」という回答が32.9%見られた。

図表 X-9 障害者手帳の有無別 健康上の問題による活動制限



注) 個人票により集計している。障害者手帳有無が無回答の人は示していない。

## 7 外出

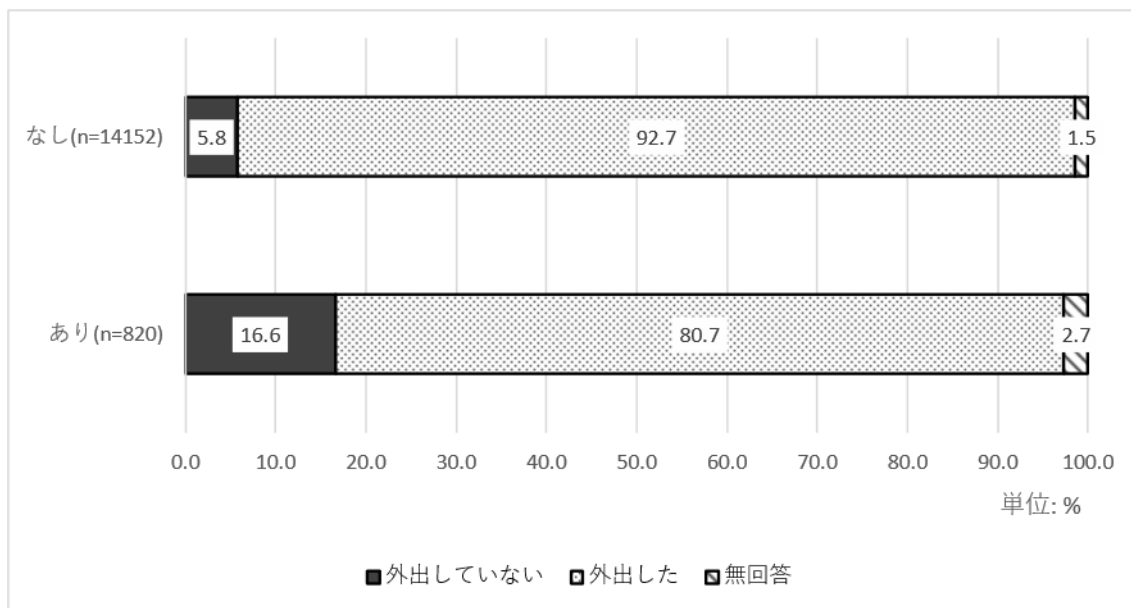
図表 X-10・図表 X-11 は、調査基準日前週一週間における外出の有無と日数である（障害者手帳有無の無回答を除く）。外出の目的を限定しないことを明示するため、質問文は「先週、あなたは何日外出しましたか。仕事や外食、買い物や遊びなどを含めて、ご自宅の外に出かけた日数をお答えください」とした。まず、外出したかしていないかを選択してもらい、外出したと回答した場合、日数を数値で記入してもらった。

調査期日前の一週間に外出していないと回答した割合は、障害者手帳保有者で 16.6%、非保有者で 5.8%であり、障害者手帳保有者で高くなっていた。外出日数 0 日（外出していない）と 1 日を合わせた割合は、障害者手帳保有者で 26.1%、非保有者で 11.6%であり、障害者手帳保有者で高くなっていた（分母に外出日数の不詳、すなわち外出有無の無回答は含まない）。他方、外出日数 6 日と 7 日を合わせると、障害者手帳保有者で 25.1%、非保有者で 51.3%であり（分母に外出日数の不詳は含まない）、障害者手帳保有者で低くなっていた。

なお、図表 X-12 図表 X-13 は、障害者手帳保有者・非保有者を含めた外出日数である。18 歳以上のすべての回答者の平均を見ると、調査期日前の一週間に外出していないと回答した者の割合は 6.5%であり、70 歳代で 7.4%、80 歳以上で 17.7%と高い年齢層で割合が大きくなっていた。外出日数 1 日以下の者は、18 歳以上の平均で 12.7%、70 歳代で 14.1%、80 歳以上で 30.3%であった（分母に外出日数の不詳は含まない）。

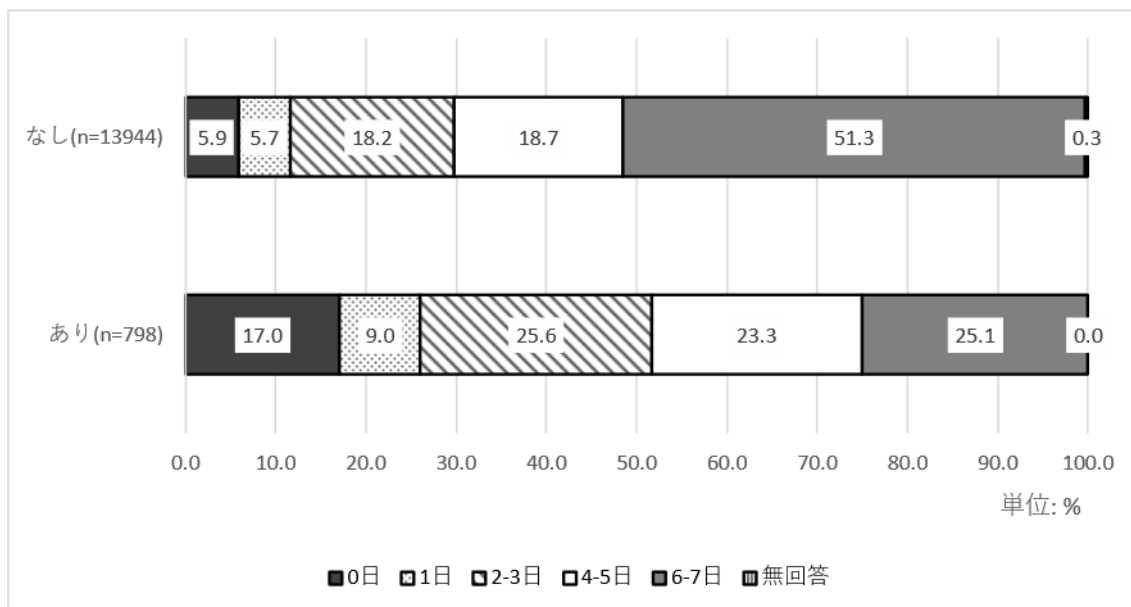


図表 X-10 障害者手帳の有無別 先週の外出状況



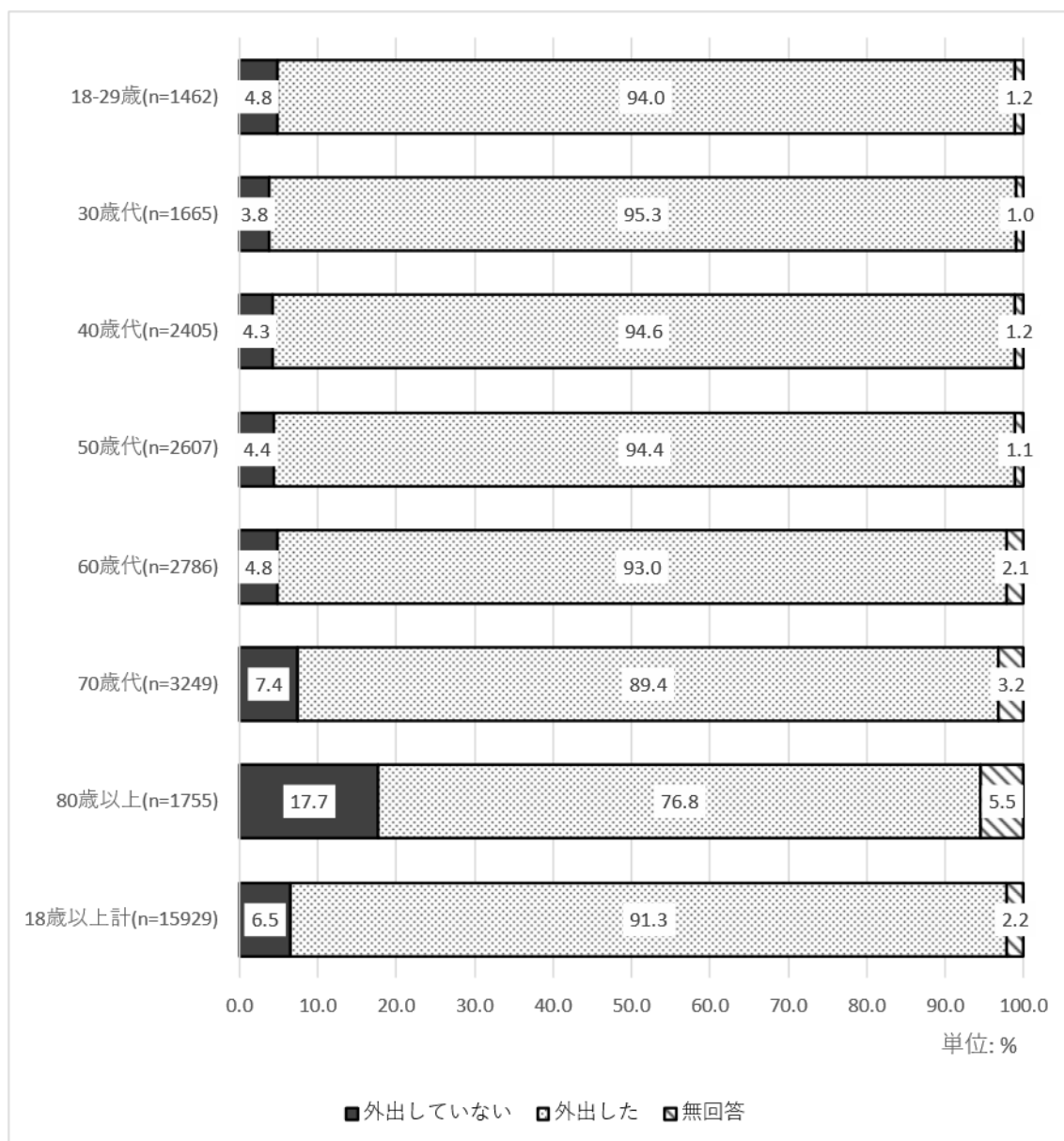
注) 個人票により集計している。障害者手帳有無が無回答の人は示していない。

図表 X-11 障害者手帳の有無別 先週の外出日数



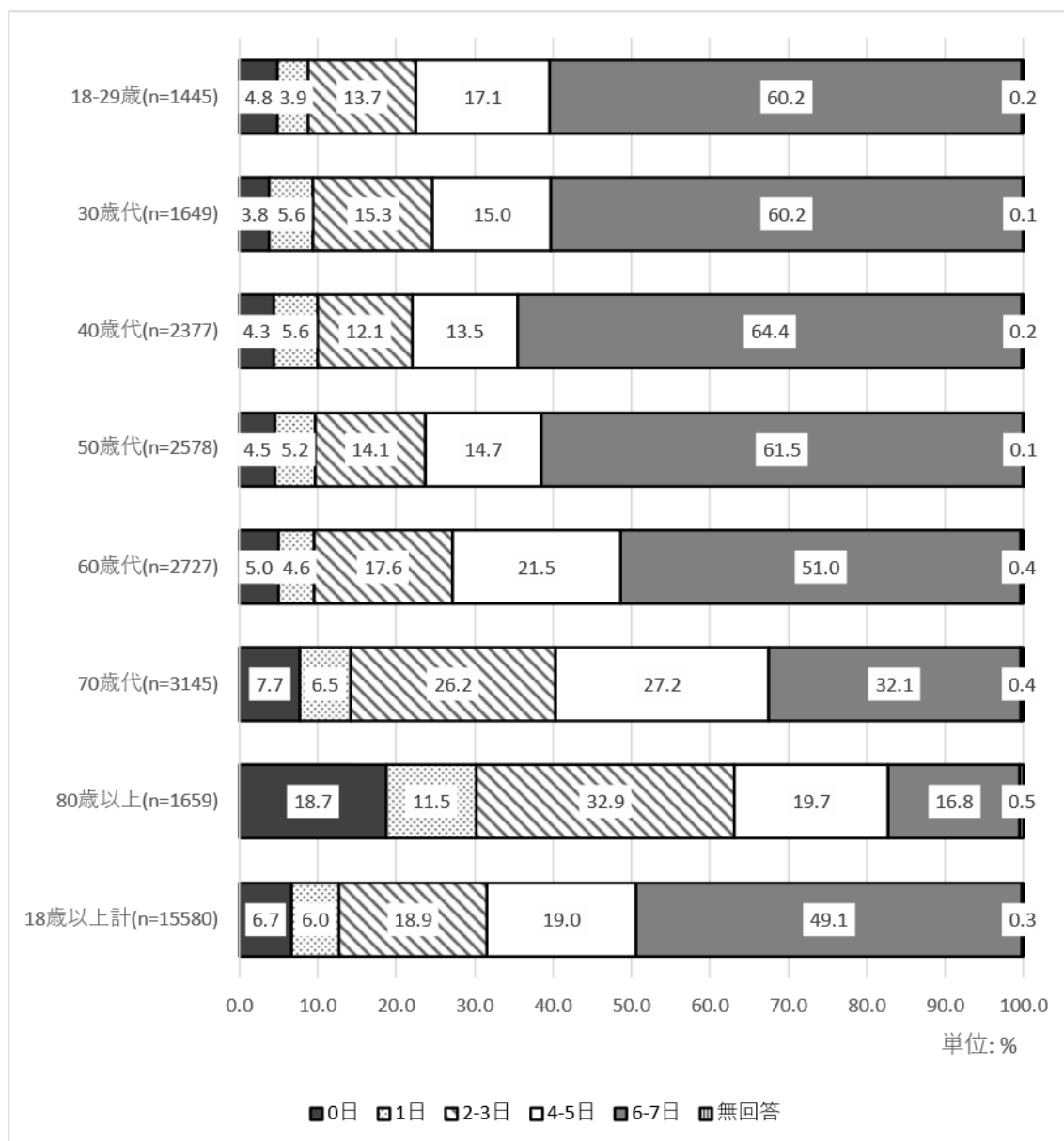
注) 個人票により集計している。障害者手帳有無が無回答の人は示していない。外出有無の無回答(外出日数の不詳)を除いているため、前の図とは分母となる人数(n)や割合が異なっている。外出していない人は0日とした。

図表 X-12 年齢階級別 先週の外出状況



注) 個人票により集計している。障害者手帳有無にかかわらず対象に含めている。男女計のみ掲載している。

図表 X-13 年齢階級別 先週の外出日数



注) 個人票により集計している。障害者手帳有無にかかわらず対象に含めている。外出有無の無回答(外出日数の不詳)を除いているため、前の図とは、分母となる人数(n)や割合が異なっている。外出していない人は0日とした。男女計のみ掲載している。

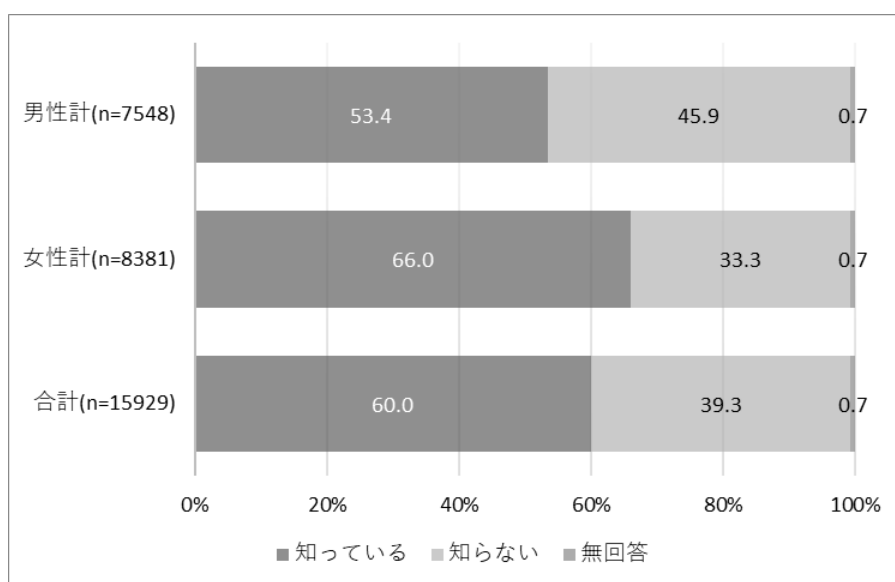
## XI 心の問題についての公的な相談機関の認知と相談経験

本調査においては、心の問題についての公的な相談機関を知っているか（認知状況）、知っている人に対しては、実際に相談したことがあるかどうかを尋ねている。ここでの心の問題についての公的な相談機関は、精神保健福祉センター、こころの健康相談統一ダイヤルなどの自殺防止の相談窓口を指しており、調査票においても明示している。

### 1 性・年齢階級別の状況

心の問題についての公的な相談機関を知っていますかという質問に対する回答を男女計、男性、女性別にみたものが図表 XI-1 である。知っていると回答した者は全体で 60.0%あり、男女別では男性 53.4%、女性 66.0%であった。

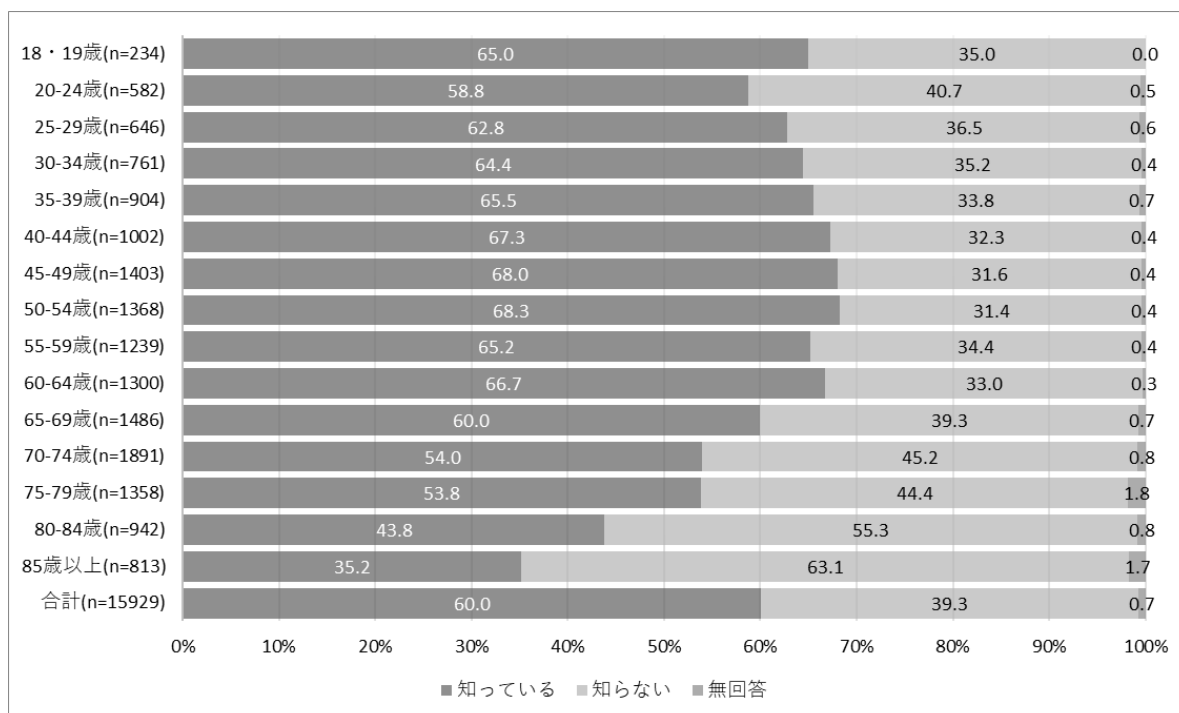
図表 XI-1 心の問題についての公的相談機関の認知状況 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。

心の問題についての公的な相談機関を知っていますかという質問に対する回答を年齢別に集計したものが図表 XI-2 である。知っていると回答した者の割合は、20 歳代から 60 歳代まで概ね 60~70%であるが、70 歳代では 55%弱となり、それ以上の年齢層ではさらに下がっている。

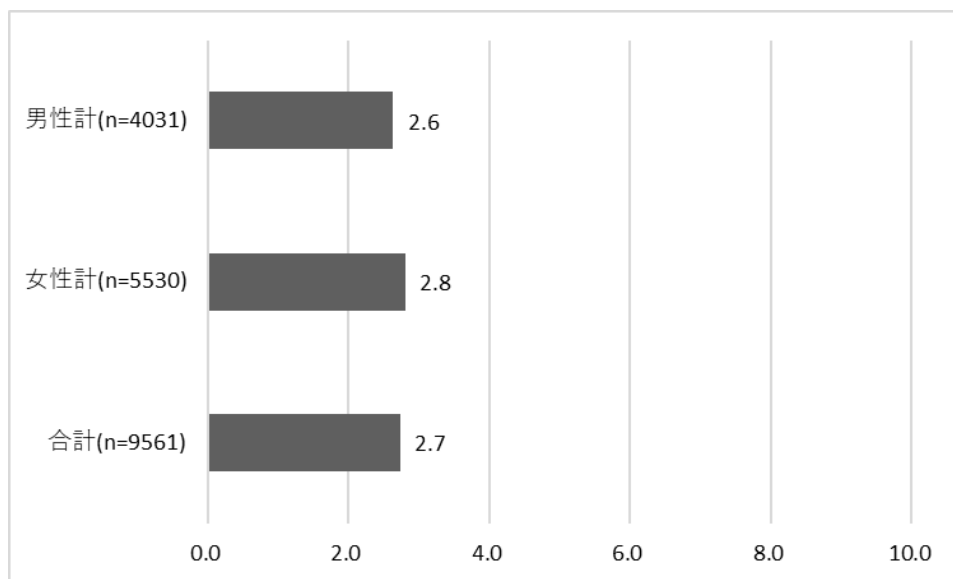
図表 XI-2 年齢階級別 心の問題についての公的相談機関の認知状況 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。

さらに本調査では、「心の問題についての公的な相談機関を知っていますか」という質問に、知っていると回答した者に対して、「あなたは、気分が落ち込んだり不安を感じた際に、そうした機関に実際に相談したことがありますか」という質問を設けている。これに対する回答を男女計、男性、女性別にみたものが図表 XI-3 である。心の問題についての公的な相談機関を知っている者のうち実際に相談の経験があるのは、全体で 2.7%、男性 2.6%、女性 2.8%であった。

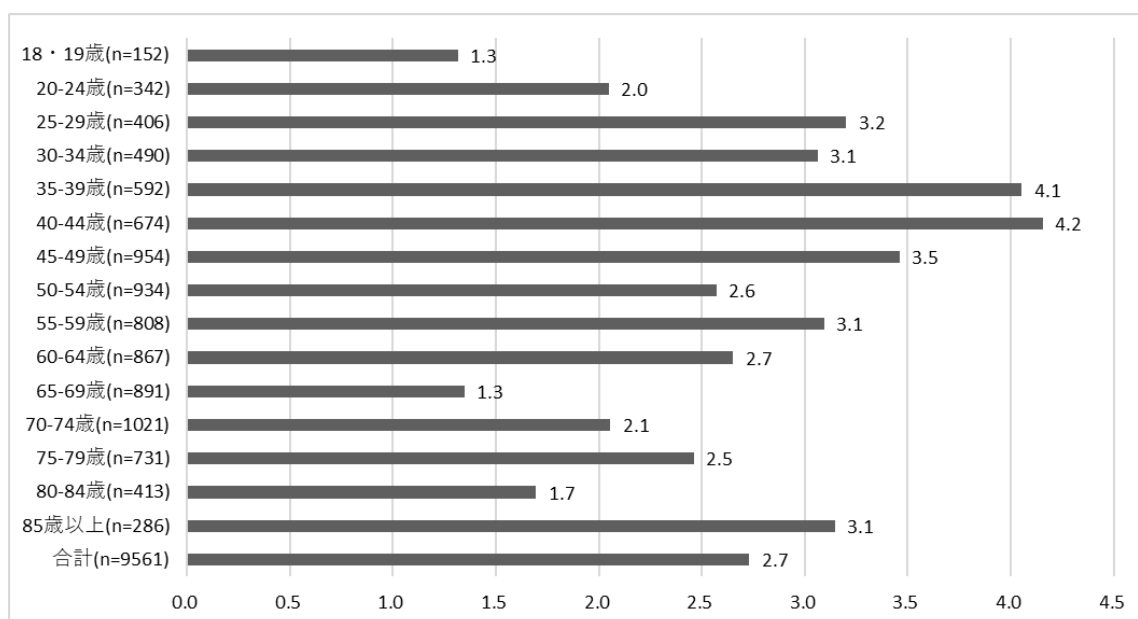
図表 XI-3 男女別 心の問題についての公的相談機関の利用状況 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。各合計は心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した人数。

また、実際に相談したことのある者の割合を年齢階級別にみたものが図表 XI-4 である。20 歳代後半から 40 歳代で相談経験のある者の割合が比較的高くなっている。

図表 XI-4 年齢階級別 心の問題についての公的相談機関を知っている者における利用状況 個人の割合 (%)

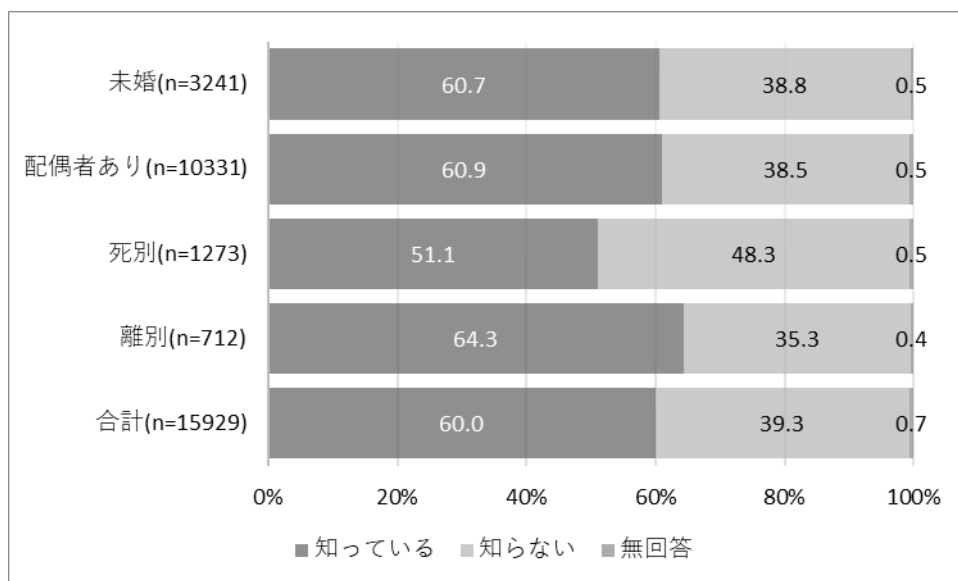


注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。各合計は心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した人数。

## 2 婚姻状況別の状況

図表 XI-5 は心の問題についての公的な相談機関を知っている割合を婚姻状況別に示したものである。知っている者の割合は、未婚の者で 60.7%、配偶者がいる者で 60.9%、死別の者で 51.1%、離別の者 64.3%であった。

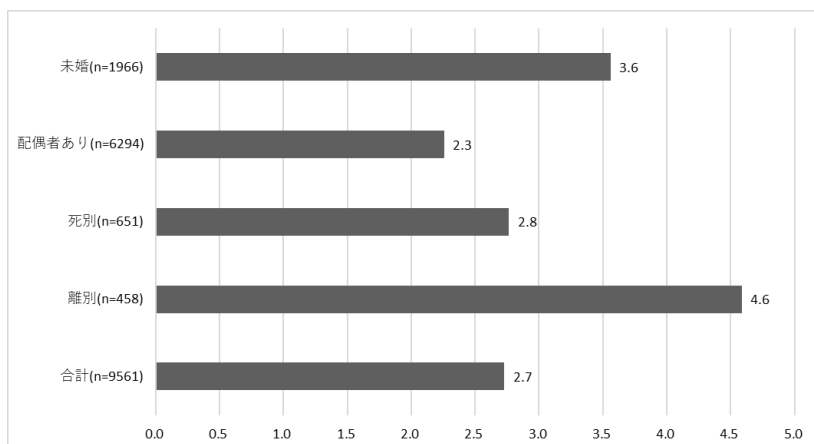
図表 XI-5 婚姻状況別 心の問題についての公的相談機関の認知状況 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。婚姻状況に無回答の者を合計 (n=15929) に含む。

また、心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した者のうち実際に相談経験のある者の割合を婚姻状況別にみたものが図表 XI-6 である。心の問題についての公的な相談機関での相談経験がある者は、未婚の者で 3.6%、配偶者がいる者で 2.3%、死別の者で 2.8%、離別の者 4.6%であった。

図表 XI-6 婚姻状況別 心の問題についての公的相談機関を知っている者における利用状況 個人の割合 (%)

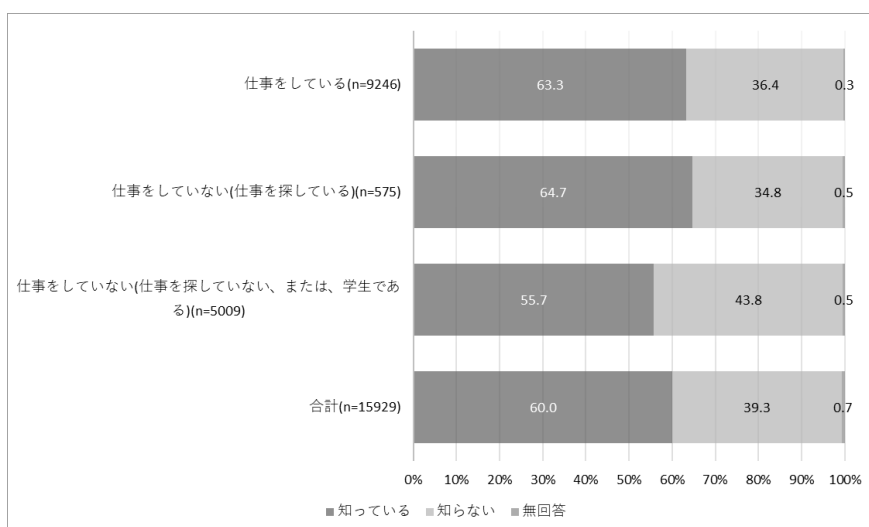


注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。各合計は心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した人数。婚姻状況に無回答の者については省略しているが合計 (n=9,561) に含む。

### 3 就業状況別の状況

図表 XI-7 は心の問題についての公的な相談機関を知っている割合を就業状況別にみたものである。知っている者の割合は、仕事をしている者で 63.3%、仕事をしていないが仕事を探している者で 64.7%、仕事を探していないまたは学生の者で 55.7%であった。

図表 XI-7 現在の就業状況別 心の問題についての公的相談機関の認知状況 個人の割合 (%)

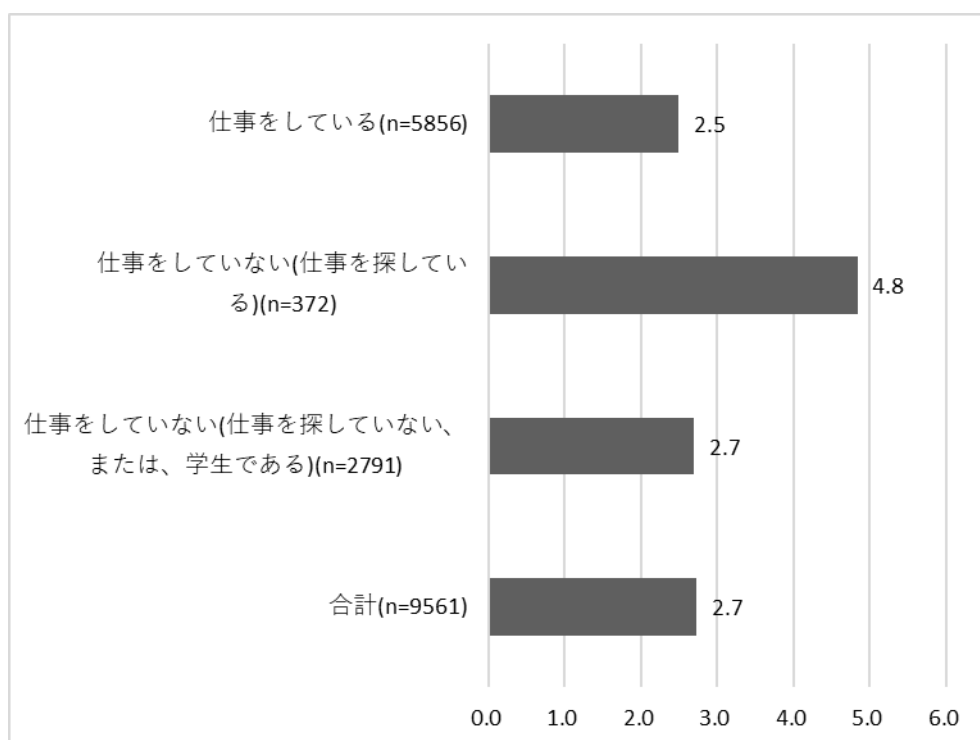


注) 個人票により集計している。仕事をしていないが仕事を探している者及び就業状況が不明の者についての図は省略しているが合計 (n=15,929) に含む。



心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した者のうち実際に相談経験のある者の割合を就業状況別にみたものが図表 XI-8 である。心の問題についての公的な相談機関での相談経験がある者は、仕事をしている者で 2.5%、仕事をしていないが仕事を探している者で 4.8%、仕事を探していないまたは学生の者で 2.7%であった。

図表 XI-8 現在の就業状況別 心の問題についての公的相談機関を知っている者における利用状況 個人の割合 (%)

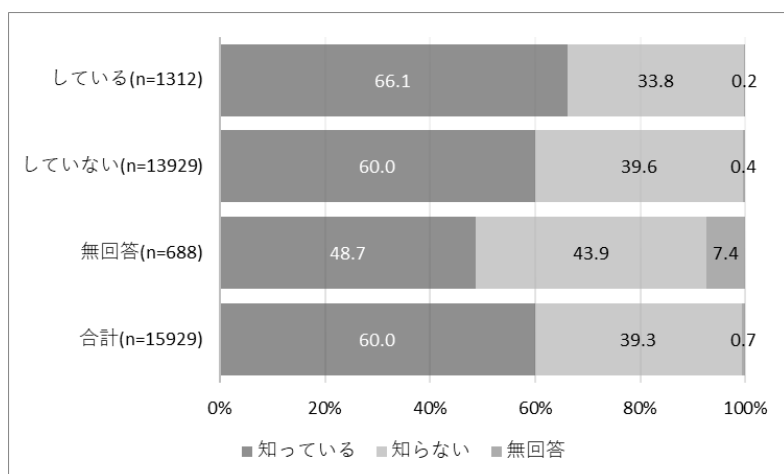


注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、不詳、非該当を含まない。各合計は心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した人数。仕事をしておらず仕事を探しているか不明の者及び就業状況が不明の者についての図は省略しているが合計 (n=9,561) に含む。

#### 4 介護経験の有無別の状況

図表 XI-9 は心の問題についての公的な相談機関を知っている割合を現在の介護経験の有無別にみたものである。知っている者の割合は、現在介護をしている者で 66.1%、現在介護をしていない者で 60.0%であった。

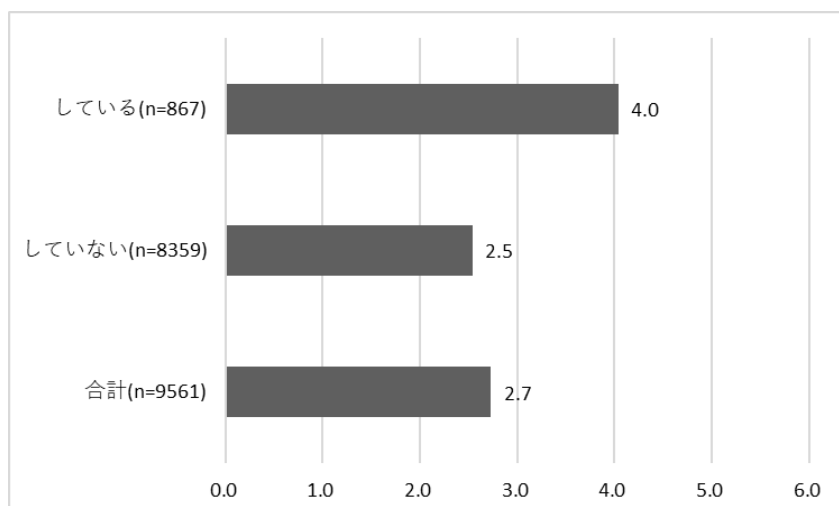
図表 XI-9 現在の介護の状況別 心の問題についての公的相談機関の認知状況 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。

心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した者のうち実際に相談経験のある者の割合を現在の介護経験の有無別にみたものが図表 XI-10 である。心の問題についての公的な相談機関での相談経験がある者は、現在介護をしている者で4.0%、現在介護をしていない者で2.5%であった。

図表 XI-10 現在の介護の状況別 心の問題についての公的相談機関を知っている者における利用状況 個人の割合 (%)

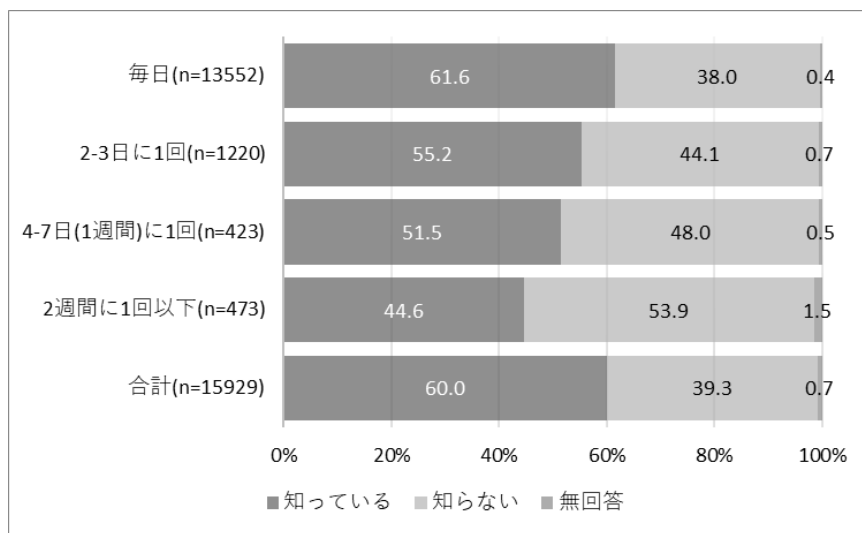


注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、不詳と非該当を含まない。各合計は心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した人数。現在の介護経験の質問に無回答の者についての図は省略しているが合計 (n=9,561) に含む。

## 5 会話頻度別の状況

図表 XI-11 は心の問題についての公的な相談機関を知っている割合を会話頻度別にみたものである。知っている者の割合は、毎日会話している者で61.6%、2～3日に1回の者で55.2%、4～7日（1週間）に1回の者で51.5%、2週間に1回以下の者で44.6%であった。

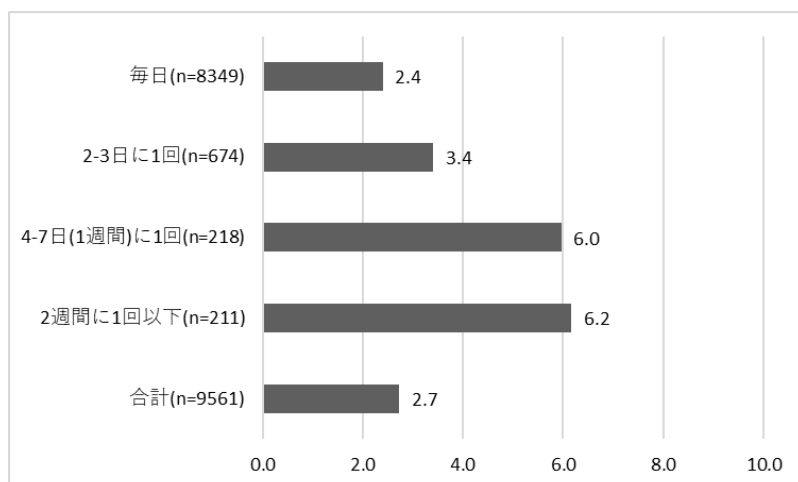
図表 XI-11 普段の会話頻度別 心の問題についての公的相談機関の認知状況 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。会話頻度の設問に無回答の者についての図は省略しているが合計(n=15,929)に含む。

心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した者のうち実際に相談経験のある者の割合を会話頻度別にみたものが図表 XI-12 である。心の問題についての公的な相談機関での相談経験がある者は、毎日会話している者で2.4%、2～3日に1回の者で3.4%、4～7日（1週間）に1回の者で6.0%、2週間に1回以下の者で6.2%であった。

図表 XI-12 普段の会話頻度別 心の問題についての公的相談機関を知っている者における利用状況 個人の割合 (%)

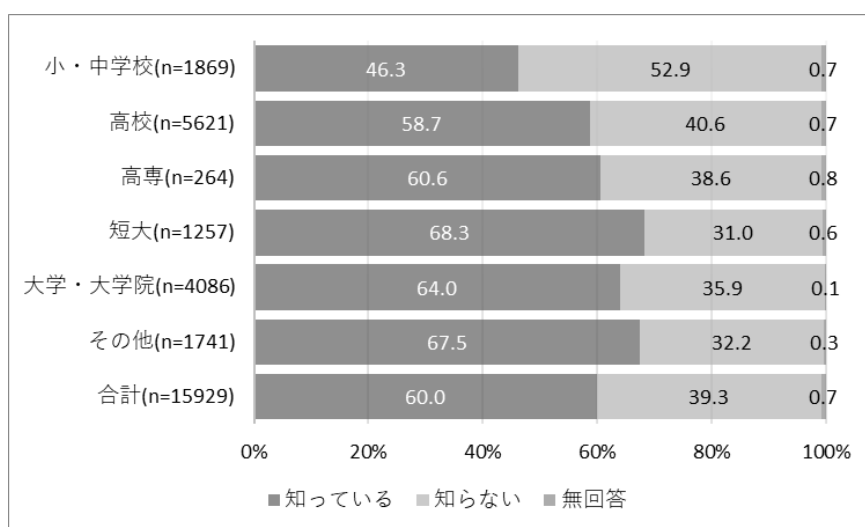


注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。合計は心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した人数。会話頻度の質問に無回答の者についての図は省略しているが合計 (n=9,561) に含む。

## 6 最終学歴別の状況

図表 XI-13 は心の問題についての公的な相談機関を知っている割合を最終学歴別にみたものである。知っている者の割合は、最終学歴が小・中学校の者で46.3%、高校の者で58.7%、大学・大学院の者で64.0%であった。

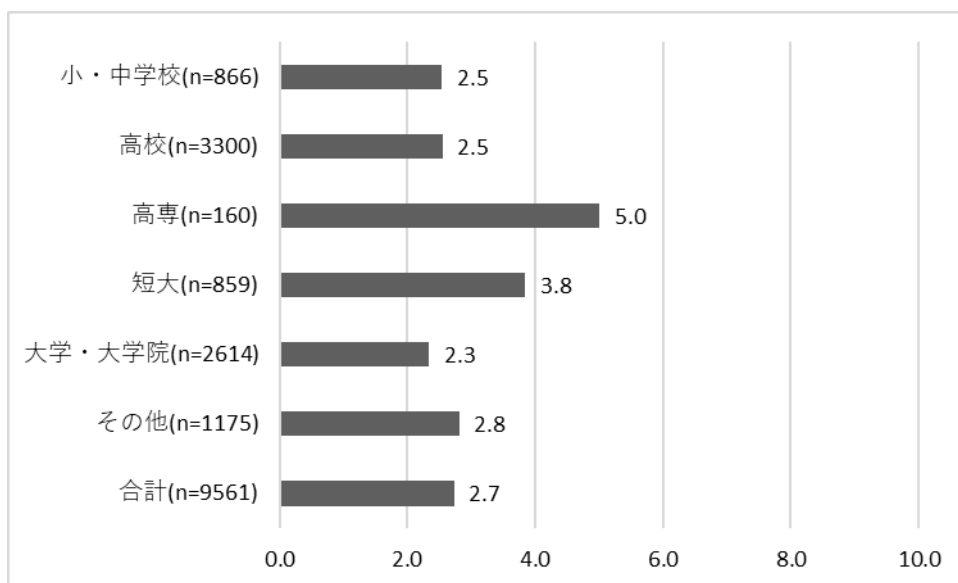
図表 XI-13 最終学歴別 心の問題についての公的相談機関の認知状況 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。最終学歴が不明の者についての図は省略しているが合計 (n=15,929) に含む。

心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した者のうち実際に相談経験のある者の割合を最終学歴別にみたものが図表 XI-14 である。心の問題についての公的な相談機関での相談経験がある者は、最終学歴が小・中学校の者で2.5%、高校で2.5%、高専で5.0%、短大で3.8%、大学・大学院で2.3%となっている。

図表 XI-14 最終学歴別 心の問題についての公的相談機関を知っている者における利用状況 個人の割合 (%)



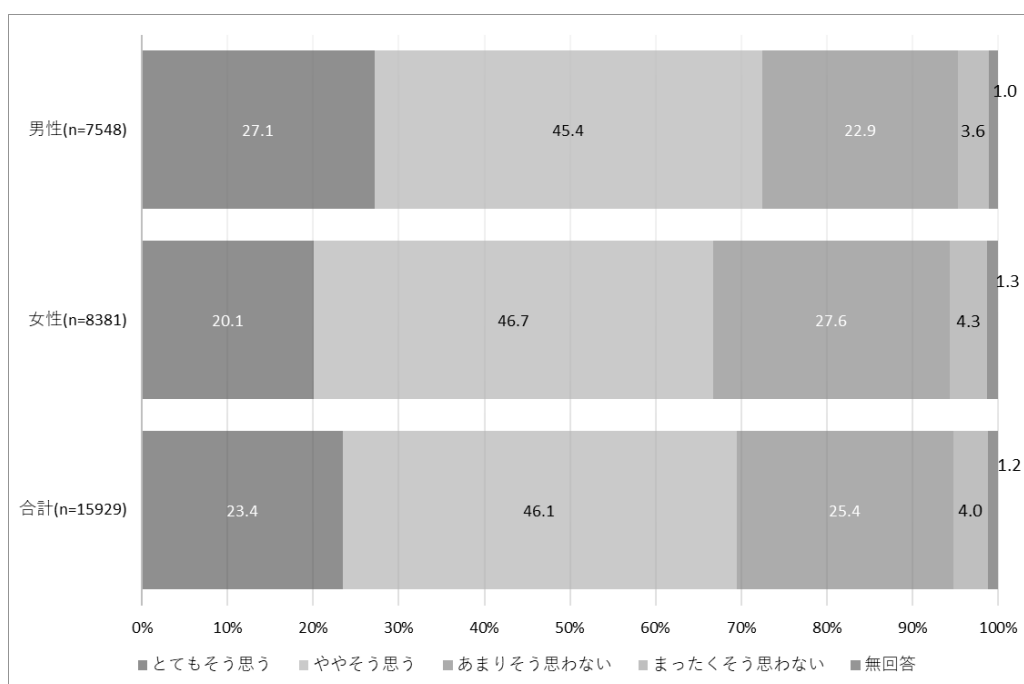
注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、不詳・非該当を含まない。合計は心の問題についての公的な相談機関を知っていると回答した人数。最終学歴が不明の者についての図は省略しているが合計 (n=9,561) に含む。

## XII 長生きに対する評価

超高齢社会である日本において、長生きはどのように受け止められているであろうか。本調査では、「長生きすることは良いことだと思いますか」という質問によって長生きに対する評価を尋ねている。選択肢は「とてもそう思う」、「ややそう思う」、「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」である。

図表 XII-1 は、長生きに対する評価について男女計、男性、女性別にみている。男女計は、「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答した者はそれぞれ 23.4%、46.1%であり、合わせて 69.5%の者が長生きを肯定的に評価している。これは前回調査の 60.7%より高い結果であった。男女別にみると、「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答した者の割合は、男性でそれぞれ 27.1%、45.4%、女性でそれぞれ 20.1%、46.7%であった（以下「とてもそう思う」及び「ややそう思う」の合計の割合を、「長生きすることは良いことだと思う」割合と表現する）。

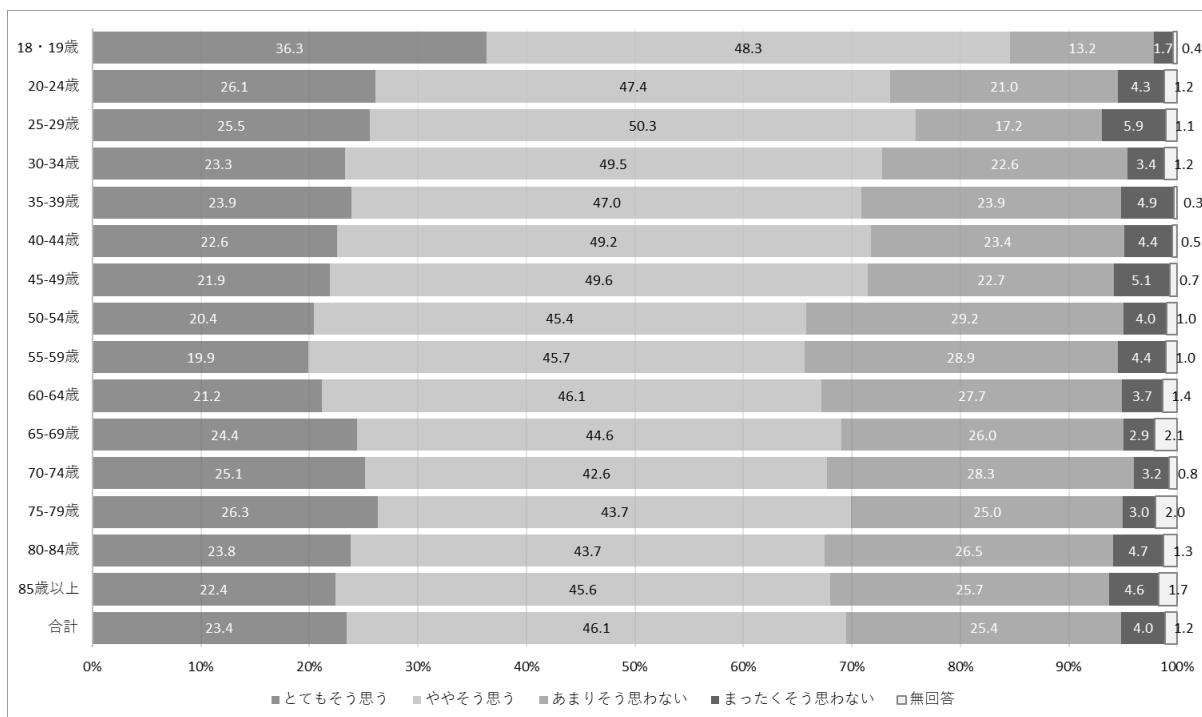
図表 XII-1 長生きに対する評価別 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。

図表 XII-2 は、長生きに対する評価を年齢別にみたものである。「長生きすることは良いことだと思う」の割合は、40 歳代より若い層で比較的高く、また、高齢者層でも若干高くなっている。

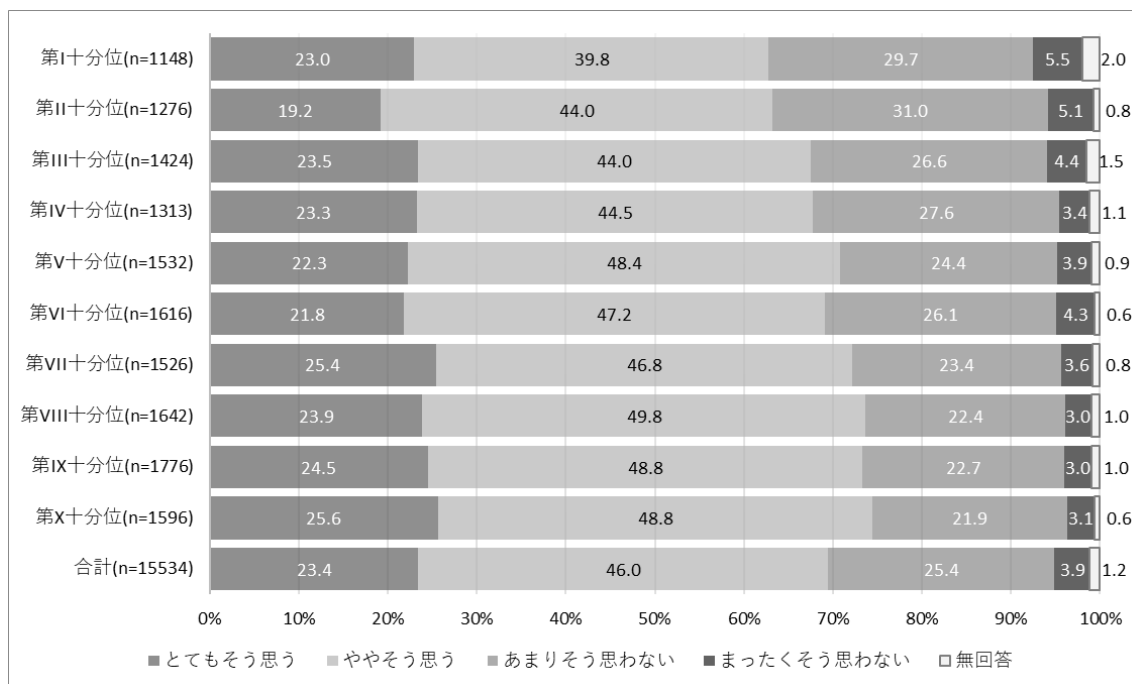
図表 XII-2 年齢階級別 長生きに対する評価別 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。

図表 XII-3 は、等価可処分所得階級別に長生きに対する評価についての回答の割合をみたものである。「長生きすることは良いことだと思う」割合は第 I 十分位で 62.8% (前回調査では 63.7%) であるが、第 X 十分位で 74.4% (前回調査では 74.1%) であり、所得階級が高いほど長生きに肯定的な評価をしている。これは前回調査でも同様の傾向であった。

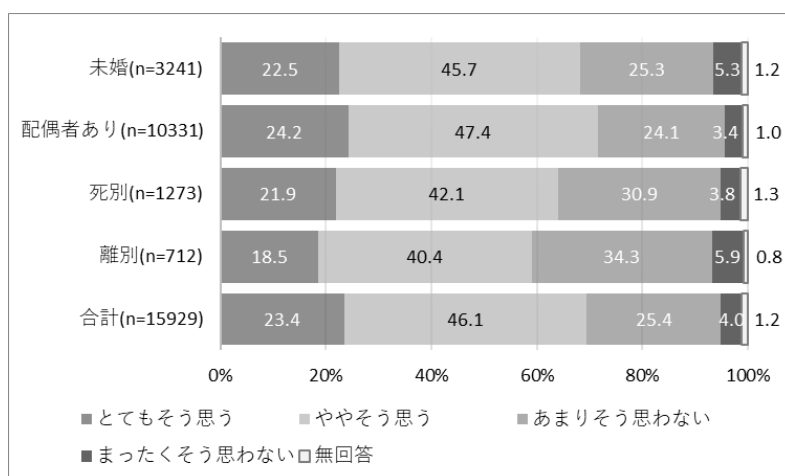
図表 XII-3 等価可処分所得階級別 長生きに対する評価別 個人の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。合計には、世帯票に回答がない世帯に属する個人は含まないが、収入額が無回答のため等価可処分所得が不明の世帯に属する個人を含む。

図表 XII-4 は、婚姻状況別に長生きに対する評価をみたものである。「長生きすることは良いことだと思う」割合を見ると、未婚の者で 68.2%、配偶者がいる者で 71.6%、死別した者で 64.0%、離別した者で 59.0%であった。

図表 XII-4 婚姻状況別 長生きに対する評価別 個人の割合 (%)



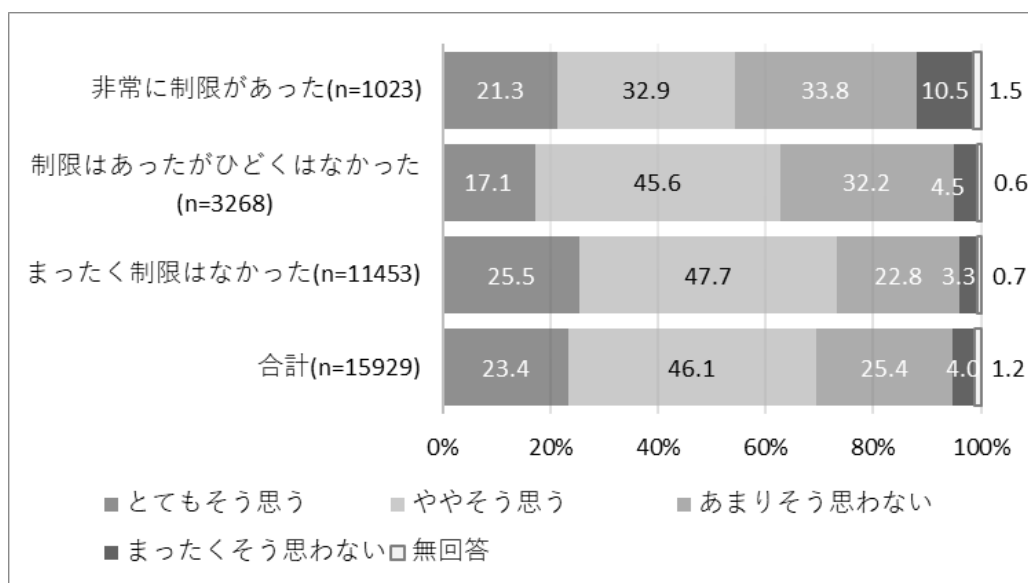
注) 個人票により集計している。合計 (n=15,929) に婚姻状況に無回答を含む。



本調査では、「あなたには、過去6か月以上にわたって、周りの人が通常おこなっているような活動について、あなた自身の健康上の問題による制限がありましたか」という質問により、健康上の問題による活動制限の有無を尋ねている。

図表 XII-5 は、健康上の活動制限の有無別に長生きに対する評価をみたものである。「長生きすることは良いことだと思う」割合は、健康上の問題により非常に活動の制限があった者で 54.3%、制限はあったがひどくはなかった者で 62.7%、まったく制限はなかった者で 73.2%であった。

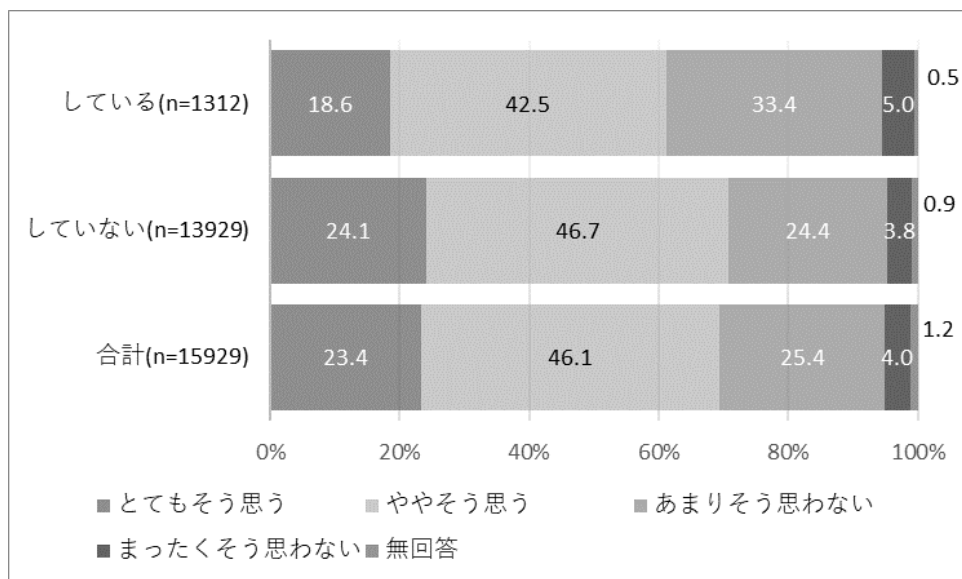
図表 XII-5 健康上の問題による活動制限の有無別 長生きに対する評価別 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。合計 (n=15,929) には健康上の問題による活動制限の有無の質問の無回答を含む。

図表 XII-6 は、現在介護をしているかどうかの別に長生きに対する評価をみたものである。「長生きすることは良いことだと思う」割合は、現在介護をしている者で 61.1%、現在介護をしていない者で 70.8%であった。

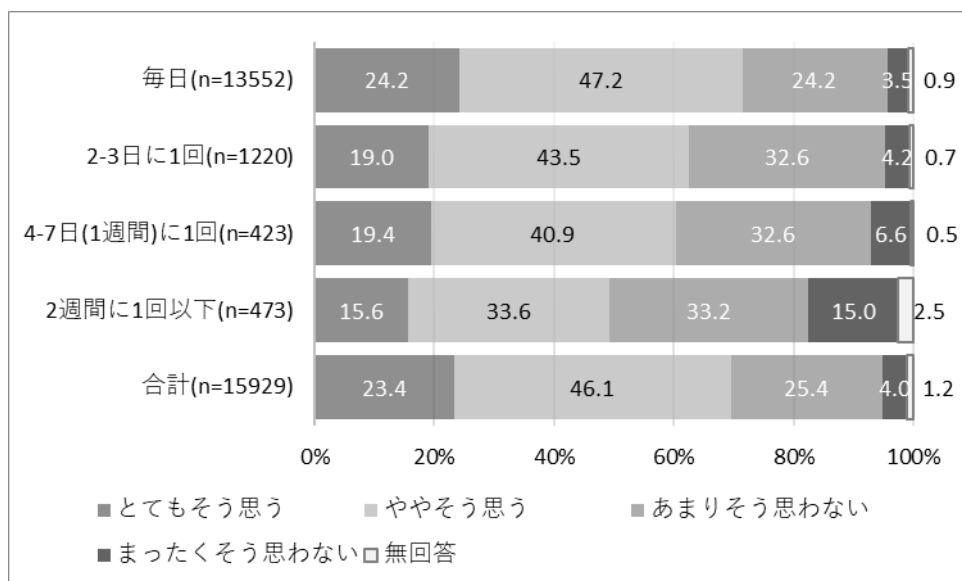
図表 XII-6 現在の介護の状況別 長生きに対する評価別 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。合計 (n=15,929) には現在介護をしているかどうかの質問の無回答を含む。

図表 XII-7 は会話頻度別に長生きに対する評価をみたものである。「長生きすることは良いことだと思う」割合は、会話頻度が「毎日」であるもので71.4%であるが、2週間に1回以下では49.3%であった。

図表 XII-7 普段の会話頻度別 長生きに対する評価別 個人の割合 (%)



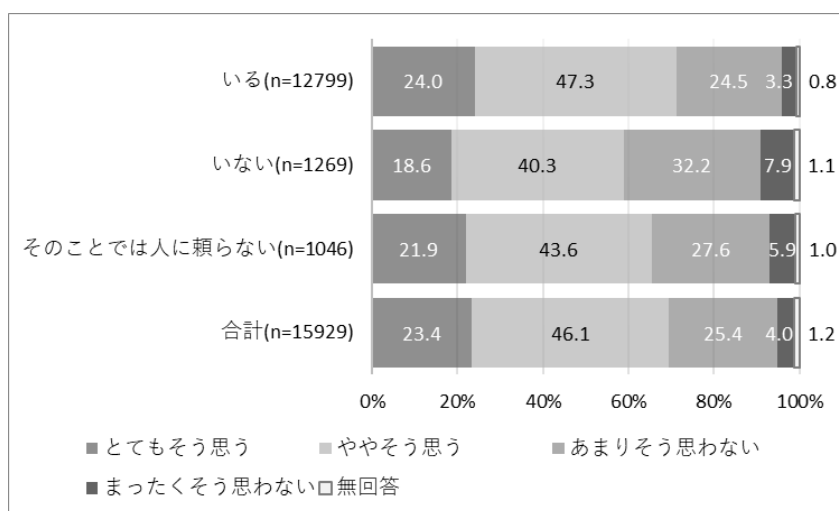
注) 個人票により集計している。合計 (n=15,929) には会話頻度の質問の無回答を含む。

図表 XII-8 及び図表 XII-9 は、頼れる人の有無別に長生きに対する評価をみたものである（図表 XII-8 は愚痴を聞いてくれること、図表 XII-9 は日頃のちょっとしたことの手助け）。

「長生きすることは良いことだと思う」割合は、愚痴を聞いてくれることで頼れる人がいる人で 71.3%、いない人で 58.9%、そのことでは人に頼らない人で 65.5%であった。

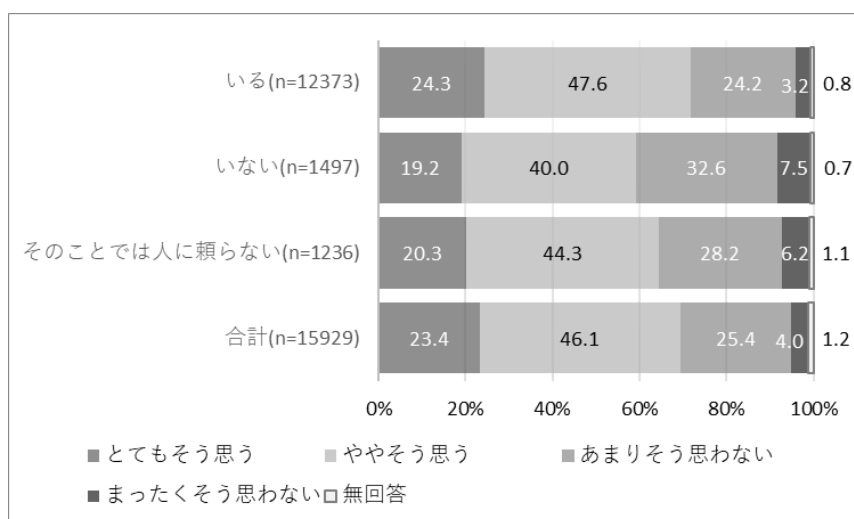
日頃のちょっとした手助けについては同様に、頼れる人がいる人で 71.8%、いない人で 59.2%、そのことでは人に頼らない人で 64.6%であった。

図表 XII-8 頼れる人(愚痴を聞いてくれること)の有無別 長生きに対する評価別 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。合計 (n=15,929) には頼れる人の有無の質問の無回答を含む。

図表 XII-9 頼れる人(日頃のちょっとしたことの手助け)の有無別 長生きに対する評価別 個人の割合 (%)



注) 個人票により集計している。合計 (n=15,929) には頼れる人の有無の質問の無回答を含む。

### XIII 介護の状況と希望介護場所

#### 1 介護の状況

##### (1) 介護をしている者の割合

個人票問 8 本問において、現在介護をしているかどうかを質問している。介護の相手は同居している者に限らない。また、仕事として介護に従事している場合を除いている。

図表 XIII-1 は男女別に介護をしている者の割合を示したものである。男女計では 8.2%であったが、男性計では 6.8%、女性計では 9.5%と女性の方が介護をしている者の割合が大きくなっていた。

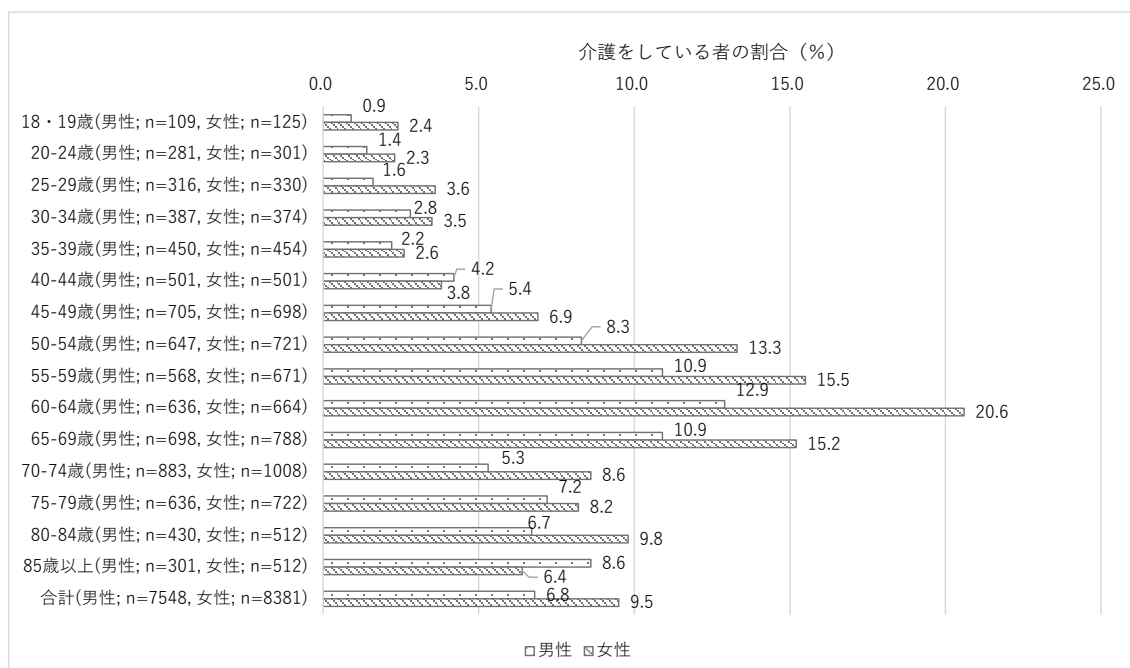
図表 XIII-1 介護をしている者の割合

	している	していない	無回答	合計	介護をしている者の割合 (%)
男女計	1,312	13,929	688	15,929	8.2
男性計	512	6,746	290	7,548	6.8
女性計	800	7,183	398	8,381	9.5

注) 個人票により集計している。

図 XIII-2 は性・年齢階級別に介護をしている者の割合を示したものである。

図表 XIII-2 性・年齢階級別介護をしている者の割合 (%)

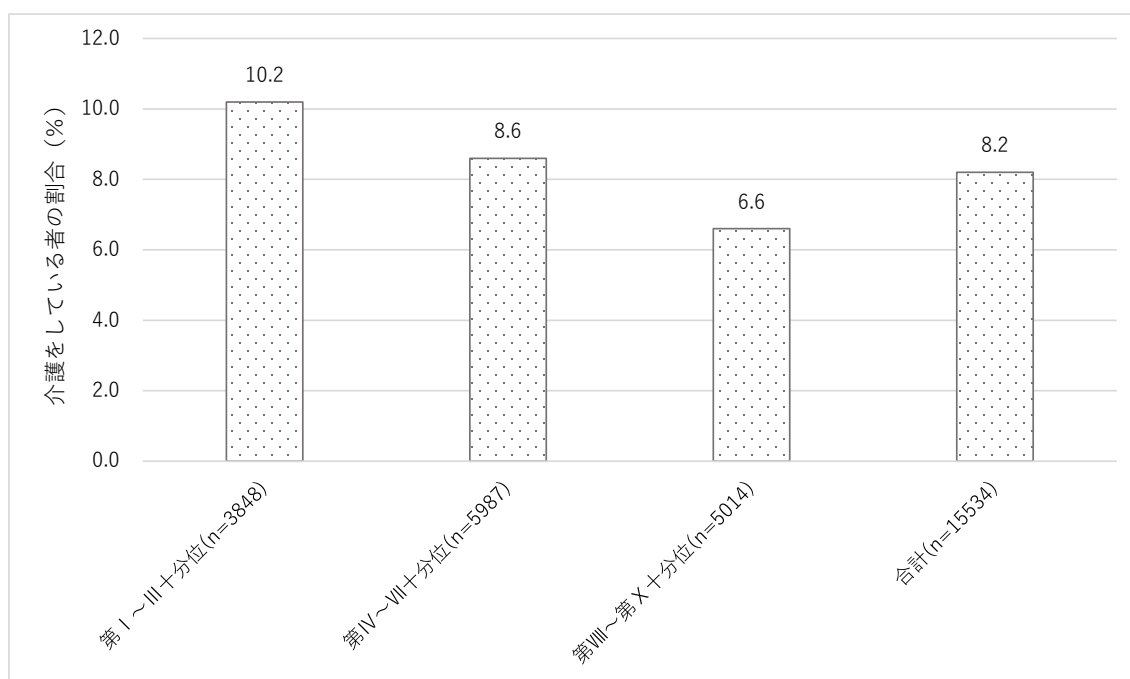


注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

例外的な年齢階層を除く、ほぼ全ての年齢層で女性の方が介護をしている者の割合が大きかった。特に、60-64歳の女性では20.6%と5人に1人の割合で介護をしている状況であった。45-49歳から男女ともに介護している者の割合が大きくなるが、それよりも低い年齢層でも介護をしていると回答した者が少数ながら存在した。

図表 XIII-3 は個人票と世帯票を接続し、世帯の等価可処分所得階級別に介護をしている者の割合を示したものである。所得の低い方から30%の世帯にあたる第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯においては、10.2%の個人が介護をしているが、所得第Ⅳ～Ⅶ十分位では8.6%、第Ⅷ～Ⅹ十分位では6.6%と、所得の高い世帯において介護をしている者の割合が小さかった。

図表 XIII-3 世帯の所得階級別介護をしている者の割合 (%)



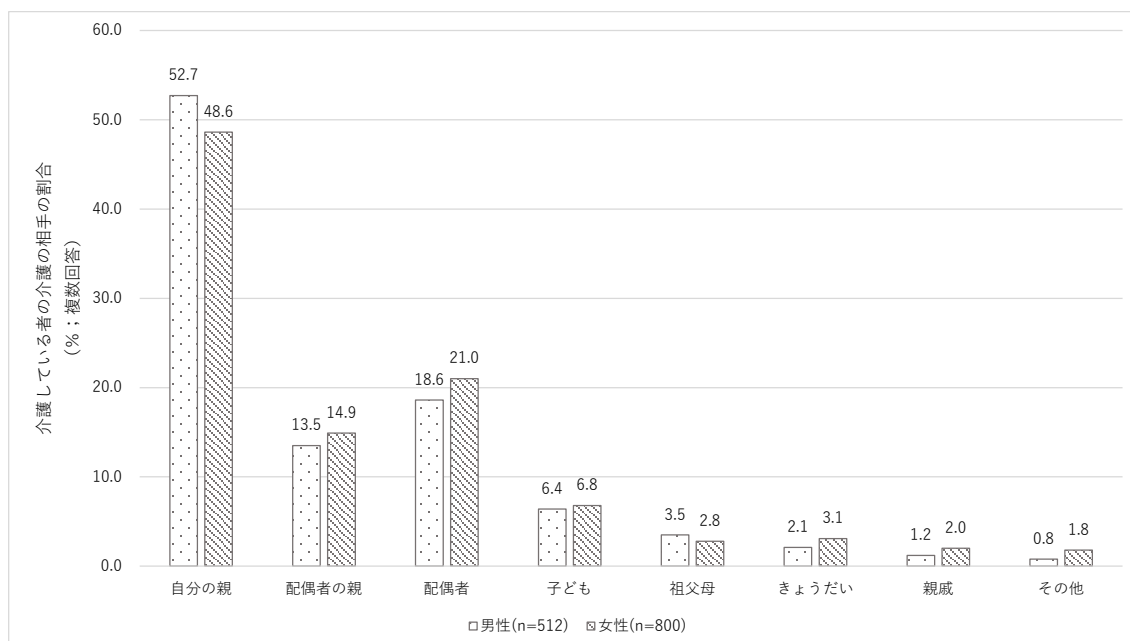
注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

## (2) 介護をしている者の介護の相手

介護をしていると回答した者に対して、問 8 枝問にて介護している相手を複数回答にてさらに質問している。これを男女別にまとめたものが図表 XIII-4 である。

男女ともに介護している者の介護相手は自分の親とするものが、男性：52.7%、女性：48.6%と最も大きかった。次いで、配偶者（男性：18.6%、女性：21.0%）、配偶者の親（男性：13.5%、女性：14.9%）となっていた。女性の方が配偶者の親、配偶者のみならず、自分の親以外を介護相手とする者の割合が男性と比較して大きい場合が多かった。

図表 XIII-4 介護をしている者の介護相手別の割合（%；複数回答）



注）個人票により集計している。合計に無回答を含み、不詳（介護をしているかについて無回答）、非該当（40歳未満の者）を含まない。複数回答のため合計は100%にならない。

## 2 希望介護場所

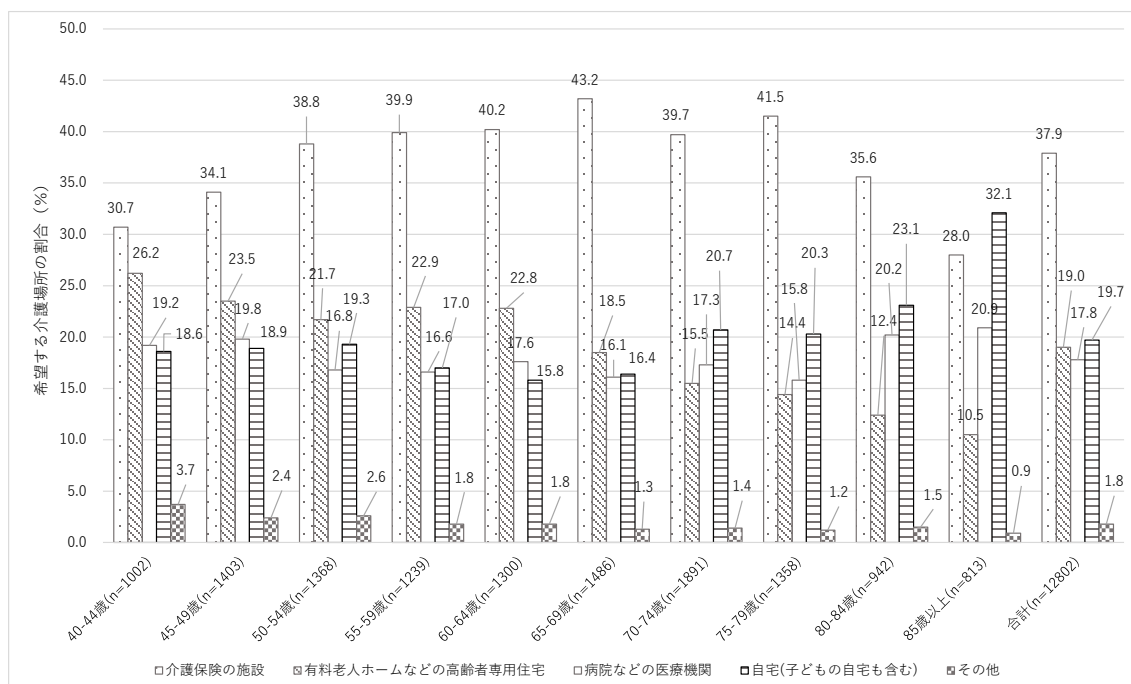
個人票問9では40歳以上の個人に対して、寝たきりになった場合にどこで介護を受けたり療養したいか、を聞いている。これを年齢階級別に示したものが図表 XIII-5 である。

男女計で見ると、ほとんど全ての年齢階級で介護保険の施設とする者が最も多かった。50～54歳から75～79歳の年齢層では約4割が希望していた。ただし、80歳以上では、80～84歳において35.6%、85歳以上で28.0%と小さくなっていた。

70～74歳から上の年齢層において希望する介護場所を自宅とする者の割合が大きく、85歳以上では3割を超えていた。有料老人ホームなどの高齢者専用住宅とする者は40-44歳で最も大きく26.2%であったが、年齢が高くなるとその割合は小さく、85歳以上では10.5%であった。

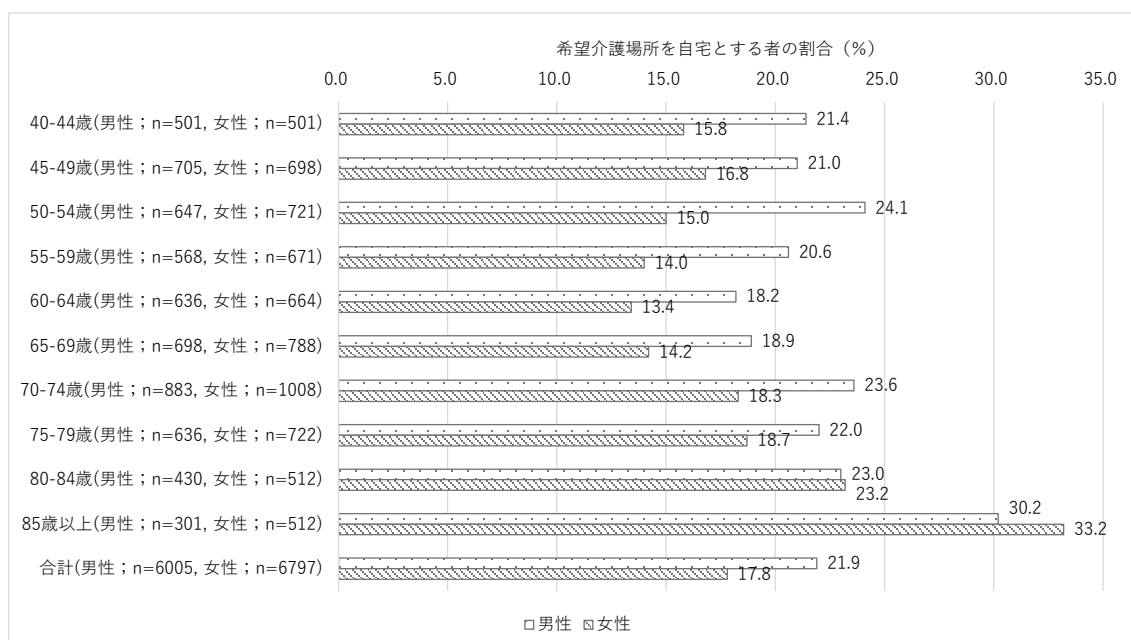
次に、希望介護場所を自宅とする者に着目して性・年齢階級別にその割合を図示したものが図表 XIII-6 である。40～44歳階級から75～79歳階級までは、女性は希望介護場所を自宅とする者の割合が20%未満であるのに対して、男性は60-64歳において18.2%、65-69歳にて18.9%であることを除けば、常に20%を超えており、男性の方が女性よりも自宅を希望する割合が大きかった。80～84歳、85歳以上では女性の方が自宅とする者の割合が大きくなっていた。

図表 XIII-5 年齢階級別希望介護場所の割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、非該当(40歳未満の者)を含まない。

図表 XIII-6 性・年齢階級別希望介護場所を自宅とする者の割合 (%)



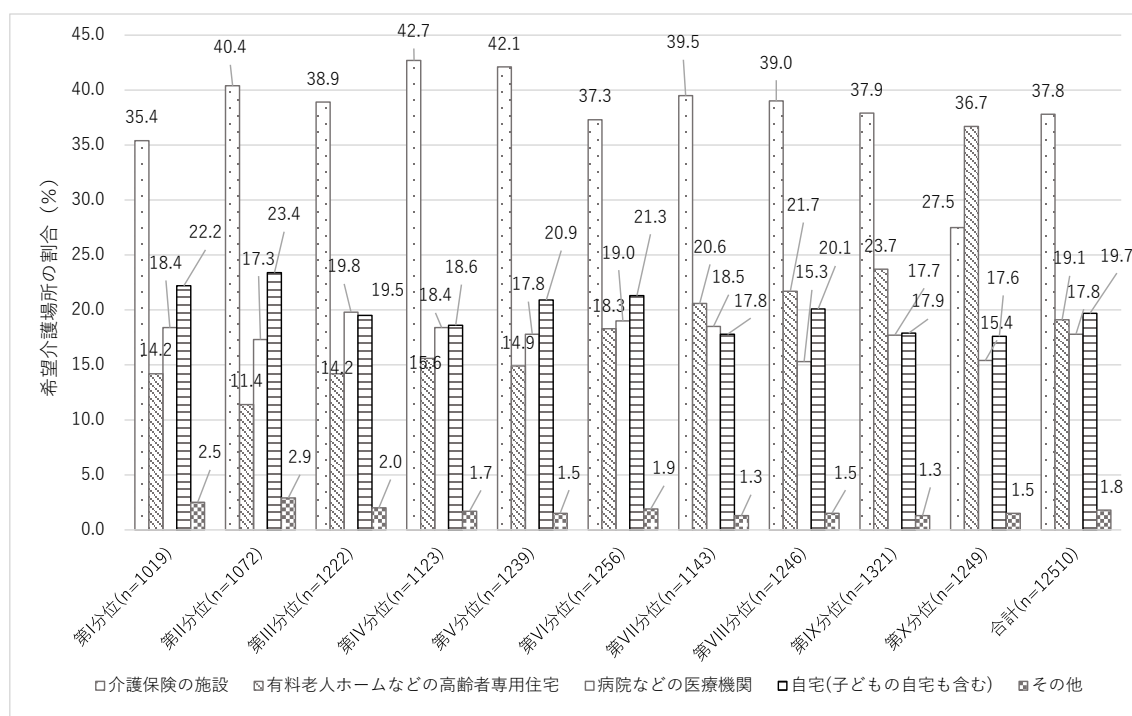
注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、非該当(40歳未満の者)を含まない。

図表 XIII-7 は個人票と世帯票を接続した上で、世帯の等価可処分所得階級別に介護を実施している者の割合を示したものである。介護保険の施設とする者の割合は第IX分位以下では約 35%～43%の範囲で最も多かったが、第X十分位では 27.5%と低くなっていた。有料老人ホームなどの高齢者専用住宅とする者の割合は第II十分位で最も低く 11.4%であったが、世帯所得水準が高いほどその割合は高く、第X十分位では 36.7%となっていた。病院などの医療機関、自宅とする者の割合は所得によらず約 15%～25%の範囲となっていた。

図表 XIII-8 は個人票と世帯票を接続した上で、貯蓄階級別に希望介護場所の割合を示したものである。介護保険の施設を希望する者は貯蓄額 0 万円から 1500～2000 万円階級まで最も高い割合であり、約 35%～44%の水準にある。3000 万円以上では 27.1%であった。有料老人ホームなどの高齢者専用住宅は貯蓄額 0 万円では希望する者の割合は 10.8%であったが、貯蓄額が高いと希望する割合が高く、3000 万円以上では 34.5%であった。病院などの医療機関や自宅を希望する者の割合は約 14%～24%の範囲にあった。

図表 XIII-9 は部屋数階級別に希望介護場所の割合を示したものである。介護保険の施設を希望する者は部屋数が 1 部屋から 9 部屋において約 34%～42%の水準であったが、それ以上では約 5 割が希望していた。

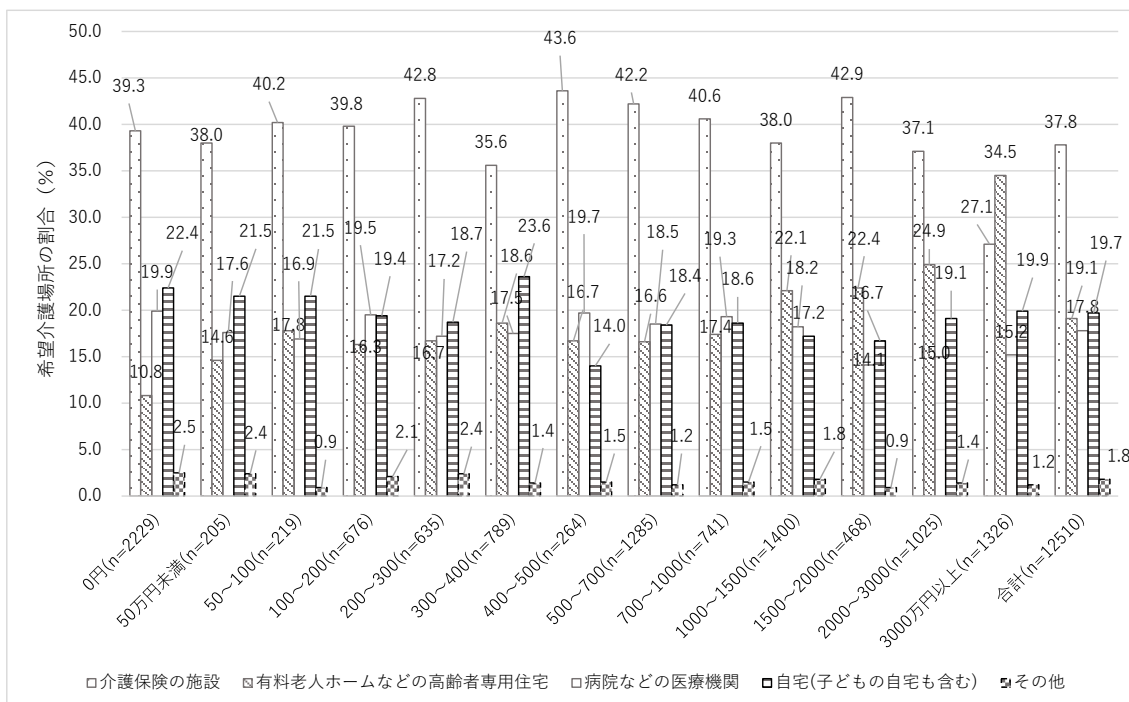
図表 XIII-7 世帯の所得階級別希望介護場所の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に非該当 (40 歳未満の者) を含まない。合計に世帯所得不明の者を含み、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

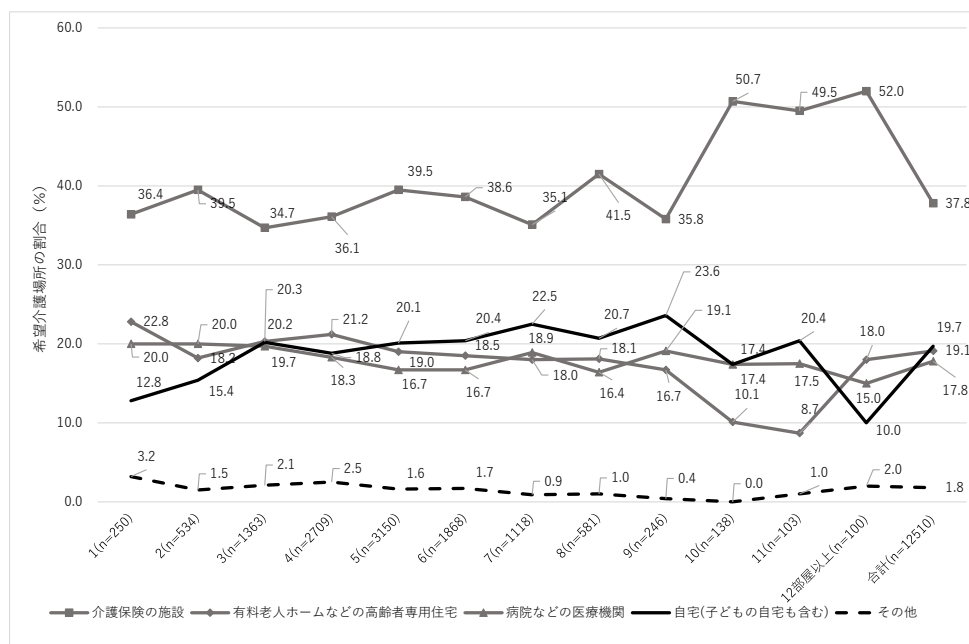


図表 XIII-8 貯蓄階級別希望介護場所の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に非該当(40歳未満の者)を含まず、合計に貯蓄の有無不明、貯蓄はあるが額は不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

図表 XIII-9 部屋数階級別希望介護場所の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に非該当を含まず、合計に部屋数無回答の世帯の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

## XIV 看取った経験と自分の死や死後の準備とその共有

### 1 看取った経験の状況

個人票問9(2)では、40歳以上の個人に対して、「ここ10年で家族・近親者、近しい方を看取った経験について、あてはまるものをすべて選んでください。」と質問し、看取った対象者の属性について複数回答で聞いている。調査票において看取りとは、「ここでは、お亡くなりになる前の1年くらいの中に食事、見守り、介護・看護、生活支援をおこなった経験を言います。」と説明している。すなわち、いわゆる「死に目に会う」という状態ではなく、死亡前の一定期間の間に亡くなった方とケア関係にあったことを「看取った経験」として把握する企図がある。

図表XIV-1は性別に看取った経験の有無の割合を示したものである。看取った経験がある者は、設問において、2 自分の家族、3 家族以外の親族、4 友人など近しい関係の人、5 知人やご近所の方、のいずれかを看取った経験があると回答した者である。看取った経験がある者の割合は男性では38.7%、女性では43.0%であり、男女全体で41.0%であった。

図表XIV-1 男女別看取った経験の有無の割合(%)

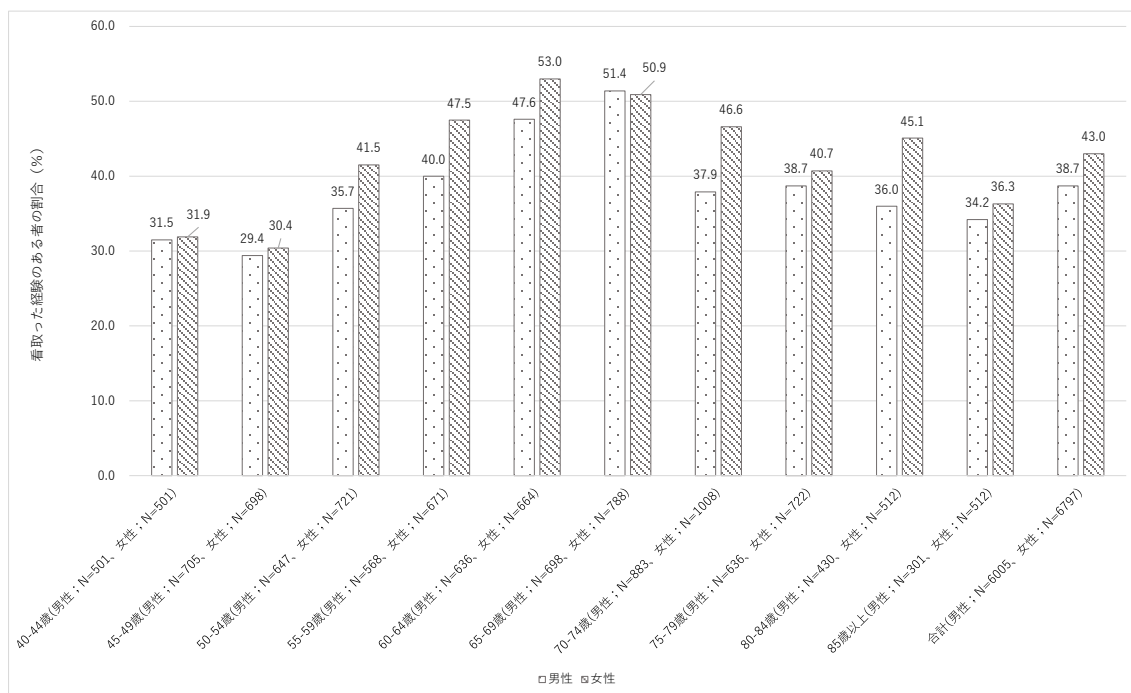
	看取った経験は無い	看取った経験あり	無回答
男女計(n=12802)	51.4	41.0	7.6
男性(n=6005)	53.3	38.7	8.0
女性(n=6797)	49.6	43.0	7.4

注) 個人票により集計している。合計に非該当(40歳未満の者)を含まない。

図表XIV-2は男女それぞれの年齢階級別の看取った経験のある者の割合である。65-69歳階級を除いて、ほぼ全ての年齢層で女性の方が看取った経験のある者の割合が男性よりも高かった。男性においては65-69歳において看取り経験のある者の割合が51.4%と最も高かった。女性においては、60-64歳階級において53.0%と最も高かった。65-69歳より上の年齢層では、男性においては40.0%未満の割合であった。女性についても同様に、65-69歳より上の年齢層では50.0%未満の割合であった。

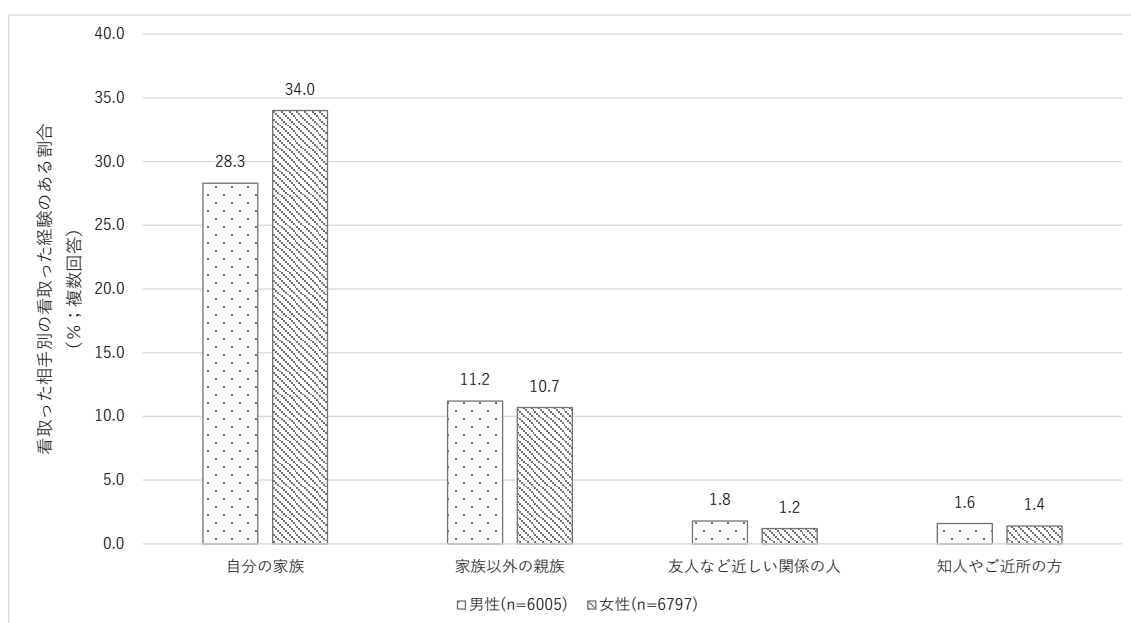
次に、看取った相手について細かく見ていく。男女別に看取った相手別に看取った経験のある割合を示したのが図表XIV-3である。男女ともに介護している者の看取った相手は自分の家族とする者が、男性は28.3%、女性は34.0%と最も多かった。また、小さい割合ではあるが友人など近しい関係の人(男性は1.8%、女性は1.2%)、知人やご近所の方(男性は1.6%、女性は1.4%)を看取ったと回答する者がいた。

図表 XIV-2 男女別年齢階級別看取った経験の有る者の割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含むが、非該当 (40 歳未満の者) を含まない。

図表 XIV-3 性別・看取った相手別の割合 (% ; 複数回答)

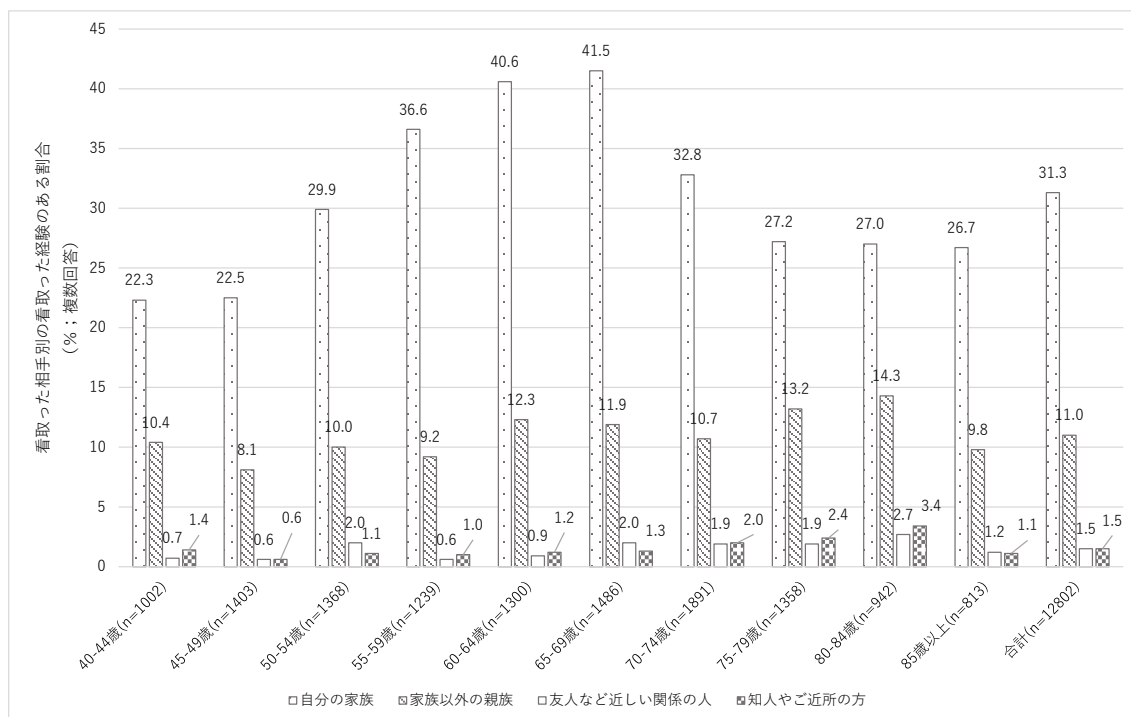


注) 個人票により集計している。分母に無回答を含むが、非該当 (40 歳未満の者) を含まない。複数回答のため合計は 100% にならない。

同様に、年齢階級別・看取った相手別に看取った経験のある割合を示したのが図 XIV-

4である。各年齢階級において自分の家族を看取った経験がある割合が最も高く、65-69歳階級までは年齢が高まるほど看取った経験が高く、65-69歳階級では、41.5%に達していた。それより上の年齢階級では逆に自分の家族を看取った経験があるとする者の割合は年齢が高くなるほど低く、85歳以上では26.7%であった。家族以外の親族については、60歳未満の年齢階層ではおおむね10%前後となっていた。60歳～85歳未満については、10%を超えていた。友人などの近い関係の人については、高齢期である65-69歳階級から80-84歳階級の者において、1.9%～2.7%と相対的に高い割合で経験していた。知人やご近所の方についてはさらにやや高い年齢層である70-74歳階級から80-84歳階級の者において2.0%～3.4%と他の年齢層と比較して相対的に高い割合で経験していた。

図表 XIV-4 年齢階級別・看取った相手別の割合（%；複数回答）



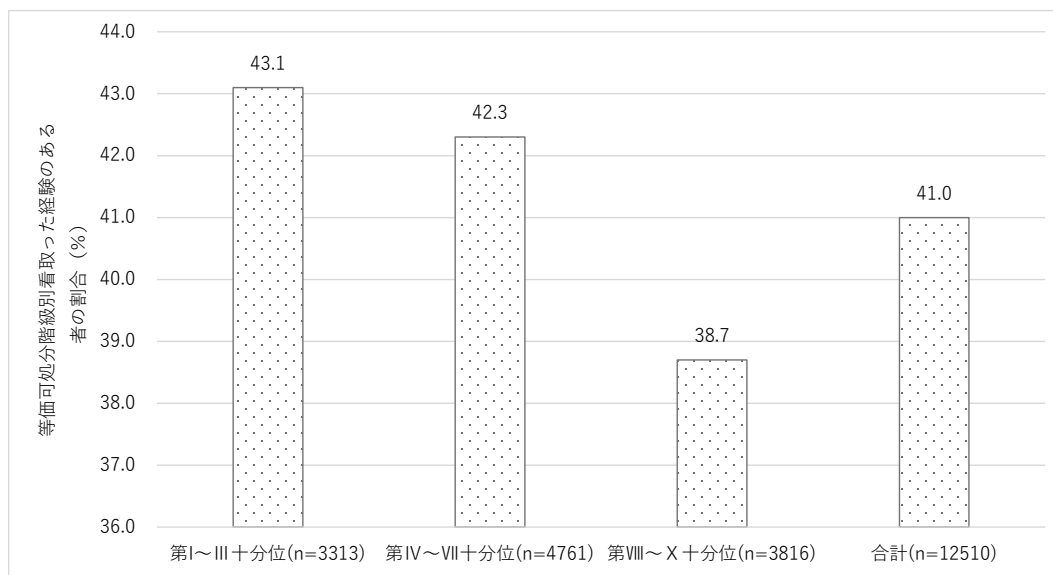
注) 個人票により集計している。分母に無回答を含むが、非該当（40歳未満の者）を含まない。

図表 XIV-5 は個人票と世帯票を接続した上で、世帯の等価可処分所得階級別に看取った経験のある者の割合を示したものである。所得が下から30%の層である等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位では、看取った経験がある者の割合は43.1%であったが、世帯所得が高くなると看取った経験のある者の割合も低くなり、第Ⅷ～Ⅹ十分位では38.7%であった。

図 XIV-6 は世帯の等価可処分所得階級別看取った相手別に看取った経験のある者の割合を示したものである。各所得階級において自分の家族を看取った経験がある者の割合が最も多かった。その割合は等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位では32.3%、第Ⅳ～Ⅶ十分位では32.1%、第Ⅷ～Ⅹ十分位では30.3%であり、差は小さかった。家族以外の親族、友人などの

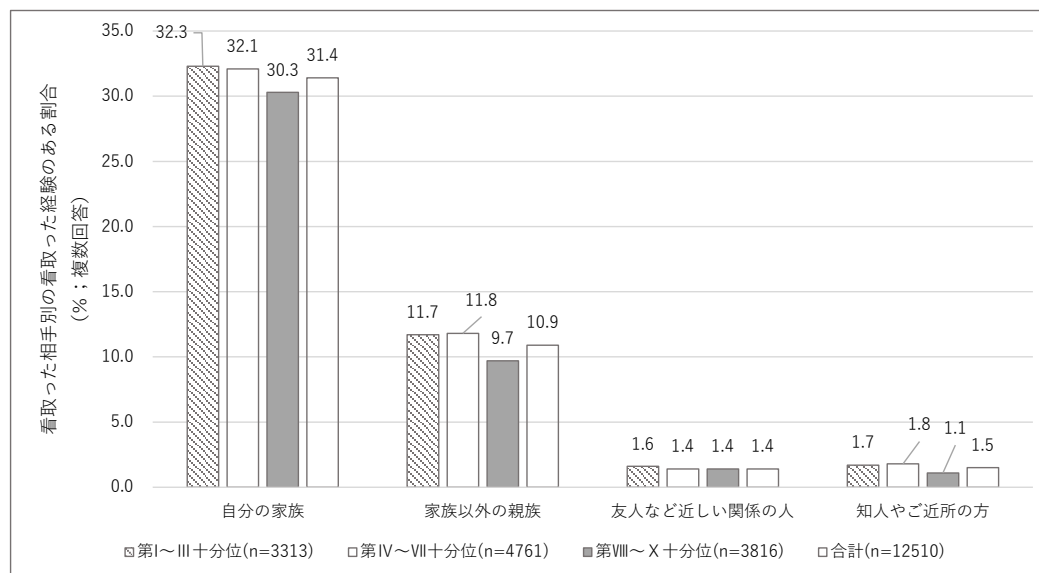
近い関係の人、知人やご近所の方についても所得階級により看取った経験のある者の割合に大きな違いは見られなかった。

図表 XIV-5 世帯の所得階級別看取った経験のある者の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含むが非該当 (40歳未満の者) を含まない。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

図表 XIV-6 世帯の所得階級別看取った相手別看取った経験のある者の割合 (% ; 複数回答)



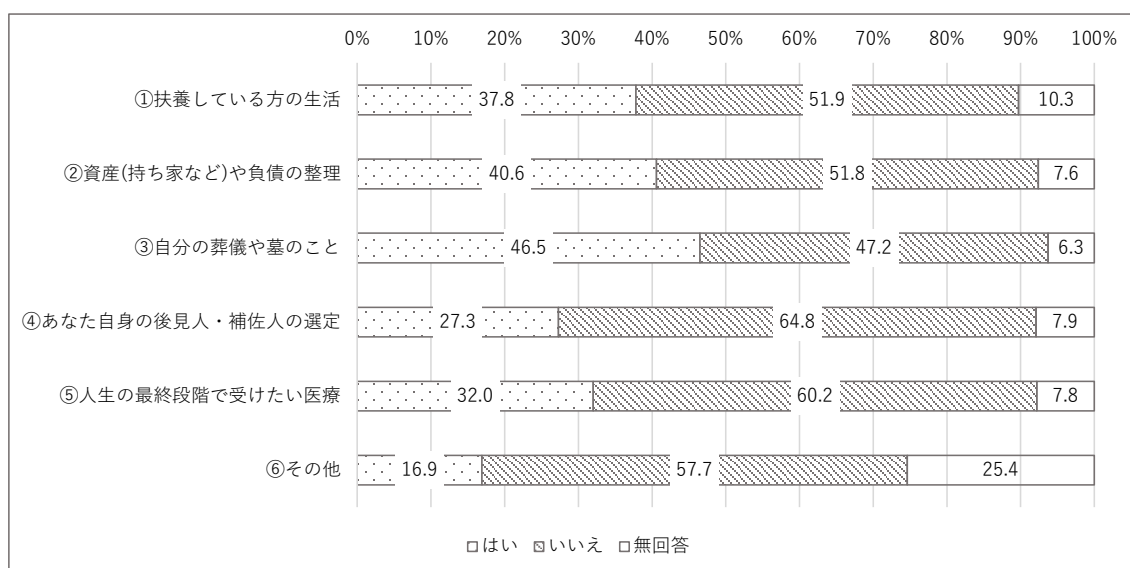
注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含むが、非該当 (40歳未満の者) を含まない。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。複数回答のため合計は100%にならない。

## 2 自分の死や死後の準備

個人票問9(3)においては、次の6項目を取り上げて、自分の死や死後の準備を行っているか質問している：①扶養している方の生活、②資産(持ち家など)や負債の整理、③自分の葬儀や墓のこと、④あなた自身の後見人・補佐人の選定、⑤人生の最終段階で受けたい医療、⑥その他。それぞれについて、まず、(A)準備をしたり、考えたりしているか、を聞いている。(A)に対して「はい」と回答した者に対して、(B)内容について家族や友人などと具体的に話しているか、と質問している。なお、本設問の調査対象者も40歳以上である。

上述の①～⑥について(A)準備をしたり、考えたりしているかに対して「はい」と回答した者の割合を見たものが図表XIV-7である。各項目のうち、もっとも準備されているものは③自分の葬儀や墓のことであり、その割合は46.5%であった。②資産(持ち家など)や負債の整理は40.6%、①扶養している方の生活は37.8%と続いている。その他を除いて、準備をしているとする割合が最も低いのは④あなた自身の後見人・補佐人の選定であり、27.3%であった。次いで低いのは⑤人生の最終段階で受けたい医療で32.0%であった。

図表 XIV-7 自身の死や死後の準備をしている者の割合(%;男女計)



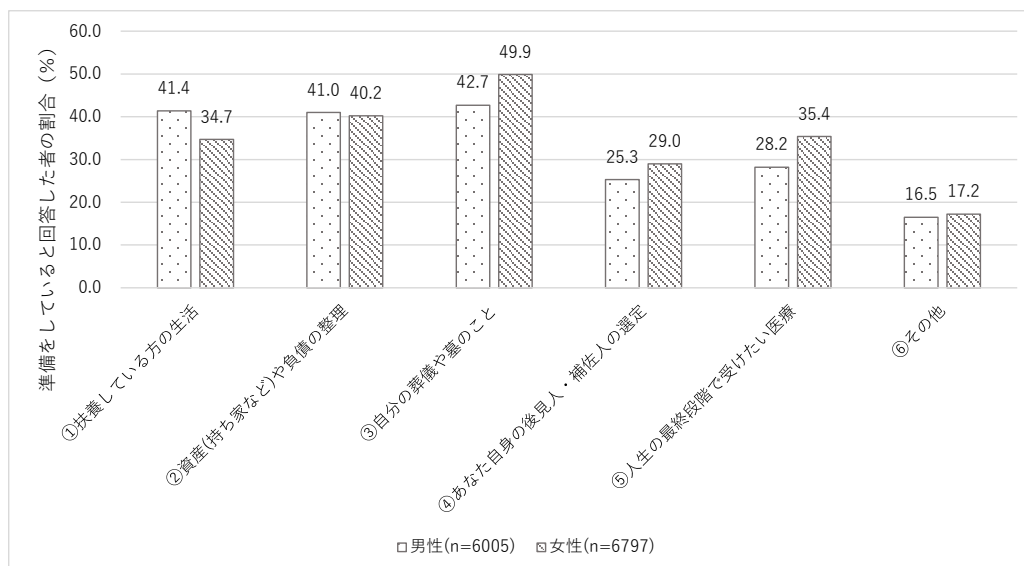
注)個人票により集計している。分母に無回答を含み、非該当(40歳未満の者)を含まない(男女計;n=12802)。

性別に自分の死や死後の準備の状況について見たのが図表XIV-8である。男女間で相対的に差が大きかったのは、①扶養している方の生活(男性は41.4%、女性は34.7%)、③自分の葬儀や墓のこと(男性は42.7%、女性は49.9%)、⑤人生の最終段階で受けたい医療(男性:28.2%、女性:35.4%)であった。

年齢階級別に見たものが図表XIV-9である。本設問の回答対象者のうち最も若い年齢層である40～44歳においても、自分の死や死後に向けて、①扶養している方の生活について準備をしたり、考えたりしている者は37.4%と3人に1人の割合となっていた。④あなた

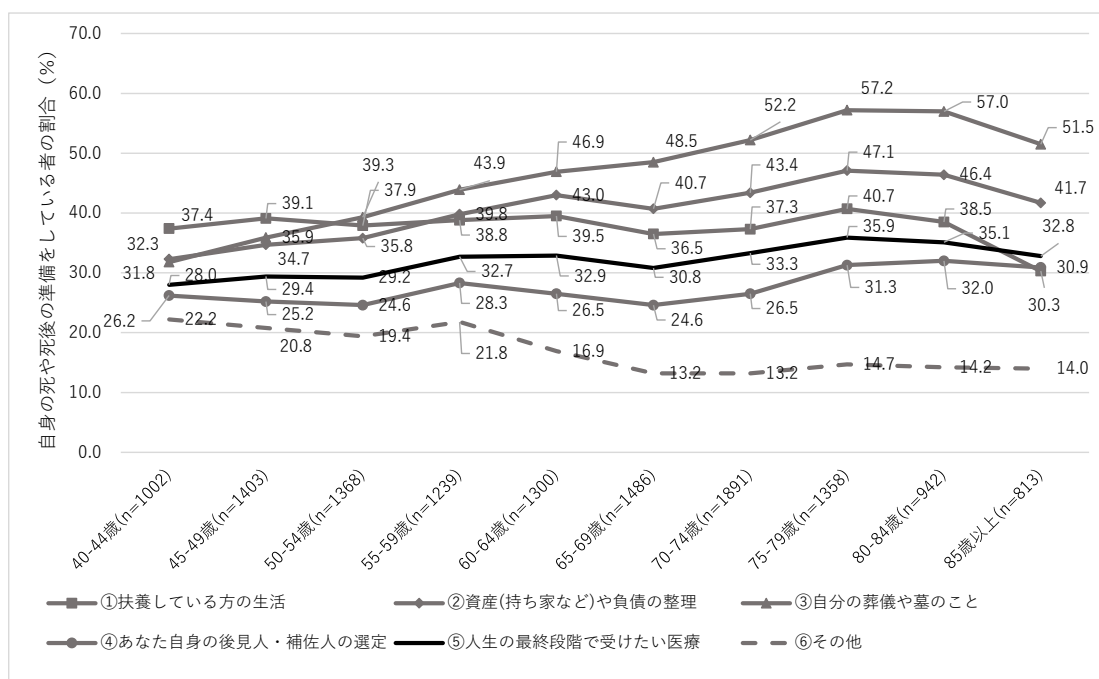
自身の後見人・補佐人の選定や⑤人生の最終段階で受たい医療については40～44歳階級で準備していると回答した者の割合は相対的に低く、それぞれ26.2%、28.0%となっていた。

図表 XIV-8 性別自身の死や死後の準備をしている者の割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、非該当(40歳未満の者)を含まない。

図表 XIV-9 年齢階級別自身の死や死後の準備をしている者の割合 (%)

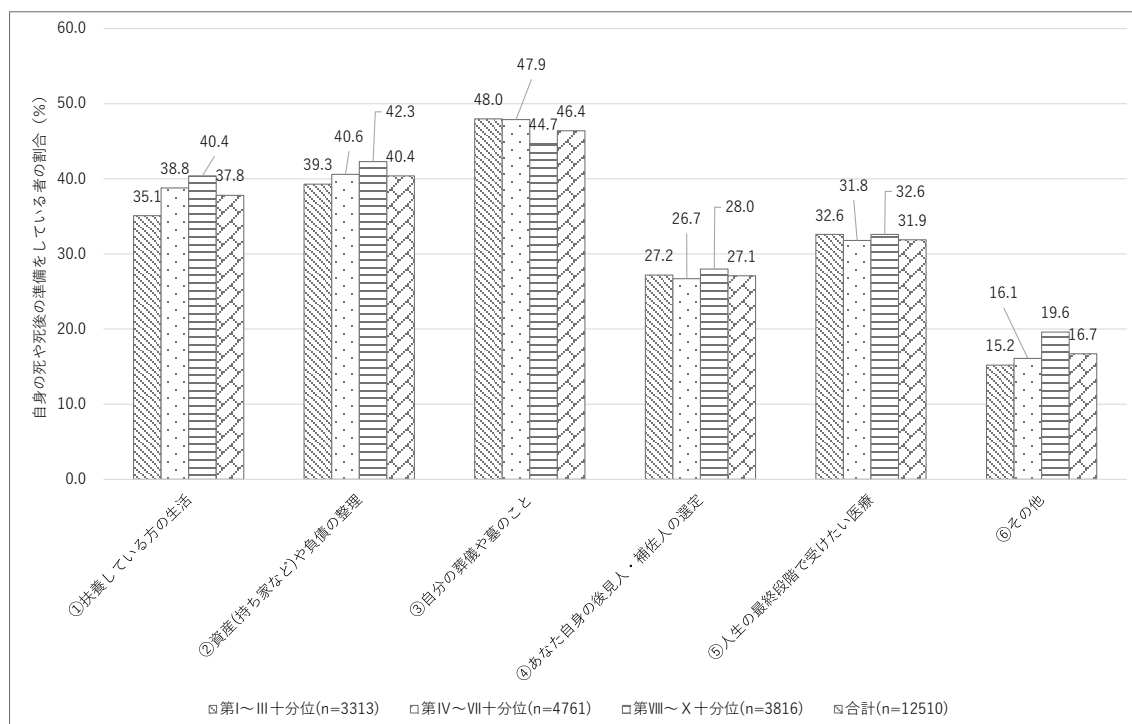


注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、非該当(40歳未満の者)を含まない。

年齢が高くなるほど、②資産(持ち家など)や負債の整理や③自分の葬儀や墓のことを準備しているとする者の割合は高くなり、75-79 歳階級においてそれぞれ最も高く、②資産(持ち家など)や負債の整理は 47.1%、③自分の葬儀や墓のことは 57.2%となっていた。他方で、高い年齢でも準備をしている者の割合が高くない項目もあった。④あなた自身の後見人・補佐人の選定は最も高く 32.0% (80-84 歳階級)、同様に⑤人生の最終段階で受けた医療では 35.9% (75-79 歳)であった。

世帯の所得階級別に自身の死や死後の準備をしている者の割合を見たのが図表 XIV-10 である。①扶養している方の生活については、第Ⅰ～Ⅲ十分位では、準備をしたり、考えたりしている割合は 35.1%、第Ⅳ～Ⅶ十分位は 38.8%、第Ⅷ～Ⅹ十分位は 40.4%と所得階級が高いと準備している者の割合がやや大きい状況であった。②資産(持ち家など)や負債の整理については、第Ⅰ～Ⅲ十分位は 39.3%、第Ⅳ～Ⅶ十分位は 40.6%、第Ⅷ～Ⅹ十分位は 42.3%であった。③自分の葬儀や墓のことについては、第Ⅰ～Ⅲ十分位では、48.0%であったが、第Ⅳ～Ⅶ十分位は 47.9%、第Ⅷ～Ⅹ十分位では 44.7%と所得階級が高いと準備している者の割合がやや小さい状況であった。①扶養している方の生活に比して、それ以外の項目については総じて所得階級による差は相対的に小さかった。

図表 XIV-10 世帯の所得階級別自身の死や死後の準備をしている者の割合 (%)



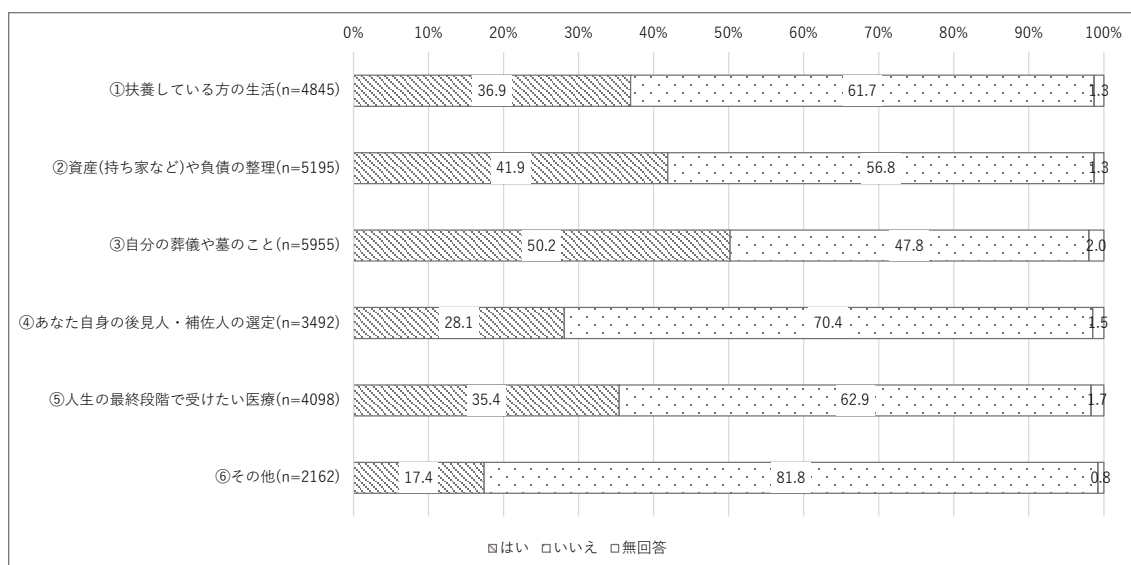
注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含むが非該当(40歳未満の者)を含まない。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。



### 3 自分の死や死後の準備について家族や友人などとの共有状況

自身の死や死後の準備をしていると回答した者のうち、家族や友人などと具体的に話しているかについての割合を見たのが図表 XIV-11 である。図中で各項目について「はい」と示されている割合が自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合となる。最も共有されているのは③自分の葬儀や墓のことであり、50.2%であった。以下、②資産(持ち家など)や負債の整理は41.9%、①扶養している方の生活は36.9%、⑤人生の最終段階で受けたい医療は35.4%、④あなた自身の後見人・補佐人の選定は28.1%となっていた。

図表 XIV-11 自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合 (%)



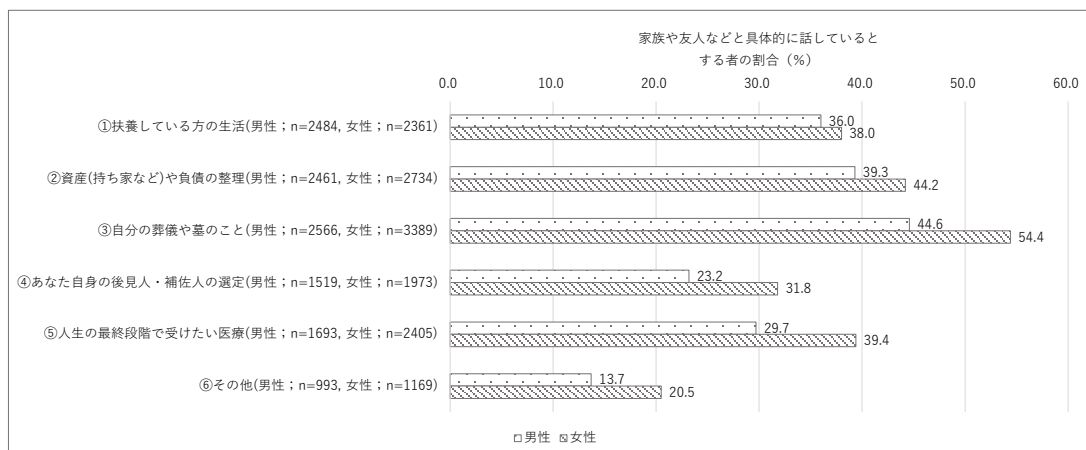
注) 個人票により集計している。分母に無回答を含むが、非該当(40歳未満の者、準備についての質問に「いいえ」と回答した者)及び不詳(準備についての質問に無回答の者)を含まない。

同様に性別に家族や友人などと具体的に話しているかについての割合を見たのが図表 XIV-12 である。いずれの項目においても女性の方が共有している割合が高かった。特に、③自分の葬儀や墓のこと(男性は44.6%、女性は54.4%)、⑤人生の最終段階で受けたい医療(男性は29.7%、女性は39.4%)については共有している割合に約10%ポイント、④あなた自身の後見人・補佐人の選定(男性は23.2%、女性は31.8%)については8.6%ポイント、それぞれ男女間で共有している割合に差があった。

年齢階級別に家族や友人などと具体的に話しているかについての割合を見たのが図表 XIV-13 である。各年齢階級、項目ごとのサンプルサイズは図表 XIV-13-2 表に示されている。その他を除けば、最も若い年齢層である40-44歳階級においては共有している割合が最も低いのは、④あなた自身の後見人・補佐人の選定で9.9%であり、最も高いのは①扶養している方の生活は23.2%であった。年齢層が高くなると、自身の死や死後の準備をしていると回答した者のうちでその考えを共有している者の割合は高くなり、各項目について

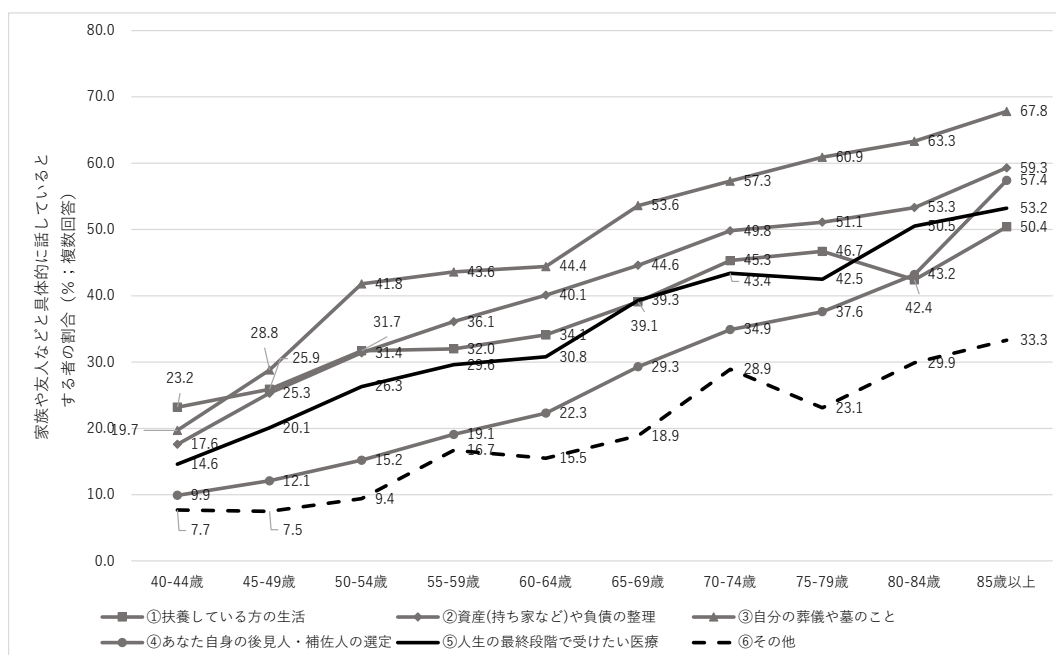
85歳以上階級について最も高くなっていた。③自分の葬儀や墓のことは67.8%、②資産(持ち家など)や負債の整理は59.3%、④あなた自身の後見人・補佐人の選定は57.4%、⑤人生の最終段階で受きたい医療は53.2%、①扶養している方の生活は50.4%であった。

図表 XIV-12 性別自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、非該当(40歳未満の者、準備についての質問に「いいえ」と回答した者)及び不詳(準備についての質問に無回答の者)を含まない。

図表 XIV-13 年齢階級別自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合 (%)



注) 個人票により集計している。合計に無回答を含み、非該当(40歳未満の者、準備についての質問に「いいえ」と回答した者)及び不詳(準備についての質問に無回答の者)を含まない。

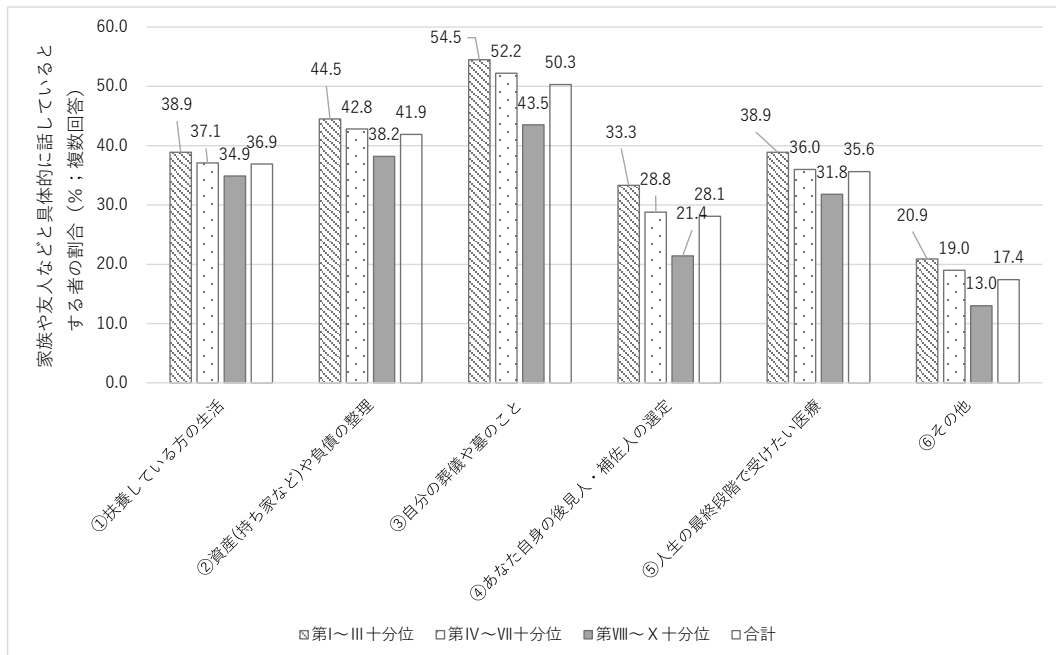
参考 年齢階級別自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合についての図のサンプルサイズ

男女計	①扶養している方の生活	②資産(持ち家など)や負債の整理	③自分の葬儀や墓のこと	④あなた自身の後見人・補佐人の選定	⑤人生の最終段階で受けた医療	⑥その他
40-44歳	375	324	319	263	281	222
45-49歳	548	487	503	354	412	292
50-54歳	518	490	538	336	400	266
55-59歳	481	493	544	351	405	270
60-64歳	513	559	610	345	428	220
65-69歳	542	605	720	365	458	196
70-74歳	706	821	988	501	629	249
75-79歳	553	640	777	425	487	199
80-84歳	363	437	537	301	331	134
85歳以上	246	339	419	251	267	114
合計	4,845	5,195	5,955	3,492	4,098	2,162

注) 個人票により集計している。無回答を含み、非該当(40歳未満の者、準備についての質問に「いいえ」と回答した者)及び不詳(準備についての質問に無回答の者)を含まない。

図表 XIV-14 は世帯の所得階級別に自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合を示したものである。各所得階級、項目ごとのサンプルサイズは図表 XIV-14-2 表にて与えられる。

図表 XIV-14 世帯の所得階級別自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合(%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含み、非該当(40歳未満の者、準備について

の質問に「いいえ」と回答した者)及び不詳(準備についての質問に無回答の者)を含まない。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

参考 世帯の所得階級別自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合についての図のサンプルサイズ

	①扶養している方の生活	②資産(持ち家など)や負債の整理	③自分の葬儀や墓のこと	④あなた自身の後見人・補佐人の選定	⑤人生の最終段階で受けた医療	⑥その他
合計	4,729	5,056	5,801	3,392	3,985	2,090
第Ⅰ～Ⅲ十分位	1,163	1,303	1,590	901	1,079	503
第Ⅳ～Ⅶ十分位	1,846	1,935	2,282	1,273	1,514	768
第Ⅷ～Ⅹ十分位	1,543	1,615	1,706	1,068	1,244	749
世帯所得不明	177	203	223	150	148	70

注) 世帯票及び個人票により集計している。非該当(40歳未満の者、準備についての質問に「いいえ」と回答した者)及び不詳(準備についての質問に無回答)、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

図表 XIV-14 を見ると、いずれの項目についても所得階級が高いほど、死後の準備をしている者の中でもその考えを共有している者の割合が低くなっていることがわかる。特に、④あなた自身の後見人・補佐人の選定について共有している者の割合は、第Ⅰ～Ⅲ十分位は33.3%、第Ⅷ～Ⅹ十分位は21.4%と11.9%ポイントの差があった。また、③自分の葬儀や墓のことについては、第Ⅰ～Ⅲ十分位では、54.5%であったが、第Ⅷ～Ⅹ十分位では43.5%と11.0%ポイントの差があった。これらは所得階級間の共有の割合に相対的に大きな差があるものである。他方で、①扶養している方の生活については、第Ⅰ～Ⅲ十分位は38.9%ポイント、第Ⅷ～Ⅹ十分位は34.9%ポイントと4%ポイントの差であり、相対的に所得階級間の差が小さかった。

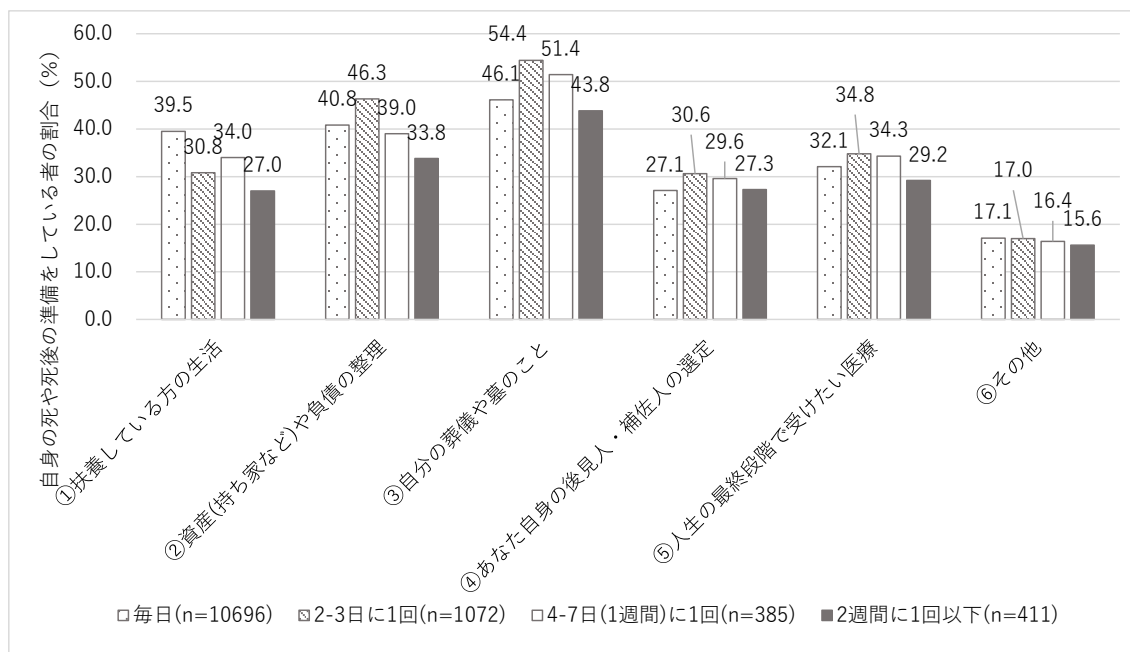
#### 4 会話頻度と自分の死や死後の準備、及びその家族や友人などとの共有状況

図表 XIV-15 は会話頻度別に各項目について死や死後の準備をしている者の割合を見たものである。①扶養している方の生活については、会話頻度が毎日である者が最も準備をしており、39.5%の者が準備をしていると回答した。2-3日に1回は30.8%、4-7日(1週間)に1回は34.0%、2週間に1回以下は27.0%となっており、会話頻度が毎日の者と2週間に1回以下の者では準備している者の割合に12.5%ポイントほど差があった。

②資産(持ち家など)や負債の整理、③自分の葬儀や墓のこと、④あなた自身の後見人・補佐人の選定、⑤人生の最終段階で受けた医療についてはそれぞれ会話頻度が2-3日に1回とする者において自分の死や死後の準備について準備をしている者の割合が大きく、それよりも会話頻度が少ないと準備をしている者の割合は小さかった。②資産(持ち家など)や負

債の整理では準備をしている者の割合が、2-3日に1回は46.3%、2週間に1回以下は33.8%と両方で12.5%ポイントの差があった。また、③自分の葬儀や墓のことについても、2-3日に1回は54.4%、2週間に1回以下は43.8%と両方で10.6%ポイントの差があった。他方で、⑤人生の最終段階で受たい医療については2-3日に1回は34.8%、2週間に1回以下は29.2%と両方で5.6%ポイントと相対的に小さい差となっていた。

図表 XIV-15 会話頻度別自身の死や死後の準備をしている者の割合 (%)



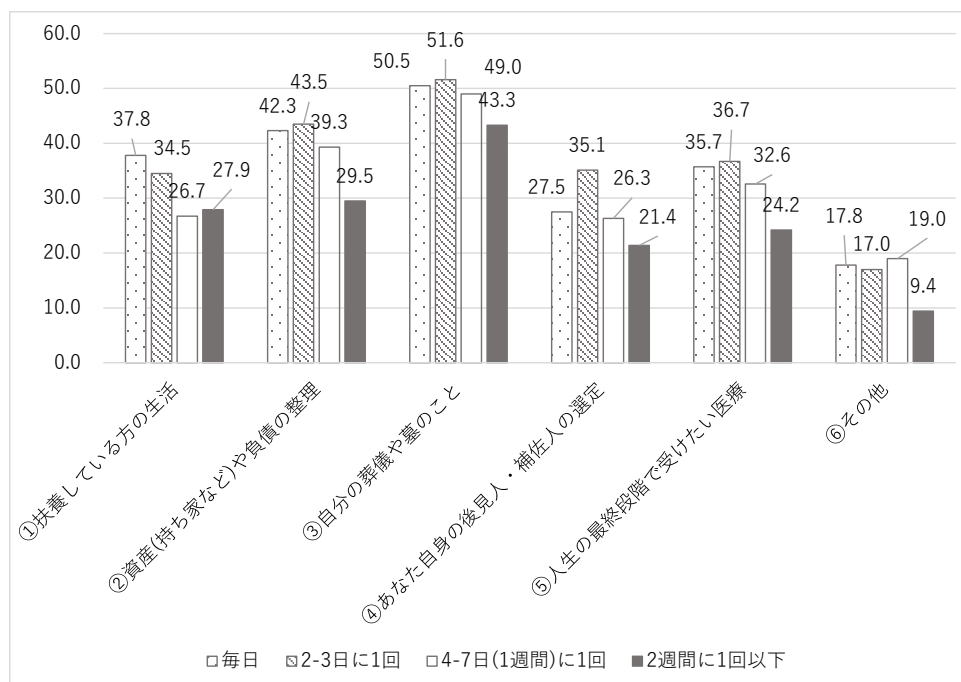
注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、非該当(40歳未満の者)を含まない。

図表 XIV-16 は会話頻度別に自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合を示したものである。①扶養している方の生活について見ると、自身の死や死後の準備をしている者のうち、会話頻度が毎日である者において自身の死や死後の準備について考えを共有している割合が37.8%と最も高く、それよりも会話頻度が少ない場合には、2-3日に1回は34.5%、4-7日(1週間)に1回は26.7%、2週間に1回以下は27.9%となっていた。

②資産(持ち家など)や負債の整理、③自分の葬儀や墓のこと、④あなた自身の後見人・補佐人の選定、⑤人生の最終段階で受たい医療については、それぞれ会話頻度が2-3日に1回とする者において自身の死や死後の準備について共有している者の割合が大きく、それよりも会話頻度が少ないと共有している者の割合は小さかった。②資産(持ち家など)や負債の整理では、共有している者の割合が、2-3日に1回は43.5%、2週間に1回以下は29.5%と両方で14.0%ポイントの差があった。また、④あなた自身の後見人・補佐人の選定では2-3日に1回は35.1%、2週間に1回以下は21.4%と両方で13.7%ポイント、⑤人生の最終段階で受たい医療についても2-3日に1回は36.7%、2週間に1回以下は24.2%と両方で

12.5%ポイントと相対的に大きな差があった。

図表 XIV-16 会話頻度別自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含み、非該当(40歳未満の者、準備についての質問に「いいえ」と回答した者)及び不詳(準備についての質問に無回答の者)を含まない。

参考 会話頻度別自身の死や死後の準備について考えを共有している者の割合についての図のサンプルサイズ

	①扶養している方の生活	②資産(持ち家など)や負債の整理	③自分の葬儀や墓のこと	④あなた自身の後見人・補佐人の選定	⑤人生の最終段階で受けたい医療	⑥その他
合計	4,845	5,195	5,955	3,492	4,098	2,162
毎日	4,222	4,360	4,933	2,896	3,430	1,830
2-3日に1回	330	496	583	328	373	182
4-7日(1週間)に1回	131	150	198	114	132	63
2週間に1回以下	111	139	180	112	120	64
無回答	51	50	61	42	43	23

注) 個人票により集計している。非該当(40歳未満の者、準備についての質問に「いいえ」と回答した者)及び不詳(準備についての質問に無回答)を含まない。

## XV 健康行動と健康状態

### 1 過去1年間の医療機関の未受診

世帯内の個人（18歳以上）に対して個人票問5主問において、「あなたは、過去1年間に、病院や診療所での受診や治療が必要と思われるほどの病気やけがをしましたか。」と質問している。その上で、（病気やけがを）「した」と回答した者に対して、付問において「その際、実際に病院や診療所を受診し、治療を受けましたか」と質問している。これに対する回答は、「1 つねに受診・治療をした」と「2 受診・治療をしなかったことがある」の二つの選択肢から一つを選ぶ形となっている。

調査回答者全体の15,929人中の7,316人（45.9%）が受診や治療が必要と思われる病気やけがをしたと回答している（図表XV-1）。

図表XV-1 過去1年間の病気やケガの有無

(1)過去1年間の受診・治療が必要な病気やケガの有無	した	しなかった	無回答	合計
人数（人）	7,316	8,356	257	15,929
比率（%）	45.9	52.5	1.6	100.0

注：個人票により作成している。

この病気やけがをした7,316人のうち、必要な医療機関の受診、治療をしなかったことがあるとしているのは、850人であるが、これが調査回答者数に対してどの程度の割合であるかを示したのが図表XV-2である。今回調査の回答者15,929人に占める、受診や治療が必要と思われる病気やけがをした際に実際に必要な受診、治療をしなかった者（850人）の割合は5.3%と推計される。

図表XV-2 病院・診療所の受診、治療の有無

(2)病院・診療所の受診、治療の有無	つねに受診・治療をした	受診・治療をしなかったことがある	不詳	非該当	無回答	合計
人数（人）	6,432	850	257	8,356	34	15,929
比率（%）	40.4	5.3	1.6	52.5	0.2	100.0

注) 個人票により集計している。

この「過去1年間に医療機関の受診、治療が必要な病気やケガをした者のうち、受診・治療をしなかったことがある者」の割合を前回調査結果と比較して示したのが図表XV-3である。受診や治療が必要と思われる病気やけがをした際に実際に必要な受診、治療をしなかつ

た者は前回調査よりも 2.0%ポイント増加していた。

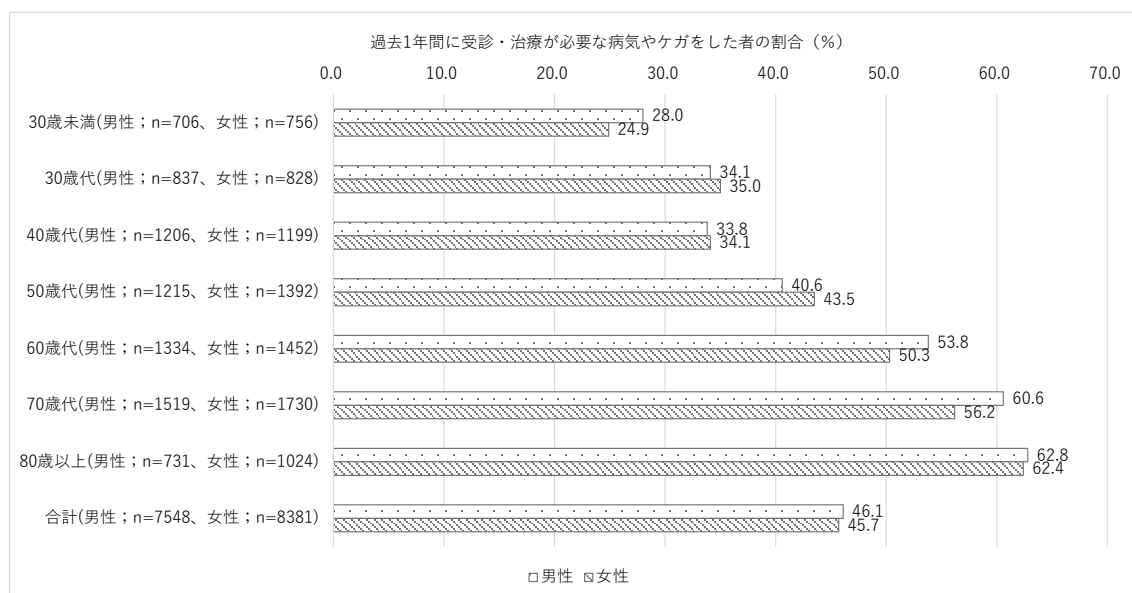
図表 XV-3 受診や治療が必要と思われる病気やけがをした際に  
実際に必要な受診、治療をしなかった者の割合 (%)

	今回 (2022年)			前回 (2017年)		
	人数 (人)	比率 (%)	比率の分母 (人)	人数 (人)	比率 (%)	比率の分母 (人)
過去1年間に受診・治療が必要な病気やケガをした者	7,316	45.9	15,929	9,389	47.4	19,800
過去1年間の病気やケガをした際に受診・治療をしなかったことがある者	850	5.3	15,929	662	3.3	19,800

注) 個人票により集計している。不詳・非該当・無回答を含む。

性・年齢階級別に過去 1 年間の受診や治療が必要と思われる病気やケガをした者の割合を見たのが図表 XV-4 である。年齢が高くなるほど過去 1 年間に受診や治療が必要と思われる病気やケガをする割合が高くなるのがわかる。また、30 歳代～50 歳代を除いて男性の方が女性よりもその割合が高いこともわかる。

図表 XV-4 性・年齢階級別過去 1 年間の受診や治療が必要と思われる  
病気やケガをした者の割合 (%)



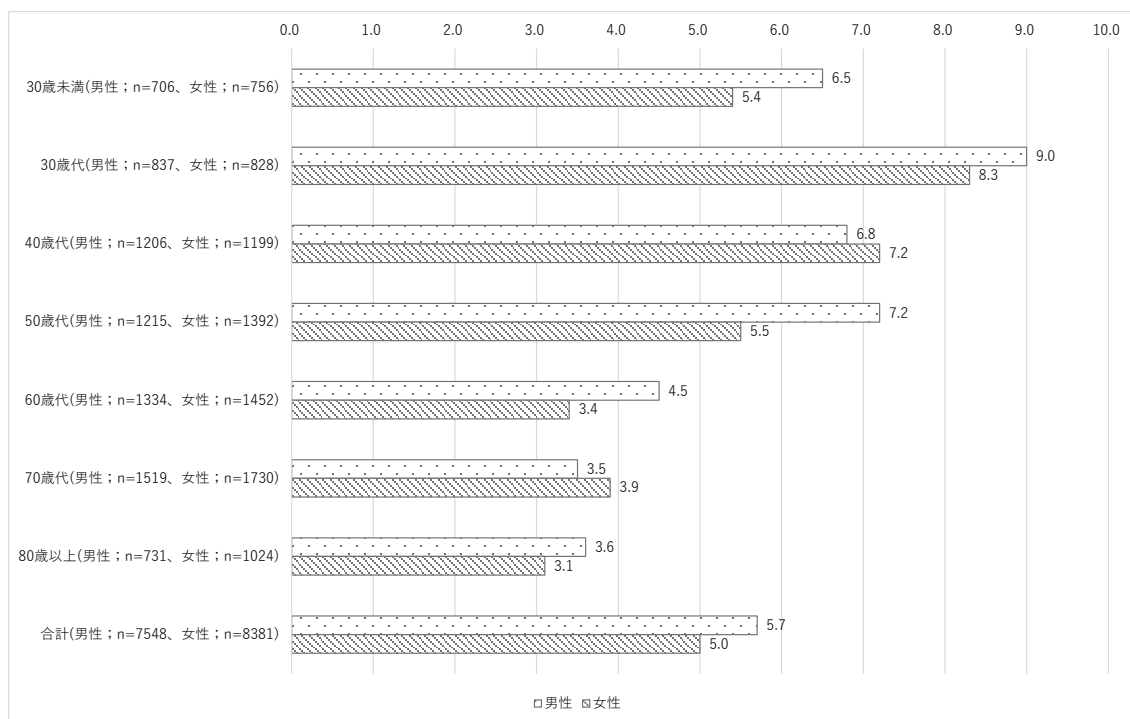
注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

必要な医療機関の受診、治療をしなかったことがあるとしている者について性・年齢階級別に調査回答者数に対する割合を見ているのが図表 XV-5 である。30 歳代においてその割



合が最も大きく男性で9.0%、女性で8.3%であった。それよりも高い年齢層ではその割合は小さくなっていく。

図表 XV-5 性・年齢階級別受診や治療が必要と思われる病気やけがをした際に実際に必要な受診、治療をしなかった者の割合 (%)

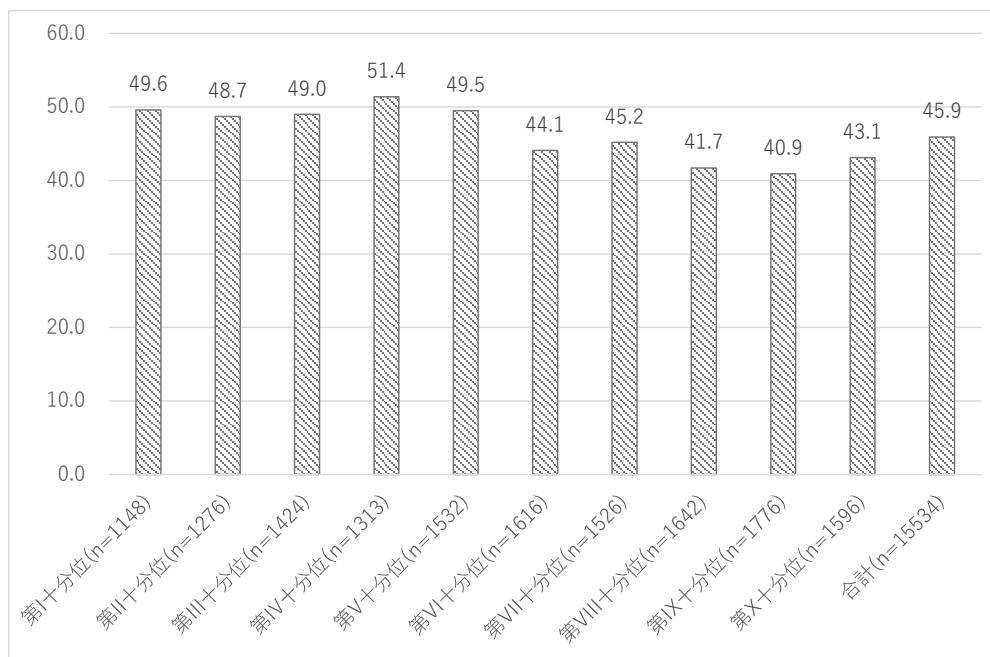


注) 個人票により集計している。分母に不詳・非該当・無回答を含む。

世帯票と個人票を連結した上で、等価可処分所得階級別に過去1年間の病気やケガをした者の割合を見たのが図表 XV-6 である。等価可処分所得階級第 I 十分位から第 V 十分位までは50%前後であるが、それよりも上の所得階級ではそれよりも低く、約40%~45%の水準となっていた。

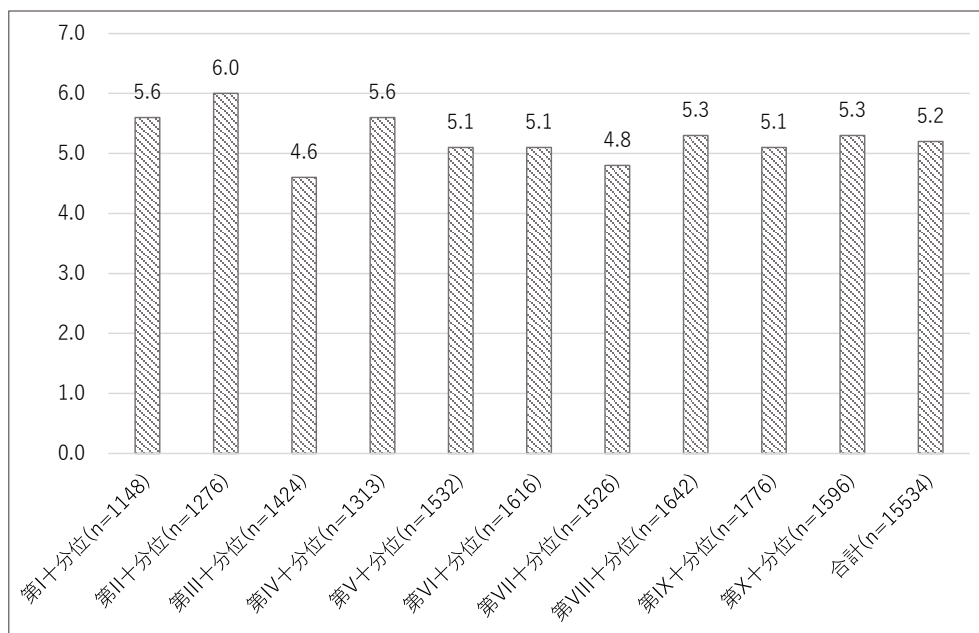
同様にして、等価可処分所得階級別に受診や治療が必要と思われる病気やけがをした際に実際に必要な受診、治療をしなかった者の、調査回答者数に対する割合を算出したのが図表 XV-7 である。第 II 十分位において6.0%、第 I 十分位、第 IV 十分位において5.6%となっているが、他の所得階級でも5%を超える水準となっていることも多く、所得階級間で大きな差があるとは言えない。

図表 XV-6 等価可処分所得階級別過去1年間の病気やケガをした者の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

図表 XV-7 等価可処分所得階級別受診や治療が必要と思われる病気やけがをした際に実際に必要な受診、治療をしなかった者の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に不詳・非該当・無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

## 2 過去 1 年間の健康診断の未受診

個人票問 6 においては、過去 1 年間の健康診断の受診経験について尋ねている。男女合計では、健康診断を受診しなかった者の割合は 31.3%、男性計では 28.1%、女性計では 34.2%であった（図表 XV-8）。男女計では 1.6%ポイントだけ前回 2017 年調査時点の未受診率よりも上回っている結果となった。

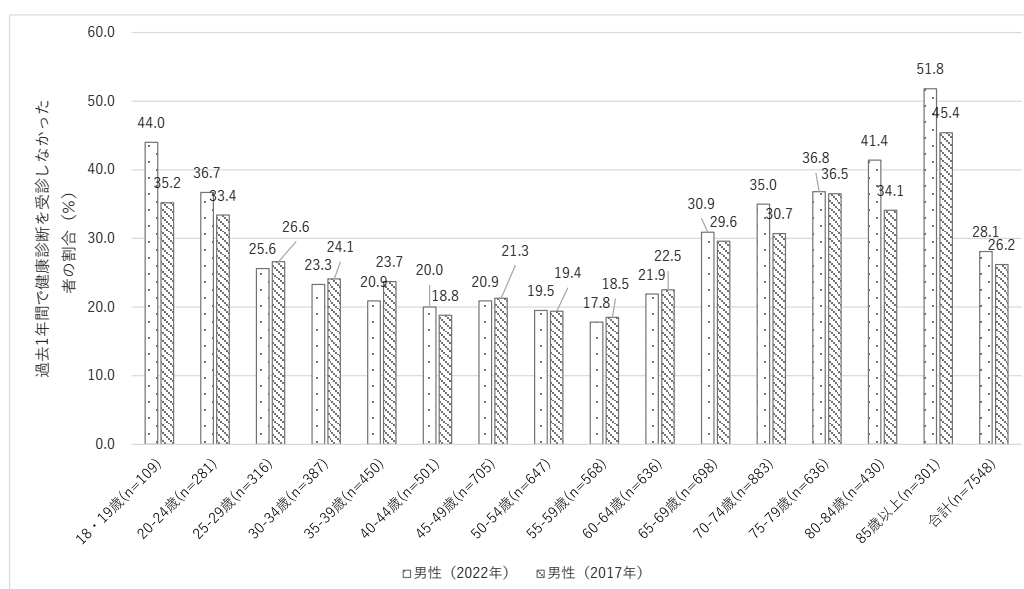
図表 XV-8 健康診断未受診率（%）

	受診した	受診しなかった	無回答	合計	未受診率（%）	前回未受診率（%）
男女計	10,712	4,986	231	15,929	31.3	29.7
男性	5,325	2,122	101	7,548	28.1	26.2
女性	5,387	2,864	130	8,381	34.2	32.8

注) 個人票により集計している。

年齢階級別に見ると、健康診断未受診率が前回調査の数値よりも高くなっているようにも見えるが、サンプルサイズや差の大きさを考慮すると、70-74 歳 (35.0% : 2022 年、30.7% : 2017 年)、80-84 歳 (41.4% : 2022 年、34.1% : 2017 年)、85 歳以上 (51.8% : 2022 年、45.4% : 2017 年) など限られた年齢階級でのみ前回調査と比較して未受診率が高かったと言えよう（図表 XV-9）。

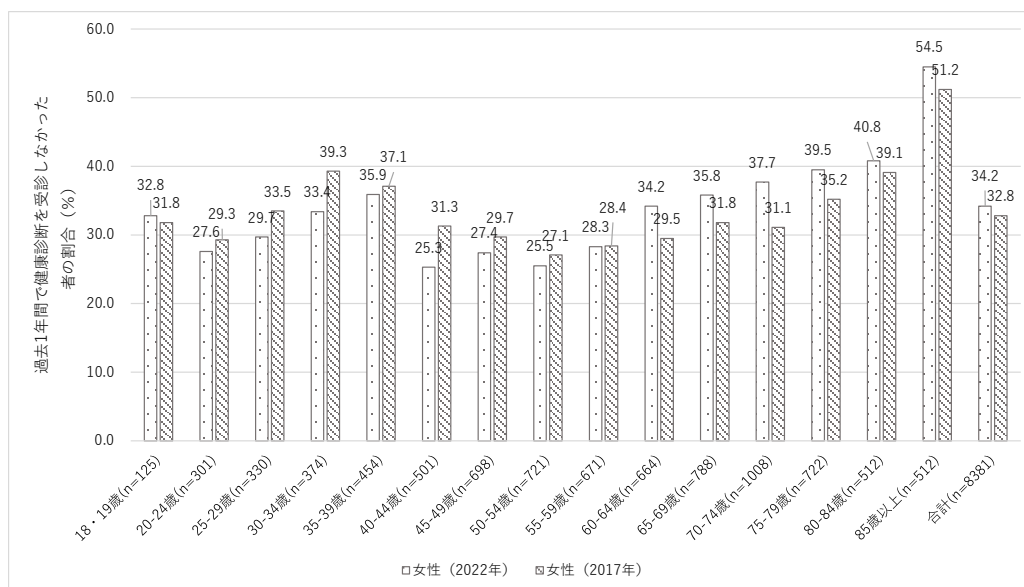
図表 XV-9 年齢階級別健康診断未受診率（男性；%）



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。年齢階級ごとの n は 2022 年調査におけるサンプルサイズである。

女性もほぼ同様に 60-64 歳階級及び 70-74 歳階級など限られた年齢層において、健康診断未受診率が前回調査よりも高かった（図表 XV-10）。

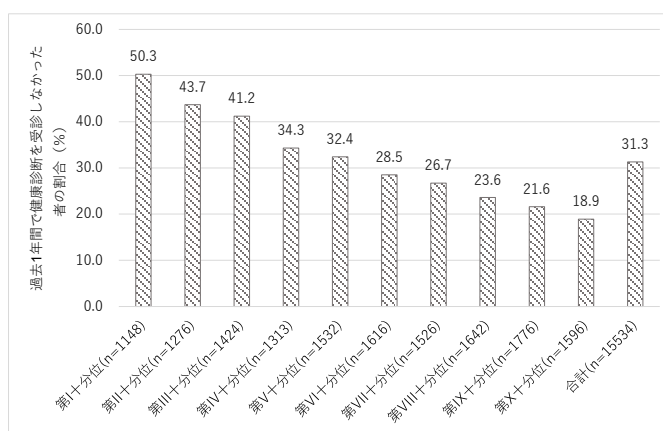
図表 XV-10 年齢階級別健康診断未受診率（女性；％）



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。年齢階級ごとの n は 2022 年調査におけるサンプルサイズである。

図表 XV-11 は等価可処分所得階級別の健康診断未受診率である。等価可処分所得階級第 I 十分位では受診していない割合が 50.3%に達している。等価可処分所得が高くなるほど未受診率は低下し、第 X 十分位では 18.9%であった。

図表 XV-11 所得階級別健康診断未受診率（％）



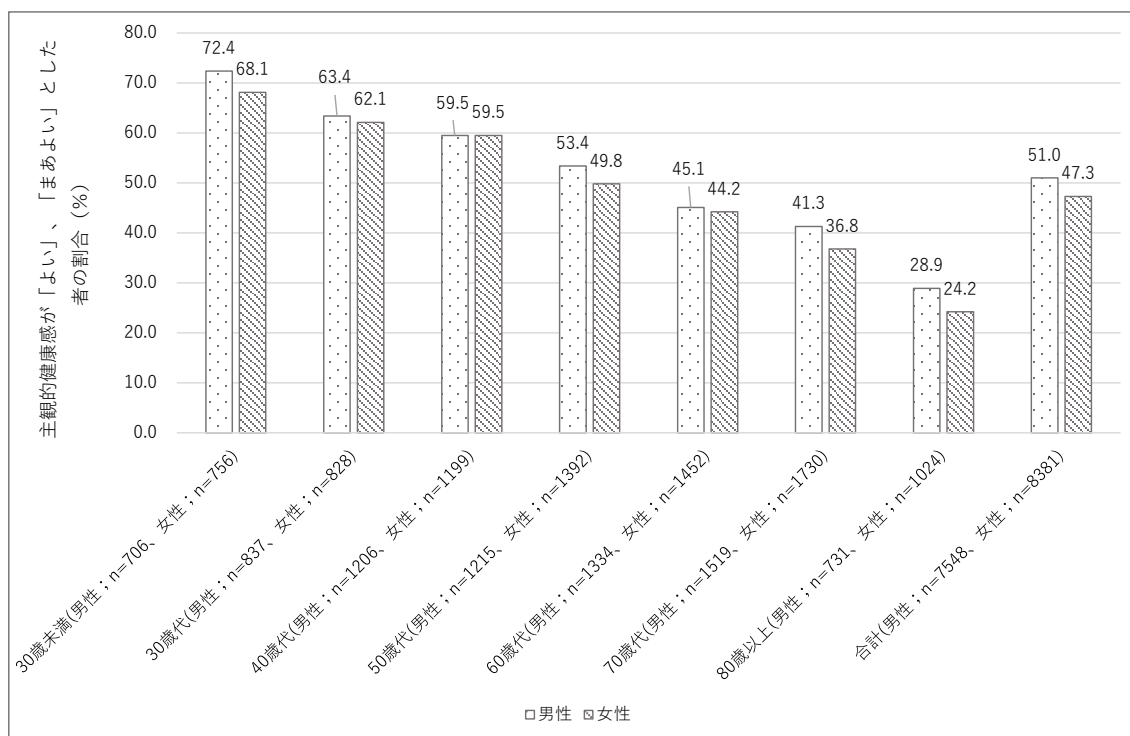
注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に不詳・非該当・無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

### 3 幾つかの指標に見る健康状態

#### (1) 主観的健康感

個人票問1において現在の健康状態をよい、まあよい、ふつう、あまりよくない、よくないの5段階にて質問している。これに対して「よい」ないしは「まあよい」とした割合を性・年齢階級別に示したのが図表 XV-12 である。男性全体で 51.0%、女性全体で 47.3%の者が「よい」ないしは「まあよい」としていた。年齢階級別に見ると、男女ともに 30 歳未満において、「よい」ないしは「まあよい」とした割合が最も大きく、男性は 72.4%、女性は 68.1%であった。年齢が高まるほどその割合は低下し、80 歳以上では男性では 28.9%、女性は 24.2%であった。

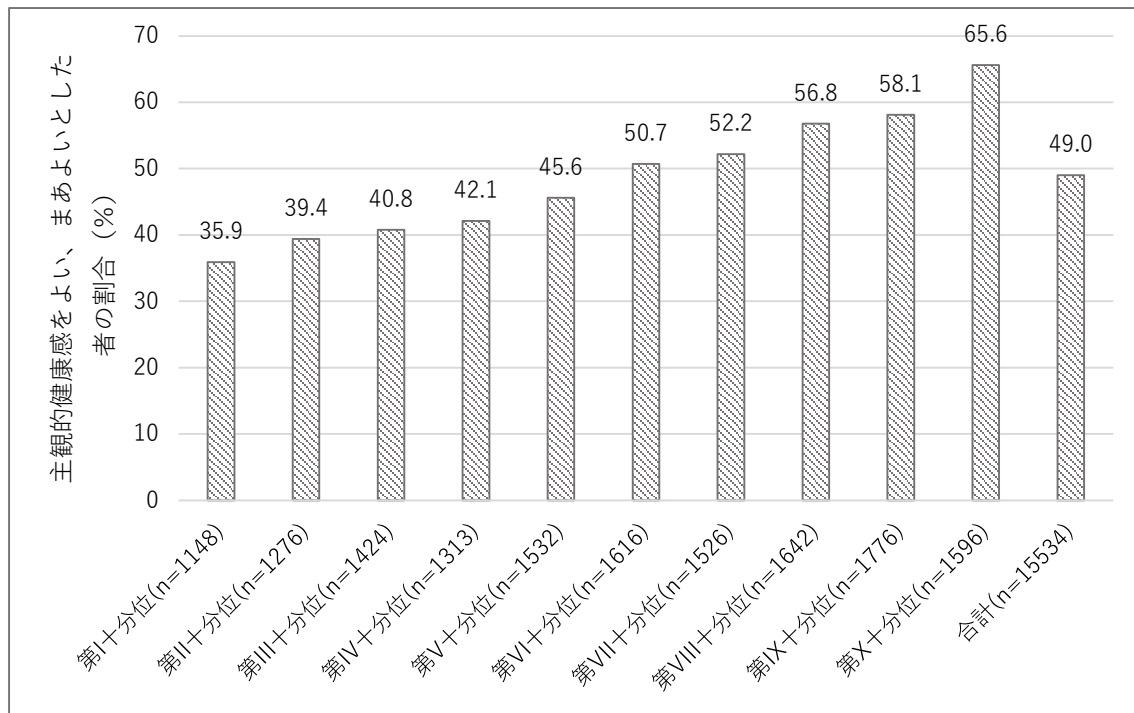
図表 XV-12 性・年齢階級別主観的健康感を「よい」・「まあよい」と回答した者の割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

所得階級別に「よい」ないしは「まあよい」とした割合を示したのが図表 XV-13 である。第 I 十分位では「よい」ないしは「まあよい」とした割合は 35.9%であったが、所得が高くなるほど一貫してその割合は高く、第 X 十分位においては 65.6%となっていた。

図表 XV-13 所得階級別主観的健康感を「よい」・「まあよい」と回答した者の割合 (%)



注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

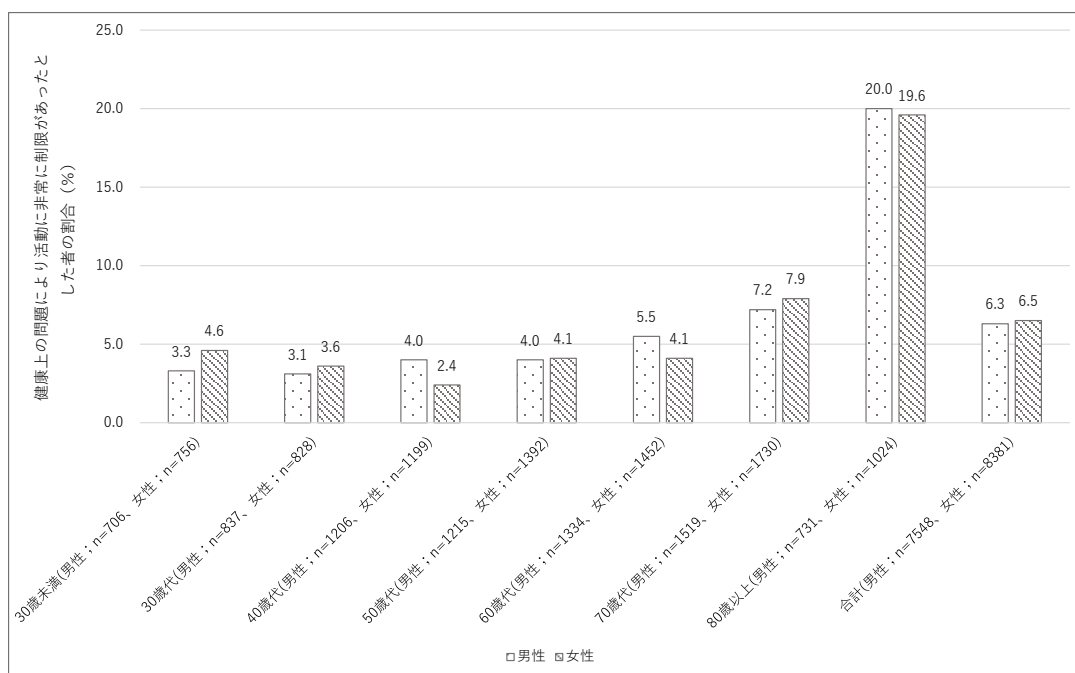
## (2) 健康上の問題による活動制限

個人票問2では「あなたには、過去6か月以上にわたって、周りの人が通常おこなっているような活動について、あなた自身の健康上の問題による制限がありましたか」と質問している。回答の選択肢は「1 非常に制限があった」、「2 制限はあったがひどくはなかった」、「3 まったく制限はなかった」の3つである。この問2に対して、非常に制限があったと回答した者の割合を性・年齢階級別に見たのが図表 XV-14 である。

非常に制限があったと回答しているのは、男性合計では 6.3%、女性合計では 6.5%であった。30 歳未満から 60 歳代までは男女ともに 6%を下回っていた。70 歳代では男性では 7.2%、女性では 7.9%とそれぞれ平均値を超え、80 歳以上では男性は 20.0%、女性は 19.6%と相対的に高い水準となっていた。

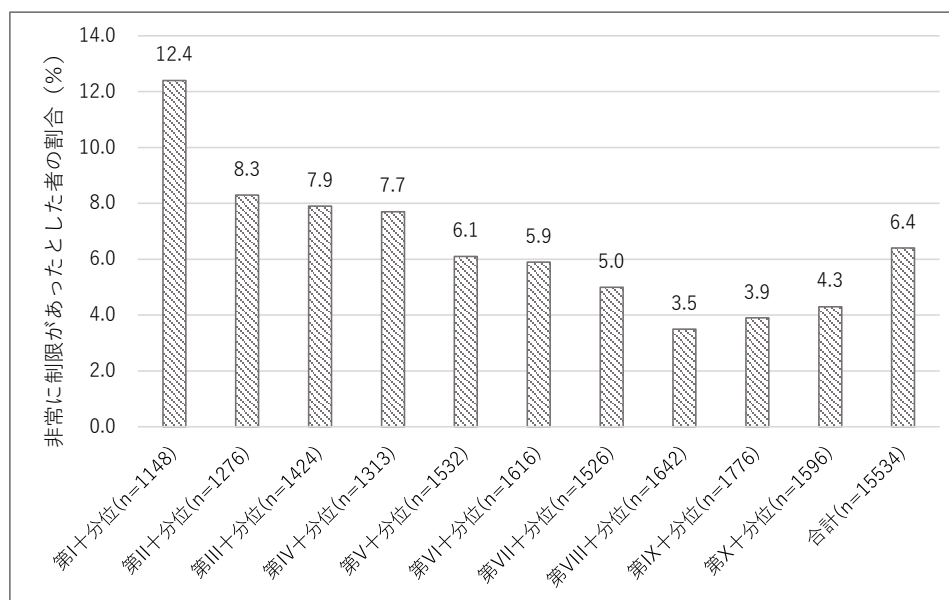
同様に、非常に制限があったと回答した者の割合を等価可処分所得階級別に見たのが図表 XV-15 である。最も低い等価可処分所得階層である所得第 I 十分位においては、12.4%が健康上の問題により非常に制限があったと回答していた。第 II 十分位から第 IV 十分位までは約 8%前後、第 V 十分位と第 VI 十分位では約 6%前後、第 VII 十分位以降では 5.0%ないしはそれよりも低い水準と、世帯の等価可処分所得が高いほど非常に制限があったと回答した者の割合が低かった。

図表 XV-14 性・年齢階級別健康上の問題により非常に制限があったと回答した者の割合 (%)



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

XV-15 等価可処分所得階級別健康上の問題により非常に制限があったと回答した者の割合 (%)



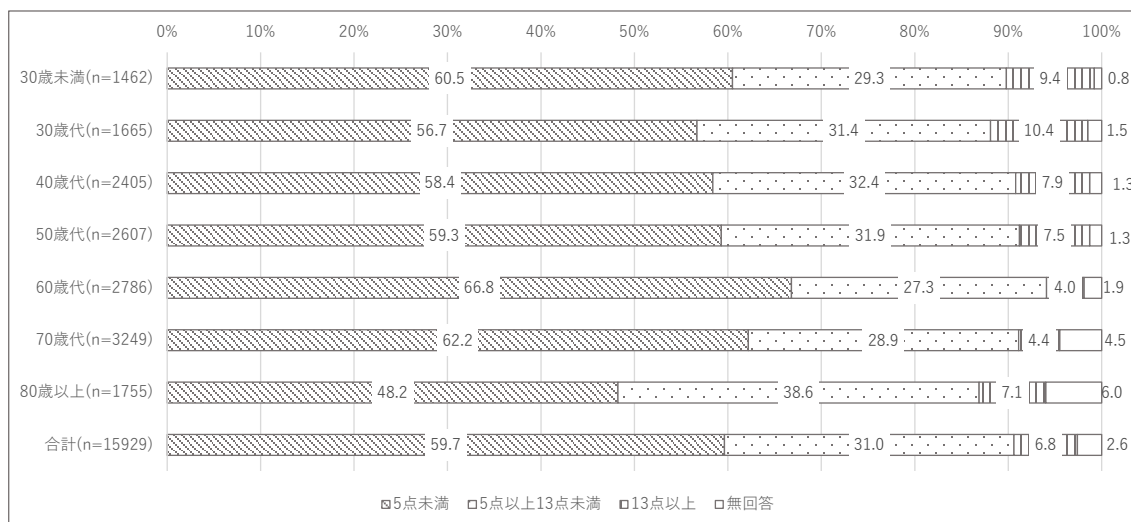
注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

### (3) こころの健康

個人票問 4 ではこころの健康状態について、それぞれ 5 つの選択肢から構成される 6 つの設問によって質問している。6 項目は「神経過敏に感じましたか」、「絶望的だと感じましたか」、「そろそろ落ち着かなく感じましたか」、「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」、「何をしても骨折りだと感じましたか」、「自分は価値のない人間だと感じましたか」である。これらの質問項目それぞれについて共通の 5 つの選択肢；「いつも」、「たいてい」、「ときどき」、「少しだけ」、「まったくない」が与えられている。回答者は各項目の質問それぞれについて 5 選択肢のうちの一つを選んで回答する。

回答結果については、「いつも」を 4 点、各選択肢について 1 点刻みで評価し、「まったくない」を 0 点とする。6 項目あるため、この設問を完答している各回答者は最大で 24 点、最小で 0 点を与えられることとなる。この点数は点数が大きいほどこころの健康状態が悪いものとして評価される。ここでは、5 点、13 点という値をこころの健康状態を評価する区切りの点数（閾値）として使用する。本調査結果において、その閾値を用いて年齢階級別にこころの健康状態について見たのが図表 XV-16 である。点数が 5 点未満であるものは 30 歳未満～70 歳代までは 6 割前後であるが、80 歳以上では 48.2% と半数を割り込む。5 点以上 13 点未満の者の割合は 70 歳代以下では 30% 前後であるが、80 歳以上では 38.6% となる。13 点以上の者は 30 歳未満、30 歳代では 10% 前後であるが、それ以上の年齢では年齢が高くなるほどその割合は低下する。80 歳以上では 7.1% とやや高くなっていた。

図表 XV-16 年齢階級別こころの健康状態別の人数割合（%；男女計）



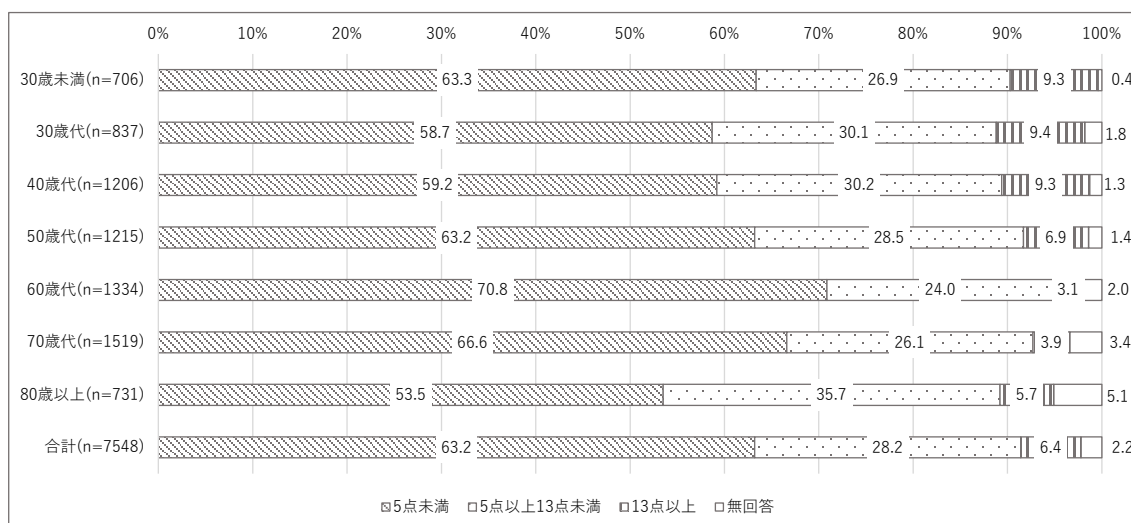
注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

男性について年齢階級別にこころの健康状態について見たのが図表 XV-17 である。各年齢階級において、男女計よりも点数が 5 点未満である者の割合が相対的に大きかった。他方で、5 点以上 13 点未満の者の割合は各年齢階級で男女計よりも低く、かつ、13 点以上の



者の割合も40歳代を除けば低かった。この結果、各年齢階級において基本的には男性の方が女性よりも相対的にこころの健康状態が良い状態であった。

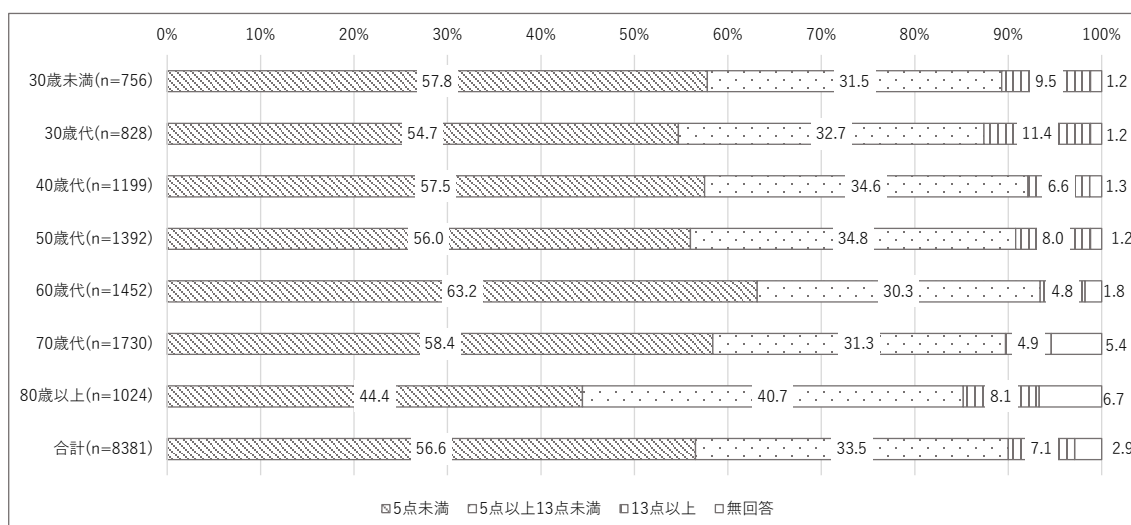
図表 XV-17 年齢階級別こころの健康状態別の人数割合（%；男性）



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

女性について年齢階級別にこころの健康状態を見たのが図表 XV-18 である。男性よりも5点未満の者の割合が少ないが、60歳代で5点未満の者の割合が最も大きくなるのは男性と共通であり、それより年齢が高いほど5点未満の者の割合は小さくなることも共通である。

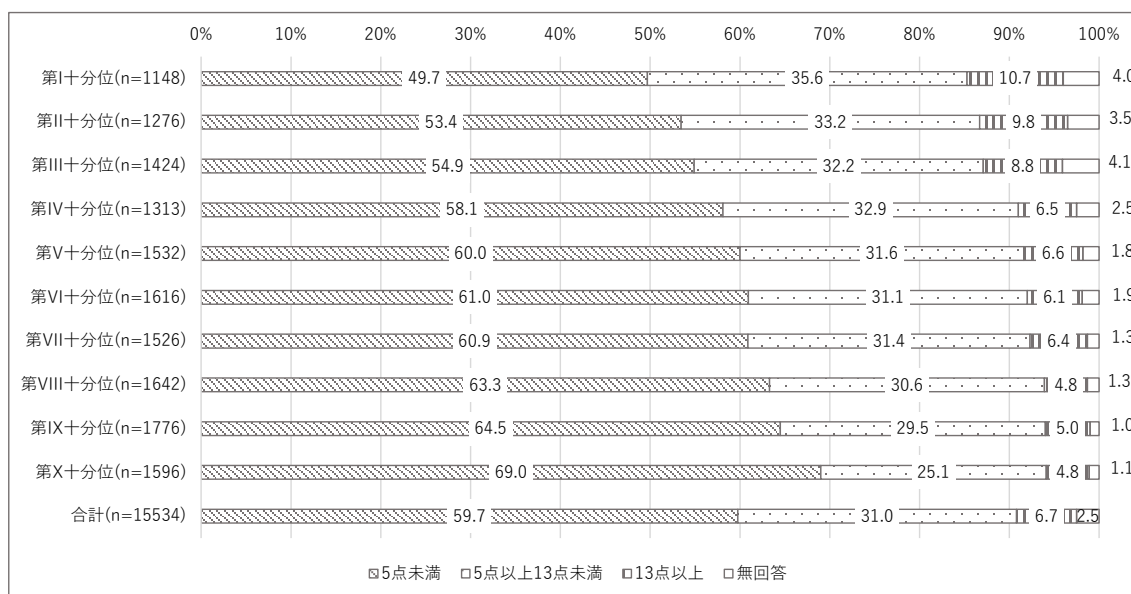
図表 XV-18 年齢階級別こころの健康状態別の人数割合（%；女性）



注) 個人票により集計している。分母に無回答を含む。

等価可処分所得階級別にこころの健康状態を見たのが図表 XV-19 である。等価可処分所得が最も低い第 I 十分位において 5 点未満の者の割合が最も小さく、49.7%であった。所得階級が高くなるほど 5 点未満の者の割合は大きくなり、所得第 X 十分位においては 69.0%となっていた。5 点以上 13 点未満者の割合は第 I 十分位：35.6%、第 X 十分位：25.1%、13 点以上の者は第 I 十分位：10.7%、第 X 十分位：4.8%とそれぞれ所得が高いほど割合が小さくなっていた。

図表 XV-19 等価可処分所得階級別こころの健康状態別の人数割合 (%)



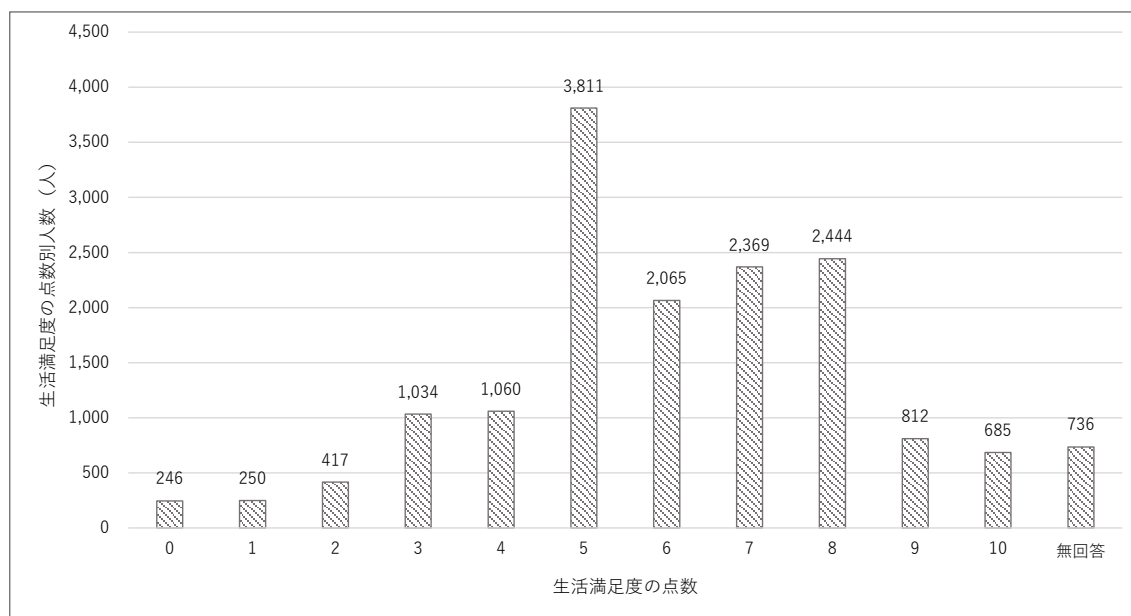
注) 世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

## XVI 生活満足度、暮らし向き、余暇時間の状況

### 1 生活満足度の状況

個人票問 28 (2) において生活満足度について、「全体的にみて、あなたは今の生活にどのくらい満足していますか。0を「まったく満足していない」、10を「非常に満足している」とすると、どのくらいの数字になりますか(数字に0を1つ。)」として質問している。この結果を男女あわせて点数階級ごとに示したのが図表 XVI-1 である。5点と回答した者が最も多く、3,811人であった。ついで8点の2,444人、7点の2,369人、6点の2,065人と続く。合計15,929人から無回答の者を除外して点数分布から平均点を計算すると5.9点であった。

図表 XVI-1 点数別生活満足度



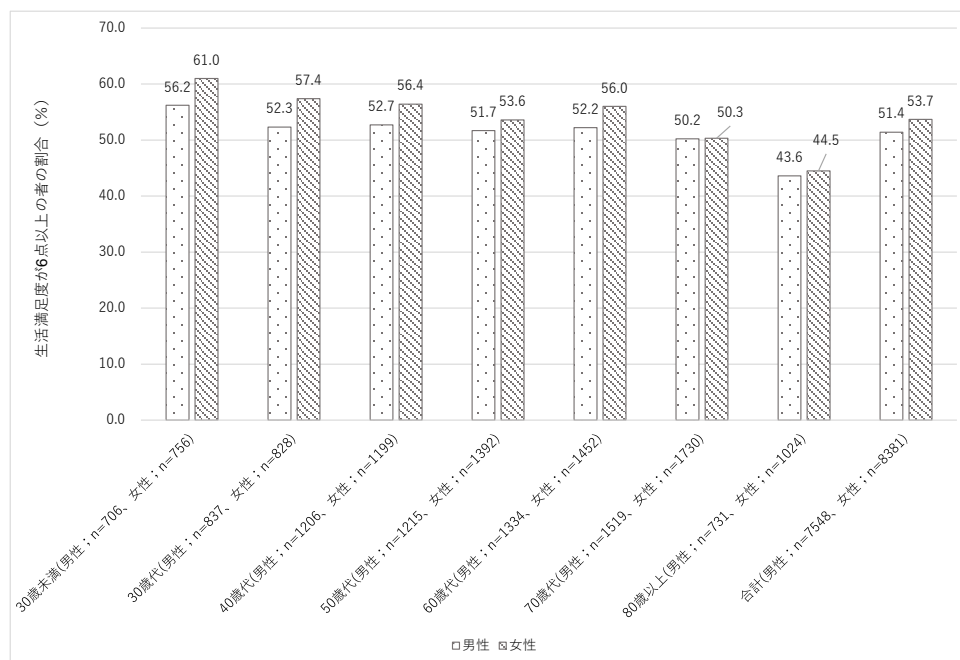
注：個人票により集計している。

性・年齢階級別に平均点5.9点を超えた人数、すなわち生活満足度が6点以上の者の割合を、相対的に生活満足度の高い者の割合、として算出して示したのが図表 XVI-2 である。男性全体：51.4%、女性全体：53.7%と女性の方が相対的に生活満足度の高い者の割合が大きかった。年齢階級別に見ると、男女ともに30歳未満においてその割合が最も大きく、男性では56.2%、女性では61.0%であった。80歳以上は生活満足度の高い者の割合が最も小さく、男性は43.6%、女性では44.5%であった。

世帯票と個人票を接続し、世帯の所得階級別に相対的に生活満足度の高い者の割合を示したのが図表 XVI-3 である。全世帯平均で52.6%であるが、第II十分位にてその割合が最も小さく、36.1%と3人に1人程度であったが、第X十分位にて最も大きく75.6%と、4人

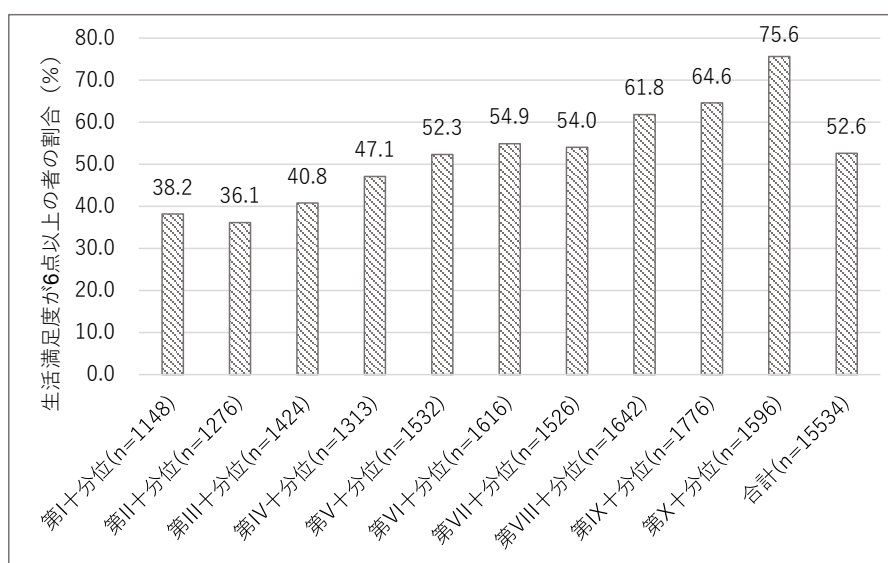
に 3 人の割合であった。第 I 十分位の方が第 II 十分位よりも相対的に生活満足度の高い者の割合が多く 38.2%であったが、所得が高いほど生活満足度を相対的に高く評価する者の割合が大きい傾向にあった。

図表 XVI-2 性・年齢階級別相対的に生活満足度の高い者の割合 (%)



注：個人票により集計している。分母に無回答を含む。

図表 XVI-3 所得階級別相対的に生活満足度の高い者の割合 (%)

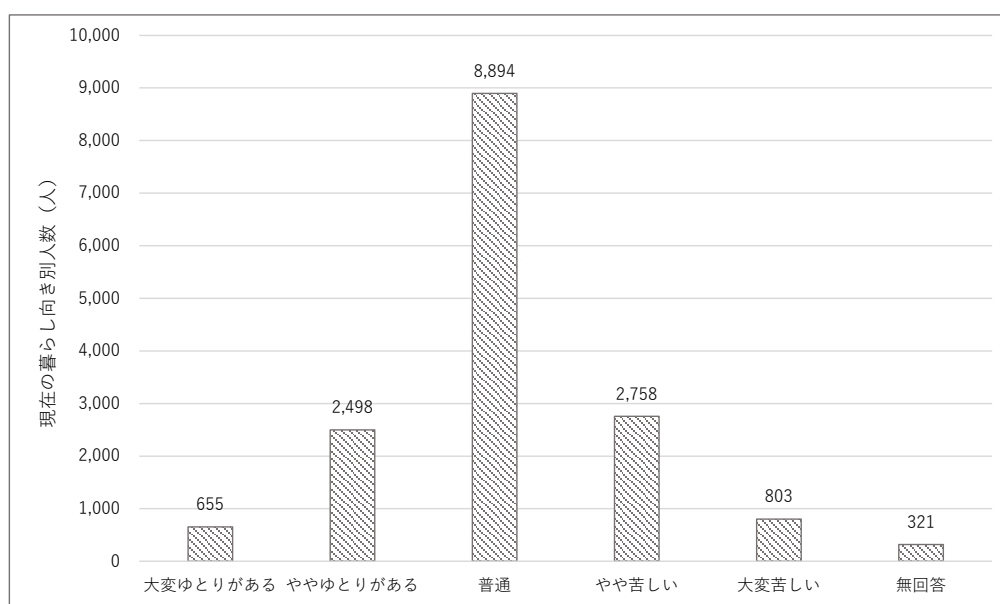


注：世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

## 2 現在の暮らし向き状況

個人票問 18 (1) ①A において、あなたの現在の暮らし向きについて、1 大変ゆとりがある、2 ややゆとりがある、3 普通、4 やや苦しい、5 大変苦しいの 5 件法で質問している。男女計 (15,929 人) について無回答を含めてその回答状況を示したのが図表 XVI-4 である。普通と回答した者が最も多く、8,894 人であった。ついで、やや苦しいの 2,758 人と続いた。男女あわせて「大変ゆとりがある」(655 人) ないしは「ややゆとりがある」(2,498 人) と回答した者の割合、すなわち相対的に暮らし向きが良いとした者の、無回答を含む全体 (15,929 人) に対する割合は 19.8% であった。

図表 XVI-4 現在の暮らし向き状況 (人)



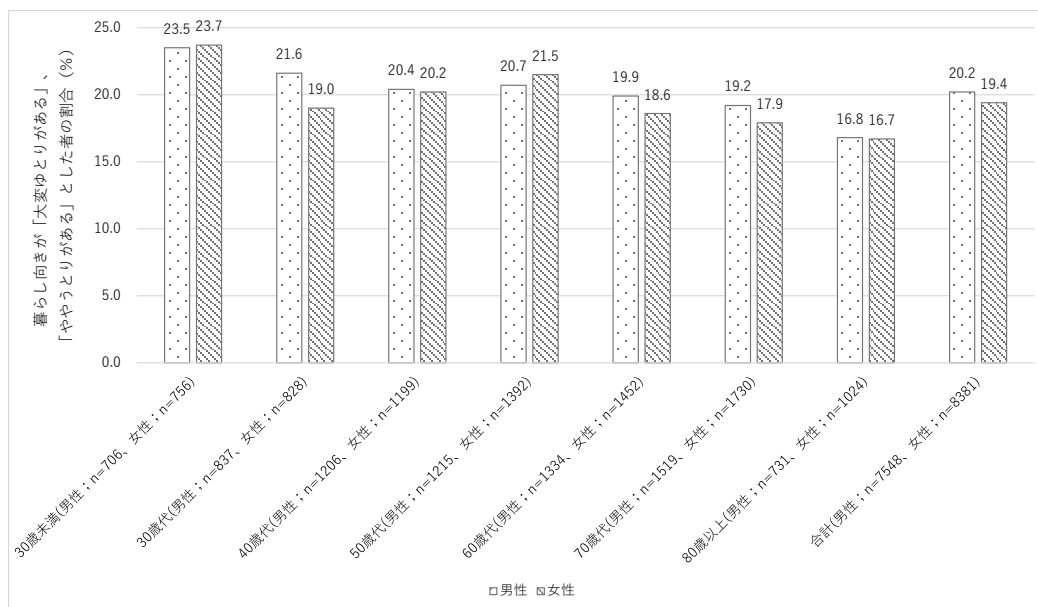
注：個人票により集計している。

現在の暮らし向きについて、「大変ゆとりがある」ないしは「ややゆとりがある」と回答した者の割合、すなわち相対的に暮らし向きが良いとした者の割合、を性・年齢階級別に示したのが図表 XVI-5 である。男性全体の平均は 20.2%、女性全体の平均は 19.4% であった。年齢階級別に見ると、男性では 30 歳未満で最もその割合が大きく 23.5% であり、女性も同様に 30 歳未満で最もその割合が大きく 23.7% であった。最も割合が小さいのは男性では 80 歳以上であり 16.8%、女性も 80 歳以上であり 16.7% であった。男女ともにおおよそ緩やかに年齢が高いほど相対的に現在の暮らし向きを良いとする者の割合が小さくなっていった。

世帯票と個人票を接続し、世帯の所得階級別に相対的に暮らし向きが良いとした者の割合を示したのが図表 XVI-6 である。調査対象者全体では相対的に現在の暮らし向きを良いとする者の割合は 19.7% であった。最も割合が大きかったのは第 X 十分位で 51.3% であり、半数以上が相対的に現在の暮らし向きを良いとしていた。次いで第 IX 十分位の 28.8% であ

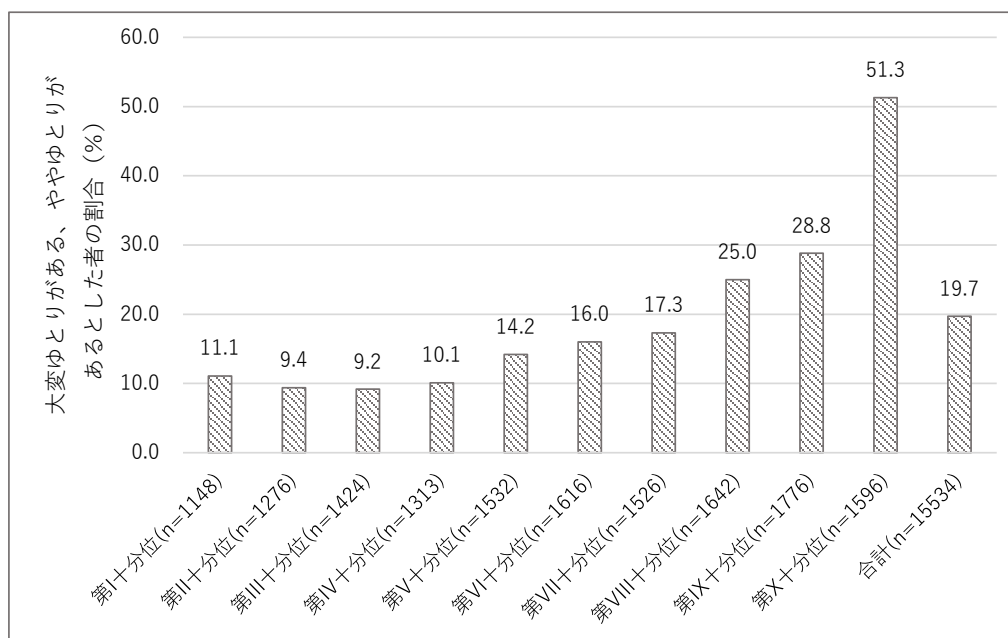
った。最も割合が小さかったのは第Ⅲ十分位で9.2%、次いで第Ⅱ十分位の9.4%、第Ⅲ十分位の10.1%、第Ⅰ十分位の11.1%と続いていた。

図表 XVI-5 性・年齢階級別相対的に暮らし向きが良いとした者の割合 (%)



注：個人票により集計している。分母に無回答を含む。

図表 XVI-6 所得階級別相対的に暮らし向きが良いとした者の割合 (%)

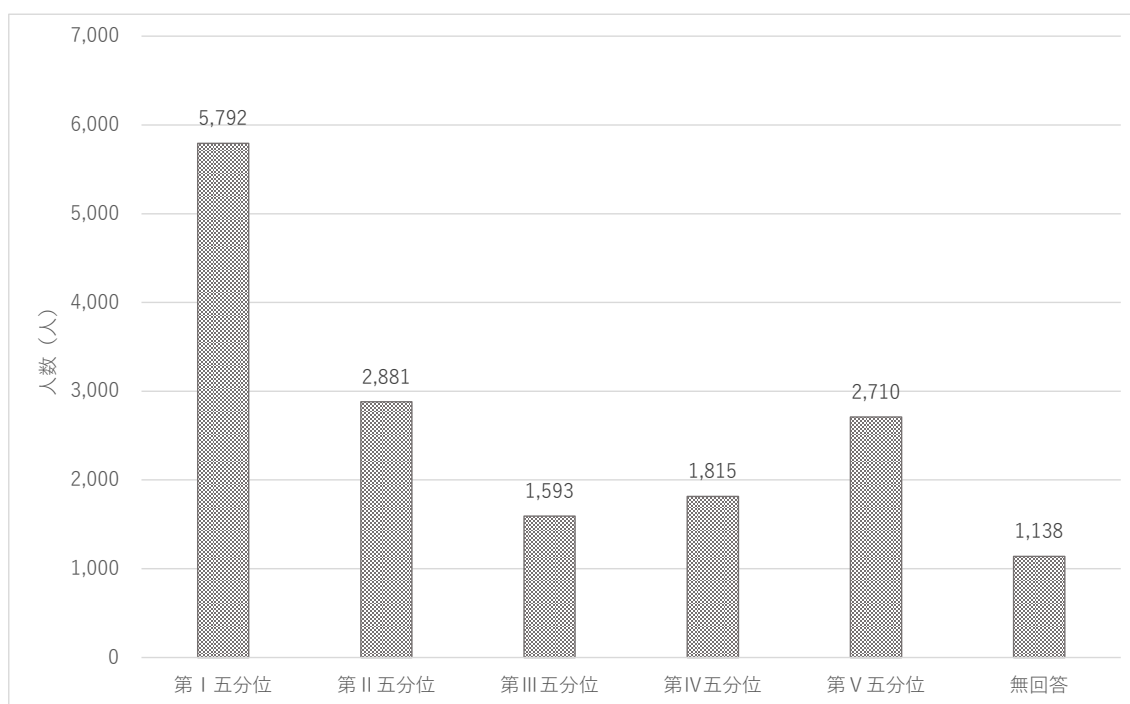


注：世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。

### 3 余暇時間の状況

個人票問 23 において、「あなたは普段の生活の中で、趣味や余暇などリフレッシュのために自由に使える時間が、平均すると 1 日にどのくらいありますか。」と質問している。回答としては 0～24 時間が許容される。回答された余暇時間を五分位に分けてその人数分布を見たものが図表 XVI-7 である。余暇時間については特定の値に回答が固まる傾向があり、分位ごとの人数の偏りは除去し難いところもある。その上で、余暇時間が最も少ない第 I 五分位にある者の割合を性・年齢階級別に示したものが図表 XVI-8 である。

図表 XVI-7 余暇時間の階級別の人数（人）

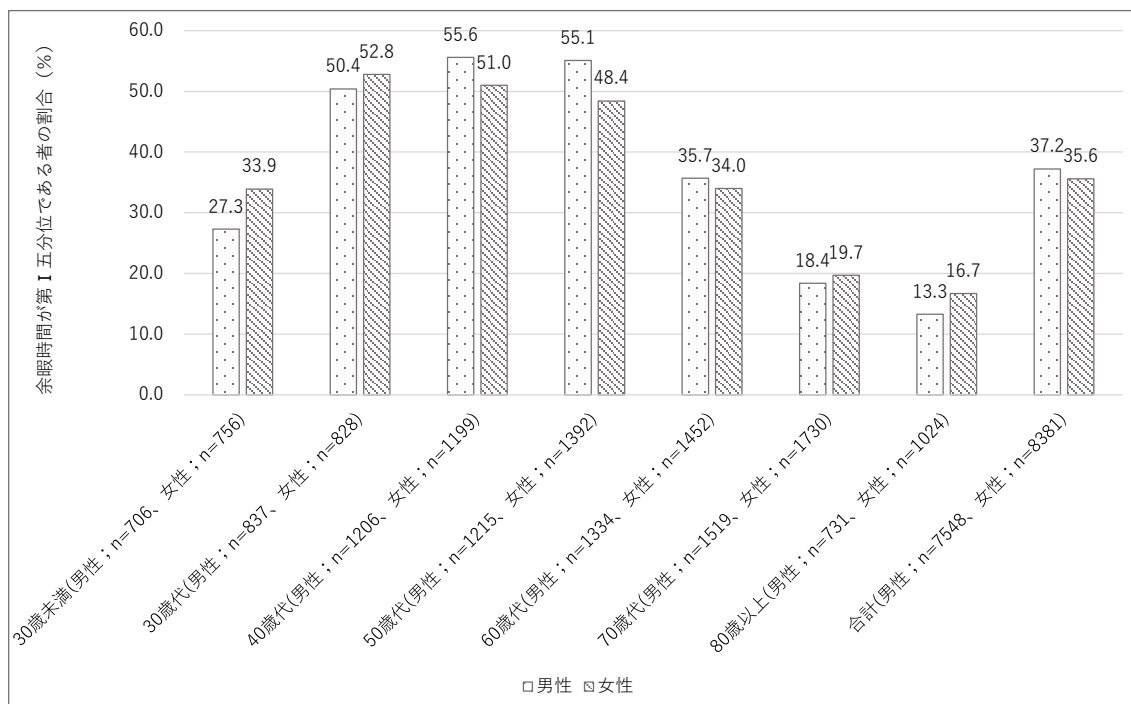


注：個人票により集計している。

余暇時間が第 I 五分位であることは余暇時間が相対的に短いことを意味するが、男性全体では 37.2%、女性全体では 35.6%が該当した。その上で、年齢階級別に見ると、男性では 40 歳代の者が最も該当する割合が大きく 55.6%であった。女性では 30 歳代で該当する割合が最も大きく、52.8%であった。男女それぞれその年齢よりも高い年齢では該当する割合が低くなり、80 歳以上では男性：13.3%、女性：16.7%となっていた。

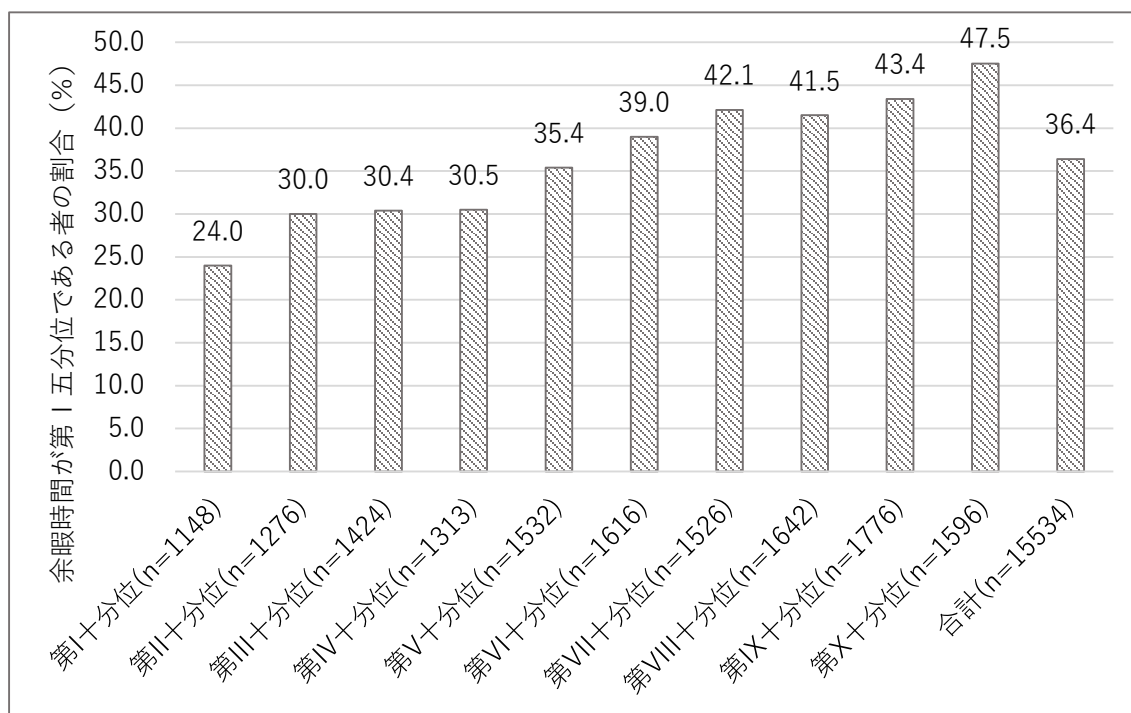
余暇時間が第 I 五分位にある者の割合を所得階級別に示したものが図表 XVI-9 である。全体の該当割合は 36.4%であった。最も該当する割合が低いのは所得階級第 I 十分位であり、24.0%とほぼ 4 人に一人が該当する状況であった。おおよそ、所得が高いほど余暇時間が第 I 五分位にある者の割合は大きい傾向があり、第 X 十分位では 47.5%と半数近くの者が第 I 五分位に該当する状況となっていた。

図表 XVI-8 性・年齢階級別余暇時間が第1五分位である者の割合 (%)



注：個人票により集計している。分母に無回答を含む。

図表 XVI-9 所得階級別余暇時間が第1五分位である者の割合 (%)



注：世帯票及び個人票により集計している。分母に無回答を含む。合計に世帯所得不明の者を含むが、世帯票情報が利用可能でない者を含まない。



## 調査関係資料

- ・実施要綱
- ・調査事務要領
- ・調査の手引き
- ・単位区世帯名簿
- ・調査票（世帯票、個人票）
- ・調査票記入例（世帯票、個人票）
- ・ログイン ID 等用紙
- ・調査票の回答・提出方法のご案内
- ・調査ご協力のお願い（被調査者）
- ・調査ご協力のお願い（自治体・町内会・マンション管理人等への周知用）

## 主要結果表リスト

- 1 単純集計結果表
- 2 クロス集計結果表



## 生活と支え合いに関する調査 実施要綱

### 1 調査の目的および意義

「生活と支え合いに関する調査」は、世帯内外での支え合いと多様な個人の自助・自立の実態を主要な題材とした調査である。具体的には、人々の生活、家族関係と社会経済状態及び相対的剥奪の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会ネットワークなどの私的な支援とが果たしている機能を精査する。それにより、年金、医療、介護などの社会保障制度の喫緊の課題のみならず、その長期的なあり方と、社会保障制度の利用と密接に関わる個人の社会参加のあり方を検討するための基礎的資料を得ることを目的として実施する。

### 2 調査の対象および客体

全国の世帯主および世帯員が対象である。令和4年国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査地区内のすべての世帯の世帯主および18歳以上の世帯員を調査の客体とする。

### 3 調査の期日

令和4（2022）年7月1日

### 4 主な調査事項

- (ア) 世帯の属性
- (イ) 世帯主および世帯員の社会保障制度とのかかわり
- (ウ) 世帯主および世帯員の家族・コミュニティ等における相互扶助に関する意識と実態の事項
- (エ) 世帯主および世帯員の職歴等の事項
- (オ) 世帯主および世帯員の生活状況に関する事項
- (カ) 剥奪指標<sup>(注)</sup>構築のための事項
- (キ) 世帯の居住の状況
- (ク) 世帯主および世帯員の自助・自立の実態

(注) その社会における必要最低限の生活を満たす項目の欠如の度合いを表すもの。

### 5 調査の方法

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省大臣官房統計情報部、都道府県、保健所を設置する市・特別区および保健所の協力を得て実施する。調査票の配布は調査員が行う。回収は、

(1) オンライン回収、(2) 郵送回収を先行して実施し、(3) 上記2つの経路で世帯票が回収されていない世帯に、調査員が回収のため訪問するという3つの経路で行う。郵送調査と調査員回収に関しては、密封回収形式をとる。調査票の記入は、紙媒体、オンラインともに世帯主及び18歳以上の世帯員による自計方式である。

### 6 集計および結果の公表

集計は国立社会保障・人口問題研究所が行い、結果の概要は令和5（2023）年8月頃、報告書は令和6年（2024年）3月頃公表の予定である。



2022年 社会保障・人口問題基本調査

生活と支え合いに関する調査

# 調査事務要領

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3

日比谷国際ビル6階

社会保障応用分析研究部（調査票の内容等）

TEL (03) 3595-2984 内線 4455, 4457

FAX (03) 3502-0636

総務課（事務手続き等）

TEL (03) 3595-2984 内線 4406, 4405

FAX (03) 3591-4816



# 目 次

第 1	生活と支え合いに関する調査の概要	1
第 2	今回の調査の特徴	2
第 3	調査のおおよその流れ	5
第 4	都道府県本庁における事務	8
第 5	指定都市・中核市本庁における事務	15
第 6	保健所設置市・特別区における事務	21
第 7	保健所における事務	27
第 8	調査員の設置と上手な活動の求め方	37
第 9	配布する調査票等送付物の取り扱いについて	41
第 10	コールセンターの設置について	45
第 11	ポスターの活用について	46
参考 1	生活と支え合いに関する調査 質疑応答集	47
参考 2	統計調査員の選考及び配置	61
参考 3	統計調査員の災害補償	63
(様式 1)	調査員証	64
(様式 2)	送付票	65



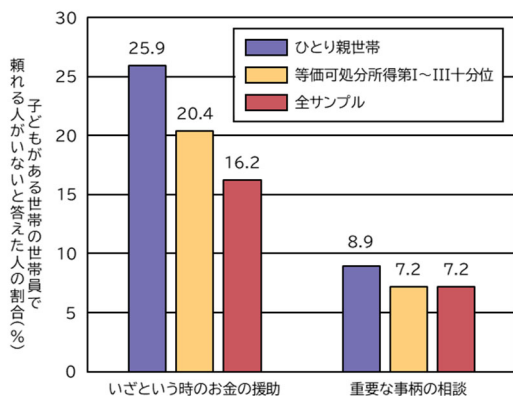


## 第1 生活と支え合いに関する調査の概要

- 「生活と支え合いに関する調査」は、人々の生活、家族関係と社会経済状態の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会ネットワークなどの私的な支援が果たしている機能を精査し、年金、医療、介護などの社会保障制度の喫緊の課題のみならずその長期的なあり方、社会保障制度の利用と密接に関わる個人の社会参加のあり方を検討するための基礎的資料を得ることを目的として5年に一回実施しています。
- 国民生活基礎調査の調査地区から無作為に抽出した300調査地区内のすべての世帯の世帯主および18歳以上の世帯員を、調査の対象としています。

### 1. 前回調査（2017年）の活用事例（その1）

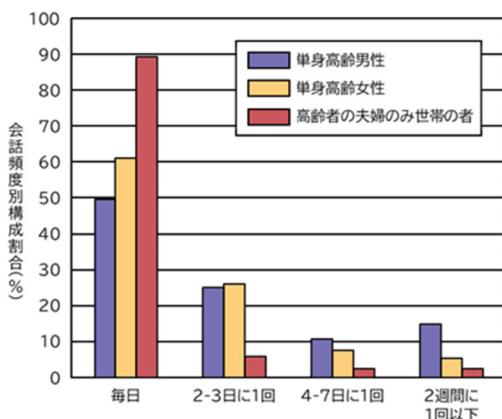
- 令和元年に策定された新たな「子供の貧困対策に関する大綱」では、子供の貧困対策の効果等を検証・評価するため、子供の貧困に関する指標が設定されています。「生活と支え合いに関する調査」からは「頼れる人の有無」などが指標として活用されています。



いざという時のお金の援助で頼れる人が「いない」と回答した者の割合は、ひとり親世帯、低所得で子どもがある世帯において高くなっています。また、重要な事柄の相談で頼れる人が「いない」と回答した者の割合は、ひとり親世帯で高くなっています。これらの結果は、子供の貧困対策に関する大綱の指標として使用されています。

### 2. 前回調査（2017年）の活用事例（その2）

- 高齢者などの孤立や孤独の問題が指摘されています。「生活と支え合いに関する調査」では男性単身高齢者で会話頻度が非常に低い孤立の状態にある人の割合が高いことが示されました。その他の結果も幅広く活用されています。



高齢者の会話の頻度は性別・世帯タイプ別に見ても、毎日が最も多くなっています。しかしながら、単身高齢男性においては会話頻度が2週間に1回以下である者が14.8%と、単身高齢女性や、高齢の夫婦のみ世帯の者よりも高くなっています。

## 第2 今回の調査の特徴

公的統計についてルールを定めている総務省の統計委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながらも、「将来にわたって高い品質の政府統計を安定的・継続的に作成・提供できるよう、これまで以上に、被調査者や統計調査員の安全性の確保や負担軽減を図りながら、適切に調査を実施できるよう、調査方法等の大胆な改善や、これに関する体制強化・見直しを重点的に進める必要がある」と建議しています。

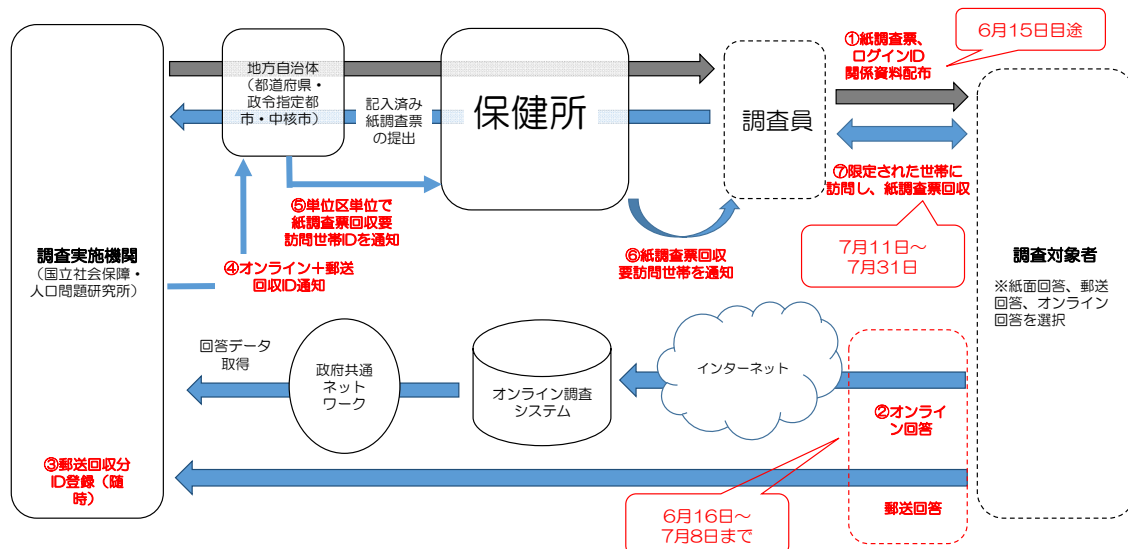
### 1. オンライン回答・郵送回答の導入

この建議を受けて、「生活と支え合いに関する調査」では、2022年調査から、被調査者が調査票の回収方法をオンライン、郵送、調査員の3つから選択できる形で実施いたします。

紙の調査票やオンライン回答用のログインIDなど、被調査者が回答するのに必要な資料を配布するための被調査世帯への訪問は、これまでどおり調査員の方に行っていただく必要があります。

他方で、オンライン調査システムを通じたオンライン回答や、郵送回答を行った世帯のIDを、自治体や保健所の担当者の方が閲覧することが可能となります。これにより既に回答した世帯については、調査員の方が回答の勧奨や紙調査票の回収のために訪問する必要がなくなります。

(概念図) オンライン回答・郵送回答の導入による被調査者・調査員負担軽減



(参考) 統計委員会 (2020) 「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000701027.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000701027.pdf)

## 2. 調査票へのプレプリントの導入

これまでの「生活と支え合いに関する調査」においては、下の図の右側のように、調査開始前に調査員の皆様に、調査票右上にある調査員記入欄に都道府県名―保健所名―地区番号―単位区番号―世帯番号について手書きで記載していただいております。今回から、世帯票については下の図の左側のように、世帯番号まで印刷してから各保健所にお送りすることにしました。これにより調査員の皆様の労力が軽減できると考えております。

世帯票プレプリント有（今回から）

調査員記入欄		
都道府県名	保健所名	
〇〇〇	□□□□	
地区番号	単位区番号	世帯番号
〇〇〇〇〇〇	〇	〇〇〇

**政府統計** 秘

2022年社会保障・人口問題基本調査  
生活と支え合いに関する調査

【世帯票】  
2022（令和4）年7月1日

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
電話(03)3595-2984 内線4455、4457  
https://www.ipss.go.jp

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

世帯票プレプリント無（これまで）

調査員記入欄		
都道府県名	保健所名	
地区番号	単位区番号	世帯番号

**政府統計** 秘

2022年社会保障・人口問題基本調査  
生活と支え合いに関する調査

【世帯票】  
2022（令和4）年7月1日

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
電話(03)3595-2984 内線4455、4457  
https://www.ipss.go.jp

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

他方で、個人票については単位区番号までプレプリントを実施しています。これには、調査対象となる被調査者の人数が、世帯によって異なることが背景にあります。個人票上に世帯番号まで一律にプレプリントを行ってしまうと、人数の少ない世帯で無駄が出てしまう可能性や、違う世帯番号の個人票と取り違えて使ってしまうことで調査が正確に行えなくなる可能性があります。調査員の皆様は訪問した世帯での配布時に18歳以上の世帯人員数に応じて当該世帯の世帯番号を書き込んで配布していただくこととなります。

個人票プレプリント有（今回から）

調査員記入欄		
都道府県名	保健所名	
〇〇〇〇	□□□□	
地区番号	単位区番号	世帯番号
〇〇〇〇〇〇	〇	〇

**政府統計** 秘

2022年社会保障・人口問題基本調査  
生活と支え合いに関する調査

【個人票】  
2022（令和4）年7月1日

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
電話(03)3595-2984 内線4455、4457  
https://www.ipss.go.jp

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

### 3. コールセンターの設置について

調査員の方や被調査者からの調査に対する質問・一般的な苦情に回答・対応するコールセンターを設置することとしました。これによりこれまで調査員から保健所の調査担当者が聞き取って対応していただいていた時間を削減できると考えております。

コールセンターの詳細については本事務要領の第10をご覧ください。

なお、コールセンターの利用はナビダイヤルの仕組みを通じて行われるため、利用者は通話料を追加的に支払うことになります。また、調査員と被調査者の間で具体的なトラブルに発展してしまった場合の相談については受け付けることはできません。その場合は保健所の調査担当の方が調査員から聞き取って適切に対応してください。

### 第3 調査のおおよその流れ（その1；調査基準日まで）

調査関係者の所属ごとに関わる事務とその時期について、調査基準日（2022年7月1日）までのおおよそを示したのが下の表です。なお、保健所設置市には政令市・中核市を含みません（以下、この事務要領で同じ）。表中で「時期要決定」とあるのは、必要な日程調整を含め、いつ頃実施するかを自治体調査担当者の皆様に決めていただく必要があることを意味します。

予定日時	事務事項	事務の該当（該当する場合に○）					
		都道 府県	政令市・ 中核市	保健所 設置市	特別区	保健所	調査員
3月頃	通知・地区名簿・事務要領の社人研からの受領	○					
時期要決定	通知・地区名簿・事務要領の保健所設置市・特別区への配布	○	○	○	○		
時期要決定	通知・地区名簿・事務要領の所管保健所への配布	○	○	○	○	○	
3月19日	全国会議への出席	○	○				
5月末	調査関係書類の社人研からの受領	○	○				
時期要決定	調査関係書類の保健所設置市・特別区への配布	○		○	○		
時期要決定	調査関係書類の所管保健所への配布	○	○	○	○	○	
時期要決定	調査員の選定と設置	○	○	○	○	○	○
時期要決定	県・市内会議の開催	○	○	○	○	○	
時期要決定	保健所会議の開催					○	○
6月中旬	調査票等の配布					○	○
オンライン・郵送回答の受付開始（6月16日（木）9：00～）							
調査基準日：7月1日（必ずこの日より前に調査世帯に調査票が届くようにします）							

注：社人研は国立社会保障・人口問題研究所の略記です。

### 第3 調査のおおよその流れ（その2；調査基準日以後）

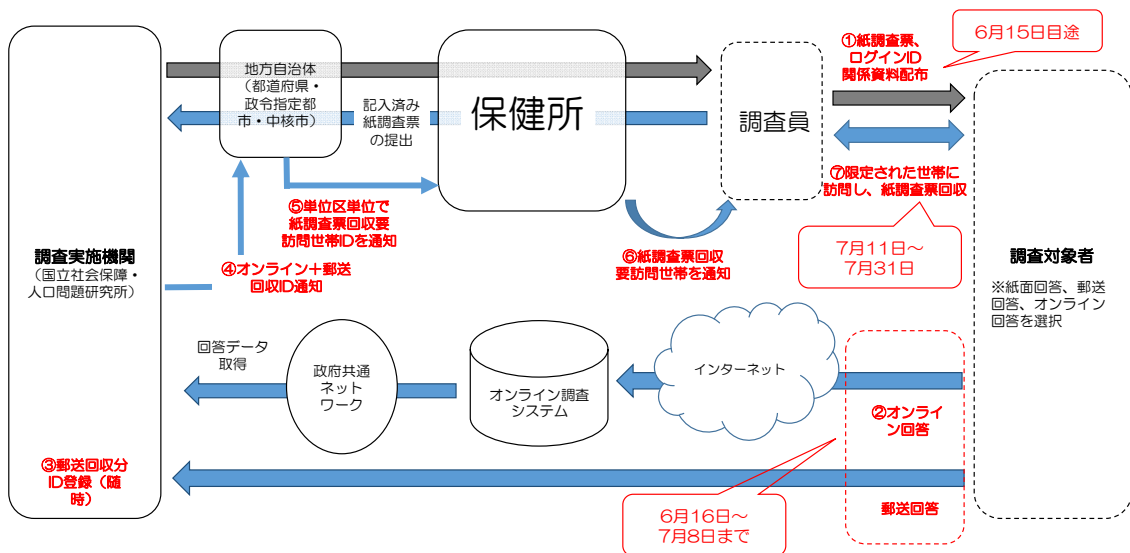
調査基準日や関係書類の提出〆切に遅れないように調査事務を進めていただきます。

予定日時	事務事項	事務の該当（該当する場合に○）					
		都道府県	政令市・中核市	保健所設置市	特別区	保健所	調査員
6月中旬	調査票等の配布					○	○
オンライン・郵送回答の受付開始（2022年6月16日（木）9：00～）							
調査基準日：2022年7月1日（2022年6月15日（水）までに調査世帯に調査票を配布）							
時期要決定	オンライン・郵送回答状況照会と保健所への通知	○	○	○	○	○	
時期要決定	オンライン・郵送回答の調査員への通知					○	○
時期要決定	オンライン・郵送での回答が確認できない世帯への調査票回収・回答勧奨訪問						○
時期要決定	単位区別世帯名簿、調査票の調査員からの受領					○	○
時期要決定	単位区別世帯名簿、調査票の自治体本庁への提出	○	○	○	○	○	
時期要決定	単位区別世帯名簿、調査票の都道府県への提出	○		○	○		
8月中旬まで	関係書類の社人研への提出	○	○				
関係書類の社人研への提出〆切について：関係書類の社人研への提出〆切は2022年8月中旬までとなっておりますが、これに遅れるとその理由等の照会確認や、事務の実施状況について訪問して確認させていただくことが必要となります。余裕を持ったスケジュール設定をお願い申し上げます。							

### 第3 調査のおおよその流れ（その3；調査対象世帯との関連）

調査対象世帯、保健所・自治体、社人研との間の、調査票の配布・回収の流れを図示すると次の図のとおりとなります。調査期日は7月1日であり、調査期間は6月半ばから8月半ばまでですので、6月15日までに必ず調査票を調査対象世帯に配布し、調査員が7月31日までに回収した調査票と単位別世帯員名簿が保健所・自治体経由で8月中旬までに必ず社人研に到着するように調査事務を実施します。この場合に必要となる調査実務のおおよその日程が、参考までに図に記載されています。この図に記載されている日程については、自治体ごとの状況により多少前後することは許容されますが、大きくずれることが無いように実施することが好ましいと考えられます。

図：実査の流れと重要な日付



## 第4 都道府県本庁における事務

### 1. はじめに

この調査事務要領は社人研から実施通知、地区名簿とともに皆さんのお手元に届くこととなります。都道府県本庁担当者の皆さまには、全国厚生統計主管課担当者会議における説明を受けて、以下に記載する実際の事務に着手していただくこととなります。その際におおよその事務計画を検討しておくことが都道府県内関係者、皆様ご自身に余裕を持って調査事務を行っていただくために重要となります。

#### 【お願いする調査事務】

- 1 実施通知、地区名簿、調査事務要領の受領と配布
- 2 担当者の連絡用メールアドレスの社人研調査事務担当への登録
- 3 全国厚生統計主管課担当者会議への参加
- 4 県内会議の開催と都道府県内調査関係者との調査実施計画にかかる日程調整
- 5 調査員の選考及び設置
- 6 調査関係書類の受領と配布  
被調査者への謝礼品、調査票携行袋は各都道府県でご用意いただきます。
- 7 オンライン・郵送回答状況の取得と通知
- 8 回収した紙調査票等をはじめとする関係書類のとりまとめと提出

### 2. 調査事務の進め方のポイント

上記の事務内容の具体的な説明は後段で行いますが、その進め方のポイントを先にまとめると、次のとおりとなります。

調査実務を進める際に押さえていただきたいポイント：

- (1) 本調査関係者との十分なスケジュール調整
- (2) 本調査の調査実務の処理経過を適切に記録していただくこと

- (1) 本調査関係者との十分なスケジュール調整

1-1) 2022年6月15日(水)までに被調査世帯に調査票が届くように日程調整を  
詳細は「調査の手引き」(p.14、p.26)に記載されていますが、調査員の皆さまには調査票の配布時に最大3回、オンライン・郵送での回答が確認できない世帯への調査票回収・回答勧奨に最大3回訪問していただく場合があります。調査対象となった世帯の協力を得るためにはこれら2種類の訪問の機会を十分にとることが重要となります。調査員の皆様も調査対象となった世帯の方も日常生活のご都合があるので、その期間が担保できるように所管保健所・保健所設置市・特別区の担当者との調査スケジュールの調整を早めに実



施してください。なお、オンライン・郵送回答は6月16日（木）から受付開始予定です。この日に間に合うように調査票を配布いただき、オンライン・郵送回答の割合を高め、調査員の方が調査票回収・回答勧奨訪問する世帯数をなるべく減らすことも検討してください。調査日程については本事務要領「第3 調査のおおよその流れ」（p.5～7）を参照して下さい。

1-2) 8月中旬までに社人研に回収した紙の調査票等の関係書類が届くように日程調整を

調査基準日は7月1日と設定されていますので、被調査者は7月1日現在の状態を調査票に記入することになります。ただし、オンライン・郵送回答は6月16日（木）から受け付けていますので、これらの方法で回答する対象者には7月1日までに回答している方も多いかと思われます。オンライン・郵送回答の回答状況は7月1日以降社人研担当者から送付する予定ですので、この日から皆様にもご確認いただけることとなります。

調査スケジュールは自治体ごとの実情に合わせて決定していただくべきものです。新型コロナウイルス感染症対策などの保健所を取り巻く環境を勘案すると厳しいスケジュールとも思われるかもしれません。是非とも早めのスケジュール調整着手をお願い申し上げます。

1-3) スケジュール調整の対象となる重要な日程（例示）

スケジュール調整を行っていただく際に重要となる日程を例示すると次のとおりです。

**都道府県内会議日時：**保健所設置市、特別区の担当者に本調査の内容等をご説明いただき、実施計画等を調整いただきます。

**所管保健所説明会議日時：**所管する保健所の担当者に本調査の内容等をご説明いただき、実施計画等を調整いただきます。実情に合わせて都道府県内会議と同時に開催しても構いません。

**調査関係書類の保健所設置市、特別区担当者、所管保健所担当者への発送予定日：**社人研からは4月下旬頃には都道府県庁に届くように発送する予定です。

**調査票の配布開始日：**調査員が実際には配布しますが、全体の調査スケジュールに大きく影響しますので関係者と十分に調整しておいてください。

**オンライン・郵送回答の回答状況の確認と通知スケジュール：**社人研からはオンライン・郵送回答の回答状況を7月1日以降に定期的に通知します。都道府県庁担当者は保健所設置市・特別区分、所管保健所分をそれぞれに通知するようお願いいたします。毎日通知を行えば、訪問不要な世帯への訪問は削減できますが、保健所担当者や皆様ご自身の業務量は増大します。実情に合わせて何回いつ頃行うかを調整してください。

**調査員による調査票回収開始日：**調査員が実際には回収しますが、全体の調査スケジュールに大きく影響しますので関係者と十分に調整してください。

**所管保健所の回収調査票等関係書類の発送予定日：**保健所の業務量を勘案しつつ調整

してください。

**保健所設置市、特別区の回収調査票等関係書類の発送予定日**：保健所や保健所設置市、特別区担当者の業務量を勘案しつつ調整してください。

**社人研への回収調査票等関係書類の発送予定日**：調査期間から逸脱しないように十分な余裕を持った期日を予定してください。

## (2) 本調査の調査実務の処理経過を適切に記録しておいていただくこと

近年、調査環境が変化し、調査への協力が得られにくくなっています。特にオートロック式のマンションでは世帯への訪問が困難である場合が多く、回収率低下の大きな要因となっていると考えられます。こうした状況においても回収率を長期的に高めていくためには対応の記録を残すことによって好事例を蓄積し、より回答を得られやすい調査実務へと改善していく必要があると考えています。また、公的な統計は正確であることが言うまでもなく重要です。それを担保するためには、定められた期日や手続きを満たしたか、想定しない事態へどう対処したかなど、調査実務について正確に記録されていることが必要です。自治体担当者の皆様におかれては、策定する事務計画と保健所等に行った通知の内容とその実施日、書類等の配布と取りまとめ、社人研への発送の日付について記録してください。

## 3. 調査実務について

都道府県調査担当者に実施していただく調査事務は具体的にはつぎのとおりとなります。

### 3-1 実施通知、地区名簿、調査事務要領の受領と配布

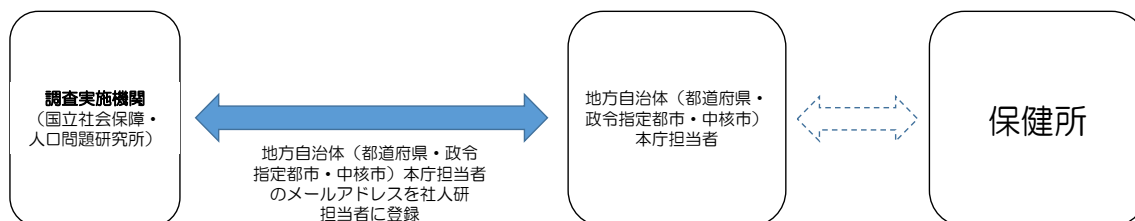
(1) 国立社会保障・人口問題研究所から送付された『生活と支え合いに関する調査の実施について(通知)』を受領し、調査の概要を把握します。また、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区、保健所にその内容を連絡します。

(2) 国立社会保障・人口問題研究所から送付された『生活と支え合いに関する調査地区名簿』により、自県内の地区数、地区番号、市区町村名などを周知します。また、必要部分の写しを、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区、保健所に配布します。

### 3-2 連絡用電子メールアドレスの設定と社人研担当者への登録

連絡用電子メールアドレスを設定して社人研担当者に登録を行って下さい。sasaeai2022@ipss.go.jp にメールを送信することで登録します。(メールのタイトルは支え合い調査 2022○○○連絡用アドレス、として下さい。○○○は自治体名として下さい。)

図：電子メールを通じた社人研担当者と自治体/保健所担当者の連絡体制の構築



これにより社人研担当者と相互の連絡が迅速に行えることとなります。その他、この項の内容については、本事務要領「第9 配布する調査票等送付物等の取り扱いについて」(41～45 ページ) の内容も確認してください。

### 3-3 全国厚生統計主管課担当者会議への参加

都道府県においては、全国厚生統計主管課担当者会議における説明を受けて、事務計画の策定、関係書類取りまとめなどの事務を行います。

### 3-4 県内会議の開催と都道府県内調査関係者との調査実施計画にかかる日程調整

県内会議を開催し、保健所設置市、特別区の担当者および都道府県所管保健所の担当者に「生活と支え合いに関する調査」の実施方法について説明を行い、実施スケジュールの調整を行います。

### 3-5 調査員の選考及び設置

都道府県内（指定都市、中核市、保健所設置市、特別区を除く。）の調査を行うために必要な調査員について、保健所などの協力を得て、選考及び設置手続きを進めます。

### 3-6 調査関係書類の受領と配布

国立社会保障・人口問題研究所から送付された次の関係書類を受領します。保健所設置市、特別区、保健所用に梱包されたものは開封せずにそのまま配布します。

- ・ 「調査員証」
- ・ 「調査実施要綱」
- ・ 「調査の手引き」
- ・ 「単位区別世帯名簿」
- ・ 「地区要図」の写し
- ・ 「調査票等配布用封筒」
- ・ 「調査票（世帯票）」・「調査票（個人票）」
- ・ 「調査票記入例（世帯票）」、「調査票記入例（個人票）」
- ・ 「調査協力のお願ひ」
- ・ 「調査票の回答・提出方法のご案内」

- ・ 「調査票提出用封筒」
- ・ 「ログイン ID 等用紙」
- ・ 「調査対象世帯への謝礼品」
- ・ 「連絡メモ（不在世帯用）」・「連絡メモ入れ封筒」
- ・ 「挨拶状」（自治会・町内会・マンション管理人周知用）
- ・ 「ポスター」
- ・ 「手提げ袋」

【備考1】調査票（世帯票）、ログイン ID 等用紙、調査票提出用封筒、調査票記入例（世帯票）、調査協力のお願いは世帯番号ごとの調査票等配布用封筒に格納された状態で送付されます。

【備考2】被調査者への謝礼品については各都道府県でご用意いただき、保健所に配布して下さい。

保健所設置市や特別区に梱包物を配布する場合は、社人研から配送された梱包物の宛先等が異なっていないか確認してから配布します。自治体名の誤りなど配送先に誤りがある場合は社人研にその旨連絡し、必要な対応を依頼します。また、都道府県所管保健所、保健所設置市、特別区から配布物の不足や配布誤りを指摘された場合は、社人研の「生活と支え合いに関する調査」担当者にその旨を伝え、必要な配布物が充足するようにします。

### 3-7 オンライン回答・郵送回答状況の取得と通知

社人研担当者（sasaeai2022@ipss.go.jp）に電子メールを登録すると、自治体本庁担当者宛に都道府県内の調査区－単位区－世帯にどのようなログイン ID が配分されているかを示す配布予定ログイン ID リストがエクセルファイルとして送付されます。

図：配布予定ログイン ID リスト（イメージ）

調査票上の地域コード					ログインID及びその地域コード						
都道府県	保健所名	調査区 番号	単位区 番号	世帯 番号	都道府県・市 区コード	地区コード	世帯ID	個人ID01	個人ID02	・・・	個人ID18
01	北札幌	012	01	1			4R*****	014R*****	024R*****		184R*****
01	北札幌	012	01	2							
01	北札幌	012	01	3							
01	北札幌	012	01	4							
01	北札幌	012	01	5							
01	北札幌	012	01	6							
01	北札幌	012	01	7							
01	北札幌	012	01	8							
01	北札幌	012	01	9							
01	北札幌	012	01	10							
01	北札幌	012	01	11							
01	北札幌	012	01	12							
01	北札幌	012	01	13							
01	北札幌	012	01	14							
01	北札幌	012	01	15							

被調査世帯に配布されるログイン ID が自県内のどの指定都市、中核市、保健所設置市、特別区、保健所などにどのように配布されるのかを把握しておいてください。調査を担当する保健所はこの配布予定ログイン ID リストを用いて、担当する調査区で配布すべきログイン ID が正しく世帯票やログイン ID 等用紙に記載されているかを確認し、配布誤りがある場合は自治体本庁担当者に連絡を行います。

調査期日（7月1日）を過ぎますと、各単位区のオンライン回答・郵送回答を行った世帯の世帯票ログイン ID が単位区単位でリスト化され、パスワードロックされたエクセルファイルが社人研担当者から登録されたアドレスに対して送信されます。配布予定でない世帯票ログイン ID がオンライン回答・郵送回答済みの世帯票として含まれていないか念のため確認します。何らかの誤りがある場合は社人研担当者に連絡します。

所管保健所分のオンライン回答・郵送回答状況を把握した上で、オンライン回答・郵送回答世帯票ログイン ID リストについて、所管保健所担当者や保健所設置市、特別区へファイルを転送してください。保健所から通知を受けた調査員は、既にオンライン回答・郵送回答を行った世帯については回答勧奨や調査票回収のために調査対象世帯を訪問する必要がなくなります。保健所への通知方法や通知日などは、保健所・調査員と協議して効率的な方法をご検討ください。

このように、配布予定ログイン ID リスト、オンライン回答・郵送回答世帯票ログイン ID リストは配布誤りの確認や訪問不要世帯の特定に用いますので、消去したりしないように大切に保管します。その他、この項の内容については、本事務要領「第9 配布する調査票等送付物の取り扱いについて」（41～45 ページ）の内容も確認してください。

### 3-8 調査関係書類の提出

- (1) 保健所設置市、特別区、保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』及び『調査票』は、送付票（様式2）（→67 ページ）を添付し、いずれも、8月中旬までに国立社会保障・人口問題研究所に提出します。
- (2) 提出書類が確実に届くよう「国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部」と宛先を正確に記入し、他部局の調査とは別梱包とします。
- (3) 梱包が複数個の場合は、何個口中の何個目かを記入します。
- (4) 発送上の事故等に備え、提出書類の発送記録等が残るようにしておきます。

#### 調査票等の提出先

調査票等は下記あてに8月中旬までに提出して下さい。

〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階  
国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部

TEL : (03) 3595-2984 内線 4455, 4457

梱包が複数個の場合は、何個口中の何個目かを記入して下さい。

## 第5 指定都市・中核市本庁における事務

### 1. はじめに

この調査事務要領は社人研から実施通知、地区名簿とともに皆さんのお手元に届くこととなります。指定都市・中核市本庁担当者の皆さまには、全国厚生統計主管課担当者会議における説明を受けて、以下に記載する実際の事務に着手していただくこととなります。その際におおよその事務計画を検討しておくことが市内関係者、皆様ご自身に余裕を持って調査事務を行っていただくために重要となります。

#### 【お願いする調査事務】

- 1 実施通知、地区名簿、調査事務要領の受領と配布
- 2 担当者の連絡用メールアドレスの社人研調査事務担当への登録
- 3 全国厚生統計主管課担当者会議への参加
- 4 市内会議の開催と市内調査関係者との調査実施計画にかかる日程調整
- 5 調査員の選考及び設置
- 6 調査関係書類の受領と配布  
被調査者への謝礼品、調査票携行袋は各指定都市・中核市でご用意いただきます。
- 7 オンライン・郵送回答状況の取得と通知
- 8 回収した紙調査票等をはじめとする関係書類のとりまとめと提出

### 2. 調査事務の進め方のポイント

これらの事務内容の具体的な説明は後段で行いますが、その進め方のポイントを先にまとめると、次のとおりとなります。

調査実務を進める際に押さえていただきたいポイント：

- (1) 本調査関係者との十分なスケジュール調整
- (2) 本調査の調査実務の処理経過を適切に記録しておいていただくこと

#### (1) 本調査関係者との十分なスケジュール調整

1-1) 2022年6月15日(水)までに被調査世帯に調査票が届くように日程調整を  
詳細は「調査の手引き」(p.14、p.26)に記載されていますが、調査員の皆さまには調査票の配布時に最大3回、オンライン・郵送での回答が確認できない世帯への調査票回収・回答勧奨に最大3回訪問していただく場合があります。調査対象となった世帯の協力を得るためにはこれら2種類の訪問の機会を十分にとることが重要となります。調査員の皆様も調査対象となった世帯の方も日常生活のご都合があるので、その期間が担保できるように所管保健所の担当者との調査スケジュールの調整を早めに実施してください。なお、

オンライン・郵送回答は6月16日（木）から受付開始予定ですので、受付開始に間に合うように被調査世帯に調査票を配布いただくことで、オンライン・郵送回答の割合を高め、調査員の方が調査票回収・回答勧奨訪問する世帯数をなるべく減らすことも勘案してください。調査日程については本事務要領「第3 調査のおおよその流れ」（p.5～7）を参照して下さい。

1-2) 8月中旬までに社人研に回収した紙の調査票等の関係書類が届くように日程調整を

調査基準日は7月1日と設定されていますので、被調査者は7月1日現在の状態を調査票に記入することになります。ただし、オンライン・郵送回答は6月16日（木）から受け付けていますので、これらの方法で回答する対象者には7月1日までに回答している方も多いかと思われます。オンライン・郵送回答の回答状況は7月1日以降社人研担当者から送付する予定ですので、この日から皆様にもご確認いただけることとなります。

調査スケジュールは自治体ごとの実情に合わせて決定していただくべきものです。新型コロナウイルス感染症対策などの保健所を取り巻く環境を勘案すると厳しいスケジュールとも思われるかもしれません。是非とも早めのスケジュール調整着手をお願い申し上げます。

1-3) スケジュール調整の対象となる重要な日程（例示）

スケジュール調整を行っていただく際に重要となる日程を例示すると次のとおりです。

**市内会議日時：**所管する保健所の担当者に本調査の内容等をご説明いただき、実施計画等を調整いただきます。

**調査関係書類の所管する保健所担当者への発送予定日：**社人研からは4月下旬頃には指定都市・中核市本庁に届くように発送する予定です。

**調査票の配布開始日：**調査員が実際には配布しますが、全体の調査スケジュールに大きく影響しますので関係者と十分に調整して確認しておいてください。

**オンライン・郵送回答の回答状況の確認と通知スケジュール：**社人研からはオンライン・郵送回答の回答状況を7月1日以降に定期的に通知します。指定都市・中核市本庁担当者は所管保健所分をそれぞれの保健所に通知するようにお願いします。毎日確認・通知を行えば、訪問不要な世帯への訪問は削減できますが、保健所担当者や皆様ご自身の業務量は増大します。実情に合わせて何回いつ頃行うかを調整してください。

**調査員による調査票の回収開始日：**調査員が実際には回収しますが、全体の調査スケジュールに大きく影響しますので関係者と十分に調整してください。

**所管保健所の回収調査票等関係書類の発送予定日：**保健所の業務量を勘案しつつ調整してください。

**社人研への回収調査票等関係書類の発送予定日：**調査期間から逸脱しないように十分な余裕を持った期日を予定してください。



(2) 本調査の調査実務の処理経過を適切に記録しておいていただくこと

近年、調査環境が変化し、調査への協力が得られにくくなっています。特にオートロック式のマンションでは世帯への訪問が困難である場合が多く、回収率低下の大きな要因となっていると考えられます。こうした状況においても回収率を長期的に高めていくためには対応の記録を残すことによって好事例を蓄積し、より回答を得られやすい調査実務へと改善していく必要があると考えています。また、公的な統計は正確であることが言うまでもなく重要です。それを担保するためには、定められた期日や手続きを満たしたか、想定しない事態へどう対処したかなど、調査実務について正確に記録されていることが必要です。自治体担当者の皆様におかれては、策定する事務計画と保健所等に行った通知の内容とその実施日、書類等の配布と取りまとめ、社人研への発送の日付について記録してください。

### 3. 調査実務について

指定都市・中核市本庁担当者に実施していただく調査事務は具体的にはつぎのとおりとなります。

#### 3-1 実施通知、地区名簿、調査事務要領の受領と配布

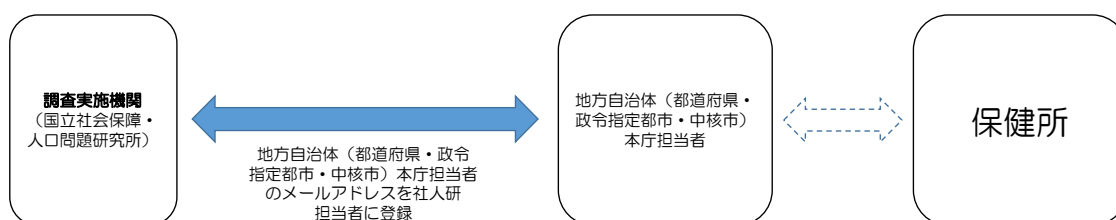
(1) 都道府県を通じて国立社会保障・人口問題研究所から送付された『生活と支え合いに関する調査の実施について(通知)』を受領し、調査の概要を把握します。

(2) 都道府県を通じて国立社会保障・人口問題研究所から送付された『生活と支え合いに関する調査地区名簿』により、市内の地区数、地区番号などを周知します。また、必要部分の写しを保健所に配布します。

#### 3-2 連絡用電子メールアドレスの設定と社人研担当者への登録

連絡用電子メールアドレスを設定して社人研担当者に登録を行って下さい。sasaesai2022@ipss.go.jp にメールを送信することで登録します。(メールのタイトルは支え合い調査 2022〇〇〇連絡用アドレス、として下さい。〇〇〇は自治体名として下さい。)

図：電子メールを通じた社人研担当者と自治体/保健所担当者の連絡体制の構築



これにより社人研担当者と相互の連絡が迅速に行えることとなります。その他、この項の内容については、本事務要領「第9 配布する調査票等送付物等の取り扱いについて」(41

～45 ページ) の内容も確認してください。

### 3-3 全国厚生統計主管課担当者会議への参加

指定都市・中核市においては、全国厚生統計主管課担当者会議における説明を受けて、事務計画の策定、関係書類取りまとめなどの事務を行います。

### 3-4 市内会議の開催と市内調査関係者との調査実施計画にかかる日程調整

市内会議を開催し、所管保健所の担当者に「生活と支え合いに関する調査」の実施方法について説明を行い、実施スケジュールの調整を行います。

### 3-5 調査員の選考及び設置

市内の調査を行うために必要な調査員について、保健所などの協力を得て、選考及び設置手続きを進めます。

### 3-6 調査関係書類の受領と配布

国立社会保障・人口問題研究所から送付された次の関係書類を受領します。保健所に梱包されたものは開封せずにそのまま配布します。

- ・ 「調査員証」
- ・ 「調査実施要綱」
- ・ 「調査の手引き」
- ・ 「単位区別世帯名簿」
- ・ 「地区要図」の写し
- ・ 「調査票等配布用封筒」
- ・ 「調査票（世帯票）」・「調査票（個人票）」
- ・ 「調査票記入例（世帯票）」・「調査票記入例（個人票）」
- ・ 「調査協力のお願い」
- ・ 「調査票の回答・提出方法のご案内」
- ・ 「調査票提出用封筒」
- ・ 「ログイン ID 等用紙」
- ・ 「調査対象世帯への謝礼品」
- ・ 「連絡メモ（不在世帯用）」・「連絡メモ入れ封筒」
- ・ 「挨拶状」（自治会・町内会・マンション管理人周知用）
- ・ 「ポスター」、「手提げ袋」

【備考1】調査票（世帯票）、ログイン ID 等用紙、調査票提出用封筒、調査票記入例（世帯票）、調査協力のお願いは世帯番号ごとの調査票等配布用封筒に格納された状態で送付されます。

【備考2】被調査者への謝礼品については各指定都市・中核市でご用意いただき、保健所に配布して下さい。

### 3-7 オンライン回答・郵送回答状況の取得と通知

社人研担当者（sasaeai2022@ipss.go.jp）に電子メールを登録すると、自治体本庁担当者宛に都道府県内の調査区－単位区－世帯にどのようなログインIDが配分されているかを示す配布予定ログインIDリストがエクセルファイルとして送付されます。

図：配布予定ログインIDリスト（イメージ）

都道府県	保健所名	調査区 番号	単位区 番号	世帯 番号	世帯ID	個人ID01	個人ID02	・・・	個人ID18
01	北札幌	012	01	1	4R*****	014R*****	024R*****		184R*****
01	北札幌	012	01	2					
01	北札幌	012	01	3					
01	北札幌	012	01	4					
01	北札幌	012	01	5					
01	北札幌	012	01	6					
01	北札幌	012	01	7					
01	北札幌	012	01	8					
01	北札幌	012	01	9					
01	北札幌	012	01	10					
01	北札幌	012	01	11					
01	北札幌	012	01	12					
01	北札幌	012	01	13					
01	北札幌	012	01	14					
01	北札幌	012	01	15					

被調査世帯に配布されるログインIDが自市内のどの保健所にどのように配布されるのかを把握しておいてください。調査を担当する保健所はこの配布予定ログインIDリストを用いて、担当する調査区で配布すべきログインIDが正しく世帯票やログインID等用紙に記載されているかを確認し、配布誤りがある場合は市の担当者に連絡を行います。

調査期日（7月1日）を過ぎますと、各単位区のオンライン回答・郵送回答を行った世帯の世帯票ログインIDが単位区単位でリスト化され、パスワードロックされたエクセルファイルが社人研担当者から登録されたアドレスに対して送信されます。配布予定でない世帯票ログインIDがオンライン回答・郵送回答済みの世帯票として含まれていないか念のため確認します。何らかの誤りがある場合は社人研担当者に連絡します。

所管保健所分のオンライン回答・郵送回答状況を把握した上で、オンライン回答・郵送回答世帯票ログインIDリストについて、所管保健所担当者へファイルを転送してください。保健所から通知を受けた調査員は既にオンライン回答・郵送回答を行った世帯については回答勧奨や調査票回収のために調査対象世帯を訪問する必要がなくなります。保健所への通知方法や通知日などは、保健所・調査員と協議して効率的な方法をご検討ください。

このように、配布予定ログインIDリスト、オンライン回答・郵送回答世帯票ログインIDリストは配布誤りの確認や訪問不要世帯の特定に用いますので、消去したりしないように大切に保管します。その他、この項の内容については、本事務要領「第9 配布する調査票等送付物の取り扱いについて」（41～45ページ）の内容も確認してください。

### 3-8 調査関係書類の提出

- (1) 保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』及び『調査票』は、送付票（様式2）（→67ページ）を添付し、いずれも、**8月中旬までに**国立社会保障・人口問題研究所に提出します。
- (2) 提出書類が確実に届くよう「**国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部**」と宛先を正確に記入し、他部局の調査とは別梱包とします。
- (3) 梱包が複数個の場合は、**何個口中の何個目か**を記入します。
- (4) 発送上の事故等に備え、提出書類の発送記録等が残るようにしておきます。

#### 調査票等の提出先

調査票等は下記あてに8月中旬までに提出して下さい。

〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階  
国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部

TEL : (03) 3595-2984 内線 4455, 4457

梱包が複数個の場合は、**何個口中の何個目か**を記入して下さい。

## 第6 保健所設置市・特別区における事務

### 1. はじめに

この調査事務要領は社人研から都道府県を通じて実施通知、地区名簿とともに皆さんのお手元に届くこととなります。保健所設置市・特別区本庁担当者の皆さまには、都道府県内会議における説明を受けて、以下に記載する実際の事務に着手していただくこととなります。その際におおよその事務計画を検討しておくことが市内・区内関係者、皆様ご自身に余裕を持って調査事務を行っていただくために重要となります。

#### 【お願いする調査事務】

- 1 実施通知、地区名簿、調査事務要領の受領と配布
- 2 担当者の連絡用メールアドレスの社人研調査事務担当への登録
- 3 市内・区内会議の開催と市内・区内調査関係者との調査実施計画にかかる日程調整
- 4 調査員の選考及び設置
- 5 調査関係書類の受領と配布  
被調査者への謝礼品、調査票携行袋は各都道府県でご用意いただきます。
- 6 オンライン・郵送回答状況の取得と通知
- 7 回収した紙調査票等をはじめとする関係書類のとりまとめと提出

### 2. 調査事務の進め方のポイント

これらの事務内容の具体的な説明は後段で行いますが、その進め方のポイントを先にまとめると、次のとおりとなります。

調査実務を進める際に押さえていただきたいポイント：

- (1) 本調査関係者との十分なスケジュール調整
- (2) 本調査の調査実務の処理経過を適切に記録しておいていただくこと

- (1) 本調査関係者との十分なスケジュール調整

1-1) 6月15日(水)までに被調査世帯に調査票が届くように日程調整を

詳細は「調査の手引き」(p.14、p.26)に記載されていますが、調査員の皆さまには調査票の配布時に最大3回、オンライン・郵送での回答が確認できない世帯への調査票回収・回答勧奨訪問に最大3回訪問していただく場合があります。調査対象となった世帯の協力を得るためにはこれら2種類の訪問の機会を十分にとることが重要となります。調査員の皆様も調査対象となった世帯の方も日常生活のご都合があるので、その期間が担保できるように所管保健所の担当者との調査スケジュールの調整を早めに実施してください。なお、オンライン・郵送回答は6月16日(木)から受付開始予定ですので、受付開始に間に

合うように被調査世帯に調査票を配布いただくことで、オンライン・郵送回答の割合を高め、調査員の方が調査票回収・回答勧奨訪問する世帯数をなるべく減らすことも勘案してください。調査日程については本事務要領「第3 調査のおおよその流れ」(p.5~7)を参照して下さい。

1-2) 8月中旬までに社人研に回収した紙の調査票等の関係書類が届くように日程調整を

調査基準日は7月1日と設定されていますので、被調査者は7月1日現在の状態を調査票に記入することになります。ただし、オンライン・郵送回答は6月16日(木)から受け付けていますので、これらの方法で回答する対象者には7月1日までに回答している方も多いかと思われます。オンライン・郵送回答の回答状況は7月1日以降社人研担当者から送付する予定ですので、この日から皆様にもご確認いただけることとなります。

調査スケジュールは自治体ごとの実情に合わせて決定していただくべきものです。新型コロナウイルス感染症対策などの保健所を取り巻く環境を勘案すると厳しいスケジュールとも思われるかもしれません。是非とも早めのスケジュール調整着手をお願い申し上げます。

1-3) スケジュール調整の対象となる重要な日程(例示)

スケジュール調整を行っていただく際に重要となる日程を例示すると次のとおりです。

**市内・区内会議日時：**所管する保健所の担当者に本調査の内容等をご説明いただき、実施計画等を調整いただきます。

**調査関係書類の所管する保健所担当者への発送予定日：**社人研からは4月下旬頃には都道府県庁に届くように発送する予定です。

**調査票の配布開始日：**調査員が実際には配布しますが、全体の調査スケジュールに大きく影響しますので関係者と十分に調整して確認しておいてください。

**オンライン・郵送回答の回答状況の確認と通知スケジュール：**社人研からはオンライン・郵送回答の回答状況を7月1日以降に定期的に通知します。市・区担当者は所管保健所分をそれぞれの保健所に通知するようにお願いします。毎日確認・通知を行えば、訪問不要な世帯への訪問は削減できますが、保健所担当者や皆様ご自身の業務量は増大します。実情に合わせて何回いつ頃行うかを調整してください。

**調査員による調査票回収開始日：**調査員が実際には回収しますが、全体の調査スケジュールに大きく影響しますので関係者と十分に調整してください。

**所管保健所の回収調査票等関係書類の発送予定日：**保健所の業務量を勘案しつつ調整してください。

**都道府県への回収調査票等関係書類の発送予定日：**調査期間から逸脱しないように十分な余裕を持った期日を予定してください。

(2) 本調査の調査実務の処理経過を適切に記録しておいていただくこと

近年、調査環境が変化し、調査への協力が得られにくくなっています。特にオートロック式のマンションでは世帯への訪問が困難である場合が多く、回収率低下の大きな要因となっていると考えられます。こうした状況においても回収率を長期的に上げていくためには対応の記録を残すことによって好事例を蓄積し、より回答を得られやすい調査実務へと改善していく必要があると考えています。また、公的な統計は正確であることが言うまでもなく重要です。それを担保するためには、定められた期日や手続きを満たしたか、想定しない事態へどう対処したかなど、調査実務について正確に記録されていることが必要です。自治体担当者の皆様には、策定する事務計画と保健所等に行った通知の内容とその実施日、書類等の配布と取りまとめ、社人研への発送の日付について記録を残しておいてください。

### 3. 調査実務について

保健所設置市・特別区調査担当者に実施していただく調査事務は具体的にはつぎのとおりとなります。

#### 3-1 実施通知、地区名簿、調査事務要領の受領と配布

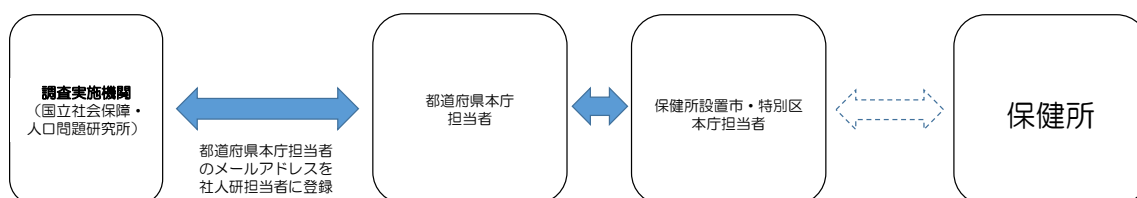
(1) 都道府県を通じて国立社会保障・人口問題研究所から送付された『生活と支え合いに関する調査の実施について(通知)』を受領し、調査の概要を把握します。

(2) 都道府県を通じて国立社会保障・人口問題研究所から送付された『生活と支え合いに関する調査地区名簿』により、市内の地区数、地区番号などを周知します。また、必要部分の写しを保健所に配布します。

#### 3-2 連絡用電子メールアドレスの設定と社人研担当者への登録

都道府県担当者は連絡用電子メールアドレスを設定して社人研担当者に登録を行います。調査にかかる連絡は電子メールを通じて行うことで迅速・正確に行うことが可能となります。皆さまにおかれましても都道府県担当者とメールでのご連絡をお願い申し上げます。

図：電子メールを通じた社人研担当者と自治体/保健所担当者の連絡体制の構築



これにより社人研担当者と相互の連絡が迅速に行えることとなります。その他、この項の内容については、本事務要領「第9 配布する調査票等送付物等の取り扱いについて」(41

～45 ページ) の内容も確認してください。

### 3-3 市内・区内会議の開催と市・区内調査関係者との調査実施計画にかかる日程調整

市内・区内会議を開催し、所管保健所の担当者に「生活と支え合いに関する調査」の実施方法について説明を行い、実施スケジュールの調整を行います。

### 3-4 調査員の選考及び設置

市内・区内の調査を行うために必要な調査員について、保健所などの協力を得て、選考及び設置手続きを進めます。

### 3-5 調査関係書類の受領と配布

国立社会保障・人口問題研究所から送付された次の関係書類を受領します。保健所に梱包されたものは開封せずにそのまま配布します。

- ・ 「調査員証」
- ・ 「調査実施要綱」
- ・ 「調査の手引き」
- ・ 「単位区別世帯名簿」
- ・ 「地区要図」の写し
- ・ 「調査票等配布用封筒」
- ・ 「調査票（世帯票）」・「調査票（個人票）」
- ・ 「調査票記入例（世帯票）」、「調査票記入例（個人票）」
- ・ 「調査協力のお願ひ」
- ・ 「調査票の回答・提出方法のご案内」
- ・ 「調査票提出用封筒」
- ・ 「ログイン ID 等用紙」
- ・ 「調査対象世帯への謝礼品」
- ・ 「連絡メモ（不在世帯用）」・「連絡メモ入れ封筒」
- ・ 「挨拶状」（自治会・町内会・マンション管理人周知用）
- ・ 「ポスター」
- ・ 「手提げ袋」

【備考1】調査票（世帯票）、ログイン ID 等用紙、調査票提出用封筒、調査票記入例（世帯票）は世帯番号ごとの調査票等配布用封筒に格納された状態で送付されます。

【備考2】被調査者への謝礼品については各都道府県でご用意いただくことになっています。

所管保健所から配布物の不足や配布誤りを指摘された場合は、都道府県担当者を通じて



国立社会保障・人口問題研究所の「生活と支え合いに関する調査」担当者にその旨を伝え、必要な配布物が充足するようにします。

### 3-6 オンライン回答・郵送回答状況の取得と通知

都道府県担当者には社人研担当者（sasaeai2022@ipss.go.jp）から都道府県内の調査区一単位区一世帯にどのようなログインIDが配分されているかを示す、配布予定ログインIDリストがエクセルファイルとして送付されます。保健所設置市・特別区の調査担当者である皆さまには都道府県担当者からファイルが転送されます。

図：配布予定ログインIDリスト（イメージ）

都道府県	保健所名	調査区番号	単位区番号	世帯番号	世帯ID	個人ID01	個人ID02	・・・	個人ID18
01	北札幌	012	01	1	4R*****	014R*****	024R*****		184R*****
01	北札幌	012	01	2					
01	北札幌	012	01	3					
01	北札幌	012	01	4					
01	北札幌	012	01	5					
01	北札幌	012	01	6					
01	北札幌	012	01	7					
01	北札幌	012	01	8					
01	北札幌	012	01	9					
01	北札幌	012	01	10					
01	北札幌	012	01	11					
01	北札幌	012	01	12					
01	北札幌	012	01	13					
01	北札幌	012	01	14					
01	北札幌	012	01	15					

被調査世帯に配布されるログインIDが自市・自区内のどの保健所にどのように配布されるのかを把握しておいてください。調査を担当する保健所はこの配布予定ログインIDリストを用いて、担当する調査区で配布すべきログインIDが正しく世帯票やログインID等用紙に記載されているかを確認し、配布誤りがある場合は市・区の担当者に連絡を行います。

調査期日（7月1日）を過ぎますと、各単位区のオンライン回答・郵送回答を行った世帯の世帯票ログインIDを単位区単位でリスト化し、パスワードロックされたエクセルファイルを社人研担当者が都道府県担当者に対して送信します。都道府県担当者から転送されたファイルに配布予定でない世帯票ログインIDがオンライン回答・郵送回答済みの世帯票として含まれていないか念のため確認します。何らかの誤りがある場合は都道府県担当者を通じて社人研担当者に連絡します。

所管保健所分のオンライン・郵送回答状況を把握した上で、オンライン回答・郵送回答世帯票ログインIDリストについて、所管保健所担当者へファイルを転送してください。保健所から通知を受けた調査員は既にオンライン回答・郵送回答を行った世帯については回答勧奨や調査票回収のために調査対象世帯を訪問する必要がなくなります。保健所への通

知方法や通知日などは、保健所・調査員と協議して効率的な方法をご検討ください。

このように、配布予定ログイン ID リスト、オンライン回答・郵送回答世帯票ログイン ID リストは配布誤りの確認や訪問不要世帯の特定に用いますので、消去したりしないように大切に保管します。その他、この項の内容については、本事務要領「第 9 配布する調査票等送付物の取り扱いについて」（41～45 ページ）の内容も確認してください。

### 3-7 調査関係書類の提出

- (1) 保健所から提出のあった『単位区別世帯名簿』及び『調査票』を所定の期日までに都道府県に提出します。
- (2) 梱包が複数個の場合は、**何個口中の何個目か**を記入します。
- (3) 発送上の事故等に備え、提出書類の発送記録等が残るようにしておきます。

## 第7 保健所における事務

### 1. はじめに

この調査事務要領は都道府県・政令市・中核市・保健所設置市・特別区の調査担当者から実施通知、調査地区名簿、調査の手引きとともに4月下旬に保健所に届くこととなります。以下に記載する実際の事務に着手していただくこととなりますが、事前にこの章を一覧いただいて、おおよその事務計画を検討しておいていただければ幸いです。

保健所担当者は、都道府県（指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）内会議における説明を受けて、調査関係書類のとりまとめなどのほか、次に示す事務を行います。

#### 【お願いする調査事務】

- 1 調査員の設置のための自治体本庁担当者への協力
- 2 必要な調査員初任者研修の実施
- 3 保健所会議の開催と調査員への調査票等の配布及び調査実施方法の説明
- 4 調査期間中における指導及び実査上の問題の処理
- 5 担当調査区にかかるオンライン・郵送回答状況の通知の確認と担当調査員への通知
- 6 調査票の受領及び県・市への提出《調査終了後》
- 7 調査関係書類の処分
- 8 調査実施にかかる必要な記録とその保管

### 2. 調査事務の進め方のポイント

これらの事務内容の具体的な説明は後段で行いますが、その進め方のポイントを先にまとめると、次のとおりとなります。

調査実務を進める際に押さえていただきたいポイント：

- (1) 本調査関係者との十分なスケジュール調整
- (2) 調査票とログイン ID 等用紙の適切な配布
- (3) 調査員への丁寧な説明と相談しやすい関係性の構築
- (4) 本調査の調査実務の処理経過を適切に記録しておいていただくこと

#### (1) 本調査関係者との十分なスケジュール調整

自治体本庁の調査担当者の方には保健所の担当者である皆様との調査スケジュールの調整を早め実施していただくようお願いしています。調査の実施に当たって最も重要かつ決定的であるのは保健所における調査担当である皆様と調査員の方々の調査事務が円滑、かつ余裕をもって実施できるかどうかと考えています。

「生活と支え合いに関する調査」の調査実施に当たって全体として重要な区切りはふた

つあります。6月16日（木）からオンライン調査の回答が可能となるようにしていることがひとつであり、自治体から8月中旬までに社人研に回収した紙の調査票等の関係書類が届くことがもうひとつです。これらを守っていただきながら、保健所における調査担当の皆様には、皆様自身と調査員の方々の調査現場における活動状況のバランスを踏まえながら自治体本庁担当者の方とのスケジュール調整をお願いできればと考えます。

本庁担当者とのスケジュール調整や日程確認が必要となる調査実務上の重要な日程を例示しますと、次のとおりとなります。

**保健所説明会議日時：**自治体本庁の担当者からの本調査の内容等の説明を受け、実施計画等を調整いただきます。

**調査関係書類の保健所への発送予定日：**社人研からは2022年4月下旬には都道府県庁に届くように発送する予定です。

**保健所会議の開催日時：**保健所の調査担当者である皆様から担当する調査員に調査の手引き等を用いながら安全で適正な調査の進め方などを説明していただきます。

**調査票の配布開始日以降：**不在の世帯には調査員の方に曜日や時間帯を変えて最大3回訪問していただくこととなっております。全体の調査スケジュールに大きく影響しますので関係者と十分に調整してください。

**オンライン・郵送回答の回答状況の確認と通知スケジュール：**調査基準日である7月1日以降、社人研担当者が自治体本庁担当者に毎日通知します。毎日確認内容の通知を受け、調査員へ通知を行えば、訪問不要な世帯への訪問は削減できますが、保健所担当者の皆様ご自身の業務量は増大します。実情に合わせて何回いつ頃行うかを調整してください。

**調査票の調査員による回収開始日以降：**不在の世帯には調査員の方に最大3回訪問していただくこととなっております。全体の調査スケジュールに大きく影響しますので関係者と十分に調整してください。

**回収調査票等関係書類の自治体への発送予定日：**保健所の調査担当者である皆様の業務量を勘案しつつ調整してください。ただし、自治体本庁が他の保健所からの送付分と取りまとめた上で2022年8月中旬に社人研に到着するようこととなっていることにご留意ください。

## （2）調査票とログインID等用紙の適切な配布

「生活と支え合いに関する調査」では2022年実施調査からオンライン回答・郵送回答を導入することといたしました。調査票やログインID等用紙については調査員による配布が必要とはなりますが、一定割合の被調査者がオンライン回答・郵送回答を選択することにより、調査実施過程における新型コロナウイルス感染症対策と特に保健所・調査員の事務の省力化のふたつを希求しています。

印刷を行う委託事業者から、一定のルールに従って梱包された形で調査票やログインID

等用紙が保健所に届きます。これと国民生活基礎調査で使用した単位別世帯名簿を適切に組み合わせることで、世帯番号とオンライン回答時に使用するログインID及びログイン用のパスワードが接続できるようにしてあります。ただし、ログインID等用紙を印刷する段階では社人研担当者は単位区までの情報を持たず、どの調査区が調査対象となっているかの情報しか持っておりません。それゆえ、単位区ごとの世帯番号とオンライン回答用ログインIDの組み合わせは保健所担当者と各調査員のみしか知り得ない状態となります。正確に世帯番号とオンライン回答用ログインIDを組み合わせることで配布していただければ調査票回収・回答勧奨のために訪問する世帯数を絞り込むことが可能となります。調査票等の適切な配布が重要となりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

### (3) 調査員への丁寧な説明と相談しやすい関係性の構築

業務繁忙な状況とは思いますが、「忙しく働いているけれども質問したらきちんと教えてもらえる。」と調査員に思ってもらえる関係性の構築をぜひともお願い申し上げます。調査員が調査における問題事案や疑問等を抱え込んでしまうと、かえって問題を複雑化させるだけとなります。保健所運営会議以外の場でも積極的に質問・相談するように促してください。また、特に被調査者からの質問で即答できないが一般的な性質のもの、地域によらず調査員が理解しにくい調査実務上の点などについては、今回調査から設置されるコールセンターの活用をお願いします。被調査者が直接コールセンターへ質問・相談するように調査員が誘導するように、調査実施に当たっては調査員自身もコールセンターを活用するように、指導してください。

さらには、保健所調査担当者だけで調査現場の課題を抱えてしまうのではなく、問題がある場合にはぜひとも自治体本庁の調査担当者職員に相談してください。当然ですが、なんらかございましたら自治体本庁担当者を通じて社人研調査担当者へもぜひともご相談をいただければと考えております。

### (4) 本調査の調査実務の処理経過を適切に記録しておいていただくこと

近年の調査環境の変化により、調査への協力が得られにくくなっています。特にオートロック式のマンションでは世帯への訪問が困難である場合が多く、回収率低下の大きな要因となっていると考えられます。こうした状況においても回収率を長期的に上げていくためには対応の記録を残すことによって好事例を蓄積し、こうした世帯をはじめとして、より回答を得られやすい調査実務へと改善していく必要があると考えています。また、公的な統計は正確であることが言うまでもなく重要であり、正確な統計であることを担保するためには、定められた期日や手続きを満了したか、想定しない事態に対してどのような対処をしたかなど、調査実務についての記録が正確に残されていることが必要となります。社人研—自治体本庁—保健所—調査員、の全てのレベルにおいてどのような形で調査が行われたかがトレースできる必要があります。保健所担当者の皆様には、皆様の行った説明や調査票の配布の概況、調査員からの相談内容、回収した調査票等の取りまとめと自治体

本庁への発送の日付について記録を残していただけるようお願い申し上げます。

### 3. 調査実務について

保健所の調査担当者に実施していただく調査事務は具体的にはつぎのとおりとなります。

#### 3-1 保健所会議開催前の作業

##### (1) 調査員の設置のための自治体本庁担当者への協力

本調査の実施のために必要な調査員を、自治体本庁担当者と協力しながら設置します。

##### (2) 必要な調査員初任者研修の実施

設置した調査員に初めて調査に関わる人がいる場合には、必要な初任者研修を実施します。この点については本事務要領「第8 調査員の設置と上手な活動の求め方」(38～40ページ) も参考にしてください。

##### (3) 調査員への配付資料の事前準備

3-1) あらかじめ、都道府県から令和4年国民生活基礎調査の「単位区別世帯名簿」、および、「地区要図」(単位区設定済みの「地区要図」のこと)の写しを受け取ってください。

3-2) 担当する調査区内の単位区において、国民生活基礎調査の世帯名簿が2枚となっている場合(世帯数が30を超えている単位区)、および世帯数が25以上の単位区があれば、予備の配布物が必要になりますので、社人研担当者宛てにご連絡をお願いします。

3-3) 社人研から保健所にお送りする、世帯に配布する調査票等は単位区単位で梱包してあります。2020年国勢調査人口に基づいて単位区数を推計して送付します。実際の単位区数と送付された単位区数に違いがないか確認します。①梱包物の表示が都道府県や市・特別区の名称、保健所名、調査区番号が誤っている場合、②調査区において実際に設定されている単位区数よりも送付物が少ない場合、③ひとつの単位区の世帯数が30世帯を超える場合は本事務要領第9に沿った手続きをします。

3-4) 国民生活基礎調査の「単位区別世帯名簿」の写しから、すでに国民生活基礎調査において記入済みの①世帯番号、②世帯主氏名、③世帯員数、④まかない付きの寮等の事項が書かれた部分を切り取って生活と支え合いに関する調査の「単位区別世帯名簿」の各欄に貼ってください(転記でも結構です)。なお、貼り付けの際は国民生活基礎調査の単位区別世帯名簿の写しの世帯番号とのずれがないようにご注意ください。

図：3-4) の作業イメージ

国民生活基礎調査 地区番号		単位区番号														( 枚のうち 枚目)	
<p>「(9) (13)欄」は調査対象外は①、調査不能は②～⑥の番号を記入します。          調査対象外…①不在(おおむね3ヶ月以上)、死亡          調査不能…②回収不能(配布時は面接できたが回収できない)、③面接不能・一時不在(一度も面接できない)、          ④拒否、⑤外国人のため調査不能、⑥その他</p>																	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	世帯票・健康票・介護票				所得票・貯蓄票				(15)			
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数(人)	まかない付きの者	所得票対象世帯員数(人)	要介護者、要支援者と認定された者の数(人)	(7) 訪問回収	(8) 提出状況	(9) 調査対象外、調査不能の理由	(10) 郵送切替	(11) 訪問回収	(12) 提出状況	(13) 調査対象外、調査不能の理由	(14) 郵送切替	備考			
記入例	国生 花子	1				5	ネ	調	③	○	ネ	調					「(9) (13)欄」が「①」又は「⑥」の場合は、必ず、郵送回収に切替え、「(10) (14)欄」に「○」を記入
01																	
02																	
03																	
04																	
05							ネ	調			ネ	調					
06							ネ	調			ネ	調					
07							ネ	調			ネ	調					
08							ネ	調			ネ	調					
09							ネ	調			ネ	調					
10							ネ	調			ネ	調					

国民生活基礎調査の単位区別世帯名簿の写しのうち、  
 (1)～(4)の欄について1世帯目～30世帯目まで切り取ります。

切り取ったものを生活と支え合いに関する調査の世帯員名簿のうち、(1)～(4)の欄に貼り付けます。1世帯目～30世帯目まで重なるようにします。

地区	2	単位区番号	0	0	生活と支え合いに関する調査 ( 1 枚のうち 1 枚目)									
単位区別世帯名簿														
(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)		
世帯番号	世帯員数	まかない付きの世帯	18歳以上の世帯員数(人・含世帯主)	調査票			同一家庭同一敷地	備考	配布時不在等チェック欄	オンライン郵送回答	回収時不在等チェック欄	世帯ID (4R以下7桁記入)		
01														
02														
03														
04														
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														

### 3-2 保健所会議の開催と調査員への調査票等の配布及び調査実施方法の説明

#### (1) 調査にかかる基礎的な事項の説明

調査員の出席を求め、「調査員証」をまず渡します。「調査実施要綱」や「調査の手引き」などにより、調査の趣旨・内容、調査の方法、調査員としての心得などの調査の基本的事項について、都道府県（市・区）から指示された事柄、これまでの経験や地域の実情に応じた説明方法などを織り込みながら説明します。調査票の取扱い及び管理を厳重にすることなど、調査に当たって守るべき事柄や、調査を安全かつ正確に行うために必要な事柄をよく説明し、その徹底を図るよう指導します。分からないことがあった場合は、必ず質問するなどして理解するよう促してください。

#### (2) 実査中に疑義が発生した場合の対処について説明

調査関係書類の保健所への提出期限、調査に当たって解決出来ない問題や疑問点が生じた場合の連絡先（保健所担当者）を調査員に知らせ、書き留めておくようにします。

#### (3) 担当する調査地区についての情報の整理

まず、準備作業で作成した生活と支え合いに関する調査の「単位区別世帯名簿」と、「地区要図」の写しを調査員に渡します。

「単位区別世帯名簿」表紙の所定欄に、地区番号、単位区番号、都道府県・市郡・区町村名、丁目、保健所名、調査員氏名を記入してください。また、単位区の世帯数が30世帯を超える場合は、「単位区別世帯名簿」が複数枚必要となりますので、「単位区別世帯名簿」が全部で何枚か、またその名簿が何枚目か、裏面の所定の欄に記入させてください。

調査日（7月1日）までの間に世帯・世帯員の異動があった場合には、『単位区別世帯名簿』の訂正、追加記入を行うように指示します。

#### (4) 調査対象世帯への配布物の交付

4-1) 調査員に担当する単位区用の配布物を渡して下さい。配布物とその梱包数は次の通りです。調査員に配布物の数量に不足がないかを必ず確認させます。

- ・「調査協力のお願い」……………30世帯分
- ・「調査票等配布用封筒」……………30世帯分
- ・「調査票提出用封筒」……………30世帯分
- ・「調査票（世帯票）」……………30世帯分
- ・「調査票（個人票）」……………調査対象者数に応じた数
- ・「ログインID等用紙」……………30世帯分
- ・「調査票記入例（世帯票）」……………30世帯分
- ・「調査票の回答・提出方法のご案内」……………30世帯分
- ・「調査票記入例（個人票）」……………調査対象者数に応じた数
- ・「調査対象者への謝礼品」……………調査対象世帯数に応じた数



- ・「連絡メモ（不在世帯用）」……………ひとつ
- ・「連絡メモ入れ封筒」……………30世帯分×2つ
- ・「挨拶状」……………5通
- ・「ポスター」……………1枚
- ・「手提げ袋」

【備考1】調査票（世帯票）、ログイン ID 等用紙、調査票提出用封筒、調査票記入例（世帯票）、  
「調査協力のお願い」は世帯番号ごとの調査票等配布用封筒に格納されて送付されます。

【備考2】被調査者への謝礼品、調査票携行袋については各都道府県でご用意いただきます。

【備考3】配布用封筒には表面に世帯番号が 01～30 で記載されています。記載漏れがないか確認  
させてください。また、単位区の世帯数が 30 を超える場合には、世帯名簿をはじめとして、別途  
送付されるものを利用します。

- 4-2) 「調査票等配布用封筒」には同一の世帯番号がプレプリントされた世帯票 1 部と  
「ログイン ID 等用紙」、「調査票提出用封筒」1 通、および「調査票記入例（世  
帯票）」1 部が同封されています。必ず調査票等配布用封筒 1 つずつ、①内容物（世  
帯票・ログイン ID 等用紙）と封筒の世帯番号が一致していること、②世帯票右  
上の調査員記入欄に記載されている「都道府県名」、「保健所名」、「地区番号」、「単  
位区番号」が保健所担当者から説明を受けた担当地域のものと異なっていないこ  
とを確認させます。同時に複数の封筒について一度に内容を確認させないように  
します。

※上記で不一致が見られたら、そのままでは調査ができません。①同じ調査区の  
違う単位区担当者に渡すべきものを渡した場合は、単位区ごとに適正になるよう  
に配布し直して下さい。②同じ都道府県内で異なる保健所のものが誤った梱包で  
配送された場合は自治体本庁（都道府県、政令市・中核市・保健所設置市、特別  
区）担当者にすぐに連絡して配送し直して貰って下さい。③都道府県を跨がって  
誤った配送が行われた場合、またはそもそも梱包物の表示と内容物が一致してい  
ない場合は社人研担当者にご連絡をお願いします。

- 4-3) 単位区の世帯数が 30 を超えている場合は、調査票等の資料が一式さらに必要に  
なるので、社人研に自治体を通じて電子メールで追加発送を請求します。

- 4-4) 再び調査票等配布用封筒 1 つずつについて、ログイン ID 等用紙から世帯票用  
のログイン ID・パスワードのシールを剥がし、世帯票の 1 ページ目に貼り付けさせ  
ます。所定位置に注意して貼ります。貼り終わったらログイン ID 等用紙と世帯票  
を封筒の中に戻させます。

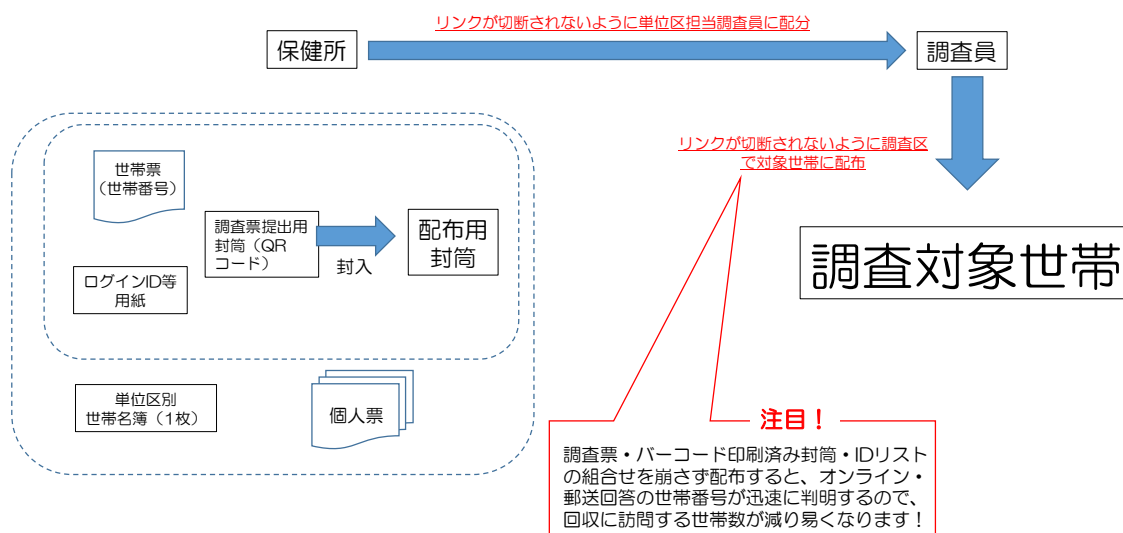
4-5) 調査員には、調査票の配布のために被調査世帯を訪問した際に、必要な人数分の個人票の調査員記入欄に世帯番号を記入した上で当該世帯の配布用封筒に入れ、さらに同数の個人票記入例を入れ、被調査世帯の人に渡すように指導します。

4-6) 「調査票提出用封筒」に印刷されている QR コードには世帯番号までの情報が埋め込まれており、汚損・紛失をしないように注意を促します。

#### (5) 実査に当たっての注意点の説明

- ・ 調査員証の活用について説明します。『調査員証』は、調査地区に入ったら、常時携帯（首から下げる、胸に付ける等）し、世帯訪問の際には確実に見えるように留意するよう指導します。
- ・ 調査票等の配布に当たっては、被調査者に公的統計調査であること、調査の趣旨等を説明してから行うため、不在の場合においては世帯名簿にその旨記録し、再訪することが必要であることを説明して下さい。
- ・ 不在世帯への再訪は、当該世帯への最初の訪問を含めて会えるまで3回は訪問することが必要であることを説明してください。
- ・ オンライン回答・郵送回答状況が確認できない世帯への回答勧奨・調査票の回収も、被調査世帯の世帯員が不在の場合はその旨世帯名簿に記録し、会えるまで3回は訪問することが必要であることを説明してください。
- ・ オートロックマンションでの調査受け入れ、確実な回収が調査票の回収率に大きく影響すること、管理人・管理組合・管理会社に対して事前に調査実施について説明しておくなど必要な対処について説明してください。調査員のみでは対応が困難な場合は保健所の担当者から改めて調査員が説明に何う旨の電話等での簡単な説明を行うなどの支援をしてください。管理人が常駐せず管理組合・管理会社の所在地が都道府県境をまたぐオートロックマンションのケースなど保健所での対応が困難な事案については都道府県・政令市・中核市担当者などを通じて社人研担当者にご相談ください。
- ・ 調査票（世帯票・個人票）、世帯票ログイン ID・個人票ログイン ID はこの事務要領に記載しているとおり配布して下さい。要領通りに配布していただければ、オンライン回答・郵送回答を行った世帯を社人研から保健所経由で調査員にお伝えできますので、これらの世帯には回収に訪問する必要がなくなります。この点を十分に説明して下さい。

図：調査票（世帯票・個人票）、ログイン ID 等用紙の配布イメージ



- ・ 社人研でのオンライン回答・郵送回答受け付け時点の検査で、調査票（世帯票・個人票）、世帯票ログイン ID・個人票ログイン ID の配布時にこの手引きに記載している要領に沿わないで配布した可能性が明らかになった場合、その可能性がある単位区・管轄保健所についてその旨の指摘を行います。この場合は、どの世帯がオンライン回答・郵送回答で回答したかを社人研担当者が短期間で確認し、お伝えすることは不可能です。それゆえ、この手引きに記載している要領に沿わないで調査票（世帯票・個人票）、世帯票ログイン ID・個人票ログイン ID を配布した場合は、当該調査員は調査票を配布した全ての世帯に調査票回収・回答勧奨のために訪問する必要があることを説明して下さい。
- ・ 調査員が記入済み調査票を回収する際には、調査票提出用封筒が被調査者自身によって密封されているかを確認してから受け取るように指示してください。密封されていない場合は接着ノリやセロテープで密封してもらってから受け取るように説明します。
- ・ 記入済み調査票を封入した調査票提出用封筒は、調査員が被調査世帯から受け取ったあとは調査員を含めて誰も開封してはならないことを説明して下さい。

#### （6）守らねばならない日程についての説明

厳守が必要な日程について説明します。調査票等は調査期日である7月1日より前に被調査者に渡されていること、回収した紙の調査票は8月中旬までに社人研に送付される必要があるため、保健所が設定する締め切り日までに保健所に持参する必要があることについて明確に指導します。2022年6月16日（木）からオンライン調査の回答が可能となるため、なるべく早い時期に配布すると調査票の回収や回答勧奨の作業が減らせることになることを説明します。

### (7) 初任者への十分な配慮

調査員の実務が初めてである者がいる場合は、会議終了後にわからなかった点などについて個別に聴取します。不安があるなどの場合には、世帯訪問の際に同行支援などを実施する旨を伝え、実施してください。

### (8) 動画の活用

調査員にお願いする事項の説明をする動画を提供しますのでご活用下さい。

## 3-3 調査期間中における指導及び実査上の問題の処理

### (1) 長期不在の世帯に対する調査方法等の指導

調査に際してこれらの世帯があった場合は、その状況を聴取し、世帯の人に面接できる可能性があれば世帯の人との連絡に努めるよう調査員を指導します。

### (2) 調査困難な世帯に対する調査方法等の指導

調査に協力を得られないため調査票が回収できない世帯があった場合は、その状況を把握し、世帯の協力を得られるよう調査員を指導する等、適切に対処します。

### (3) 世帯からの相談等に対する応接処理

世帯等から保健所に調査に関する相談や問い合わせがあった場合に迅速かつ適切に対応できるように、あらかじめ次に示すような措置を講じてその体制を整えておきます。また、世帯等から相談や問い合わせがあった場合は、適切に対応します。

ア 調査についての問い合わせの窓口となる係を定めておき、その係名、電話番号等を『連絡メモ』の所定の欄に記載しておきます。

イ 窓口担当職員は、過去の事例などを参考にして、応接処理の方法を十分検討しておきます。

### (4) オンライン回答・郵送回答状況の調査員への通知

調査期日（7月1日）にオンライン回答・郵送回答状況の情報が利用可能となります。保健所担当者はこれを自治体本庁担当者から受け取り、調査員が担当する単位区単位に分割して担当する地区の調査員に通知してください。オンライン回答・郵送回答状況の確認できない世帯について紙の調査票を回収・回答勧奨するように指導してください。

## 3-4 調査票の受領及び県・市への提出《調査終了後》

調査員から提出のあった『単位区別世帯名簿』及び『調査票』を、所定の期日までに都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区に提出します。

## 3-5 調査関係書類の処分

(1) 未使用の調査票等は外部に流出しないように焼却、裁断等により処分します。

(2) 『調査員証』は、任命権者から別途指示があった場合を除き、調査員が返納した後直ちに前記の方法に準じて処分します。

## 第8 調査員の設置と上手な活動の求め方

「生活と支え合いに関する調査」は地域に居住する世帯に対する調査です。そのため調査対象と接する調査員の方々の安全を守りながら、調査員の方々に適切な調査票の配布・回答勧奨・回収を行ってもらうことが調査実務における最大のポイントとなります。

### 1. 統計調査の指導員や調査員の設置

統計調査の調査員の設置に当たっては、都道府県（保健所設置市・特別区）、政令市、中核市それぞれが地域の保健所と連携して行っていただくこととなります。調査員の募集・任命等の際のポイントとして、「ガイドライン」では

- ・当該統計調査業務に照らして必要な経験・業務能力を保持する指導員・調査員を適切に割当てするため、指導員・調査員について、面接等により、得られた業務経験、保有資格、過去の調査活動状況等の情報を適切に管理しているか。当該統計調査業務に照らして必要な経験・業務能力等を確認した上で、指導員・調査員を任命しているか。

としています。

調査員の募集・任命の具体的な方法については、自治体ごとに工夫していただくことが地域の実情に沿って必要な調査員の確保に最も重要です。その上で、業務経験、保有資格、過去の調査活動状況等の情報を活用しやすい形で記録を残してください。

### 2. 新規調査員に対する基礎的教育と支援

「生活と支え合いに関する調査」に限らず、公的統計の指導員・調査員を経験したことが無い方には統計調査とは何か、公的統計として求められていることはどのようなことか、その上で指導員・調査員としてどのような内容の活動を求められるのかをわかりやすく説明していただく必要があります。

前章で説明したとおり、調査実施前に保健所会議の場において本事務要領と調査の手引きを用いて指導員・調査員に対して「生活と支え合いに関する調査」の実施方法について説明していただくことを想定しています。しかしながら、最初から経験者の調査員も同席する場において未経験の方に基本的な知識を教授することはあまり効果的ではないかも知れません。

未経験の方を採用して調査員として活動していただく場合、公務員としての守秘義務、文書の取り扱い方等、調査事務というよりは自治体の公務員としての活動の仕方の基本的な知識の教授が必要な場合もあるかと思います。調査の手引きではそのような方でも「生活と支え合いに関する調査」自体を実施できるための基礎的な知識を記載していますが、上述のようなそもそものところは、自治体での実情による差が大きいと考えられるため記

載しておりません。それゆえ、「生活と支え合いに関する調査」の調査の手引き以外の資料等を用いて基礎的な教育訓練を行っているかと思えます。「ガイドライン」では

- ・当該統計調査業務に初めて従事する調査員に対し、業務遂行上必要とする一定水準の能力を習得するための基礎的教育・訓練を実施し、その概要等を記録しているか。

と、記録を残すことを求めています。これを残しておくことで本調査に限らず、他の公的統計調査も含めて、効果的かつ負担の少ない初任者への教育訓練のノウハウが自治体に蓄積される基盤となります。また、「ガイドライン」では

- ・新規調査員に対する支援：当該統計調査業務に初めて従事する調査員に対し、業務に関する助言、必要に応じての業務担当者等による同行支援など、調査員に対する支援を実施しているか。

として初めて調査に従事する調査員に対する支援も要請しています。保健所の庁舎内で調査に従事するための基本的な知識は得られても、実際の経験はまた別です。調査員と被調査者の関係性は人対人であり、人数の組み合わせの数だけ関係性がありようは違うともいえるでしょう。初対面の場合は円滑に調査の依頼ができなくて当たり前かもしれません。多忙な環境ではあるかと思われませんが、ぜひとも同行支援など必要な支援の実施をお願い申し上げます。

### 3. 調査票配布～調査票回収までの期間の調査員支援

実施する統計調査が適正であるために最も決定的であるのは調査員の方々の調査事務のありようです。調査実務に不慣れである新規調査員への支援が必要であることは上述のとおりですが、経験豊富な調査員に対しても支援が必要であることは言うまでもありません。逆に、調査経験慣れによって我流の調査員活動となってしまう可能性もあり、経験や知識を尊重しながら適切な支援をすることにより調査員活動の負担軽減と調査品質向上の双方を図る必要があります。そこで、本節では調査員の経験を問わず、調査期間中に調査員に対して実施すべき支援について記載します。

#### (1) 保健所会議（調査員事務打ち合わせ会）における説明

- ・ オンライン会議（対面との併用を含む）の方法で実施しても構いません。
- ・ 説明開始前に、調査員に配布した調査関係書類が全部そろっているか確かめさせ、会議参加者各自で資料を読み込む時間を確保します。
- ・ 説明開始前に、調査の手引きの内容構成とともに、国民生活基礎調査地区要図（単地区設定済みの地区要図）の写しについて各調査員の担当地域部分を確認させ、担当地域にオートロックマンションがあるかどうか、知り得る範囲で確認するように指示し

ます。

- ・ 説明に入る前に、会議時に限らず、分からないことがあった場合には、必ず保健所担当者に質問して確認するように促します。
- ・ 調査事務の概要説明は保健所担当者が一方的に資料を読み上げて終わるのではなく、説明の途中での質問を許すか、説明後に会議参加者が質問できる時間を必ず一定程度確保します。
- ・ 都道府県（市・区）から指示された事柄、これまでの経験や地域の実情に応じた説明方法などを織り込みながら、説明を行います。
- ・ 調査の手引きに記載されている具体的な内容をわかりやすく示しつつ、調査票の取扱い及び管理を厳重にすることなど、調査に当たって守るべき事柄や、調査を安全かつ正確に行うために必要な事柄をよく説明し、その徹底を図るよう指導します。
  - 訪問時に被調査者側が感染予防行動（被調査者がマスクを着用せずに調査員と対面で話そうとした場合など）をとらなかった場合に調査員がどのように対応すべきかについて自治体本庁の調査担当者と事前に相談し、可能であれば対処指針を共有しておきます。
- ・ 保健所会議で調査について説明し、配布の調査票等を渡した後、調査票の回収期限まで、保健所の調査担当者が調査員と全く接点を持たないことは、調査実施上の重大事故があった場合にその判明を遅くする可能性があるなど望ましくありません。保健所の調査担当者の方は、他の業務との兼ね合いを勘案しつつ、相談可能な日時を調査票配布期間、調査票回収・回答勧奨期間中に複数設定しておき、保健所会議などの場で調査員に示していただくことが望ましいです。
- ・ また、調査時の調査員の身の安全にかかわること、記入済み調査票の紛失など、急を要する場合は随時連絡することが可能であること、そのための具体的な連絡チャネルを調査員に教示してください。
- ・ 保健所会議で用いた説明資料や質疑の概要については記録を残しておきます。

## （２）調査期間中における指導及び実査上の問題の処理

### ２－１）調査票配布期間における相談経路の確保と相談のタイミングの設定

調査期日（７月１日）までの調査票の配布期間において１度か２度、各世帯員の世帯名簿とそこに記載されているメモをお互いに確認しながら調査票の配布について相談を受ける機会を持つようにしてください。以下に示す調査票配布困難ケースなどについて相談を受けつつ、世帯への訪問、適切な調査票の配布が実際に行われているかの確認を間接的に行う機会としてください。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 長期不在の世帯に対する調査方法等の指導<br/>調査に際してこれらの世帯があった場合は、その状況を聴取し、世帯名簿の該当世帯の備考欄にその旨記載させた上で、世帯の人に面接できる可能性があれ</li></ul> |
|--|

ば世帯の人との連絡に努めるよう調査員を指導します。

・調査困難な世帯に対する調査方法等の指導

調査に協力を得られないため調査票が回収できない世帯があった場合は、その状況を把握し、世帯の協力を得られるよう調査員を指導する等、適切に対処します。なお、被調査世帯において感染予防が図られない接遇を受けたり、直接的な暴力がふるわれそうになったりその恐れがある場合は、世帯名簿の備考欄にその旨記載させた上で、調査不能世帯としてください。

・調査に対して協力的ではあるが意思疎通が困難である世帯への対応

被調査世帯の世帯員全員が、日本語での説明に対して理解が困難である場合や、何らかの事情で意思疎通が困難な場合はその旨世帯名簿の備考欄に記載の上、回答不能世帯と分類してください。一部の世帯員の回答が難しい場合は、世帯票と回答できる18歳以上の世帯員分の個人票を配布します。代理などの方法で回答が可能な個人分については個人票の1枚目に必要なチェックを入れた個人票を配布します。代理などの方法でも回答が困難な世帯員については該当する世帯員の性別と年齢を世帯名簿に記載します。この場合、当該個人分の個人票の配布は必要ありません。

例えば、ある世帯について、世帯票と複数の世帯員の個人票がオンライン・郵送で回答されているケースもあれば、世帯票も個人票も全くオンライン・郵送で回答されていないケースもあり得ます。個人票が一枚だけ回答されていない場合も、世帯票も個人票も全く回答されていない場合も、どちらが勧奨に応じやすいかは定かではありません。このような場合にどの世帯から回収に行くべきかについての方針を、被調査世帯と接した調査員の感覚自体を調査員自身から引き出すように指導を行って、調査員に決めてもらってください。その際にも、保健所調査担当者にとっては指示通りの調査票等の配布が行われているかを間接的に確認する機会として捉え、その概要について記録を残してください。

2-2) 調査票回収・回答勧奨期間における相談のタイミングの設定

調査員が回収した調査票を保健所担当者が受け取る機会は、各自治体・保健所が設定する所管保健所の回収調査票等関係書類の発送予定日までに複数回設定し、1度目の受け渡しの際に、調査票は配布できたが回収が困難である世帯の有無、その態様について把握してください。それらと調査員自身の状況をふまえて、それ以後の期間において調査票回収・回答勧奨をどのように進めるか適切に指示を行ってください。

調査票の受け渡しの完了時には忘れずに調査員から世帯名簿や調査員証などを受け取りますが、その際には調査員にねぎらいの言葉をかけつつ、「生活と支え合いに関する調査」の実施において調査員が直面した課題などがないか話を向けてください。なんらかの課題があれば具体的な内容の、無い場合はその旨の、記録を取り、保管します。



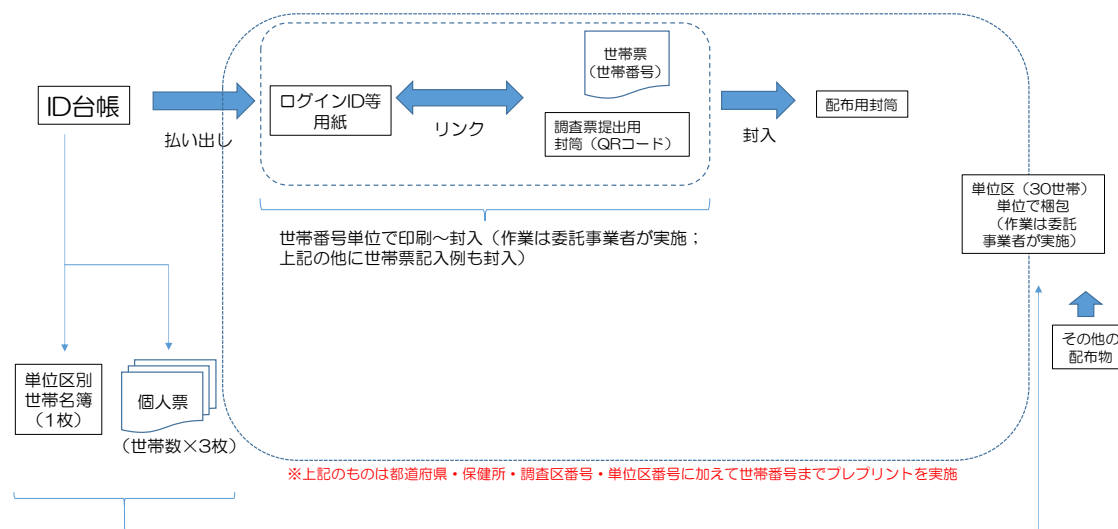
## 第9 配布する調査票等送付物等の取り扱いについて

### 1. 配布する調査票等送付物の送付について

2022年調査から、オンライン回答に用いる世帯票ログインID、個人票ログインIDを記載した「ログインID等用紙」の配布、郵送回答の導入に伴う「調査票提出用封筒」へのQRコード（暗号化した世帯票ログインIDをQRコード化したもの）印刷も行います。これにより、業務が複雑化する部分もあるため、保健所・調査員・被調査者の皆様の負担の軽減を図ります。具体的には調査票等について単位区単位でのプレプリントを実施し、かつ、配布する調査票等送付物の梱包についても工夫することです。正確な統計調査プロセスの実施のために余部をお送りしていないことにご注意下さい。

図にあるとおり、1つの配布用封筒に1世帯分ずつ、世帯票、オンライン回答用の世帯ID、個人ID（18人分）を記載したログインID等用紙、オンライン回答用の世帯IDとリンク付けしたQRコードを印刷した調査票提出用封筒を梱包して送付します。これらは世帯番号までプレプリントされています。世帯票記入例も各世帯に1部ずつ封入されています。これに個人票と世帯名簿用紙（1枚）、その他配布物を同梱して1単位区分の調査票等配布物とします。

図：調査票等配布物におけるプレプリントの実施、単位区単位の梱包

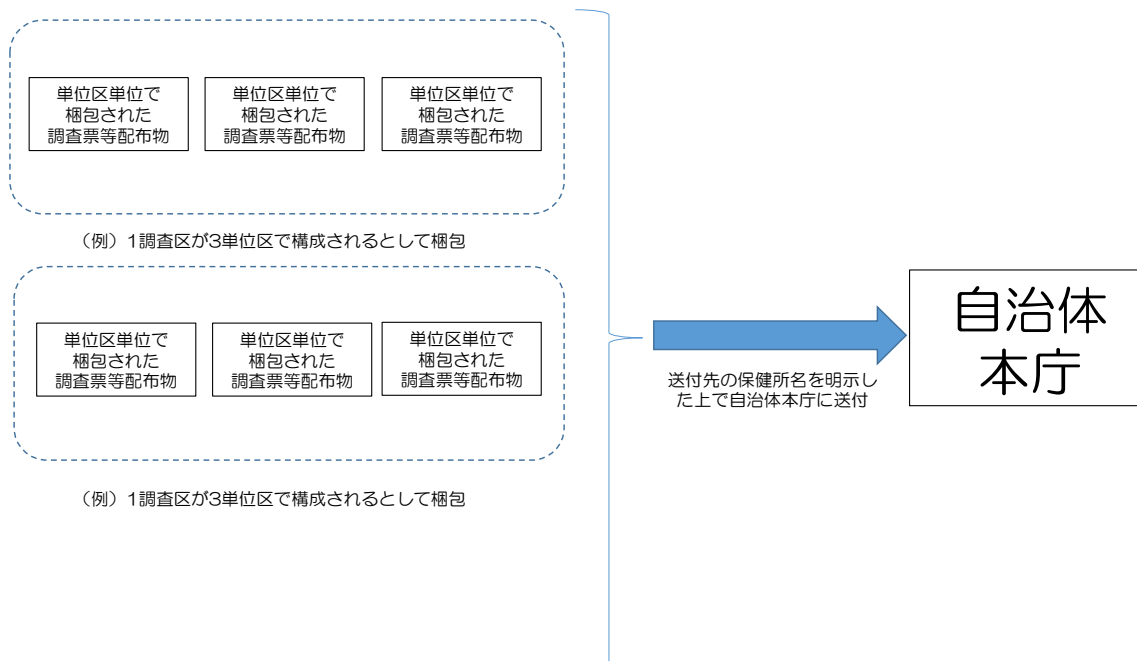


※調査票等配布物は都道府県・保健所・調査区番号・単位区番号までプレプリントを実施

### 2. 配布する調査票等送付物の梱包数量について

単位区あたりの世帯数を30とした単位区分数の調査票等配布物を1つの調査区分とし、保健所単位で梱包したものを自治体ごとにまとめて自治体本庁にお送りします。

図：調査票等配布物におけるプレプリントの実施、単位区単位の梱包



### 3. 自治体本庁での取り扱いについて

調査票等配布物が届いたら、都道府県では送付物を開封し、都道府県宛の書類を取り出した上で、保健所設置市・特別区分は開封せずにそのまま当該市・区へ、都道府県が所管する保健所分はそれぞれの保健所分の梱包のまま開封せずにお送り下さい。政令市・中核市・保健所設置市・特別区でも同様に、送付物を開封したら自治体本庁宛の書類を取り出した上で、所管する保健所分はそれぞれの保健所分の梱包のまま開封せずにお送り下さい。

全ての調査区について1単位区は30世帯で構成されること、を前提とし、2020年国勢調査人口に基づいて単位区数を推計して送付を実施します。それゆえ、調査区の実際の単位区数が送付数分を超える場合、単位区の世帯数が30を超える場合は調査票等配布物に不足が生じます。また、単位区の世帯数が25を超える場合も不足が発生する可能性があります。これらの場合は他の単位区や調査区の余部を以て不足を補うことはしてはなりません。この点は保健所担当者ともよく確認して認識を合わせて下さい。

所管する保健所から不足分の請求があった場合には、1) 送付されていない単位区分の請求であるか、2) 実際の世帯数に足りていない分の請求であるか、3) その他の理由、のいずれかを、請求対象の単位区番号とともに確認して社人研担当者に請求して下さい。

### 4. 保健所での取り扱いについて

保健所宛の梱包は、単位区単位の配布物を調査区ごとにまとめてお送りしています。保健所宛の梱包物を開封後は、調査区別の内容物を混合しないようにして下さい。さらに、調査区単位の梱包物を開封後は単位区単位の内容物を混合しないようにして下さい。

調査区単位の梱包物を開封し、まず当該調査区で設定されている単位区数と送付物の数

量が合致しているかを確認して下さい。設定された単位区数に足りない場合は自治体本庁を通じて社人研担当者に送付されていない単位区の番号を伝えて不足分の配送を請求して下さい。

次に調査区で設定されている単位区のうち、世帯数が 30 を超える場合があると、送付数量（各単位区は 30 世帯で設定されています）に不足が発生します。また、世帯数が 25 を超える場合も不足が発生する可能性があります。これらの場合も自治体本庁を通じてこれらの単位区の番号を伝えて不足分の配送を社人研担当者に請求して下さい。

調査の正確性に影響を及ぼしますので、配布用封筒や調査票、ログイン ID 等用紙、調査票提出用封筒の紛失・汚損などは避けて下さい。ご負担をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 5. 調査票等配布物の送付誤りについての事前確認

自治体本庁を通じて調査票等配布物を誤りなく送付するために万全の体制を準備します。しかしながら何らかの理由で誤りが発生する可能性は完全にゼロにすることはできません。誤りがあった場合には正確な統計調査プロセスの実施に影響を及ぼす可能性が発生します。そこで、お手数ですが、送付物等が届きましたら以下の作業をお願いします。

### (1) 自治体本庁での確認作業

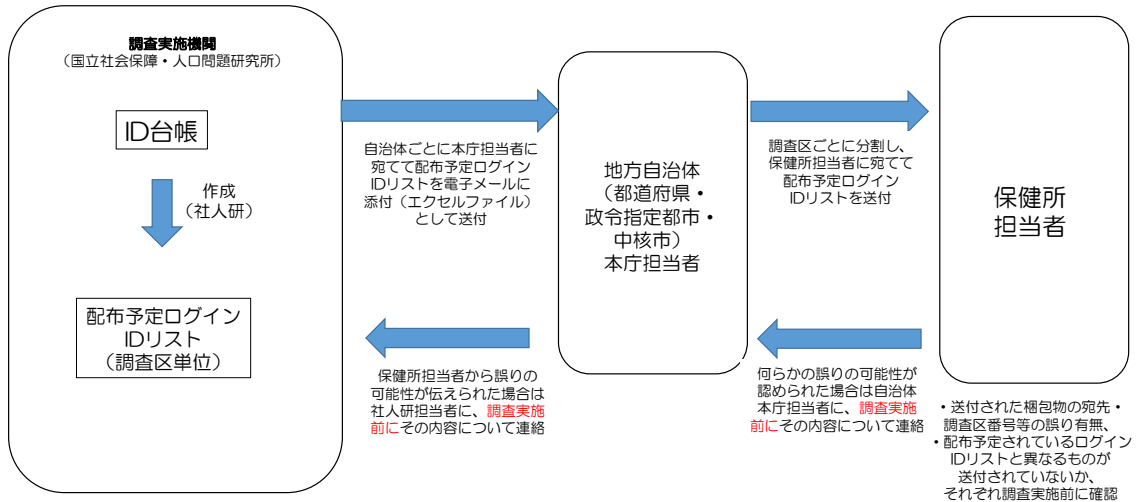
- ・ 送付された梱包物の宛先が異なる都道府県・市・区などになっていないかの確認
- ・ 社人研担当者に登録したメールアドレスに送信される「配布予定ログイン ID リスト」（エクセルファイル）の受信と保健所への転送
- ・ 保健所担当者から送付誤りの存在が連絡された場合の社人研担当者への連絡

### (2) 保健所での確認作業

- ・ 送付された梱包物の宛先が異なる保健所名、調査区番号等になっていないかの確認
- ・ 自治体本庁担当者が送信した「配布予定ログイン ID リスト」（エクセルファイル）の内容の確認
- ・ 送付された単位区ごとの梱包物それぞれについて、幾つかの世帯の封筒を抽出し、「ログイン ID 等用紙」に記載されている世帯票ログイン ID が「配布予定ログイン ID リスト」のそれと一致するかの確認
- ・ 送付誤りがあった場合に自治体本庁担当者を通じた社人研担当者への連絡

送付誤りの連絡を受けた社人研担当者はその内容を確認の上、調査実施に間に合うように迅速に誤りへの対応や必要な説明を、自治体本庁担当者を通じていたします。

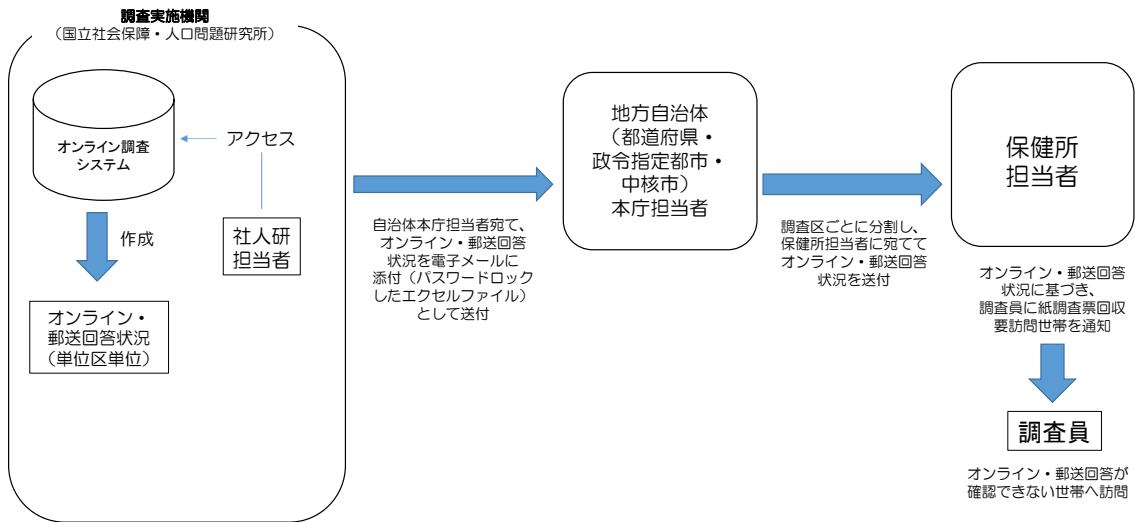
図：配布予定ログイン ID リストと送付された ID リストの突合、宛先確認等による事前確認



## 6. オンライン・郵送回答済みログイン ID の活用による調査票回収負担軽減

6月15日までに調査票等を調査対象世帯に配布していただきますと、オンライン回答や郵送回答で回答する世帯が出始めます。社人研職員は、郵送回収された封筒から世帯票ログイン ID のリストを作成します。また、調査実施日である7月1日からオンライン調査システムのサーバにアクセスしてオンライン回答した世帯票 ID の情報を得ます（図参照）。

図：オンライン・郵送回収 ID リストの通知とその確認を通じた調査員の訪問世帯の限定



社人研担当者は両者を合わせて、オンライン・郵送回答状況を作成し、7月1日以降に自治体本庁担当者を通じて各保健所担当者に提供します。各保健所担当者は単位区別のオンライン・郵送回答状況を調査員に示し、オンライン・郵送回答が確認できない世帯への訪問回収の実施を指導します。

## 第10 コールセンターの設置について

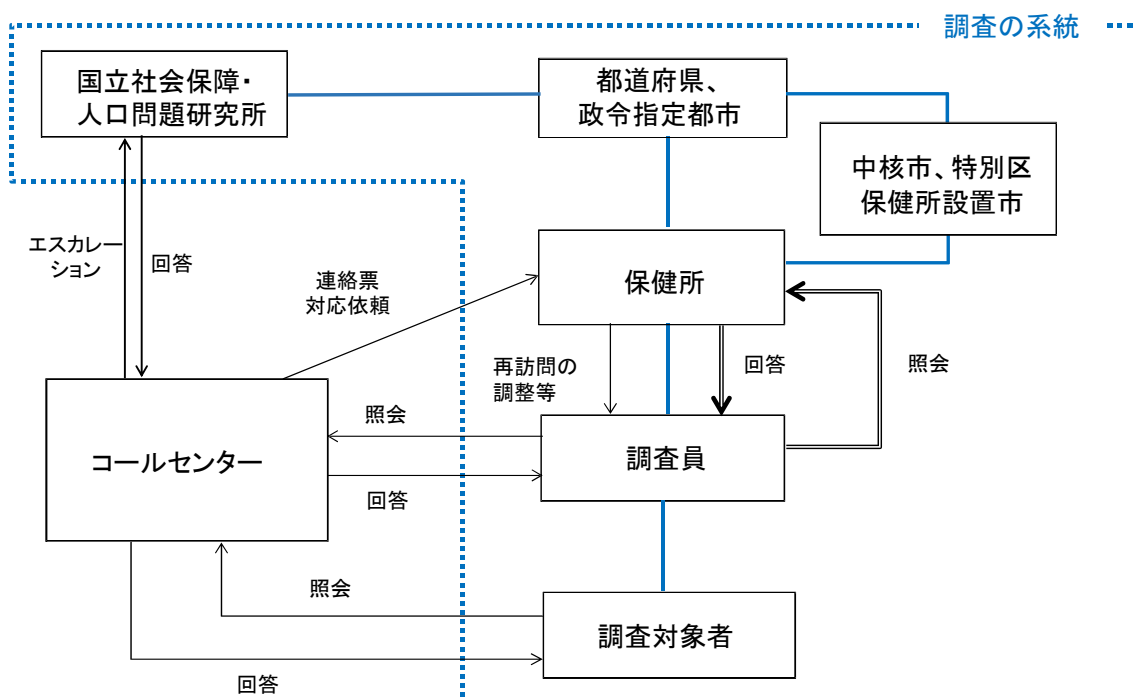
「生活と支え合いに関する調査」では2022年調査から、実査の期間中（6月初めから7月中）に調査実施にかかる問い合わせを受け付けるコールセンターを設置します。平日、土日祝日の9：00～17：00にご質問をお受けする体制としています。調査を受ける側の調査対象の住民の皆様だけでなく、調査実施を担う調査員の皆様からの実務上のご質問に対して回答をさせていただきます。

電話番号：0570-022-010 （ナビダイヤルとなりますので通話料金がかかります）

調査員の方については業務の遅延、調査の協力が得られない等、調査員が調査に当たって解決できない問題がおきた場合は、まずは保健所に連絡し、指示を受けてください。高度な内容や特殊な質問についてはコールセンター担当者から国立社会保障・人口問題研究所担当者に転送され、研究所担当者の回答を得てからコールセンター担当者が回答します。

調査系統とコールセンターの関係は下の図のとおりとなります。なお、本事務要領に参考1として生活と支え合いに関する調査 質疑応答集を掲載しておりますので（48ページ～）、そちらも参考にしてください。

調査対象者と調査員のあいだで具体的な紛争になってしまっていると判断される場合には、コールセンターから社人研に転送の上で自治体ご担当者にご連絡致します。



※ 調査対象者及び調査員等に配布している調査関係書類にコールセンターの電話番号を印字

## 第11 ポスターの活用について

配布されたポスターは、多くの方に「生活と支え合いに関する調査」を知っていただく観点から、調査単位区内の掲示板上に貼るなど、地域の実情に応じて有効にご活用ください。

(例：市町村窓口出張所、図書館等公共団体掲示板上、集合住宅の掲示板上、町内会・自治体の掲示板上、公民館の掲示板上、行政関係 NPO の掲示板上)

ポスターは大きなサイズ（A1 版）と集合住宅用ポスター（A4 版）の2種類がありますので、掲示するスペースに合わせて適宜ご利用下さい。

生活と支え合いに関する調査  
実施します

single-person household  
community  
nursing care  
To help each other  
Senior citizens & Single parent family

●厚生労働省の研究所が実施する、国の調査です。  
●皆様の生活にも関わる政策の基礎資料を得るための調査です。ぜひご協力をお願いします。  
●対象となった世帯には、2022年6月中旬までに調査員が訪問して調査票をお配りします。

政府統計

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

国立社会保障・人口問題研究所  
National Institute of Social Security and Population Problems

【お問い合わせ先】  
生活と支え合いに関する調査  
コールセンター  
0570-022-010

国立社会保障・人口問題研究所 HP  
<https://www.ipss.go.jp>

生活と支え合いに関する調査

## 参考1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集

### I 調査の方法、調査の対象、調査結果の活用・保護

#### 1 生活と支え合いに関する調査とはどのような調査なのか。

生活と支え合いに関する調査は、人々がどのように日々の暮らしを送っているのか、親や子、地域の人々とどのようにつながり、それがどのように生活を支えているのか、それに対して社会保障制度はどのように役だっているのかを正確に把握することで将来の国や地方の行政にとって大変貴重な資料を得ることを目的としています。

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査に指定されており、国立社会保障・人口問題研究所が2007年から実施しています。今回調査は第4回目の調査になります。

調査対象は無作為に抽出しており、今回調査では、全国約5千万世帯のうち、約1万5千世帯を対象に調査を行います。

#### 2 生活と支え合いに関する調査はどのように行われるのか。

生活と支え合いに関する調査は、国立社会保障・人口問題研究所が基本的な計画を立案し、厚生労働省が行う国民生活基礎調査の後続調査として行われます。都道府県、保健所を通じて実施されます。各調査世帯には調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。新型コロナウイルス感染症対策として、調査員と調査対象世帯の方の接触機会を減らすため、ご不在の世帯には調査票等の書類を郵便受け等にポストイング（投函）いたします。また、調査票の回収は調査員による訪問回収の他に、郵送による回収、オンライン調査システムを介した電子調査票への回答の3通りあり、回答方法を選ぶことができます。

#### 3 どうして私が選ばれたのか。（調査対象はどのように選ばれるのか。）

2022（令和4）年国民生活基礎調査の調査地区のなかから無作為に300調査区を選定し、各地区内に居住している世帯の方に回答をお願いしています。

生活と支え合いに関する調査では、世帯主と世帯内の18歳以上の世帯員の方全員に回答をお願いしています。

#### 4 標本調査とはどのようなものか。

統計調査には、全数調査と標本調査があります。全数調査はすべての世帯を調査する方法で、その代表的なものが国勢調査です。一方、標本調査はすべての世帯ではなく一部の

世帯を調査して、それにより得られたデータから全体を推計するという調査方法で、生活と支え合いに関する調査はこの方法により行われています。

全数調査を全国規模で行うためには、非常に多くの経費や労力が必要となります。これに対し、標本調査を適切に行えば、あまり経費、労力、時間をかけないで、全体について信頼できる結果を得ることができます。

その際、調査世帯がすべての世帯の「縮図」となる必要があります。このための方法として、いわゆる無作為抽出（ランダムサンプリング）という方法があり、生活と支え合いに関する調査でも用いられています。

これは、調査世帯を選ぶときに、調査実施者側の一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的な方法で決めていくものです。この方法によって世帯を決めると、全体として偏りがなく、よい「縮図」が得られますから、その結果に基づいて全体を推計すると、信頼できる結果を得ることができます。

仮に、調査に応じてもらえそうな世帯だけを選ぶとか、ある特徴を持った世帯だけを選んだような場合には、偏った「縮図」を得ることになり、これに基づいて全体を推計すると、偏った結果となり正しい推計（全体像の把握）ができず、せつかくの調査が無駄となるおそれがあります。

このように、標本調査では調査世帯の抽出が適切な方法で行われるかどうかということが結果の信頼性を大きく左右します。生活と支え合いに関する調査が採用している無作為抽出という方法は、信頼性の極めて高い抽出方法です。

## 5 社会保障・人口問題基本調査の調査区が毎年当たる保健所と、数年間も当たらない保健所が出てくることあるのはどうしてか。

調査区や単位区の抽出は、層化無作為抽出法により行っていることから、設問のようなケースが生じる場合があります。意図的に調査区や単位区を調整しますと“無作為性”が保証されなくなり、その結果、確率論を採用して誤差管理（誤差計算）を行うことができず、得られた調査結果（推計値）の信頼性の評価が不可能となってしまいます。なにかとご苦勞をおかけしますが、ご理解を得たいと考えています。

## 6 統計調査は、どんな法律に基づいて実施されているのか。

国が行う統計調査は、統計法に基づいて実施されます。一般に、国が行う統計調査は統計法に基づく基幹統計調査と一般統計調査の2種類に分けられますが、生活と支え合いに関する調査は一般統計調査に指定されています。調査の計画、結果の公表などについては、総務大臣の承認を得ることになっています。



## 7 住民基本台帳の情報や税情報があるのにこうした調査を行う必要があるのか。

住民基本台帳には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び世帯主の氏名と続柄しかなく、税情報は課税情報しかありません。

なによりも、厚生労働行政では医療保険・公的年金の加入状況、職業別の就業者数や、仕送り、社会保険料の内訳などを基に、個人単位だけではなく、世帯単位の状況を分析することが求められており、その他の情報から内容を得ることができません。

厚生労働省の業務は国民の皆さまの生活に密着したものであることから、国民生活の現状を正確に把握する必要があるため、住民登録等とは関係なく、生活と支え合いに関する調査を行う必要があります。

このようなことから、この調査をお願いしています。

## 8 国勢調査があるのにこうした調査を行う必要があるのか。

生活と支え合いに関する調査は、家族の基礎的事項を総合的に把握し、調査結果は子どもの貧困対策、孤独・孤立対策をはじめとする福祉対策、医療保険・高齢者対策、児童対策などの各種厚生労働行政施策に利用されていますが、これらのデータについては国勢調査では把握することができないため、本調査を行う必要があります。

## 9 新型コロナウイルス感染症が終息していないのに、なぜ調査を行うのか。

国や地方公共団体における各種行政施策は、現状の正確な把握と、それによる精密な将来の展望に立って行われる必要があります、実態を表す客観的なデータである統計結果は不可欠なものです。そのため、緊急事態宣言下であっても、全国の統計を正確にとる必要があります。一部地域だけで調査を行うなどして不正確な統計になると、基礎資料として役立たないものになってしまいます。

今回調査では、従来の調査員による調査票等の配布・回収の他に、郵送による記入済み調査票の提出やオンライン調査システムを用いた電子調査票への回答（オンライン回答）も新たに導入し、十分な感染症対策を講じたうえで調査を行います。

## 10 調査票には多くの質問があるが、これらの調査事項はどのように決められたのか。

生活と支え合いに関する調査の質問項目については、国立社会保障・人口問題研究所の研究者が、これまでの調査の結果と、最近の家族・労働・子育て・長寿・地域生活などをめぐる社会情勢、将来に予測される社会課題などを考えて決定します。その際、厚生労働省内の諸施策の企画立案を担当する各部局などから調査事項に関する要望も集めています。それらを整理し、調査事項として意義の大きいもの、世帯から報告の得られるものを選び、

この調査票にあるような調査事項が決められます。また、調査事項や調査計画については、総務省統計局において最終的な確認が行われ、その結果が反映されます。

## 11 調査の結果は行政に利用されているのか。

生活と支え合いに関する調査の2017年調査結果は、内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月）、厚生労働省『令和2年版厚生労働白書』や内閣府の会議資料（第2回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議配布資料）として活用されています。

上記以外でもこの調査が重要とされるのは、家族や世帯の現状を正確につかむための基礎情報としてはもちろん、福祉、医療保険、高齢者、児童などの厚生労働行政施策に欠くことのできない統計資料が作られ、利用されているからです。

もし、調査の対象となったすべての人について正しく調査が行われないと、実態とは異なった結果が集計され、これが政治や行政に利用されることになり、皆さまに必要な政策が実施されなくなってしまいます。適切な行政施策の実現のためにも、調査へのご協力をお願いいたします。

## 12 記入済み調査票は、本当に課税などの資料として利用されることはないのか。

記入済み調査票が課税などの資料として利用されることは決してありません。国や地方自治体が統計法に基づいて行う調査では、個人や世帯の秘密は完全に守られます。統計資料は、個人が特定されるような集計・公表はしていません。記入済み調査票を課税などの統計以外の目的に使うことも法律で禁じられています。生活と支え合いに関する調査の記入済み調査票を税務署や税務担当の部門が見ることはありませんし、そういう部門の人が調査員となることも禁じられています。

調査結果が発表されるまでの間、記入済み調査票は厳重に管理されます。また、調査結果が公表されると、一定期間後に複数の国立社会保障・人口問題研究所職員が立ち会って記入済み調査票を焼却又は溶解の方法で処分します。なお、電子化されたデータについては、厳重な管理の下、国立社会保障・人口問題研究所内のデータ保管庫に永年保存されますが、調査世帯の所在地や名前はありませんから、それだけでは、どれが誰のデータか全くわかりません。

正しい統計を作るためには、調査の回答者が安心してありのままを答えることができるように、秘密の保護について人々から信頼を得なければなりません。厚生労働省では、調査対象となった世帯や個人の秘密を守るために、以上のような万全の対策をとっています。

## 13 調査の結果は、いつ頃どこでわかるのか。

2023年夏頃に、「調査結果の概要」を公表する予定です。この概要の全文は、e-Stat（政

府統計の総合窓口；[政府統計の総合窓口 \(e-stat.go.jp\)](http://e-stat.go.jp) や国立社会保障・人口問題研究所のホームページに掲載されます。全ての集計表やそれらを含む報告書は、2023 年度中に同様に web 上で公表される予定です。

## II 調査事務

**14 今回（2022 年）の生活と支え合いに関する調査は、なぜ全国家庭動向調査と同時期に実施することになったのか。**

国立社会保障・人口問題研究所では、生活と支え合いに関する調査の他に 4 つの实地調査（出生動向基本調査・全国家庭動向調査・人口移動調査・世帯動態調査）を実施しております。これら 5 調査は、各年度 1 調査を実施することとしています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、2020（令和 2）年に実施予定であった出生動向基本調査が 2021（令和 3）年 6 月に延期実施されました。これらの実施調査の結果をもとに作成される厚生行政に関する資料の公表時期等を検討した結果、今年度は生活と支え合いに関する調査と全国家庭動向調査を同時期に実施することになりました。二調査の同時期実施は今年度に限る特例措置であり、2023 年度以降は従来通り 1 調査のみの実施となる予定です。

**15 生活と支え合いに関する調査と全国家庭動向調査を同時期に実施する保健所とそうでない保健所があるのはなぜなのか。**

全国家庭動向調査と生活と支え合いに関する調査は、いずれも 2022（令和 4）年国民生活基礎調査の調査地区のなかから無作為に 300 調査区を選定し、各地区内に居住している世帯の方に回答をお願いしています。調査対象世帯の回答負担軽減の観点から、これら二調査では調査区が重複しないように抽出手続きがなされています。しかし、保健所によっては所管する地区がこれらの二調査の調査区として抽出される場合があります。二調査同時実施に該当する保健所には例年以上にご苦労をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**16 国民生活基礎調査の調査員と生活と支え合いに関する調査や全国家庭動向調査の調査員は、必ず別人としなければならないのか。それとも、同一人でもかまわないのか。**

必ず別人でなければならないとは決めておりませんので同一人でもかまいません。

**17 自動車で調査員活動を行ってもよいか。また、その場合の補償はどうなるのか。**

厚生労働省や国立社会保障・人口問題研究所では統計調査を安全に行っていただく観点から、自動車による調査員活動は想定していません。このため、厚生労働統計協会の損害賠償保障事業においても、自動車等の車両の使用等によって生じた賠償責任は、当該事業の補償対象外としています。

調査対象地域が広範囲にわたるなど、調査員が自動車を使用せざるを得ない場合にあって第三者に対する加害事故を起こした際においても、調査員自らの責任で事故処理に対応していただくこととなりますので、任意保険に加入するとともに、安全運転・安全点検を励行するよう十分な周知徹底を図って頂くようお願いします。

#### 18 調査員の任命期間はいつまでにすればよいか。

調査員の任命期間は国でいつからいつまでと定めるものではありませんが、保健所会議の前後から保健所への調査票の提出後くらいまでを想定しています。

#### 19 調査単位区丸ごと拒否となった場合、調査員手当は支払うべきか。

調査員手当の支給方法は自治体の裁量にお任せしているところですが、調査員による世帯の訪問状況や問い合わせ対応の状況が記録されている世帯名簿などの内容を現認し、適正な調査員活動が実施されていることが確認されたうえでお支払いいただければと考えます。

#### 20 調査事務計画とは具体的にどのようなものか。

調査事務計画のひな形はありませんが、事務日程の設定や調査関係書類の提出期限の設定など、調査事務を行うための計画を作成していただきます。

#### 21 調査関係書類が不足した場合は、どうすればよいか。

調査票などの調査関係書類が不足した場合は、各保健所を所管する都道府県、指定都市・中核市、保健所設置市、特別区に連絡してください。連絡を受けた都道府県、指定都市・中核市は、必要部数を国立社会保障・人口問題研究所に報告することになっています。一部の調査関係書類には都道府県、保健所名、地区番号、単位区番号、世帯番号が印字（記入）されたものが含まれるため、保健所間で調査関係書類の部数調整は行わないでください。

ただし、「単位区別世帯名簿」「連絡用メモ」「マンション管理組合用パンフレット」については、必要に応じてコピーしていただいてもかまいません。

**22 調査対象世帯に調査票やオンライン調査のログイン ID を 6 月 15 日までに必ず配り終えることが必要か。**

今回の調査では、新型コロナ感染症対策としてオンライン回答・郵送回答を、調査員による記入済み調査票の訪問回収に先行する形で導入しています。オンライン回答・郵送回答にて回答する期間を十分とることにより、調査対象世帯がこれらの方法で回答する可能性が高くなり、調査員の負担が軽減されると考えられます。それゆえ当初の期日である 6 月 15 日までに必ず配り終えることが望ましいと考えております。

**23 調査対象世帯への記入済み調査票の回収を 7 月 11 日より前倒すことは問題であるか。**

次の項でも説明する『調査対象世帯の回答状況』は 7 月 1 日を過ぎましたら各自治体・保健所に提供することが可能です。それをふまえて調査世帯のオンライン回答・郵送回答の状況が十分に反映されている、回収に向かう調査員の負担が過重にならない、と保健所担当者の方が判断可能であれば前倒して調査員回収を開始していただくことも可能です。

**24 7 月 8 日以降に配布（連絡）される『調査対象世帯の回答状況』とは、どのようなものか。**

生活と支え合いに関する調査では、調査票回収のために訪問する世帯は、7 月 1 日（金）時点で郵送による提出（郵送提出）またはオンライン調査システムでの回答（オンライン回答）が確認されなかった世帯となります。『調査対象世帯の回収状況』は、国立社会保障・人口問題研究所が各調査区の対象世帯の 7 月 1 日（金）時点の郵送提出・オンライン回答の回答状況をリスト化したものです。調査員は、保健所から受領した『調査対象世帯の回収状況』をもとに、調査票回収の対象となる世帯を確認することになります。

**25 記入済み調査票の調査員による回収は 7 月 31 日をこえて実施しても良いか。**

7 月 31 日より前に調査員の方が記入済み調査票の回収に着手しているのであれば 7 月 31 日をこえて実施を継続することは問題ありません。ただし、それ以後の保健所や自治体本庁での事務手続きを勘案しますと、調査員の方には 7 月 31 日までに記入済み調査票の回収を完了することが必要と考えています。保健所のご担当の方は調査員の方に対して 7 月 31 日までに回収が完了できるような訪問計画を立てるようにご指導をお願いいたします。

**26 調査員から提出された調査票提出用封筒は開封して、調査票の記入状況を確認した方がよいか。**

調査票回収用封筒は国立社会保障・人口問題研究所に到着するまで一切開封してはいけません。回収された回収用封筒数を送付票に記入し、送付票とともに国立社会保障・人口問題研究所に提出してください。

**27 生活と支え合いに関する調査と全国家庭動向調査で回収された調査票提出用封筒を同時に発送してもよいか。**

二調査の送付票と調査票提出用封筒を同時に国立社会保障・人口問題研究所に発送していただくのは問題ありません。ただし、調査関係書類が混在することを避けるために、各調査で梱包は別々にしていただくようお願いいたします。

**28 調査実務の処理経過を適切に記録することとされているが、具体的にはどのようなことを記録すればよいか。**

調査員がその訪問経過を記録した世帯名簿はその後国立社会保障・人口問題研究所に送付することになるので、必ず調査員から提出を受けて保存しておいてください。文書の发出や受取の文書名・日付や、保健所会議など組織外の方が参加する会議の日程や内容については日常的に記録されているかと思います。これらの他に、資料などの不足があった場合の内容や請求・受取の状況、調査実施における外的な阻害要因とそれへの対応の具体的な内容等、調査実施において事前に想定されない困難な状況に直面した場合はその内容と対処について具体的に記録を残しておいてください。

**29 世帯員が入院した場合は、どう取り扱うのか。**

調査の対象となります。ただし、住民登録の場所を病院に移した場合は調査しません。

**30 社会福祉施設入所者は対象外とされているが、調査日現在、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者として特別養護老人ホームに入っている者がいる。この場合はどうなるのか。**

利用期間が終了しだい自宅に帰ってくる人であるため、調査対象世帯の世帯員として調査します。

**31 災害に伴い避難している人は、調査の対象とするのか。**

災害に伴い避難している人は、避難先で調査対象とします。

また、世帯内で一部の世帯員が避難している場合、避難している人は別の世帯とみなし、

避難元では調査対象としません。ただし、避難先が調査単位区の場合には、避難先で調査対象とします。

**32 以下の場合は「配布のために訪問できた」と判断してよいか。**

- ① 世帯の子どもが対応した場合
- ② インターホン越しに対応した場合

「配布のために訪問できた」とは、調査員が対象世帯に調査の趣旨を説明し、理解していただいた状況をいいます。よって、子どもが対応した場合や、直接面接できずインターホン越しに対応された場合などであっても、「調査の趣旨が伝わった」と認識できたことをもって、「配布のために訪問できた」とものとします。

**33 調査票等のポスティングに切替える際、個人票を何部ずつ配布したらよいか。**

個人票は、『単位区別世帯名簿』の「(5)18歳以上の世帯員数」に記載がある場合はその人数分、「(5)18歳以上の世帯員数」が不明の場合は3部配布します。なお、配布後、世帯の方から調査票が不足しているとの連絡があった場合は、追加配布を行います。

**34 言葉（日本語）でのコミュニケーションが難しい調査対象者にも調査票記入を依頼するののか。**

言葉が聴こえづらそうな方には、調査票等を示しながら、筆談が可能であれば試みてください。同居する世帯員の中でコミュニケーションが相対的に容易な方がいらしたら、その人を通じて調査依頼をしていただいてもかまいません。

他国語が母語の場合などで日本語の理解が難しい方についても同様にして依頼を行ってください。世帯で同居するすべての方とコミュニケーションが難しい場合には、その旨を世帯名簿に記載し、調査不能世帯としてください。

**35 調査票の視認、調査票の記入が難しい調査対象者にも調査票記入を依頼するののか。**

病気、障害、介護を必要としているなどの場合に、家族や介護者による記入の支援や代理回答を認めていることも説明して依頼してください。

**36 調査対象世帯を訪問したら、世帯の人がマスクをせずに対面で応答してくる。**

マスクを着用するようお願いし、その上で調査の依頼を行ってください。インターホン越しに必要な調査票数について伺った上で、ポスティングすることでも大丈夫です。

いずれの方法も難しいようでしたら単位区別世帯名簿の備考欄にその旨を記載し、調査不能世帯としてください。

### Ⅲ 調査票の記入についての被調査者からの問い合わせに対して（調査員から回答する場合の回答の例示）

#### 37 忙しい（面倒な）ので、調査票を書いている暇はない。

お忙しいところおそれいます。調査票への記入方法は該当する番号に○をつけて頂くものが多く、見かけよりも簡単で時間もそれほどかかりませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

#### 38 全ての質問に回答しないといけないのか。

生活と支え合いに関する調査は無作為抽出（ランダムサンプリング）という方法によって調査対象世帯を選んでいきます。調査対象に選ばれた方おひとりの回答は、何百人もの人々の代表となります。この重要性をご理解いただき、答えにくい質問もあるかと思いますが、ぜひご回答いただけますようお願いいたします。どうしても特定の質問に回答したくない場合は、その質問は回答せず、他の回答できる質問に回答してご提出ください。

#### 39 プライバシーに関わる調査項目が多いため、回答したくない。

ご回答いただいた調査票は、回収封筒に回答者ご自身で密封していただきます。封筒は国立社会保障・人口問題研究所に到着するまで開封されることはなく、調査員や調査に携わる自治体の関係者に中身を見られることは決してありません。

さらに、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に焼却・溶解するなど、個人情報保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

また、調査員はこの調査の期間中、都道府県知事（指定都市・中核市長等）から任命された地方公務員として調査活動に携わっています。調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと）が課せられています。（統計法第 41 条）これに反した場合には、罰則（懲役又は罰金）が科せられます。（統計法第 57 条）

皆様の生活の実態をより正確に把握し、行政に反映させて頂くため、ご協力をお願いいたします。

#### 40 他の人に調査票の内容を知られることはないか。



ご回答いただいた調査票は、回収封筒に回答者ご自身で密封していただきます。封筒は国立社会保障・人口問題研究所に到着するまで開封されることはなく、調査員や調査に携わる自治体の関係者に中身を見られることは決してありません。

さらに、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に焼却・溶解するなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

また、調査員はこの調査の期間中、都道府県知事（指定都市・中核市長等）から任命された地方公務員として調査活動に携わっています。調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと）が課せられています。（統計法第 41 条）これに反した場合には、罰則（懲役又は罰金）が科せられます。（統計法第 57 条）

皆様の生活の実態をより正確に把握し、行政に反映させて頂くため、ご協力をお願いいたします。

#### 41 調査票や封筒に世帯番号やQRコードが印字されているが、これらの情報で回答した人や調査票の回答内容が知られてしまうのではないか。

印字（記入）されている世帯番号やバーコードは、調査期間中にどの世帯が回答を完了しているのかを調査関係者が把握するためのものです。調査員はこれらの番号や情報と紐づけられた世帯名簿を所持し、未回答の世帯を訪問します。ただし、対象者の方に記入済みの調査票を調査票提出用封筒に入れて封入していただきますので、調査員は調査票の回答内容を知ることはできません。

調査員が回収した調査票が入った封筒は、封入されたまま国立社会保障・人口問題研究所に郵送されますので、国立社会保障・人口問題研究所は誰が回答したのかを知ることはありません。

さらに、得られた回答内容は全て統計情報として数値化され、統計データ上では世帯番号やバーコードの情報からどなたが回答したものなのか把握できないように処理されます。このように、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

#### 42 調査を拒否したい。

この調査は、統計理論に基づいて対象者に選ばれた皆様に回答していただくことによつて、家族の機能や構造について、日本全国の状況が正しく推計できるように設計されています。本調査の趣旨と重要性をご理解いただき、皆様のお考えを正しく結果に反映するために、是非とも、ご協力をお願いいたします。

もし、回答しにくい設問があるために拒否したいということでしたら、回答できるとこ

ろだけ記入してご提出いただけないでしょうか。

#### 43 調査書類を受け取ったが調査を拒否したい。

お宅を訪問した際に、拒否することを伝えて調査票等を返してください。もう接触したくない場合には、今後訪問することのないように調整しますので、保健所の職員やコールセンターの職員に調査票や封筒に記載してある地区番号・単位区番号・世帯番号をお伝えください。

#### 44 郵便受けに調査書類が入っていたが調査を拒否したい。

お宅を訪問した際に、拒否することを伝えて調査票等を返してください。接触したくない場合には、今後訪問することのないように調整しますので、保健所の職員やコールセンターの職員に調査票や封筒に記載してある地区番号・単位区番号・世帯番号をお伝えください。

#### 45 世帯票と個人票はそれぞれ誰が回答すればよいか。

世帯票はその世帯の世帯主の方が回答し、個人票はその世帯の18歳以上の方ご本人に回答をお願いしています。18歳以上の世帯主の方は、世帯票と個人票の両方に回答してください。

#### 46 調査対象となる世帯員が長期入院で調査票に記入できる状況ではない。この場合、調査に協力しなくてもよいか。

長期入院の方以外にも、要介護の方や障害により回答できない18歳以上の調査対象者については代理で個人票に回答することもご検討ください。世帯主の方は世帯票についても回答してください。代理で個人票に回答する場合には個人票の最初のページにチェックを入れる箇所がありますのでチェックをお願いします。

#### 47 オンライン回答、郵送回答、調査員回収のどれを選んで回答すればよいか。

スマートフォンやタブレット、パソコンでインターネットを日常から利用されている方はオンライン回答を選択していただくことが便利と思われます。インターネットをあまり利用されない方のうち、調査票について悩むところが無く記入はできるが、お忙しいため調査員の回収は避けたい方は郵送回答が便利かと思えます。調査員に質問がある方や郵送回答がよくわからない方は調査員が回収におうかがいするのをお待ちください。

いずれの回答方法でも一度回答していただければ他の方法で回答していただく必要はございません。

#### 48 オンライン調査システムで回答しようとしたが、ログインできない。

お手数をおかけいたします。調査対象者 ID とパスワードは全て半角で入力されているかをご確認ください。

政府統計オンライン調査総合窓口のトップページの右上にある「よくあるご質問」をクリックし、「2.ログインに関する質問」をご覧ください。それでもわからない場合はコールセンターにお電話をお願いします。

#### 49 質問の中で、回答の仕方がよくわからないところがあります。

調査票の受け渡しにうかがった調査員におたずねになるか、「生活と支え合いに関する調査」コールセンターへお問い合わせください。お手数ですが、よろしく願いいたします。

#### 50 いつのことを答えればよいか。

各設問に質問内容についての具体的な指示がある場合を除いて、2022年(令和4年)7月1日現在の事実を記入してください。

#### 51 紙の調査票に回答記入が終わったらどうすればよいか。

紙の調査票に回答を記入していただいた場合は、調査票と一緒に渡された提出用封筒に世帯票と世帯員全員分の個人票を入れ、ご自身で密封してください。提出用封筒はそのままポストに入れていただいても大丈夫です。郵送が面倒な場合には回収にうかがった調査員へお渡しください。

#### 52 調査員と約束した訪問回収予定日を変更したい。

コールセンターを通じて保健所の職員から担当調査員に訪問回収予定日の変更を連絡いたします。お手数ですが、コールセンターにご連絡いただき、訪問回収予定日の変更をしたい旨と調査票や封筒に記載されている「地区番号」(5桁)・「単位区番号」(2桁)・「世帯番号」(2桁)をお知らせください。

#### 53 調査票の提出を調査員の訪問回収ではなく、郵送に変更したい。

記入済み調査票を入れて密封した提出用封筒をそのまま郵便ポストに入れてください。保健所の職員から担当調査員にその旨を連絡いたします。調査員が回収のために訪問した場合は、すでに郵送回答したとお答えください。

## 参考2 統計調査員の選考及び配置

◎このことについては、昭和61年4月21日付け統管発第15号・第16号厚生省大臣官房統計情報部管理企画課長通知により、次の取扱指針が、各都道府県・指定都市の衛生・民生主管部（局）長あて通知されている。

### 「厚生統計調査に係る統計調査員の選考及び配置について」（取扱指針）

1. 厚生統計調査に係る統計調査員（以下「統計調査員」という。）は、都道府県知事、指定都市市長及び保健所を設置する市（区）長が任命するものとしており、その身分は特別職に属する臨時又は非常勤の地方公務員であること。（地方公務員法第3条第3項第3号）
2. 統計調査員の選考等に当たっては、厚生統計調査の円滑な実施、調査の正確性の確保、プライバシー保護、地域の実情等を十分考慮し、適切な者を選考、配置すること。この場合、一般的な選考基準として次のような点を参考にすること。
  - (1) 民間人を原則とすること。
  - (2) おおむね満20歳以上満65歳以下の者であること。
  - (3) 統計調査に対する協力の熱意のあること。
  - (4) 調査対象者から信頼を得られる者であること。
  - (5) 調査方法及び内容を正しく理解し、かつ、これを忠実に実行できる者であること。
  - (6) 調査対象者に特別な利害関係のない者であること。
3. 厚生統計調査は、健康、医療、福祉、年金、所得等、広範かつ専門的な分野にわたっており、調査を円滑に実施するためには、統計調査員が個々の調査票の内容を理解できる者であることが必要であることから、地方公共団体の職員（一般職の地方公務員。以下「職員」という。）を統計調査員として選考する場合は、次の点について留意をすることがあること。
  - (1) 営利企業等への従事許可  
職員が統計調査員としての職務に従事する場合には、正規の勤務時間の内外を問わず、地方公務員法第38条第1項の規定に基づく、報酬を得て他の事務に従事する営利企業等の従事制限について、任命権者の許可が必要であること。
  - (2) 職務専念義務の免除  
職員が統計調査員としての職務に正規の勤務時間内（ただし、年次有給休暇の場合は除く。以下同じ。）に従事する場合には、地方公務員法第35

条に基づく、任命権者からの職務専念義務の免除が必要であること。

(3) 併給の取扱い

職員が統計調査員としての職務に正規の勤務時間内に従事する場合には、報酬の受給については、本務について勤務につかなかった時間に対する給与について調整する必要があること。

(4) その他

職員が統計調査員としての職務に従事する場合には、関係法令を遵守するよう指導、監督をされたいこと。

◎ 調査員の配置に当たっては、世帯訪問の便宜、調査対象の正確な把握、個人の秘密の保護などを十分考慮する必要があるので、過去の調査状況も参考にし、建物が込み入っている地域等では世帯訪問の便宜や対象把握の正確性に、また、団地等では個人の秘密の保護の観点に重点を置くなど、地域の実情を十分把握した上で適切に行う。

例えば、次のような地域については、それぞれに示すようなことも考慮する。

ア 団地等の集団住宅地域、新興住宅地域などの調査地区

いわゆる顔見知り調査員を避ける傾向が強いところもあるので、他の地区に居住する調査員を配置したり、調査員の居住する棟と調査する棟を同一にしない。

イ 学校の学生寮・寄宿舎又は会社などの独身寮がある調査地区

入居者の把握漏れを防止するとともに、その協力を得るため、管理人等を調査員にするなど。

ウ 建物が込み入っている調査地区

調査地区境界の識別誤り、調査対象の把握漏れを防止するため、地域の実情に明るい者を調査員にするなど。

### 参考3 統計調査員の災害補償

参考2の1でいう統計調査員が、国の統計調査の業務に従事している際に受けた災害に係る補償については、次により取り扱われる。

- 1 まず、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づき当該統計調査員の任命機関（知事・市長・区長）が制定している補償条例により、公務災害補償が行われる。
  - 2 1により公務災害補償を行った知事・市長・区長は、『統計調査員公務災害補償費交付要綱』（昭和46年3月22日行政管理庁）に基づいて、国に対し、公務災害補償として支出した経費の全部又は一部について交付を求めることができる。
- ※ 同要綱は、本来、都道府県知事任命の統計調査員を対象として制定されたものであるが、昭和55年4月以降、当分の間、厚生労働省所管の統計調査については、指定都市の市長、保健所設置市の市長又は特別区の区長が任命した統計調査員にも適用されることとなっている。

#### 【参考】認定基準の要旨

- 「公務災害」とは、統計調査員に遂行すべきものとして割り当てられた職務に起因し、又は当該職務と相当因果関係を持って発生した負傷、疾病、廃疾及び死亡をいう。
  - 原則として公務上のものとする負傷
    - (1) 統計調査員に割り当てられた職務（指示による統計調査員訓練会への出席を含む。）を遂行している場合（天災地変による場合及び偶発的に事故による場合を除く。）に発生した負傷
    - (2) 担当外の職務を遂行している場合に発生した負傷のときは、その職務遂行が公務達成のための善意の行為によるものと確認された負傷
    - (3) 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した負傷ほか
  - 原則として公務上のものとする疾病
    - (1) 公務上の負傷に起因する疾病
    - (2) 職務に従事してり患した伝染病又は風土病ほか
  - 公務上の廃疾及び死亡  
公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した廃疾及び死亡
- ◎ 認定に当たっては、統計調査員の住居等と用務先との間の往復途上であって、合理的な経路及び方法による場合は、職務の遂行中とみなす。ただし、統計調査員が、その往復の経路を逸脱し、又は中断した場合は、職務の遂行中とはみなさない。

(様式1)

調査員証

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所 2022年 社会保障・人口問題基本調査	
写真	生活と支え合いに 関する調査
縦 4.0 cm 横 3.0 cm	調査員証
	氏名
	この者は、生活と支え合いに関する調査の調査員であることを証明する。
	任命期間 年
	月 日から
	日 日まで

(裏面)

注意事項	
1	この調査事務を行うときは、この調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2	この調査員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3	この調査員証を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4	この調査員証は、調査員の身分を失ったとき、又は調査業務の終了その他の事由のときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
統計法（抄）	
第四十一条	（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。（後略）
第五十七条	次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（中略）
二	第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）
【連絡先】	



(様式2)

## 送 付 票

1 都道府県・指定都市・中核市名

\_\_\_\_\_

2 調査地区数

\_\_\_\_\_ 地区

3 送付数

区 分	送 付 数	備 考
単位区別世帯名簿	部	
回収用封筒 【調査票入り】	袋	

4 調査地区内訳

区 分 地区番号	単位区別 世帯名簿	回収用封筒 【調査票入り】	備 考
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
	部	袋	
計	部	袋	

2022年 社会保障・人口問題基本調査

## 生活と支え合いに関する調査

# 調査の手引き

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3

日比谷国際ビル6階

社会保障応用分析研究部

TEL (03) 3595-2984 内線 4455, 4457

FAX (03) 3502-0636

「生活と支え合いに関する調査」コールセンター

TEL 0570-022-010



## 調 査 員 の 皆 様 へ

このたび国立社会保障・人口問題研究所の「2022年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査」の実施にあたり、皆様方に調査員として、ご協力いただくことになりました。

本調査は、国立社会保障・人口問題研究所が毎年行っている社会保障・人口問題基本調査の一環として実施するものです。調査の目的は、人々がどのように日々の暮らしを送っているのか、親や子、地域の人々とどのようにつながり、それがどのように生活を支えているのか、それに対して社会保障制度はどのように役だっているのか。これらのことを正確に把握することで将来の国や地方の行政にとって大変貴重な資料を得ることができます。

この「調査の手引き」は、調査員として皆様にどのような仕事をしていただくのかを説明したものです。良い調査結果を得るためには、調査員である皆様に調査の趣旨・内容、手順を十分理解していただくことが何よりも大切です。大変お忙しい中、誠に恐縮に存じますが、正確な調査ができるよう、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

令和4年6月

国立社会保障・人口問題研究所長

田辺 国昭



# 目 次

調査員の皆様へ

調査を行う上での留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## I 生活と支え合いに関する調査の概要

- 1. 調査の目的・・ 2
- 2. 調査の対象および客体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 調査基準日・・ 2
- 4. 調査票の種類・・ 2
- 5. 調査方法・・ 3
- 6. 調査のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## II 調査員の方をお願いする作業

- 1. 保健所会議への出席・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 調査前の準備（自宅での準備）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3. 世帯への訪問と調査票等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4. 調査票の回収作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 5. 調査終了後の作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## III 調査内容上の注意点

- 1. 回答の順番について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2. 主な用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3. 主な質問項目の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

別表1（職業分類と分類される職業の例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

別表2（学校等の区分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

別表3 年号早見表・・ 38

参考1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

調査に関する質問の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

調査員回収書類および携行品 保健所への提出・返納期限・・・・・・・・・・・・・・・・ 50





## 調査を行う上での留意点

### 1. 調査の目的・内容・調査手順を十分理解する

調査を行う前に、この「調査の手引き」と調査票をよく読んでいただき、調査の必要性、調査事項、調査の実施方法についてご理解をいただいた上で、調査対象世帯の方への説明にそなえてくださいますようお願いいたします。

### 2. 世帯の協力を求める

世帯を訪問した際には、「生活と支え合いに関する調査ご協力をお願い」をお渡しして調査の趣旨をよく説明し、協力を求めるようにしてください。特に、生活と支え合いに関する調査の調査対象世帯は、6月に実施した国民生活基礎調査と重複していることを伝えてください。

また、必ず「調査員証」を携行し、訪問目的を伝えると共に、相手に見せるようにしてください。調査票に記入された内容は、統計を作成するためだけに用いられるもので、その他の目的には用いられないこと、第三者に見せることは法律（統計法）で固く禁止されていることを調査対象世帯の方に説明し、安心して回答してもらえるよう心がけてください。

### 3. プライバシーの保護

生活と支え合いに関する調査では、調査対象世帯のプライバシーを保護するため、調査対象世帯の方が調査票記入後、ご自分で調査票を所定の提出用封筒に入れ、密封する方式をとっています。回収された封筒は、密封されたまま、国立社会保障・人口問題研究所へ送られ、途中で開封されることは決してありません。また、ご記入いただいた内容は、国立社会保障・人口問題研究所において、すべて統計的に処理され、個人の情報が他に漏れることは、一切ありません。お手数ですが、調査員の方からも、調査対象世帯の方にプライバシーの保護に関して、上記の説明を十分にくださるようお願いいたします。

### 4. 調査票を厳重に管理する

回収した調査票（密封封筒）は、受け持ち地区の巡回中はもちろん、回収した後、自宅においても他の人の目にふれることのないよう、提出まで厳重に管理してください。

### 5. わからないことが出てきたら

まずは、保健所会議の際やそれ以外の場合でも保健所担当者に必ず質問してください。また、「生活と支え合いに関する調査」コールセンター（電話：0570-022-010）が平日に加え、土日祝日も疑問点などにお答えしています。ぜひご利用ください。

# I 生活と支え合いに関する調査の概要

## 1. 調査の目的

生活と支え合いに関する調査の目的は、人々の生活、家族関係と社会経済状態および相対的剥奪の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会的ネットワークなどの私的な支援とが果たしている機能を精査することにより年金、医療、介護などの社会保障制度の喫緊の課題のみならず、その長期的なあり方と、社会保障制度の利用と密接にかかわる個人の社会参加のあり方を検討するための基礎的な資料を得ることを目的としています。人々がどのように日々の暮らしを送っているのか、親や子、地域の人々とどのようにつながり、それがどのように生活を支えているのか、それに対して社会保障制度はどのように役だっているのか。これらのことを正確に把握することで将来の国や地方の行政にとって大変貴重な資料を得ることができます。

## 2. 調査の対象および客体

全国の世帯主および世帯員を対象とし、令和4年国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査地区内のすべての世帯の世帯主および18歳以上の世帯員を調査の客体とします。

そのため、世帯主の方は、国民生活基礎調査と生活と支え合いに関する調査の両方の調査の対象者となります。「生活と支え合いに関する調査」については、18歳以上の世帯主の方には、世帯票と個人票の双方に回答してもらうよう伝えてください。

## 3. 調査基準日

令和4（2022）年7月1日（金）を調査基準日とします。

## 4. 調査票の種類

「2022年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査」の調査票には、世帯票と個人票の2種類があります。

世帯票は全8ページで、その構成は次のとおりです。

- 1 ページ : 「記入上のお願い」
- 2～4 ページ : 世帯の生活状況についての質問
- 5 ページ以降 : 世帯員と世帯構成についての質問
- 末尾のページ : 「ご協力へのお礼」

個人票は全11ページで、その構成は次のとおりです。

- 1 ページ : 「記入上のお願い」
- 2～3 ページ : 健康や医療・介護・年金についての質問
- 4～6 ページ : 世帯員個人の働き方についての質問
- 7～8 ページ : 世帯員個人の生活についての質問
- 8～11 ページ : 世帯員個人とその家族や地域社会との関係についての質問
- 12 ページ : 「ご協力へのお礼」

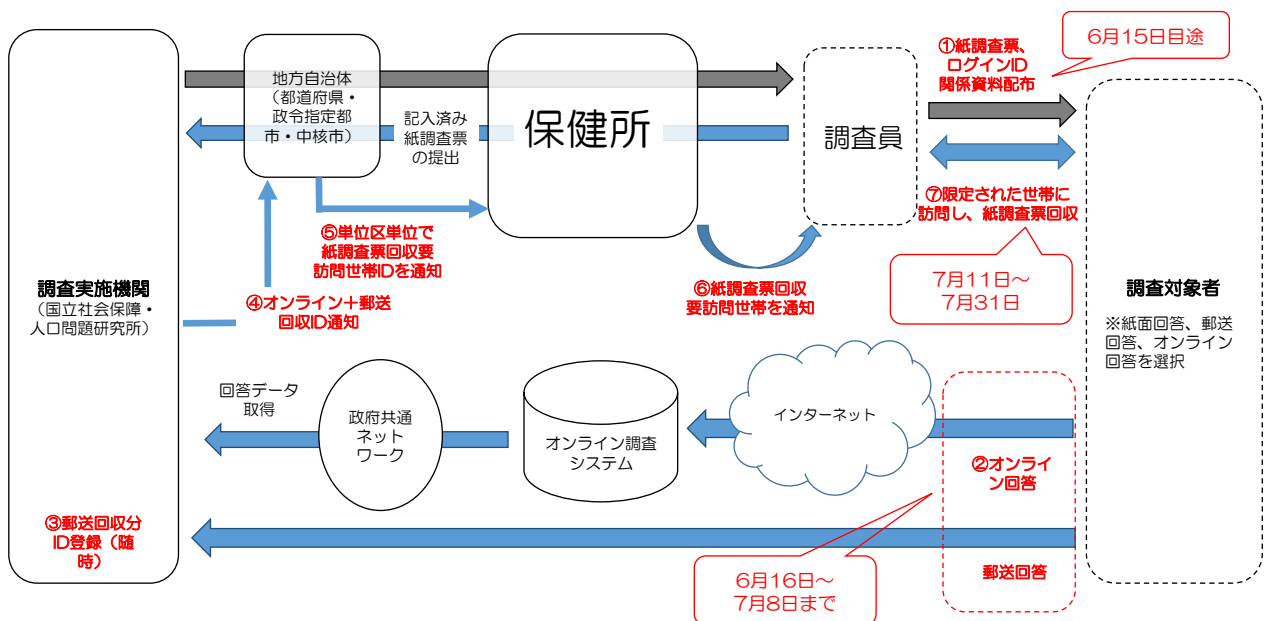
## 5. 調査方法

調査員から調査対象世帯に調査票、オンライン調査で回答する際のログイン ID、パスワード、記入例等を配っていただき、記入は調査対象世帯で行う方式をとります。オンライン回答を行った世帯以外については、記入済みの調査票（世帯票・個人票）を、調査対象世帯の方が世帯ごとに所定の「提出用封筒」に入れ、密封します。郵送回答を選ぶ世帯は提出用封筒をそのまま郵便ポストに投函します。調査員回収を希望する世帯の調査票は後日、調査員の方に回収していただきます。1つの家屋に2つ以上の世帯が同居している場合は、その世帯ごとに調査票（世帯票・個人票）と提出用封筒を配布してください。なお、調査対象世帯が郵送回答・オンライン回答を行ったことが事前に確認できた場合は調査票の回収のために訪問する必要ありません。

## 6. 調査のスケジュール

調査スケジュールはおおよそ図に示されるとおりです。

調査員の皆さまには、まず、おおよそ6月15日までに調査対象世帯に調査の説明、依頼、調査票等の配布をお願いします。ついで、7月11日～31日の期間でオンライン・郵送回答したことが確認できない世帯に訪問して回答勧奨・調査票の回収をおこなっていただき、7月31日までに回収した調査票を保健所に提出していただくこととなります。



## II 調査員の方をお願いする作業

大きく分けて、以下の1.～5.について調査員の方に作業をお願いします。

- 1. 保健所会議への出席** [⇒詳細は5ページを参照してください。]
  - (1) 調査関係書類を受け取り、全ての書類がそろっているか確認します。
  - (2) 書類の記載について確認します。
  - (3) 配布用封筒に調査票（世帯票）・ログインID等用紙が正しく同封されているか確認し、世帯票ログインIDを世帯票に貼り付けるなどの作業をします。
  - (4) 個人票の記載について確認します。
  - (5) 調査の進め方や調査票の記入の仕方などについて理解します。
- 2. 調査前の準備（自宅での準備）** [⇒詳細は11ページを参照してください。]
  - (1) 「単位別世帯名簿」に所定事項を記入します。
  - (2) 訪問経路の確認や調査対象世帯との受け答えの仕方などを事前に準備します。
- 3. 世帯への訪問と調査票等の配布** [⇒詳細は14ページを参照してください。]
  - (1) 配票・調査時に携行すべき書類が全てそろっているかを訪問前に確認します。
  - (2) 調査対象世帯へ訪問します。（6月15日まで）
  - (3) 調査対象世帯の方に、調査に協力していただけるようお願いします。
  - (4) 世帯主、世帯員数などの確認をします。
  - (5) 調査対象世帯の情報、確認事項を「単位別世帯名簿」に記入します。
  - (6) 調査票（個人票）に調査票（個人票）ログインIDを貼り付けます。
  - (7) 調査票等を配布します。
  - (8) 調査についての疑問・質問についての回答やコールセンターの紹介をします。
  - (9) 回収方法と訪問回収の場合の訪問予定日を確認します。
- 4. 調査票の回収作業** [⇒詳細は25ページを参照してください。]
  - (1) オンライン・郵送回答状況を参照し、訪問回収が必要な世帯を確認します。
  - (2) 訪問により調査票を回収します。（7月11日～7月31日）
  - (3) 「単位別世帯名簿」へ確認事項を記入します。
- 5. 調査終了後の作業** [⇒詳細は28ページを参照してください。]
  - (1) 調査票等を期限（8月1日）までに保健所へ提出します。
  - (2) 提出された調査票等は保健所・各自治体を通じて国立社会保障・人口問題研究所へ送付されます。

## 1. 保健所会議への出席

保健所会議（調査員事務打合せ会）に出席し、調査関係書類を受け取り、全ての書類がそろっているか確認し、調査の進め方やスケジュール、調査票の記入の仕方、調査員としての心得などについて理解します。

### （1）調査関係書類の受け取りと確認

調査関係書類を受け取り、全ての書類がそろっているか確認します。

- 1) 「調査員証」…………… 1 枚
- 2) 「調査実施要綱」…………… 1 枚
- 3) 「調査の手引き」…………… 1 部
- 4) 「単位区別世帯名簿」…………… 30 世帯につき 1 枚
- 5) 「地区要図」の写し…………… 1 部
- 6) 調査票等配布用封筒（調査票等封入済）…………… 30 世帯分（30 セット）  
封筒内にセットしてある物
  - 7) 「調査票（世帯票）」…………… 1 世帯分
  - 8) 「調査票記入例（世帯票）」…………… 1 世帯分
  - 9) 「調査票記入例（個人票）」…………… 1 世帯分
  - 10) 「オンライン回答用ログイン ID 等用紙」…………… 1 世帯分
  - 11) 「調査協力のお願い」…………… 1 世帯分
  - 12) 「調査票の回答・提出方法のご案内」…………… 1 世帯分
  - 13) 調査票提出用封筒…………… 1 世帯分
- 14) 「調査票（個人票）」…………… 予備も含めて 90 部
- 15) 調査対象世帯への謝礼品…………… 調査対象世帯数に応じた数
- 16) 「連絡メモ（不在世帯用）」…………… 世帯数の 2 倍
- 17) 連絡メモ入れ封筒…………… 30 枚
- 18) 「挨拶状」（自治会・町内会・マンション管理人周知用）…………… 5 枚
- 19) 「ポスター」…………… 1 枚
- 20) 調査票等携行袋（手提げ袋）…………… 1 個

※配布用封筒の中に「調査票（世帯票）」、「調査票記入例（世帯票）」、「調査票記入例（個人票）」、「オンライン回答用ログイン ID 等用紙」（オンラインで回答する際に必要となるログイン ID とパスワードが記載されています）、「調査協力のお願い」、「調査票の回答・提出方法のご案内」、「調査票提出用封筒」が各 1 部封入されています。

※※調査対象世帯への謝礼品や調査票等携行袋は都道府県・政令市・中核市が準備します。不足がある場合は保健所担当者に請求してください。

### （2）調査員証・単位区別世帯員名簿・地区要図の確認などの作業

①調査員証に記載の氏名と写真（調査の事前に貼り付け）を確認します。

②「単位区別世帯名簿」の裏面に国民生活基礎調査の単位区別世帯名簿のコピーが貼り付

けてあるかを確認してください。また、裏面にある(14)世帯IDの内容は、次の手続きでログインID等用紙の内容と一致するか確認をします((3)⑦で説明します)。

③地区要図が、説明を受けた担当地域のものであるかを確認してください。

④以上①～③の確認作業で不一致や記載漏れ・誤記載がある場合は保健所担当者に申し出てください。

### (3) 調査票(世帯票)・ログインID等用紙の確認などの作業

- ① 保健所から受け取った配布用封筒には表面に都道府県名、保健所名、地区番号、単位区番号と世帯番号が記載されています。都道府県名、保健所名や保健所担当者から説明を受けた担当地域の「地区番号」、「単位区番号」と違ってないか確認します。また、世帯番号は01～30で記載されています。これら全てに記載漏れがないか確認し、記載漏れがある場合は保健所担当者に申し出て下さい。(配布用封筒のイメージは⑥を参照。)
- ② 配布用封筒の中身を確認していきます。**複数の配布用封筒の中身を同時に確認してはいけません。**その上で以下の作業を行っていきます。必ずひとつの配布用封筒の中身だけについて作業を行い、確認した内容物を元の配布用封筒に戻したうえで、次の配布用封筒の中身を確認します。
- ③ ひとつの配布用封筒から中身を全て取り出します。配布用封筒には世帯票、世帯票の記入例、個人票の記入例、オンライン回答用のログインID等用紙、調査協力のお願い、調査票の回答・提出方法のご案内、調査票提出用封筒、が内包されています。これらが全てそろっているかを確認します。ひとつでも足りないものがあれば保健所担当者に申し出て下さい。
- ④ 配布用封筒の内容物がそろっている場合は、調査協力のお願い、世帯票・個人票の記入例は以下の確認作業を行わないので、すぐに配布用封筒に戻します。
- ⑤ 世帯票右上の調査員記入欄のうち「都道府県名」、「保健所名」、「地区番号」、「単位区番号」は既に記入してあります。記入されている「地区番号」、「単位区番号」が、保健所名や保健所担当者から説明を受けた担当地域の「地区番号」、「単位区番号」と違ってないか確認します。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



2022年社会保障・人口問題基本調査

## 生活と支え合いに関する調査

【世帯票】

2022（令和4）年7月1日

ここを確認

調査員記入欄	
都道府県名	保健所名
地区番号	単位区番号 世帯番号

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
電話(03)3595-2984 内線4455、4457  
<https://www.ipss.go.jp>

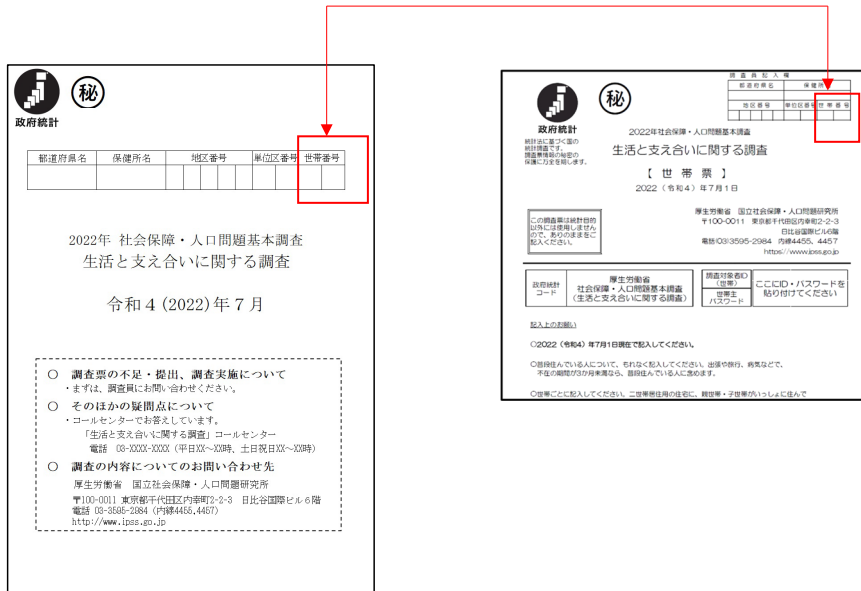
政府統計 コード	厚生労働省 社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する調査)	調査対象者ID (世帯)	ここにID・パスワードを 貼り付けてください
		世帯主 パスワード	

### 記入上のお願い

- 2022（令和4）年7月1日現在で記入してください。
- 普段住んでいる人について、もれなく記入してください。出張や旅行、病気などで、不在の期間が3か月未満なら、普段住んでいる人に含めます。
- 世帯ごとに記入してください。二世帯居住用の住宅に、親世帯・子世帯がいっしょに住んで

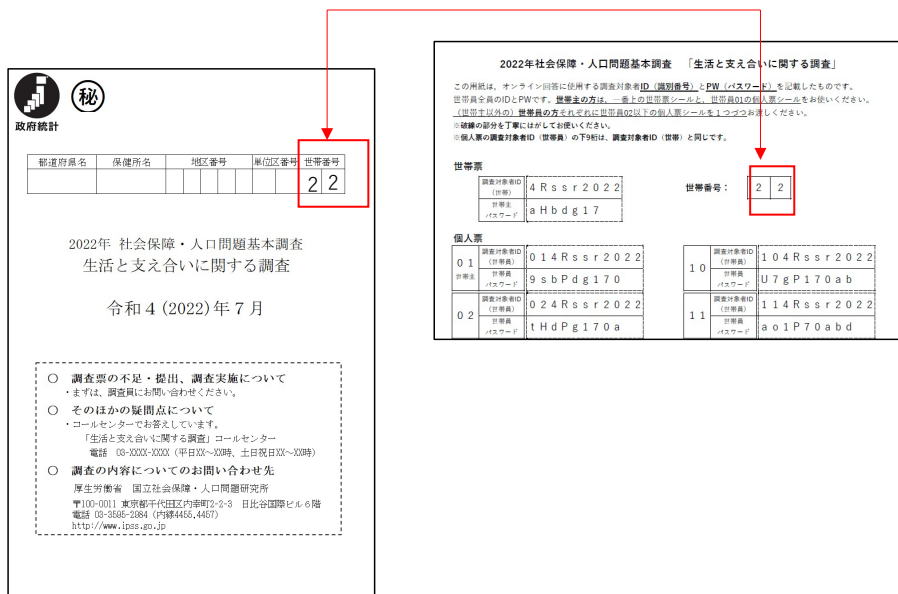
- ⑥ 世帯票右上の調査員記入欄に記載されている世帯番号と配布用封筒表面の世帯番号が一致することを確認します。

世帯番号が一致することを確認



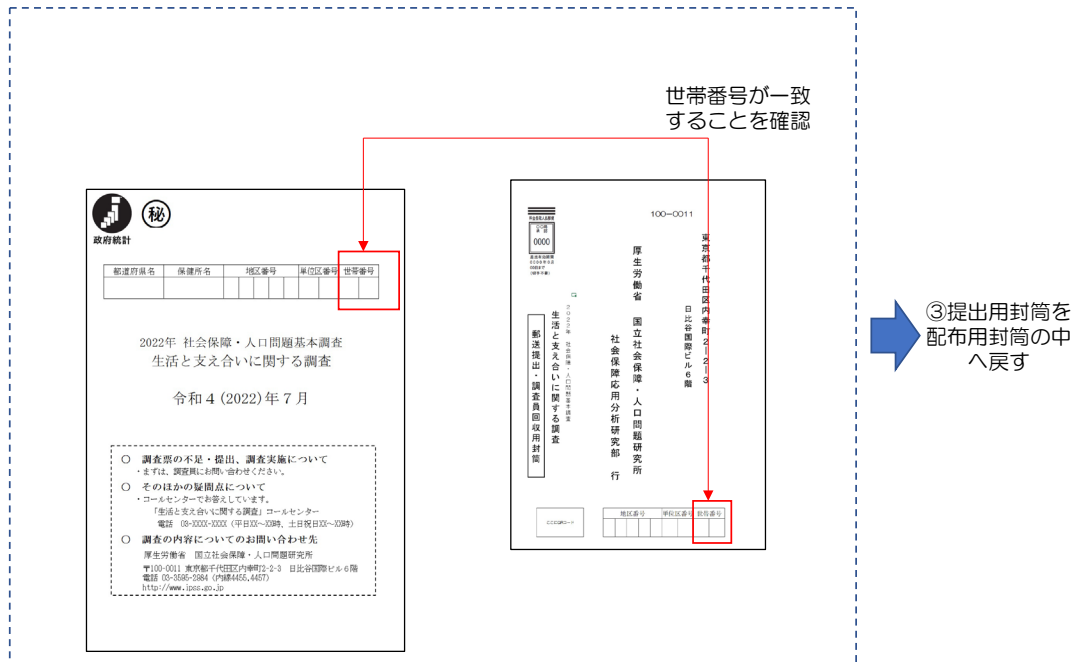
- ⑦ ログイン ID 等用紙の世帯番号が配布用封筒の世帯番号と一致することを確認します。ここでは、ログイン ID 等用紙の世帯 ID と、「単位区別世帯名簿」の裏面にある(14)世帯 ID が一致することも確認してください。

世帯番号が一致することを確認





⑧ 提出用封筒の世帯番号が配布用封筒の世帯番号と一致することを確認します。



※上記⑤～⑧で不一致が見られたら、そのままの状態で行ってはいけません。調査が正確に行えないため、保健所担当者にすぐに申し出て対応を依頼してください。

- ⑨ ログインID 等用紙から世帯票用のログインID・パスワードのシールを剥がし、世帯票の1ページ目に貼ります。所定の位置に注意して貼ります。貼り終わったらログインID 等用紙と世帯票を封筒の中に戻します。

①ログインID等用紙から  
世帯票用のID・パスワードの  
シールを剥がす

2022年社会保障・人口問題基本調査 「生活と支え合いに関する調査」

この用紙は、オンライン回答に使用する調査対象者ID（識別番号）とPW（パスワード）を記載したものです。世帯員全員分のIDとPWです。世帯主の方は、二重上の世帯票シールと、世帯員01の個人票シールをお使いください。（世帯主以外の）世帯員のそれぞれに世帯員02以上の個人票シールを1つずつお渡しくください。

※破線の部分を丁寧にはがしお戻ください。  
※個人票の調査対象者ID（世帯員）の下9桁は、調査対象者ID（世帯）と同じです。

**世帯票**

調査対象者ID (世帯)	4 R s s r 2 0 2 2	世帯番号:	2 2
世帯主 パスワード	a H b d g 1 7		

**個人票**

01	調査対象者ID (世帯員)	0 1 4 R s s r 2 0 2 2	10	調査対象者ID (世帯員)	1 0 4 R s s r 2 0 2 2
世帯主	パスワード	9 s b P d g 1 7 0	世帯員	パスワード	U 7 g P 1 7 0 a b
02	調査対象者ID (世帯員)	0 2 4 R s s r 2 0 2 2	11	調査対象者ID (世帯員)	1 1 4 R s s r 2 0 2 2
世帯主	パスワード	t H d P g 1 7 0 a	世帯員	パスワード	a o 1 P 7 0 a b d

調査員記入欄

都道府県名	保健所名
地区番号	単位区番号
	世帯番号

政府統計  
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

2022年社会保障・人口問題基本調査  
生活と支え合いに関する調査  
【世帯票】  
2022（令和4）年7月1日

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
電話 03(3595-2984 内線4455、4457  
<https://www.jpss.go.jp>

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

政府統計コード 厚生労働省 社会保障・人口問題基本調査（生活と支え合いに関する調査） 調査対象者ID（世帯） 世帯主パスワード

ここにID・パスワードを貼り付けてください

記入上のお願ひ

- 2022（令和4）年7月1日現在で記入してください。
- 普段住んでいる人について、もれなく記入してください。出張や旅行、病氣などで、不在の期間が3か月未満なら、普段住んでいる人に名めます。
- 世帯ごとに記入してください。二世帯居住用の住宅に、親世帯・子世帯が1つ1つに住んで

- ③ログインID等用紙と世帯票を  
配布用封筒の中へ戻す

#### （4）調査票（個人票）の確認作業

- ①個人票右上の調査員記入欄のうち「都道府県名」、「保健所名」、「地区番号」、「単位区番号」は既に記入してあります。これらの欄に記入されている番号が、保健所名や保健所担当者から説明を受けた担当地域の「地区番号」、「単位区番号」と違ってないか確認します。記入漏れがないか確認し、記入漏れがある場合は保健所担当者に申し出て下さい。個人票は、配布用封筒に封入しません。

#### （5）ここまでの作業についての注意

- ①ここまでの作業が終わったら、配布用封筒の口を折って閉じます。のりづけはしません。これで、ひとつの世帯への配布物についての作業は終了です。
- ②以上の配布物の確認と世帯票に世帯IDを貼り付ける作業は、担当する世帯数のすべてに実施してください。作業は1つの単位区ごとに行い、複数の単位区について同時並行的に実施しないようにしてください。

## (6) 調査の進め方・調査票記入方法の理解

保健所担当者から説明を受けたり、調査方法を解説した動画を視聴したりして、生活と支え合いに関する調査の趣旨、調査の内容と方法、調査書類の記入の仕方、調査員としての基本的な心得について理解します。

今回からオンライン回答・郵送回答が導入されますので、それに必要な調査票・ログインID等用紙・調査票提出用封筒（返送用封筒）の取り扱いについて特にしっかりと理解します。

調査関係書類および携行品の保健所への提出・返納期限、疑問点があった場合の連絡先やあなたの受け持ちの地区番号、単位区番号を、この手引きの裏表紙の所定の欄に記入します。

## 2. 調査前の準備（自宅での準備）

### (1) 「単位区別世帯名簿」への所定事項の記入（＜記入例1＞11ページ、＜記入例2＞16ページ参照）

保健所から受け取った生活と支え合いに関する調査の「単位区別世帯名簿」表紙の所定欄に、地区番号、単位区番号、都道府県・市郡・区町村名、丁目、保健所名、調査員氏名を記入してください。また、30世帯を超える場合は、「単位区別世帯名簿」が複数枚必要となりますので、「単位区別世帯名簿」が全部で何枚か、またその名簿が何枚目か、「単位区別世帯名簿」の裏面所定の位置に記入してください。

<記入例1>

2022年社会保障・人口問題基本調査  
生活と支え合いに関する調査

単位区別世帯名簿表紙

◎黒のボールペンで記入してください。

地区番号					単位区番号		
------	--	--	--	--	-------	--	--

赤枠内を全て記入します

都道府県 市郡 区町村

丁目

保健所名 調査員氏名

- 注：
- 1 (3)と(5)欄は、調査日現在の人員数を記入してください。
  - 2 (4)欄は、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎等に居住する単身世帯の場合に、○印を記入してください。
  - 3 (6)と(7)欄は、世帯票と個人票を実際に配布した数を記載してください。
  - 4 (8)欄は、回収用封筒の回収数を記載してください。
  - 5 (9)欄は、同一家屋・同一敷地に住んでいる相互の世帯に同じ○付き数字で記入してください。  
(「手引き」16ページ<記入例2>：①と①、②と②等)
  - 6 (11)欄は、調査票等の配布時に不在の場合等により(再)訪問した回数を記載してください。
  - 7 (12)欄は、オンライン・郵送の方法で回答したことが確認できた世帯についてチェックを入れ、その世帯には調査票の回収に伺わないようにしてください。
  - 8 (13)欄は、調査票等の回収時に不在の場合等により(再)訪問した回数を記載してください。
  - 9 (14)欄は、保健所から提示される「オンライン・郵送回答状況」に記載されている世帯リストと突合し、その世帯がオンライン・郵送の方法で回答済みか否かを確認するために使用してください。

<実施状況>

調査票回収 世帯数	世帯
-----------	----

## (2) 訪問経路の確認と調査対象世帯との受け答えの仕方などの事前準備

- ① 「地区要図」「単位区別世帯名簿」をもとに、調査単位区への交通、世帯訪問の順路等をあらかじめ決めておき、調査を円滑にすすめられるよう自宅から受け持ち単位区までの訪問計画を立てておきます。
- ② 調査に必要な書類および筆記用具を「調査票等携行袋」に入れ、準備を整えます。
- ③ 調査対象者が担当する調査員であるあなたとすぐに連絡がとれるように、「調査協力のお願い」、「連絡メモ（不在世帯用）」に、連絡先を記入して訪問時に備えて準備します。
- ④ 本手引きの末尾にある、「参考1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集」を事前に確認し、調査対象世帯の方から質問などを受けたときの受け答えの準備をします。
- ⑤ 6月15日までに調査対象世帯に調査の説明、依頼、調査票等の配布を行うためのスケジュール設定を行います。調査対象世帯の世帯員が不在で会えない場合には3回までは訪問していただくこととなりますので、その点をふまえた日程管理をします。

### 3. 世帯への訪問と調査票等の配布

#### (1) 調査時に携行すべき書類の訪問前確認

配票・調査時に携行すべき書類が全てそろっているかを訪問前に確認します。調査に必要な書類および筆記用具を『調査票等携行袋』に入れ、準備を整えます。

- 1) 「調査員証」…………… 1 枚
- 2) 「調査実施要綱」…………… 1 枚
- 3) 「調査の手引き」…………… 1 部
- 4) 「単位区別世帯名簿」…………… 30 世帯につき 1 枚
- 5) 「地区要図」の写し…………… 1 部
- 6) 調査票等配布用封筒（調査票等封入済）…………… 30 世帯分（30 セット）  
封筒内にセットしてある物
  - 7) 「調査票（世帯票）」…………… 1 世帯分
  - 8) 「調査票記入例（世帯票）」…………… 1 世帯分
  - 9) 「調査票記入例（個人票）」…………… 1 世帯分
  - 10) 「オンライン回答用ログイン ID 等用紙」…………… 1 世帯分
  - 11) 「調査協力のお願い」…………… 1 世帯分
  - 12) 「調査票の回答・提出方法のご案内」…………… 1 世帯分
  - 13) 調査票提出用封筒…………… 1 世帯分
- 14) 「調査票（個人票）」…………… 予備も含めて 90 部
- 15) 調査対象世帯への謝礼品…………… 調査対象世帯数に応じた数
- 16) 「連絡メモ（不在世帯用）」…………… 世帯数の 2 倍
- 17) 連絡メモ入れ封筒…………… 30 枚
- 18) 「挨拶状」（自治会・町内会・マンション管理人周知用）…………… 5 枚
- 19) 「ポスター」…………… 1 枚
- 20) 調査票等携行袋（手提げ袋）…………… 1 個

#### (2) 調査対象世帯への訪問

配票の準備が整ったら、「単位区別世帯名簿」、「地区要図」の写しに基づいて調査地区の世帯を訪問します。

地域の実情からみて、自治会の役員やマンションの管理人といった方々の協力を得る必要がある場合は、調査対象世帯を訪ねる前にそれらの方々に「挨拶状」を渡して協力を得てください。

もし、転入等により「単位区別世帯名簿」や「地区要図」の写しから漏れている世帯があった場合は、その世帯も訪問してください。その場合は、「単位区別世帯名簿」の一番下の欄にその世帯の情報を追記します。「単位区別世帯名簿」に使用可能な欄が残っていない場合はコールセンター（電話：0570-022-010）に問い合わせをしてください。記入の仕方の詳

細については、15 ページの（5）調査対象世帯、確認事項の「単位区別世帯名簿」への記入、を参照してください。

また、訪問時に留守の世帯については「連絡メモ（不在世帯用）」を利用するなどして後日あらためて訪問してください。再訪問は初回を含めて面接できるまで3回は行ってください。

訪問しても不在で対面できない場合は不在世帯用の「連絡メモ」等を使って連絡を図り、「単位区別世帯名簿」（11）の配布時不在等チェック欄に正の字を書いています。

訪問する時間帯を変えたりして3回訪問しても調査対象世帯の方が不在で調査票を配布することができない「面接不能」の世帯については、その世帯の「単位区別世帯名簿」（10）備考欄に「不在で渡せずポストイング」と記入し、調査票や回収用封筒を世帯の郵便受け等に配布（ポストイング）します。ポストイングをする際には、他の者が郵便受けから調査票等を窃取できないように、注意しながら入れます。

「回答不能」、「不在か空き家か不明」、「回答拒否」、等で調査票を配布できない場合もその世帯の「単位区別世帯名簿」（10）備考欄に具体的な理由をかならず記入してください。

### （3）調査協力をお願い

調査対象世帯を訪問したら、自己紹介と訪問理由の説明を行い、「調査協力をお願い」を渡して、調査に協力していただけるようお願いしてください。

「調査協力をお願い」を調査対象世帯の方に読んでいただくだけではなく、調査員の方からも、この調査は国の調査であること、調査結果は統計目的以外には使用しないことなどを説明してください。調査対象世帯の方から質問がある場合には本手引きの末尾にある、「参考1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集」などを見ながら応答します。わからないこと、回答しにくいことがあればコールセンターへ問い合わせるように誘導します。

言葉が聴こえづらそうな方には、調査票等を示しながら、筆談が可能であれば試みてください。同居する世帯員の中でコミュニケーションが相対的に容易な方がいらしたら、その人を通じて調査依頼をしていただいてもかまいません。

他国語が母語の場合などで日本語の理解が難しい方についても同様にして依頼を行ってください。世帯で同居するすべての方とコミュニケーションが難しい場合には、その旨を「単位区別世帯名簿」に記載し、調査不能世帯としてください。

調査票の視認、調査票の記入が難しい調査対象者にも病気、障害、介護を必要としているなどの場合に、家族や介護者による記入の支援や代理回答を認めていることも説明して依頼してください。

### （4）世帯主、世帯員数などの確認

調査対象世帯の協力が得られたら、世帯主はどなたか、世帯員数は何人かを確認し、「単位区別世帯名簿」の記載と照らし合わせてください。また、同一家屋または同一敷地内に複数の世帯が居住しているかどうか、調査対象の18歳以上の世帯員数について確認し、「単位区別世帯名簿」(5)の欄に記載してください。

#### (5) 調査対象世帯、確認事項の「単位区別世帯名簿」への記入 (<記入例2>16ページ参照)

実際の世帯主氏名、世帯員数と「単位区別世帯名簿」の記載内容とが異なっている場合は、「単位区別世帯名簿」の記載事項を修正してください。

たとえば、

○世帯主氏名が「単位区別世帯名簿」にすでに記入されたものと異なる場合は、2本線を引いて、聞き取った正確な世帯主氏名を備考欄に記入してください(例：世帯番号08)。

○世帯員数が「単位区別世帯名簿」にすでに記入されたものと異なる場合は、2本線を引いて、聞き取った正確な世帯員数(世帯主を含めた)を(3)欄(世帯員数)に記入してください(例：世帯番号08と18)。

○世帯そのものが転出等で地区内に居住していない場合は、世帯主名に2本線を引いて、(6)配布数(世帯票)の欄に0(ゼロ)、(10)備考欄に「転出」と記入して、(11)に「レ」を記入してください(例：世帯番号06)。

○世帯そのものが調査の直前に転入してきたこと等により「単位区別世帯名簿」に記載されていない場合は、その世帯を「単位区別世帯名簿」の最後に追加し、(2)から(5)までの事項について各欄に記入し、(10)備考欄に「転入」と記入してください(例：世帯番号21)。

○「単位区別世帯名簿」では、1世帯のみ居住しているはずなのに、実際は複数の世帯として居住していることがわかった場合は、次のようにしてください(例：世帯番号02と09)。まず、追加分の世帯を「単位区別世帯名簿」の最後の世帯の次の行に追加し(例：世帯番号22と23)、(2)から(5)までの事項について各欄に記入してください。(9)の欄には同一家屋同一敷地内の複数世帯を○数字で照合できるように記入してください。次に、(10)備考欄に元からある世帯の世帯番号を書いた上で、「複数世帯」と記入してください。そして、元の世帯の世帯員数等も修正する必要がある場合は、2本線を引いて、正しい人数等を記入し、当該世帯の備考欄にも「複数世帯」と記入してください。



<記入例2>

生活と支え合いに関する調査										( 1 枚のうち 1 枚目)														
地区番号		0	0	0	0	2	単位区番号		0	0	単位区別世帯名簿													
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7) (8)			(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)											
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数 (人、含世帯主)	まかない 付きの 家等	18歳以上 の世帯員 数(人、含 世帯主)	調査票			同一 家庭 同一 敷地	備 考	配布時 不在等 チェック 欄	オンラ イン・郵 送回答	回収時 不在等 チェック 欄	世帯ID (4R以下7桁記入)											
					配布数 (世帯票)	配布数 (個人票)	回収数 (密封封 筒)																	
01	霞ヶ関 誠	3		2	1	2							s	s	r	2	0	0	1					
02	銀座 由美子	4		4	1	4		① 複数世帯					s	s	r	2	0	0	2					
03	中央 真由美	2						不在のため渡せずポストイング	下				s	s	r	2	0	0	3					
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4							s	s	r	2	0	0	4					
05	市ヶ谷 修	3		3	1	3							s	s	r	2	0	0	5					
06	<del>世田谷 直樹</del>	1			0	0		転出		レ			s	s	r	2	0	0	6					
07	練馬 哲也	3		0	1	3							s	s	r	2	0	0	7					
08	<del>大手町 和彦</del>	3		3	1	3		大手町 純一		—			s	s	r	2	0	0	8					
09	杉並 豊	5		5	1	5		② 複数世帯					s	s	r	2	0	0	9					
18	新宿 久美子	3		3	1	3							s	s	r	2	0	1	8					
19	丸の内 一平	1	○	1	0			拒否		下			s	s	r	2	0	1	9					
20	日比谷 剛	1	○	1	1	1							s	s	r	2	0	2	10					
21	新橋 智子	1	○	1	1	1		転入					s	s	r	2	0	2	11					
22	銀座 幸子	2		1	1	1		① 02、複数世帯					s	s	r	2	0	2	12					
23	杉並 五郎	4		2	1	2		② 09、複数世帯					s	s	r	2	0	2	13					
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								
合 計					23	49																		

※ 説明の都合上、前ページの記入方法に示された点については赤字で示していますが、実際には黒ボールペンだけで作業を行います。

## (6) 調査票と調査票（個人票）ログイン ID の準備・配布・配布の記録

世帯の方に世帯主、世帯員数などを確認でき、確認事項の「単位別世帯名簿」への記入が終わったら、調査票・ログイン ID を配布します。その際には、以下の点に十分注意してください。

### 1) 「調査票」の記入について

「調査票（世帯票）」に病気、その他の理由で世帯主が記入できない場合は、**代理の方**に世帯主に関する質問について記入していただくようお願いしてください。

「調査票（個人票）」に病気、その他の理由で世帯員の方が記入できず、代理回答もできない場合は、そのまま提出用封筒にいれるようお願いしてください。

また、世帯主や世帯員が出張や転勤等の理由で3か月以上不在にしている場合、ふだん住んでいる人とはみなさないので、調査対象者に含まないことを説明してください。世帯主が3か月以上不在の場合、世帯主に関する質問には、適当な世帯の代表者を世帯主とみなして回答していただくようお願いしてください。

### 2) 「調査票（個人票）」・ログイン ID の配布について

- ① 訪問している世帯の世帯番号を「単位別世帯名簿」上で改めて確認します。
- ② 「単位別世帯名簿」に記載した当該世帯の18歳以上の世帯員の人数を確認します。
- ③ 保健所から渡された個人票の束から②で確認した人数分だけ個人票を取り出します。
- ④ ③で準備した個人票全てについて、右上の調査員記入欄に世帯番号を記入します。

※ここまでの作業の流れを次ページの作業の流れ1で確認してください。

<作業の流れ1：05番の世帯を訪問しているケース>

①単位別世帯名簿で05番の世帯の18歳以上の人数を確認 → 3人

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)				
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数(18歳以上世帯員)	まかない付の世帯員	18歳以上の世帯員数(18歳以上世帯員)	調査票	調査票	調査票	調査票	備考	配布時不在等チェック欄	回収時不在等チェック欄	世帯ID(4R以下7桁記入)					
01	藤ヶ岡 誠	3		2	1	2						ss	r	2	0	0	1
02	鎌屋 由美子	4	6	4	1	4			① 複数世帯			ss	r	2	0	0	2
03	中央 真由美	2							不在のため返せずポストイング	下		ss	r	2	0	0	3
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4						ss	r	2	0	0	4
05	市ヶ谷 悠	3		3	1	3						ss	r	2	0	0	5
06	世田谷 喜樹	1							転出	レ		ss	r	2	0	0	6
07	練馬 哲也	3		0	1	3						ss	r	2	0	0	7
08	大塚町一和産	3	4	3	1	3			大手町 純一			ss	r	2	0	0	8
09	杉並 豊	5	8	5	1	5			② 複数世帯			ss	r	2	0	0	9

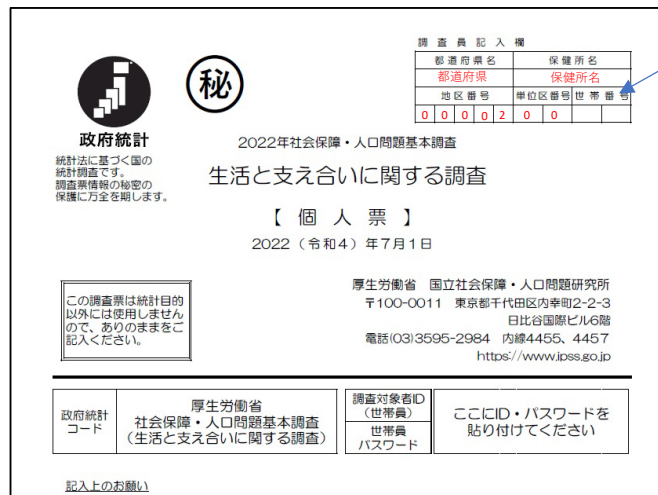
②携行している未使用の個人票の束から 3人分取り出す。



携行しているバッグ

世帯番号を書き込む。この例では05

③個人票右上の調査員記入欄に世帯番号を書き込む。

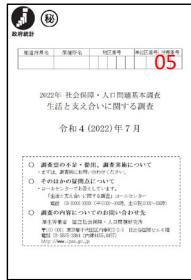


⑤ 当該世帯の世帯番号が記載された配布用封筒からログイン ID 等用紙を取り出し、個人番号が記載された ID・パスワードのシールを一枚の個人票に一枚ずつ貼っていきます。この作業の際に、調査への回答はパソコンやスマホを使ったオンライン回答、紙の調査票に回答して調査票提出用封筒に封入して郵便ポストに入れる郵送回答、調査員が再度訪問する調査員回収の3通りの回答方法があることを簡単に説明して

ください。（下の作業の流れ2を参照して下さい。）

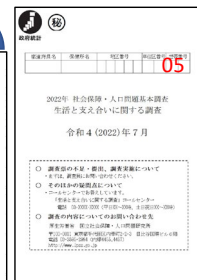
<作業の流れ2：05番の世帯を訪問しているケース（作業の流れ1の続き）>

①携行している配布用封筒の束から05番の世帯のものを取り出す



携行しているバッグ

②05番の配布用封筒からログインID等用紙を取り出す

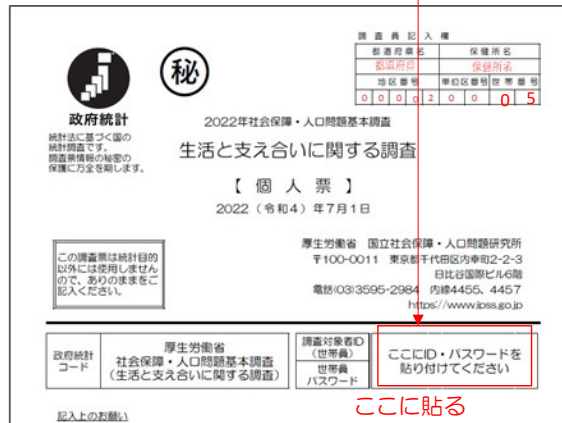


③個人票を配布する人数（この場合は3人）分の個人票用ログインIDとパスワードのシールを

**必ず一人分ずつ剥がし、**

一枚の個人票の表面にシールを**1枚ずつ**貼っていく。

※個人票表面の記述に重ならないように注意して貼ります。



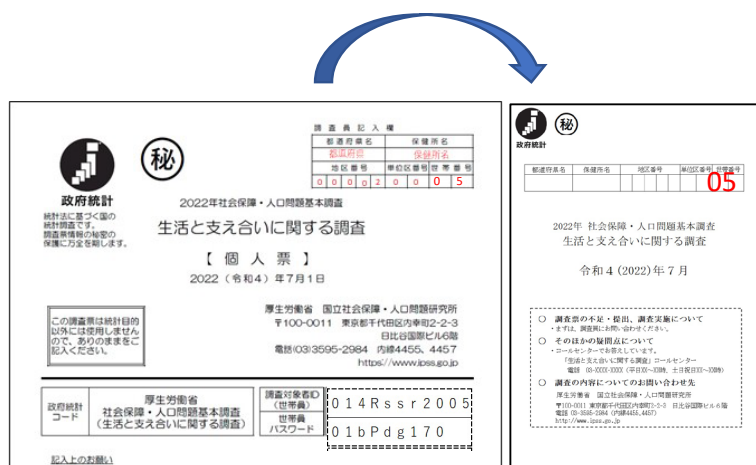
×3

⑥⑤の作業がその世帯に配布すべき全ての個人票について完了したら、シールを貼った個人票を全て、その世帯の配布用封筒に入れます。ただし、ログインID等用紙は渡しません。ログインID等用紙は、個人票の不足分の請求があった場合に備えて、調査期間

が終了するまで大切に保存します。（下の作業の流れ3を参照して下さい。）

<作業の流れ3：05番の世帯を訪問しているケース（作業の流れ2の続き）>

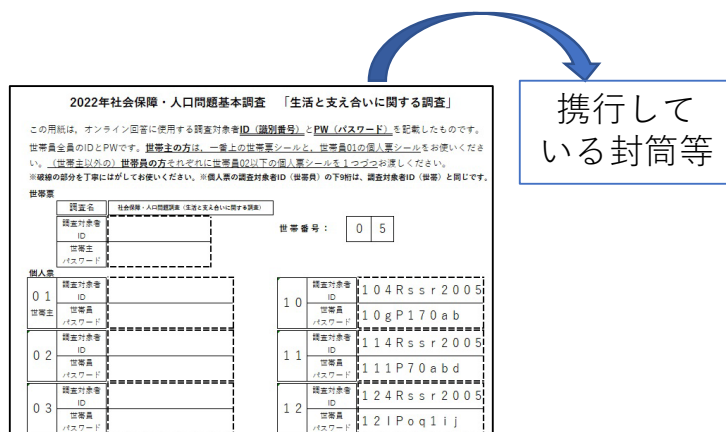
①個人票用ログインIDとパスワードのシールを貼った個人票は全てその世帯（この場合は05番）の配布用封筒に入れます。



×3

②使用済みとなるこの世帯のログインID等用紙は他の世帯のものと混ざったり、紛失しないように別の封筒などに保管して自宅まで持ち帰ります。

※後日個人票の不足分の配布請求が来た場合に使用します。



⑦調査対象世帯の人に配布用封筒を渡します。この時に、調査員が再度訪問する調査員回収の場合は回収のためにいつ訪問するのが良いか具体的な日時について相談し、おおよその目安を決めてください。気が変わって、オンライン回答や郵送回答にする場合には調査員への連絡は不要であることもお伝えください。

⑧なお、世帯票については、すでにログインIDパスワードシールを調査票に貼り付け済みで調査票配布用封筒に入れていただいておりますから、世帯訪問時に特にすることはありません。

### ○2世帯が1つの住宅に住んでいるとき

1つの住宅に、親夫婦・子夫婦などがいっしょに住んでいる場合、

- (1) 親世帯と子ども世帯が生計を共にしているときは、→ 1つの世帯
- (2) 親世帯と子ども世帯が生計を別にしているときは、→ 別々の世帯

同一家屋または同一敷地内に、2世帯が居住している場合は、別世帯として扱ってください。その場合、「単位区別世帯名簿」に記載されていない世帯主氏名を「単位区別世帯名簿」の最後に追加し、その世帯の(2)から(6)までの欄に所定事項を記入してください（<記入例3> 世帯番号22, 23）。

別世帯とした世帯について、予備の調査票等配布用封筒とそれに入っている世帯票、世帯票の記入例、個人票記入例、ログインID等用紙、調査票提出用封筒、調査協力をお願い、に併せて、必要な数の個人票を配布します。この時に個人票の表紙右上の欄に、「単位区別世帯名簿」上の世帯番号を忘れずに記入し、ログインID等用紙から個人票用のログインIDパスワードシールを配布する個人票全てに一枚ずつ貼り付け一緒に渡してください。「単位区別世帯名簿」に使用可能な欄が残っていない場合はコールセンター（電話：0570-022-010）に問い合わせをしてください。

### ○3世帯以上の場合も同様にしてください。

#### 3) 「単位区別世帯名簿」への配布数の記入について

<記入例3> (次ページ) にしたがって、実際に配布した調査票等配布用封筒の数を(6) 配布数（世帯票）の欄に、配布した個人票の数を(7) 配布数（個人票）の欄に、それぞれ記入してください。また、すべての世帯に対して調査票の配布が終わったのち、実際に配布した調査票等配布用封筒の数の合計を(6) 配布数（封筒）の合計欄に、配布した個人票の数の合計を(7) 配布数（個人票）の合計欄に、それぞれ記入してください。

<記入例3>

地区番号		0	0	0	0	2	単位区 番号		0	0	<b>生活と支え合いに関する調査</b>				( 1 枚のうち 1 枚目)				
<b>単位区別世帯名簿</b>																			
(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯 員数 (人、含世 帯主)	(4) まかひない 付きの 家等	(5) 18歳以上 の世帯員 数(人、含 世帯主)	(7) 調査票			(9) 同一 家屋 同一 敷地	(10) 備 考	(11) 配布時 不在等 チェック 欄	(12) オンラ イン・郵 送回答	(13) 回収時 不在等 チェック 欄	(14) 世帯ID (4R以下7桁記入)						
					(6) 配布数 (世帯票)	(7) 配布数 (個人票)	(8) 回収数 (密封封 筒)												
01	霞ヶ関 誠	3		2	1	2							s	s	r	2	0	0	1
02	銀座 由美子	4	6	4	1	4		①	複数世帯				s	s	r	2	0	0	2
03	中央 真由美	2							不在のため渡せずポストイング	下			s	s	r	2	0	0	3
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4							s	s	r	2	0	0	4
05	市ヶ谷 修	3		3	1	3							s	s	r	2	0	0	5
06	世田谷 直樹	1			0	0			転出	レ			s	s	r	2	0	0	6
07	練馬 哲也	3		0	1	3							s	s	r	2	0	0	7
08	大手町 和彦	3	4	3	1	3			大手町 純一	一			s	s	r	2	0	0	8
09	杉並 豊	5	9	5	1	5		②	複数世帯				s	s	r	2	0	0	9
18	新宿 久美子	3	2	3	1	3							s	s	r	2	0	1	8
19	丸の内 一平	1	○	1	0				拒否	下			s	s	r	2	0	1	9
20	日比谷 剛	1	○	1	1	1							s	s	r	2	0	2	10
21	新橋 智子	1	○	1	1	1			転入				s	s	r	2	0	2	11
22	銀座 幸子	2		1	1	1		①	02、複数世帯				s	s	r	2	0	2	12
23	杉並 五郎	4		2	1	2		②	09、複数世帯				s	s	r	2	0	2	13
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
合 計					23	49													

※ 説明の都合上、前ページの記入方法に示された点については赤字で示していますが、実際には黒ボールペンだけで作業を行います。

## (7) 調査票等と「謝礼品」の配布

調査票等配布用封筒に入っている「調査票提出用封筒」は調査対象世帯が郵送回答又は調査員回収を希望する場合のために記入済みの調査票を入れるために1世帯につき1部配布していることを説明してください。

配布の際に調査員は、調査対象世帯の方に、封筒に入れる記入済み調査票（世帯票・個人票）の数を密封前に封筒表面の「調査票数」欄にそれぞれ記入していただくように必ず伝えてください（鉛筆などで記入欄を○で囲み、場所をわかりやすく提示してください）。

回収の際には密封回収を原則としておりますので、「提出用封筒」の裏のシールをはがしてご自身で密封していただくように依頼してください。

また、調査協力の謝礼として調査対象世帯へ「謝礼品」を1世帯当たり1個さしあげてください。

## (8) 調査対象者からの疑問・質問への回答とコールセンターの紹介

調査についてわからないことや疑問に思うことあれば遠慮なく質問するように伝え、その時点でも質問の有無を確認してください。調査対象世帯の方から質問や調査への拒否の反応がある場合には本手引きの末尾にある、「参考1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集」などを見ながら応答します。また、「調査協力のお願い」に記載されているコールセンターの電話番号（0570-022-010）を示し、気軽に質問等していただくようお願いしてください。

## (9) 回収方法と訪問回収の場合の訪問予定日の確認

最後に、改めて回収方法の確認をします。訪問による調査票の回収を希望している世帯については、訪問回収予定日を調査対象世帯の方と再確認します。調査対象世帯の方の都合がつかない場合には、適宜、回収方法を打ち合わせていただくようお願いいたします。

封筒表面のバーコード情報、オンライン回答のログイン記録を利用して回答の有無を国立社会保障・人口問題研究所で確認するので、郵送回答、オンライン回答の場合は調査員が訪問することはないことをお伝えください。調査員回収を希望する場合は記入の終わった調査票は、必ず所定の「調査票提出用封筒」に入れ、密封した状態で調査員が回収することを、調査対象世帯の方にお伝えください。（調査員は、必ず回収予定日と回収方法を調査対象世帯の方に確認するようにしてください）。



## 4. 調査票の回収作業

### (1) オンライン・郵送回答状況の参照と要訪問世帯の確認

①回収に訪問する前に、担当する地区の「オンライン・郵送回答状況」について保健所担当者から入手してください。これらの方法で回答した世帯についての世帯票用ログインIDと「単位区別世帯名簿」の(14)の欄の世帯票用ログインIDと突合して確認します。両者が一致する場合には、「単位区別世帯名簿」の(12)オンライン・郵送回答の欄に○を書き込みます。(以下の記入例4を参照してください。)

#### <記入例4>

生活と支え合いに関する調査 (1枚のうち1枚目)													
単位区別世帯名簿													
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数(含世帯主)	まかない付の人数	18歳以上の世帯員数(含世帯主)	調査票配布数(世帯票)	配布数(個人票)	回収数(密封前)	同一家庭同一敷地	備考	配布時不在等チェック欄	オンライン・郵送回答	回収時不在等チェック欄	世帯ID (4R以下7桁記入)
01	霧ヶ岡 誠	3		2	1	2					○		ssr20001
02	銀座 由美子	4	6	4	1	4		① 複数世帯					ssr20002
03	中央 真由美	2						不在のため渡せずポストイング		下			ssr20003
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4					○		ssr20004
05	市ヶ谷 修	3		3	1	3					○		ssr20005
06	世田谷 直樹	1			0	0		転出		レ			ssr20006
07	練馬 哲也	3		0	1	3							ssr20007
08	大手町 和彦	3	4	3	1	3		大手町 純一					ssr20008
09	杉並 豊	5	6	5	1	5		② 複数世帯					ssr20009

オンライン・郵送回答状況の記載内容と単位区別世帯名簿を突合して回収済み世帯を世帯名簿(12)の欄に記載

調査票上の地域コード					ログインID及びその地域コード (回収済み分のみ表示)			
都道府県	保健所名	調査区番号	単位区番号	世帯番号	都道府県・市区コード	地区コード	世帯番号	世帯ID
XX	保健所名	00002	00	1	ssr	20	1	4Rssr2001
XX	保健所名	00002	00	2				
XX	保健所名	00002	00	3				
XX	保健所名	00002	00	4	ssr	20	4	4Rssr2004
XX	保健所名	00002	00	5	ssr	20	5	4Rssr2005
XX	保健所名	00002	00	6				
XX	保健所名	00002	00	7				
XX	保健所名	00002	00	8				
XX	保健所名	00002	00	9				
XX	保健所名	00002	00	10				
XX	保健所名	00002	00	11				
XX	保健所名	00002	00	12				
XX	保健所名	00002	00	13				
XX	保健所名	00002	00	14				
XX	保健所名	00002	00	15				

②回収のための訪問は、オンライン回答・郵送回答を行っていない世帯に限定して行います。調査員の皆様が配布したとおりにログインIDが使用されますので、もし事前に決め

られたものとずれて配布すると、どの世帯がオンライン・郵送回答を行ったのか正確にはわからなくなります。その場合には、調査票を配布した世帯全てを訪問して回答の勧奨・調査票の回収を行います。

③回収した調査票および「単位区別世帯名簿」は8月1日までに保健所に提出しなければなりません。また、訪問回収は、訪問する世帯の世帯員が不在の場合には回収できるまで、3回までは訪問していただくことになります。これらの点をふまえた日程管理を行います。

## (2) 訪問による調査票回収

回収予定日に、オンライン・郵送回答を行ったことが確認された世帯以外について、再び調査対象世帯を訪ねて調査票を封入した「調査票提出用封筒」を回収してください。その際、以下の点に注意してください。

- ① 調査票が密封された「調査票提出用封筒」を、そのまま回収してください。回収の際に封筒が密封されていない場合、調査員が調査対象世帯の方の了解を得て、密封した上で回収してください。
- ② 調査票を回収できなかった世帯については、「単位区別世帯名簿」の(13)の回収時不在等チェック欄に訪問回数に応じて正の字を書いてください。(次ページ<記入例5>参照)
- ③ お手数ですが、週末や夕方に訪問の曜日や時間を変えるなどして、3回は再度訪問していただき、できるだけ回収していただけるよう、ご協力をお願いいたします。不在世帯用の連絡メモと封筒を準備してありますので、訪問の趣旨を書き、郵便受けに入れるなどして、ご活用ください。
- ④ 調査票の回答内容を点検していただく必要はありません。

## (3) 「単位区別世帯名簿」への確認事項の記入(次ページ<記入例5>参照)

- ① 調査票を回収したら、「単位区別世帯名簿」に調査票入り密封封筒の回収数を記入してください。
- ② 調査票の配布や回収ができなかった世帯については、(8)回収数(密封封筒)欄に「0」(ゼロ)と記入した上で、(10)備考欄に、「不在で渡せず」、「転出」、「回答不能」、「不在か空き家か不明」、「回答拒否」、「提出拒否」、等、具体的な理由をかならず記入してください(例:世帯番号18と20)。③最後に「単位区別世帯名簿」の(8)回収数(密封封筒)の合計を確認し、実際に回収した調査票入り密封封筒の数と一致するか、点検してください。

< 記入例 5 >

地区番号		0		0		0		2		単位区 番号		0		0		生活と支え合いに関する調査 単位区別世帯名簿				( 1 枚のうち 1 枚目)			
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7) (8)			(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)										
世帯 番号	世帯主氏名	世帯 員数 (人:含世 帯主)	まかひない 付きの 家等	18歳以上 の世帯員 数(人:含 世帯主)	配布数 (世帯票)	配布数 (個人票)	回収数 (密封封 筒)	同一 家屋 同一 敷地	備 考	配布時 不在等 チェック 欄	オンラ イン・郵 送回答	回収時 不在等 チェック 欄	世帯ID (4R以下7桁記入)										
01	霞ヶ関 誠	3		2	1	2					○		s	s	r	2	0	0	1				
02	銀座 由美子	4		4	1	4	1	①	複数世帯				s	s	r	2	0	0	2				
03	中央 真由美	2							不在のため渡せずポストイング	下			s	s	r	2	0	0	3				
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4					○		s	s	r	2	0	0	4				
05	市ヶ谷 修	3		3	1	3					○		s	s	r	2	0	0	5				
06	世田谷 直樹	1			0	0			転出	レ			s	s	r	2	0	0	6				
07	練馬 哲也	3		0	1	3	1						s	s	r	2	0	0	7				
08	大手町 和彦	3	4	3	1	3			大手町 純一	—			s	s	r	2	0	0	8				
09	杉並 豊	5		5	1	5	1	②	複数世帯				s	s	r	2	0	0	9				
18	新宿 久美子	3		3	1	3	0		提出拒否			上	s	s	r	2	0	1	8				
19	丸の内 一平	1	○	1	0				拒否	上			s	s	r	2	0	1	9				
20	日比谷 剛	1	○	1	1	1	0		不在で回収できず			下	s	s	r	2	0	2	10				
21	新橋 智子	1	○	1	1	1	1		転入				s	s	r	2	0	2	11				
22	銀座 幸子	2		1	1	1	1	①	02、複数世帯				s	s	r	2	0	2	12				
23	杉並 五郎	4		2	1	2	1	②	09、複数世帯				s	s	r	2	0	2	13				
24																							
25																							
26																							
27																							
28																							
29																							
30																							
合 計					23	49	19																

※ 説明の都合上、前ページの記入方法に示された点については赤字で示していますが、実際には黒ボールペンだけで作業を行います。

## 5. 調査終了後の作業

### (1) 期限までの調査票等の保健所への提出

- ①密封回収された「調査票」（密封封筒）、②「単位区別世帯名簿」及び配布 ID リスト、③「地区要図」の写しの3点を、一括して保健所に提出してください。また、未使用の「世帯 ID 印刷済み封筒」や「提出用封筒」、「調査協力のお願い」、「謝礼品」等が残っていたら、それらも保健所に提出してください。

### (2) 調査票等の送付（保健所→各自治体→国立社会保障・人口問題研究所）

密封回収された「調査票」（密封封筒）と「単位区別世帯名簿」は、各保健所からいったん各都道府県（または保健所を設置する市・特別区）に集められ、そこから国立社会保障・人口問題研究所宛てに8月中旬までに送付されます。

## Ⅲ 調査内容上の注意点

この調査は原則として調査対象世帯の方が自分で記入する方法をとっていますが、調査対象世帯の方から質問があった場合は、以下の説明と記入例を参考にお答えください。それでも調査対象世帯の方に納得していただけなかった場合には、国立社会保障・人口問題研究所にご連絡ください。連絡先は、この手引きの最後のページに記載されています。

### 1. 回答の順番について

- ① 調査票（世帯票・個人票）は、問1から順番に回答してください。
- ② それぞれの質問で、矢印などで次の質問の指示がある場合は、指示された番号の質問に進み、回答を続けてください。
- ③ 矢印などで次の質問の指示がない場合は、次の番号の質問に進み、回答を続けてください。

### 2. 主な用語の定義

**世帯**：世帯とは、調査日（令和4（2022）年7月1日）において、住居と生計をともにしている人々の集まり、または独立して生計を営む単身者をいいます。ここでいう「生計」とは日常生活を営むための収入と支出をいいます。

たとえば、

- 住居と生計を共にしている家族……………1つの世帯
- 1つの住宅に、親夫婦・子夫婦の家族が住んでいる場合  
親夫婦・子夫婦家族が生計を別にして……………それぞれ別世帯  
親夫婦・子夫婦が生計を共にしている……………まとめて1つの世帯

- 2世帯居住用の住宅に、親夫婦・子夫婦がそれぞれ別に住んでいる場合  
 ……………それぞれ別世帯
- アパート、一軒家にかかわらず、1人で住んでいる…………1人で1つの世帯
- アパートの1室に友人と一緒に住んでいる場合  
     生計を別にしている…………1人ずつ別の世帯  
     生計を共にしている…………まとめて1つの世帯
- 単身の住み込み従業員や家事手伝い  
     雇い主と生計を別にしている…………雇い主とは別の世帯  
     雇い主と生計を共にしている…………雇い主と同じ世帯
- 会社の独身寮や学生寮などの単身者  
     1人で1室…………1人で1つの世帯  
     1室に2人以上の場合  
         生計を別にしている…………1人ずつ別の世帯  
         生計を共にしている…………まとめて1つの世帯

**世帯主**：世帯側が世帯主として申告した方です。ただし、世帯主が、転勤・出張などで3か月以上不在の場合は、世帯の代表者を世帯主としてお答えください。

**同居**：同居とは、調査日（令和4（2022）年7月1日）において、世帯員の方が一緒に居住している状態をいいます。出稼ぎ、旅行、入院などで不在の方のうち、不在の期間が3か月未満の方は同居とみなします。住民登録の有無に関係なく、3か月以上にわたって不在の方は、同居しているとはみなしません。

### 3. 主な質問項目の注意点

#### 「世帯票」

**問2(1)** 寮などでトイレが共用の場合は、「あてはまる」に○を付けてください。

**問2(2)** 寮などで浴室やシャワーが共用の場合は、「あてはまる」に○を付けてください。

**問3** 令和4（2022）年6月1日から6月30日までの支出について記入してください。

**問6** (1)から(8)の各項目について、請求が発生していない場合は未払いに「該当しない」こととなります。

- ガスで電気を作っている場合→電気料金の未払いに「該当しない」
- オール電化の場合→ガス料金の未払いに「該当しない」
- すべての水にわき水を汲んできて使っている場合→水道料金の未払いに「該当しない」

- 電話代には、固定電話、携帯電話、スマートフォン、インターネット接続料（プロバイダー料金）を含みます。

**問 8** この質問は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料の納付状況についてたずねるものです。

「市区町村の国民健康保険」は、主に、農業や自営業を営む人とその家族（75歳以上の人と民間企業などで働いていて健康保険などに加入している人を除きます）、75歳未満の年金受給者や、生活保護を受給していない無職の人が加入しています。

「後期高齢者医療制度」は、満75歳を迎えた高齢者はこれまでに加入していた国民健康保険から抜けて自動的に加入されます。

なお、後期高齢者医療制度は、75歳（寝たきり等の場合は65歳）以上の方が加入する独立した医療制度です。対象となる高齢者は個人単位で保険料を支払います。

**問 9** この質問は、お子さんに関わる手当の受給状況についてたずねるものです。

- 「児童手当」は、中学校卒業までのお子さんを持つ世帯に支給されます。児童手当を受けるためには、市区町村への申請（公務員の方は勤務先への申請）が必要となります。
- 「児童扶養手当」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障害のあるときは20歳未満）お子さんを持つ母子家庭、または、父子家庭のうち所得が一定額に満たない世帯に対して支給されます。児童扶養手当を受けるためには、市区町村への申請が必要となります。
- 「特別児童扶養手当」は、20歳未満の障害を持つお子さんを持つ世帯のうち、所得が一定額に満たない世帯に対して支給されます。特別児童扶養手当を受けるためには、市区町村への申請が必要となります。
- 世帯主ご本人、またはご家族のお勤め先から支給される家族手当などは、ここでいう「児童手当」「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」には該当いたしません。

**問 10(1)** 貯蓄とは、①郵便局、銀行、信用金庫、農業協同組合などの金融機関への預貯金、②生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険のこれまでに払い込んだ保険金（掛け捨て保険は除く）、③株式、株式投資信託、債券、公社債投資信託、金銭信託・貸付信託、NISA（小額投資非課税制度）の残高（額面）④その他の預貯金（財形貯蓄、社内預金等）の世帯員全員の合計額をいいます。

なお、自営業者世帯の場合は、事業用の貯蓄を含み、株式などの有価証券は、令和4（2022）年7月1日現在の時価に換算してください。

**問 10(2)** 借入額は、令和4（2022）年7月1日の額をご記入ください。

**問 11(1)** 各項目にあてはまる場合は「1」に○を付けてください。金銭的理由であてはまらない場合は「2」に○を、外出が困難または必要性がないなど、他の理由であてはまらない場合は「3」に○を付けてください。

問 11(2) 各耐久消費財について、持っている場合は「1」に○を付けてください。金銭的理由で持っていない場合は「2」に○を、必要でないなど他の理由で持っていない場合は「3」に○を付けてください。

問 11(3) 住居確保給付金とは、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々に、3～9ヶ月の間、家賃相当額が自治体から家主に支給される制度です。

問 12(3) この質問は、世帯主からみた世帯員（18歳未満）の障害者手帳の保有状態についてお聞きします。

- 身体障害者手帳は、身体障害のある人が各種の援護を受けるために交付される手帳です。
- 療育手帳は、知的障害のある人（子どもを含む）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳です。「愛の手帳」や「愛護手帳」など別の呼び名のものも含まれます。
- 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態に該当する人を対象として本人からの申請により交付されます。

問 13(7) この質問は世帯内に身の回りの世話が必要な方がいらっしゃる場合に、各世帯員の皆様がその人の手伝いをしているかをたずねるものです。身の回りの世話が必要な方がいらっしゃらない場合、「2 手伝っていない」に○をつけてください。

## 「個人票」

問 2 制限とは、病気、けがなどの身体的な状態、やる気がでないなどの精神的な状態、自分以外の人などに接することに苦痛を感じるなど社会的な状態において、良好に活動できない状態のことを指します。

問 4(2) 精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関で、精神保健福祉法によって、各都道府県及び政令指定都市に設置することが定められています。心の健康相談から、精神医療に係わる相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、痴呆等の特定相談を含め精神保健福祉全般の相談が実施されています。

自殺防止の相談窓口は、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業の窓口を想定しています。

**問 7** この質問は、現在、公的年金給付を受給していない方にたずねるものです。「公的年金」とは以下の制度をいいます。

- 国民年金：20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生などが加入しています（第1号被保険者といいます）。民間企業などで働いている人（厚生年金に加入している人）に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者（夫や妻）は、「第3号被保険者」として国民年金に加入しています。
- 厚生年金：主として民間企業で働いている方、国や地方の公務員、私立学校の教職員、農林漁業団体（農協、漁協など）の職員が、「第2号被保険者」として加入しています。

この質問を回答しなくてもよい人は、下記の年金を受給している人です。

- ・ 国民年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）
- ・ 厚生年金（老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金）
- ・ 共済年金（退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金）
- ・ 労災保険の年金給付（障害年金、遺族年金）

**問 8** 子どもの介護とは、国の要介護認定や要支援認定を受けている場合に準じて、子どもの病気や骨折、精神上的障害により、2週間以上に渡って生活の手助けや世話をすることを想定しています。

**問 9 (1)** ここでは、将来（高齢期に）寝たきりになった場合にどこで介護を受けたいかの希望をお聞きしています。特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、および、グループホームでの介護を希望される場合には「1 介護保険の施設」を選んでください。有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅など上記以外の高齢者用住宅での介護を希望する場合には「2 有料老人ホームなど的高齢者専用住宅」を選んでください。

#### **問 10 選択肢 2 及び 3**

身体障害者手帳は、身体障害のある人が各種の援護を受けるために交付される手帳です。

#### **問 10 選択肢 4 及び 5**

「療育手帳重度」には、「愛の手帳」や「愛護手帳」など別の呼び名のものも含まれます。知的障害のある人（子どもを含む）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳です。等級にはほかに、丸で囲まれた A、A-2 a、A-2 b、1 度(A)・2 度(A)・3 度(A)などが含まれます。

#### **問 10 選択肢 6 及び 7**

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態に該当する人を対象として本人からの申請により交付されます。



問 11 「休業、休職」とは、仕事はやめていませんが（雇用関係は継続）、病気や育児・介護などで仕事はしていない状態のことをいいます。

問 13 及び問 14 「仕事の内容」については、「調査票記入例（個人票）」の別表 1 を参照してください。なお、「勤めの方」とは、問 13(2)および 14(2)のうち、「1 会社・団体の役員」、「2 一般常雇者（契約期間が 1 年以上または雇用期間に定めがない者）」、「3 1 月以上 1 年未満の契約の雇用者」、「4 日々又は 1 月未満の契約の雇用者」を指します。

問 13 及び問 14 (3)の選択肢 6 就労継続支援 A 型では事業主と労働者は雇用契約を結び最低賃金法等の労働法規の適用がされます。就労継続支援 B 型では雇用契約を結ばないで軽作業などの就労訓練をおこないます。

問 15 この質問では、最初にお仕事に就いたときのあなたの「暮らし向き」と「生活費用の担い手」について、記憶をもとに回答してください。生活保護を受けていた場合や入所施設で生活していた場合は、「公的支援」を選んでください。

問 16 (3) ここでの「世帯主」とは、「あなた」が居住と生計をともにする社会生活上の単位である世帯における、住民票上（確定申告書類上）の世帯主を指します。

問 16 (4) あなたの親御さんが再婚したことで一緒に暮らすようになった兄弟姉妹も、「居住と生計をともにする」のであれば、含まれます。

問 17 付問 3 離別や死別を複数回経験している方は、最後の離別や死別について回答してください。

問 18 この質問では、現在と 15 歳の頃のあなたの「暮らし向き」と「生活費用の担い手」について、回答してください。生活保護を受けていた場合や入所施設で生活していた場合は、「公的支援」を選んでください。

問 19 「最後に通った（通っている）学校」については、「調査票記入例（個人票）」の別表 2 を参照してください。

問 20 付問 2 及び付問 3 親と別世帯で暮らしたときのあなたの「暮らし向き」と「生活費用の担い手」について、回答してください。生活保護を受けていた場合や入所施設で生活していた場合は、「公的支援」を選んでください。

問 21 ここでは、昨年 1 年間に得たあらゆる収入から、所得税、住民税、社会保険料を引いた金額をお答えください。

「収入」には、次のものを含みます。

- ・ 給与所得
- ・ 事業者所得・農業所得
- ・ 内職、アルバイトなどからの所得
- ・ 公的年金（問7を参照してください）、恩給など
- ・ 企業年金、個人年金
- ・ 親、子、その他からの仕送りや贈与
- ・ 児童手当、生活保護、失業給付などの社会保障給付
- ・ 利息、配当、家賃収入、地代収入など

なお退職一時金、相続財産、賞金など一時的な所得は含みません。

「社会保険料」には、次のものを含みます。

- ・ 国民年金、厚生年金などの公的年金の保険料
- ・ 国民健康保険、職場で加入する健康保険などの保険料
- ・ 雇用保険の保険料
- ・ 介護保険の保険料

なお生命保険会社などが提供する年金保険や医療保険の保険料は含みません。

計算については以下を参考にしてください。

#### ○確定申告書（控）がある方

- ・ 「収入金額等」のそれぞれの欄の金額の合計額（一時所得、総合譲渡所得を除く）から、事業などにかかる必要経費、「所得税額」欄の額、「社会保険料控除額」欄の額、住民税額を引いた額

※ 住民税額はお住まいの自治体からの通知書等を参考にしてください。

#### ○確定申告書（控）がない方で、給与所得のみの方

- ・ 源泉徴収票がある場合：

「支払金額」欄の額から、「源泉徴収税額」欄の額と「社会保険料等の金額」欄の額を引いた額

※ 源泉徴収（天引き）以外で住民税を支払っている方はその金額も引いてください。金額はお住まいの自治体からの通知書等を参考にしてください。

- ・ 源泉徴収票がない場合：

昨年1年間の手取り収入の総額（給与明細などを参照してください）

※ 源泉徴収（天引き）以外で住民税を支払っている方はその金額も引いてください。金額はお住まいの自治体からの通知書等を参考にしてください。

#### ○確定申告書（控）がない方で、年金収入のみの方

昨年1年間の年金振込通知書などの「控除後振込額」欄の額

※ 源泉徴収（天引き）以外で住民税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）を支払っている方は、それらの金額も引いてください。金額はそれぞれの通知書等を参考にしてください。

○上記以外の方

昨年1年間の収入の総額から、事業などにかかる必要経費、所得税額、住民税額、社会保険料を引いた額

問 24(2) 選択肢 4 SNS とは、ソーシャルネットワーキングサービスを指し、代表的なものに LINE、Facebook、Twitter 等があります。

問 24(2) 選択肢 5 オンライン会議とは、インターネットを通して映像や音声、ファイルなどのやり取りを行う会議システムのことを指します。

問 29 ここでは、誰に助けて欲しいかという希望ではなく、(1)～(9)が必要になったときに、実際に頼れる人を回答してください。

○ 「民生委員・福祉・介護の人」には、民生委員、保健師、ケースワーカー、ヘルパー、ケアマネジャー、保育士などが含まれます。

問 30 以下の質問において、亡くなったお子さんは、「子ども」に含めないでお答え下さい。配偶者の連れ子は、「子ども」に含めてお答えください。

問 31 「同居」については、「2. 主な用語の定義」を参照してください。

問 33 選択肢 1 ここでのいう「保育所(園)・幼稚園」には、認定こども園も含まれます。

問 33 選択肢 4 短時間勤務制度とは、3歳に満たない子どもを養育する労働者を対象に、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものです。「原則として6時間」とは、所定労働時間の短縮措置は、1日の所定労働時間を6時間とすることを原則としつつ、通常の所定労働時間が7時間45分である事業所において短縮後の所定労働時間を5時間45分とする場合などを勘案し、短縮後の所定労働時間について、1日5時間45分から6時間までを許容する趣旨です。なお、1日の所定労働時間を6時間とする措置を設けた上で、その他、例えば1日の労働時間を7時間とする措置や、隔日勤務等の所定労働日数を短縮する措置など所定労働時間を短縮する措置を、あわせて設けることも可能であり、労働者の選択肢を増やす望ましいものといえます。

別表1 職業分類と分類される職業の例（平成21年日本標準職業分類による）

職業分類（本調査）	含まれている職業の例
1 管理職	会社社長、会社取締役、法人役員、組合役員、工場経営、ホテル経営、支店長、工場長、会社部長・課長、地方公共団体の局長・部長・課長
2 専門職・技術職	システム・エンジニア、プログラマー、電気機械設計技術者、食品化学技術者、建築士、土木技師、デザイナー、カメラマン、美術家、舞台芸術家、音楽家、著述家、新聞記者、法務従事者、公認会計士、税理士、インストラクター、教員、保育士、医師、看護師、栄養士、マッサージ師、宗教家、無線通信士
3 事務職	受付・案内事務員、テレフォンアポインター、経理事務員、銀行窓口事務員、パソコンオペレーター、キーパンチャー、検針員、集金人、駅務員
4 販売職	小売店主、卸売店主、飲食店主、スーパーマーケット店長、販売店員、行商人、コンビニ店員、スーパーレジ係、商品バイヤー、銀行外務員、金融ブローカー、保険セールス、不動産仲介人、商品販売外交員、ガソリン給油
5 サービス職	調理師、旅行添乗員、レンタルビデオ店員、バーテンダー、広告宣伝員、映画入場券販売員、ウエイトレス、ホテル支配人、家政婦、理容師、マンション管理人、クリーニング工、美容師、エステティシャン、介護福祉士
6 保安職	警察官、ガードマン、守衛、消防士、監視員、自衛官
7 農林漁業	稲作農耕、育林指導、漁師、乳牛飼育、集材作業、魚ろう船船長、漁師、くだもの栽培、植木職、水産養殖、花栽培、造園師、昆虫採取、練炭作業者
8 生産工程職	機械・製品の組み立て、電子部品の検査、製鋼工、印刷工、自動車整備、パン・菓子の製造、紳士服仕立、革靴修理、塗装工、製図工
9 輸送・機械運転職	タクシードライバー、電車運転士、船長、バスガイド、操車係、水先人、鉄道車掌、船舶機関士、フォークリフト運転手、航空機操縦士、船頭、甲板員
10 建設・採掘職	採掘作業、大工、配管工、舗装工、建設作業、土木作業、とび職、鉄道保線
11 運搬・清掃・包装等	郵便配達員、運搬作業員、宅配便配達員、新聞配達員、ビル・建物清掃員、倉庫作業、梱包作業、包装（ラッピング）作業、機械掃除、引越作業員

別表2 学校等の区分

学校の区分	含まれている学校の例
1 小・中学校	小学校、国民学校初等科、尋常小学校、 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部 新制中学、通信講習所普通科、国民学校高等科、高等小学校、 青年学校普通科・本科、実業補習学校、 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の中学部
2 高校	新制高校、旧制の中学校、高等女学校、 実業学校及びそれらの補習科・専攻科、 師範学校（予科・一部・二部）、 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生）、 通信講習所高等科、陸軍幼年学校、海軍甲種・乙種予科練、 旧看護学校、旧保母養成所、准看護師養成所、 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部
3 高専	高等専門学校（新制）、旧制の高等学校、
4 短期大学	短期大学、
5 大学、大学院	大学、大学院、航空大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、 海上保安大学校本科、水産大学校、気象大学校大学部、 国立工業教員養成所
6 その他	各種の専修学校・専門学校（新制高卒が入学資格の2年以上の課程） 看護師養成所

上記以外のもので分類がむずかしいものは、欄外に記入していただいて結構です。国立社会保障・人口問題研究所で判断します。

### 別表3 年号早見表

この表は年号と西暦の対応表となります。満年齢の欄は、年号・西暦の欄に示された年に生まれた方の今年の誕生日を迎えたときの年齢を示しています。

年号	西暦	満年齢	年号	西暦	満年齢	年号	西暦	満年齢	年号	西暦	満年齢
明治44年	1911	111	13	1938	84	42	1967	55	7	1995	27
45	1912	110	14	1939	83	43	1968	54	8	1996	26
大正元年	1912	110	15	1940	82	44	1969	53	9	1997	25
2	1913	109	16	1941	81	45	1970	52	10	1998	24
3	1914	108	17	1942	80	46	1971	51	11	1999	23
4	1915	107	18	1943	79	47	1972	50	12	2000	22
5	1916	106	19	1944	78	48	1973	49	13	2001	21
6	1917	105	20	1945	77	49	1974	48	14	2002	20
7	1918	104	21	1946	76	50	1975	47	15	2003	19
8	1919	103	22	1947	75	51	1976	46	16	2004	18
9	1920	102	23	1948	74	52	1977	45	17	2005	17
10	1921	101	24	1949	73	53	1978	44	18	2006	16
11	1922	100	25	1950	72	54	1979	43	19	2007	15
12	1923	99	26	1951	71	55	1980	42	20	2008	14
13	1924	98	27	1952	70	56	1981	41	21	2009	13
14	1925	97	28	1953	69	57	1982	40	22	2010	12
15	1926	96	29	1954	68	58	1983	39	23	2011	11
昭和元年	1926	96	30	1955	67	59	1984	38	24	2012	10
2	1927	95	31	1956	66	60	1985	37	25	2013	9
3	1928	94	32	1957	65	61	1986	36	26	2014	8
4	1929	93	33	1958	64	62	1987	35	27	2015	7
5	1930	92	34	1959	63	63	1988	34	28	2016	6
6	1931	91	35	1960	62	64	1989	33	29	2017	5
7	1932	90	36	1961	61	平成元年	1989	33	30	2018	4
8	1933	89	37	1962	60	2	1990	32	31	2019	3
9	1934	88	38	1963	59	3	1991	31	令和元年	2019	3
10	1935	87	39	1964	58	4	1992	30	2	2020	2
11	1936	86	40	1965	57	5	1993	29	3	2021	1
12	1937	85	41	1966	56	6	1994	28	4	2022	0

## 参考 1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集

### I 調査の方法、調査の対象、調査結果の活用・保護

#### 1. 生活と支え合いに関する調査とはどのような調査なのか。

生活と支え合いに関する調査は、人々がどのように日々の暮らしを送っているのか、親や子、地域の人々とのどのようにつながり、それがどのように生活を支えているのか、それに対して社会保障制度はどのように役だっているのかを正確に把握することで将来の国や地方の行政にとって大変貴重な資料を得ることを目的としています。

この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査に指定されており、国立社会保障・人口問題研究所が 2007 年から実施しています。今回調査は第 4 回目の調査になります。

調査対象は無作為に抽出しており、今回調査では、全国約 5 千万世帯のうち、約 1 万 5 千世帯を対象に調査を行います。

#### 2. 生活と支え合いに関する調査はどのように行われるのか。

生活と支え合いに関する調査は、国立社会保障・人口問題研究所が基本的な計画を立案し、厚生労働省が行う国民生活基礎調査の後続調査として行われます。都道府県、保健所を通じて実施されます。各調査世帯には調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。新型コロナウイルス感染症対策として、調査員と調査対象世帯の方の接触機会を減らすため、ご不在の世帯には調査票等の書類を郵便受け等にポストイング（投函）いたします。また、調査票の回収は調査員による訪問回収の他に、郵送による回収、オンライン調査システムを介した電子調査票への回答の 3 通りあり、回答方法を選ぶことができます。

#### 3. どうして私が選ばれたのか。（調査対象はどのように選ばれるのか。）

2022（令和 4）年国民生活基礎調査の調査地区のなかから無作為に 300 調査区を選定し、各地区内に居住している世帯の方に回答をお願いしています。

生活と支え合いに関する調査では、世帯主と世帯内の 18 歳以上の世帯員の方全員に回答をお願いしています。

#### 4. 標本調査とはどのようなものか。

統計調査には、全数調査と標本調査があります。全数調査はすべての世帯を調査する方法で、その代表的なものが国勢調査です。一方、標本調査はすべての世帯ではなく一部の世帯を調査して、それにより得られたデータから全体を推計するという調査方法で、生活と支え合いに関する調査はこの方法により行われています。

全数調査を全国規模で行うためには、非常に多くの経費や労力が必要となります。これに対し、標本調査を適切に行えば、あまり経費、労力、時間をかけないで、全体について信頼できる結果を得ることができます。

その際、調査世帯がすべての世帯の「縮図」となる必要があります。このための方法として、いわゆる無作為抽出（ランダムサンプリング）という方法があり、生活と支え合いに関する調査

でも用いられています。

これは、調査世帯を選ぶときに、調査実施者側の一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的な方法で決めていくものです。この方法によって世帯を決めると、全体として偏りがなく、よい「縮図」が得られますから、その結果に基づいて全体を推計すると、信頼できる結果を得ることができます。

仮に、調査に応じてもらえそうな世帯だけを選ぶとか、ある特徴を持った世帯だけを選んだような場合には、偏った「縮図」を得ることになり、これに基づいて全体を推計すると、偏った結果となり正しい推計(全体像の把握)ができず、せつかくの調査が無駄となるおそれがあります。

このように、標本調査では調査世帯の抽出が適切な方法で行われるかどうかということが結果の信頼性を大きく左右します。生活と支え合いに関する調査が採用している無作為抽出という方法は、信頼性の極めて高い抽出方法です。

## 5. 社会保障・人口問題基本調査の調査区が毎年当たる保健所と、数年間も当たらない保健所が出てくることはどうしてか。

調査区や単位区の抽出は、層化無作為抽出法により行っていることから、ご質問いただいたようなケースが生じる場合があります。意図的に調査区や単位区を調整しますと“無作為性”が保証されなくなり、その結果、確率論を採用して誤差管理(誤差計算)を行うことができず、得られた調査結果(推計値)の信頼性の評価が不可能となってしまいます。なにかとご苦勞をおかけしますが、ご理解を得たいと考えています。

## 6. 統計調査は、どんな法律に基づいて実施されているのか。

国が行う統計調査は、統計法に基づいて実施されます。一般に、国が行う統計調査は統計法に基づく基幹統計調査と一般統計調査の2種類に分けられますが、生活と支え合いに関する調査は一般統計調査に指定されています。調査の計画、結果の公表などについては、総務大臣の承認を得ることになっています。

## 7. 住民基本台帳の情報や税情報があるのにこうした調査を行う必要があるのか。

住民基本台帳には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び世帯主の氏名と続柄しかなく、税情報は課税情報しかありません。

なによりも、厚生労働行政では医療保険・公的年金の加入状況、職業別の就業者数や、仕送り、社会保険料の内訳などを基に、個人単位だけではなく、世帯単位の状況を分析することが求められており、その他の情報から内容を得ることができません。

厚生労働省の業務は国民の皆さまの生活に密着したものであることから、国民生活の現状を正確に把握する必要があるため、住民登録等とは関係なく、生活と支え合いに関する調査を行う必要があります。

このようなことから、この調査をお願いしています。

## 8. 国勢調査があるのにこうした調査を行う必要があるのか。

生活と支え合いに関する調査は、家族の基礎的事項を総合的に把握し、調査結果は子どもの貧困対策、孤独・孤立対策をはじめとする福祉対策、医療保険・高齢者対策、児童対策などの各種厚生労働行政施策に利用されていますが、これらのデータについては国勢調査では把握すること



ができないため、本調査を行う必要があります。

#### 9. 新型コロナウイルス感染症が終息していないのに、なぜ調査を行うのか。

国や地方公共団体における各種行政施策は、現状の正確な把握と、それによる精密な将来の展望に立って行われる必要があります、実態を表す客観的なデータである統計結果は不可欠なものです。そのため、緊急事態宣言下であっても、全国の統計を正確にとる必要があります。一部地域だけで調査を行うなどして不正確な統計になると、基礎資料として役立たないものになってしまいます。

今回調査では、従来の調査員による調査票等の配布・回収の他に、郵送による記入済み調査票の提出やオンライン調査システムを用いた電子調査票への回答（オンライン回答）も新たに導入し、十分な感染症対策を講じたうえで調査を行います。

#### 10. 調査票には多くの質問があるが、これらの調査事項はどのように決められたのか。

生活と支え合いに関する調査の質問項目については、国立社会保障・人口問題研究所の研究者が、これまでの調査の結果と、最近の家族・労働・子育て・長寿・地域生活などをめぐる社会情勢、将来に予測される社会課題などを考えて決定します。その際、厚生労働省内の諸施策の企画立案を担当する各部局などから調査事項に関する要望も集めています。

それらを整理し、調査事項として意義の大きいもの、世帯から報告の得られるものを選び、この調査票にあるような調査事項が決められます。また、調査事項や調査計画については、総務省統計局において最終的な確認が行われ、その結果が反映されます。

#### 11. 調査の結果は行政に利用されているのか。

生活と支え合いに関する調査の2017年調査結果は、内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月）、厚生労働省『令和2年版厚生労働白書』や内閣府の会議資料（第2回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議配布資料）として活用されています。

上記以外でもこの調査が重要とされるのは、家族や世帯の現状を正確につかむための基礎情報としてはもちろん、福祉対策、医療保険、高齢者対策、児童対策などの厚生労働行政施策に欠くことのできない統計資料が作られ、利用されているからです。

もし、調査の対象となったすべての人について正しく調査が行われないと、実態とは異なった結果が集計され、これが政治や行政に利用されることになり、皆さまに必要な政策が実施されなくなってしまう。適切な行政施策の実現のためにも、調査へのご協力をお願いいたします。

#### 12. 記入済み調査票は、本当に課税などの資料として利用されることはないのか。

記入済み調査票が課税などの資料として利用されることは決してありません。国や地方自治体が統計法に基づいて行う調査では、個人や世帯の秘密は完全に守られます。統計資料は、個人が特定されるような集計・公表はしていません。記入済み調査票を課税などの統計以外の目的に使うことも法律で禁じられています。生活と支え合いに関する調査の記入済み調査票を税務署や税務担当の部門が見ることはありませんし、そういう部門の人が調査員となることも禁じられています。

調査結果が発表されるまでの間、記入済み調査票は厳重に管理されます。また、調査結果が公表されると、一定期間後に複数の国立社会保障・人口問題研究所職員が立ち会って記入済み調査

票を焼却又は溶解の方法で処分します。なお、電子化されたデータについては、厳重な管理の下、国立社会保障・人口問題研究所内のデータ保管庫に永年保存されますが、調査世帯の所在地や名前はありせんから、それだけでは、どれが誰のデータか全くわかりません。

正しい統計を作るためには、調査の回答者が安心してありのままを答えることができるように、秘密の保護について人々から信頼を得なければなりません。厚生労働省では、調査対象となった世帯や個人の秘密を守るために、以上のような万全の対策をとっています。

### 13. 調査の結果は、いつ頃どこでわかるのか。

2023年夏頃に、「調査結果の概要」を公表する予定です。この概要の全文は、e-Stat（政府統計の総合窓口；[政府統計の総合窓口 \(e-stat.go.jp\)](http://e-stat.go.jp)) や国立社会保障・人口問題研究所のホームページに掲載されます。全ての集計表やそれらを含む報告書は、2023年度中に同様に web 上で公表される予定です。

## II 調査事務

### 14. 今回（2022年）の生活と支え合いに関する調査は、なぜ全国家庭動向調査と同時期に実施することになったのか。

国立社会保障・人口問題研究所では、生活と支え合いに関する調査の他に4つの実地調査（出生動向基本調査・全国家庭動向調査・人口移動調査・世帯動態調査）を実施しております。これら5調査は、各年度1調査を実施しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、2020（令和2）年に実施予定であった出生動向基本調査が2021（令和3）年6月に延期実施されました。これらの実施調査の結果をもとに作成される厚生行政に関する資料の公表時期等を検討した結果、今年度は生活と支え合いに関する調査と全国家庭動向調査を同時期に実施することになりました。二調査の同時期実施は今年度に限る特例措置であり、2023年度以降は従来通り1調査のみの実施となる予定です。

### 15. 生活と支え合いに関する調査と全国家庭動向調査を同時期に実施する保健所とそうでない保健所があるのはなぜなのか。

全国家庭動向調査と生活と支え合いに関する調査は、いずれも2022（令和4）年国民生活基礎調査の調査地区のなかから無作為に300調査区を選定し、各地区内に居住している世帯の方に回答をお願いしています。調査対象世帯の回答負担軽減の観点から、これら二調査では調査区が重複しないように抽出手続きがなされています。しかし、保健所によっては所管する地区がこれらの二調査の調査区として抽出される場合があります。二調査同時実施に該当する保健所には例年以上にご苦勞をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 16. 国民生活基礎調査の調査員と生活と支え合いに関する調査や全国家庭動向調査の調査員は、必ず別人としなければならないのか。それとも、同一人でもかまわないのか。

必ず別人でなければならないとは決めておりませんので同一人でもかまいません。

### 17. 自動車で調査員活動を行ってもよいか。また、その場合の補償はどうなるのか。

厚生労働省や国立社会保障・人口問題研究所では統計調査を安全に行っていただく観点から、自動車による調査員活動は想定していません。このため、厚生労働統計協会の損害賠償保障事業においても、自動車等の車両の使用等によって生じた賠償責任は、当該事業の補償対象外としていきます。

調査対象地域が広範囲にわたるなど、調査員が自動車を使用せざるを得ない場合にあつて第三者に対する加害事故を起こした際においても、調査員自らの責任で事故処理に対応していただくこととなりますので、任意保険に加入するとともに、安全運転・安全点検を励行するよう十分な周知徹底を図って頂くようお願いいたします。

**18. 調査対象世帯に調査票やオンライン調査のログイン ID を 6 月 15 日までに必ず配り終えることは必要か。**

世帯が調査票を記入する十分な時間を確保できるように、6月20日までに配布を完了していただければ大丈夫です。しかしながら、今回の調査では、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン回答・郵送回答を、調査員による記入済み調査票の訪問回収に先行する形で導入しています。オンライン回答・郵送回答にて回答する期間を十分とることにより、調査対象世帯がこれらの方法で回答する可能性が高くなり、調査員の負担が軽減されると考えられます。それゆえ当初の期日である6月15日までに必ず配り終えることが望ましいと考えております。

**19. 調査対象世帯への記入済み調査票の回収を、7月11日より前倒すことは問題か。**

次の項でも説明する『調査対象世帯の回答状況調査対象世帯の回答状況』は7月1日を過ぎましたら各自治体・保健所に提供することが可能です。それをふまえて調査世帯のオンライン回答・郵送回答の状況が十分に反映されている、回収に向かう調査員の負担が過重にならない、と保健所担当者の方が判断可能であれば前倒して調査員回収を開始していただくことも可能です。

**20. 7月8日以降に配布（連絡）される『調査対象世帯の回答状況』とは、どのようなものか。**

生活と支え合いに関する調査では、調査票回収のために訪問する世帯は、7月1日（金）時点で郵送による提出（郵送提出）またはオンライン調査システムでの回答（オンライン回答）が確認されなかった世帯となります。『調査対象世帯の回収状況』は、国立社会保障・人口問題研究所が各調査区の対象世帯の7月1日（金）時点の郵送提出・オンライン回答の回答状況をリスト化したものです。調査員は、保健所から受領した『調査対象世帯の回収状況』をもとに、調査票回収の対象となる世帯を確認することになります。

**21. 記入済み調査票の調査員による回収は7月25日を超えて実施しても良いか。**

7月25日より前に調査員の方が記入済み調査票の回収に着手しているのであれば7月25日をこえて実施を継続することは問題ありません。ただし、それ以後の保健所や自治体本庁での事務手続きを勘案しますと、調査員の方には7月25日までに記入済み調査票の回収を完了することが必要と考えています。

**22. 生活と支え合いに関する調査と全国家庭動向調査で回収された調査票提出用封筒を同時に発送してもよいか。**

二調査の送付票と調査票提出用封筒を同時に国立社会保障・人口問題研究所に発送していただくのは問題ありません。ただし、調査関係書類が混在することを避けるために、各調査で梱包は

別々にしていただくようお願いいたします。

**23. 世帯員が入院した場合は、どう取り扱うのか。**

調査の対象となります。ただし、住民登録の場所を病院に移した場合は調査しません。

**24. 社会福祉施設入所者は対象外とされているが、調査日現在、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者として特別養護老人ホームに入っている者がいる。この場合はどうなるのか。**

利用期間が終了しだい自宅に帰ってくる人であるため、調査対象世帯の世帯員として調査します。

**25. 災害に伴い避難している人は、調査の対象とするのか。**

災害に伴い避難している人は、避難先で調査対象とします。

また、世帯内で一部の世帯員が避難している場合、避難している人は別の世帯とみなし、避難元では調査対象としません。ただし、避難先が調査単位区の場合には、避難先で調査対象とします。

**26. 以下の場合「配布のために訪問できた」と判断してよいか。**

- ① 世帯の子どもが対応した場合
- ② インターホン越しに対応した場合

「配布のために訪問できた」とは、調査員が対象世帯に調査の趣旨を説明し、理解していただいた状況をいいます。よって、子どもが対応した場合や、直接面接できずインターホン越しに対応された場合などであっても、「調査の趣旨が伝わった」と認識できたことをもって、「配布のために訪問できた」ともとめます。

**27. 調査票等のポスティングに切替える際、個人票を何部ずつ配布したらよいか。**

個人票は、「単位区別世帯名簿」の「(5)18歳以上の世帯員数」に記載がある場合はその人数分、「(5)18歳以上の世帯員数」が不明の場合は3部配布します。なお、配布後、世帯の方から調査票が不足しているとの連絡があった場合は、追加配布を行います。

**28. 言葉（日本語）でのコミュニケーションが難しい調査対象者にも調査票記入を依頼するのか。**

言葉が聴こえづらそうな方には、調査票等を示しながら、筆談が可能であれば試みてください。同居する世帯員の中でコミュニケーションが相対的に容易な方がいらしたら、その人を通じて調査依頼をしていただいてもかまいません。

他国語が母語の場合などで日本語の理解が難しい方についても同様にして依頼を行ってください。世帯で同居するすべての方とコミュニケーションが難しい場合には、その旨を「単位区別世帯名簿」に記載し、調査不能世帯としてください。

**29. 調査票の視認、調査票の記入が難しい調査対象者にも調査票記入を依頼するのか。**

病気、障害、介護を必要としているなどの場合に、家族や介護者による記入の支援や代理回答を認めていることも説明して依頼してください。

**30. 調査対象世帯を訪問したら、世帯の人がマスクをせずに対面で応答してくる。**

マスクを着用するようにお願いし、その上で調査の依頼を行ってください。インターフォン越しに必要な調査票数について伺った上で、ポスティングすることでも大丈夫です。いずれの方法も難しいようでしたら「単位区別世帯名簿」にその旨を記載し、調査不能世帯としてください。

**Ⅲ 調査票の記入についての問い合わせに対して（調査対象者からの質問への回答例）**

**31. 忙しい（面倒な）ので、調査票を書いている暇はない。**

お忙しいところおそれいます。調査票への記入方法は該当する番号に○をつけて頂くものが多く、見かけよりも簡単で時間もそれほどかかりませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

**32. 全ての質問に回答しないといけないのか。**

生活と支え合いに関する調査は無作為抽出（ランダムサンプリング）という方法によって調査対象世帯を選んでいます。調査対象に選ばれた方おひとりの回答は、何百人もの人々の代表となります。この重要性をご理解いただき、答えにくい質問もあるかと思いますが、ぜひご回答いただけますようお願いいたします。どうしても特定の質問に回答したくない場合は、その質問は回答せず、他の回答できる質問に回答してご提出ください。

**33. プライバシーに関わる調査項目が多いため、回答したくない。**

ご回答いただいた調査票は、回収封筒に回答者ご自身で密封していただきます。封筒は国立社会保障・人口問題研究所に到着するまで開封されることはなく、調査員や調査に携わる自治体の関係者に中身を見られることは決してありません。

さらに、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に焼却・溶解するなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

また、調査員はこの調査の期間中、都道府県知事（指定都市・中核市長等）から任命された地方公務員として調査活動に携わっています。調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと）が課せられています。（統計法第 41 条）これに反した場合には、罰則（懲役又は罰金）が科せられます。（統計法第 57 条）

皆様の生活の実態をより正確に把握し、行政に反映させて頂くため、ご協力をお願いいたします。

**34. 他の人に調査票の内容を知られることはないか。**

ご回答いただいた調査票は、回収封筒に回答者ご自身で密封していただきます。封筒は国立社会保障・人口問題研究所に到着するまで開封されることはなく、調査員や調査に携わる自治体の関係者に中身を見られることは決してありません。

さらに、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、

集計が完了した後は完全に焼却・溶解するなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

また、調査員はこの調査の期間中、都道府県知事（指定都市・中核市長等）から任命された地方公務員として調査活動に携わっています。調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと）が課せられています。（統計法第 41 条）これに反した場合には、罰則（懲役又は罰金）が科せられます。（統計法第 57 条）

皆様の生活の実態をより正確に把握し、行政に反映させて頂くため、ご協力をお願いいたします。

**35. 調査票や封筒に世帯番号や QR コードが印字されているが、これらの情報で回答した人や調査票の回答内容が知られてしまうのではないか。**

印字（記入）されている世帯番号やバーコードは、調査期間中にどの世帯が回答を完了しているのかを調査関係者が把握するためのものです。調査員はこれらの番号や情報と紐づけられた「単位区別世帯名簿」を所持し、未回答の世帯を訪問します。ただし、対象者の方に記入済みの調査票を調査票提出用封筒に封入していただきますので、調査員は調査票の回答内容を知ることはできません。

調査員が回収した調査票が入った封筒は、封入されたまま国立社会保障・人口問題研究所に郵送されますので、国立社会保障・人口問題研究所は誰が回答したのかを知ることはありません。

さらに、得られた回答内容は全て統計情報として数値化され、統計データ上では世帯番号やバーコードの情報からどなたが回答したものなのか把握できないように処理されます。このように、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

**36. 調査を拒否したい。**

この調査は、統計理論に基づいて対象者に選ばれた皆様に回答していただくことによって、家族の機能や構造について、日本全国の状況が正しく推計できるように設計されています。本調査の趣旨と重要性をご理解いただき、皆様のお考えを正しく結果に反映するために、是非とも、ご協力をお願いいたします。

もし、回答しにくい設問があるために拒否したいということでしたら、回答できるところだけ記入してご提出いただけないでしょうか。

**37. 調査書類を受け取ったが調査を拒否したい。**

お宅を訪問した際に、拒否することを伝えて調査票等を返してください。もう接触したくない場合には、今後訪問することのないように調整しますので、保健所の職員やコールセンターの職員に調査票や封筒に記載してある地区番号・単位区番号・世帯番号をお伝えください。

**38. 郵便受けに調査書類が入っていたが調査を拒否したい。**

お宅を訪問した際に、拒否することを伝えて調査票等を返してください。接触したくない場合には、今後訪問することのないように調整しますので、保健所の職員やコールセンターの職員に調査票や封筒に記載してある地区番号・単位区番号・世帯番号をお伝えください。

**39. 世帯票と個人票はそれぞれ誰が回答すればよいか。**

世帯票はその世帯の世帯主の方が回答し、個人票はその世帯の18歳以上の方ご本人に回答をお願いします。18歳以上の世帯主の方は、世帯票と個人票の両方に回答してください。

**40. 調査対象となる世帯員が長期入院で調査票に記入できる状況ではない。この場合、調査に協力しなくてもよいか。**

長期入院の方以外にも、要介護の方や障害により回答できない18歳以上の調査対象者については代理で個人票に回答することもご検討ください。世帯主の方は世帯票についても回答してください。代理で個人票に回答する場合には個人票の最初のページにチェックを入れる箇所がありますのでチェックをお願いします。

**41. オンライン回答、郵送回答、調査員回収のどれを選んで回答すればよいか。**

スマートフォンやタブレット、パソコンでインターネットを日常から利用されている方はオンライン回答を選択していただくことが便利と思われれます。インターネットをあまり利用されない方のうち、調査票について悩むところが無く記入はできるが、お忙しいため調査員の回収は避けたい方は郵送回答が便利かと思えます。調査員に質問がある方や郵送回答がよくわからない方は調査員が回収におうかがいするのをお待ちください。

いずれの回答方法でも一度回答していただければ他の方法で回答していただく必要はございません。

**42. オンライン調査システムで回答しようとしたが、ログインできない。**

お手数をおかけいたします。調査対象者IDとパスワードは全て半角で入力されているかをご確認ください。

政府統計オンライン調査総合窓口のトップページの右上にある「よくあるご質問」をクリックし、「2. ログインに関する質問」をご覧ください。それでもわからない場合はコールセンターにお電話をお願いします。

**43. 質問の中で、回答の仕方がよくわからないところがあります。**

調査票の受け渡しにうかがった調査員におたずねになるか、「生活と支え合いに関する調査」コールセンターへお問い合わせください。お手数ですが、よろしく願いいたします。

**44. いつのことを答えればよいか。**

各設問に質問内容についての具体的な指示がある場合を除いて、2022年(令和4年)7月1日現在の事実を記入してください。

**45. 紙の調査票に回答記入が終わったらどうすればよいか。**

紙の調査票に回答を記入していただいた場合は、調査票と一緒に渡された提出用封筒に世帯票と世帯員全員分の個人票を入れ、ご自身で封入し密封してください。提出用封筒はそのままポストに入れていただいても大丈夫です。郵送が面倒な場合には回収にうかがった調査員へお渡しください。

**46. 調査員と約束した訪問回収予定日を変更したい。**

コールセンターを通じて保健所の職員から担当調査員に訪問回収予定日の変更を連絡いたします。お手数ですが、コールセンターにご連絡いただき、訪問回収予定日の変更をしたい旨と調査票や封筒に記載されている「地区番号」（5桁）・「単位区番号」（2桁）・「世帯番号」（2桁）をお知らせください。

**47. 調査票の提出を調査員の訪問回収ではなく、郵送に変更したい。**

記入済み調査票を入れて密封した提出用封筒をそのまま郵便ポストに入れてください。保健所の職員から担当調査員にその旨を連絡いたします。調査員が回収のために訪問した場合は、すでに郵送回答したとお答えください。



生活と支え合いに関する調査へのご協力、  
どうもありがとうございました。

#### 調査に関する質問の連絡先

厚生労働省  
国立社会保障・人口問題研究所  
生活と支え合いに関する調査  
コールセンター  
電話：0570-022-010  
電子メール：

厚生労働省  
国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011  
東京都千代田区内幸町 2-2-3  
日比谷国際ビル 6 階  
電話 (03) 3595-2984  
内線 4454, 4450  
Fax (03)3502-0636  
電子メール sasaeai2022@ipss.go.jp

調査員回収書類および携行品 保健所への提出・返納期限

		期 限
提 出	<b>【生活と支え合いに関する調査】</b> <input type="checkbox"/> 「単位区別世帯名簿」 <input type="checkbox"/> ログイン ID 等用紙 <input type="checkbox"/> 各世帯から回収した調査票入り密封封筒	月 日 ( )
返 納	<input type="checkbox"/> 調査員証 <input type="checkbox"/> 地区要図の写し <input type="checkbox"/> 調査票等携行袋（手提げ袋） <input type="checkbox"/> 使用しなかった調査関係書類	月 日 ( )

保 健 所
連絡先 電話
コールセンター
「生活と支え合いに関する調査」コールセンター 電話 03-022-010 （平日および土日祝日 9～17 時）

あなたの受持ちの単位区

地区番号： \_\_\_\_\_

単位区番号： \_\_\_\_\_

# 2022年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査

## 単位区別世帯名簿表紙

◎黒のボールペンで記入してください。

地区番号								単位区番号		
------	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	--

都道府県
市郡
区町村

丁目

保健所名
調査員氏名

- 注：
- 1 (3)と(5)欄は、**調査日現在**の人員数を記入してください。
  - 2 (4)欄は、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舍等に居住する単身世帯の場合に、○印を記入してください。
  - 3 (6)と(7)欄は、世帯票と個人票を実際に配布した数を記載してください。
  - 4 (8)欄は、回収用封筒の回収数を記載してください。
  - 5 (9)欄は、同一家屋・同一敷地に住んでいる相互の世帯に同じ○付き数字で記入してください。  
(「手引き」17ページ<記入例2>：①と①、②と②等)
  - 6 (11)欄は、調査票等の配布時に不在の場合等により(再)訪問した回数を記載してください。
  - 7 (12)欄は、オンライン・郵送の方法で回答したことが確認できた世帯についてチェックを入れ、その世帯には調査票の回収に伺わないようにしてください。
  - 8 (13)欄は、調査票等の回収時に不在の場合等により(再)訪問した回数を記載してください。
  - 9 (14)欄は、保健所から提示される「オンライン・郵送回答状況」に記載されている世帯リストと突合し、その世帯がオンライン・郵送の方法で回答済みか否かを確認するために使用してください。

<実施状況>

調査票回収 世帯数	世帯
-----------	----

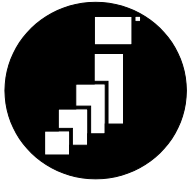
地区番号						単位区 番号			
------	--	--	--	--	--	-----------	--	--	--

生活と支え合いに関する調査

( \_\_\_\_\_ 枚のうち \_\_\_\_\_ 枚目)

単位区別世帯名簿

(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯 員数 (人:含世 帯主)	(4) まかない 付きの 寮等	(5) 18歳以上 の世帯員 数(人:含 世帯主)	(7) 調査票			(9) 同一 家屋 同一 敷地	(10) 備 考	(11) 配布時 不在等 チェッ ク欄	(12) オンラ イン・ 郵送回 答	(13) 回収時 不在等 チェッ ク欄	(14) 世帯ID (4R以降の7桁が記入 されています)
					(6) 配布数 (世帯票)	(7) 配布数 (個人票)	(8) 回収数 (密封封 筒)						
01													
02													
03													
04													
05													
06													
07													
08													
09													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
合 計													



## 政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



### 調査員記入欄

都道府県名				保健所名			
地区番号				単位区番号	世帯番号		

2022年社会保障・人口問題基本調査

# 生活と支え合いに関する調査

## 【世帯票】

2022（令和4）年7月1日

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
電話(03)3595-2984 内線4455、4457  
<https://www.ipss.go.jp>

政府統計 コード	厚生労働省 社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する調査)	調査対象者ID (世帯)	ここにID・パスワードを 貼り付けてください
		世帯主 パスワード	

### 記入上のお願い

- 2022（令和4）年7月1日現在で記入してください。
- 普段住んでいる人について、もれなく記入してください。出張や旅行、病気などで、不在の期間が3か月未満なら、普段住んでいる人に含めます。
- 世帯ごとに記入してください。二世帯居住用の住宅に、親世帯・子世帯がいっしょに住んでいる場合などは、①住居がはっきり分かれている、または、②生計が別々なら、別の世帯となります。各世帯1つずつ世帯票を記入してください。
- 原則として世帯主の方が記入してください。世帯主が不在、同居していない場合は、世帯の代表者を世帯主の欄に記入し、世帯の代表者が世帯主としてお答えください。
- 回答の仕方は、あてはまる番号を選んで○をつけるものと、（ ）や  に必要な事柄を書きこむものがあります。
- 回答の仕方がわからないときは、調査員におたずねください。

問1 現在お住まいの住宅についておたずねします。

(1) 現在お住まいの住宅の所有形態・建て方は、次の中のどれにあてはまりますか(○は1つ)。

1 持ち家(一戸建て)	2 持ち家(マンション・アパートなどの共同住宅)
3 民営の賃貸住宅	4 公営住宅(都道府県・市区町村営の賃貸住宅)
5 都市再生機構(UR)・公社等の賃貸住宅	6 給与住宅(社宅・公務員住宅など)
7 住宅に間借り	8 医療機関・介護保険施設や公的な施設など
9 その他	

(2) 住宅の部屋数を記入してください。

( ) 部屋 ・部屋数に台所(キッチンのみ)のスペース、風呂、玄関などは含みません。

問2 現在のお住まいについて、次の各項目にあてはまるものに○をつけてください。

	あてはまる	あてはまらない
(1) 水洗トイレがある	1	2
(2) 浴室またはシャワー室がある	1	2
(3) 雨漏り、湿気、破損などの問題がある	1	2
(4) 窓から十分な光が入らない	1	2
(5) 世帯の人数からすると手狭だ	1	2
(6) 地域の犯罪、暴力、荒らし行為に困っている	1	2
(7) 病院、公共施設、買い物・生活施設が遠い	1	2

問3 (1) 先月(6月)の世帯全員の生活にかかった費用(支出)について、①から③の項目に金額を記入してください。各項目への支出がない場合には、「0」千円と記入してください。千円未満の金額は、切り捨ててください。

① 支出の総額	② 家賃・住宅ローンの返済額	③ 通信費
( ) 万 ( ) 千円	( ) 万 ( ) 千円	( ) 万 ( ) 千円

(2) 先月、家計簿をつけていましたか。

1 はい                      2 いいえ

問4 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません(○は1つ)。

1 よくあった              2 ときどきあった              3 まれにあった              4 まったくなかった

問5 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣料が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません(○は1つ)。

1 よくあった              2 ときどきあった              3 まれにあった              4 まったくなかった

問6 あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で公共料金の未払い、家賃・住宅ローンの滞納、債務の返済ができないことがありましたか（○はそれぞれ1つ）。

(1) 電気料金の未払い	(2) ガス料金の未払い	(3) 水道料金の未払い	(4) 電話代の未払い
1 あった	1 あった	1 あった	1 あった
2 なかった	2 なかった	2 なかった	2 なかった
3 該当しない	3 該当しない	3 該当しない	3 該当しない
(5) 家賃の滞納	(6) 住宅ローンの滞納	(7) 住民税の滞納	(8) その他の債務不履行
1 あった	1 あった	1 あった	1 あった
2 なかった	2 なかった	2 なかった	2 なかった
3 該当しない	3 該当しない	3 該当しない	3 該当しない

問7 生活保護についておたずねします。現在、あなたの世帯では生活保護を受けていますか。

1 受けている	2 受けていない
---------	----------

問8 あなたの世帯に、市区町村の国民健康保険 もしくは 後期高齢者医療制度 に加入している方はいらっしゃいますか。

1 いる	→ その保険料を払っていない期間がありますか。	1 ない      2 ある（免除期間は含みません）	
2 いない			

↓  
保険料を払うことが経済的に困難な場合、市区町村の窓口申請により、保険料の全部または一部が免除される仕組みがあることをご存じでしたか。

1 知っていた	2 知らなかった
---------	----------

問9 現在、あなたの世帯では、次の子どもにかかわる手当を受けていますか（○はいくつでも）。

1 児童手当	2 児童扶養手当	3 特別児童扶養手当
4 どれも受けていない	5 これらの手当を知らない	6 手当を受けているかわからない

問10 あなたの世帯の預貯金（貯蓄）や借入金についておたずねします。

(1) あなたの世帯の預貯金（貯蓄）額の総額は、およそどのくらいですか。

1 貯蓄あり	→ 世帯の預貯金の総額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	万円
2 貯蓄なし		億	千	百	十	一	

(2) あなたの世帯に、事業目的以外の、生活のための借入金（住宅ローン、教育ローンのほか、消費のためのローン）はありますか。複数ある場合には残高の合計額を記入してください。

1 借入金あり	→ 世帯の借入金の総額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	万円
2 借入金なし		億	千	百	十	一	

問11 あなたの世帯の生活についておたずねします。

(1) あなたの世帯の生活の状況について、次の各項目にあてはまるものに○をつけてください。

	あてはまる	あてはまらない	
		金銭的理由	その他の理由
① 2日に1回以上、肉・魚（ベジタリアンの場合はそれらに相当するもの）を含む食事を取れる	1	2	3
② 風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販の薬を買うことができる	1	2	3
③ 不意の出費に備えた貯蓄がある	1	2	3
④ 冷暖房などで家の中を快適な温度に保つことができる	1	2	3
⑤ 年に一回は、泊まりがけで旅行に行くことができる	1	2	3

(2) あなたの世帯の耐久消費財の所有状況について、次の各項目にあてはまるものに○をつけてください。

	ある	買えない	必要ない
① 家に洗濯機がある	1	2	3
② 家にテレビがある	1	2	3
③ 家に電話（携帯電話、スマートフォン含む）がある	1	2	3
④ 自家用車がある	1	2	3

(3) この一年間のあなたの世帯の家賃、住宅ローンの返済、修繕費などの住宅費負担について、次の各項目のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 支払期限の繰り延べを受けた	2 支払の免除・軽減を受けた
3 住居確保給付金の給付を受けた	4 住居確保給付金以外の給付や補助を受けた
5 これら（1～4）に当てはまることはなかった	

問12 あなたの世帯に18歳未満のお子さんのいらっしゃる場合に、以下の質問にお答えください。

(1) あなたの世帯のお子さんの教育費にかかる支出の負担感について、あてはまるものに○をつけてください（○は1つ）。

教育費には、学校の授業料・諸経費、塾・家庭教師代、習い事の費用、教育ローンなどを含みます。

1 とても重い	2 やや重い	3 負担はない/負担を感じていない
---------	--------	-------------------

(2) 同年代の子どものほとんどが通常行っているような活動について、健康上の問題による制限が過去6ヶ月以上にわたってあったお子さんはいらっしゃいますか。

1 いない	2 いる
-------	------

(3) 障害者手帳をお持ちのお子さんはいらっしゃいますか。

※障害者手帳とは「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のことです。

1 いない	2 いる
-------	------



問13 現在の世帯で同居している方全員（18歳未満のお子さんも含む）について、お答えください。

世帯員番号	01	02	03
(1) 性別	1 男性      2 女性	1 男性      2 女性	1 男性      2 女性
(2) 出生年月	明治 大正      (      ) 年 昭和 平成 西暦      (      ) 月	明治 大正      (      ) 年 昭和 平成 令和      (      ) 月 西暦	明治 大正      (      ) 年 昭和 平成 令和      (      ) 月 西暦
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	0 世帯主(あなた)本人	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に      )	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に      )
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がいる場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか(○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか(○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか(○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない

生計を共にする世帯員が4人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(3人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員 (18歳未満のお子さんも含む) について、お答えください。

(世帯員4~6人目分)

世帯員番号	04		05		06	
(1) 性別	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性
(2) 出生年月	明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦	
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がある場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	

生計を共にする世帯員が7人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(6人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員 (18歳未満のお子さんも含む) について、お答えください。

(世帯員7~9人目分)

世帯員番号	07		08		09	
(1) 性別	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性
(2) 出生年月	明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦	
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がある場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	

生計を共にする世帯員が10人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(9人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員 (18歳未満のお子さんも含む) について、お答えください。

(世帯員10~12人目分)

世帯員番号	10		11		12	
(1) 性別	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性
(2) 出生年月	明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦	
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がある場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	

生計を共にする世帯員が13人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(12人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員 (18歳未満のお子さんも含む) について、お答えください。

(世帯員13~15人目分)

世帯員番号	13		14		15	
(1) 性別	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性
(2) 出生年月	明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦	
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がある場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	

生計を共にする世帯員が16人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(15人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員 (18歳未満のお子さんも含む) について、お答えください。  
(世帯員16~18人目分)

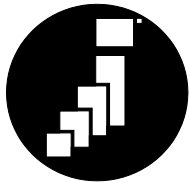
世帯員番号	16	17	18
(1) 性別	1 男性      2 女性	1 男性      2 女性	1 男性      2 女性
(2) 出生年月	明治 大正      (      ) 年 昭和 平成 令和      (      ) 月 西暦	明治 大正      (      ) 年 昭和 平成 令和      (      ) 月 西暦	明治 大正      (      ) 年 昭和 平成 令和      (      ) 月 西暦
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に      )	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に      )	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に      )
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がいる場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない

- これで世帯票への記入は終わりです。  
もう一度、記入漏れがないかご確認ください。
- 18歳以上の方は、このあとに個人票にも記入してください。
- ご記入いただいた調査票は、世帯票および世帯全員の個人票をあわせて回収用封筒に入れ、のり付けしたうえで7月8日までにご投函いただくか、それ以降は調査員にお渡しください。

ご協力ありがとうございました。







## 政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



### 調査員記入欄

都道府県名				保健所名			
地区番号				単位区番号	世帯番号		

2022年社会保障・人口問題基本調査

# 生活と支え合いに関する調査

## 【 個人票 】

2022（令和4）年7月1日

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
電話(03)3595-2984 内線4455、4457  
<https://www.ipss.go.jp>

政府統計 コード	厚生労働省 社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する調査)	調査対象者ID (世帯員)	ここにID・パスワードを 貼り付けてください
		世帯員 パスワード	

### 記入上のお願い

○2022（令和4）年7月1日現在で記入してください。

○普段住んでいる同じ世帯の人で18歳以上の方は、もれなく記入してください。  
出張や旅行、病気などで、不在、同居していない場合、その期間が3か月未満なら、  
普段住んでいる人に含めます。

○世帯の18歳以上の方の人数を、調査員にお申し付けください。

○原則としてご本人が記入してください。

○病気、障害、介護を必要としているなどの理由でご本人が記入できない場合は、以下の  
方法で回答できますので、あてはまる枠にチェックをいれてください。

・ご本人が回答を伝え、家族・介護者などが記入を手伝う。 →

・ご本人の意思表示が難しい場合、家族・介護者などが本人の意向をくみとって回答する。 →

○回答の仕方は、あてはまる番号を選んで○をつけるものと、( ) や  に必要な  
事柄を書きこむものがあります。

○回答の仕方がわからないときは、調査員におたずねください。

## あなたの健康や医療・介護・年金のことについておたずねします。

問1 あなたの現在の健康状態はいかがですか（〇は1つ）。

1 よい	2 まあよい	3 ふうつう	4 あまりよくない	5 よくない
------	--------	--------	-----------	--------

問2 あなたには、過去6か月以上にわたって、周りの人が通常おこなっているような活動について、あなた自身の健康上の問題による制限がありましたか（〇は1つ）。

1 非常に制限があった	2 制限はあったがひどくはなかった	3 まったく制限はなかった
-------------	-------------------	---------------

問3 長生きすることは良いことだと思いますか（〇は1つ）。

1 とてもそう思う	2 ややそう思う	3 あまりそう思わない	4 まったくそう思わない
-----------	----------	-------------	--------------

問4 (1) 次の①～⑥の質問について、過去1か月の間はどのようでしたか（〇はそれぞれ1つ）。

	いつも	たいてい	ときどき	少しだけ	まったく ない
① 神経過敏に感じましたか。	1	2	3	4	5
② 絶望的だと感じましたか。	1	2	3	4	5
③ そわそわ落ち着かなく感じましたか。	1	2	3	4	5
④ 気分が沈み込んで、何が起ころってても 気が晴れないように感じましたか。	1	2	3	4	5
⑤ 何をするのも骨折りだと感じましたか。	1	2	3	4	5
⑥ 自分は価値のない人間だと感じましたか。	1	2	3	4	5

(2) あなたは、心の問題についての公的な相談機関（精神保健福祉センター、こころの健康相談統一ダイヤルなどの自殺防止の相談窓口）を知っていますか。

1 知っている	2 知らない
---------	--------

↓  
(付問) 「知っている」と答えた方におたずねします。あなたは、気分が落ち込んだり不安を感じた際に、そうした機関に実際に相談したことがありますか。

1 ある	2 ない
------	------

問5 あなたは、過去1年間に、病院や診療所での受診や治療が必要と思われるほどの病気やケガをしましたか。

1 した	2 しなかった
------	---------

↓  
(付問) その際、実際に病院や診療所を受診し、治療を受けましたか。

1 つねに受診・治療をした	2 受診・治療をしなかったことがある
---------------	--------------------

問6 あなたは過去1年間に、職場や学校での健診（人間ドックを含む）、または自治体を実施する健診（がん検診などを含む）のいずれかを受診しましたか。

1 受診した	2 受診しなかった
--------	-----------

問7 20歳以上60歳未満の方で公的年金を受給していない方におたずねします。  
あなたの公的年金への加入状況をお答えください（○は1つ）。

- |   |
|---|
| 1 国民年金第1号被保険者（自営業者や学生等）<br>2 国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等）<br>3 国民年金第3号被保険者（会社員や公務員等の配偶者）<br>4 公的年金に加入していない（加入手続きをおこなっていないため）<br>5 自分がどの公的年金に加入しているのか、わからない |
|---|

（付問）国民年金第1号被保険者の方におたずねします。

過去1年間に、免除・猶予された場合を除き、国民年金の保険料を納めなかったことがありますか。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 1 ない（免除・猶予を含め、すべて納めた） | 2 ある |
|-----------------------|------|

問8 現在、どなたかの介護をしていますか。仕事での介護従事は除いてお答えください。  
している場合、それはどなたですか（○はいくつでも）。

- |                   |                 |                    |               |                |
|-------------------|-----------------|--------------------|---------------|----------------|
| 1 している<br>2 していない | 1 自分の親<br>5 祖父母 | 2 配偶者の親<br>6 きょうだい | 3 配偶者<br>7 親戚 | 4 子ども<br>8 その他 |
|-------------------|-----------------|--------------------|---------------|----------------|

問9 40歳以上の方におたずねします。

(1) 一カ所だけ選ぶとしたら、あなたが寝たきりになった場合、どこで介護を受けたり療養したり  
したいですか（○は1つ）。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 1 介護保険の施設   | 2 有料老人ホームなどの高齢者専用住宅 |
| 3 病院などの医療機関 | 4 自宅（子どもの自宅も含みます）   |
| 5 その他（具体的に  | )                   |

(2) ここ10年で家族・近親者、近い方を看取った経験(※)について、  
あてはまるものをすべて選んでください。

- |              |            |           |
|--------------|------------|-----------|
| 1 看取った経験は無い  | 2 自分の家族    | 3 家族以外の親族 |
| 4 友人など近い関係の人 | 5 知人やご近所の方 |           |

(※) ここでは、お亡くなりになる前の1年くらいの間に食事、見守り、介護・看護、生活支援  
をおこなった経験を言います。

(3) あなたはご自身の死や死後について、次に挙げる1～6の準備をしたり、考えたりしていますか。  
「2 はい」と答えた方におたずねします。内容について家族や友人などと具体的に話していますか。  
どちらか1つを選んでください（○はそれぞれ1つ）。

	(A) 準備をしたり、考えたりしているか	(B) 内容について家族や友人などと具体的に話しているか
① 扶養している方の生活	1 いいえ 2 はい	1 いいえ 2 はい
② 資産（持ち家など）や負債の整理	1 いいえ 2 はい	1 いいえ 2 はい
③ 自分の葬儀や墓のこと	1 いいえ 2 はい	1 いいえ 2 はい
④ あなた自身の後見人・補佐人の選定	1 いいえ 2 はい	1 いいえ 2 はい
⑤ 人生の最終段階で受けた医療	1 いいえ 2 はい	1 いいえ 2 はい
⑥ その他	1 いいえ 2 はい	1 いいえ 2 はい

問10 あなたは障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちですか（〇はいくつでも）。

- 1 どれも持っていない
- 2 身体障害者手帳1・2級
- 3 身体障害者手帳3～6級
- 4 療育手帳重度（A、A1・A2・A3、1度・2度など）
- 5 療育手帳その他（B・C、B1・B2、3度・4度など）
- 6 精神障害者保健福祉手帳（1級）
- 7 精神障害者保健福祉手帳（2・3級）

（付問）いつごろから障害をお持ちですか（〇は1つ）。  
 ※障害者手帳の取得前も含みます。障害がだんだん始まった方は、生活に影響し始めた時を、障害を複数お持ちの方は、一番早い時点をお答えください。

- |           |         |           |
|-----------|---------|-----------|
| 1 生まれつき   | 2 17歳以前 | 3 18歳～39歳 |
| 4 40歳～64歳 | 5 65歳以降 | 6 わからない   |

あなたの仕事に関わる経験についておたずねします。

問11 あなたは現在、収入をとまなう仕事をしていますか（〇は1つ）。

- |   |  |
|---|--|
| 1 仕事をしている<br>（休業、休職中を含みます。<br>学生のアルバイトは除きます。） | 2 仕事をしていない<br>（高校生・大学生の方、学生の<br>アルバイトはこちらになります。） |
|---|--|

（付問1）仕事をしていない方におたずねします。現在仕事を探しておられますか（〇は1つ）。

1 仕事を探している
2 仕事を探していない、または、学生である

（付問2）現在も含め、あなたはこれまでに収入をとまなう仕事をしたことがありますか（〇は1つ）。

1 これまでに収入をとまなう仕事をしたことがある （学生のアルバイトは除きます）	→ 問14へ
2 これまでに収入をとまなう仕事をしたことがない	→ 問16へ

問12へ

問12 あなたの、先週の仕事時間についておたずねします。交代制勤務など就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。

(1) あなたは、仕事に行くために何時ごろに家を出ましたか。  
在宅で仕事をされている方は、何時ごろから仕事を始めましたか。

1	午前	2	午後
(		)	時ごろ

(2) あなたは、仕事から帰ってくると何時ごろに家に着きましたか。  
在宅で仕事をされている方は、何時ごろ仕事を終わりましたか。

1	午前	2	午後
(		)	時ごろ

(0時から12時の範囲でお答えください)

問13 現在仕事をされている方におたずねします。

(1) 仕事の内容、(2) 勤めか、自営かの別、  
(3) 勤め先での呼称(呼び名)、(4) 勤め先の規模、官公庁か、について  
下記よりそれぞれ あてはまるものを選んでください(それぞれ○は1つ)。

・2つ以上の仕事をしている方は、主な仕事についてお答えください(学生のアルバイトは除きます)。

(1) 仕事の内容 (あなたが職場で具体的にしていた主な業務や作業)		
1 管理的職業	2 専門的・技術的職業	3 事務的職業
4 販売の職業	5 サービスの職業	6 保安の職業
7 農林漁業の職業	8 生産工程の職業	9 輸送・機械運転の職業
10 建設・採掘の職業	11 運搬・清掃・包装等の職業	12 その他(      の      をする)

(2) 勤めか 自営か の別		
1 会社・団体の役員	2 一般常雇者(契約期間が1年以上 または雇用期間に定めがない者)	3 1月以上1年未満の 契約の雇用人
4 日々又は1月未満の契約の雇用人	5 自営業(雇人あり)	6 自営業(雇人なし)
7 家族従業者(自家営業の手伝い)	8 内職	9 その他

(3) 勤めの方のみ: 勤め先での呼称		
1 正規の職員・従業員	2 パート	3 アルバイト
4 労働者派遣事業所の派遣社員	5 契約社員・嘱託	6 利用者(障害者就労継続支援)
7 その他		

(4) 勤めの方のみ: 勤め先の規模・官公庁の別		
1 1~4人	2 5~29人	3 30~99人
4 100~299人	5 300~499人	6 500~999人
7 1000~4999人	8 5000人以上	9 官公庁

(5) 過去1か月でのお仕事あなたのテレワークの割合について、最もあてはまるものを選んでください  
(○は1つ)。

(※) テレワークとは情報通信技術を利用し、在宅または在宅以外(サテライトオフィス勤務・モバイル勤務)で行う事業場外勤務を言います。

1	テレワークが7割以上
2	テレワークは4~6割程度
3	テレワークは1~3割程度
4	テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない



## あなた自身のことについておたずねします。

問16 あなたのことについておたずねします。あてはまるものに○をつけ、カッコ内を記入してください。

(1) 性別	(2) 出生年月	(3) 世帯主とあなたとの関係	(4) あなたのご兄弟姉妹
1 男性	1 明治 2 大正 ( )年	1 世帯主本人 2 配偶者	兄 ( )人 姉 ( )人
2 女性	3 昭和 ( )月 4 平成 5 西暦 生まれ	3 きょうだい 4 親 5 配偶者の親 6 子	弟 ( )人 妹 ( )人
		7 子の配偶者 8 孫 9 孫の配偶者 10 祖父母 11 その他の親戚 12 その他 ( )	※ご存命の方の人数を記入してください。(いらっしゃらない場合は「0」人と記入してください)。

問17 あなたの婚姻状況についておたずねします。あてはまるものに○をつけてください。

(「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含まれます。)

1 未婚	2 配偶者あり	3 死別	4 離別
------	---------	------	------

(付問1) 初婚ですか、再婚ですか。

1 初婚    2 再婚

(付問2) 現在の配偶者と結婚したのはいつですか。

大正  
昭和  
平成 ( )年  
令和  
西暦

(付問3) 死別・離別したのはいつですか。

※死別・離別を複数回ご経験された方は、最後に死別・離別をされた年をお答えください。

大正  
昭和  
平成 ( )年  
令和  
西暦

問18 (1) ① 現在と、② 15歳の頃の(A)あなたの暮らし向きと、(B)あなたの生活費用の担い手についておたずねします。(A)は○は1つ、(B)はあてはまるものすべてに○をつけてください。)

	(A)あなたの暮らし向き	(B)あなたの生活費用の担い手		
① 現在	1 大変ゆとりがある	1 自分	5 きょうだい	9 公的支援
	2 ややゆとりがある	2 父親	6 配偶者	10 その他
	3 普通	3 母親	7 子ども	
	4 やや苦しい	4 祖父母	8 その他の親戚	
	5 大変苦しい			
② 15 歳 の 頃	1 大変ゆとりがあった	1 自分	5 きょうだい	
	2 ややゆとりがあった	2 父親	6 その他の親戚	
	3 普通	3 母親	7 公的支援	
	4 やや苦しかった	4 祖父母	8 その他	
	5 大変苦しかった			

(2) あなたが15歳の頃に、あなたの世帯は生活保護を受けていましたか(○は1つ)。

1 受けていた	2 受けていなかった	3 わからない
---------	------------	---------





問23 あなたは普段の生活の中で、趣味や余暇などリフレッシュのために自由に使える時間が、平均すると1日にどのくらいありますか。 (1日平均)  時間

問24 (1) あなたはふだんどの程度、人と会話や世間話をしますか (〇は1つ)。  
(家族との会話や電話でのあいさつ程度の会話も含みます。)

1 毎日	2 2~3日に1回	3 4~7日(1週間)に1回
4 2週間に1回	5 1か月に1回	6 ほとんど話をしない

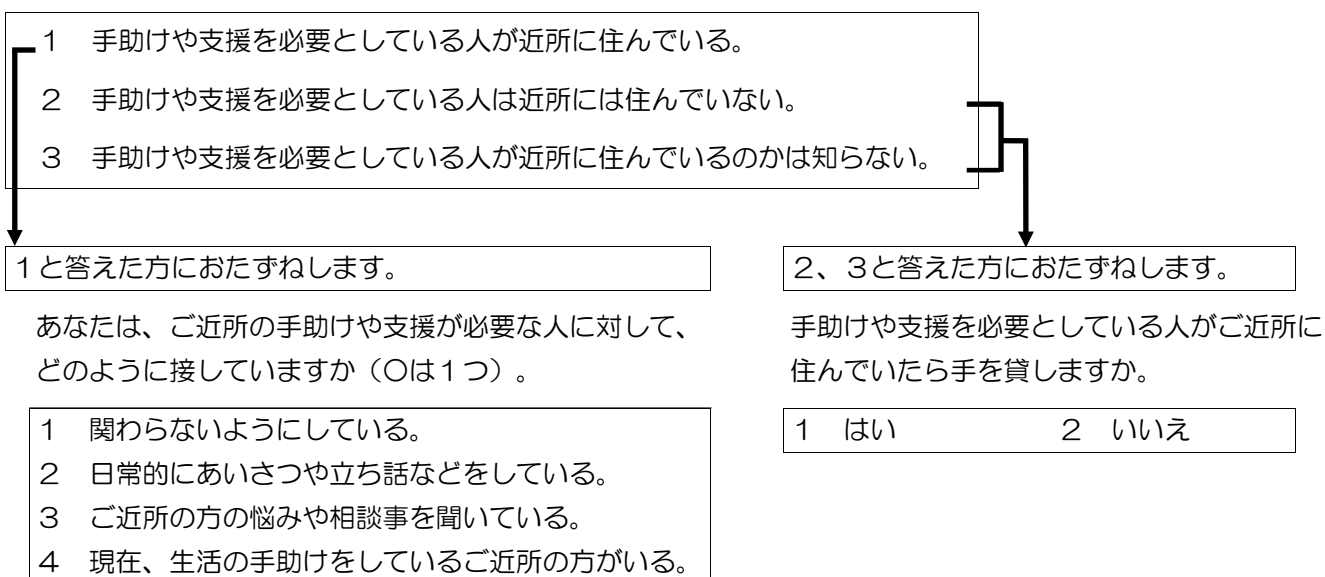
(2) あなたはふだん人との会話・コミュニケーションに、どのような方法・手段を利用していますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。

1 対面で会う	2 電話で会話する	3 電子メール、ショートメッセージのやり取りをする
4 SNS上でやり取りをする	5 オンライン会議アプリで会話する	6 手紙・はがきのやり取りをする

問25 あなたは、どの程度、孤独であると感じることがありますか (〇は1つ)。

1 常に・しばしば感じる	2 時々感じる	3 たまに感じる
4 ほとんど感じない	5 まったく感じない	

問26 あなたが現在お住まいのご近所には、日常生活において手助けや支援を必要とする人がいらっしゃいますか。



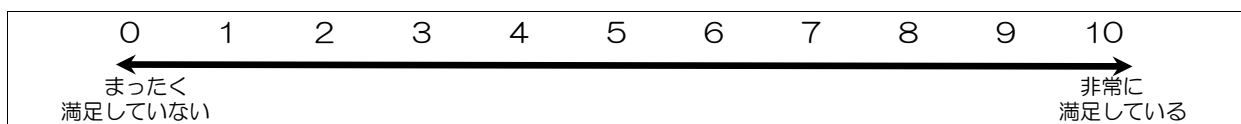
問27 あなたは、ふだん選挙の時に投票に行っていますか (〇は1つ)。

1 必ず行っている	2 できるかぎり行っている	3 忙しくて行くことができていない	4 行かない
-----------	---------------	-------------------	--------

問28 (1) 生活上の困難（失業や低所得、病気、障害や要介護の状態など）への対応や社会保障制度についてのあなたのお考えをおたずねします。以下の①～③の問いについて、あなたのお考えに近いものにそれぞれ1つ〇をつけてください。

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
① 生活上の困難を解決するために、地域の人々はお互いに協力すべきである。	1	2	3	4
② 生活上の困難は、自分自身や家族による自助努力で克服すべきである。	1	2	3	4
③ 社会保障は、所得や支払っている保険料の額によらず、だれもが必要に応じて利用できるべきである。	1	2	3	4

(2) 全体的にみて、あなたは今の生活にどのぐらい満足していますか。0を「まったく満足していない」、10を「非常に満足している」とすると、どのぐらいの数字になりますか（数字に〇を1つ）。



問29 あなたは次に挙げる(1)～(9)の事柄で頼れる人はいますか。また、「1 いる」と答えた方におたずねします。それはだれですか（あてはまる番号すべてに〇をつけてください）。

	(A) 頼れる人はいますか	(B) それは誰ですか					
		家族・親族	友人・知人	近所の人	職場の人	介・民生・福祉の社委員・人	その他の人
(1) 子どもの世話や看病	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(2) (子ども以外の) 介護や看病	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(3) 重要な事柄の相談	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(4) 愚痴を聞いてくれること	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(5) 悩みを聞いてくれること	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(6) 喜びや悲しみを分かち合うこと	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(7) いざという時のお金の援助	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(8) 日頃のちょっとしたことの手助け	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
(9) 家を借りる時の保証人を頼むこと	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6

問30 あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。

1 いる	2 いない
------	-------

**お子さんがいらっしゃらない方は、ここで質問終了です。**

**お子さんがいらっしゃる方に、おたずねします。**

問31 ご健在のお子さんについて、性別と生年月および同別居を記入してください。  
6人以上お子さんがいらっしゃる場合は、余白にご記入ください。

第1子	男・女	大正・昭和・平成・令和・西暦 ( )年( )月生まれ	同居・別居
第2子	男・女	大正・昭和・平成・令和・西暦 ( )年( )月生まれ	同居・別居
第3子	男・女	大正・昭和・平成・令和・西暦 ( )年( )月生まれ	同居・別居
第4子	男・女	大正・昭和・平成・令和・西暦 ( )年( )月生まれ	同居・別居
第5子	男・女	大正・昭和・平成・令和・西暦 ( )年( )月生まれ	同居・別居

**以下は、18歳未満のお子さんがいらっしゃる方におたずねします。**

問32 あなたの子育ての状況についておたずねします。  
次の問いについて、もっとも実態に近いと思う番号1つに○をつけてください。

	あてはまる	まああてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
(1) 自分は子どもをうまく育てていると思う	1	2	3	4
(2) 子どものことで、どうしたらよいかわからなくなることがある	1	2	3	4
(3) 子どもに関わる時間が十分に作れない	1	2	3	4
(4) 気持ちに余裕をもって子どもに接することができない	1	2	3	4
(5) つい大きな声で子どもを怒鳴ってしまうことがある	1	2	3	4
(6) つい子どもを叩いてしまうことがある	1	2	3	4

問33 あなたは現在、次の制度を利用していますか。利用しているものすべてに○をつけてください。

1 保育所(園)・幼稚園	2 学童保育	3 延長保育
4 障害のある子どもへのサービス	5 短時間勤務制度	6 その他のサービス
7 どれも利用していない		

問34 あなたは「子ども食堂・地域食堂」を知っていますか。

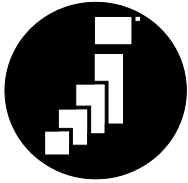
1 地域にあることを知っている	2 テレビなどでみて知っている	3 知らない
-----------------	-----------------	--------

(付問) 「知っている」と答えた方におたずねします。子ども食堂を利用したことはありますか。

1 ある	2 ない	3 必要ない
------	------	--------

- これで記入は終わりです。もう一度、記入漏れがないかご確認ください。
- ご回答いただいた調査票は、世帯票および世帯員全員の個人票をあわせて回収用の封筒に入れ、のり付けしたうえで7月8日までにご投函いただくか、それ以降は調査員にお渡しください。

ご協力ありがとうございました。



## 政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



《記入例》  
赤字で記入例を表示しています

### 調査員記入欄

都道府県名		保健所名					
地区番号		単位区番号	世帯番号				

2022年社会保障・人口問題基本調査

# 生活と支え合いに関する調査

## 【世帯票】

2022（令和4）年7月1日

記入例は、あくまで設問ごとの例ですので、それぞれの設問の記入例を比べたときに、整合的でない箇所があります。

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
電話(03)3595-2984 内線4455、4457  
<https://www.ipss.go.jp>

政府統計コード	厚生労働省 社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する調査)	調査対象者ID (世帯) 世帯主 パスワード	ここにID・パスワードを 貼り付けてください
---------	---	---------------------------------	---------------------------

### 記入上のお願い

- 2022（令和4）年7月1日現在で記入してください。
- 普段住んでいる人について、もれなく記入してください。出張や旅行、病気などで、不在の期間が3か月未満なら、普段住んでいる人に含めます。
- 世帯ごとに記入してください。二世帯居住用の住宅に、親世帯・子世帯がいっしょに住んでいる場合などは、①住居がはっきり分かれている、または、②生計が別々なら、別の世帯となります。各世帯1つずつ世帯票を記入してください。
- 原則として世帯主の方が記入してください。世帯主が不在、同居していない場合は、世帯の代表者を世帯主の欄に記入し、世帯の代表者が世帯主としてお答えください。
- 回答の仕方は、あてはまる番号を選んで○をつけるものと、（ ）や  に必要な事柄を書きこむものがあります。
- 回答の仕方がわからないときは、調査員におたずねください。

問1 現在お住まいの住宅についておたずねします。

(1) 現在お住まいの住宅の所有形態・建て方は、次の中のどれにあてはまりますか (〇は1つ)。

<input checked="" type="radio"/> 1 持ち家 (一戸建て)	2 持ち家 (マンション・アパートなどの共同住宅)
3 民営の賃貸住宅	4 公営住宅 (都道府県・市区町村営の賃貸住宅)
5 都市再生機構 (UR) ・公社等の賃貸住宅	6 給与住宅 (社宅・公務員住宅など)
7 住宅に間借り	8 医療機関・介護保険施設や公的な施設など
9 その他	

(2) 住宅の部屋数を記入してください。

(  ) 部屋 ・部屋数に台所 (キッチン) のみのスペース、風呂、玄関などは含みません。

問2 現在のお住まいについて、次の各項目にあてはまるものに〇をつけてください。

	あてはまる	あてはまらない
(1) 水洗トイレがある	<input checked="" type="radio"/> 1	2
(2) 浴室またはシャワー室がある	<input checked="" type="radio"/> 1	2
(3) 雨漏り、湿気、破損などの問題がある	1	<input checked="" type="radio"/> 2
(4) 窓から十分な光が入らない	1	<input checked="" type="radio"/> 2
(5) 世帯の人数からすると手狭だ	<input checked="" type="radio"/> 1	2
(6) 地域の犯罪、暴力、荒らし行為に困っている	1	<input checked="" type="radio"/> 2
(7) 病院、公共施設、買い物・生活施設が遠い	1	<input checked="" type="radio"/> 2

問3 (1) 先月 (6月) の世帯全員の生活にかかった費用 (支出) について、①から③の項目に金額を記入してください。各項目への支出がない場合には、「0」千円と記入してください。千円未満の金額は、切り捨ててください。

① 支出の総額	② 家賃・住宅ローンの返済額	③ 通信費
(30) 万 (1) 千円	(7) 万 (0) 千円	(2) 万 (5) 千円

(2) 先月、家計簿をつけていましたか。

1 はい      2 いいえ

問4 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません (〇は1つ)。

1 よくあった      2 ときどきあった      3 まれにあった       4 まったくなかった

問5 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣料が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません (〇は1つ)。

1 よくあった      2 ときどきあった      3 まれにあった       4 まったくなかった

問6 あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で公共料金の未払い、家賃・住宅ローンの滞納、債務の返済ができないことがありましたか（○はそれぞれ1つ）。

(1) 電気料金の未払い	(2) ガス料金の未払い	(3) 水道料金の未払い	(4) 電話代の未払い
1 あった <input checked="" type="radio"/> 2 なかった 3 該当しない	1 あった <input checked="" type="radio"/> 2 なかった 3 該当しない	1 あった <input checked="" type="radio"/> 2 なかった 3 該当しない	1 あった <input checked="" type="radio"/> 2 なかった 3 該当しない
(5) 家賃の滞納	(6) 住宅ローンの滞納	(7) 住民税の滞納	(8) その他の債務不履行
1 あった <input checked="" type="radio"/> 2 なかった 3 該当しない	1 あった <input checked="" type="radio"/> 2 なかった 3 該当しない	1 あった <input checked="" type="radio"/> 2 なかった 3 該当しない	1 あった <input checked="" type="radio"/> 2 なかった 3 該当しない

問7 生活保護についておたずねします。現在、あなたの世帯では生活保護を受けていますか。

1 受けている       2 受けていない

問8 あなたの世帯に、市区町村の国民健康保険 もしくは 後期高齢者医療制度 に加入している方はいらっしゃいますか。

1 いる      → その保険料を払っていない期間がありますか。  
2 いない

1 ない       2 ある（免除期間は含みません）

保険料を払うことが経済的に困難な場合、市区町村の窓口申請により、保険料の全部または一部が免除される仕組みがあることをご存じでしたか。

1 知っていた       2 知らなかった

問9 現在、あなたの世帯では、次の子どもにかかわる手当を受けていますか（○はいくつでも）。

1 児童手当                      2 児童扶養手当                      3 特別児童扶養手当  
4 どれも受けていない              5 これらの手当を知らない              6 手当を受けているかわからない

問10 あなたの世帯の預貯金（貯蓄）や借入金についておたずねします。

(1) あなたの世帯の預貯金（貯蓄）額の総額は、およそどのくらいですか。

1 貯蓄あり      → 世帯の預貯金の総額           万円  
2 貯蓄なし                                      億    千    百    十    一

(2) あなたの世帯に、事業目的以外の、生活のための借入金（住宅ローン、教育ローンのほか、消費のためのローン）はありますか。複数ある場合には残高の合計額を記入してください。

1 借入金あり      → 世帯の借入金の総額           万円  
2 借入金なし                                      億    千    百    十    一

問11 あなたの世帯の生活についておたずねします。

(1) あなたの世帯の生活の状況について、次の各項目にあてはまるものに○をつけてください。

	あてはまる	あてはまらない	
		金銭的理由	その他の理由
① 2日に1回以上、肉・魚（ベジタリアンの場合はそれらに相当するもの）を含む食事を取れる	1	2	3
② 風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販の薬を買うことができる	1	2	3
③ 不意の出費に備えた貯蓄がある	1	2	3
④ 冷暖房などで家の中を快適な温度に保つことができる	1	2	3
⑤ 年に一回は、泊まりがけで旅行に行くことができる	1	2	3

(2) あなたの世帯の耐久消費財の所有状況について、次の各項目にあてはまるものに○をつけてください。

	ある	買えない	必要ない
① 家に洗濯機がある	1	2	3
② 家にテレビがある	1	2	3
③ 家に電話（携帯電話、スマートフォン含む）がある	1	2	3
④ 自家用車がある	1	2	3

(3) この一年間のあなたの世帯の家賃、住宅ローンの返済、修繕費などの住宅費負担について、次の各項目のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 支払期限の繰り延べを受けた	2 支払の免除・軽減を受けた
3 住居確保給付金の給付を受けた	4 住居確保給付金以外の給付や補助を受けた
5 これら（1～4）に当てはまることはなかった	

問12 あなたの世帯に18歳未満のお子さんのいらっしゃる場合に、以下の質問にお答えください。

(1) あなたの世帯のお子さんの教育費にかかる支出の負担感について、あてはまるものに○をつけてください（○は1つ）。

教育費には、学校の授業料・諸経費、塾・家庭教師代、習い事の費用、教育ローンなどを含みます。

1 とても重い	2 やや重い	3 負担はない/負担を感じていない
---------	--------	-------------------

(2) 同年代の子どものほとんどが通常行っているような活動について、健康上の問題による制限が過去6ヶ月以上にわたってあったお子さんはいらっしゃいますか。

1 いない	2 いる
-------	------

(3) 障害者手帳をお持ちのお子さんはいらっしゃいますか。

※障害者手帳とは「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のことです。

1 いない	2 いる
-------	------



問13 現在の世帯で同居している方全員（18歳未満のお子さんも含む）について、お答えください。

世帯員番号	01	02	03
(1) 性別	<input checked="" type="radio"/> 1 男性    2 女性	1 男性 <input checked="" type="radio"/> 2 女性	1 男性 <input checked="" type="radio"/> 2 女性
(2) 出生年月	明治 大正    ( 45 ) 年 <input checked="" type="radio"/> 昭和 平成 西暦    ( 8 ) 月	明治 大正    ( 46 ) 年 <input checked="" type="radio"/> 昭和 平成 令和    ( 10 ) 月 西暦	明治 大正    ( 12 ) 年 <input checked="" type="radio"/> 昭和 平成 令和    ( 11 ) 月 西暦
(3) 世帯主(あなた)からみた関係	0 世帯主(あなた)本人	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 <input checked="" type="radio"/> 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )
(4) 世帯内に母親がいる場合、その世帯員番号	上段、または次のページの世帯員番号のうち、あてはまる番号を記入してください。		
	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/>	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/>
(5) 世帯内に父親がいる場合、その世帯員番号	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>
(6) 世帯内に配偶者がいる場合、その世帯員番号	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>
(7) 世帯内の支え合いについてお答えください。 世帯主の方の判断でお答えください。	この世帯員は、世帯内の食事や入浴などの身の回りの世話が必要な方の手伝いをしていますか(○は1つ)。 <input checked="" type="radio"/> 1 手伝っている 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の食事や入浴などの身の回りの世話が必要な方の手伝いをしていますか(○は1つ)。 <input checked="" type="radio"/> 1 手伝っている 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の食事や入浴などの身の回りの世話が必要な方の手伝いをしていますか(○は1つ)。 <input checked="" type="radio"/> 1 手伝っている 2 手伝っていない

生計を共にする世帯員が4人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(3人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員 (18歳未満のお子さんも含む) について、お答えください。

(世帯員4~6人目分)

世帯員番号	04	05	06
(1) 性別	<input checked="" type="radio"/> 1 男性      2 女性	<input checked="" type="radio"/> 1 男性      2 女性	1 男性 <input checked="" type="radio"/> 2 女性
(2) 出生年月	明治 大正      ( 14 ) 年 <input checked="" type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 令和      ( 12 ) 月 西暦	明治 大正      ( 19 ) 年 <input checked="" type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 令和      ( 2 ) 月 西暦	明治 大正      ( 13 ) 年 <input checked="" type="radio"/> 昭和 平成 令和      ( 1 ) 月 西暦
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 <input checked="" type="radio"/> 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 <input checked="" type="radio"/> 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	1 配偶者 2 きょうだい <input checked="" type="radio"/> 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	上段または、前ページの世帯員番号のうち、あてはまる番号を記入してください。		
	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がいる場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている <input checked="" type="radio"/> 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている <input checked="" type="radio"/> 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている <input checked="" type="radio"/> 2 手伝っていない

生計を共にする世帯員が7人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(6人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員 (18歳未満のお子さんも含む) について、お答えください。

(世帯員7~9人目分)

世帯員番号	07		08		09	
(1) 性別	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性
(2) 出生年月	明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦	
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がある場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	

生計を共にする世帯員が10人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(9人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員 (18歳未満のお子さんも含む) について、お答えください。

(世帯員10~12人目分)

世帯員番号	10		11		12	
(1) 性別	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性
(2) 出生年月	明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦	
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がある場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	

生計を共にする世帯員が13人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(12人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員 (18歳未満のお子さんも含む) について、お答えください。

(世帯員13~15人目分)

世帯員番号	13		14		15	
(1) 性別	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性	1 男性	2 女性
(2) 出生年月	明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦		明治 大正 ( )年 昭和 平成 令和 ( )月 西暦	
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )		1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に )	
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がある場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない		この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか (○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	

生計を共にする世帯員が16人以上の場合は、次のページにも記入をお願いします。

(15人までの場合は、このページで世帯票の記入は終わりとなります。)

問13 (の続き) 現在の世帯で同居している方全員(18歳未満のお子さんも含む)について、お答えください。  
(世帯員16~18人目分)

世帯員番号	16	17	18
(1) 性別	1 男性      2 女性	1 男性      2 女性	1 男性      2 女性
(2) 出生年月	明治 大正      (      )年 昭和 平成 令和      (      )月 西暦	明治 大正      (      )年 昭和 平成 令和      (      )月 西暦	明治 大正      (      )年 昭和 平成 令和      (      )月 西暦
(3) 世帯主 (あなた) からみた 関係	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に      )	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に      )	1 配偶者 2 きょうだい 3 親 4 配偶者の親 5 子 6 子の配偶者 7 孫 8 孫の配偶者 9 祖父母 10 その他の親族 11 その他 (具体的に      )
(4) 世帯内に母親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(5) 世帯内に父親 がいる場合、 その世帯員番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(6) 世帯内に配偶 者がいる場 合、その世帯 員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(7) 世帯内の支え 合いについて お答えくださ い。	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか(○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか(○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない	この世帯員は、世帯内の 食事や入浴などの身の回 りの世話が必要な方の手 伝いをしていますか(○ は1つ)。  1 手伝っている 2 手伝っていない

- これで世帯票への記入は終わりです。  
もう一度、記入漏れがないかご確認ください。
- 18歳以上の方は、このあとに個人票にも記入してください。
- ご記入いただいた調査票は、世帯票および世帯全員の個人票をあわせて回収用封筒に入れ、のり付けしたうえで7月8日までにご投函いただくか、それ以降は調査員にお渡しください。

ご協力ありがとうございました。

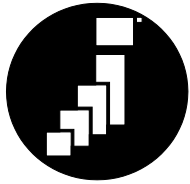
### 年号早見表

この表は年号と西暦の対応表となります。満年齢の欄は、年号・西暦の欄に示された年に生まれた方の今年の誕生日を迎えたときの年齢を示しています。

年号	西暦	満年齢	年号	西暦	満年齢	年号	西暦	満年齢	年号	西暦	満年齢
明治44年	1911	111	13	1938	84	42	1967	55	7	1995	27
45	1912	110	14	1939	83	43	1968	54	8	1996	26
大正元年	1912	110	15	1940	82	44	1969	53	9	1997	25
2	1913	109	16	1941	81	45	1970	52	10	1998	24
3	1914	108	17	1942	80	46	1971	51	11	1999	23
4	1915	107	18	1943	79	47	1972	50	12	2000	22
5	1916	106	19	1944	78	48	1973	49	13	2001	21
6	1917	105	20	1945	77	49	1974	48	14	2002	20
7	1918	104	21	1946	76	50	1975	47	15	2003	19
8	1919	103	22	1947	75	51	1976	46	16	2004	18
9	1920	102	23	1948	74	52	1977	45	17	2005	17
10	1921	101	24	1949	73	53	1978	44	18	2006	16
11	1922	100	25	1950	72	54	1979	43	19	2007	15
12	1923	99	26	1951	71	55	1980	42	20	2008	14
13	1924	98	27	1952	70	56	1981	41	21	2009	13
14	1925	97	28	1953	69	57	1982	40	22	2010	12
15	1926	96	29	1954	68	58	1983	39	23	2011	11
昭和元年	1926	96	30	1955	67	59	1984	38	24	2012	10
2	1927	95	31	1956	66	60	1985	37	25	2013	9
3	1928	94	32	1957	65	61	1986	36	26	2014	8
4	1929	93	33	1958	64	62	1987	35	27	2015	7
5	1930	92	34	1959	63	63	1988	34	28	2016	6
6	1931	91	35	1960	62	64	1989	33	29	2017	5
7	1932	90	36	1961	61	平成元年	1989	33	30	2018	4
8	1933	89	37	1962	60	2	1990	32	31	2019	3
9	1934	88	38	1963	59	3	1991	31	令和元年	2019	3
10	1935	87	39	1964	58	4	1992	30	2	2020	2
11	1936	86	40	1965	57	5	1993	29	3	2021	1
12	1937	85	41	1966	56	6	1994	28	4	2022	0







## 政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



《記入例》  
赤字で記入例を表示しています

### 調査員記入欄

都道府県名				保健所名			
地区番号		単位区番号		世帯番号			

2022年社会保障・人口問題基本調査

# 生活と支え合いに関する調査

## 【個人票】

2022（令和4）年7月1日

記入例は、あくまで設問ごとの例ですので、それぞれの設問の記入例を比べたときに、整合的でない箇所があります。

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階  
電話(03)3595-2984 内線4455、4457  
<https://www.ipss.go.jp>

政府統計 コード	厚生労働省 社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する調査)	調査対象者ID (世帯員)	ここにID・パスワードを 貼り付けてください
		世帯員 パスワード	

### 記入上のお願ひ

○2022（令和4）年7月1日現在で記入してください。

○普段住んでいる同じ世帯の人で18歳以上の方は、もれなく記入してください。  
出張や旅行、病気などで、不在、同居していない場合、その期間が3か月未満なら、普段住んでいる人に含めます。

○世帯の18歳以上の方の人数を、調査員にお申し付けください。

○原則としてご本人が記入してください。

○病気、障害、介護を必要としているなどの理由でご本人が記入できない場合は、以下の方法で回答できますので、あてはまる枠にチェックをいれてください。

・ご本人が回答を伝え、家族・介護者などが記入を手伝う。 →

・ご本人の意思表示が難しい場合、家族・介護者などが本人の意向をくみとって回答する。 →

○回答の仕方は、あてはまる番号を選んで○をつけるものと、（ ）や  に必要な事柄を書きこむものがあります。

○回答の仕方がわからないときは、調査員におたずねください。

あなたの健康や医療・介護・年金のことについておたずねします。

問1 あなたの現在の健康状態はいかがですか（〇は1つ）。

1 よい      2 まあよい      3 ぶつう      4 あまりよくない      5 よくない

問2 あなたには、過去6か月以上にわたって、周りの人が通常おこなっているような活動について、あなた自身の健康上の問題による制限がありましたか（〇は1つ）。

1 非常に制限があった      2 制限はあったがひどくはなかった      3 まったく制限はなかった

問3 長生きすることは良いことだと思いますか（〇は1つ）。

1 とてもそう思う      2 ややそう思う      3 あまりそう思わない      4 まったくそう思わない

問4 (1) 次の①～⑥の質問について、過去1か月の間はどのようでしたか（〇はそれぞれ1つ）。

	いつも	たいてい	ときどき	少しだけ	まったく ない
① 神経過敏に感じましたか。	1	2	3	<input checked="" type="radio"/> 4	5
② 絶望的だと感じましたか。	1	2	3	4	<input checked="" type="radio"/> 5
③ そわそわ落ち着かなく感じましたか。	1	2	3	<input checked="" type="radio"/> 4	5
④ 気分が沈み込んで、何が起ころっても 気が晴れないように感じましたか。	1	2	3	4	5
⑤ 何をするのも骨折りだと感じましたか。	1	2	<input checked="" type="radio"/> 3	4	5
⑥ 自分は価値のない人間だと感じましたか。	1	2	3	4	<input checked="" type="radio"/> 5

(2) あなたは、心の問題についての公的な相談機関（精神保健福祉センター、こころの健康相談統一ダイヤルなどの自殺防止の相談窓口）を知っていますか。

1 知っている      2 知らない

(付問) 「知っている」と答えた方におたずねします。あなたは、気分が落ち込んだり不安を感じた際に、そうした機関に実際に相談したことがありますか。

1 ある       2 ない

問5 あなたは、過去1年間に、病院や診療所での受診や治療が必要と思われるほどの病気やケガをしましたか。

1 した      2 しなかった

(付問) その際、実際に病院や診療所を受診し、治療を受けましたか。

1 つねに受診・治療をした      2 受診・治療をしなかったことがある

問6 あなたは過去1年間に、職場や学校での健診（人間ドックを含む）、または自治体を実施する健診（がん検診などを含む）のいずれかを受診しましたか。

1 受診した      2 受診しなかった

問7 20歳以上60歳未満の方で公的年金を受給していない方におたずねします。  
あなたの公的年金への加入状況をお答えください（〇は1つ）。

- |  |
|--|
| 1 国民年金第1号被保険者（自営業者や学生等）                                  |
| <input checked="" type="radio"/> 2 国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等） |
| 3 国民年金第3号被保険者（会社員や公務員等の配偶者）                              |
| 4 公的年金に加入していない（加入手続きをおこなっていないため）                         |
| 5 自分がどの公的年金に加入しているのか、わからない                               |

（付問）国民年金第1号被保険者の方におたずねします。

過去1年間に、免除・猶予された場合を除き、国民年金の保険料を納めなかったことがありますか。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 1 ない（免除・猶予を含め、すべて納めた） | 2 ある |
|-----------------------|------|

問8 現在、どなたかの介護をしていますか。仕事での介護従事は除いてお答えください。  
している場合、それはどなたですか（〇はいくつでも）。

- |   |   |   |         |       |       |
|---|---|---|---------|-------|-------|
| <input checked="" type="radio"/> 1 している | → | <input checked="" type="radio"/> 1 自分の親 | 2 配偶者の親 | 3 配偶者 | 4 子ども |
| 2 していない                                 |   | 5 祖父母                                   | 6 きょうだい | 7 親戚  | 8 その他 |

問9 40歳以上の方におたずねします。

(1) 一カ所だけ選ぶとしたら、あなたが寝たきりになった場合、どこで介護を受けたり療養したりしたいですか（〇は1つ）。

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 介護保険の施設   | <input checked="" type="radio"/> 2 有料老人ホームなどの高齢者専用住宅 |
| 3 病院などの医療機関 | 4 自宅（子どもの自宅も含みます）                                    |
| 5 その他（具体的に  | ）  |

(2) ここ10年で家族・近親者、近い方を看取った経験(※)について、  
あてはまるものをすべて選んでください。

- |              |  |           |
|--------------|--|-----------|
| 1 看取った経験は無い  | <input checked="" type="radio"/> 2 自分の家族 | 3 家族以外の親族 |
| 4 友人など近い関係の人 | 5 知人やご近所の方                               |           |

(※) ここでは、お亡くなりになる前の1年くらいの間に食事、見守り、介護・看護、生活支援をおこなった経験を言います。

(3) あなたはご自身の死や死後について、次に挙げる1～6の準備をしたり、考えたりしていますか。

「2 はい」と答えた方におたずねします。内容について家族や友人などと具体的に話していますか。  
どちらか1つを選んでください（〇はそれぞれ1つ）。

	(A) 準備をしたり、考えたりしているか	(B) 内容について家族や友人などと具体的に話しているか
① 扶養している方の生活	1 いいえ <input checked="" type="radio"/> 2 はい →	1 いいえ <input checked="" type="radio"/> 2 はい
② 資産（持ち家など）や負債の整理	1 いいえ <input checked="" type="radio"/> 2 はい →	1 いいえ <input checked="" type="radio"/> 2 はい
③ 自分の葬儀や墓のこと	1 いいえ <input checked="" type="radio"/> 2 はい →	1 いいえ <input checked="" type="radio"/> 2 はい
④ あなた自身の後見人・補佐人の選定	<input checked="" type="radio"/> 1 いいえ 2 はい →	1 いいえ 2 はい
⑤ 人生の最終段階で受けた医療	<input checked="" type="radio"/> 1 いいえ 2 はい →	1 いいえ 2 はい
⑥ その他	<input checked="" type="radio"/> 1 いいえ 2 はい →	1 いいえ 2 はい

問10 あなたは障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちですか（〇はいくつでも）。

- 1 どれも持っていない
- 2 身体障害者手帳1・2級
- 3 身体障害者手帳3～6級
- 4 療育手帳重度（A、A1・A2・A3、1度・2度など）
- 5 療育手帳その他（B・C、B1・B2、3度・4度など）
- 6 精神障害者保健福祉手帳（1級）
- 7 精神障害者保健福祉手帳（2・3級）

（付問）いつごろから障害をお持ちですか（〇は1つ）。

※障害者手帳の取得前も含みます。障害がだんだん始まった方は、生活に影響し始めた時を、障害を複数お持ちの方は、一番早い時点をお答えください。

- |           |         |           |
|-----------|---------|-----------|
| 1 生まれつき   | 2 17歳以前 | 3 18歳～39歳 |
| 4 40歳～64歳 | 5 65歳以降 | 6 わからない   |

### あなたの仕事に関わる経験についておたずねします。

問11 あなたは現在、収入をとまなう仕事をしていますか（〇は1つ）。

- |   |  |
|---|--|
| 1 仕事をしている<br>（休業、休職中を含みます。<br>学生のアルバイトは除きます。） | 2 仕事をしていない<br>（高校生・大学生の方、学生の<br>アルバイトはこちらになります。） |
|---|--|

（付問1）仕事をしていない方におたずねします。現在仕事を探しておられますか（〇は1つ）。

- |                       |
|-----------------------|
| 1 仕事を探している            |
| 2 仕事を探していない、または、学生である |

（付問2）現在も含め、あなたはこれまでに収入をとまなう仕事をしたことがありますか（〇は1つ）。

- |   |        |
|---|--------|
| 1 これまでに収入をとまなう仕事をしたことがある<br>（学生のアルバイトは除きます） | → 問14へ |
| 2 これまでに収入をとまなう仕事をしたことがない                    | → 問16へ |

問12へ

問12 あなたの、先週の仕事時間についておたずねします。交代制勤務など就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。

(1) あなたは、仕事に行くために何時ごろに家を出ましたか。  
在宅で仕事をされている方は、何時ごろから仕事を始めましたか。

<input checked="" type="radio"/> 1	午前	<input type="radio"/> 2	午後
(	<input checked="" type="text" value="8"/>	)	時ごろ

(2) あなたは、仕事から帰ってくると何時ごろに家に着きましたか。  
在宅で仕事をされている方は、何時ごろ仕事を終わりましたか。

<input type="radio"/> 1	午前	<input checked="" type="radio"/> 2	午後
(	<input checked="" type="text" value="7"/>	)	時ごろ

(0時から12時の範囲でお答えください)

問13 現在仕事をされている方におたずねします。

(1) 仕事の内容、(2) 勤めか、自営かの別、  
(3) 勤め先での呼称(呼び名)、(4) 勤め先の規模、官公庁か、について  
下記よりそれぞれ あてはまるものを選んでください(それぞれ〇は1つ)。

・2つ以上の仕事をしている方は、主な仕事についてお答えください(学生のアルバイトは除きます)。

(1) 仕事の内容 (あなたが職場で具体的にしていた主な業務や作業)		
1	管理的職業	2 専門的・技術的職業
<input checked="" type="radio"/> 4	販売の職業	5 サービスの職業
7	農林漁業の職業	8 生産工程の職業
10	建設・採掘の職業	11 運搬・清掃・包装等の職業
		12 その他 ( の をする)

(2) 勤めか 自営か の別		
1	会社・団体の役員	<input checked="" type="radio"/> 2 一般常雇者(契約期間が1年以上 または雇用期間に定めがない者)
4	日々又は1月未満の契約の雇用者	3 1月以上1年未満の 契約の雇用者
7	家族従業者(自家営業の手伝い)	5 自営業(雇人あり)
		6 自営業(雇人なし)
		8 内職
		9 その他

(3) 勤めの方のみ: 勤め先での呼称		
<input checked="" type="radio"/> 1	正規の職員・従業員	2 パート
4	労働者派遣事業所の派遣社員	3 アルバイト
7	その他	5 契約社員・嘱託
		6 利用者(障害者就労継続支援)

(4) 勤めの方のみ: 勤め先の規模・官公庁の別		
1	1~4人	<input checked="" type="radio"/> 2 5~29人
4	100~299人	3 30~99人
7	1000~4999人	5 300~499人
		6 500~999人
		8 5000人以上
		9 官公庁

(5) 過去1か月でのお仕事のあなたのテレワークの割合について、最もあてはまるものを選んでください(〇は1つ)。

(※) テレワークとは情報通信技術を利用し、在宅または在宅以外(サテライトオフィス勤務・モバイル勤務)で行う事業場外勤務を言います。

<input type="radio"/> 1	テレワークが7割以上
<input type="radio"/> 2	テレワークは4~6割程度
<input type="radio"/> 3	テレワークは1~3割程度
<input checked="" type="radio"/> 4	テレワークはほぼ、あるいはまったくしていない

問14 あなたの学校卒業後最初についた仕事についておたずねします。

- (1) 仕事の内容、(2) 勤めか、自営かの別、  
 (3) 勤め先での呼称(呼び名)、(4) 勤め先の規模、官公庁か、について  
 下記よりそれぞれ あてはまるものを選んでください(それぞれ○は1つ)。  
 ・2つ以上の仕事をしていた方は、主な仕事についてお答えください。

(1) 仕事の内容 (あなたが職場で具体的にしていた主な業務や作業)		
1 管理的職業	2 専門的・技術的職業	3 事務的職業
<input checked="" type="radio"/> 4 販売の職業	5 サービスの職業	6 保安の職業
7 農林漁業の職業	8 生産工程の職業	9 輸送・機械運転の職業
10 建設・採掘の職業	11 運搬・清掃・包装等の職業	12 その他(            の            をする)

(2) 勤めか 自営か の別		
1 会社・団体の役員	<input checked="" type="radio"/> 2 一般常雇者(契約期間が1年以上 または雇用期間に定めがない者)	3 1年以上1年未満の 契約の雇用人
4 日々又は1年未満の契約の雇用人	5 自営業(雇人あり)	6 自営業(雇人なし)
7 家族従業者(自家営業の手伝い)	8 内職	9 その他

(3) 勤めの方のみ: 勤め先での呼称		
<input checked="" type="radio"/> 1 正規の職員・従業員	2 パート	3 アルバイト
4 労働者派遣事業所の派遣社員	5 契約社員・嘱託	6 利用者(障害者就労継続支援)
7 その他		

(4) 勤めの方のみ: 勤め先の規模・官公庁の別		
1 1~4人	<input checked="" type="radio"/> 2 5~29人	3 30~99人
4 100~299人	5 300~499人	6 500~999人
7 1000~4999人	8 5000人以上	9 官公庁

問15 お仕事をされた経験がある方におたずねします。

- (1) 学校卒業後最初のお仕事に就いたときのあなたの暮らし向きはいかがでしたか(○は1つ)。

1 大変ゆとりがあった
2 ややゆとりがあった
<input checked="" type="radio"/> 3 普通
4 やや苦しかった
5 大変苦しかった

- (2) そのときの生活費用の担い手はどなたでしたか(○はいくつでも)。

1 自分	5 きょうだい	9 公的支援
<input checked="" type="radio"/> 2 父親	6 配偶者	10 その他
3 母親	7 子ども	
4 祖父母	8 その他の親戚	

## あなた自身のことについておたずねします。

問16 あなたのことについておたずねします。あてはまるものに○をつけ、カッコ内を記入してください。

(1) 性別	(2) 出生年月	(3) 世帯主とあなたとの関係	(4) あなたのご兄弟姉妹
<input checked="" type="radio"/> 1 男性 <input type="radio"/> 2 女性	1 明治 2 大正 ( 45 ) 年 <input checked="" type="radio"/> 3 昭和 ( 8 ) 月 4 平成 5 西暦 生まれ	<input checked="" type="radio"/> 1 世帯主本人 <input type="radio"/> 2 配偶者 <input type="radio"/> 3 きょうだい <input type="radio"/> 4 親 <input type="radio"/> 5 配偶者の親 <input type="radio"/> 6 子 7 子の配偶者 8 孫 9 孫の配偶者 10 祖父母 11 その他の親戚 12 その他 ( )	兄 ( 0 ) 人 姉 ( 0 ) 人 弟 ( 1 ) 人 妹 ( 0 ) 人 ※ご存命の方の人数を記入してください。(いらない場合は「0」人と記入してください)。

問17 あなたの婚姻状況についておたずねします。あてはまるものに○をつけてください。

(「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含まれます。)

1 未婚	<input checked="" type="radio"/> 2 配偶者あり	3 死別	4 離別
------	--	------	------

(付問1) 初婚ですか、再婚ですか。

1 初婚     2 再婚

(付問2) 現在の配偶者と結婚したのはいつですか。

大正	
昭和	
<input checked="" type="radio"/> 平成	( 10 ) 年
令和	
西暦	

(付問3) 死別・離別したのはいつですか。

※死別・離別を複数回ご経験された方は、最後に死別・離別をされた年をお答えください。

大正	
昭和	
平成	( ) 年
令和	
西暦	

問18 (1) ① 現在と、② 15歳の頃の(A)あなたの暮らし向きと、(B)あなたの生活費用の担い手についておたずねします。(A)は○は1つ、(B)はあてはまるものすべてに○をつけてください。)

	(A)あなたの暮らし向き	(B)あなたの生活費用の担い手		
① 現在	1 大変ゆとりがある	<input checked="" type="radio"/> 1 自分	5 きょうだい	9 公的支援
	2 ややゆとりがある	2 父親	<input checked="" type="radio"/> 6 配偶者	10 その他
	3 普通	3 母親	7 子ども	
	<input checked="" type="radio"/> 4 やや苦しい	4 祖父母	8 その他の親戚	
	5 大変苦しい			
② 15 歳 の 頃	1 大変ゆとりがあった	1 自分	5 きょうだい	
	2 ややゆとりがあった	<input checked="" type="radio"/> 2 父親	6 その他の親戚	
	<input checked="" type="radio"/> 3 普通	3 母親	7 公的支援	
	4 やや苦しかった	4 祖父母	8 その他	
	5 大変苦しかった			

(2) あなたが15歳の頃に、あなたの世帯は生活保護を受けていましたか(○は1つ)。

1 受けていた	<input checked="" type="radio"/> 2 受けていなかった	3 わからない
---------	---	---------

問19 あなたが(1)最後に通った(あるいは通っている)学校は次のどれにあたりますか(○は1つ)。また(2)その学校の卒業の有無を記入してください。

(1) 最後に通った(通っている)学校	(2) その学校の卒業の有無
1 小・中学校(尋常小学校、高等小学校、新制中学校)	<input checked="" type="radio"/> 1 卒業した 2 退学した 3 在学中
2 高校(旧制中学校、旧制実業学校、新制高校)	
3 高専(旧制高校、新制高専)	
4 短大	
<input checked="" type="radio"/> 5 大学・大学院(旧制・新制)	
6 その他(専修学校、専門学校)	

問20 あなたは、親と離れて別の世帯で暮らしたことがありますか。

1 ない(現在も親と同居している)    2 ない(親が亡くなるまで一緒に暮らしていた)    3  ある

(付問1) 「ある」の方は、最初に親と別世帯で暮らした時の理由は何ですか(○はいくつでも)。

<input checked="" type="radio"/> 1 入学・進学など	5 親の都合
2 就職・転勤・転職など	6 親からの自立・独立のため
3 結婚・同棲など	7 その他の理由
4 住宅事情や通勤・通学の便など	(具体的に )

(付問2) 最初に親と別世帯で暮らしたときの、あなたの暮らし向きはいかがでしたか(○は1つ)。

1 大変ゆとりがあった	4 やや苦しかった
2 ややゆとりがあった	5 大変苦しかった
<input checked="" type="radio"/> 3 普通	

(付問3) そのときの生活費用の担い手はどなたでしたか(○はいくつでも)。

<input checked="" type="radio"/> 1 自分	4 祖父母	7 子ども	10 その他
<input checked="" type="radio"/> 2 父親	5 きょうだい	8 その他の親戚	
3 母親	6 配偶者	9 公的支援	

問21 昨年1年間のあなたの収入(税・社会保険料を引いた後の手取りの金額)についておたずねします。収入がある場合は、金額を右欄に記入してください。

1 収入あり     $\longrightarrow$     昨年1年間のあなたの収入  
 (税・社会保険料を引いた後の手取りの金額)    

		5	6	0
億	千	百	十	-

 万円

2 収入なし

- ・仕事からの収入、利子、配当、家賃・地代の収入、年金などの社会保障給付・手当、仕送りを含みます。
- ・サラリーマン、パート、アルバイトによる収入(給与所得)には、ボーナスは含みますが退職一時金は含みません。
- ・給与所得以外の収入は、収入の総額から事業などの必要経費、税・社会保険料を引いた額をお答えください。

## あなたの、家族や社会との関係についておたずねします。

問22 先週、あなたは何日外出しましたか。仕事や外食、買い物や遊びなどを含めて、ご自宅の外に出かけた日数をお答えください。

1 外出していない    2 外出した     $\longrightarrow$     (週) 

6
---

 日  
 (1日から7日の範囲でお答えください。)



問23 あなたは普段の生活の中で、趣味や余暇などリフレッシュのために自由に使える時間が、平均すると1日にどのくらいありますか。 (1日平均)  時間

問24 (1) あなたはふだんの程度、人と会話や世間話をしますか (〇は1つ)。  
(家族との会話や電話でのあいさつ程度の会話も含みます。)

- |                                       |           |                |
|---------------------------------------|-----------|----------------|
| <input checked="" type="radio"/> 1 毎日 | 2 2~3日に1回 | 3 4~7日(1週間)に1回 |
| 4 2週間に1回                              | 5 1か月に1回  | 6 ほとんど話をしない    |

(2) あなたはふだん人との会話・コミュニケーションに、どのような方法・手段を利用していますか。  
あてはまるものすべてに〇をつけてください。

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <input checked="" type="radio"/> 1 対面で会う        | <input checked="" type="radio"/> 2 電話で会話する | <input checked="" type="radio"/> 3 電子メール、ショートメッセージのやり取りをする |
| <input checked="" type="radio"/> 4 SNS上でやり取りをする | 5 オンライン会議アプリで会話する                          | 6 手紙・はがきのやり取りをする   |

問25 あなたは、どの程度、孤独であると感じることがありますか (〇は1つ)。

- |              |            |   |
|--------------|------------|---|
| 1 常に・しばしば感じる | 2 時々感じる    | <input checked="" type="radio"/> 3 たまに感じる |
| 4 ほとんど感じない   | 5 まったく感じない |   |

問26 あなたが現在お住まいのご近所には、日常生活において手助けや支援を必要とする人がいらっしゃいますか。

<input checked="" type="radio"/> 1 手助けや支援を必要としている人が近所に住んでいる。 <input type="radio"/> 2 手助けや支援を必要としている人は近所には住んでいない。 <input type="radio"/> 3 手助けや支援を必要としている人が近所に住んでいるのかは知らない。	
<input type="radio"/> 1 と答えた方におたずねします。 あなたは、ご近所の手助けや支援が必要な人に対して、どのように接していますか (〇は1つ)。 <input type="radio"/> 1 関わらないようにしている。 <input checked="" type="radio"/> 2 日常的にあいさつや立ち話などをしている。 <input type="radio"/> 3 ご近所の方の悩みや相談事を聞いている。 <input type="radio"/> 4 現在、生活の手助けをしているご近所の方がいる。	<input type="radio"/> 2、3と答えた方におたずねします。 手助けや支援を必要としている人がご近所に住んでいたら手を貸しますか。 <input type="radio"/> 1 はい <input type="radio"/> 2 いいえ

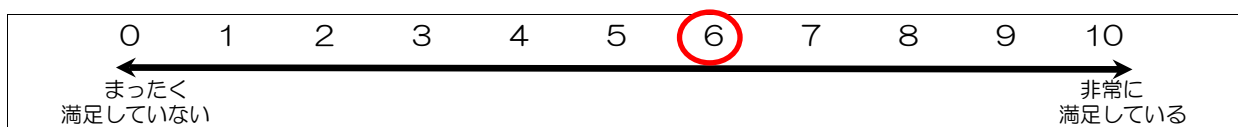
問27 あなたは、ふだん選挙の時に投票に行っていますか (〇は1つ)。

- |  |               |                   |        |
|--|---------------|-------------------|--------|
| <input checked="" type="radio"/> 1 必ず行っている | 2 できるかぎり行っている | 3 忙しくて行くことができていない | 4 行かない |
|--|---------------|-------------------|--------|

問28 (1) 生活上の困難（失業や低所得、病気、障害や要介護の状態など）への対応や社会保障制度についてのあなたのお考えをおたずねします。以下の①～③の問いについて、あなたのお考えに近いものにそれぞれ1つ〇をつけてください。

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
① 生活上の困難を解決するために、地域の人々はお互いに協力すべきである。	1	2	3	4
② 生活上の困難は、自分自身や家族による自助努力で克服すべきである。	1	2	3	4
③ 社会保障は、所得や支払っている保険料の額によらず、だれもが必要に応じて利用できるべきである。	1	2	3	4

(2) 全体的にみて、あなたは今の生活にどのぐらい満足していますか。0を「まったく満足していない」、10を「非常に満足している」とすると、どのぐらいの数字になりますか（数字に〇を1つ）。



問29 あなたは次に挙げる(1)～(9)の事柄で頼れる人はいますか。また、「1 いる」と答えた方におたずねします。それはだれですか（あてはまる番号すべてに〇をつけてください）。

	(A) 頼れる人はいますか			(B) それは誰ですか					
	1	2	3	親族・友人・近所の人	職場の人	介・民生・福祉の社委員	その他の人		
(1) 子どもの世話や看病	1	2	3	1	2	3	4	5	6
(2) (子ども以外の) 介護や看病	1	2	3	1	2	3	4	5	6
(3) 重要な事柄の相談	1	2	3	1	2	3	4	5	6
(4) 愚痴を聞いてくれること	1	2	3	1	2	3	4	5	6
(5) 悩みを聞いてくれること	1	2	3	1	2	3	4	5	6
(6) 喜びや悲しみを分かち合うこと	1	2	3	1	2	3	4	5	6
(7) いざという時のお金の援助	1	2	3	1	2	3	4	5	6
(8) 日頃のちょっとしたことの手助け	1	2	3	1	2	3	4	5	6
(9) 家を借りる時の保証人を頼むこと	1	2	3	1	2	3	4	5	6

問30 あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。

<input checked="" type="radio"/> 1 いる	<input type="radio"/> 2 いない
---------------------------------------	-----------------------------

お子さんがいらっしゃらない方は、ここで質問終了です。

お子さんがいらっしゃる方に、おたずねします。

問31 ご健在のお子さんについて、性別と生年月および同別居を記入してください。  
6人以上お子さんがいらっしゃる場合は、余白にご記入ください。

第1子	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	大正・昭和・ <input checked="" type="radio"/> 平成・令和・西暦	( 12 ) 年 ( 11 ) 月生まれ	<input checked="" type="radio"/> 同居・別居
第2子	<input checked="" type="radio"/> 男・女	大正・昭和・ <input checked="" type="radio"/> 平成・令和・西暦	( 14 ) 年 ( 12 ) 月生まれ	<input checked="" type="radio"/> 同居・別居
第3子	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	大正・昭和・ <input checked="" type="radio"/> 平成・令和・西暦	( 19 ) 年 ( 2 ) 月生まれ	<input checked="" type="radio"/> 同居・別居
第4子	男・女	大正・昭和・平成・令和・西暦	( ) 年 ( ) 月生まれ	同居・別居
第5子	男・女	大正・昭和・平成・令和・西暦	( ) 年 ( ) 月生まれ	同居・別居

以下は、18歳未満のお子さんがいらっしゃる方におたずねします。

問32 あなたの子育ての状況についておたずねします。  
次の問いについて、もっとも実態に近いと思う番号1つに○をつけてください。

	あてはまる	まああてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
(1) 自分は子どもをうまく育てていると思う	1	<input checked="" type="radio"/> 2	3	4
(2) 子どものことで、どうしたらよいかわからなくなることがある	1	2	3	<input checked="" type="radio"/> 4
(3) 子どもに関わる時間が十分に作れない	1	<input checked="" type="radio"/> 2	3	4
(4) 気持ちに余裕をもって子どもに接することができない	1	2	<input checked="" type="radio"/> 3	4
(5) つい大きな声で子どもを怒鳴ってしまうことがある	1	2	3	<input checked="" type="radio"/> 4
(6) つい子どもを叩いてしまうことがある	1	2	3	<input checked="" type="radio"/> 4

問33 あなたは現在、次の制度を利用していますか。利用しているものすべてに○をつけてください。

1 保育所(園)・幼稚園	2 学童保育	3 延長保育
4 障害のある子どもへのサービス	5 短時間勤務制度	6 その他のサービス
7 どれも利用していない		

問34 あなたは「子ども食堂・地域食堂」を知っていますか。

1 地域にあることを知っている	2 テレビなどでみて知っている	3 知らない
-----------------	-----------------	--------

(付問) 「知っている」と答えた方におたずねします。子ども食堂を利用したことはありますか。

1 ある	2 ない	3 必要ない
------	------	--------

- これで記入は終わりです。もう一度、記入漏れがないかご確認ください。
- ご回答いただいた調査票は、世帯票および世帯員全員の個人票をあわせて回収用の封筒に入れ、のり付けしたうえで7月8日までにご投函いただくか、それ以降は調査員にお渡しください。

ご協力ありがとうございました。

## 2022年社会保障・人口問題基本調査 「生活と支え合いに関する調査」

この用紙は、オンライン回答に使用する調査対象者ID（識別番号）とパスワードを記載したものです。

調査員の方は、世帯票のログインID・パスワードのシールを世帯票の貼付欄に貼り、個人票用のログインID・パスワードのシールを世帯主を含めた18歳以上の世帯員人数分を個人票の貼付欄に貼り付けてください。

※破線の部分を丁寧にはがしてお使いください。

### 世帯票

調査対象者ID (世帯票)	
世帯票 パスワード	

地区番号					単位区番号		世帯番号	

### 個人票

0 1 世帯主	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
0 2	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
0 3	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
0 4	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
0 5	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
0 6	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
0 7	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
0 8	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
0 9	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	

1 0	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
1 1	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
1 2	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
1 3	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
1 4	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
1 5	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
1 6	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
1 7	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	
1 8	調査対象者ID (個人票)	
	個人票 パスワード	

# 生活と支え合いに関する調査

## 調査票の回答・提出方法のご案内

お渡しした調査票の**回答・提出方法**は**3通り**あります。

**いずれか1つ**の方法にてご提出をお願いいたします。

①オンライン

②郵送

③調査員に渡す

裏面へ

① **オンライン**で回答する場合

**7/8 (金) 13時まで**

1. 政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp/>) にアクセス

政府統計オンライン  
調査総合窓口



2. 「ログイン画面へ」ボタンを押す

ログイン画面へ

3. 政府統計コードで  
「社会保障・人口問題基本調査  
(生活と支え合いに関する調査)」を選択  
「世帯票」や「個人票」に記載の  
調査対象者IDとパスワードで  
ログイン

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード **必須**  統計調査を選択してください  次回から入力省略  
調査対象者ID **必須**   次回から入力省略  
パスワード **必須**   パスワードを表示する

⚠ ログインに必要な情報は、統計調査によって異なる場合があります。ログインに必要な情報をお持ちでない方は、お問い合わせください。パスワード入力を5回連続誤ると一時的にログインができません。ご注意ください。

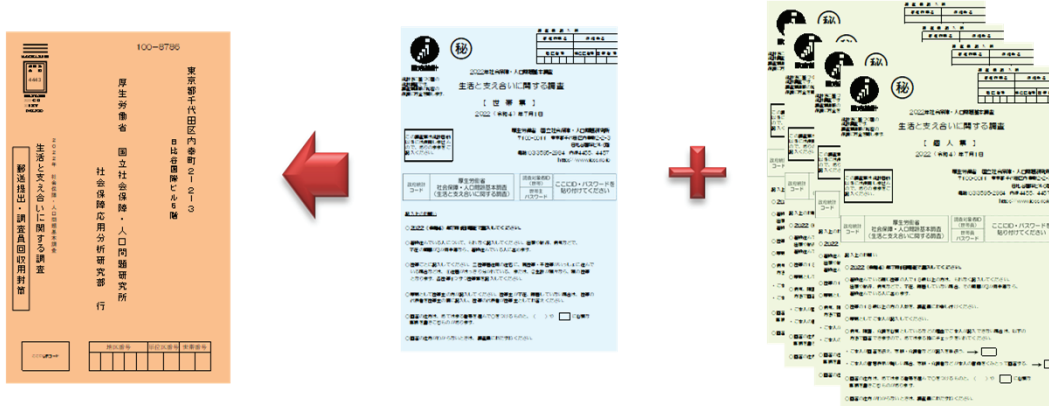
ログイン

※18歳以上の世帯主の方へ  
「世帯票」と「個人票」の両方に回答してください。

## ② 郵送する場合

# 7/8 (金) まで

1. 調査票に回答をご記入のうえ、「郵送提出・調査員回収用封筒」に入れ密封
2. ポストに投函(切手は不要)

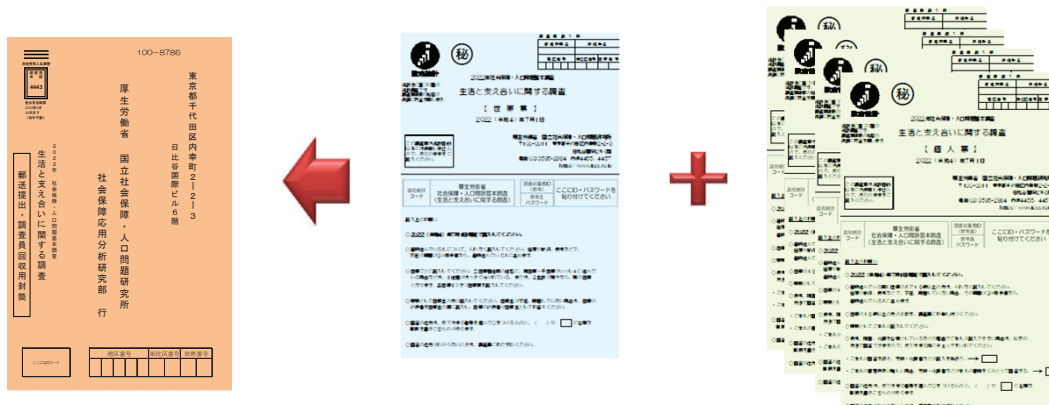


(18歳以上の方の人数分)

## ③ 調査員に渡す場合

# 7/11 (月) ~ 7/31 (日)

1. 調査票に回答をご記入のうえ、「郵送提出・調査員回収用封筒」に入れ密封
2. お伺いした調査員に渡す(日程は調整できます)



(18歳以上の方の人数分)

▼この調査に関するお問い合わせは、下記コールセンターまでお願いいたします。

土日祝日にも、ぜひご利用ください。  
調査票の提出や調査についてのご質問にお答えしています。

## 「生活と支え合いに関する調査」コールセンター

電話 0570-022-010 (平日、土日祝日9~17時)

# 生活と支え合いに関する調査

## 調査ご協力のお願い

～2022(令和4)年7月1日現在の事実を調査します～

### この調査について

- ◆ この調査は、厚生労働省の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が実施しています。
- ◆ 「国民生活基礎調査(厚生労働省が実施)」の調査対象となった世帯から無作為に選ばれた世帯主及び18歳以上の方(7月1日時点)にお願いしています。
- ◆ 調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られます。調査データは、統計法に基づいて統計を作るためだけに用いられ、その他の目的に使われることはありません。

### 調査票の提出について

- ◆ 調査票の提出については、「調査票の回答・提出方法のご案内」をご参照ください。
  - ・ 調査票が足りない場合は、調査員までお知らせください。調査員が調査票を追加でお渡しいたします。

### 調査結果の活用等について

- ◆ 調査の結果は、政府が行う各種施策の基礎資料として、幅広く活用されています。
- ◆ 調査結果の活用などの詳しい情報は、国立社会保障・人口問題研究所ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/outline/index.html>

▼この調査に関するお問い合わせは、下記コールセンターまでお願いいたします。

土日祝日にも、ぜひご利用ください。  
調査票の提出や調査についてのご質問にお答えしています。

「生活と支え合いに関する調査」コールセンター

電話 0570-022-010 (平日、土日祝日9～17時)



マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さま  
自治会・町内会の皆さまへ

## 「生活と支え合いに関する調査」へのご協力をお願い

- ・ このたび、皆様が管理されている建物や居住されている地域にお住まいの方に「生活と支え合いに関する調査」を実施することになりました。
- ・ 厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所が実施する公的な調査です。
- ・ 都道府県知事など自治体の長に任命された調査員証を携帯した調査員が、調査対象の世帯にお伺いします。

### 調査票の

## 配布(6月前半)と回収(7月中下旬)

のために各世帯にお伺いします。

**建物・地域内への立ち入り等にご配慮ください。**

Q1

マンション・アパート等の管理員・管理組合はどのような協力をすればいいですか？

- ◆ 調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。
- ◆ 当調査のポスターを掲示板等に貼っていただき、住民の皆様にご周知ください。

Q2

自治会・町内会はどのような協力をすればいいですか？

- ◆ 調査員がご町内のお宅に直接伺いますので、ご理解のほどお願いいたします。

お問い合わせ先▶▶▶

土日祝日にも、ぜひご利用ください。  
調査票の提出や調査についてのご質問にお答えしています。

「生活と支え合いに関する調査」コールセンター  
電話 0570-022-010 (平日、土日祝日9~17時)



## 主要結果表リスト

2022 年生活と支え合いに関する調査の主要結果表のリストを単純集計表、クロス集計表の別に掲載する。全ての集計表は、下記のウェブサイトからダウンロード可能となっている。

国立社会保障・人口問題研究所サイト

[https://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2022/SSPL2022\\_table.html](https://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2022/SSPL2022_table.html)

政府統計の総合窓口 (e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>

(「生活と支え合いに関する調査」で検索してください)

### 1 単純集計結果表

#### 1) 世帯に関する単純集計表 (世帯票)

- 表 1 居住住居形態
- 表 2 住居の部屋数
- 表 3 居住設備・住環境
- 表 4 先月 (6 月) の世帯支出の状況
- 表 5 家計簿記載の有無
- 表 6 食料の困窮経験
- 表 7 衣料の困窮経験
- 表 8 過去 1 年間の公共料金等の未払い・滞納経験
- 表 9 生活保護受給状況
- 表 10 市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度加入世帯員の有無・保険料未払い状況
- 表 11 子どもにかかる手当の受給状況
- 表 12 貯蓄額階級
- 表 13 借入金額階級
- 表 14 生活における相対的剥奪の状況
- 表 15 耐久消費財の所有状況
- 表 16 住宅費の負担
- 表 17 子どもの教育にかかる支出の負担感
- 表 18 健康上の問題による活動制限のある子どもの有無
- 表 19 障害者手帳を保有している子どもの有無
- 表 20 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている世帯員の有無

## 2) 個人に関する単純集計表（個人票）

- 表 21 主観的健康感
- 表 22 健康上の問題による活動制限
- 表 23 長生きに対する価値観
- 表 24 精神的健康（K6）点数階級
- 表 25 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況
- 表 26 過去1年間の病気やケガの受診状況
- 表 27 過去1年間の健康診断受診状況
- 表 28 公的年金への加入状況・国民年金保険料の未納状況
- 表 29 現在の介護の状況・介護相手
- 表 30 希望介護場所
- 表 31 看取り経験
- 表 32 自身の死や死後の準備・考えの共有
- 表 33 障害の状況
- 表 34 現在の就業状況
- 表 35 仕事の経験
- 表 36 離宅（始業）時刻
- 表 37 帰宅（終業）時刻
- 表 38 離宅（就労）時間
- 表 39 現在の仕事の状況
- 表 40 テレワークの状況
- 表 41 初職の状況
- 表 42 暮らし向き（初職に就いた時）
- 表 43 生活費用の担い手（初職に就いた時）
- 表 44 性別
- 表 45 年齢階級
- 表 46 きょうだいの有無
- 表 47 婚姻状況
- 表 48 現在の暮らし向き
- 表 49 生活費用の担い手（現在）
- 表 50 暮らし向き（15歳時）
- 表 51 生活費用の担い手（15歳時）
- 表 52 15歳のときの生活保護の受給経験
- 表 53 最後に卒業した学校
- 表 54 親との別居経験と最初の別居時の状況
- 表 55 個人収入額階級

- 表 56 先週の外出の状況
- 表 57 余暇時間（1日の自由な時間）階級
- 表 58 普段の会話頻度
- 表 59 コミュニケーション方法
- 表 60 孤独感の程度
- 表 61 近所の手助けや支援を必要とする人の有無の認識・接し方
- 表 62 投票に行く頻度
- 表 63 生活上の困難の解決方法・社会保障制度についての考え方
- 表 64 生活満足度
- 表 65 頼れる人の有無・頼れる相手
- 表 66 子どもの有無
- 表 67 自身の子育てへの評価
- 表 68 子育てにかかる制度の利用状況
- 表 69 子ども食堂・地域食堂の認知・利用状況

## 2 クロス集計結果表

### 1) 住居や世帯支出に関するクロス集計表

- 表 1 居住住居形態，等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 2 居住住居形態，障害者手帳の有無別－個人数
- 表 3 居住設備・住環境，性・年齢階級別－個人数
- 表 4 居住設備・住環境，等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 5 居住設備・住環境，世帯類型別－世帯数
- 表 6 居住設備・住環境，世帯構造別－世帯数
- 表 7 先月（6月）の世帯支出の状況，等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 8 先月（6月）の世帯支出の状況，世帯タイプ別－世帯数
- 表 8 先月（6月）の世帯支出の状況，世帯タイプ別（子どもを18歳未満とした集計）－世帯数
- 表 9 家計簿記載の有無，等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 10 家計簿記載の有無，世帯タイプ別－世帯数
- 表 10 家計簿記載の有無，世帯タイプ別（子どもを18歳未満とした集計）－世帯数

### 2) 困窮経験や未払い・滞納経験に関するクロス集計表

- 表 11 食料の困窮経験，等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 12 食料の困窮経験，世帯タイプ別－世帯数
- 表 12 食料の困窮経験，世帯タイプ別（子どもを18歳未満とした集計）－世帯数
- 表 13 食料の困窮経験，地域ブロック別－世帯数
- 表 14 食料の困窮経験，地域ブロック（類型Ⅰ）別－世帯数
- 表 15 衣料の困窮経験，等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 16 衣料の困窮経験，世帯タイプ別－世帯数
- 表 16 衣料の困窮経験，世帯タイプ別（子どもを18歳未満とした集計）－世帯数
- 表 17 衣料の困窮経験，地域ブロック別－世帯数
- 表 18 衣料の困窮経験，地域ブロック（類型Ⅰ）別－世帯数
- 表 19 過去1年間の公共料金等の未払い・滞納経験，等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 20 過去1年間の公共料金等の未払い・滞納経験，世帯タイプ別－世帯数
- 表 20 過去1年間の公共料金等の未払い・滞納経験，世帯タイプ別（子どもを18歳未満とした集計）－世帯数
- 表 21 過去1年間の公共料金等の未払い・滞納経験，地域ブロック別－世帯数
- 表 22 過去1年間の公共料金等の未払い・滞納経験，地域ブロック（類型Ⅰ）別－世帯数
- 表 23 過去1年間の公共料金等の未払い・滞納経験，居住住居形態別－世帯数

### 3) 公的給付に関するクロス集計表

- 表 24 生活保護受給状況, 等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 25 生活保護受給状況, 世帯類型別－世帯数
- 表 26 市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度加入世帯員の有無, 等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 27 市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料未払い期間の有無, 等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 28 市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料減免措置の認知状況, 等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 29 市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度加入世帯員の有無, 世帯類型別－世帯数
- 表 30 市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料未払い期間の有無, 世帯類型別－世帯数
- 表 31 子どもにかかる手当の受給状況, 等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 32 子どもにかかる手当の受給状況, 貯蓄額階級別－世帯数
- 表 33 子どもにかかる手当の受給状況, 借入金額階級別－世帯数

### 4) 世帯の生活状況に関するクロス集計表

- 表 34 生活における相対的剥奪の状況, 等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 35 生活における相対的剥奪の状況, 世帯タイプ別－世帯数
- 表 35 生活における相対的剥奪の状況, 世帯タイプ別 (子どもを 18 歳未満とした集計)－世帯数
- 表 36 生活における相対的剥奪の状況, 地域ブロック別－世帯数
- 表 37 生活における相対的剥奪の状況, 地域ブロック (類型 I) 別－世帯数
- 表 38 耐久消費財の所有状況, 等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 39 耐久消費財の所有状況, 世帯タイプ別－世帯数
- 表 39 耐久消費財の所有状況, 世帯タイプ別 (子どもを 18 歳未満とした集計)－世帯数
- 表 40 耐久消費財の所有状況, 地域ブロック別－世帯数
- 表 41 耐久消費財の所有状況, 地域ブロック (類型 I) 別－世帯数
- 表 42 住宅費の負担, 等価可処分所得階級別－世帯数
- 表 43 住宅費の負担, 世帯タイプ別－世帯数
- 表 43 住宅費の負担, 世帯タイプ別 (子どもを 18 歳未満とした集計)－世帯数
- 表 44 住宅費の負担, 地域ブロック別－世帯数
- 表 45 住宅費の負担, 地域ブロック (類型 I) 別－世帯数
- 表 46 住宅費の負担, 居住住居形態別－世帯数

5) 子どものいる世帯に関するクロス集計表

- 表 47 子どもの教育にかかる支出の負担感, 等価可処分所得階級別－世帯数  
表 48 子どもの教育にかかる支出の負担感, 地域ブロック別－世帯数  
表 49 子どもの教育にかかる支出の負担感, 地域ブロック（類型Ⅰ）別－世帯数  
表 50 健康上の問題による活動制限のある子どもの有無, 等価可処分所得階級別－世帯数  
表 51 健康上の問題による活動制限のある子どもの有無, 食料の困窮経験別－世帯数  
表 52 健康上の問題による活動制限のある子どもの有無, 衣料の困窮経験別－世帯数  
表 53 健康上の問題による活動制限のある子どもの有無, 生活保護受給状況別－世帯数  
表 54 障害者手帳を保有している子どもの有無, 等価可処分所得階級別－世帯数  
表 55 障害者手帳を保有している子どもの有無, 食料の困窮経験別－世帯数  
表 56 障害者手帳を保有している子どもの有無, 衣料の困窮経験別－世帯数  
表 57 障害者手帳を保有している子どもの有無, 生活保護受給状況別－世帯数

6) 世帯内での身のまわりの世話に関するクロス集計表

- 表 58 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている世帯員の有無, 等価可処分所得階級別－世帯数  
表 59 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている 18 歳未満の世帯員の有無, 等価可処分所得階級別－世帯数  
表 60 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている世帯員の有無, 食料の困窮経験別－世帯数  
表 61 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている 18 歳未満の世帯員の有無, 食料の困窮経験別－世帯数  
表 62 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている世帯員の有無, 衣料の困窮経験別－世帯数  
表 63 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている 18 歳未満の世帯員の有無, 衣料の困窮経験別－世帯数  
表 64 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている世帯員の有無, 生活保護受給状況別－世帯数  
表 65 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている世帯員の有無, 健康上の問題による活動制限のある子どもの有無別－世帯数  
表 66 世帯内で他の世帯員の身のまわりの世話をしている世帯員の有無, 障害者手帳を保有している子どもの有無別－世帯数

7) 健康に関するクロス集計表

- 表 67 主観的健康感, 性・年齢階級別－個人数



- 表 68 主観的健康感, 等価可処分所得階級別—個人数
- 表 69 主観的健康感, 障害者手帳の有無別—個人数
- 表 70 健康上の問題による活動制限, 性・年齢階級別—個人数
- 表 71 健康上の問題による活動制限, 等価可処分所得階級別—個人数
- 表 72 健康上の問題による活動制限, 障害者手帳の有無別—個人数
- 表 73 長生きに対する価値観, 性・年齢階級別—個人数
- 表 74 長生きに対する価値観, 等価可処分所得階級別—個人数
- 表 75 長生きに対する価値観, 世帯類型別—個人数
- 表 76 長生きに対する価値観, 世帯構造別—個人数
- 表 77 長生きに対する価値観, 地域ブロック別—個人数
- 表 78 長生きに対する価値観, 地域ブロック(類型Ⅰ)別—個人数
- 表 79 長生きに対する価値観, 婚姻状況別—個人数
- 表 80 長生きに対する価値観, 子どもの有無別—個人数
- 表 81 長生きに対する価値観, 貯蓄額階級別—個人数
- 表 82 長生きに対する価値観, 借入金額階級別—個人数
- 表 83 長生きに対する価値観, 主観的健康感別—個人数
- 表 84 長生きに対する価値観, 健康上の問題による活動制限別—個人数
- 表 85 長生きに対する価値観, 精神的健康(K6)点数階級別—個人数
- 表 86 長生きに対する価値観, 過去1年間の病気やケガの有無別—個人数
- 表 87 長生きに対する価値観, 現在の介護の状況別—個人数
- 表 88 長生きに対する価値観, 現在の介護相手別—個人数
- 表 89 長生きに対する価値観, 普段の会話頻度別—個人数
- 表 90 長生きに対する価値観, 現在の暮らし向き別—個人数
- 表 91 長生きに対する価値観, 生活費用の担い手(現在)別—個人数
- 表 92 長生きに対する価値観, 頼れる人の有無別—個人数
- 表 93 長生きに対する価値観, 社会保障は、所得や支払っている保険料の額によらず、誰もが必要に応じて利用できるべきか別—個人数

#### 8) 心の健康に関するクロス集計表

- 表 94 精神的健康(K6)点数階級, 性・年齢階級別—個人数
- 表 95 精神的健康(K6)点数階級, 等価可処分所得階級別—個人数
- 表 96 精神的健康(K6)点数階級, 死別・離別からの経過年数別—個人数
- 表 97 精神的健康(K6)点数階級, 住居の部屋数別—個人数
- 表 98 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況, 性・年齢階級別—個人数
- 表 99 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況, 婚姻状況別—個人数
- 表 100 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況, 最後に卒業した学校別—

個人数

- 表 101 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況, 子どもの有無別—個人数  
表 102 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況, 現在の就業状況別—個人数  
表 103 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況, 現在の介護の状況別—個人数  
表 104 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況, 普段の会話頻度別—個人数  
表 105 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況, 頼れる人の有無別—個人数  
表 106 心の問題についての公的相談機関の認知・利用状況, 自身の子育てへの評価別—個人数

9) 医療・年金・介護に関するクロス集計表

- 表 107 過去1年間の病気やケガの受診状況, 性・年齢階級別—個人数  
表 108 過去1年間の病気やケガの受診状況, 等価可処分所得階級別—個人数  
表 109 過去1年間の健康診断受診状況, 性・年齢階級別—個人数  
表 110 過去1年間の健康診断受診状況, 等価可処分所得階級別—個人数  
表 111 公的年金への加入状況・国民年金保険料の未納状況, 性・年齢階級別—個人数  
表 112 公的年金への加入状況・国民年金保険料の未納状況, 等価可処分所得階級別—個人数  
表 113 公的年金への加入状況・国民年金保険料の未納状況, 貯蓄額階級別—個人数  
表 114 公的年金への加入状況・国民年金保険料の未納状況, 借入金額階級別—個人数  
表 115 現在の介護の状況, 性・年齢階級別—個人数  
表 116 現在の介護相手, 性・年齢階級別—個人数  
表 117 現在の介護の状況, 等価可処分所得階級別—個人数  
表 118 現在の介護の状況, きょうだいの有無別—個人数  
表 119 現在の介護相手, きょうだいの有無別—個人数  
表 120 希望介護場所, 性・年齢階級別—個人数  
表 121 希望介護場所, 等価可処分所得階級別—個人数  
表 122 希望介護場所, 貯蓄額階級別—個人数  
表 123 希望介護場所, 借入金額階級別—個人数  
表 124 希望介護場所, 住居の部屋数別—個人数  
表 125 看取り経験, 性・年齢階級別—個人数  
表 126 看取り経験, 等価可処分所得階級別—個人数  
表 127 自身の死や死後の準備・考えの共有, 性・年齢階級別—個人数

表 128 自身の死や死後の準備・考えの共有, 等価可処分所得階級別一人人数

表 129 自身の死や死後の準備・考えの共有, 普段の会話頻度別一人人数

#### 10) 障害に関するクロス集計表

表 130 障害者手帳の有無, 性・年齢大区分別一人人数

表 131 受障年齢階級, 性・年齢大区分別一人人数

表 132 障害者手帳の有無, 等価可処分所得階級別一人人数

表 133 障害者手帳の有無, 世帯類型別一人人数

#### 11) 就業状況や就労時間に関するクロス集計表

表 134 現在の就業状況, 性・年齢階級別一人人数

表 135 現在の就業状況, 等価可処分所得階級別一人人数

表 136 現在の就業状況, 婚姻状況別一人人数

表 137 現在の就業状況, 障害者手帳の有無別一人人数

表 138 現在の就業状況, 初職の状況別一人人数

表 139 仕事の経験, 性・年齢階級別一人人数

表 140 仕事の経験, 等価可処分所得階級別一人人数

表 141 仕事の経験, 婚姻状況別一人人数

表 142 離宅(始業)時刻, 性・年齢階級別一人人数

表 143 離宅(始業)時刻, 世帯構造別一人人数

表 144 離宅(始業)時刻, 婚姻状況別一人人数

表 145 離宅(始業)時刻, 子どもの有無別一人人数

表 146 帰宅(終業)時刻, 性・年齢階級別一人人数

表 147 帰宅(終業)時刻, 世帯構造別一人人数

表 148 帰宅(終業)時刻, 婚姻状況別一人人数

表 149 帰宅(終業)時刻, 子どもの有無別一人人数

表 150 離宅(就労)時間, 婚姻状況別一人人数

表 151 離宅(就労)時間, 子どもの有無別一人人数

#### 12) 現在の仕事に関するクロス集計表

表 152 現在の仕事の状況, 性・年齢階級別一人人数

表 153 現在の仕事の状況, 世帯構造別一人人数

表 154 現在の仕事の状況, 障害者手帳の有無別一人人数

表 155 現在の仕事の状況, 初職(仕事の内容)別一人人数

表 156 テレワークの状況, 性・年齢階級別一人人数

表 157 テレワークの状況, 等価可処分所得階級別一人人数

- 表 158 テレワークの状況, 地域ブロック別一人人数
- 表 159 テレワークの状況, 地域ブロック (類型 I) 別一人人数
- 表 160 テレワークの状況, 婚姻状況別一人人数
- 表 161 テレワークの状況, 最後に卒業した学校別一人人数
- 表 162 テレワークの状況, 現在の仕事 (仕事の内容) 別一人人数
- 表 163 テレワークの状況, 現在の仕事 (勤め先での呼称) 別一人人数
- 表 164 テレワークの状況, 住居の部屋数別一人人数

13) 初めて就いた仕事に関するクロス集計表

- 表 165 初職の状況, 性・年齢階級別一人人数
- 表 166 初職の状況, 世帯構造別一人人数
- 表 167 暮らし向き (初職に就いた時), 性・年齢階級別一人人数
- 表 168 暮らし向き (初職に就いた時), 婚姻状況別一人人数
- 表 169 生活費用の担い手 (初職に就いた時), 性・年齢階級別一人人数
- 表 170 生活費用の担い手 (初職に就いた時), 婚姻状況別一人人数
- 表 171 生活費用の担い手 (初職に就いた時), 初職の状況別一人人数
- 表 172 生活費用の担い手 (初職に就いた時), 暮らし向き (初職に就いた時) 別一人人数

14) 家族構成や暮らし向きに関するクロス集計表

- 表 173 きょうだいの有無, 性・年齢階級別一人人数
- 表 174 婚姻状況, 性・年齢階級別一人人数
- 表 175 婚姻状況, 等価可処分所得階級別一人人数
- 表 176 現在の暮らし向き, 性・年齢階級別一人人数
- 表 177 現在の暮らし向き, 等価可処分所得階級別一人人数
- 表 178 現在の暮らし向き, 世帯タイプ別一人人数
- 表 178 現在の暮らし向き, 世帯タイプ別 (子どもを 18 歳未満とした集計) 一人人数
- 表 179 現在の暮らし向き, 婚姻状況別一人人数
- 表 180 現在の暮らし向き, 死別・離別からの経過年数別一人人数
- 表 181 現在の暮らし向き, 障害者手帳の有無別一人人数
- 表 182 生活費用の担い手 (現在), 性・年齢階級別一人人数
- 表 183 生活費用の担い手 (現在), 等価可処分所得階級別一人人数
- 表 184 生活費用の担い手 (現在), 世帯タイプ別一人人数
- 表 184 生活費用の担い手 (現在), 世帯タイプ別 (子どもを 18 歳未満とした集計) 一人人数
- 表 185 生活費用の担い手 (現在), 婚姻状況別一人人数

- 表 186 生活費用の担い手（現在），障害者手帳の有無別－個人数
- 表 187 暮らし向き（15歳時），性・年齢階級別－個人数
- 表 188 暮らし向き（15歳時），婚姻状況別－個人数
- 表 189 生活費用の担い手（15歳時），性・年齢階級別－個人数
- 表 190 生活費用の担い手（15歳時），婚姻状況別－個人数
- 表 191 15歳ときの生活保護の受給経験，性・年齢階級別－個人数
- 表 192 15歳ときの生活保護の受給経験，等価可処分所得階級別－個人数
- 表 193 15歳ときの生活保護の受給経験，婚姻状況別－個人数

15) 学歴や親との別居に関するクロス集計表

- 表 194 最後に卒業した学校，性・年齢階級別－個人数
- 表 195 最後に卒業した学校，障害者手帳の有無別－個人数
- 表 196 最後に卒業した学校，受障年齢階級別－個人数
- 表 197 親との別居経験，性・年齢階級別－個人数
- 表 198 親との最初の別居の理由，性・年齢階級別－個人数
- 表 199 親との最初の別居時の暮らし向き，性・年齢階級別－個人数
- 表 200 親との最初の別居時の生活費用の担い手，性・年齢階級別－個人数
- 表 201 親との別居経験，婚姻状況別－個人数
- 表 202 親との最初の別居の理由，婚姻状況別－個人数
- 表 203 親との最初の別居時の暮らし向き，婚姻状況別－個人数
- 表 204 親との最初の別居時の生活費用の担い手，婚姻状況別－個人数
- 表 205 親との別居経験，最後に卒業した学校別－個人数
- 表 206 親との最初の別居の理由，最後に卒業した学校別－個人数
- 表 207 親との最初の別居時の暮らし向き，最後に卒業した学校別－個人数
- 表 208 親との最初の別居時の生活費用の担い手，最後に卒業した学校別－個人数
- 表 209 親との別居経験，暮らし向き（15歳時）別－個人数
- 表 210 親との最初の別居の理由，暮らし向き（15歳時）別－個人数
- 表 211 親との別居経験，障害者手帳の有無別－個人数
- 表 212 親との別居経験，受障年齢階級別－個人数

16) 他者との関わりや社会参加に関するクロス集計表

- 表 213 先週の外出の状況，性・年齢階級別－個人数
- 表 214 先週の外出の状況，障害者手帳の有無別－個人数
- 表 215 余暇時間（1日の自由な時間）階級，性・年齢階級別－個人数
- 表 216 余暇時間（1日の自由な時間）階級，等価可処分所得階級別－個人数
- 表 217 余暇時間（1日の自由な時間）階級，住居の部屋数別－個人数

- 表 218 普段の会話頻度, 性・年齢階級別一人数
- 表 219 普段の会話頻度, 等価可処分所得階級別一人数
- 表 220 普段の会話頻度, 世帯タイプ別一人数
- 表 220 普段の会話頻度, 世帯タイプ別 (子どもを 18 歳未満とした集計) 一人数
- 表 221 普段の会話頻度, 結婚経過年数別一人数
- 表 222 普段の会話頻度, 死別・離別からの経過年数別一人数
- 表 223 普段の会話頻度, 障害者手帳の有無別一人数
- 表 224 普段の会話頻度, きょうだいの有無別一人数
- 表 225 コミュニケーション方法, 性・年齢階級別一人数
- 表 226 コミュニケーション方法, 等価可処分所得階級別一人数
- 表 227 孤独感の程度, 性・年齢階級別一人数
- 表 228 孤独感の程度, 等価可処分所得階級別一人数
- 表 229 孤独感の程度, 婚姻状況別一人数
- 表 230 孤独感の程度, 結婚経過年数別一人数
- 表 231 孤独感の程度, 死別・離別からの経過年数別一人数
- 表 232 孤独感の程度, 子どもの有無別一人数
- 表 233 孤独感の程度, 最後に卒業した学校別一人数
- 表 234 孤独感の程度, 生活満足度別一人数
- 表 235 孤独感の程度, 現在の就業状況別一人数
- 表 236 孤独感の程度, 普段の会話頻度別一人数
- 表 237 孤独感の程度, 頼れる人の有無別一人数
- 表 238 近所の手助けや支援を必要とする人の有無の認識・接し方, 性・年齢階級別一人数
- 表 239 近所の手助けや支援を必要とする人の有無の認識・接し方, 地域ブロック別一人数
- 表 240 近所の手助けや支援を必要とする人の有無の認識・接し方, 地域ブロック (類型 I) 別一人数
- 表 241 近所の手助けや支援を必要とする人の有無の認識・接し方, 婚姻状況別一人数
- 表 242 近所の手助けや支援を必要とする人の有無の認識・接し方, 死別・離別からの経過年数別一人数
- 表 243 近所の手助けや支援を必要とする人の有無の認識・接し方, 最後に卒業した学校別一人数
- 表 244 投票に行く頻度, 性・年齢階級別一人数
- 表 245 投票に行く頻度, 等価可処分所得階級別一人数

17) 社会保障や支え合いに関するクロス集計表

- 表 246 生活上の困難の解決方法・社会保障制度についての考え方, 性・年齢階級別－個人数
- 表 247 生活上の困難の解決方法・社会保障制度についての考え方, 等価可処分所得階級別－個人数
- 表 248 生活上の困難の解決方法・社会保障制度についての考え方, 世帯タイプ別－個人数
- 表 248 生活上の困難の解決方法・社会保障制度についての考え方, 世帯タイプ別（子どもを18歳未満とした集計）－個人数
- 表 249 生活上の困難の解決方法・社会保障制度についての考え方, 結婚経過年数別－個人数
- 表 250 生活上の困難の解決方法・社会保障制度についての考え方, 死別・離別からの経過年数別－個人数
- 表 251 生活満足度, 性・年齢階級別－個人数
- 表 252 生活満足度, 等価可処分所得階級別－個人数
- 表 253 生活満足度, 世帯タイプ別－個人数
- 表 253 生活満足度, 世帯タイプ別（子どもを18歳未満とした集計）－個人数
- 表 254 生活満足度, 結婚経過年数別－個人数
- 表 255 生活満足度, 死別・離別からの経過年数別－個人数
- 表 256 生活満足度, 障害者手帳の有無別－個人数
- 表 257 頼れる人の有無, 性・年齢階級別－個人数
- 表 258 頼れる相手, 性・年齢階級別－個人数
- 表 259 頼れる人の有無, 等価可処分所得階級別－個人数
- 表 260 頼れる相手, 等価可処分所得階級別－個人数
- 表 261 頼れる人の有無, 世帯タイプ別－個人数
- 表 261 頼れる人の有無, 世帯タイプ別（子どもを18歳未満とした集計）－個人数
- 表 262 頼れる相手, 世帯タイプ別－個人数
- 表 262 頼れる相手, 世帯タイプ別（子どもを18歳未満とした集計）－個人数
- 表 263 頼れる人の有無, 死別・離別からの経過年数別－個人数
- 表 264 頼れる人の有無, 障害者手帳の有無別－個人数
- 表 265 頼れる人の有無, きょうだいの有無別－個人数
- 表 266 頼れる人の有無, 最後に卒業した学校別－個人数
- 表 267 頼れる人の有無, 居住住居形態別－個人数
- 表 268 頼れる人の有無, 離宅（始業）時刻別－個人数
- 表 269 頼れる人の有無, 帰宅（終業）時刻別－個人数
- 表 270 頼れる人（子どもの世話や看病）の有無, 婚姻状況別－個人数

- 表 271 頼れる人（子どもの世話や看病）の有無，現在の暮らし向き別－個人数
- 表 272 頼れる人（子どもの世話や看病）の有無，生活保護受給状況別－個人数
- 表 273 頼れる人（子どもの世話や看病）の有無，離宅（就労）時間別－個人数

18) 子どもの有無や子育てに関するクロス集計表

- 表 274 子どもの有無，障害者手帳の有無別－個人数
- 表 275 子どもの有無，受障年齢階級別－個人数
- 表 276 18歳未満の子どもの有無，性・年齢階級別－個人数
- 表 277 18歳未満の子どもの有無，等価可処分所得階級別－個人数
- 表 278 18歳未満の子どもの有無，婚姻状況別－個人数
- 表 279 18歳未満の子どもの有無，現在の就業状況別－個人数
- 表 280 18歳未満の子どもの有無，現在の暮らし向き別－個人数
- 表 281 自身の子育てへの評価，等価可処分所得階級別－個人数
- 表 282 自身の子育てへの評価，婚姻状況別－個人数
- 表 283 自身の子育てへの評価，末子の年齢階級別－個人数
- 表 284 自身の子育てへの評価，現在の暮らし向き別－個人数
- 表 285 自身の子育てへの評価，最後に卒業した学校別－個人数
- 表 286 自身の子育てへの評価，離宅（始業）時刻別－個人数
- 表 287 自身の子育てへの評価，帰宅（終業）時刻別－個人数
- 表 288 自身の子育てへの評価，離宅（就労）時間別－個人数
- 表 289 自身の子育てへの評価，住居の部屋数別－個人数
- 表 290 子育てにかかる制度の利用状況，等価可処分所得階級別－個人数
- 表 291 子育てにかかる制度の利用状況，貯蓄額階級別－個人数
- 表 292 子育てにかかる制度の利用状況，借入金額階級別－個人数
- 表 293 子ども食堂・地域食堂の認知・利用状況，等価可処分所得階級別－個人数
- 表 294 子ども食堂・地域食堂の認知・利用状況，現在の暮らし向き別－個人数
- 表 295 子ども食堂・地域食堂の認知・利用状況，最後に卒業した学校別－個人数
- 表 296 子ども食堂・地域食堂の認知・利用状況，頼れる人（子どもの世話や看病）の有無別－個人数



<お願い>

本報告書の内容を利用された場合、その掲載紙などを一部  
国立社会保障・人口問題研究所宛にご送付いただければ幸いです。

調査研究報告資料第 41 号

2022 年社会保障・人口問題基本調査  
生活と支え合いに関する調査 報告書

---

令和 5 年 12 月 22 日発行

編集兼  
発行者

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 3 号

日比谷国際ビル 6 階

電話番号：03-3595-2984

F A X：03-3591-4816

U R L：https://www.ipss.go.jp

